

サブテキスト

学習指導書 2023

重要

2024年4月から新テキストに変更予定の科目について

2024年4月から新テキストに変更予定の科目（13科目）を以下のとおり、お知らせしますので、確認していただき、計画的に学習を進めてください。

現在のテキストにより2024年3月末までに単位修得を目指されるか、新テキストに変更となつてから単位修得を目指されるかは、各自の学習計画により選択してください。

1. 2024年4月から新テキストに変更予定の科目（13科目）

以下の13科目は、新テキストへの変更（予定）に伴い、2024年4月からレポート設題、科目修得試験設題（10問）が変更予定です。

新テキストに変更となりました科目は、2024年4月以降に学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれません。

教養科目：人間論Ⅲ、人間論Ⅳ、国際関係論Ⅱ、環境論Ⅰ、環境論Ⅱ、環境論Ⅳ、法学概論

専門科目：西洋史概論、江戸文学論、歴史文学論

自由選択科目：文化人類学

博物館学芸員資格科目：博物館経営論、博物館教育論

2. レポート提出の最終期限について ※レポート設題変更予定科目（13科目）

レポート設題変更予定科目（13科目）は、現在のレポート設題によるレポート提出の最終期限を設けています。提出最終期限は、以下のとおりです。提出最終期限後に通信教育部事務室に到着したレポート（再提出レポート含む）は、一切受け付けできません。

レポート設題変更予定科目（13科目）

レポート提出最終期限：2023年12月18日（月）必着

※2024年3月卒業予定者および最終学年生（4月生）は、別途設けられたレポート提出最終期限（2023年12月8日必着）が優先します。ご注意ください。

3. 科目修得試験の最終受験日について

2024年4月から新テキストに変更予定の科目（13科目）の現在の設題（10問）による科目修得試験の受験は、2024年3月10日のスクーリング放課後の科目修得試験が最終受験日です。現在の設題（10問）で受験予定の方は、計画的にレポート提出、科目修得試験の受験を行ってください。

提出レポート様式等早見表

※本早見表は、各科目のレポート様式（文字数、縦書き・横書き、その他留意事項）を見易く、まとめていますが、レポートを作成される際は、必ず『ハンドブック』P28～P30、『サブテキスト』の当該科目のレポート設題の項を確認の上、レポート作成に取り組んでください。

※「環境論Ⅱ」など手書きの場合、ペン書き指定となっている科目については、消せるボールペンも鉛筆同様、不可ですので、ご留意願います。

	科目名	担当教員名	文字数	様式(縦・横)	備 考
教 養 科 目	人間論Ⅰ	丸田 健	3200字	横書き	
	人間論Ⅱ	磯部美也子・林 郷子・今井由樹子	3200字	横書き	
	人間論Ⅲ	村上史朗	3200字	横書き	
	人間論Ⅳ	床谷文雄	3200字	横書き	
	国際関係論Ⅰ	有江ティアナ	3200字	横書き	
	国際関係論Ⅱ	羅 東耀	3200字	横書き	
	国際関係論Ⅲ	北岡一弘	3200字	横書き	できるだけワープロで作成
	環境論Ⅰ	横田 浩	3200字	横書き	
	環境論Ⅱ	吉村倫一	5枚厳守	横書き	できるだけワープロで作成、手書きの場合はサブテキストの 環境論Ⅱ専用レポート用紙 使用・ ペン書き厳守 、5ページ目は3分の2以上記載必要
	環境論Ⅲ	岩崎敏二	3200字	横書き	引用文献は必ず明記すること
	環境論Ⅳ	岡橋秀典	3200字	横書き	
	情報基礎・倫理	吉田光次	3200字	横書き	
	法学概論	竹中 浩	3200字	横書き	
健康論	島本太香子	3200字	横書き		
専 門 科 目	史学講読Ⅰ	河内将芳	8枚厳守	縦書き	自筆（ペン書き厳守）のみ、ワープロ不可（WEBポータルからの提出不可）、(A)～(D)から2つ選択 各々〔積文〕〔大意〕の順に1枚ずつ記す⇒合計8枚
	文化財学講読Ⅰ	杉山智昭	(1):1200字 (2):2000字	横書き	
	史科学概論	吉川敏子	6400字	縦書き・横書き自由	
	考古学概論	山下隆次	6400字	横書き	
	美術史概論	大河内智之	6400字	横書き	
	東洋史概論	米田健志	6400字	横書き	手書きの場合は ペン書き厳守 、10の時代・時期必要
	西洋史概論	足立広明	6400字	横書き	手書きの場合は ペン書き厳守 ①～⑦の中で選択したテーマ番号とテーマ題目を記載すること
	東洋史特殊講義	山崎 岳	3200字	横書き	テキスト以外に3点以上の文献を参照し、レポートの最後に参考文献として明記すること
	西洋史特殊講義	山口育人	3200字	横書き	手書きの場合は ペン書き厳守
	言語伝承論	井上 幸	設題1:1000字 設題2:1500字 設題3:700字	縦書き	
	江戸文学論	中尾和昇	ワープロ:5枚以上 手書き:10枚以上	縦書き	できるだけワープロで作成
	歴史文学論	三宅晶子	3200字	縦書き	
	書誌学	磯部 敦	3200字	縦書き・横書き自由	
	平安文学論	溝端悠朗	3200字	縦書き	
	観光論	三木理史	3200字	横書き	できるだけワープロで作成、簡条書き不可
	古文書学	安田真紀子	3200字	縦書き	手書きの場合は ペン書き厳守
	シルクロード学	市川良文	3200字	横書き	
	民俗学	浦西 勉	3200字	横書き	
建築史	山岸常人	3200文字以上 4000文字以内	縦書き・横書き自由	WEBポータルからの提出不可、図面等必要な資料は必ず添付すること	
自 由 選 択 科 目	現代文学論	木田隆文・光石亜由美	3200字	横書き	
	自然地理学	羽佐田紘大	3200字	横書き	テキスト第2章から第14章のうち1章選択し、選択した章を記述
	人文地理学	稲垣 稜	3200字	横書き	テキスト第2章から第11章のうちいずれか1つの章を選択し、選択した章とタイトルを記述
	気候学	木村圭司	3200字	横書き	できるだけワープロで作成、手書きの場合は ペン書き厳守
	文化人類学	芹澤知広	3200字	横書き	親族図式を具体的に描いて説明
博 物 館 学 芸 員 資 格 科 目	生涯学習概論	大西英人	3200字	横書き	
	博物館概論	杉山智昭	(1):1200字 (2):2000字	横書き	
	博物館経営論	瀬口真司・堀 真人	3200字	横書き	
	博物館資料論	岡田 健	(1):2200字 (2):1000字	横書き	
	博物館資料保存論	比佐陽一郎	3200字	横書き	
	博物館展示論	市本芳三	3200字	横書き	
	博物館教育論	岡田 健	ワークシート A4両面1枚+1600字	横書き	WEBポータルからの提出不可
	博物館情報・メディア論	高橋平明	3200字	横書き	

目 次

サブテキストの活用方法	5
-------------	---

〈横書き〉 教養科目

人間論Ⅰ	13
人間論Ⅱ	29
人間論Ⅲ	35
人間論Ⅳ	41
国際関係論Ⅰ	49
国際関係論Ⅱ	61
国際関係論Ⅲ	67
環境論Ⅰ	71
環境論Ⅱ	89
環境論Ⅲ	117
環境論Ⅳ	121
情報基礎・倫理	129
法学概論	141
健康論	145

専門科目

文化財学講読Ⅰ	153
史料学概論	163
考古学概論	169
美術史概論	195
東洋史概論	211
西洋史概論	219
東洋史特殊講義	229
西洋史特殊講義	233
言語伝承論	243
江戸文学論	251
書誌学	263
平安文学論	277
観光論	285

シルクロード学	299
民俗学	315
建築史	335

自由選択科目

現代文学論	341
自然地理学	345
人文地理学	353
気候学	359
文化人類学	369

博物館学芸員資格科目

生涯学習概論	383
博物館概論	393
博物館経営論	397
博物館資料論	433
博物館資料保存論	439
博物館展示論	449
博物館教育論	459
博物館情報・メディア論	467

〈縦書き〉

専門科目

史学講読 I	1
歴史文学論	13
古文書学	27

※ 縦書きのため裏表紙からの記載となっています。

サブテキストの活用方法

はじめに

印刷教材による授業（テキスト科目）は、指定テキストにより学習を行い、レポート設題についてレポートを提出し科目修得試験に合格することにより単位を修得することとなります。

『サブテキスト』は、テキストによる学習の要点やポイントを記載しています。学習を進める際に活用してください。また、履修科目を決定する資料（シラバス）ともなります。

1. 履修登録

テキスト科目の履修登録科目を検討の際、授業概要等を参考にして決定してください。また、スクーリング科目は、別冊『スクーリングガイド』を参考にしてください。

2. 学習方法

テキストと『サブテキスト』の双方を有効に活用してください。『サブテキスト』の学習指導、学習の要点、参考文献などを参考にして学習を行ってください。

3. レポートの提出

テキストの内容を十分理解できれば、レポート設題についてレポートを作成してください。作成にあたっては、テキストの内容を十分理解すると共に、『サブテキスト』に記載された設題の趣旨を理解したうえで、作成してください。また、レポートの分量（文字数）、縦書き・横書き、自筆の場合のペン書きの指定などにも注意してください。指定に従っていない場合は、添削対象外となります。

レポートには、必ずページを付してください。

レポート作成の方法は、別冊『ハンドブック』を参考にしてください。

※9～12ページにレポート作成見本を掲載しておりますので参考にしてください。

4. 添削指導（フィードバック）

提出されたレポートは、担当教員が添削指導を行い、合否判定（合格又は再提出）を付して返送します。

返送されたレポートが合格の判定であった場合、科目修得試験の受験資格が得られます。

返送されたレポートが再提出の判定であった場合、講評欄に記載された添削指導内容等を参考にして、レポートを再提出してください。

5. 科目修得試験

レポートを提出し合格となれば、科目修得試験の受験が可能となります。科目修得試験は、奈良大学をはじめ各都市で実施します。

科目修得試験の日程・会場等は『ハンドブック』の一覧表で確認してください。実施方法の詳細は、別冊『設題集』を参考にしてください。

6. 学習時間の目安について

「大学通信教育設置基準」（文部科学省令）では、**1単位を修得するには45時間相当の学習が必要**であるとされています。したがって、**2単位科目は90時間相当、4単位科目は180時間相当の学習が必要**となります。この設置基準による学習時間を目安として、通信教育部における印刷教材等による授業（テキスト科目）の学習基準（学習量や学習内容の目安）や学習の進め方を本項にまとめていますが、学生の皆様個々の学習理解度に応じて学習を進めるようにしてください。

印刷教材等による授業（テキスト科目）について、(1)テキスト学習→(2)レポート課題の作成・提出→(3)教員によるレポートの添削指導（フィードバック）→(4)テキスト・レポートの復習・発展学習→(5)科目修得試験→(6)単位修得という流れと、それぞれの学習内容を以下に分かりやすくまとめています。どのようなステップで学習していくと良いかの参考としてください。

また、1単位45時間相当の学習量（2単位：90時間、4単位：180時間）を基準として、各学習における標準学習時間を設定しています。それぞれの学習時間の目安にしてください。

＜2単位科目の場合＞ ※4単位科目の標準学習時間は、2単位科目の2倍程度が目安となります。

(1)テキスト学習

標準学習時間
50時間程度

＜学習内容＞

- ①到達目標の理解・確認
- ②テキスト・サブテキストの内容理解
- ③参考文献などによるテキスト周辺領域の学習
- ④質問票提出などによる理解促進

(2)レポート課題の作成・提出

標準学習時間
20時間程度

＜学習内容＞

- ①レポート課題や主旨の理解
- ②レポート課題にかかわるテキスト内容の確認
- ③レポート課題のまとめ方や論述方法などの学習

(3)教員によるレポートの添削指導（フィードバック）

(4)テキスト・レポートの復習・発展学習

標準学習時間
20時間程度

＜学習内容＞

- ①教員によるレポート添削指導結果に沿った復習
- ②レポート課題のまとめ方や論述方法などの復習
- ③科目修得試験設題（10問）を基にした実践的学習
- ④参考文献などによるテキスト周辺領域の発展学習

(5)科目修得試験

(6)単位修得（学年末）

7. 科目ナンバリング

奈良大学通信教育部の科目ナンバリング

「ナンバリング」とは、各科目に適切な番号をつけることでカリキュラムのなかでの位置づけを分かりやすく明示し、教育課程の体系を明確にするための仕組みです。

第1階層		第2階層		第3階層	第4階層	第5階層		
科目群		科目分類		授業方法(1桁) ※Tはテキスト科目、 Sはスクーリング科目、 Rは卒業論文	配当年次 (1桁)	科目番号 (2桁)		
名称	記号(1桁)	名称	番号(1桁)					
教養科目 (LiberalArts)	A	教養一般	1	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
		教養語学	2	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
専門科目 (Letters) ※文学部	L	必修(史学)	1	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
		必修(文化財)	2	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
		必修(卒業論文)	3	R	4	01～99		
		概論	4	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
		各論	5	T	1～4	01～99		
				S	1～4	01～99		
		自由選択科目 (Elective)	E	自由選択	1	T	1～4	01～99
						S	1～4	01～99
		資格科目 (Qualification)	Q	学芸員	1	T	1～4	01～99
S	1～4					01～99		

通信教育部開講科目の科目ナンバリング一覧表

第1階層		第2階層		第3階層	第4階層	第5階層	科目ナンバリング (6桁)	科目名	配当年次
科目群		科目分類		授業方法(1桁) ※Tはテキスト科目、 Sはスクーリング科目、 Rは卒業論文	配当年次 (1桁)	科目番号 (2桁)			
名称	記号 (1桁)	名称	番号 (1桁)						
教養科目 (LiberalArts)	A	教養一般	1	T	1～4	01～99	A1T101	人間論Ⅰ	1
							A1T102	人間論Ⅱ	1
							A1T103	国際関係論Ⅰ	1
							A1T104	国際関係論Ⅱ	1
							A1T105	環境論Ⅰ	1
							A1T106	環境論Ⅱ	1
							A1T107	情報基礎・倫理	1
							A1T108	健康論	1
							A1T201	人間論Ⅲ	2
							A1T202	人間論Ⅳ	2
							A1T203	国際関係論Ⅲ	2
							A1T204	環境論Ⅲ	2
							A1T205	環境論Ⅳ	2
							A1T206	法学概論	2
		教養語学	2	S	1～4	01～99	A1S101	スポーツ実技	1
							A1S201	国際関係論Ⅳ	2
							A1S202	データ処理論	2
							A2S101	英語Ⅰ	1
							A2S102	英語Ⅱ	1
							A2S103	英語Ⅲ	1
専門科目 (Letters) ※文学部	L	必修(史学)	1	T	1～4	01～99	L1T101	史学講読Ⅰ	1
							L1S201	史学講読Ⅱ	2
							L1S301	史学演習Ⅰ	3
							L1S302	史学演習Ⅱ	3
		必修(文化財)	2	S	1～4	01～99	L1S401	史学演習Ⅲ	4
							L2T101	文化財学講読Ⅰ	1
							L2S201	文化財学講読Ⅱ	2
							L2S301	文化財学演習Ⅰ	3
		必修(卒業論文)	3	R	4	01～99	L2S302	文化財学演習Ⅱ	3
							L2S401	文化財学演習Ⅲ	4
							L3R401	卒業論文	4
		概論	4	T	1～4	01～99	L4T101	史料学概論	1
							L4T102	考古学概論	1
							L4T201	美術史概論	2
							L4T202	東洋史概論	2
							L4T203	西洋史概論	2
							L5T101	シルクロード学	1
							L5T201	江戸文学論	2
							L5T202	歴史文学論	2
							L5T203	書誌学	2
L5T204	平安文学論						2		
L5T205	民俗学						2		
L5T301	東洋史特殊講義						3		
L5T302	言語伝承論						3		
L5T303	観光論						3		
L5T304	古文書学						3		
L5T401	西洋史特殊講義						4		
L5T402	建築史	4							
各論	5	S	1～4	01～99	L5S101	奈良文化論	1		
					L5S102	神話伝承論	1		
					L5S103	仏教考古学	1		
					L5S301	日本史特殊講義	3		
					L5S302	考古学特殊講義	3		
					L5S303	美術史特殊講義	3		
					L5S304	歴史地理学	3		
					L5S305	文化財修復学	3		
					E1T101	文化人類学	1		
					自由選択科目 (Elective)	E	自由選択	1	T
E1T302	自然地理学	3							
E1T401	人文地理学	4							
E1T402	気候学	4							
E1S101	心理学基礎	1							
E1S102	経営学基礎	1							
E1S201	社会学基礎	2							
E1S202	情報処理	2							
E1S301	地理情報システム	3							
E1S302	臨床心理学	3							
資格科目 (Qualification)	Q	学芸員	1	T	1～4	01～99	Q1T201	生涯学習概論	2
							Q1T202	博物館概論	2
							Q1T203	博物館経営論	2
							Q1T204	博物館資料論	2
							Q1T205	博物館資料保存論	2
							Q1T206	博物館展示論	2
							Q1T207	博物館教育論	2
							Q1T208	博物館情報・メディア論	2
							Q1S301	博物館実習	3

科目名 考古学概論

学籍番号 23P999

氏名 奈良太郎

考古学という学問は、少なくとも現在の日本では歴史学の一つの方法と認識されている。「少なくとも」と時代と地域を限定したのは、「考古学」の語義が時代と地域によって必ずしも同じではないからである。

作成見本は、レポート用紙の使用方法の参考としてください。
 レポートを作成される場合は、「章立て」や「段落分け」をするなどの工夫は各自で行ってください。
 読み手が、読みやすいレポートを作成することも学習を進めていただくうえで重要なことです。

I 「平家物語」の構想 叙事詩的精神

「平家物語」の年代記的形式は、全ての構想を支える基本的な形式と考えられる。木曾義仲の進撃についても、平家の都落についても、それらの形式や内実は多様であっても、

必ずページを付してください

- 1 -

作成見本は、レポート用紙の使用方法の参考としてください。
 レポートを作成される場合は、「章立て」や「段落分け」をするなどの工夫は各自で行ってください。
 読み手が、読みやすいレポートを作成することも学習を進めていただくうえで重要なことです。

<教養科目>

人間論 I

科目担当者： 丸 田 健
テキスト： 『民藝とは何か』
柳 宗悦 著（講談社）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： A1T101

テーマ

物の理解を通じ、人間の理解を広げる。

到達目標

歴史性・地域性がある生活道具を手掛かりに、人間の存在について自ら多角的に考えること。

事前・事後学習

生活の中の諸物へ関心を払い、その関心をさらに広げ深めることを心掛ける。

評価方法・基準（レポート）

1. テキストおよび本サブテキスト P16～28に掲載する論文「手仕事からの人間論」（以下、「サブテキスト資料」と呼ぶ）を熟読し、内容を適切に理解しているかを判断する。
2. レポート論旨が明瞭か、構成が適切か、内容が説得的か、体裁が整っているか、等を総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

課題に適切に応答しており、論旨が明瞭・説得的か、分量が適切か、等を総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキスト、サブテキスト資料を熟読するに留まらず、実物を体験（観察、使用）することが望ましい。

成績は、レポートと科目修得試験の両方を踏まえてつける。

授業概要

人間の生は、人間が作る道具なしにありえない。したがって道具を理解することは、人間を理解することになる。

この授業では、日常生活の中で使われる道具を通して、物・人間・世界について考える。とりわけ、古くから使われてきた生活道具を手掛かりにする。そのような生活道具を「民藝」という括りで論じたのが、(a)テキストで指定した書物『民藝とは何か』である。また(b)サブテキスト資料である論文「手仕事からの人間論」では、手仕事の道具の意味を、記号的側面、身体的側面、美的側面に触れながら、解釈したものである。(a)と(b)の二つを合わせ読むことで、道具そして人間について考える機会としたい。

I. 学習指導

(はじめに)

「民藝」とは「民衆的工藝」の略語であり、そこに分類される諸道具は、日本の庶民生活の中で長らく使用されてきた日常の生活道具である。柳宗悦は、そのような道具に独特の美しさを見だし、民藝的美の思想の普及・発展のための民藝運動を進めた。テキストに指定した書は、民藝論の平明な解説書である。またサブテキスト資料は、手仕事の道具に対し、さらに哲学的な考察を加えたものである。

民藝は決して過去の遺物とみなしてはならない。民藝の概念は（ときに誤解を伴いつつも）社会に浸透し、生きている。民藝品には滅びたものも多いが、危機に晒されつつ現代に辛うじて引き継がれているものもある。手仕事の道具は「現代的」なものでないかもしれないが、だからこそ現代にも意味があり、人間とは何かの問いを、その基本において振り返り、反省するきっかけになりうる。

(学習の要点)

テキストの要点を簡略に説明しておく（サブテキスト資料については、以下に掲載するため、特に解説をしない。そこには、道具を理解する際の思想的な道具立てが見つからるだろう）。

1. 「序」

この本は、それまでに書かれた柳宗悦の小編を集め、補筆した上で、民藝論の入門書として1941年に刊行されたものである。民藝論に対する諸々の無理解・誤解の一掃を目指す概論書であることが述べられている。収録された各小編は互いに重なりがあるが、少しずつ角度を変えながら、皆が民藝思想の骨子を概説するものとなっている。

2. 「民藝とは何か」

第一篇 民藝こそが諸工藝の代表とされ、民藝の定義が述べられる。民衆的工藝と貴族的工藝の違い、工芸と美術の違いに触れたあと、民藝が語られるべき理由が挙げられる。民藝的美の捉え方の先駆者は初期の茶人たちであったが、彼らが見出した雑器の美は、茶器以外の道具にも見つかる。その美は直観されるものだが、何がそれを生み出すかは意識的に語るができるのであり、現代は意識の時代であるから、民藝を反省的意識で捉えることが重要だ——と指摘される。

第二篇 通常の世界から美は現れるし、むしろ通常の世界だからこそ、そこから深い美が生まれるとされ、民藝品にある数々の「真理」が語られる。

たとえば民藝の美は、誰もが生み出しうるもので、また美を目的に作られたものより、用途のために作られたものにこそ、好ましい美が宿る。民藝美は銜いのない無心から生まれるもので、柳は（無学を賛美するのではないが）知識を過信する無知を（ソクラテス的に）戒める。その道具的美によって、道具はますます用を招く。道具の美とは、静かで素朴な渋さで、健全な美である。民藝品は生活道具であるゆえ量が作られ、（美術品に比して）廉価である。民衆のために無心に量を作ること、こなれた美が生まれる。ただし量産されたものとはいえ手工品ゆえ、機械的同質に陥るのではない（また機械的量産が実現する廉価さでもない）。民藝は人々の労働の有機的総合で、個人の産物でない。だが人々の結合があってこそ、各人の仕事が誠実に活きるものであり、創造的自由も発揮できる。

3. 「美の国と民藝」「日本民藝館について」「民藝の性質」「挿絵小註」

「美の国と民藝」では、美の実現方法を考えるため、民衆的工藝と貴族的工藝の対比をしながら、民藝が概観されている。「日本民藝館について」では、東京駒場にある日本民藝館のコンセプトの説明を通じ、民藝の説明がなされている。「民藝の性質」では、純粹美術と工藝の対比、および貴族的工藝と民衆的工藝の対比を通じ、民藝品の諸性質をリスト化している。「挿絵小註」は、民藝の理解に役立つ作品解説である。

参考文献等

1. 参考文献

- ・岩井宏實監修（2008）『絵引 民具の事典』河出書房新社。
- ・カッシーラー（1999）『シンボル・技術・言語』法政大学出版局。
- ・柳宗悦（1985）『工藝文化』岩波文庫。

※他、以下のサブテキスト資料にある参考文献

2. その他

- ・日本民藝館ウェブサイト <http://www.mingeikan.or.jp/>
- ・各地の「物」の展示施設：日本民藝館、各地の民藝館、民俗資料館

『奈良大ブックレット06』からの転載)

以下の内容は、『奈良大ブックレット06 生きることの人間論』〔編者：学校法人 奈良大学、発行所：株式会社ナカニシヤ出版、発行年月：2016年3月 900円（税別）〕の「第二章 手仕事からの人間論——哲学的工芸考」（著者：丸田健、32-54頁）を転載したものです。

なお、参考までに『奈良大ブックレット06 生きることの人間論』の他の章は、以下のとおりです。

第一章 いのちの歌（著者：伊藤一彦）

第三章 生命科学から考える「生きること」（著者：島本太香子）

第四章 「出離生死」の思想（著者：市川良哉）

※『奈良大ブックレット06』は、本学図書館に複数冊、所蔵されています。

※丸善奈良大学売店（売店書籍コーナー／福利厚生棟1階）でお買い求めいただくことも可能です。

手仕事からの人間論 ——哲学的工芸考

1 はじめに

〔以下で〕私は、ある種のモノについて考えようと思う。それは、私たちの生活で古くから使われてきた道具類で、「雑具」「民具」等と呼ばれることもあれば、技の巧みさやモノのクオリティから「生活工芸品」と呼ばれることもあるものだ。それらはお椀だったり、播鉢・播粉木だったり、箆だったり、湯呑みや急須だったり、盆だったり、手拭いだったり——そういった身近卑近のものである。

身近な自然素材と人の手技をもって作るそれら伝統的生活道具には、残念ながらすでに途絶えたものも多いうえに、明日にも途絶えようものもある。ライフスタイルの変化、後継者・材料・道具の不足、大量生産による代替品の普及等、複数の要因が手仕事の衰退の原因だとされている。だが残っているものもまだ多数あり、残そうと努力している人びとも多数おられ、そして手仕事に関心を持つ若い人びとも新たにいる——ということも事実である。

「時代の流れで衰退するものに愛着するのは、時代錯誤的、ノスタルジアにすぎない」という意見があるとすれば、私にはそうは思えない。手仕事の生活道具は、私たちの存在にとって実はかなり大切なもので、途絶えたものも含め、それらを自らに引き寄せて考えることは、生きることについて考えることに直結すると、私は思う。それらの道具は、実用という意味ではもちろんのこと、それ以外の仕方でも私たちの生活を支えてくれる。以下の文章を通して、それが一体どういうことなのかを、言葉に整理する機会にしたい。

理想としては、機械や工業的素材にできるだけ依存せず、身近な自然を材料に手作業で作られた伝統的なものを考えたい。ただ、すべてを昔のままにすることが、いまの時代に無理ないし無意味でありうること、あるいは作り手に負担を強いるだけのことがあること

も、留意すべきだろう。しかし伝統への変更をどこまで受け入れるかは、さまざまな事情のなかでケースバイケースで判断するほかない。私たちとしては伝統重視を原則に、昔ながらの仕方で作られた原型的な手仕事道具を、本章で考えるモノの典型例としたい。

2 道具にはどんなはたらきがあるか——インデックス性

道具の意味——用をなすこと

哲学者M・ハイデガー（Martin Heidegger 1889–1976年）は、「世界内存在」の概念によって人間を捉えようとした。彼によると、私たち人間は「世界内存在」というあり方をしている。それはつまり、「人は世界のただ中であって、しかも世界と分かち難く結び付いて存在している」ということだ。この規定は重要である。というのもこれが言うのは、人間を世界から切り出して、人間だけを見つめるなら、逆に私たちは自分自身の姿を見失う、ということだからだ。人間は常に何かを使用したり製作したり、また何かを携わったりしながら——つまり世界と何かしら交渉しながら——存在しているのであり、この事実を直視せずには、人間は自分を理解できない。そして私たちがそもそも世界に関わることができるのは、道具を通してのことである。人は道具なしには世界との関係を築くことはできないし、道具なしには自分の存在がありえない。人の世界を可能にするのが、道具である。したがって人間存在を世界内存在だと理解すべきなら、それを可能にする道具は、人間の自己理解の欠かせない一部ということになる。

では道具とは一般に、どう説明されるものだろう。道具の辞書的定義は、「何かをしたり、何かを作ったりするための器具」、「何かの目的のための手段として使われるもの」といったものである。ハイデガーも「手段性」を根本に道具を捉え、こう述べている——「道具は本質からして、「～のための或るもの」なのである。有用であり、役にたち、利用されることができ、手ごろであるといった、この「のために」のさまざまな様式が、道具全体性を構成している」（ハイデガー2013、332頁）、と。

道具の意味が、何かの目的に向けての有用性、手段性、機能性によって説明されるのは不可欠だとして、私たちが問いたいのはむしろ次のことである。すなわち、道具は「～の為である何か」に尽きるのだろうか。道具の意味は、その手段性にすっかり収まってしまふものだろうか。手仕事の生活道具の意味は、どう説明するのがよいのだろうか。

道具のさらなる意味——消費記号論を手掛かりに

「道具は道具であるだけではない」、「道具には機能以外の意味がある」といった考えは、現に存在する。フランスの社会学者ジャン・ボードリヤール（Jean Baudrillard 1929–2007年）が現代社会の分析を通じて示した、「消費社会論」がそれである。彼の主張は、現代は大量生産・大量消費の社会であり、そこではもはや、人は機能を求めて道具を買ったり消費したりするのではなく、というものだ。彼は次のように書いている。

現代的なモノの「真の姿」は何かの役に立つことではなく [機能以外の] 何らかの意味をもつことである [る]。(ボードリヤール1995、167頁。傍点追加。[]内の表現は丸田による補足 [以下同じ])

人びとはけっしてモノ自体を（その使用価値において）消費することはない。——理想的な準拠としてとらえられた自己の集団への所属を示すために、あるいはより高い地位の集団をめざして自己の集団から抜け出すために、人びとは自分を他者と区別する記号として [……] モノを常に操作している。（ボードリヤール1995、68頁。傍点追加）

どうのことだろうか。現代生活を見渡せば人間が生んだモノで充満しており、それらのモノとは大概、何らかの道具だろう。ボードリヤールは、それらのモノないし道具には二側面があると見る。その二つとは、①モノの使用価値と、②モノの社会的意味である。それらは、道具の①機能的意味と、②記号的意味などと言い換えてもよいだろう。そしてボードリヤールは、現代社会では、①よりも②のほうが重視されるのだ、とする。

人はいまや道具に機能を求めない、とは挑発的な主張だが、その内実は次のようなものだ。つまり製造者は製造したモノを売りたいのだが、それは容易でない。なぜなら「豊かな」社会の消費者には、満足して使える道具の手持ちがすでにあるものだし、それが壊れて代わりを探すときでも、市場には同じ用を足す道具が有り余っているからだ。このような飽和状態であれば、消費者に何か追加の動機付けをしない限り、モノは売れない。ここで登場するのが、記号的意味である。製造者は自社製品を売るため、機能とは異なるレベルでの差異化をそれに与える（それは、デザイナーが考案する特徴的な形状や色だったり、電気製品ならガジェットの付加機能だったりする）。そしてそのように作られた外面的差異には、それと一体化した観念的な意味の差異が伴うようになっている。たとえば重厚で安定感を意識させるデザインを施されたベンツ車やロレックス時計は、「高い社会的地位」という意味を担い、それがブランドのイメージとなっている。「ステータス」が、世間に定着しているそれらの製品の記号的意味だ。それらの品の道具的性能が事実優れているにせよ、移動手段や時間表示という実用性のみを考えれば、同等の質の車や時計は他にいくらかあるだろう。にもかかわらずあえてベンツ車やロレックス時計を買う人は、「ステータス」という点で自分を他者と区別させる、製品の記号的意味をも考慮しているのであり、その意味に対して対価を支払うのである。

モノの記号的意味は、実に多様だ。たとえば衣服が表わす社会的意味は、「女性的」「男性的」だったり、「ビジネス風」「フォーマル」「カジュアル」だったり、「都会的」「アウトドア系」「今年の冬の最先端」だったりする。身体保護という衣服の基本的機能面からすれば、どの服を選んでも大差ないはずだが、実際は「どれでもいい」ですまないのは、人は自分に与えられた、あるいは自分が望むイメージに合致する服を選ぶ、つまり服の記号的意味の違いを気にするからである。

このようにボードリヤールの分析では、製品はいろいろな社会的意味を表わす記号性を帯びるのだが、もう一つ加えるべき指摘がある。それは、ボードリヤールにおいて、「記号（としてのモノ）」と「それが表わす意味」の結び付きは、人為的で操作可能なもの——その点で恣意的なもの——と考えられていることだ。恣意的なつながりであるから、恣意的に変更もできる。彼は言う——

[……] モノが記号価値を受けとる暗示的意味の領域においては、[モノは] 多かれ

少なかれ無制限に取りかえ可能なのである。(ボードリヤール 1995、93頁。傍点追加)

たとえば「都会的ファッション」を謳^{うた}う製品は、毎年ラインナップが更新・一新されることが普通にある。消費社会はモノの無際限な生産・消費によって成り立つ仕組みの社会であり、それはモノを売るために、機能以外の意味をモノに加え、その意味によって消費を促す。そうやって出した製品が世に一通り行き渡り陳腐化すると、今度はモデルチェンジをした別の製品を「都会的」「今年の流行」等の意味において売るのである。あるいはまた、新たな商品を、新たな意味・コンセプトのもとで宣伝・販売することもある。ボードリヤールが指摘するモノの記号的意味とは、このように購買欲を刺激するために企図される意味であり、その意味を担うモノは千変万化に入れ替わる。そういう事情であれば、その意味内容自体は実はさほど重要でなく、むしろそのイメージが引き起こす消費効果のほうが重視されるのは、自然な流れであろう。

手仕事道具も現代社会のなかにある以上、それらも消費社会の製品と変わらない仕方でプロモートされることがある。流行のライフスタイル誌やテレビ番組等で紹介され、手仕事道具が「エコ (ロジー)」「ナチュラル志向」「スローライフ」「ロハス (註1)」といった言葉と結び付けて宣伝されることも多い。つまりそれは、機能でなく意味による宣伝である。だがこれらの言葉の意味内容は何だろう。というのも同じ言葉が——手仕事道具とは多くの点で対極にある——自家用車や家電製品の消費勧誘 (たとえば「エコ製品にエコ替えしよう」) にも使われるからだ。意味内容を曖昧に、何かポジティブな雰囲気だけを漂わせる宣伝文句があるとすれば、先ほどの言葉たちはその代表格だろう。現代はどんなものも宣伝が必要な時代だとしても、このような適用範囲が伸縮自在な言葉——その分、内容がぼんやりした言葉——によって、手仕事の意味は望ましい形で汲み取れるのだろうか。

またたとえばある竹籠職人の次のような言葉を見てみよう——「竹は立っているときが一番美しい。それを切るからには、よいものを作らねば……」。このような言葉を聞くと、手仕事道具を「エコ」という語で描写することに対し、別の違和感も頭をもたげてくる。というのも「エコ」のようなイメージ先行の宣伝文句には、この職人の言葉の裏にある謙虚さのような、自然の生命と直に向き合うことに裏打ちされた深いリアリティを感じないからだ。では私たちは手仕事の意味をどう考えるのがよいのだろうか。

道具のさらなる意味 (続) —— 自然的つながりへの指示

ボードリヤールの考えでは、機能に加え、道具には社会的意味を表わす記号性があった。そしてボードリヤールは道具と社会的意味との関係を、操作可能な恣意的なものとして捉えていた。しかし記号の捉え方は、その一通りしかないのではない。

古典的分類によれば、記号には①慣習的ないし人為的記号と②自然的記号の二種類がある。記号は何かを表わすもので、意味は記号によって表わされるものだが、慣習的 (人為的) 記号とは、「表わすもの」と「表わされるもの」の結合が、自然の必然性でなく、社会のなかでの人間の慣習的取り決めに依るとされるものだ。一般的に言葉は、慣習的記号の集まりだとされる。たとえば私たちはなぜ、黄色い花を咲かせわたぼうしをつける道端

の植物を「たんぽぽ」と呼ぶのだろう。たんぽぽがそう呼ばれる根拠は、それを観察しても見つかるまい。「たんぽぽ」という記号を使うのは、(何らかの謂れがあるが) 結局は日本語の決まり——慣習——の問題にすぎない。ボードリヤールの消費社会論における、現代的モノの場合も、自然の強制がないという点で同じである。現代的なモノの記号的意味は人間が意図的に製品に盛り込むもので、さらにその意味を担う製品は入れ替え自在であった。そのような記号は、人為的な慣習的記号となる。

もう一つの伝統的記号のタイプである自然的記号は、「表わすもの」と「表わされるもの」の関係が、たとえば因果関係のような、人間が知るに至った何らかの事実的な隣接関係に由来するものである。たとえばふきのとうは春が近いことを表わしているし、山中の木の幹の鋭い搔き傷はそこに爪を立てた熊の存在を表わしている。私たちが対象から何かを読み取る限り、それらは私たちにとって、春の到来や熊の存在を表わす記号だと言えよう(たとえば春を待ち遠しいと思う気持ちが、ふきのとうと春の関連を意識させ、ふきのとうを春のしるしにさせるのだ)。重要なのは、たとえばふきのとうと春の結合が、単なる取り決めとしてあるのではなく、事実に基づく結び付きである点だ。自然的記号は、それが表わすものとの事実的結合を人間が見出し、その結合に興味や関心を抱くことで、記号となるものである(註2)。

関連して、C・S・パース(Charles Sanders Peirce 1839-1914年)による、記号分類にも触れておこう。彼は記号を三つに分類している。それらはアイコン(類似記号)、シンボル(象徴記号)、インデックス(指標記号)である。いま私たちに関心があるのは、これらのなかのインデックスなのだが、それは対象と何らかの事実的な関係——現実の結合——を持つことで、その対象を表わす記号である。するとインデックスは、自然的記号と考えることができる。それゆえパース流に言えば、ふきのとうは間近な春を指し示すインデックスであり、木の爪跡はそこに熊がいたことを指し示すインデックスだ、ということになる。

私たちの主題は、昔から続く手仕事の生活道具だった。そういう道具は、ほかのモノ同様、それ自身のさまざまな事実的関係のなかに存在している。手仕事道具が持つ特徴的な関係は何かと問うなら、たとえば次のような整理ができるのでないか。

- ①手仕事道具には、その素材を供給してきた自然の世界がある。
- ②手仕事道具には、それを作ってきた作り手がいる。
- ③手仕事道具には、伝えられてきた道具づくりの知や技がある。
- ④手仕事道具には、それを使ってきた人びとの暮らしがある。

日本の生活文化のなかに育った人なら、日本の生活諸道具について、これらの結び付きを多少なりとも知っていよう。たとえば竹籠・竹筴に備わるつながりを見てみる。①その素材はタケ・ササ類で、真竹がおそらく竹の代表格だが、他にも種類(淡竹、孟宗竹、根曲竹、篠竹など)がある。竹は一気に伸びる常緑の植物で、興味深い性質を多く持つが、昔から生命力や吉祥の象徴的存在で、他に工芸材料や食用でもある身近な植物である。②竹から細工物を作る人と言えば『竹取物語』の翁が思い出されるが、現代で言えば、九州をはじめ日本各地に、徒弟制度や訓練校などで先輩職人に育てられた竹細工職人

がいる。③竹の選定、伐採時期、ヒゴ作り、編み方についての知識・技術がある。一人前の職人は百種類ほどの籠・笊を作れるそうだが、竹細工には基本的に底・胴・縁の三部分があり、場所ごとに編み方の種類——網代編み、ござ目編み等——がある。④竹で編まれた生活道具は、いろんな場面で使われてきた。家庭内では、野菜を入れる籠、米を研ぐ笊、味噌を濾す笊、梅干しを干す笊、洗った食器の水切りをする籠、等がある。かつては農具や漁具として使われる竹細工も多くあった。肥料や収穫物を入れたり運んだりする籠や笊、穀物の選別をする箕や笊、魚を入れる魚籠、魚を捕える筥、等だ。

竹細工は、このような広がり——つまり種々の竹、土地土地の職人、多様な知と技、そして生活におけるそれらの用途が、地域・歴史的に作り出してきた入り組んだ広がり——を持つものであり、一つひとつの笊や籠は、その広がりにある具体的な個々のつながりが結束してできた、いわば結び玉である。私たちが手にする竹細工は折につけ、これらのつながりのいずれかを想起させたり、いずれかに注意を向けさせたりする。たとえば竹笊は、竹の最初の青みや産地の風景、作ってくれた人、作業をする彼の手の動きなどを思い出させたりする。竹細工はそういった事象へのインデックスだと言えよう。というのも竹細工とそれが示す事象の関係は、人間の恣意的な取り決めや企てによるものでなく、歴史・時間の連続のなかで自然に蓄積されてきた人間の経験に根差すものだからだ。手仕事道具に機能以外の意味があるとするれば、それは道具のインデックス性のはたらきによって、私たちの足元から広がるその広がりの世界に私たちの目を開かせることだろうと考えられる。このインデックス性については、以下で少しずつ補足を加えていくことになる。

他方、大量生産の工業製品は、もちろんそれ自身の多くの事実的關係を持つにもかかわらず、そのインデックス性は手仕事の豊かさに及ばない。多種ある家電製品について、部品素材がどんな素性のものか、その製品がどの国のどんな工場でどんな機械が作っているか、どんな工業技術の下で作られているか——これらはほとんどブラックボックスであり、こういう疑問に自分を関わらせようという関心を、私たち一般人は工業製品に対してはほとんど持たないように思う。かくして工業製品は自然的意味の喚起力に欠ける無味乾燥なものとなるわけだが、しかしだからこそ、デザインや宣伝による人為的な意味付けに対しては開かれている、とも言える。

3 道具の身体性

身体を起動する道具

人間の「身体」という視点を加えて、さらに稿を進めようと思う。道具は使うものだが、使い方にも違いがある。使い手から見ると、道具は大きく次の二種類へ分けることもできよう。その二種類とは、

①自分と一体になって使われる道具

②自分の身代わりになって使われる道具

である。たとえば箒は、柄を持って穂先を床で往復させながら部屋を移動するというふうに、使い手が全身で使うものなので、①の道具である。他方、最近登場したロボット掃除

機はどうか。それは、機械が自律的に部屋を動き回って掃除するものなので、②の道具である（ただし①と②の区別は、程度の問題でもある。人間が吸引ホースを持って部屋を移動する従来型の電気掃除機は、ロボット掃除機と比べれば①寄りの道具だし、箒と比べれば②寄りの道具である）。

現代社会では、①から②への道具の移行が生活の近代化・進歩・改善だと一般的に考えられてきた。そして多くの自動機械が生活のなかに普及することになった。おそらくそこには次のような考えもあるだろう——「日々の生活の勤めは面倒なものだ。それを機械に任せて人間の負担を省くなら、人はもっと有意義に生きることができる」、「日々の生活の勤めは単純労働で機械的なことだから、人間がそれを毎日反復することは、人間が人間らしく生活することを阻むことになる」。

そもそも人間は自身を、どんな存在として自覚してきたのだろう。思想史の一つの古い伝統には、人間の精神を重んじ、身体を軽んじる傾向がある。近代の哲学者R・デカルト（René Descartes 1596-1650年）もその伝統にいる。彼が言うには、「私とはただ、考えるもの以外の何ものでもないことになる」、「私は、もろもろの肢体の組成——人体と称されるあの組成 ではない」、「それでは私とはなんであるのか。考えるものである」（デカルト1978、247-249頁）。デカルトの考えは人間の基盤を（合理的）精神に求めるもので、彼は人間が存在するには身体も世界もさしあたり不要と考えた。しかし本稿冒頭で触れたハイデガーの「世界内存在」の考えは、デカルトの考えをひっくり返す。というのもそれは、世界のなかで道具を利用し、世界と交渉して在るのが人間だとするからだ。道具を作ったり使ったりするとき、思考とともに身体が——そしてそれを含む世界が——前提される。世界内存在という規定は、人間をその身体性においても把握する考えである。

この立場では、世界との身体的交渉は、人間存在の本質に関わる根源的営みである。するとその身体的交渉を助ける道具こそが——つまり「人と一体となって使われる道具」こそが——道具のなかでも根源的道具ということになるだろう。人と一体となる道具の好例は、単純にして初歩的な伝統的生活道具である。単純な道具は、さまざまな仕方で五感や身体を働かせ、それらを活性化させるものである。たとえば箒で掃くとき、私は自分の手足の動きのなかに、箒の重さを感じ、竹の柄の手触りを感じ、穂先の弾力を感じ、穂先が畳と擦れる音を聞く。あるいは魚の調理を考えるなら、包丁を研いでおき、新しい魚を洗い、鱗を取り、出刃包丁で鰹や内臓を取り、頭を落とし、三枚におろし、柵にし、刺身包丁で皮を引き、身を切り分けて刺身にする。こういった行為は、ロボット掃除機のスイッチを押すだけ、またパックの刺身を買うだけ、の行為とは明らかに違う。便利さは、それと引き換えに人間の身体を奪うものだが、箒や包丁は逆に、人間の身体を立ち上がらせ、私たちを世界と直に向き合わせる。手仕事道具はまた、それぞれの素材・作りに応じた身体的関わりを要請もする。実用品とはいえ、素材や作りを理解せずに横着をすれば道具を傷めるため、道具の声を聞きながら接することが要求される。

暮らしの所有

身体の使用に絡み、J・ロック（John Locke 1632-1704年）の考え——いわゆる「労働所有説」——も見ておこう。

[……] 人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。^{プロパティ}[……] 彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。(ロック 2010、326頁)

ここには、所有に関するある古典的アイデアが述べられている。つまりそれは、「誰のものでもない状態に、自分の労働を投じて成果を得た場合、その成果は自分のものだ」という考えだ。

いまこの説に言及したのは、所有をめぐる法的関心などからでなく、引用文中にうかがわれる人間の心理に注目したいがためだ。自分の働きで得た果実に対し、所有感情が芽生えるのは、人の自然だと言えよう。そしてそれは、肉体労働による荒野の開墾のような場合に限られるわけでない。精神的労働を投じて作り出した成果物に対しても、それが自分の一部だという感情を、人は強く持つものだ。そのような感情は、知的所有権の考え方の根底にも色濃くあるだろう。

さて、手仕事の生活道具の使用についても、類似の観察ができるだろう。まずはじめに、手仕事の生活道具——「自分と一体となって使われる道具」の典型例——を使って自分の身体を動かしたとき、この場合に私たちが手にする成果とは何だろう。生活道具を使って得られるのは、自分の日常生活にほかならない。具体的には、小ざっぱりした畳や廊下だったり、気持ちよい鋭さに研がれた包丁だったり、食卓に並べられた料理だったりするような、日常の暮らしである。そしてここで生じる所有感覚があるとすれば、それは、その暮らしという果実がまさに自分のもの——いわば手をかけた作品——だという感覚、身体に根差すがゆえに身に染みて感じられる暮らしの精神的リアリティの感覚だ、と言えるのでないか。

暮らしの行為は、日々同じことの繰り返しかもしれない。けれども「人は同じ川に入ることはできない」という意味では毎日異なるのであり、(忙しさに飲み込まれてさえいなければ) 反復のなかに新しさを発見する知性を、私たちは持っている。さらに暮らしの行為がすべて負担にすぎないかといえ、それも決してそうであるまい。強調しておきたいのは、身体を投じることの結果は、生活が自分のものとしてのリアリティ、親密さを帯びることだ。その感覚は、暮らしの行為を単なる負担とみなし、それを自動化、省略化することでは得られない感覚であるはずだ。

道具使用が広げる世界への親しさ

ところで伝統的な手仕事道具の場合、それらに特徴的なインデックス性というものがあつた。手仕事道具が想起させる諸々のつながりがあり、先に私たちはそれらのつながりを、便宜的に四つに分けた。すなわち、①素材を与える自然、②道具を作ってきた職人、③彼らに伝承されてきたものづくりの知と技、④道具が使われてきた人びとの暮らし、である。これらを説明する例として、右では竹細工を選んだが、別のものも見ておこう。

たとえば日々使う人も多だろう塗物ぬりものの椀わんはどんな道具かを、①～④の観点から書き出してみる。塗物椀とは、①山の木を倒して作った木地椀きじわんに、漆木の樹液しき(これは触れると

かぶれを起こす)を塗った、いわば植物性の道具である。椀に使われるのは主に、^{けやき}櫟、^{とち}栃、^{あずき}梓、^{ぶな}栗、^{ほな}樺などの広葉樹である。塗料の漆液だが、これは漆木の樹皮を傷つけ、そこに染み出るわずかな樹液を丹念に集めて利用する。この液体は酵素反応で固まり、丈夫な塗膜を作る。②漆椀製造には多くの人に関わるが、たとえばそこには木地師、塗師といった職人がいる。木地師は木から椀の形を削り出す人で、塗師は椀木地に漆を塗り重ね、漆椀として完成させる人である。③技法についてだが、奈良時代から使われた手引き木工轆轤は、現在では動力式になったものの、木地師が轆轤で木塊を回転させ、自作の刃で木地を削り出すという基本は変わらない。産地によって、木取り方法(縦木取り/横木取り)や、また轆轤に対する座り方など、技法が異なる。塗り関連の技法にも違いがあり、たとえば下地法の違いがあったり、塗装法の違い(刷毛塗り/摺り漆)があったりする。④漆液は、縄文時代から日本の生活で使われてきた天然塗料である。木工轆轤の技術が平安時代頃に民間にも普及するにつれ、漆椀は庶民にも馴染みの食器となっていく(陶磁器が食器として一般的になるのはずっと後だ)。——このような背景を持つ漆椀が現在、私たちの生活の一角を成している。

この種のつながりを理解することが、道具を文化として知ることだろう。そのような理解をした人に対し道具は、彼がそれに触れるとき、ことあるごとに、それが持つつながりのあれこれを彷彿させるだろう。手仕事道具の使用を通じて、人は暮らしを自分のものと実感するのだと、私たちは述べた。私たちはその実感によって自分の暮らしと親密になるが、私たちは同時に、自分の身体で触れて使う道具とも親密になるだろう。だがここでもう一つ加えておきたいのは、道具と親密になることで、人は道具が示す諸々のつながりとも親密になれるということだ。つまり手仕事道具のインデックス性を通して、素材を提供する地域の自然、道具の作り手たち、伝承の知や技、先人の暮らし——これらが作り上げる全体を間近に感じ、その文脈のなかに自分の生を感じるようになる。道具理解を伴う道具使用によって、道具が持つ、私たち自身の足元から広がる文化的、歴史的、風土的つながりのなかに——昔から続く人の暮らしの回路のなかに——自分の存在を感じるのであり、そう感じることで人は、世界のなかにオリエンテーションを得る(自己の所在を定位する)ことができる。グローバル化が渦巻き、暮らしのさまざまなつながりがブラックボックス化し、自分の存在がどういう関係において成り立っているのかが見えにくい現代において、伝統的生活道具が与える等身大のオリエンテーションは、今後いっそう掛け替えのない人間の拠り所になりうる。

4 暮らしの明かりとしての道具の美

終わりに近づいてきたが、「美」に触れることで締めくくりとしたい。伝統的な生活道具の世界へ美という観点から分け入った代表的人物と言え、民芸運動を率いた柳宗悦(1889-1961年)である。日々の生活道具の美しさとしては、主張の強い華々しい美でなく、毎日向き合っても疲れず、静かで渋みがある美が相応しい。柳はそのような日常の美について次のように書いている。

[……] 生活の中に深く美を交えることこそ大切ではないでしょうか。[……] もし

も吾々の生活が醜いもので囲まれているなら、[……] いつか心はすさみ、荒々しい潤いのないものに陥ってしまうであらう。[……] 生活と美しさとを結ばしめる仲立は、実に用途のために作られる器物であります。(柳1985、231-232頁)

美は大切だと、私も思う。美しいものは一般的に、その美しさによって周辺を明るくし、さらにそれを見る人の心も明るくするものだろう。生活道具が美しければ、それを使う暮らしの時間空間が明るくされるだろう。

柳は、当時美とは無縁と思われていた日常雑器の美に開眼し、その美をさらに高めることを生涯の仕事とした人である。雑器の美を擁護するのに、彼が持ち出すのが「直観」という概念だ。彼は「直観が美の認識の本質的要素」だと言う。それは「云わば概念以前であって」(柳2006、93頁。傍点追加)、またそれは、

何ものも介在させず直下に見るのだから、これを簡単に「ただ見る」といってもよい。ただ見るのが直観の働きである。[……] 見るより前に知を働かす人は、決して見ているとはいえず。[……] 知的理解と直観とは大いに異なる。(柳1984、322頁。傍点追加)

器物の良し悪しはしばしば、工人の銘や権威者の評などで評価されてきた。しかし名工と呼ばれる人の作品が常によいだけでなく、また逆に、名もない人の作品に美が宿らないとも限らない。だからあらゆる先入見を一切取り去って「直下に見よ」と柳は言うのである。そうすれば、顧みられなかった普通の生活道具にこそ、美が見えてくる、と。

だが器物の美は、本当にただ——知以前の——「直観」のみで認識される(べき)ものなのだろうか。

柳は直観を根拠に手仕事の美しさを称揚したが、彼は直観に留まらず、「なぜそれらのものが美しいかの理由」、「美しさをして可能ならしめたその原理」の解明にも力を注いだ。こちらは自覚的に概念的試みであり、その方法は、直観で選んだ模範的工芸品にその成り立ちを語らせる、というものだ。この試みの成果を柳は著作の随所で書き表わしているが、それはたとえば次のように紹介できるだろう(柳2005、64頁以下参照)。すなわち正しい工芸品であるには、①用を持たねばならない、②それは特に日常の用でなければならない、③日用のものゆえ一品だけの作品であってはならない、④作り手の労働によるものでなければならない、⑤作り手は個人作家でなく民衆的であるべきだ、⑥作り手同士の協力がなければならない、⑦手仕事でなければならない、⑧天然材料を使うのでなければならない、⑨作り手が無心で作らねばならない、⑩作り手が徒に個性を出そうとはならない、⑪単純でなければならない。

これらの「美の法則」を守れば、生活道具も美を湛えるのだ、と柳は言う。これらの法則の有効性(それらは美の十分条件かまた必要条件か、等)を、私たちはここで考えることはしないが、しかし少なくとも、これらの法則は、美の製作を助けても、美の認識を助けるものではないだろう。というのも柳が言う美は、概念以前に認識されるものだったはずだからだ。美しいモノが、民衆によって作られたものか、手で作られたものか、自然素材で作られたものか——そういったことは工芸美の原因に関することで、後から知られる

ことである。それらの知とは無関係に、美そのものは直観されるものであった。

私としては、手仕事の美は、知的理解以前の直観だけで認識されるものではないと思う。たとえば直観的美の原因となるもののなか——あるいは道具のインデックス性が示すもののなか——にも、それ自体が美しいものがあり、それを知ることによって、その美がいわば道具を照らし、そのことによって道具に新たに加わる美しさというものもあるように思う。

実際、道具は見ただけではわからないことがしばしばある。たとえば漆碗は、漆で塗ってしまえばその下に何があるのか、「直下に」見ただけではわからないことが多い。最後の上塗りがいくら美しくても、素地はプラスチックかもしれない。途中まで合成塗料を使った機械塗装かもしれない。下地も手抜きのものかもしれない。こういったことが明るみに出れば、最初は見た目に美しく見えたものでも、その美しさは紛い物の醜さに転じるだろう。

他方、木地の素材を知っており、さらに素材の樗や柎の立木の美しさを知っていれば、碗のなかに彼らが姿を変えて隠れて在ることを、ありがたく思う。また使われている漆の産地を知っていれば、その地の明るい漆畑で青々と葉を茂らせる漆木の気配を、その碗が漂わせる。こういった知識は、モノをより美しくさせる。

そして製作の工程や、作り手の姿勢や技能を知ることでも大事だ。職人の技の美しさというものがある。たとえば、形がないところに神技のように形を生み出したりする、作り手の滑らかで洗練された身体の動きに感動することは珍しくない。それに手仕事はしばしば、緻密な作業や失敗を許さない作業をひたすら繰り返す。そのような作業は忍耐や集中が必要で、それには乱れのない整った心がなければならない。さらには職人氣質というものがあり、それは自分に納得がいかない仕事、自分に恥ずかしい仕事はしないという心がけである。——こういった技や心は一般的に美しいものとされるが、このような背後を知ることによって、手仕事の美しさはよりいっそう映えるものと思われる。手仕事の美は、決して眼前の美に尽くされるのでない。眼前にないものを知らずしては見えない美、というものもあるのだ。

いずれにしても手仕事の美は重要だ。見てわかる美もあれば、知ることこそ見える美もある。それらは互いに照らし合って光源を成し、私たちの生活に明るさを灯してくれる。

5 おわりに

手仕事道具をテーマに私たちが考えてきたことを、最後にまとめよう。自然素材を使い手で作った伝統的生活道具は、これからいっそう大切なものである。それらが生活に役立つということは言うまでもなく、第一に、それらが持つインデックス性というものがあり、それらを通じて手仕事道具はさまざまなつながりに私たちの目を開かせる。そこに見えるのは、人がこれまで自然と関わりながら生きてきた暮らしの道筋とでも言えるもので、手仕事はそういうつながりの世界を私たちに意識させる。第二に、それらは人と一体となって使われる道具であることによって、私たちの身体を起動させる。身体的であることは重要で、人は自分でそれらの道具を使うことで、暮らしに実感・親密さを得る。そし

てそれだけでなく、手仕事のインデックス性が示す文化的つながりとも親密になる。古くから連続する人間の暮らしの根源のなかに、自分の生のオリエンテーションを得るのである。第三に、美は明るさをもたらす。手仕事道具に簡素で温かい美しさがあるなら、それは、それらを使う私たちの現在の暮らしを、また手中の道具からさかのぼることができるかつての人間の暮らしを、そしてこれからも同種の道具が伝わってほしい未来の人間の生活を、その明るさで、励ます。

《註》

- (1) Lifestyles of Health and Sustainability (健康と持続可能性を重視するライフスタイル) の頭文字を取って表わされる (= LOHAS) 商業的コンセプト。
- (2) 菅野 (1999) は、「慣習的記号 vs 自然的記号」という二項対立を絶対化することに懐疑的である。慣習 (= 文化) と自然は互いに排他的なものでなく、「文化のなかに自然の呼び声を聞き取ること [、また] 文化のなかに野性の思考を見いだすこと」(菅野 1999、11頁) が重要だからである。この指摘は、私たちにも納得がいく。しかし菅野は自然的記号の概念を批判しつつも、それを「場合により便宜的に使用するのには許される」(菅野 1999、32頁) ともしている。私たちとしては本文で示されるように、①消費社会的モノの記号的意味 (人間の企図によるもの) と②手仕事道具の記号的意味 (事実由来のもの) には違いがあり、その違いを捉えるには、「慣習的記号 vs 自然的記号」の伝統的区別は便宜的に有効だと考える。

[引用・参考文献]

- アチック ミューゼウム 『民具問答集』 アチックミューゼウム、1937年
 沖浦和光 『竹の民俗誌』 岩波新書、1991年
 菅野盾樹 『恣意性の神話』 勁草書房、1999年
 デカルト 『省察』 井上庄七・森啓訳、『デカルト』〈世界の名著27〉中央公論社、1978年
 (= Renati Des-Cartes, *Meditationes de prima philosophia*, 1641)
 ハイデガー 『存在と時間』 第1巻、熊野純彦訳、岩波文庫、2013年 (= Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, 1927)
 パース 『記号学』〈パース著作集2〉内田種臣編訳、勁草書房、1986年
 ボードリヤール 『消費社会の神話と構造』 今村仁司・塚原史訳、紀伊國屋書店、1995年
 (= Jean Baudrillard, *La société de consommation, ses mythes, ses structures*, 1970)
 前田泰次 『現代の工芸』 岩波新書、1975年
 室井綽 『竹』〈ものと人間の文化史10〉法政大学出版局、1973年
 柳宗悦 『民藝四十年』 岩波文庫、1984年
 柳宗悦 『民藝とは何か』 講談社学術文庫、2006年 (= 初版、昭和書房、1941年)
 柳宗悦 『手仕事の日本』 岩波文庫、1985年 (= 初版、靖文社、1948年)
 柳宗悦 『工藝の道』 講談社学術文庫、2005年 (= 初版、ぐろりあ そさえて、1928年)
 四柳嘉章 『漆の文化史』 岩波新書、2009年

ロック『統治二論』加藤節訳、岩波文庫、2010年（= John Locke, *Two Treatises of Government*, 1690）

II. レポート設題

1. 設題

科目内容を踏まえ、道具と人間について考えを展開せよ。タイトルを、各自が適切につけること。

（ワープロ作成が望ましい。やむを得ない場合は自筆でも可。縦書き・横書き自由。3200字程度。）

2. 設題の解説

道具の意味は、複数の視点から論じることができる（機能、インデックス性、身体性、美意識など）。必ずしもすべての視点を均等にレポートに反映させる必要はない。各自が内容を絞り込み、自分の視点から展開すること。

また序論、本論、結論の構成を考えて章立てをし、タイトルに加え、各章に小見出しを付けること。引用・参考文献がある場合（一般的にあるのが望ましい）、引用箇所は明記し、文末に文献リストを付けること。

人間論Ⅱ

科目担当者： 磯部 美也子・林 郷子・今井 由樹子
テキスト： 『自己カウンセリングとアサーションのすすめ』
平木典子 著（金子書房）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： A1T102

テーマ

「アサーション」の概念の理解。

到達目標

「アサーション」の概念の特質と意義について理解を深める。

事前・事後学習

生活の中で「アサーション」をどのように活用することができるかを考え、「アサーション」に対する理解を深めること。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に記載した内容に沿って的確にまとめられているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

「アサーション」の概念を理解し、現代社会における諸問題との関連やその活用について考察ができているか総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストや『サブテキスト』の他にも文献を参照するよう心がけること。

授業概要

私たちは一人一人が自分らしさをもちながら生活し、生きています。それぞれの個性はかけがえのない重みや価値をもっています。しかし、時には、そうした個性が衝突したり、対立したりすることがあります。自分の思いや欲求、感情が他の人のそれと行き違ってしまうのです。こんな時、私たちはどうすればよいのでしょうか。他の人を尊重しつつ、自分らしさを大切にするにはお互いがどのように接し、どうコミュニケーションをとっていけばよいのでしょうか。人間は一人では生きていけません。お互いが傷つけ合うことなく、それぞれの個性を発揮していけること、それが人間らしく生きる上で大切なことだといえます。それを実現するために提案された概念が『アサーション』とよばれるものです。相手を傷つけることなく、自己を正當に主張できること、それが『アサーション』の基本的な考え方です。そのためには、一人一人が自分自身をよくみつめることが重要だと説きます。本講義では、『アサーション』についてわかりやすく解説したテキストを用いて、担当者がカウンセラー等として心理支援に携わってきた経験を踏まえつつ、この概念の基本的な考え方について学習指導します。

I. 学習指導

(はじめに)

『アサーション』の歴史と発展

『アサーション (assertion)』は1950年代のアメリカで、人間関係や自分自身に悩む人を対象に開発された自己表現の技法のひとつです。人々が物質的な生活の豊かさを求め、「人」よりも「もの」重視の価値観が社会的に優勢となるにつれて、人々は次第に物質的な豊かさよりも、人間としての「こころ」の豊かさに充足感や幸福感を求めるようになってきました。また、1960年代には、人種差別や女性差別に異議を唱える権利獲得運動が起こりました。そこでは、人種、民族、女性、さらには障害者、老人、子どもなど、社会的に弱者の立場にあるとされる人々へのさまざまな差別に反対する人権擁護運動が高まり、一人の人間として「自己表現」をすることが基本的な人権の一つであるとする社会的な認識が人々の中に広まってきました。『アサーション』という概念は、積極的で豊かな人間関係の形成と促進、人権尊重・相互尊重の意識高揚と変革を求める社会的背景を土台に発展してきたものといえます。

日本では、1980年から1990年代にかけて、アメリカでの『アサーション・トレーニング』プログラムが導入されて以来、その基本的な考え方の紹介と共に、日本人の人間関係や自己意識の持ち方の特徴にフィットするようなさまざまな工夫や改訂が試みられています。一時的なブームとしてではなく、社会人、大学生、企業人、主婦などを中心に地道かつ着実な広まりを見せています。

(学習の要点)

本書の内容は、大きく(1)、自分自身の特徴を知ること(第Ⅰ章～第Ⅲ章)、(2)、自分を相手に伝えること(第Ⅳ章～第Ⅴ章)、(3)、自己表現に必要なスキルの学習(第Ⅵ章～第Ⅶ章)に分けられています。最後にまとめとしての章が設けられています(第Ⅷ章)。以下にその学習のポイントを簡潔に紹介します。

(1)、自分自身の特徴を知る。(第Ⅰ章～第Ⅲ章)

1) 第Ⅰ章、第Ⅱ章

豊かで積極的な人間関係を築くには、まず何よりも自分自身をよく知り、それを受容することからはじまります。長所、短所も含めて自分自身をできるだけ客観的に、かつ等身大で把握するにはどうすればよいか。「自分とは何者だろう」と題する第Ⅰ章、「ありのままの自分に出会うには」の第Ⅱ章では、『20答法』などを紹介しつつ、「自分さがし」の具体的な方法について述べられています。そのいずれもが自分自身を謙虚に素直に見つめることが大切と説いています。

2) 第Ⅲ章

続く第Ⅲ章の「自分の特徴を知る」では、自分を認め、相手(他者)も認め、かつ自分と相手との違いを受け入れるには、次のようなことを理解することが重要だと述べています。第一に、他の人々、即ち、現実の個々人がどのような傾向を持っているか(たとえば、感情優先型か、思考優先型か、行動優先型かなど)を知り、自分がどのタイプに近いかを把握すると共に、身近な相手(他者)がもっている傾向を知ること、第二に、理想の自分と現実の自分をきちんと見極め、両者の間を無理のこないように調節すること、第三に、どのような自分であっても、それはかけがえのないものであることに気づくこと、第四に、自分が変わっていくこと、それに伴って相手との人間関係も変わっていくことを自覚すること。

(2)、自分を相手に伝えること。(第Ⅳ章～第Ⅴ章)

1) 第Ⅳ章

ここでは、人間関係あるいは対人関係は、基本的にコミュニケーションを通して成り立っていることをまず理解します。第Ⅳ章の「自分を伝えることの意味」では、コミュニケーションの仕組みと効果について、具体的な場面やテーマを題材にわかりやすく説明しています。自分を伝えることには、まずその前提として相手があり、相手との相互作用の中で、さまざまなコミュニケーションのプロセスを辿って相互理解が成り立つことを知ります。

2) 第Ⅴ章

続く第Ⅴ章の「自分の自己表現のしかたを確かめる」では、自分とつきあうための基礎として、自己表現について説明しています。日常生活での個々人の自己表現には、大きく分けて3つのパターン(非主張的な自己表現、攻撃的な自己表現、アサーティブな自己表現)が見られます。非主張的な自己表現とは、不十分な自己表現しかでき

ず、うまく自分を伝えられないことです。攻撃的な自己表現とは、過剰な自己表現で、相手に自分の気持ちや考えを押しつけてしまい、相手を尊重できないことです。アサーティブな自己表現は、本書で提言している適切な自己表現をさします。率直かつ正直でありながら、自他を尊重した柔軟なコミュニケーションの仕方です。自分がどのタイプの特徴に近いかを自覚することが大切であり、それを知るチェックリストも載っています。

(3)、自己表現に必要なスキルの学習 (第Ⅵ章～第Ⅶ章)

1) 第Ⅵ章

ここでは、本書の目的であるアサーションを身につける、即ち、苦手な自己表現を改善し、上手な自己表現を学習するためのプログラムがわかりやすく紹介されています。第Ⅵ章では、アサーティブな自己表現を身につける上で必要な4つのスキル(技能)が、具体的な場面を紹介しつつ説明されています。第一は、自分の気持ち、考えを正確にとらえるスキルです。対応しようとする特定の事柄や相手の言動を客観的、具体的にまず観察します。そして、共有できる事実を探せば、その事実を伝えたほうが相手にはわかりやすいし、自分の不満も収めることができます。第二は、周囲の状況や相手を観察するスキルです。相手に提案したい言動、相手に望む行動を明確に言語化します。その提案は、具体的で、現実的で、実現可能なものであることが大切です。第三は、要求や希望を明確に表現するスキル、第四は、ことば以外の信号を活用するスキルです。

2) 第Ⅶ章

続いて第Ⅶ章では、「自己表現を磨く日頃の心がけ」として、「会話はずませる3つのヒント」と「苦手な場面でアサーションを活用する」ことがアドバイスされています。自己表現を磨くための具体的な手だてとコツが紹介されています。

(4)、第Ⅷ章

まとめに当たる最終章で、これまでの各章の要約と本書の目的が簡潔に要約されています。他の人を尊重しつつ、自分らしさを大切にするにはお互いがどのように接し、どうコミュニケーションをとっていけばよいのかを提案しているのが『アサーション』という概念です。カウンセラーなどの専門家を媒介とした特別な臨床治療としてのカウンセリングではなく、専門的な訓練やテクニックをことさら必要としない、普段の日常生活の中で自分自身が理解し、自覚できるスキルとして提案され、めざされているのが『自己カウンセリングとしてのアサーション』だといえます。本書の最もアピールしたいことをキャッチ・コピー風に表現したのが、「自己表現の上手な人は、自分とのつき合い方もうまい人」です。

(参考文献)

〈書籍〉

1. アムネスティ・インターナショナル日本支部(編):わたしの訳 世界人権宣

- 言, 明石書店 (1990年)
2. フェルプス, S&オースティン, N/園田雅代・中釜洋子 (訳): アサーティブ・ウーマン, 誠信書房 (1995年)
 3. 藤田英典: 子ども・学校・社会, 東京大学出版会 (1991年)
 4. ゴードン, T/奥沢良雄・市川千秋・近藤千恵 (訳): T.E.T. 教師学: 効果的な教師=生徒関係, 小学館 (1985年)
 5. 平木典子: いまの自分をほめてみよう, 大和出版 (1996年)
 6. 平木典子他: 心を癒す「ほめ言葉」の本, 大和出版 (1998年)
 7. 松本卓三 (編): 教師のためのコミュニケーションの心理学, ナカニシヤ出版 (1996年)
 8. 中釜洋子: 気持ちを伝えられない子どもたち-自己開示をためらわすもの: 上手な気持ちの伝え方 (児童心理二月号臨時増刊), 金子書房 (1998年)
 9. 中釜洋子: アサーション・グループワーク-自分も相手も大切にすやりとり: 友だちをつくれない子 つくれる子 (児童心理二月号臨時増刊), 金子書房 (2000年)
 10. パルマー, P/eqPress (訳): 自分を好きになる本, 径書房 (1991年)
 11. パルマー, P/eqPress (訳): ネズミと怪獣とわたし, 原生林 (1994年)
 12. 園田雅代: アサーティブな自己表現を身につける: 上手な気持ちの伝え方 (児童心理二月号臨時増刊), 金子書房 (1998年)
 13. 園田雅代・中釜洋子: 子どものためのアサーション (自己表現) グループワーク-自分も相手も大切にす学級づくり, 日本・精神技術研究所 (発行), 金子書房 (発売) (2000年)
 14. ストーン, R/小島希里 (訳): 自分をまもる本: いじめ, もうがまんしない, 晶文社 (1995年)
 15. 東京都総務局人権部: みんなの人権 (2000年)

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

『アサーション』の概念と文化の関係について論じなさい。

2. 設題の解説

『アサーション』という概念は対人関係や人間についてのとらえ方や考え方と深く関連している。アサーションの概念をよりよく理解するには、その概念が形成され、発展していく文化的な土壌や特質との関係を把握することが重要である。本設題はこのような意図から出されたものである。本設題について、以下の点から順次説明し、論じなさい。

- 1) まず、アサーションという概念はどのような概念か、その内容を簡潔に説明する。
- 2) この概念の特質と意義を、その歴史と発展から説明する。

- 3) この概念を文化的な視点から論じる。アサーションという概念は、人間関係や対人関係、あるいは人間についての考え方、即ち、人間観と深く関わっている。アサーションという概念が、対人関係に協調性や相互依存性を求める文化、たとえば日本文化的な土壌と、自立性や独立性を理想とする文化、たとえばアメリカやヨーロッパ的な文化土壌とでどのようにその意味や意義が異なるかについて論じる。さらに、それぞれの文化土壌において「アサーション」をどう活用できるかについて具体的な提言・提案を行う。

3. 設題提出様式

- 1)、2)、3)の論述全体で、3200字程度。
横書き、自筆・ワープロいずれも可。

人間論Ⅲ

科目担当者： 村 上 史 朗
テキスト： 『社会のイメージの心理学』
池田謙一 著（サイエンス社）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： A1T201

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしていましたが、調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

社会的現実について考察する。

到達目標

私たちがどのようにして現実をつくり、現実を支え、現実から影響を受けるのか、その仕組みについて理解を深める。

事前・事後学習

事実と現実とが必ずしもイコールではないことが要点になる。私たちの常識を検証してそのような事例がないか考察すること。

評価方法・基準（レポート）

レポート課題に対し、設題に沿った回答がなされているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストを精読すること。

授業概要

この科目では、社会的な関係性が作り出す「現実（リアリティ）」について考察します。私たちは、ふつう、事実に基づく世界で暮らしていると考えていますが、実際は、現実（私たちが共有している本当にそうだと思うこと）を基に生活を送っています。しかも、事実と現実とは必ずしもイコールではありませんし、ときには、事実に基づかない現実をみんなで作りだし、それをみんなで支え、それに基づき行動しています。根拠のない血液型で人の性格を判断したり、確率的な事象を直感で過大に、あるいは過小に評価したりします。私たちはどのようにして現実をつくり、現実を支え、現実から影響を受けるのか、その仕組みについて考えます。

I. 学習指導

(はじめに)

「911(アメリカの同時多発テロ)」や「311(東日本大震災)」は確かに本当に起こったことなのだ、どんなに悲劇であっても現実世界はそうなっているのだ、と私たちが理解するときに感じられる現実感を「社会的現実」といいます。こういって、そんなことは当たり前のことではないのか、テレビでだって何度も見ているじゃないか、と言いたくなる気持ちはわかりますが、ことはそう単純ではないのです。このテキストでは、その単純でないことについて、社会心理学的な立場から解説を行っています。

(学習の要点)

第1章 悲劇のリアリティー社会的現実とは

私たちが現実感を持って事実認定を行うためには、他者との語りや自分の過去との照合が不可欠です。この章では、まず、多重性を持った事実認定の必要性について述べます。次に、「911」と「311」の事例から、社会的現実を共有できない人との関わりをどうすればよいのか、という問題を提起します。その上で、社会的現実をどのように捉えるべきかという議論に進みます。従来型の社会的比較に基づく個人を単位にした現実だけでなく、社会の成り立ちそのものを支える共同主観的な意見の共有による現実感の検討の必要性について述べています。

第2章 「信じられないけれど、本当？」ー社会的現実の基盤としての制度

私たちの現実感には三層の基盤があります。まず一つ目は大きな制度的枠組みです。科学や教育、公共メディア、公式情報がこれに該当します。二つ目は小さな制度です。対人的コミュニケーションに基づく情報の共有や慣習化・常識化したステレオタイプの情報がこれに該当します。これらの制度的枠組みが外在的な基盤として、私たちの現実に対する解釈を既定のものごととして固定化してしまいます。他方、私たちは制度そのものを信頼するという特徴を持っているので、現実に対する自由な解釈が難しくなるのです。そして、あと一つは、私たちに内在するスキーマと呼ぶべき信念

です。さまざまな事象に対する属性的・因果的・規約的な知識は、常識として対人的にも支えられていると確信できることで、私たちの現実感を支えます。

第3章 「日常的常識」と社会的現実

大災害やテロのような事態が生じると、人間は慌てふためいて理性を失い、カッとになって「非合理的」に行動する。こうした「人間＝パニック・モデル」は根深い社会的現実です。大きな災害や事件が起こるたびに、その生起が心配されますが、それが実際に生じた事例はほとんどありません。むしろ「パニック」の心配よりも、「異常事態」そのものが信じられにくいという「日常性バイアス」の方が重大です。このバイアスは社会的現実感を築くことに大いに寄与していますが、一方で、私たちは日常という「常態」に固執し、それをベースにものを考えるという強い傾向を持っているために、「異常事態」が生じていてもそれを現実として受け止めていくまでに困難が生じるのです。また、人間＝パニック・モデルは「しろうと理論」と呼ばれるものですが、このしろうと理論は社会的現実を支える第三層に当たる内在的な力の重要な部分を占めます。しかも、しろうと理論は私たちの生活のあちこちに偏在し、信念や常識として、私たちの現実感に影響します。一方で、しろうと理論とは対極をなす高度な科学的システムやテクノロジー等はブラックボックス化し、私たちの知識や認識ではとらえることが難しい状態になっています。そのため、私たちがそうした科学的システムやテクノロジーに対して現実感を共有するためには、それらに対する「信頼」が重要になってきます。

第4章 信頼と社会構造

「人に対する信頼」は対人レベルの社会的現実を支え、「制度に対する信頼」は制度レベルの社会的現実を支えます。ここでいう制度とは、科学や教育、政府やマスメディアといった社会の根幹をなす賞罰やルール of の仕組み、基本的な情報・知識の蓄積を支える組織的・社会的な仕組みを指しますが、こうした制度への信頼も人に対する信頼も、社会的現実の共有なしにはあり得ないのです。私たちの社会には、ルールや規則によって制度化された安心の仕組みや科学的システムによる安心の仕組みが存在しますが、それだけで社会がうまく回るわけではありません。こうした安心の仕組みも人々からの信頼があってこそ安心の仕組みになるのです。社会のブラックボックス化と複雑化が進む現代社会ではこの「信頼」を確保するために、インフォームドコンセント的な仕組みが重視されるようになってきています。

第5章 異質な他者のいる世界

「信頼」は私たちの社会を構築するための重要な接着剤ですが、それがないと社会がすぐに崩れてしまうわけではありません。実際の社会には信頼の高い人も低い人も、信頼の高い制度も低い制度も存在します。つまり、社会的現実の第二層、対人レベルの社会的現実の世界はさまざまな異質性に満ちています。そのため、社会の中には信頼の低さを補うような仕組みが存在します。その一つが「互酬性」です。「お互い様」や「情けは人のためならず」という言葉に象徴される互酬性が信頼を補完するのです。

また、互酬性はインターネット上のコミュニケーションのように信頼性が低く認識されやすい状況においては特に重視されます。そのため、価値が共有できないような異質性が高い他者との間では、互酬性が行動の基盤としての位置づけを持って、互いに住みよい社会を作り出しているのです。とはいえ、異質性そのものは、社会的現実に対して揺らぎをもたらします。価値が共有できない場合、人は社会的現実を守るために、他者の支えや制度の支えを必要とするのです。合議や熟議によって互いの社会的現実をつきあわせ合意に至る。このことが社会的現実の安定をもたらすのです。

第6章 マスメディアとインターネット

社会的現実の第一層を構成する大きな制度の代表は、これまでマスメディアでした。私たちが共有する世界をさまざまに切り取り、それを再構成してきました。当然、ここにさまざまなバイアスがかかることは不可避で、そのバイアスの代表的なものには、情報源のバイアス、送り手の持つステレオタイプという認知的バイアス、報道対象のパーソナライゼーションによるバイアスの三つがあります。このメディアが持つバイアスの本質を知らない限り、社会的現実の持つ意味は理解できません。また、多様なメディアが存在する今日では、私たちがメディアの提示する事柄に対して、「何が重要で、何を信じればよいのか」を判断する必要にも迫られます。これは、社会的現実の大きな層に何が重要で何が正しいかという規範的な判断の根拠の土台を期待することができず、小さな制度の層や個人の信念の層に判断をゆだねることを意味します。マスメディアの情報解釈の代理人としての可能性と限界の境界点がここにあります。しかしながら、近年、急速に拡大したインターネットのような代替メディアが普及することで、マスメディアはそれらとの緊張関係の中で、制度的基盤の正当性を得るような仕組みを作り出しています。他方、インターネットの出現は社会的な情報環境を強烈に変化させました。マスメディアとの相互乗り入れの中で、マス・レベルの情報環境と対人的情報環境との境界を曖昧化し、情報流通の方向性を大きく変え、多様な集団の構成に寄与し、現実社会に対する行動を引き起こす起点と組織的な支持を提供するメディアとして発展してきました。特に、インターネットが社会的現実形成において新しいのは、その膨大な情報量と情報間のハイパーリンクによる相互関連づけによって、私たちの社会的現実形成の情報源として重要な役割を担いつつあるからです。

第7章 社会のイメージの心理学

私たちにとって社会的現実とは、社会的判断の基準で、出来事やものごとのもっともらしさや確からしさについての認識です。上述の章では、この社会的現実を支える基盤のもろさや脆弱性を論じ、一方で、制度信頼、他者への信頼、さらに安心の構造によって支えられていることを論じています。また、人々の間にある異質性によって、社会的現実是不安定化しながらも異質性がぶつかり合うところに新たな社会的現実が生み出されることを確認しました。この最終章では、この異質性が有効にぶつかり合うことのできる機会と構造を作り出す制度設計について、二つのアプローチを述べています。一つは、鳥瞰的な視点を得る「見える化」を心理的要因やソーシャルネットワーク要因を含めて進めること。あと一つは、人と人との相互作用の社会的アフォー

ダンスの設計を工夫して現今の問題の構造を変えてしまうことです。著者は、こうすることで、社会的現実の構成上の問題に対して、構造的に解決できるものは何かを考え、対応可能であるならば制度設計やエンジニアリングによって問題の解決の一助を試みようとしています。

(参考文献)

テキストの巻末にある引用文献を参考にしてください。それ以外は以下に紹介します。

池田謙一 『社会のイメージの心理学－ぼくらのリアリティはどう形成されるか』、サイエンス社、1993

池田謙一・唐沢穰・工藤恵理子・村本由紀子 『社会心理学』有斐閣、2010

上瀬由美子 『ステレオタイプの社会心理学－偏見の解消に向けて』サイエンス社、2002

菊池聡 『超常現象をなぜ信じるのか－思い込みを生む「体験」のあやうさ』講談社ブルーバックス、1998

北折充隆 『ルールを守る心－逸脱と迷惑の社会心理学』サイエンス社、2017

ジョナサン・ハイト（高橋洋訳）『社会はなぜ左と右にわかれるのか－対立を超えるための道徳心理学』紀伊國屋書店、2014

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

「常識」や「通念」と思われる社会的現実を一つ取り上げ、それがなぜ社会的現実といえるのかを詳細に述べるとともに、その社会的現実を支える三層について詳細に述べなさい。

2. 設題の解説

- (1) 常識や通念は、私たちが日頃から頭の中に蓄積している信念で、社会的現実に対する感覚を紡ぎ出す宝庫ともいえます。そこで、まず頭の中に蓄積された常識や通念を一つ取り出して、それについて具体的に詳しく述べてください。常識や通念は、あまりに当たり前の事柄として信念化されていますので、意外に取り出すのが難しいと思います。
- (2) 次に、それがどのような範囲での社会的現実であるのかということについて、「共有」というキーワードから検討します。社会的現実とは人が社会的判断・行動を行う際の基準点となり、社会や集団、出来事の実在性を判断する基盤として機能しますが、それが基盤となりうるのは、それがある範囲の人々の中で社会的に共有されているからです。つまり、他者と「共有」されていることに社会的現実の根拠があるのです。
- (3) 最後は、その常識や通念を社会的な現実として支えている三層。つまり、二つの外在的な力と一つの内在的な力について考察します。外在的な力の一つは大きな制度です。科学的手続きや教育、公共メディアや公式情報が持つ正当性がこれに相当します。外在的な力のあと一つは小さな制度です。対人的コミュニケーションによる現実感の共有や慣習化、ステレオタイプ化した現実感の共有がこれに相当します。また、内在的な力は信念の内容に基づいた理解です。一般にはスキーマやジンクスとして内在化しています。レポートでは、取り上げた常識や通念が、どのような力によって支えられていると考えられるのかを層別に具体的に検討してください。

3. 設題提出様式

文字数は3200字程度。横書き、ワープロ・自筆いずれも可。

人間論Ⅳ

科目担当者： 床 谷 文 雄
テキスト： 『18歳から考える家族と法』
二宮 周平 著（法律文化社）
単 位 数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： A1T202

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

現在の家族関係をめぐるさまざまな法律・法律制度のあり方を考える。

到達目標

- ①家族をめぐると法律問題にはどのようなものがあるかについて理解する。
- ②出生から死亡までの人の一生において、私たちが会う家族の法律の現状を知る。
- ③具体的な家族の法律問題について、その原因と解決策について考えることができる。
- ④議論されている家族法の改正について、その内容と方向を理解し自分なりの考えを持つ。

事前・事後学習

家族に関するさまざまな問題は、児童虐待、結婚、離婚、養育費、子との面会交流、成年後見、相続問題など、毎日のように、新聞記事やインターネットで話題となっている。これらを通じて得られる情報を収集し整理して、家族法の問題状況の理解を進める。

評価方法・基準（レポート）

テキストの著者の問題意識とその考え方を十分に理解しているか、「家族と法の課題」について、明快な理解と根拠に基づいて論じているか、などを総合的に考慮して判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を踏まえて、家族法の諸課題に関する十分な理解があるか、自らの考えをきちんと持っているかなどを考慮し、到達目標に達しているかを総合的に判断して評価する。

履修上の注意事項等

テキストの精読が基本である。それに加えて、新聞・インターネットなどを通じて見聞する家族法に関するさまざまな問題に関心を持って、家族と法の関わりを日々の生活の中で考える。

授業概要

この授業では、現代における家族をめぐるさまざまな法律問題について考えます。少子高齢化が進み、家族の形態も変化しています。祖父母・夫婦・親子を基本とする三世代の共同生活を営む伝統的な家族は少なくなり、夫婦と未成年の子からなるいわゆる核家族や高齢者夫婦家族が多くなりました。長年連れ添う夫婦も多いのですが、離婚が増えて、再婚が増えています。特に、子連れ再婚による再構成家族の中では、新しい問題が発生しています。他方で、同居者のない単身の家族も増えてきています。特に、未婚のまま中高年に至る単身者、逆に、高齢期に至ってパートナーと別れて単身で生活する高齢者が増えています。単身者が孤独死する「無縁社会」とならないように、支援する法制度も必要です。

こうした家族の形態の変化は、社会・経済の状況の変化にも関係しています。ストレスの多い社会で、家族に安らぎを求める者も多いのですが、一方で、そのストレスを家族（弱い者）に向けてしまうこともあります。子どもの虐待、DVといわれる配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者に対する暴力（高齢者虐待）が社会問題化して久しいですが、問題はなかなか解決されません。これまで、法律（制度）は、どのような対応をしてきたのでしょうか。

家族となるとき、子が育つとき、家族が壊れるとき、家族が老いるとき、家族が亡くなる時、そこに生じる紛争の解決を自ら考えるためには、家族に関する法律（家族法）の理解が必要となります。家族法が現実社会において、どのように機能しているのか、社会が変わる中、これからの家族に対して、家族の法律はどのように対応して行くべきか。今、新しい家族法の模索も始まっています。それはどのようなものなのか、こうした家族を取り巻く法律について考えて行きます。

I. 学習指導

（はじめに）

本書は、書名にあるように、「高校を卒業して大学に入学したり、社会人として仕事に就いた人たちを対象に、家族と法について考えるものです（著者の「はしがき」より）。」人は誕生の瞬間から（その前の胎児の時から）、親や周りの者の世話を受けて、成長し、自立する力を身につけて、やがて独り立ちします。親ないし保護者から離れて独り立ちすることと、新しいパートナーを持つことは同じではありませんが、これが一致することが多いのは、日本の社会の一つの特徴だと考えられます。

新しい出会いから新しい家族の形成があり、子育てが始まる。子が育ち、親が年老

いて衰え、子に支えられながら、死を迎える。その繰り返しによって、社会が維持され、発展して行く。そういう道筋を当然のこととして、法律（民法）は、婚姻の成立と夫婦の権利義務についての規定を設け、親子関係の形成と両者の間の権利義務、特に親の子に対する養育の義務と権利について定めています。そして、高齢者となった親に対する家族の扶養の義務について定め、社会的な意義を持つに至っている成年後見制度についても規定しています。その先には親の死をめぐる相続問題が発生する。親は自分の財産を好きなように処分することができる。他方で、子らは親の財産を当てにしていることも少なくない。法律（民法）は、こうしたことを円滑に進めるための規定を設けて、紛争予防と紛争解決の道標となるものです。

この授業では、「現代家族」の持つ問題に法律がどのように対処しているのか、また、それはこれからどう変わっていくのかを考え、自分なりの「家族と法」のあり方についての考えを身につけられるように、家族の法律、裁判、立法政策について学ぶことを目的としています。

(学習の要点)

本書は5部25章で構成され、子どもの権利の問題から始まり、成年者のパートナー関係の形成、親子関係の成立、パートナーとの別れ、それによる子との別れ、そして老いた高齢者の世話、その死による相続の問題などについて扱っています。それぞれのステージでの関係する法律の内容、その問題状況、社会の受け止め方、新しい法律をめざした動きなどを丁寧に説明していて、本書を精読することで、現代の家族の法律問題の全体像を明確に理解することができます。

本書では、基本的な法律用語や少し細かな内容について、本文とは別に欄外で注記をしています。この欄外注記もよく読んで行けば、本文の理解が一層進みます。また、時事的な話題などをコラムで紹介していますので、二読、三読の際には、これにも目を通して欲しい。

以下に、本書の構成とその概要を紹介し、学習する際の注目点を説明しておきます。

第I部 子どもの権利と個人の尊重

1 なぜ婚外子の出生数割合は2%なのか—子どもの平等を考える

過半数の子どもが婚姻外の子として出生するに至っている国もある欧米諸国では、婚姻から生まれてきた子と婚姻外で生まれてきた子の間には、原則として法的差別はない。それに対して、日本では、婚姻外の子どもは極めて少数であり、相続における嫡出子との差別こそなくなったが、法律的な不利益がまだ解消されていない。婚姻外で出生した子の法的保護について考える。

2 なぜ戸籍のない子が生じるのか—氏名、国籍、戸籍を考える

出生届が出されないために、戸籍のない子が存在することは、今や社会的にも知られるようになっている。なぜ、そういう子が生じてくるのか、その理由と対応を学ぶ。

3 男女の区別は自然なのか—性のあり方の多様性

性自認と身体の性の不一致、性的指向の多様性について考える。前者については、戸籍上の性別変更の手續が制度化されているが、問題点が指摘されている。後者については、同性婚・パートナーシップの問題など、欧米諸国では対応が進んでいるが、日本では遅れている。こうした状況をどのようにすべきか、これからの日本での法的対応を考える。

4 子どもの意見表明権—子どもの権利条約とは何か

保護の対象から権利の主体へと子どもの位置づけが変わってきている。子どもの意見表明権をどのように保障すべきか、考える。

5 子どもへの情報提供—子どものためのハンドブック 親の別居・親の離婚

離婚に巻き込まれた子どもの利益をどのようにして守るべきか、親の離婚について、誰がどのように子どもに話すのか。

第Ⅱ部 パートナーと暮らす

6 なぜ結婚制度があるのか—結婚届を出す理由、出さない自由

法律上の婚姻の手續をしている夫婦としていない夫婦、どこが違うのか、事実婚と法律婚のメリット、デメリットを考える。

7 なぜ夫婦、親子は同じ氏を名乗るのか—夫婦別姓という選択肢

最高裁判所は、夫婦同氏の強制は憲法違反ではないと判断している。それでも、夫婦同氏を憲法違反と考える人たちからの裁判は続けられている。夫婦の氏とは何か、これからの氏を考える。

8 同性カップルも結婚できるのか

諸外国で同性婚の制度化が進んでいる。他方で、これを認めない国もまだまだ多い。日本はパートナーシップを制度化しようとする自治体レベルの動きがあるにとどまる。同性婚を承認すべきか、考える。

9 「男は仕事、女は家庭」をどう思うか—性別役割分業と社会の仕組み

家族の多様化の中で、男女共同参画がどこまで進むのか。性別役割分業の意味を考える。

10 相手を支配しないこと—DVを考える

DVについて法的に対処するためのDV防止法の仕組みとその役割・限界について考える。

第Ⅲ部 親子になる・子どもと暮らす

11 血がつながってなくても親子なのか—法律上の父の決め方

血縁の親と法律上の親は必ずしも一致しない。それはなぜなのか、法律上の親子関

係の決定の仕方を学び、その問題点を考える。

12 カップルに子どもができない場合—生殖補助医療の利用と子の出自を知る権利

代理出産、凍結受精卵を利用した子、死後懐胎などの生殖補助医療のもたらず法的問題（親子関係の決め方）などを考える。

13 親が子どもを育てられない場合—養子と里親

家庭での養育が困難な子どものために設けられた特別養子縁組は、普通養子縁組とは異なる特徴を持っている。この特別養子縁組については、2019（令和元）年に法律が改正されている（2020年4月施行）。現在の養子縁組制度の持つ社会的意義について考える。また、目的別に種類が増えている里親制度についても考える。

14 親権とは何か—子どもの成長を保障する責任

親権は親のためのものではなく、子のためのものである。現在の法律では、離婚後に父母が共同で親権を行使することができない。これを問題視する意見も強くなっているが、離婚後の共同親権に対する反対も強い。離婚後の単独親権制度と共同親権制度について考える。

15 児童虐待から子どもを守るには

悲惨な児童虐待（死）の事例が相次いでいる。虐待から子どもを守る仕組みはどうなっているのか、現状を知り、今後を考える。親権の停止・喪失制度の実際についても考える。

第Ⅳ部 別れと絆

16 知らない間に離婚されていた—紙切れ一枚の協議離婚

協議離婚制度は日本独自のものである。そのメリットとデメリットを知り、今後のあり方を考える。

17 有責配偶者からの離婚請求は認められるのか

婚姻を破綻状態にした夫婦の一方が、自ら離婚を請求することができるか。かつては否定されていたが、現在では、事情によるものとなっている。どういう場合に離婚を認めるべきか、認めないものとするか、その判断基準について考える。

18 夫婦が築いた財産はどのように分けるのか

夫婦の財産は離婚するときに必ず2分割するわけではない。財産分与制度の意義、実態を考える。

19 別れた親に子どもは会えるのか—親子の交流は子どもの権利

家庭裁判所において、子どもと非監護親との面会交流の問題が多くなっている。この面会交流はどのような意義があるのか、これからの面会交流のあり方、支援のあり

方を考える。

20 養育費の分担—ひとり親家庭の生活保障

離婚後の養育費の問題は、とても重要であるが、制度的な対応がまだまだ不十分である。養育費確保の問題などについて考える。

第V部 老いを看取る

21 扶養と介護—誰が自立できない人の世話をするのか

家族の中での高齢者（老人）扶養と介護の問題を、社会的支援制度との協働関係などもあわせて考える。

22 成年後見制度—財産管理から見守りへ

認知症高齢者など精神的判断能力を失った人のために法的支援者を付ける制度が成年後見制度である。その実情と問題点、これからのあり方について考える。

23 遺産はどのように分けるのか—相続人同士の公平性

2018（平成30）年に相続法が改正された。新しい相続の基本的ルール、遺産分割の仕方について学ぶ。

24 誰でも遺言が書けるのか—遺言能力

相続法の改正で、自筆証書遺言の自筆の要件が若干、緩和された。これで、高齢者による遺言がしやすくなったのかどうか、遺言制度について考える。

25 遺留分とは何か—相続人の最低限の保障

遺留分制度は、これまでは、他の者に与えられた相続財産の一部を取り戻す権利であったが、これからは、相応の金銭を請求する権利に変わった。なぜ変わったのか、遺留分制度の意義について考える。

エピローグ 次世代の家族法

本書のまとめとして著者は、今、求められている家族像について述べている。次世代の家族法では、家族を構成する一人ひとりが個人として尊重されること、そして、血縁と婚姻の枠を超えた子育て（子の養育の多層化）へと向かうべきことが語られている。読者（受講生）のみなさんそれぞれに自分たちの求める家族法を考えていただきたい。これが著者の願いであり、本授業担当者としての期待でもある。

II. レポート設題

1. 設題

テキストが扱っている範囲内で、「家族と法」をテーマとして、現代の家族法のかかえる課題について論じなさい。（横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度）

2. 設題の解説

テキストが扱っているテーマの中で、最も関心を持った問題を中心として、現在の「家族と法」の課題を自分なりに（問題意識を持って）論じてください。テキストは2018年10月に刊行されたものであり、比較的新しいが、その後も、家族法の改正議論が進んでいる。より新しい情報は、法務省のホームページなどを参照してください。

国際関係論 I

科目担当者： 有江 ディアナ
テキスト： 『国際法 International Law』
玉田 大、水島朋則、山田卓平 著（有斐閣ストゥディア）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： AIT103

テーマ

国際関係や国際問題の理解を深めるために、国際社会を規律する国際法の基礎知識を習得する。

到達目標

- ①国際法初学者を対象に国際法の基本的な事項について理解することを目指す。
- ②国際法の基礎知識をもとに、国際関係や国際問題に対する自らの考えを養うことを目指す。

事前・事後学習

事前学習として、日頃から日本と諸外国の関係や国際社会での出来事に積極的に興味を持ち、情報を収集すること。また、事後学習として、それらに対し、徐々に習得していく国際法の基礎知識を踏まえながら自らの考えを整理すること。

評価方法・基準（レポート）

レポート課題に対し、テキストの内容を十分に理解した上で設題に沿った回答がなされているかを総合的に判断して評価する。（横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度）

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解した上で、自らの考えを述べられているかを考慮し、到達目標に達しているかを総合的に判断して評価する。

履修上の注意事項等

サブテキストで各章のポイントを確認の上、テキストを精読すること。

授業概要

世界にはおよそ200ヶ国があり、グローバル化に伴うヒト、モノの移動により、国家間の関わりが活発化している。他方、国境を越えた衝突に伴う悲惨な問題が国際社会に数多く起きている。また、2020年は、新型コロナウイルスの猛威により世界中が大きな打撃を受け、国家間のつながりの大きさを再確認させられた。

本授業は、様々な事情を背景に起こる国際紛争をはじめ、国際問題の理解を深めるために、国際関係を規律する法であり、安全保障、人権保障、環境保全、経済、貿易等に関連した問題を規律の対象とする国際法の仕組みや内容の基本的な事項について理解することを目的とする。また、一人の社会の構成員として、多様に変化しつづける社会情勢とそれに関連する様々な国際問題に対して、本授業で得た知識をもとに、自ら考え、行動できる能力を養うことも本授業の目的である。

I 学習指導

(はじめに)

テキストの各章の説明に入る前に、国際法の歴史について若干触れておきたい。

国際法は、主に国家間の関係を規律する法であるが、国際法形成の基盤は、中世ヨーロッパにおけるローマ教皇と神聖ローマ皇帝を頂点とした理念にまで遡る。中世ヨーロッパ諸国共通のキリスト教的自然法思想やローマ法が国際法形成の基となっていたが、その後、ローマ教皇を頂点とする領域主権国家の封建的な社会から、国家の世俗化が実現した。長い宗教戦争を終わらせたウェストファリア講和条約（1648年）は、主権国家から構成される国際社会の登場を告げ、国際法の基盤を完成させた。また、コロンブスの地理上の発見により、経済関係の網の目が世界規模となり、16世紀から18世紀半ばにかけて、ヨーロッパでは重商主義政策が採られ、1789年のフランス革命、市民革命に伴い資本主義経済が発展した。

世界市場の確立をめざすヨーロッパ先進国は、資本主義経済の制度が不整備とされていた非ヨーロッパ世界秩序の打破に向けて、半人前の国際主体とされた国々とは不平等条約を結んだ（オスマン・トルコ、中国、日本など）。また、住民がおり国家形成を遂げているが発展していなかった、アフリカやアジアの広大な地域については国際法の客体とされ、植民地支配が行われた。この頃は、自国の繁栄や領域拡大のための戦争は不可欠の生存条件とされていた。19世紀末から20世紀にかけて、平和運動・労働運動が活発化し、社会主義国家が誕生し始める。そして、二つの大きな世界大戦を経て、第二次世界大戦後、アジアやアフリカにおいて被植民地国の民族解放運動が始まった。そして新独立国の国際社会への参加に伴い、国際法も大きな構造転換を果たすことになった。

一方、日本と国際法の関係については江戸時代に遡る。1854年、日本は日米和親条約によって開国、その後欧米諸国と不平等条約（領事裁判制度、協定関税率、片務的最恵国条項等）を結ぶ。これによって、日本は国内では文明国の条件として、富国強

兵と殖産興業を目指しながら、ヨーロッパ型の法体制と司法制度の整備を行っていった。外国との関係については、特に欧米諸国との関係では国際法を忠実に遵守されていたが、他方、アジア諸国に対し強圧的態度をとるようになった（脱亜入欧）。

それでは、各章のポイント（部分的な補足）を見ていこう。

(学習の要点)

第1章 主体

国際法とは、国際社会の法であって、主として国家相互間の関係を規律するものであるが、限られた範囲において国際機構と個人についても規律し、諸国家の間の合意によって定められた法である。領域、住民、そして政府は国家の成立要件であるが、本国からの分離・独立等によって新国家の成立に対し、既存の国家は一方的行為として承認を与えることを国家承認という。特に、国家としての要件を備え、国内において実効的・自主的な統治を確立していることが国家承認の要件とされ、この要件が欠く場合は、承認することは尚早の承認として禁止されている。実効的な政府が確立しているかどうかは重要である。また、国家承継とは、ある領域の国際関係についての責任が一国（先行国）から他国（承継国）に引き継がれ、結果として先行国の国際法上の権利義務が承継国に移転することをいう。他方、政府承認とは、革命やクーデター等非合法的、憲法に反する形で政府が交替し新政権が誕生した場合に、諸外国が新たに成立した政府の代表性を認めるかどうかの判断を行うことをいう。

国際法の主体は、国際法上の権利・義務又は権限の担い手である。かつては、国家が国際法の唯一の主体であったが、現在は、国家が国際法の最も重要な主体でありながら、独立の地位を占める国際機構や領域国の下にある個人、企業（多国籍企業など）、NGO（人権 NGO や環境 NGO）にも一定の範囲で主体が認められる。また、人民は自決権の主体として、一定の範囲で国際法主体性が認められ、それに伴う諸権利が付与されている。

第2章 国家の主権

国家は、主権を持つという点において国際機構や私的な団体と区別される。主権とは、国の最高権力を意味する。また、国際法の観点からは、一般に対内主権と対外主権に分けられる。対内主権とは、国家領域内にあるすべての人やものに対して国家が持つ排他的な支配権であり、対外主権は、国家が外部の権力に服さないことを指し、国家の独立を意味する（国家平等原則と不干渉原則）。

政府とは、国家成立の一要素であり、国家領域を実効的に支配する統治活動を行う国家機関であり、元首とは、国家を代表してその対外関係に従事する機関である。国際法上の権限として、条約の締結、外交官の派遣・接受、領事館の任命・認可状の給付、宣戦等があり、元首及びその家族には、特権免除がある。また、外交官の任務は接受国において派遣国を代表し、接受国の政府と交渉すること等である。ただし、接受国が当該外交官をペルソナ・ノン・グラータ（好ましからざる人物）として通告した場合に任務は終了する（本国へ召還）。外交官がもつ外交特権は、使節団及びその構成員、個人的使用が国際法に基づいて享有する特別の地位であり、不可侵権、裁判

権や行政権からの免除である。他方、領事官は接受国で主に派遣国の国民に対し旅券・査証等の発給、在留自国民の出生・死亡・婚姻届の受理等の行政事務を行う。領事官もまた、国際法に基づいて享有する特別の地位とされる領事特権がある。

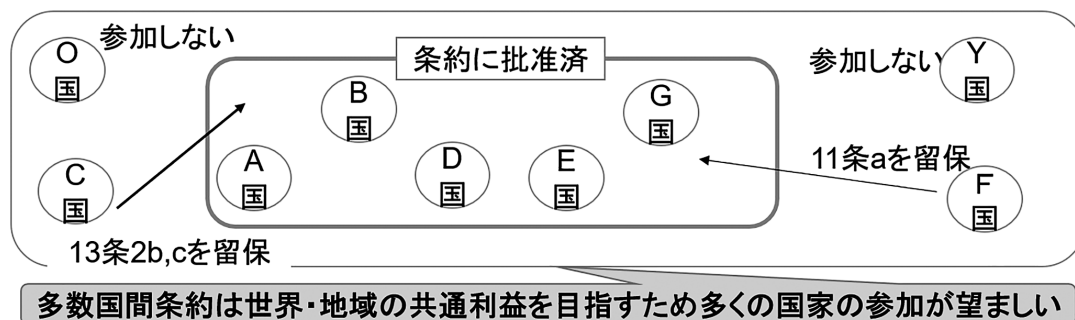
第3章 国際法の存在形式

国際法は、国際社会の法秩序を維持するためのルールであるが、これを成立させるために国際社会には、国内社会のような統一的な立法機関は存在しない。国際法の成立には、国家の合意が必要であり、主な成立形式として、不文法の慣習法と成文法の条約がある。また、これらの効力関係では、「特別法は一般法を破る」とされる。原則として、一般的効力を持つ慣習国際法（慣習法）よりも、当事国のみに効力をもつ条約が優る。ただし、慣習国際法として成立した強行規範は除かれる。

慣習国際法の成立には、諸国家の一般的な慣行（事実的要素）と法として認める法的信念（心理的要素）の2つの要素が必要となる。他方、条約（条約の種類には、条約、協定、規約、憲章、議定書、宣言等がある。二国間条約と多数国間条約に分類される）とは、国際法主体（主に国家）の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意とされる。また、条約に関する手続や解釈等については条約法に関するウィーン条約（条約法条約）に定められており、条約の発効までの一連についても規定する。締結者らの交渉が行われ、条約内容に合意した後に採択される。確定後には同意の表明がなされ、文書の交換・寄託の後に発効される。また、条約法条約では条約の解釈方法として客観的解釈・目的論的解釈・主観的解釈を提示する。客観的解釈は、表示される文言に忠実に解釈を行う。また、目的論的解釈は法律文書に示された目的から、類推解釈を加える。他方、主観的解釈は、解釈者の主観という意味ではなく、立法者が意図したことなどを、当時の状況や残っている文書から判断するのである。

締結国は条約の特定の規定について留保を行うことは可能である。条約の留保とは、条約の当事国になる際に、条約の特定の規定の法的効果を排除又は変更することを宣言することができる多数国間条約の特有の制度である。多くの国の参加が望ましい条約（例：人権や環境など）の場合、条約内容に概ね賛同し、特定の一部の規定に同意できない国の参加を促す効果が留保の意義である。

多数国間条約と留保制度

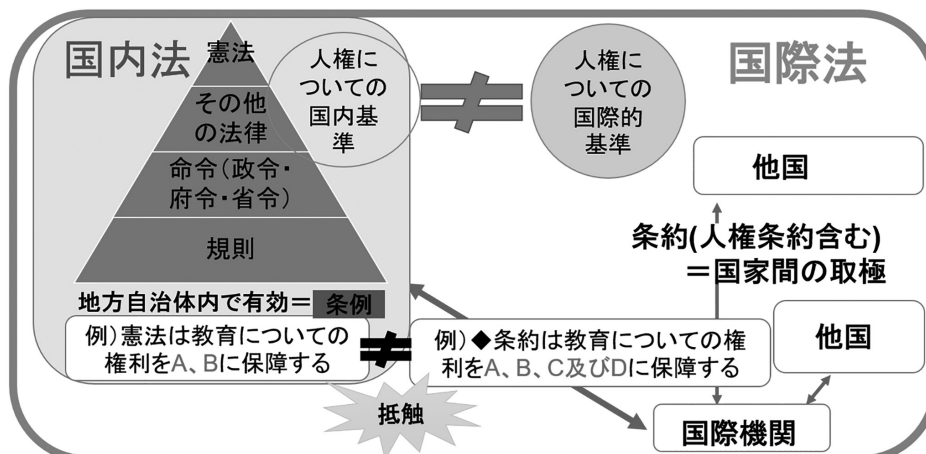


【図：担当者作成】

第4章 国際法の国内的实施

古い法格言に「社会あるところに法あり」とある。これはすなわち、集団生活をする場合には必ず守るべき一定のルールがある。社会規範という社会秩序維持のためのルール（規範）がつくられ、それは一国家（国内）、あるいは国際社会の中におけるルール（規範）である。一国家の中で適用される法が国内法であり、国家と国家の関係を規律する法は国際法である。そして、この国内法と国際法の関係については、古くから議論されてきた。例えば、一元論は、国内法と国際法が1つの法秩序内に存在するととらえたうえで、いずれかが上位にあるという考え方である。また、二元論は国内法と国際法を2つの別個の法秩序であるととらえる考え方である。そして、国内法と国際法の（法的義務）抵触場面に着目し、抵触の調整方法に関する規則が存在すると主張するのが等位理論・調整理論である。各国の国家実行を踏まえ、相互間に義務の抵触があった場合、各国は調整によって解決する。ときに、国内法上は合法的な行為であっても、国際法上違法となる場合があり、国内法を根拠として国際法上の義務を免れることはできない。ただし、例外はある。また、国内法における国際法の効力と位置づけについては、条約であるのか、あるいは慣習国際法であるかによって、議論が異なる。

国際法と国内法の関係



- 二元論・多元論:国際法と国内法は、異なる別々の法秩序であり、国内法への変形が求められる。両者は、法的に矛盾することはあり得ない。
- 一元論:国際法優位論(国際法>国内法)国内法優位論(国際法<国内法)

【現在】等位理論・調整理論:各国の国家実行を踏まえ、相互間に義務の抵触があった場合、各国は調整によって解決する(法的義務)。

【図：担当者作成】

第5章 国際法の国際的実施

国際法は、法違反への強制が不十分であるが、比較的よく守られる。その理由として、国家間での①相互主義が働く②各国の利益や主張が反映される③国内法のように法違反に対する強制の仕組みは整備されていないが、監視、協議、説得等を通じて義務の履行を確保するために働く（仲間内の監視の役割や国際世論）④国境を越えた人間の諸活動を円滑に進めるためなどが挙げられる。それでも、ある国が国際法上の義務に違反する場合もある。国家責任は、国家が国際違法行為を犯した場合に負う責任

である。また、国家の国際違法行為が成立するための要件とは、問題の行為（作為又は不作為）が国家の行為であることと、その行為が国際義務に違反することの二つである。国家の行為として、国家機関の行為がある（国内法上の国家機関やその地位にある者がその資格で行った行為は、すべて国家の行為とみなされる）。また、私人の私的行為は、一般国際法上、国家に帰属しないとされるが、国は外国法益を侵害する私人の行為に関連して、不作為を根拠に、国家機関自体が注意義務に違反したとみなされ、国家責任が認められる場合がある。

国際義務の違反については、国家責任条文の定義では、国際義務違反は、国の行為が国際義務の要求するものと一致しないときに生じる、とする。なお、国際義務と抵触する国家の行為も、特別の事情により違法性が阻却される場合がある（違法性阻却事由）。国際違法行為が継続している場合、違法行為国は、まずその違法行為を停止し、必要な場合には再発防止を約束しなければならない。また、違法行為によって生じた損害・損失については、被害国に対し賠償の義務を負う。賠償方法として、原状回復、金銭賠償、精神的満足がある。国家責任は伝統的には外交的保護制度として扱われ、他国の領域で自国民が損害を被ったとき、国家は外交的保護権を行使し、自国民の利益の侵害について、加害国に対して責任を追及した。現在でも、国が外交的保護請求をする際には、国籍継続と国内的救済完了の2つの要件を満たすことが条件となっている。

国際連合の憲章（国連憲章）第2条3項において、すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならないと規定し、その平和的手段として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決を挙げている（同憲章33条1項）。司法裁判（司法的解決）では、恒久的な裁判機関による当事国を拘束する判決を下す。なお、一つの紛争には、法律的紛争の一面と政治的紛争の一面を含むことがある。政治的解決手法として、交渉、周旋、仲介、審査、調停があり、法律的解決手法として、国際裁判（仲裁・司法）がある。

国際司法裁判所（ICJ）は、1945年の国連憲章に規定され、1946年にオランダのハーグで設立された、常設の国際的な司法機関である。ICJによる判断を受けるには、まず管轄権を確認し、事件ごとに付託する必要がある。紛争当事国の合意によるICJへの付託、あるいは、一方的付託の場合は被提訴国の応訴意志を待つ（応訴管轄）。また、事前の合意による付託として、裁判条項及び選択条項の有無を確認する。

第6章 領域

国際法が規律する空間は2つに大別される。いかなる国の領域主権も及ばない国際広域と領域主権が及ぶ国家領域である。国家の領域は、領土、領水、領空である。領土とは陸の部分であり、領水は水の部分（内水とされる国内に流れる河川等と領海）であり、領空は空の部分（領土と領水の上空一帯を指す）である。また、この領域において、原則として自由で排他的な支配を行うことができる。これを領域主権といい、対内主権としてその領域内のすべての人、物、行為に対し排他的な統治を行う。また、対外主権として、いかなる国家からも支配・命令を受けないのである。

伝統的な領域の取得方法には、割譲、併合、征服、先占、時効、添付が挙げられる。割譲とは、国家の合意（条約の形式等）に基づき自国の領域の一部を他国に移転することであり、併合は、国家の合意のもと、領域の全部を他国に移転することである。また、ある国家が一方的に実力で他国領域の全てを奪うことを征服という。先占とは、国際法上の無主地を国家が領有の意思をもって実効的に占有することにより、領域として取得することである。他方、時効は、国家が他国の領域を長期にわたり平穏かつ継続して権力を行使（支配）した結果、領域として取得することである。そして添付とは、新たな陸地が自然現象や人工的にできることによる領域の増加である。

取得方法について、特に裁判による領土紛争の解決にあたり、領域が有効に取得されたか否かは、取得のときに有効であった国際法に基づいて判断するという時際法の考え方が用いられる。したがって、違法とされる征服や強制的な割譲であっても、取得当時の法に照らして考えれば、合法と認められることもある。このように、国際裁判において検討すべき論点がいくつかあることに留意しなければならない。

第7章 海洋、南極、空、宇宙

古くから（伝統的に）公海は、国際広域であるとされてきたが、近年では、深海底、宇宙空間・天体もまた国際広域とされる。すなわち、いずれかの国家の領域ではなく、すべての人々が利用できるとされる。もちろん、その国際広域でも、いくつかのルールが存在する。

公海の自由の原則とは、国家による公海の領有が禁止されることを意味し、同時に、公海はすべての国に解放され、すべての国や人々が自由に使用できる空間であることから公海での航行の自由や漁業の自由が含まれていることを意味している。ただし、公海を自由に航行する際には、いずれかの国の旗を掲げること（旗国主義）を含むいくつかのルールが存在する。また、領海内においても外国船舶に対する無害通航権の保障があるとされており、すべての国家の船舶は、沿岸国の平和や秩序、安全を害しない限り、原則として他国の領海を継続的かつ迅速に通航することができる。とされる。

ある国家の領水、すなわち水の部分の領域は、内水（国内に流れる河川等）と領海に区別されている。その国家の基線から12海里（1海里は1.852km）が領海にあたる。しかし、海は広い。領海の外側で、その基線から、24海里までは接続水域と呼ばれ、さらに最大で200海里までのところを排他的経済水域であり、沿岸国は優先的に利用できるのである。また、領海をこえて、水深200mまでの海底を大陸棚と呼ばれており、原則、基線から領海をこえて、200海里までの海底とその下の水産資源、石油・天然ガス等の鉱産資源については、沿岸国が管理することができる。

航空機には、公海の上空を飛行する自由は認められているが、国家の領土と領海の上空、すなわち領空は、完全かつ排他的主権（領空主権）とされるため、他国の航空機が無断で領空に侵入すれば領空侵犯として国際違法行為となる。

1950年代後半以降、宇宙に関連した条約が多数採択されている。中でも1966年に採択された宇宙条約において、宇宙空間の探査・利用の自由、領有の禁止、平和目的の利用などの規定が設けられている。

第8章 人権

国籍とは、個人とある特定の国家に所属させる法的な結びつきをいい、個人の国籍の決定については、統一の国際法規範はなく、各国家の政策に委ねられている。個人が複数国の国籍を有する重国籍者やいずれの国の構成員でもなく、市民権の剥奪や必要な法的地位を得る資格がない無国籍者となる場合がある。また、外国人とは、領域国の国籍をもたない人であり、外国人の法的地位は、国内法と二国間条約等により定められてきた。国家には外国人の入国を認める義務はなく、条件等については自由に決定できる。他方、国家は犯罪の容疑である場合等を除き、外国人の出国を禁止できない。外国人は自国民と同様の義務を負う（例：納税の義務）、ただし、その国の国民を前提とする義務を除く（例：兵役義務）。また、外国人の権利については、国家は、日常生活に不可欠な権利能力や行為能力を認める（人身の自由、財産権、裁判に訴える権利等）。また、難民とは「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受ける恐れがあるという十分に根拠のある恐怖を有するために国籍国の外にあり、国籍国の保護を有しないかあるいは望まないもの」と1951年難民条約において定義されている一方で、難民認定を行うのは国家の権能とされる。ただし、ノン・ルフールマン原則に基づき、生命・自由に対する脅威の待つ国に追放または送還しない（難民条約33条）ことを守らなければならない。

人権とは、人間の尊厳に基づいて人間であれば誰もが普遍的かつ平等に認められる権利であり、個人が人間であるだけで一定の権利を持つのである。第二次世界大戦の反省から設立された、平和のための国際機構である国際連合において人権の議論が発展し、1948年世界人権宣言（自由権、社会権、文化権）、1966年には法的拘束力のある2つの国際人権規約が採択された。世界的な諸条約を作成する国際連合のほか、専門機関（ILO）や地域的レベル（欧州、米州、アフリカ）において、人権一般を組織的に保障する条約体制が形成されている。人権条約は、各締約国に実施を義務づける特徴がある。国内的実施とは、人権条約上規定された権利を領域内の個人に保障することである。他方、国際的実施には、人権条約の国内の実施の状況を人権条約下の委員会に定期的に報告する義務を負う国家／政府報告制度や条約に定める人権の侵害を被った個人が締約国による条約違反の通報を送付し、委員会に審査を求める個人通報制度がある。

第9章 刑事

犯罪人引渡しは、外国で罪を犯した者が国内に滞在する場合に、外国の引き渡しの請求に応じて、その者を引き渡すことである。慣習国際法上、犯罪人引渡しは国家の義務ではなく、二国間の犯罪人引渡条約や多数国間条約において、その対応が規定されている。また、条約に締結せず、国内法（日本には、逃亡犯罪人引渡法がある）によって決定されることもある。引き渡される犯罪人として、相手国の国民と第三国の国民が引き渡しできるが、原則として自国民は引き渡さない（自国民不引渡しの原則）ことになっている。また、引渡犯罪は普通犯罪に限られており、政治犯罪は除かれる（政治犯不引渡しの原則）。政治犯罪には革命やクーデターのほか、政治目的で

の航空犯罪やテロ犯罪等もある。

他方、国際法上の国際犯罪とは、公海上の海賊行為、麻薬取引、奴隷貿易であり、これらを犯した者は、逮捕された国の国内法に従い、国内裁判所により処罰の対象とされてきた。また、国際犯罪として国際裁判所が直接個人を処罰の対象とする場合には、戦争や大規模人権侵害といった人道に対する罪や戦争犯罪が挙げられる。第二次世界大戦後、臨時の国際刑事法廷が設置されていた。例えば、第二次世界大戦後にはニュルンベルグ（ドイツ）と東京（日本）に国際軍事法廷、1990年代に旧ユーゴスラビアとルワンダにおいて国際刑事法廷が設置された。しかし、ローマ規定（ICC 規定）の下、国際刑事裁判所（ICC）はオランダのハーグに2002年に常設された。ICC は、集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪といった国際犯罪について、18歳以上の個人に対し国際法上の刑事責任を問う。ICC は締約国の国内裁判所による処罰も認め、国内裁判所を補完するものである。

第10章 環境

戦前から越境汚染損害、公海の油汚染防止、特定の生物保護等の環境保護に関する国際規則が存在したが、1972年、国連人間環境会議での「人間環境宣言」の採択によって国際環境法分野が発展していく。そして、1992年の国連環境開発会議での「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」の採択等に伴い、損害発生後の事後救済から環境自体の保全へと基本的な考え方が移行し、環境保全義務は対世的義務となった。

環境保全の基本的な義務には、第一に国家の越境汚染防止義務がある。これはつまり、国は「自国の管轄又は管理下の活動が他の国の環境又は国の管轄権の範囲外にある区域の環境に影響を及ぼさないように確保する責任を有する」ということであり、多くの条約に定められている。また、通報・協議の義務がある。基本原則として、人類の共通の関心事としての環境保護（対世的義務）、持続可能な開発（未来の世代から彼ら自身のニーズを満たす能力を損なうことなく現代のニーズを満たすような開発）、共通だが差異のある責任の原則（それぞれの国家の環境悪化原因を生じさせる程度、その防止・規制する技術や財源の相違による責任）、予防原則、予防的アプローチがある。

他方、これら原則は条約ではなく、ソフト・ローに留まることが多い。このようなことから、環境保全の一般原則や締約国の一般的協力義務、締約国会議などの基本的な枠組みのみを条文本文で定める、環境保護の具体的基準の特殊な構造をもつ枠組条約が多数結ばれてきた（例：気候変動枠組み条約）。

第11章 経済

かつて、伝統的な国際法において、国際取引の安全を確保することが主要な任務とされていた。国家の介入が限定され、経済関係を直接規律する法規範はそれほど多くなかった。19世紀半ば、ヨーロッパにおいて自由貿易体制が確立し、二国間通商条約（内国民待遇、関税の最恵国待遇等が規定されていた）が締結されていった。19世紀末、恐慌の対処として、経済過程への介入を強め、対外的には経済ブロック（関税、

輸入許可制等)を形成し、第一次大戦後には、生産手段の私的所有を否定する社会主義国が誕生する。そして、第二次世界大戦後、多数の発展途上国は国の社会主義化や経済的自立と発展のために、国有化を目指し、1990年代には、自由化と保護の問題が顕著になった。

貿易に関しては、第二次世界大戦後、多数国間取極めとして関税及び貿易に関する一般協定(GATT)が締結され、世界貿易の大半を規律した。そして、外国投資の活発化とサービス貿易の拡大に向けて1994年に作成された世界貿易機関(WTO)協定が翌年に発行し、WTOが発足した。このような世界的な自由貿易に対し、複数の国家間で貿易の自由化を進める地域経済統合があり、協定等を結んでいる。自由貿易協定(FTA)は、特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削除撤廃することを目的とする協定であり、経済連携協定(EPA)は、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、様々な分野での協力、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。また、投資協定(投資保護協定)は、投資を促進するとともに外国人の財産を効果的に保護する目的で先進国と途上国との間で締結し、国内で行われる相手国民による投資の保護と補償を定める。

国際的な経済活動における中心的原則には、ある国が他国に与える最善の処遇を、他のすべての国に対して即時かつ無条件に与える最恵国待遇(いずれの国に対しても一律の待遇が確保される)と、国が自国民に与える待遇よりも不利ではない待遇を他の国にも与える内国民待遇(国家間において、自国民と他国民の間で一律かつ平等な措置が取られ経済活動が円滑に行われる)がある。

第12章 武力の規制

第二次世界大戦において初めて核兵器が使用された(広島/長崎)。直後、ソ連も開発に成功し、米ソの間で核保有の拡張が進み、1964年までに、イギリス、フランス、中国も核実験に成功した。やがて核兵器拡散を防ぐ手段が認識されるようになり、1970年には核兵器の不拡散に関する条約(核不拡散条約:NPT)が発効された。同条約は、非核兵器国の原子力の平和利用のみを認め、国際原子力機関(IAEA)との協定に基づき、厳格な管理下に置かれた。現在では、特定の地域内における核兵器を禁止する非核兵器地帯条約も存在する。

第5章にも触れたように、被害国から加害国に対する責任の追及は、平和的な解決手段に基づいて行われるが、加害国が違法行為を認めない場合や賠償等に応じない場合、被害国は加害国に対して、行為の中止や救済を求めるために、対抗措置をとることができる。ただし、武力行使は禁止されている。かつて、戦争は禁止されていなかったが、国連憲章第2条4項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とし、武力行使禁止原則を確立させている。

個別国家による武力行使を全面的に禁止しつつ、唯一の例外として自衛権の行使は認められる(国連憲章第51条)。ただし、自衛権の要件として、武力攻撃の存在、武

力攻撃が現に行われているか、今まさに行われようとしている、そして均衡性の原則に従うことである。自衛権の行使は、集団的措置（集団安全保障）が発動されるまでの短期間に限定し、自衛権の要件を満たす必要がある。また、個別的自衛権が武力攻撃を受けた国自身が反撃する権利である一方、集団的自衛権は、武力攻撃を受けた国と連携関係にある国（自国の重大利益の侵害を理由として）にも反撃に立ち上がる権利とされる。

これに対し集団安全保障は、個別国家による武力行使を全面的に禁止し、攻撃や侵略に対しては、国際機構の決定に基づく集団的措置による対処である。しかし、冷戦期には集団安全保障は上手く機能せず（米ソの拒否権の利用など）、地域紛争に介入するために集団的自衛権が利用され、現在は地域的集団防衛条約が存在する。同時に、国際の平和及び安全の回復のための活動として編み出されたのが平和維持活動（PKO）である。PKOは、武力紛争が発生した場合には、まず停戦の実現に努め、当事国間で停戦合意がなされた場合、国際連合が紛争地域に国際連合軍を派遣し、停戦の維持にあたらせ、その間に紛争の平和的解決を促す活動を行う。

【参考文献・Web サイト】

- 加藤信行、他（2017）『ビジュアルテキスト国際法』有斐閣
 小寺彰（2011）『別冊 Jurist 国際法判例百選』有斐閣
 松井芳郎、他（2007）『国際法〔第5版〕』有斐閣Sシリーズ
 松井芳郎（2011）『国際法から世界を見る〔第3版〕』東信堂
 山形英郎（2018）『国際法入門―逆から学ぶ〔第2版〕』法律文化社
 横田洋三（2010）『国際社会と法』有斐閣
 海上保安庁「管轄海域情報～日本の領海～」：<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai.html>
 外務省「国際刑事裁判所」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/index.html>
 外務省「条約データ検索」：<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/>
 外務省「人権外交」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>
 外務省「日本の領土をめぐる情勢」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/>
 経済産業省「WTO 関連」：https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/
 国際移住機関（IOM）：<https://japan.iom.int/ja>
 国際連合広報センター：<https://www.unic.or.jp/info/>
 国連難民高等弁務官事務所「難民」：https://www.unhcr.org/jp/unhcr_and_refugees
 国連難民高等弁務官事務所「無国籍者」：https://www.unhcr.org/jp/what_is_stateless
 内閣府「国際平和協力本部事務局」：https://www.pko.go.jp/pko_j/info/other/pko25th_photo_01.html
 e-Gov 法令検索：<https://elaws.e-gov.go.jp>

Ⅱ レポート設題

1. 設題

テキストが扱っている範囲内で、最も気になる国際法問題について論ぜよ。

2. 設題の解説

テキストが扱っているテーマの範囲内で、最も気になった内容に関連した国際法問題について（例：鯨食文化と捕鯨問題、日本の領土問題、難民や外国人の法的地位、日 EU 経済連携協定など）、関連の事件や最近のニュースを取り上げながら論じること。また、以下の点に留意すること。

- ①本設題に対し、各自が適切なタイトルをつけること（簡潔でわかりやすいもの）。
- ②興味をもったテーマに関連した身近な問題について、その現状を明確にし、その課題については自分の主張を織り交ぜながら述べること。
- ③また、なぜそのような主張をするのか、その理由については、テキストで学習した内容に基づきながら（根拠となる条約、原則、事例等）、具体的に書くようにすること。
- ④引用・出典は明確に記し、また、参考文献や参考 Web サイト（URL）の一覧表をつくること。

なお、ページ数は明記（下部）すること。（横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度）

国際関係論Ⅱ

科目担当者： 羅 東 耀
テキスト： 『中華人民共和国史』
天児 慧 著（岩波書店）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： A1T104

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしていましたが、調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

中国社会の変化

到達目標

経済改革以前とその後の中国社会の変化、中国人のものの考え方と行動の様式への理解

事前・事後学習

レポート設題を解くために教科書および中国関係の新聞、雑誌と専門書を読んだり、日本や他の国と比較したりする必要がある。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることを整理し、的確にまとめられているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

授業概要

中華人民共和国が1949年に誕生してからおよそ70年になる。その間、中国の政治、経済および社会は、時計の振り子のように大きく揺れ動いてきた。中国は、建国後まず数年間の経済回復を経て、その後当時のソ連をモデルにして社会主義制度を導入したが、その制度は中国の国情に適さなかったため、生産力の増強を妨げ、後に「文化大革命」の動乱をもたらした。1978年から中国は経済改革を始め、農業生産の家族請負制、経済特区や沿海対外開放都市の設置、外資企業の奨励および市場経済の導入などの脱「社会主義的政策」をつぎつぎと実施に移している。経済改革はただ経済の領域だけではなく、中国の政治や社会などにも大きな影響を及ぼしている。本科で教科書として使う『中華人民共和国史』は、建国後の中国の出来事をかなり詳しく記述しているので、この教科書とその他の参考書を一緒に読んで、中国はこれまでどのように変わってきたか、これからまたどのように変わるか、そして中国人のモノの考え方や行動の様式を理解していただければと願っている。

I. 学習指導

(はじめに)

中国は1949年建国後いろいろと変わってきた。その間の出来事に基づいて次の4つの時期に大別し、以下、各時期に起きた大きな出来事について概説する。

第1章 中華人民共和国の誕生 (1945年～1952年)

キーワード：国内戦争、共和国の誕生、土地改革、「ソ連一辺倒」と朝鮮戦争

日中戦争終了後、中国には国民党と共産党という二大勢力があった。国民党政府は世界各国に認められ、その支配地域の人口、面積、都市の数および軍の兵力数・武器などはいずれも農村を根拠地にした共産党の3倍以上であった。1945年8月、蒋介石と毛沢東の両政党の巨頭会談が重慶で実現し、その会談で蒋介石を最高指導者とする統一国家の建設に合意した「重慶会談記録」が発表された。

しかし、東北地域の行政機構や工場の接收をめぐる両党は対立を深めて、国内戦争を引き起こした。国民党の率いる国軍は共産党の本拠地の延安などに進攻し、共産党の軍隊は農村部に撤退し、農村で兵員と物資の補給に成功して、1947年から各地に分散した国軍をそれぞれ包囲して殲滅した。

共産党が国民党に勝った理由は、単なる「農村から都市を包囲する」という軍事戦略だけではなく、土地政策によるところも大きい。長い間、中国農村では人口の10%にすぎない地主と富裕農民が農地の約80%を持ち、これに対して90%の農民は農地を所有しないか、または所有する農地が少なかったため、苦しい生活を強いられていた。1947年共産党は、農地を持ちたいという農民の願望に応じて支配地で地主などの農地を没収して約1億の農民に分け与え、農民の強い支持を獲得した。

1949年、中国共産党が各界の重要な人物を北京に集めて建国の基本方針などを討議し、最終的に国号は「中華人民共和国」、首都は「北京」（北平から北京と改名）と定め、さらにその会議で新しい国家機構の設立を決定した。これにより、中華人民共和国は同年10月1日に誕生した。

1950年、朝鮮戦争が勃発し、その後北朝鮮とソ連の要請により、中国は義勇兵を派遣したが、その結果、中国は西側諸国と決別して「ソ連一辺倒」、すなわちソ連をはじめとする社会主義陣営に入り込んだ。

第2章 社会主義経済体制（1953年～1963年）

キーワード：新民主主義、公私合営、人民公社、大躍進、「自然災害」、経済政策調整

建国後の中国はまだ農業国で、工業化のレベルはきわめて低かった。そのため、新政権は前政権が遺した鉄道と発電所などを接收して国有化したが、私営企業に対しては保護政策を取っていた。こうした民族資本の利用時期は新民主主義の時期と呼ばれ、毛沢東自身も建国当初その時期はかなり長く続くと明言した。

ところが、1953年から共産党は民族資本に対する政策をそれまでの利用から制限・改造へと大きく転換した。その年、中国は全国各地に農産物、工業用の原材料と製品などの仕入れと販売ステーションを設立して全国の流通業を国家の支配下に置いた。こうした制限のもとに、1956年民族資本家は、独自で経営できなくなると判断して、国家の提示した「公私合営」の改造案に賛同した。その案は国家が民族資本家に対して固定資産の評価額の5%に相当する年利を毎年支払い、10年後その「公私合営」の企業は国有、または公有の企業となるというものである。

その背景としては建国後、新政権は、数年だけで国家権力を全国各地に浸透させ、また「ソ連一辺倒」政策の実施により、ソ連から自動車や農業機械などの生産設備の製造プロジェクトを多く導入して、工業化を早急に実現させようとしたのである。また、1958年農村では農業合作社と政府の末端組織の一体化した人民公社が全国各地でつくられた。

このように中国は、民族資本の発展を容認する新民主主義の時期を一気に縮めて社会主義の経済制度を確立した。その後、中国政府は、数年でイギリスを追い越すという高い経済成長の目標を掲げ、国民は、国家の呼びかけに応じて在来の方法で基幹産業となる鉄をつくる大躍進増産運動に参加した。その結果、つくられた鉄の多くは粗悪なもので、使いものにならないばかりではなく、農民の多くもその増産運動に参加したため、各地の農業生産はおろそかにされ、1959年から中国は3年にわたる「自然災害」に見舞われ、多くの餓死者を出した。

共産党内の実務者の劉少奇と鄧小平は、1962年から人民公社の集団労働の非効率化と収入の不平等を改め、農村での「三自一包」（自留地、自由市場、損益自己負担と農家の生産請負制）を導入した。この経済調整政策の実施により、翌年から農業と工業生産は大きく回復されたが、毛沢東は彼らのやり方が社会主義に背くものであると、機会があるごとに批判を加えた。

第3章 二つの路線の闘争と「文化大革命」(1964年～1977年)

キーワード：「文化大革命」、「紅衛兵」、「林彪グループ」、「四人組」

毛沢東は、自分のやり方がすべて正しいもので、社会主義制度こそ中国を救う唯一の道であると確信し、人民公社などの失敗は古い伝統や古い文化によってもたらされたものであると考えた。そのため、中国は1964年から全国の農村で農民を相手に「社会主義教育運動」を行った。しかしその教育運動の内容や方針などでまた毛沢東と劉少奇や鄧小平などの実務者との間に意見の違いが起きた。

1966年、毛沢東は、国防大臣である林彪の軍人グループと連携して「文化大革命」(以下、「文革」と略す)を起こした。毛沢東の夫人である江青らは、まず北京の一部の大学生(紅衛兵)を動員し、大学の責任者、中央と地方の実務者を批判したりするように指示した。「紅衛兵」運動は、その後農村や企業などにも広がり、一部の地域では「文革」の賛成派と反対派との間に武力闘争も起きた。こうした混乱のなかで、劉少奇や鄧小平などの実務者は、資本主義の道を歩む実権派として批判され、失脚させられた。

1969年毛沢東は、カリスマ性のある存在として権力をすべて掌握したが、それと同時に、林彪をはじめとする軍人グループの勢力が台頭し、国家主席のポストをめぐる毛沢東と対立した。その後、毛沢東暗殺クーデターが発覚し、林彪はジェット機で外国脱出を図り、モンゴルで墜落して命を落とした。

1973年、毛沢東は「林彪事件」の反省から農村で軟禁した鄧小平などの実務者を党と国家の重要なポストに就かせた。復活した鄧小平は、経済を立て直すため、江青などの四人組と戦いながら、あらゆる分野で「文革」の弊害を直そうとしたが、毛沢東の社会主義路線に逆行したため、再び失脚させられた。

1976年、毛沢東は、華国鋒副総理を総理代行と任命してまもなく、83歳の生涯を終えた。しかし、指導部内の権力闘争は、毛沢東の逝去によって弱められることなく、いっそう激しさを増した。華国鋒総理代行は、軍人グループの力を借り、四人組(江青グループ)を逮捕して「文革」の終結を宣言した。

「文革」の動乱のなかで、迫害された中国人は約1億人に達し、また経済などの損失は計り知れない。

第4章 鄧小平の復活と経済改革(1978年～)

キーワード：農業生産の家族請負制、権力下放、「个体戸」、対外開放、外資導入、利潤から税金への切り替え、政治改革

華国鋒総理代行は毛沢東の死去後、中国の最高指導者になったが、彼は、「文革」終了後、「文革」の誤りを正さずに、引き続き毛沢東の社会主義路線を守ろうとしたため、党内の不満を買い、ついに辞任に追い込まれた。

1978年鄧小平は、再度復活して経済改革を始めた。当時、中国の経済は崩壊の直前に置かれ、多数の中国人は食料の不足に苦しめられた。そのために、経済改革はまず農村の農業生産の家族請負制からスタートした。具体的には人民公社の農地や農機具

などは均等に各農家に分け与えられ、収穫の一部は国家に納め、その残りは自由に販売するというものである。この制度の導入で、農業生産は奇跡的に回復し、1980年代の中ごろには約30年にわたって続いた配給制もついに廃止された。

「文革」終結後、農村に下放された1000万人ともいわれる若者は一気に自分の生まれ育った都市に戻った。彼らの職の問題を解決するために、中国はかつて資本主義への道として批判された私営企業の設立を容認することに踏み切った。当時の私営企業は小売と生活用品の製造が中心で、その規模は小さく、「个体戸」（自営業）と呼ばれた。

農村の成功で自信がついた政府は経済管理などの権限を地方政府に、地方政府はまたその多くを企業に下放した。経営自主権を獲得した国営と公営の企業は生産の拡大と社員の待遇などの改善に多くの利潤を使っていた。中国政府は国家予算を確保するために1980年代の中ごろ利潤方式から税金方式へと切り替えた。

経済改革のもう一つの柱は対外的「開放」である。外国の資本、技術と経営ノウハウを獲得するため、1979年まず香港に近い広東省および台湾海峡に面する福建省に4つの経済特区を設け、1984年上海や天津などの沿海14都市を沿海経済開発都市と指定した。これらの都市は外資優遇政策で数多くの外国企業の誘致に成功している。

経済改革後、中国はさまざまな政策を実行して経済の成長をもたらしたが、他方、地域間の経済的格差、役人の汚職および大気や水質の汚染による環境の悪化などの問題も起こしている。特に経済の自由化とともに、中国人の民主意識が高まり、また政治改革を求める声も次第に大きくなりつつある。

以上で見たように、中国は1950年代の中ごろから社会経済制度を構築し、この制度の実施はまた指導部の意見の対立と「文革」の動乱を起こし、1978年から始まった経済改革はそれまでの社会主義経済体制を「国家資本主義経済体制」に変えている。中国は目下いろいろな深刻な社会問題を抱えているが、今後どんな解決策を取るか、時計の振り子のように再び社会主義経済体制に戻るか、大いに注目されたい。

（参考文献）

- 羅 東耀『激変する中国』明新社（奈良大学売店）
久保 亨『社会主義への挑戦1945年～1971年』岩波新書
小島朋之『中国現代史』中公新書
矢吹 晋『文化大革命』講談社現代新書

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

1978年から始まった経済改革の必要性および改革と経済の発展について述べよ。

（3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可）

2. 設題の解説

ソ連をモデルにつくられた当時の経済体制は次のような欠陥を持つ。

- (1) 企業や人民公社はすべて国営・公営、または集団経営なので、お互いに競争する必要がなく、国家の計画通りにやれば、倒産する心配もない。
- (2) 社員は一旦就職すれば定年退職するまで保障され、その間いくらさぼっても賃金が減らされることもなければ、失業する心配もない。
- (3) 工業製品と農産物はすべて国家の流通部門に買われたので、品質の向上や新製品の開発に力を入れる発想はない。

経済改革後、市場経済を導入すると同時に、所有制、人事・労務管理および流通関係などの改革を行った。詳細は教科書や参考書を調べることに。レポートを作成するにあたってテーマを絞った方がベターであろう。

国際関係論Ⅲ

科目担当者： 北 岡 一 弘
テキスト： 『オリエンタリズム 上』
エドワード・サイード 著（平凡社）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： A1T203

テーマ

大航海時代から列強による植民地の争奪戦の歴史の過程において、西洋がどのように東洋を捉え、支配してきたか、批評家、故エドワード・サイードの名著『オリエンタリズム』から、その歴史的・文化的背景を学ぶ。

到達目標

西洋と東洋との歴史的発展、価値観の相違点など学ぶ。

事前・事後学習

日頃から日本だけでなく、世界の歴史に関心をもつようにして、現在を生きる私たちの基礎となっている歴史的発展やその過程について理解を深める。

評価方法・基準（レポート）

- ・レポート課題の意図を正確に理解できていること。
- ・指示に従ってレポートを作成すること。
- ・意欲的に参考文献を調べて、論理的にレポートを作成すること。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を正確に理解しているか、テキストを中心として、テキスト読解に誠実に取り組み、テキストの議論を踏まえて、自ら作成するレポートを論理的にまとめているかを基準とし、総合的に判断する。

評価の基準は以下の通りである。

1. レポートの文字数、フォーマットに沿って正しく書かれているか。
2. 与えられたテーマで書かれているか（違うテーマで書かれた場合は不合格になる）。
3. 関連する図書を取り上げて、引用しているか。
4. 参考文献に、引用、または参照した文献が書かれているか。
5. 別資料「レポート評価シート」にある項目をすべて満たしているか。
6. 他者が書いたレポートを、一部、または全体をコピーしていないか（あとで発覚した場合は不合格になる）。

履修上の注意事項等

テキスト及びサブテキストを中心として学習を進めること。

授業概要

1492年、クリストファー・コロンブスが「新大陸」に到着して以降、西洋列強の国々が植民地支配を拡大し、我々が生きる現代にまでその影響を及ぼしている、植民地主義の創始と拡張、そして植民地の独立の歴史的過程を学ぶ。それは単に植民地主義の歴史を学ぶだけではなく、その歴史の流れの中で、支配する者と支配される者との出会いや屈折、矛盾や圧殺など、せめぎ合いの中で発展し現代に至る歴史でもある。その支配の過程において「オリエンタリズム」という思想は、東洋を支配する上で、必要不可欠であったと、エドワード・サイードは主張する。彼によれば、オリエンタリズムの思想が機能しているのは、『東洋のおかげではなく、むしろ西洋のおかげなのである』(p.60)と主張する。この授業では、サイードのテキストを主に利用し、東洋と西洋の文化的・歴史的相違点を学ぶことで、現代の国際関係をグローバルに理解することを目標とする。

I. 学習指導

(はじめに)

ポストコロニアリズムの「ポスト」は「後の」を意味する接頭辞であり、植民地支配が終わった時代を指すが、その思想には、支配された国々が独立をはたし、その支配が終わった後でも、植民地主義ははたして過去のものであるのか、という問題意識が通底している。つまり、旧宗主国である、イギリスやフランス、スペインなどの国々による支配から独立した国々においても、独立後もまだ、経済、政治、文化面において、宗主国の影響を受けている。世界のグローバル化が進む現代世界において、旧宗主国と旧植民地の国々の歴史的・文化的関係性が、現在も形を変えて存続している「植民地主義」を再考することが、ポストコロニアリズムの研究姿勢であり、このことがグローバリゼーションの真の理解へと導くであろう。

(学習の要点)

サイードは、「オリエント」は自然的な事実ではなく、人間によって作られたものとする。そしてサイードは、オリエンタリズムを「オリエンタリストの為す行為」、「東洋」と「西洋」の間に設けられた「存在論的・認識論的区別に基づく思考様式」、または、「オリエントを支配し再構成するための西洋の様式」などと、多義的に定義づける。これらの定義について、学習者それぞれが正確に読み解き、自らの考えを明確にまとめること。

また、サイードのオリエンタリズムにおける議論では、様々な思想家、文学者などが引用されている。それらの批評家、文学者の議論や作品にも注目し、サイードの議論が正当なものか、または不適切な論調か、それぞれが批判的な眼差しで読解を行うことが望ましい。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキストの内容を中心として、オリエンタリズムの歴史的発展を理解するとともに、サイドの主張を吟味し、自らの考えをレポートにまとめる。

レポートの内容は、「欧米」と「アジア、アフリカ、中東（旧植民地国）の国々（または一つの国）」、または「欧米の植民地主義について」（この場合、旧植民地との比較は任意）、など必ず欧米の国々を研究、または比較の対象として導入すること。アジアの国々のみ扱ったレポート（例えば、「日本の帝国主義における東アジア侵略について」など）は認めない。

（横書き、ワープロで作成、3200字程度 [自筆は原則不可]）

2. 設題の解説

この授業では海外の欧米による植民地主義の歴史をテーマとするので、西欧の国々の植民地支配を取り上げ、議論すること。

サブテキスト（以下の書物も参考にする）

- ・本橋哲也『ポストコロニアリズム』（岩波新書）
- ・E.H. カー『歴史とは何か』（岩波新書）
- ・ロバート・ヤング『ポストコロニアリズム：一冊でわかるシリーズ』（岩波書店）
- ・小森陽一『ポストコロニアル』（岩波書店）

レポート評価シート

	No.	評価項目	評価
内 容	1	事実が書かれているか	
	2	意見や主張が明確に書かれているか	
	3	事実と意見の区別は明確か	
	4	単なる感想に終止していないか	
	5	話題が絞り込まれているか	
	6	意見や主張に無関係なことが書かれていないか	
	7	箇条書き、表、グラフ、絵などが適切に使われているか	
作 製 作 法 ・ 構 成 ・ 文 章 表 現	8	内容を的確に示した表題（タイトル）がつけられているか	
	9	適切な位置でパラグラフが分けられているか	
	10	パラグラフの初めが1文字下げられているか	
	11	「序論・本論・結論」などの構成が適切か	
	12	各章または節に適切なタイトル（小見出し）がつけられているか	
	13	文体が常体（である調）または敬体（ですます調）に統一されているか	
	14	話し言葉が使われていないか	
	15	1文が長すぎないか	
	16	日本語は適切か 繰り返しの表現が多くないか	
	17	あいまいな表現がないか、まぎれのない表現になっているか	
	18	1文の中で、主部（主語）と述部（述語）が統一されているか	
	19	誤字・脱字がないか	
	20	引用が多すぎないか	
	21	引用のしかたは適切か	
	22	参考文献を読んで書いているか	
書 式	23	引用・参考文献リストが適切に書かれているか	
	24	指定された文字数が守られているか	
	25	指定された書式（用紙サイズなど）は守られているか	
	26	学籍番号・氏名がしっかりと書かれているか	

環境論 I

科目担当者： 横 田 浩
テキスト： 『新訂 地球環境の教科書10講』
九里徳泰・左巻健男・平山明彦 編著（東京書籍）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： A1T105

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

地球環境を取り巻く諸問題

到達目標

地球環境の諸問題について総合的に思考・行動できる素養を身につける

事前・事後学習

日頃から新聞・テレビ・インターネットなどのメディアから発信される環境に関する情報に目を通しておくこと。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に記された内容（主旨）に沿って的確にまとめられているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、テキスト発行以後の諸問題にも関心を持つなど、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキスト教材の場合、最近の環境問題について学ぶにはテキストだけでは不十分である。できるだけ『サブテキスト』で補うが、完全には対応できないので、各自でも補うことが必要である。

授業概要

地球環境問題は、個別の問題が数多くあるというのではなく、それぞれの問題が複雑に絡み合っています。このため、物理・化学・生物・地学といった自然科学の全ての分野を考える必要があります。さらに、これらは人間の経済活動と密接に関係するため国内のみならず国家間の政治的・経済的問題でもあります。

自然科学の研究としても、これだけ複雑で、何度もやり直すことができない問題は、完全な答えを出すことが非常に困難です。ある問題の改善のために行った行為が、他の問題の原因になることもあります。また、絶対に起こる・危険であると断定したり、逆に絶対に起こらない・安全であると結論付けることも難しいことです。さらに、政治や経済の問題が絡んできて、問題の解決を難しくしています。

このような問題を考えるためには、それぞれの問題の基礎知識として原因・対策・現状やそれらの関係等を幅広く知っておくことが重要です。この科目では、地球温暖化・エネルギー問題はもちろん、公害・環境汚染問題、大気と海洋の酸性化問題、オゾン層問題、生物多様性や生態系の問題、ごみ問題、水問題などの多様な問題、および企業経営や環境教育の取り組みなどを幅広く取り上げます。これらを踏まえ、改善に向けてどのように行動すればよいのかを考えていきます。

I. 学習指導

(はじめに)

地球環境問題は、理系・文系の枠を越えた複合問題です。人類が生まれた時から、広い意味での環境問題はありました。人類は、他の動植物とは異なり、自然を自己の都合によって変えながら進化してきました。何もなかったところに水田を作っても環境を変化させます。すなわち、(広い意味での) 開発は人間である証でもあります。ただ、急激な変化によって、生存そのものが脅かされてしまうことが問題なのです。貧困な国の人たちが生きるために開発することを止める権限はどの国にもありません。自然科学の立場からのベストな解決方法が、開発をやめることであった場合には、貧困の国にとってはその解決方法は死を宣告することにもなります。「環境」か「開発」かという二者択一のような単純な図式では、問題を正しくとらえることはできません。ここで重要となるキーワードは、「持続可能な開発」(「持続可能な発展」や「持続可能な社会」という言葉も使用されます) です。これは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする考え方です。この点からも、政治や経済問題と絡む複雑な問題であることがわかります。地球環境問題は、本来、広い意味での政治的課題なのです。常に、この視点を忘れずに学習してください。

したがって、1つの科目だけですべてを理解することは不可能です。この科目では、今後の学習の基礎になる事柄を学ぶことを目的としています。自然科学による解決策が、そのまま問題の解決になるとは限りませんが、逆に、自然科学による原因等

のしくみを知らずに解決策を考えることもできません。そのため、このテキストでは、比較的自然科学的な記述が多くなっています。

問題を理解し検討する上での注意点を以下に記します。例えば、地球温暖化問題等に絡んで、国連関係の機関等から様々な報告がなされていますが、これらの報告に対する正しい認識を持ちましょう。特に、よく言われることに、(1)報告（例えば、IPCC 報告書）は、機関の少人数の研究者による結果であって信用できない(2)コンピュータによるシミュレーションは都合がよいようにどのような結果でも出すことができる 等があります。これらは本当でしょうか？

IPCC 報告書の執筆者は、まず広く専門家をカバーした執筆者リストを作成し、その上で専門分野や出身地域の偏りを避けた執筆者構成になるように選ばれます。これらは全体で約500名ほどです。そこで執筆された第1次草稿は、約500～1000名の専門家にレビューが依頼され、意見を提出してもらい改定が行われます。さらに、再び専門家および政府を加えたメンバーでのレビューがあり、最終草案は政府のレビューを経て作成されるというように、複数回のレビューを経るという手順で作成されます。なお、ここで寄せられた意見は、一定期間公開されています。また、草案作成に使用されるデータは、原則として、査読という（著者とは別の）専門家の審査を受けて学術誌に掲載された論文のみが使用されます（民間での温暖化対策事例のように学術誌では公開されないものについては、精査の上、手続きを踏んで引用されます）。また、相応の科学的根拠をもつ対立見解がある場合は、一方のみを取り上げずに両見解を記し、現時点での科学的知見では断定できないことを明記するなど、公平な立場で作成されています。

次に、コンピュータによるシミュレーションは、どのような結果でも導き出せるのでしょうか？ここでは、コンピュータ・シミュレーションの概略を説明します。シミュレーションでは、地球上の大気・海洋・陸面を、小さい箱の集合体として扱います。それらの箱の中の平均気温・風速・気圧などを物理法則から計算し、予測していきます。この物理法則は「エネルギー保存則」のような確かなものを用いています。しかし、小さな箱といっても、縦・横100km、高さ10m～1kmですから、これより細かい地形等の影響はそのままでは表せません。これらは、パラメータとして導入されます。どのようにパラメータ化するかは、多くの研究者が研究を重ねています。その内、適切であると認められたものが使用されます。その上、常に、その妥当性もチェックされ、必要に応じて更新されています。シミュレーションにあたっては、次の3つの基準があります。①物理法則に反しない②観測事実には反しない③地球全体で同じ式を使わなければいけない。例えば、ある地域の雨量が観測と合わないのに、その地域だけパラメータを変えるとすることをしてはいけないということです。つまり、これらを恣意的に扱うことは考えられません。このような長期の研究を経て、かなり、過去のデータを再現できるようになりました。しかし、パラメータ化には、不確定性を含みますので、予測結果に幅がでます。とはいえ、この不確定性があっても、どのような結果を出せるわけではありません。どのモデルでもおおよそ同じ傾向を示しています。100年後に約3℃（2～5℃の間）であり、減少することはなく、また逆に10℃以上上昇することもないという結果になっているのです。

このように、多くの長期にわたる研究を経て得られた結果とそれに基づく報告ですので、新たな計算結果等の根拠を示さずに報告は間違っているというのは正しくありません。

もちろん、各種の報告書や発言に疑問を持つことは、重要で大切なことです。しかし、感情的に判断したり、自分の考えと異なる内容を無視したりすることは、正しい理解や考察の妨げになります。正しく理解し考えるためにも、本テキストを、そのような視点を大切にしながら読み進んでください。

本テキストは、2014年に発行されたものですので、実質2013年（一部は2014年）までのデータしかありません。環境問題は、日々変化します。サブテキストでできるだけ補いますが、それでも不十分です。各自が、日常的に新聞・テレビ・インターネットなどを通して、情報を得るように心がけることが必要です。

(学習の要点)

1章 地球環境問題、何がどう問題？

最初であるこの章は、2章以降の準備であるとともに、まとめでもあります。1960年代を中心に公害問題を始め多くの国や地域で、地球環境問題が明らかになってきました。特に、1980年代以降、地球全体の環境問題への関心が高まってきました。地球および人類の歴史をたどる中で、地球環境問題の全体像の理解を深めてください。そして、それらの問題を考える上での視点についても学びましょう。特に、地球は有限であり、その中で生存を「持続可能」にしていくことが、問題の本質であることを学んでください。そのために、何が問題で、どのようにしていかなければならないかを考えていくことにしましょう。

2章以降、個々の問題を取り上げていきますが、それぞれの問題が独立しているわけではなく関連を持っていることにも注意が必要です。すべてを学んだあとで、再度1章を見直してください。

2章 公害と環境汚染

新しい科学技術の導入と産業の近代化とともに生活は豊かになりましたが、大量の廃棄物によって河川・湖沼・海・大気が汚染され、いわゆる公害と呼ばれる環境の悪化を招きました。これらの影響は地域性が高いため、(当初は)地球環境問題としてとらえられていませんでしたが、公害問題への取り組みの歴史は対策を考える上で重要な教訓ですし、公害が地球環境問題であることはまちがいありません。海外でも日本でも、未だに解決しているとは言えない状況にあります。

まず、日本の公害の歴史をきちんと理解した上で、その後の取り組み、特に、市民的な活動・企業の取り組み・法制化等を学んでください。公害問題はもとより、他の環境問題の教訓となることが多い内容です。

1972年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議（ストックホルム会議）において、世界共通の問題として環境問題が議論されました。この会議で、日本の環境庁（当時）は、「より多くの生産、より大きいGNPが人間幸福への努力の指標であると考えていたが、深刻な環境破壊を前に、その考えが誤りであることに気がつい

た」と、日本の誤りを伝えました。さらに、この会議で、水俣病患者の訴えが感動を呼び、その後の活動を後押ししたことは、記憶しておいてよいことだと思います。なお、その後の日本政府の行動がこの視点にあるかどうか、考えてみてください。

改訂版である本テキストでは2005年発行の初版には書かれていなかった問題として、最近話題となっているPM2.5の問題が追加されました（4章とも関連します）。このように、これまであまり注目されなかった出来事が、その後大きな問題になりうることに注意が必要です。

さらに、テキストには書かれていませんが、まだ公害問題が終わっていないこと、その地域で新しい患者が発生しなくなるのが問題の解決ではないことを示す2つのことが2013年にありました。

1つめは、水俣病患者に関連する裁判です。水俣病患者を認定する国の基準は妥当かどうか争われた訴訟で最高裁は2013年4月17日、要件とされてきた複数症状がなくても認定できるという判断を示しました。行政の認定制度を事実上否定して改善を求めた形で、国もその検討を始めざるを得なくなりました。

2つめは、世界規模で水銀の使用や輸出入を規制する「水俣条約」です。2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議で採択されました。主催は国連環境計画（UNEP）です。水俣病の原因である水銀による健康被害や環境汚染を防ぐことが目的で、骨子は次の通りです。①化粧品や血圧計など水銀を含む9種類の製品の製造や輸出入を2020年までに禁止 ②輸出が認められた製品でも、輸出入の事前の書面同意が必要 ③歯科用水銀合金の使用削減 ④小規模水銀採掘は使用を削減。可能ならば廃絶 ⑤新規水銀鉱山の開発禁止。既存鉱山からの産出は発効から15年以内に禁止 ⑥石炭火力発電所からの水銀排出を削減 ⑦50カ国が批准してから90日後に発効（出典：毎日新聞2013年10月10日夕刊）。

なお、「水俣条約」は2017年8月16日に発効しました。それを受けて2021年から水銀灯についての規制が始まりました。一般照明用の高圧水銀ランプの製造・輸出・輸入が禁止され、蛍光灯は水銀封入量が規制されました。家庭用の蛍光灯は規制の基準値をクリアしていますが、大手電機メーカーではすでに蛍光灯の製造中止を始めています。今後、LED照明へ移行していくこととなります。

「水俣条約第4回締約国会議第二部（COP4.2）」が2022年3月21日～25日にインドネシア・バリで開催されました（2021年11月1日～5日、オンラインで開催された第一部COP4.1で、2022年の予算と作業計画が決定された）。電球形蛍光ランプなどの製造等を2025年末に禁止することが合意されました。詳細は、環境省のサイト内の2022年3月31日報道発表の『「水銀に関する水俣条約第4回締約国会議第二部」の結果について』を参照してください。それを受けた日本での対応も確認してください。

また、土壌汚染と関連して、2016年9月に東京の豊洲市場予定地で盛り土問題が発生しました。これは土壌汚染跡地への東京都の対応の不手際が主たる原因の問題ですが、過去の公害が現在へも影響していることへの現れの1つです。

3章 地球温暖化の科学と政治

地球環境問題といえば、地球温暖化問題といわれるほど、関心が高いものになって

います。そのため、色々な立場の人が様々な発言を行っています。

地球温暖化とは何か。それらは正しいのか否か。どのようなしくみで地球温暖化は起こるのか。等を正しく理解することなしに、問題を考えることはできません。1節では、それらのことが、簡潔にまとめられています。その上で、2節でなぜ対策が必要なのか、3節で国際的な取り組みが解説されています。順を追って理解を進めてください。特に2節では、IPCCの第5次評価報告が紹介されていますが、「はじめに」のところに書いた内容を踏まえで読んでください。

ここ15年ほど、二酸化炭素濃度が上昇しているのに平均気温の上昇が平均0.05度とほぼ横ばいのため、「温暖化は止まった」という懐疑論の材料にもなっている状況がありました。これに関することはテキストには書かれていませんが、上記のIPCCの報告書では「海洋による熱吸収説」を有力視しています。熱が大気への温度上昇ではなく、海水の温度上昇に使われていて、その後、大気の上昇が再び始まる可能性が高いと判断しています。予測の難しさを示す例ですが、それに対する評価も与えられています。なお、2016年の世界の平均気温が、過去最高を記録した過去2年間（つまり、2014年と2015年）を更新して観測史上最高を記録しました。また、2017年11月6日の世界気象機関（WMO）報告書によれば、2017年は2016年を超えることはありませんが、2015年との間で2位争いをしています。3～4年前から再び上昇を開始したと判断されています。「海洋による熱吸収説」が正しかったかどうかは現時点では未定ですが、「温暖化が止まった」という判断は早すぎたと言わざるを得ません。

また、海水温の上昇に関連して、2016年に国際自然保護連合（IUCN）は、東南アジアでは今世紀半ばに水産物の漁獲量が10～30%減る恐れがあるとする報告書を発表しました。海水の酸性化（4章）とともに海洋生態系（7章）に与える大きな影響です。IUCNは他にも、病原体が北上することや台風・ハリケーンが強大化することも警告しています。

さらに、今回「すす」に高い温室効果があることも明らかになりました。「すす」とは「エアロゾル」のことです。エアロゾルは、雲の核となり雲を増やし、太陽光を地上に届くのをブロックし、地球を冷やす効果もあります。そのため、エアロゾルの効果は複雑で見積もりに大きな幅がでます。これらのように、予想を難しくする要素も新たに分かってきました。今後のさらなる解明を待つこととなります。なお、エアロゾルについては、4章にも詳しく書かれていますので、1つの原因が複数の問題として現れる例として、併せて読んでください。

地球温暖化問題は、東西冷戦終焉後に国際的に取り上げられた政治課題であり、新たに貧困問題すなわち南北問題と絡んでいます。この視点なしには、世界の動きを把握できません。1997年京都で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で、最終的に今後の各国の取り組みの内容や目標が採択されました（京都議定書）。その後の経過は、テキストにある通りです。さらに、COP18（第18回締約国会議）が2012年12月8日に採択した「ドーハ合意」では、京都議定書の期間が2020年まで延長されました。なお、日本は会議には参加していますが、取り組みに参加していません。

さらに、COP20（第20回締約国会議、2014年12月開催）で、各国が2020年以降に掲げる温室効果ガス削減目標について、2015年5月末までの提示を求める議長案が示されました。それを受ける形で、地球温暖化対策の新枠組みについて2015年末にフランス・パリで開かれたCOP21で「パリ協定」として合意されました。「協定」という名称ですが、「議定書」と同じ効力があります。先進国だけに温室効果ガス削減を義務付けた京都議定書とは異なり、2020年以降に途上国も含めたすべての国が参加し、自主的な目標掲げる内容となりました。パリ協定の概要（2015年12月17日NHK視点・論点「COP21とパリ協定」の資料の表現を一部変更）は以下の通りです。

- ① **先進国と途上国の区別**：すべての国が5年ごとに目標を提示し、その目標に向けて行動する。先進国はリードする。
- ② **資金援助**：資金を出すのは先進国が中心であるが、途上国も推奨する。具体的な金額は今後議論する。
- ③ **目標の見直し**：気温上昇幅は2.0℃のみならず、1.5℃を目指す。今世紀後半に、排出量と吸収量の均衡を目指す（結果として、実質ゼロ）。第1回目の分析を2023年に行う。

発効は、55ヶ国以上が批准し、さらに批准国の温室効果ガス排出量が世界全体の55%以上になることが条件でした（発効条件は、アメリカや中国の参加を促すために日本が強く主張して作られました）。そのため、当初発効は2018年になると考えられていました。しかし、2016年秋に大きな動きがありました。9月に温室効果ガス排出量の1位と2位である中国とアメリカが批准しました。10月2日に4位のインドが、5日にEUが（加盟国全体の批准を待たずに）批准したことにより10月5日に条件を満たし、30日後の11月4日に発効の運びとなりました。しかし、日本は出遅れ、11月8日に国会で批准が承認され批准を通知しました（当初、発効日の4日に国会で承認される予定でしたが、TPP問題で、さらに遅れることになりました）。このため、COP22と併せて開かれるパリ協定の第1回締約国会議（CMA1）では、議決権のないオブザーバーとしてしか参加できないことになりました。COPもCMAも「各国の温室効果ガス削減目標をどのように検証していくか」を検討しますが、決定するのはCMAとなります。

第24回締約国会議（COP24：2018年12月2日～14日）に関連した動きもありました。国連環境計画（UNEP）が11月27日に、地球温暖化対策の国際的枠組み・パリ協定の目標「産業革命前からの気温上昇2度未満」達成には、各国が掲げる温室効果ガス削減量を約3倍にする必要があると報告しました。また、同じ27日に政府は、農業や気象災害などの地球温暖化による被害を軽減するため、気候変動適応法に基づく「適応計画」を閣議決定しました。（出典：ともに毎日新聞、2018年11月28日）また、欧州連合（EU）の欧州委員会は28日に、2050年までに域内の温室効果ガス排出量を、森林や新技術などによる吸収量で相殺し実質ゼロに抑える長期目標を発表しました。（出典：毎日新聞、2018年11月30日）

パリ協定が2020年1月からスタートしました。開始直前の2019年12月2日～13日に第25回締約国会議（COP25）がスペインのマドリードで開催されました。結果については、環境省のWebサイトに公開の「国連気候変動枠組条約第25回締約国会

議（COP25）、京都議定書第15回締約国会合（CMP15）パリ協定第2回締約国会合（CMA2）について」を参照してください。その後の動向についても、各自で情報を集めてください。

関連する内容を3つコメントします。①トランプ大統領の政策により米国は2019年11月4日離脱していましたが、バイデン大統領の当選により2021年2月19日に復帰しました。②グリーンランドにとっては、気候変動により「宝の島」として注目されるようになりました。地元住民からは、経済的自立とともに国家独立を期待する声が高まりつつあります。住民にとっては、恩恵を受ける結果となっています。（②の出典：毎日新聞2019年11月5日）③コロナ禍で延期されていた第26回締約国会議（COP26）は、英国・グラスゴーで2021年10月31日から11月13日に開催されました。

COP26では、以下のようなメッセージが決定されました。①締約国に対し、今世紀半ばの「カーボンニュートラル」を求める。また、その経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を求める。②すべての国が、排出削減対策がおこなわれていない石炭火力発電のフェーズ・ダウンや非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速する。

また、第27回締約国会議（COP27）が、2022年11月6日～18日（20日まで延長）にエジプト東部シャルムエルシェイクで開催され、温室効果ガスの排出削減加速に向け2030年までの作業計画が検討されました。気候変動で発展途上国に生じた被害に対する支援基金を設立することが合意されました。これは、途上国が要求していた防災に取り組んでもなお生じる「損失と被害」への手当てに特化した初の基金です。詳しくは関連省庁のサイトに掲載されている報告書を確認してください。

ここで、地球環境問題の今後を考える上で大切なポイントがあります。これも「はじめに」のところに書きましたが、報告書は、現時点の科学的知見で判断できないときは、複数の見解を併記しています。このような場合の判断です。起こる可能性は高いが、起こらない可能性もゼロではないという場合、どのような行動をとるべきなのでしょう？ 起こると断定できないのだから何もしなくてよいと考えるか、起こる可能性が（少しでも）あるのならば行動を起こすべきだと考えるか。もし、何もせずにおいて、後日それが実際に起こった場合は、その時点ではほとんど対応できないことになりかねません。逆に、行動を起こしたが、結果として何も起きなかった場合でも（対策によって起きなかったのか、何もしなくても起きなかったのかの判断は難しいですが）、例えば、エネルギー問題を考えれば省エネ対策などの技術が無駄になることはないと思われます。今の判断が将来にどのような結果を招く可能性があるかを考えることが重要です。

このような中で、国際社会の動向を知ることはもちろんですが、それとは別に、個人ができる取り組みを考え行動していくことも重要です。テキストの内容をもとに考えてみてください。

4章 酸性化する大気と海洋

一般に雨は、空気中の二酸化炭素が溶けて、わずかに酸性になっています。通常

は、土で中和されます。しかし、雨に大気中の各種の物質が溶け込むことによって酸性度が増し、植物や建物等に影響が出るようになった状態を酸性雨と呼びます。さらに、酸性雨だけではなく、酸性雪や酸性霧にも注意が必要です。また、大気中の酸性の元になる物質等も考えなくてはいけない状況になっています。植物や建物等の水分と反応して、酸性の水溶液となり、影響を与えるからです。

この章では、1節で、どのようなしくみで酸性雨が生じるのか、その原因は何か、酸性雨等によって、どのような影響がでるのかを学びます。同時に、原因の発生源近くでなくても影響がおよび、国際的な問題であることを学びます。むしろ、地球温暖化問題よりも先に国際問題化した地球環境問題の1つです。2章で述べた1972年のストックホルム会議は、スウェーデンで国境を越える大気汚染で大量の酸性雨が降り影響が出たことによりスウェーデンがよびかけたことがきっかけで開催されました。

改訂版では、近年問題視されているPM2.5問題やエアロゾル問題にも言及されています。大気汚染と絡んだ複雑な問題でもありますので、広い視野で学習してください。

2節では、海洋の酸性化について言及しています。近年、重要と考えられるようになった問題で、初版には記述がほとんどありませんでした（初版では、4章は「酸性化する大気」でした）。3章でも触れたようにIPCC第5次評価報告で、「海洋は人為起源の二酸化炭素の約30%を吸収して、海洋酸性化を引き起こしている。海水のpHは工業化以降0.1低下している（高い確信度）。」と海洋の酸性化についても言及されています。地球温暖化問題や生態系の問題とも、複雑に絡み合う問題であることを認識してください。

最後に、今までどのような対策がなされどのような効果があったのかを考え、今後どのような取り組みをすればよいのかを考えてみましょう。

5章 石油は40年でなくなるのか？ —どうなる地球のエネルギー資源

エネルギー問題は、地球環境問題に直結する問題であるとともに、経済活動や日々の生活とも密接に関係しているため、非常に政治的な問題となっています。そのため、国内・国際間を問わず解決策の合意を得ることが非常に難しい問題です。従って、政治経済を抜きにしてエネルギー問題を語ることはできませんが、自然科学の知識を抜きにして、感情論のみで考え行動することは、問題解決を妨げることにもなりかねません。

まずは、エネルギー問題を、自然科学の立場からきちんと理解をしましょう。化石燃料（石油・石炭など）と地球温暖化の問題、原子力発電と放射能・放射線の問題など、様々な立場での発言を自分で判断するためにも、用語や数値（単位）の意味も含めた理解が不可欠です。この章では、それらの知識を学び、その上で生活や産業との関連も含め一緒に考えていきます。特に、3節では、太陽エネルギーの活用を中心とした再生エネルギーの時代へ進むことの重要性が述べられています。

改訂版である本テキストでは2011年3月11日の東日本大震災での原発事故についても記述が追加されていますが多くはありませんので、各自で補充してください。多く

の人が書籍やインターネットで意見を述べていますので、読み比べ考えてみてください。読み比べる上でのコメントしておきます。

事故以降、エネルギー問題が国民の関心の対象になりました。ただ、感情的な意見が多いように思います。推進派・反対派それぞれの主張があります。推進派の意見としては、

1. 原子力発電がなければ、現在のエネルギー需要を賄えない。
2. 原子力発電は安価である。
3. 発電時に CO₂を排出しないので、温暖化対策になる。
4. 地震等に対する対策もされている。
5. 原発建設地の活性化に必要である。

などがあります。一方、反対派の意見としては、

1. 原子力発電がなくても、エネルギーは十分賄える。
2. 原子力の技術は完全でなく、安全に問題がある。ひとたび事故が起きれば、致命的な状態になる。
3. 発電後にでる放射性物質を処理する場所がない（決まっていない）。
4. 地震等への対策が不十分であり、地震の多い日本には不向きである。
5. 原発停止後の管理、廃炉処理（解体）に多額の費用がかかる。跡地は、放射能により長期間使用できない。

などがあります。もちろん、上記以外にも様々な意見があります。

ここで考えなければならないのは、それぞれが、各自の主張だけをしていても解決できないということです。例えば、反対派はエネルギー需要、CO₂問題等についてのリスクをどうするのか示す必要があります。逆に、推進派は発電後の処理の問題、廃炉後の費用の問題等を示さなければ、現在の世代の恩恵のつけを次世代に押し付けることになってしまいます。つまり、両方のリスクを考えたいうえで、よりよい方向を探っていく努力が必要です。簡単に結論が出る問題ではありませんし、正解がない問題かもしれません。だからこそ、国任せ、他人任せにせず、自分で考えてみてください。

なお、原発の再稼働の是非とは別に、被災地域の問題解決は急務です。

- ・すでに、5年以上経過しているのに、未だに家に帰ることができるのか見通しが立っていない地域がたくさんあります。
- ・海水汚染の問題が、東京オリンピック誘致でも話題になるほど深刻です。現在も、時々報道されています。
- ・廃炉後の解体スケジュールについても明確ではありません。
- ・補償金や避難先での差別・いじめなどの問題などもあります。

一部は、直接エネルギー問題とは異なると思われるかもしれませんが、他人に犠牲を押し付けていたのでは、真の解決とはいえないのではないのでしょうか。これらは、個人で解決できる問題ではないかもしれませんが、国民一人一人が考えるべき問題であることを念頭において学習してください。

2016年秋に原発関連で（原発再稼働以外で）2つニュースがありましたので、併せ

てコメントしておきます。その後については、各自でも探してください。

1つめは、高速増殖炉「もんじゅ」の廃止が2016年12月下旬に正式に決定されたことです。ただ、それにかわり、核燃料サイクルを推進し、高速炉の研究開発に取り組む方針を堅持することも決まりました。これらに対しては、「原型炉（実験炉に次ぐ2段階目）さえうまくいっていないのに、実証炉・実用炉（最終段階）がうまくいくはずがない」という意見も出されています。今後の動向に注意する必要があります。

2つめは、原発廃炉の負担を（原子力発電を利用しない）新電力にも求める方針を政府が検討していることです。電力自由化で新電力に契約を切り替える消費者が増えた場合、福島原発を含む廃炉費用や事故の賠償費用が賄いきれなくなる可能性があるためです。廃炉費用が当初より大きく膨らんだためですが、本来、原発を持つ大手電力会社が負担すべきコストを国民全体に求めることになり、大きな議論となりました。その後、撤回されましたが、最終結論はまだ出ていません。

2つめの件に絡んで、福島原発等の事故に限定されない原発の費用について少しコメントします。通常、原発はコストが最も安いと言われていますが、これは、発電事業に直接要するコストのみをカウントしているためです。国策推進による技術開発コストと巨額の交付金による立地対策コストなどの社会的コストと事故による損害賠償コストを加えるとあらゆる電源の中でも原発は最も高くつく電力になることも考慮すべきでしょう。立地する自治体や住民の中には、地域活性化のために交付金と引き換えに原発の再稼働を容認する向きもありますが、賛否に関係なく、これは国の税金から支払われており、原発のコストには含まれていないことも知っておくべきことだと思います。

2022年秋になって話題となっているのは、原子力発電所の運転期限延長です。東日本大震災を受けて、原子力発電所の運転期間は原則40年、最長60年と定められています。政府はさらなる延長を検討しています。経済産業省は、上限を撤廃するか、安全審査などで停止した期間の分だけ追加延長を可能にするか、の2つの選択肢を提示しました。原子力規制委員会も、原発の老朽化に対応するための制度づくりに着手しました。まだ、結論は出ていませんが、今後注目しておくべき事柄です。NHKのサイトなどで内容を確認できますので、各自で目を通しておいてください。

6章 オゾン層破壊がもたらすこと

オゾンホールは1982年に南極の昭和基地で観測され、1983年に最初の報告がなされました。オゾンホールは、人を始め動植物に悪影響を与える紫外線という放射線を吸収するオゾン層が存在しなくなる部分ができ、穴のようになった状態のことです。このため、有害な紫外線が地上に直接届くこととなります。

最初に、オゾン層とは何かを、きちんと理解する必要があります。化学式が多い章ですが、順を追って読めば理解できるように書かれています。オゾン層が破壊された時の影響を、地球の歴史を振り返ることで理解が進みます。その上で、オゾン層が破壊されるしくみをきちんと理解してください。それらを踏まえて破壊を防ぐ取り組みについて学びましょう。特に、1987年のモントリオール議定書によりオゾン層破壊物質の削減・廃止への道筋が定められました。その内容と、取り組みや成果を学びま

しょう。また、テキストに説明のある時期以降のオゾン層の状況については、気象庁のホームページに報告が適宜掲載されていますので、各自で確認してください。

なお、代替フロンはオゾン層破壊には寄与しませんが、ハイドロフルオロカーボン（HFC）のような地球温暖化に大きな影響を与えるものがあり、それらの製造・使用についても規制が必要となっています。2016年10月に開かれたモントリオール議定書の締結国会議において、エアコンや冷蔵庫の冷媒に使う代替フロンの生産量を段階的に規制することを盛り込んだ改定案が採択されました（キガリ改正）。日本などの先進国は2036年に生産量を85%、中国などは45年に80%、インドや産油国などは47年に85%それぞれ削減するという内容です。2019年1月1日に発効しました。なお、日本には、今回規制の対象になったHFCの生産を明確に規制する法律はありません。温暖化対策などのためにHFCなどの製造抑制を事業者に求める「フロン排出抑制法」は強制力がなく、強制力のある「オゾン層保護法」ではHFCは対象外になっています。いずれかの法律を改正するか、新しい法律の制定が必要となります。

人間には無害であり、有用であると思われた夢の（人工）物質でしたが、結果的に、人類を始めとする地球環境に害を与える悪魔の物質になってしまった例として、今後には活かさなければなりません。

なお、最近の状況は気象庁Webサイト内の「南極オゾンホール」の状況（2022年）に掲載されています。そこでは、下記のように報告されています。例年より若干南極のオゾンホールが大きくなっているようです。いわゆる、減少の下げ止まり傾向にあるといえるかもしれません（即断はできませんが）。詳細は、直接サイトで確認してください。

2021年の説明では「南極オゾンホールの面積は9月中旬以降、最近10年間の平均値より大きく推移しています。今年は南極上空に形成される極渦が大きく、ほぼ円形で安定していたため、極渦内部の高度20km付近の気温の低い領域が6月中旬以降、最近10年間の平均値より概ね広く推移し、オゾン層破壊を促進させる極域成層圏雲が例年より発達したことが要因と考えられます。11月以降も極渦は大きさが小さくなりつつも例年より勢力を維持しており、これにより低緯度側からの高濃度オゾンの渦内への流入が抑えられ、高度20km付近の気温の低い領域が消滅した後もオゾンホールが消滅せずに維持されていると考えられます」でしたが、2022年版では「南極オゾンホールは8月中旬までに現れたのち8月下旬に面積が急速に拡大し、9月中旬以降、最近10年間の平均値より大きい面積で推移しています。（以下略）」とありますので、下げ止まりの傾向は続いているようです。

7章 生態系の危機

地球温暖化と並んで注目を集めている地球環境問題は、生物の多様性の問題です。現在、地球上の生物の種は、すさまじいスピードで絶滅し続けています。地球の歴史の上では、恐竜絶滅の時代以来の最大の絶滅期にあると考えられています。1990年のワシントン条約以降、多くの自然保護のための条約等が採択されています。そして、テキストにある通り2010年10月の名古屋で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、日本の都市名がついた二つ目の議定書（京都議定書に続く名古屋議

定書)が締結されました。その後、名古屋議定書は50ヶ国が批准して、2014年10月12日に発効しました。議長国でありながら、国内の調整が遅れ批准していなかった日本は、2017年5月22日に批准し、8月29日に締約国になりました。現在は196の国と地域が批准しています。環境省サイトの2018年11月30日付報道発表資料「生物多様性第14回締約国会議、カルタヘナ議定書第9回締約国会合及び名古屋議定書第3回締約国会合(国連生物多様性会議エジプトシャルム・エル・シェイク2018)の結果について」も参照してください。

名古屋議定書が2010年10月に締結されてから10年目の2020年9月に、国連生物多様性条約事務局(カナダ・モントリオール)が国際社会の10年間の実績を「地球規模生物多様性概況第5版」にまとめて公表しました。20の目標のうち完全に達成された目標はなく、6つが部分的に達成できただけであり、詳しく分析すると細部では後退している項目があることが報告されています。(出典:毎日新聞2020年11月17日「生物多様性 愛知目標の成績は」)また、環境省も国内の取り組みについて2020年11月27日に「暫定版」を公表しました。(出典:毎日新聞2020年11月29日「多様性保全目標8項目達成せず」)2021年に正式決定されました。

生物(動物や植物等)はお互いが関係しあいながら、地球上で生存(共存)しています。生物とそれらが生活する地球上全体で構成されるシステムを生態系と呼んでいます。これらは、微妙な関係の上になりたっており、一見無関係なところでの変化が、思いもよらない場所に影響を与えることがあります。そのような生態系のしくみを理解することが重要です。

一般に、放射線や隕石等宇宙からくる原因、地震・火山噴火など地球自身がもともなる原因もありますが、これらは壊滅的な結果をもたらすことはまれです。そのような影響を与える変化を作り出す多くの原因は、人間です。例えば、農耕地の拡大・森林伐採(ダム工事による伐採等)・漁業資源の過剰採取などに伴う生息地の改変、過度の収奪、さらには大気や海洋の汚染(酸性雨等)が原因です。また、大気中の二酸化炭素が海水に溶けて海洋が酸性化することで生態系に大きな影響を与える危険性も指摘されています。地球温暖化などの気候変動も生態系に影響をおよぼします。ほとんどが、このテキストであつまっている他の地球環境問題と深く関係しています。全体を通して理解を深めてください。

その上で、なぜ、生態系を守らなければならないのか。特に、人間には全くといってよいほど関係のないと思われる生物まで(すなわち、多様な生物を)保護しなければならないのかを考えてください。

8章 あふれるごみ

生産地と消費地が近く生活活動の範囲内で循環されていたシステムが、特に産業革命以降の大量生産・大量輸送・大量消費・大量廃棄という生活スタイルの普及とともに、大量のごみの問題が発生しました。まず、このことを理解してください。

この問題を避ける一つのアイデアとして、リサイクルが奨励されています。一方、リサイクルするためには大量のエネルギーが必要であるので、逆に環境に悪く、「持続可能な社会」ではなくなるので、リサイクルをすべきではないという発言もありま

す。エネルギーの観点からはその通りです。大量生産・大量輸送・大量消費・大量廃棄というスタイルを保持したまま大量のリサイクルを組み込むシステムでは「持続可能な社会」でないことは明確です。しかしながら、大量にでるごみの処分地の問題や大量生産のために大量に使用される原料（資源）の枯渇問題をどうするのかを示さなければ、別の意味で「持続可能な社会」ではなくなってしまいます。

一つの問題に対する対策と、別の問題に対する対策が相対することが起きています（ごみ問題に限りませんが）。したがって、問題の大本である大量生産・大量輸送・大量消費・大量廃棄というスタイルそのものを再検討する必要があることに気づきましょう。

同時に、単にリサイクルするのではなく、4R [Refuse（拒否）、Reduce（削減）、Re-use（再利用）、Re-cycle（リサイクル）] の視点が必要です。不要なもの（包装紙・ビニール袋など）は使用を拒否し、ごみとなるものを減らす工夫も必要となります。リサイクルのための分別には協力するが、リサイクル製品は使いたくない、分別さえすれば包装紙・袋やペットボトル等はどんどん使っても構わない、と考えているのならば「リサイクルは環境問題の対策にはならない」ことを理解しましょう。むしろ、リサイクルを通じて、大量消費・大量廃棄という生活スタイルを見直し省エネやごみ、ひいては地球温暖化等の地球環境問題の解決につなげていくことが重要であるという視点を持ちましょう。

さらに、ごみ問題は個々の国内の問題だけではなく、海洋汚染やごみの輸出などで国際間の問題も無視できません。広い視野から学習してください。

9章 水の危機の時代

人類を始めとして動植物は、水なしには生存できません。地球は水の星と呼ばれるほど、いわゆる水（ H_2O ）はたくさん存在します。しかしながら、海水や氷河等の形で存在する水は、そのままでは利用できません。それらを除くと0.8%です。しかも、多くが地下水であるため、生活等に利用できる水は非常に限られています。まずは、このことを理解した上で、水の問題を考えてください。

大きな問題としては、2つあります。1つめは、利水や防災と絡むダムの問題です。2つめは、水質汚染の問題です。

ダム問題は、水そのものと直接関係しないこともある問題なのですが、大規模な工事を伴う政治課題です。もともと、農地用水という名目で計画が立てられたダムが、時間が経過して本来の目的では不要になるケースも多くあります。ただ、莫大なお金が動くため、動き出すと中止が難しくなっています。目的が別のもの（例えば、洪水対策等）に変わったり、景気対策のための公共事業として、続けられることも多い状況です。ダムの問題は、生態系の問題等とも絡み複雑ですが、本当に必要なのかどうかをきちんと検討することが必要です。

一例として、エジプトのアスワン・ハイ・ダムがあげられます。洪水を防ぎ、恵みをもたらすと考えて作られたダムですが、洪水がなくなり・干ばつが減ったり・観光客が増えたりという効果もあるものの、環境や健康面で色々な問題を発生させました。例えば、海岸の浸食がすすんだり、湖面からの大量の蒸発により時折豪雨が起き

たり、ナイル川周辺の遺跡への影響が出たりしています。健康面では、以前は洪水で海に流されていた巻貝が繁殖し、それらに寄生するビルハルツ住血吸虫の感染が蔓延するなどの影響がでています。

一方、水質汚染は、工場や生活等で生じた（主に）化学物質が河川の水質を悪化させることに起因しています。2章の公害問題とも絡みます。そこまで汚染がひどくなくても、生態系への影響などが発生しています。特に、途上国での問題は深刻です。日本では、下水道整備がある程度進んでいます。多くの途上国ではほとんどなく、そのまま河川に流されています。貧困問題とも関係しています。現状を知り、対策を考えてみましょう。

さらに、日本が水の輸入大国であることを認識することも重要です。日本は水が豊富にあるので、輸入をしているということには、実感がわかないかもしれません。しかし、大量の食料品を輸入することは、水を輸入していることと同じであることを知ってください。肉用の牛や豚を飼育したり、穀物・野菜・果物等を栽培するためには、大量の水が必要です。本来は、その国・地域のものである水を大量に使っているわけです。このように、水は世界を駆け巡ることを知り、国際問題として考えてください。

10章 企業と環境経営

これまでの章の内容は自然科学的なことが多かったのですが、この章では企業が環境問題とどうかかわっていくかを考えるという内容になっています。

公害の元になった企業に限らず、現在では、排水、二酸化炭素排出、産業廃棄物など商品をつくる途中や販売、流通などにおいても環境への配慮することが重要となっています。単に、排水、二酸化炭素排出、産業廃棄物などの元になるからというだけでなく、環境に配慮した経営を行っていることが（消費者としての）国民へアピールできるメリットであるという判断が働いています。この章では、そのためにはどのような視点で経営を行えばよいかまとめられています。

地球環境問題はあらゆる分野を横断する問題であることを踏まえて学習してください。

補講 環境教育の目指すもの

補講では環境教育について書かれています。2005年から2015年まで「持続可能な開発のための教育の10年」でした。しかし、必ずしも、環境教育が進んだとは言えない状況にあります。日本では、環境教育＝公害教育という考え方が、未だ支配的です。福島原発事故以降、かなり、変わってきてはいますが、十分とは言えません。

2016年に、震災で避難した中学生が小学生だったときにいじめ（お金も絡んでいる）に遭っていたことが報道されました。さらには学校や教育委員会の対応に問題があったことも問題になりました。同じような人のためになればということで、「いきるときめた」という決意を述べた手記なども発表されました。また、それ以外でも被害者が補償金などを要求することに対する誹謗中傷なども絶えません。環境教育の範囲を超えている問題かもしれませんが、環境破壊による被害（心理面・社会面での

被害を含む)が残る限りは環境問題の真の解決にはならないことを自覚すべきでしょう。

環境教育は、机の上での学習だけで済む問題ではありません。どうあるべきかを国民全体で考えなければならない問題です。自分の世代はもちろん、後に続く子や孫の世代の問題として考える視点が必要です。

以上の学習の要点の各章の最後の多くが「考えてください」となっています。地球環境問題を正しく理解するための基礎知識の習得がこの科目の目的です。しかし、知識として知っているだけでは不十分です。どうすればよいかを各自が考え、行動することが問題解決には重要です。もちろん、「デモに参加したり、色々な場面に声を大にして発言をしてください」ということをいっているわけではありません。そう考える方がいてもよいのですが、ここでは、環境問題のことを常に自分で考える習慣をつけ、その上で、小さなことでも自分で何ができるのかを考え行動してほしいという意味です。省エネのためにこまめに電気を消す、リサイクル製品を使用する、ゴミ袋を使わないようにするということでもかまいません。小さな積み重ねが、全体では大きな動きになります。ぜひ、考えてみてください。

II. レポート設題

1. 設題

テキスト内で取り上げられている地球環境問題から1つテーマを選び、問題とその原因・現在までの取り組み・現状(取り組みの現状を含む)を簡潔にまとめてください。その上で、今後の課題(これからすべきこと)を各自の意見も含めて具体的に述べてください。また、内容を表すタイトルもつけてください。

(横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度)

2. 設題の解説

例えば、公害問題で、水俣病のような具体例にまで絞る必要はありませんが、あまり広いテーマにすると論点が不明確になります。また、発行が2014年ですので、テキスト内にとどまらず、レポート作成時までの内容を含めてください。必要に応じて図表等をうまく利用して、わかりやすくまとめてください。タイトルは、テキストの見出しではなく、内容を的確に表現するものをつけてください。

なお、今後の課題は、それまで取り上げた問題とその原因・現在までの取り組み・現状で説明してきた内容に対するもの書いてください。今後の課題は、環境問題一般の課題ではありません。あくまで、自分が取り上げた内容についての課題を述べてください。その意味でも、テーマを広げ過ぎないでください。さらに、問題とその原因・現在までの取り組み・現状・今後の課題を適切な節(または章)に分けて、わかりやすく記述してください。

また、レポートは感想文ではありませんので、原因・取り組み・現状のまとめには、自分の意見(感想や推測等)を混ぜないでください。意見は、今後の課題のとは

ろで述べてください。前半のまとめ部分に意見が書かれているとき、内容によっては書き直しをしてもらうことがあります。課題での意見は、感想や期待ではいけません。大まかにいって、まとめ部分が $\frac{2}{3}$ 、意見を含めた課題部分が $\frac{1}{3}$ を目安としますが、増減しても構いません。

最後に、数値や説明文を書くときに参考にした文献や図表等を文献から引用するときは、必ず出典を明記してください。書籍では、著者名・タイトル・出版社・発行年を必ず書いてください。また、ホームページの場合は、著者名・タイトル以外にURL（アドレス）および最終閲覧日（最終確認日）を明記してください。

環境論Ⅱ

科目担当者： 吉 村 倫 一
テキスト： 『環境の科学（三訂版）』
山口勝三、菊地 立、齋藤紘一 著（培風館）
単位数： 2単位
科目群： 教養科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： A1T106

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしていましたが、調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

大気と水を巡る環境問題。

到達目標

最近の環境問題を理解し、対策を考え、実践する能力を養う。

事前・事後学習

環境問題を巡る状況は急速に変化しているので、テキストやサブテキストの記述から、さらに先に進んでいる場合もある。新聞・テレビ等の報道に関心を持ち、環境に関する最近の動きに注意すること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対して、テキストの内容を正しく理解し、的確にまとめられているか、環境問題に対する自分の考えをきちんと述べているかを「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に従って評価する。レポートの体裁が正しくできているかも重要な評価対象である。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

受講者は自分が環境の悪化をくい止めるためにどのような行動をとることができるかを念頭に置いて学ぶことが重要である。

授業概要

科学技術の目覚ましい発展は我々の生活レベルを飛躍的に向上させたが、一方で深刻な環境汚染を招き、今や早急に行動を起こさなければ我々の生存さえ危ぶまれる状況になっている。本講では、対象を我々の生活と密接な関係を持っている大気と水を中心に、環境汚染の現状・原因・対策等について学び、環境を守り改善するためにいかにすべきか、また何ができるかを科学的に考える。具体的には大気汚染・酸性雨、水質の汚濁と富栄養化、地球の温暖化、化学物質による環境汚染、オゾン層の破壊、資源と環境に関わる問題などを扱う。なお、テキストの「第8章都市環境」については本講義では扱わない。

I. 学習指導

(はじめに)

環境問題の学習は環境に関わる様々な問題を一般論として学ぶだけではなく、自分自身に関わる具体的な問題として学ぶことが重要である。Think Globally, Act Locallyと言われるように、環境問題を地球全体に目を向けて考えると同時に、身の回りで自分ができることから実践していくことを心がけて欲しい。

参考書として「明日の環境と人間 ―地球を守る科学の知恵―」（参考文献1）と「環境科学の基礎」（参考文献2）を挙げておく。参考文献1はテキストをやや詳しくした内容である。参考文献2は環境問題を原理的な点から詳しく扱っている。内容は深いが平易に解説していて大変参考になる。やや理系的な内容であるが大変良い参考書である。温暖化の世界的な現状、予測等については気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書（インターネットホームページ1）、第5次報告書の翻訳（インターネットホームページ2）が環境省のホームページに公開されている。重要な参考文献である。

(学習の要点)

第1章 環境問題とは

1. 1 環境問題の出現と変遷

環境問題は初期の頃は公害問題と呼ばれていたが、その後環境問題と呼ばれるようになっていった。公害とは特定の発生源があり、その周辺の比較的限定された地域の不特定多数の住民が健康被害を受ける事象であり、被害者と加害者の関係がはっきりしていた。公害問題が深刻になるに伴って対策が叫ばれるようになり、日本では1967年に「公害対策基本法」が制定され（1993年、環境基本法に移行）、政府による公害対策が本格的にスタートした。これ以降様々な対策が取られるようになり公害問題は次第に少なくなっていった。一方で光化学スモッグ、酸性雨、オゾン層の破壊、地球の温暖化などのように、大気中における化学反応の結果生じる汚染物質が原因であったり、非常に多数の発生源があるため汚染者が特定できないなど公害とは違った面を

持つ問題が増えてきた。これらの問題の特徴は被害が広範囲に、多くは地球全体に及ぶ問題であること、被害者、加害者の別が明瞭でなく、被害者である我々が同時に加害者でもあるという点にある。そのため我々の周囲にある環境にかかわる問題という観点から環境問題と呼ばれるようになった。ここでは公害の発生から現在に至るまでの、世界や日本での具体的な問題やそれに対する対応について学ぶ。現在の環境問題は広く地球全体に及ぶ問題が多く、国際的に連係して対応していかなければならない。そのために気候変動枠組み条約締結国会議（COP）や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）などの様々な国際的な組織や取り組みがあり、活発な活動を行っている。これら最近の動きにも注意して学習すること。

1. 2 環境汚染問題の本質的一面

「現在問題になっている温室効果ガスや酸性雨、水質汚濁物質の多くは、本来それほど悪者なのか」という問いは非常に重要である。なぜなら、これらの諸物質はもともとそれ自身は悪者ではなく自然環境の形成に重要な寄与をしているからである。ここではそれぞれの自然界で果たしている機能について学ぶ。

環境問題の本質はこれらの物質を自然界のバランスを無視して大量に排出し続けたため、長い年月をかけて徐々に変動してきた自然に適応した生態系に、極めて短時間のうちに急激な変動を与えていることにある。その根本原因はより便利で快適な生活を追求する結果、エネルギーの大量消費を招いていることにある。従って我々の生活様式・価値観を、自然と調和した環境への負荷の少ないものに変えていかない限り、環境問題の解決はないことを学んで欲しい。

1. 3 エネルギー消費と市民

我々は二酸化炭素や大気汚染物質の排出は企業や発電所に責任があると考えがちであるが、実際には発電量の約50%が民生用であり、企業で生産された製品を使うのは我々である。また、最近では企業での電力消費はあまり伸びていないのに、民生用は大きな伸びを示している。実際のところ、二酸化炭素の排出量のほとんどは我々の生活に直結していることになる。これらのことは、環境保全の鍵は市民一人一人、つまり個人の意識や行動に大きく依存していることを意味している。本講義の受講者は環境問題に対して「**自分は何ができるか**」を意識して学習することが必要である。

第2章 地球の自然と物質

2. 1 宇宙のなかの地球

我々の住む地球はよく宇宙船地球号と呼ばれる。地球は我々にとって充分大きな星ではなく、限られた大きさと資源を持って宇宙を航海している宇宙船のようなものだということである。我々は地球上に存在する限られた広さと資源を有効に、大切に使用していかなければならない。そのためにはまず地球そのものについての正確な理解が必要である。本章では地球の物理的、化学的構造について概観的に学ぶ。

地球は太陽系の一員であり地球上の全ての生命活動は太陽からのエネルギーに依存している。太陽系における地球の位置と太陽から供給されるエネルギー量の大きさ、このエネルギーによって支えられている地球の状況について学ぶ。

2. 2 生命を育む地球

2. 2. 1 地球を守るベール — 大気の組成と構造

地球上の生命を支えているのは地球を取り巻く大気である。ここでは大気の詳しい性質、層状構造、大気中に存在する二酸化炭素などのガスによる温室効果やオゾンによる紫外線の吸収など、大気が果たしている生命にとって関わりの深い機能について学ぶ。

2. 2. 2 地と空を駆けめぐる水

水の海を持つ星は地球以外にはほとんど見あたらない。水は比熱が大きいいため温度が変化しにくい。そのため海の存在が気温の変動を抑え、地球の温度環境を生物にとって適当なものにしているなど、海の存在が生物が住める環境を作り出すうえで極めて重要な役割を果たしている。地球上の水は大部分が海として存在するが、河川や湖沼、地下水、極地方では固体の水（氷）としても存在し、資源としても重要である。ここでは水がどういう形で存在し、どのようにして循環しているか、河川や湖沼、海洋などの水域の特徴について学ぶ。

2. 2. 3 足元でいのちを支える土と土壌

土壌は我々の生存の基盤である。全ての生物は土壌から供給される物質に依存して生きているほか、土壌は物質循環の重要な構成要因であり、様々な物質を貯蔵したり放出したりして、生態系を維持する上で不可欠な機能を果たしている。ここでは土壌の構造や組成、土壌中で行われているイオン交換反応などの化学的な反応、微生物による物質分解反応、土壌汚染の特性などについて学ぶ。

第3章 大気汚染と酸性雨

3. 1 汚染物質と発生源

大気汚染物質には様々な化学物質があるが、発生源から直接排出される硫黄酸化物や窒素酸化物のような一次汚染物質と、光化学スモッグの原因になるオキシダントのように環境中に排出された後、化学変化を受けた結果生成する二次汚染物質に分けられる。どちらの場合でも発生源において排出量を抑制する発生源対策が重要なのは同じである。これらの大気汚染物質は呼吸によって体内に取り込まれ、特に呼吸器の粘膜に障害を引き起こして喘息や気管支炎などの呼吸障害を引き起こしたり、目や鼻を刺激して不快感を与えたり気分が悪くなったりという健康被害を与える。また、硫黄酸化物や窒素酸化物は酸性雨の原因となって大きな被害を与えている。

本章では代表的な汚染物質の性質、発生源、対策等について学ぶ。特にどのような対策が有効なのかに注意して学習すること。テキストは発生源と対策について分けて記述しているが、ここでは汚染物質ごとにまとめて学ぶ。テキストとは一部順序を変えているので注意。

硫黄酸化物：

硫黄酸化物は燃料や工業原料中の硫黄または硫黄化合物が燃焼過程で酸化されることで生成する。硫黄酸化物には二酸化硫黄（ SO_2 ）と三酸化硫黄（ SO_3 ）があるが大部分は SO_2 である。通常はまとめて SO_x と表示される。 SO_x は呼吸に伴って体内に入り、鼻や口、咽頭などの粘膜に障害を与え呼吸困難を引き起こす。四日市喘息は SO_x の典型的な被害である。また、酸性雨の原因物質でもあり、植物の成長を妨げたり枯

死を引き起したりする。石灰岩や大理石は酸に溶けやすく、これらでできた建造物や彫像など文化財に対する被害も深刻である。SO_xの発生源には火山等の自然発生源もあるが大部分は人工発生源であり、主として化石燃料の燃焼によって発生する。

SO_xに対する対策は

- 1) 燃料消費、エネルギー消費の削減
- 2) 硫黄分の少ない燃料、例えば低硫黄重油の使用や天然ガスへの切り替え
- 3) 燃焼効率の向上によって燃やす燃料の量を減らす
- 4) 燃料や燃焼ガス（排煙）からSO_xを除く装置の導入などがあげられる。

4) の対策では、燃料中の硫黄分を除く技術は日本で開発された技術で、触媒によって燃料中の硫黄を硫化水素に変換して除去する方法である。この方法によればかなりのSO_x除去効果が得られる。また、SO_xは水やアルカリ溶液に溶けやすいので、燃焼炉からの煙（排煙）をこれらの溶液と接触させる方法（湿式スクラバー法）や石灰水に排煙をくぐらせてSO_xを石膏（CaSO₄）にする石灰石膏法などの排煙脱硫法が有効である。これらの技術・装置の導入が進んだことから、現在では日本や欧米などの先進国では大気中のSO_xの濃度は環境基準（1時間値の1日平均が0.04ppm以下）を大きく下回っている。一方、中国や東ヨーロッパ地域のように最近急激に工業化が進んでいる地域では、硫黄酸化物に対する対策が不十分で大気汚染が進行しているほか、SO_xが偏西風などに乗ってこれらの国から他国に移動し、酸性雨として降下して森林等に大きな被害を与えている。SO_xの発生源対策は技術的には既に確立されており、SO_xを削減できるかどうかは政治的、行政的決断にかかっている。

窒素酸化物：

常温では窒素はほとんど化学反応をしないが、高温に加熱されることで空気の構成成分である酸素と結合し、窒素酸化物（NO_x）となる。NO_xもSO_x同様呼吸によって人体中に取り込まれて呼吸器障害を引き起こすが、SO_xに比べて水に溶けにくいため障害の程度は小さい。NO_xは加熱温度が高くなるほど生成量が多くなる。燃焼時にはN₂O, NO, N₂O₃, NO₂, N₂O₄など多くの化学種が生成するが、環境中に排出される時は大部分が一酸化窒素（NO）で、大気中で酸化されて二酸化窒素（NO₂）になる。NO_xは燃料の燃焼などによって人為発的に生成する量が多いが、自然界において土壌微生物の活動や雷などによっても発生する。人為的な原因で生成するNO_xの半分以上を自動車などの移動発生源が排出し、工場などの固定発生源からの排出量を上回っているのがNO_xの特徴であり、このことが対策を難しくしている。

NO_xに対する対策は、固定発生源では燃焼温度が高くなるように管理することが中心になっている。また、NO_xはSO_xほど水に溶けやすすくないため湿式スクラバー法はSO_xの場合ほど有効ではないなど、排煙脱硝には技術的に難しい点が多いが、それでも最近では導入が進みつつある。しかしNO_xの排出量の半分以上を占める移動発生源（主として自動車）に対しては効果的な対策ができていない。自動車は車体が小さく、搭載できる脱硝装置の大きさが厳しく制限されるなどの制約があり対策が難しい。大型車の大部分を占めるディーゼルエンジン車はガソリンエンジン車に比べて燃料の燃焼温度が高くNO_xの発生量が多い。最近では法律による規制が飛躍的に強化されているが、特に道路周辺で環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppm

から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を達成できていない所が多いうえに、改善傾向も見られないなど相当に深刻な状況にある。NO_xによる大気汚染についての学習では汚染の深刻さを理解することが前提になる。

なお、ヨーロッパではディーゼルエンジン車の利用が盛んである。これは燃焼技術や触媒の進歩により排ガス中のNO_xの濃度が低くなってきたこととディーゼルエンジン車はもともと燃費が良いことが主な理由である。

ここ数年来、電気自動車や燃料電池車へのシフトが盛んに叫ばれている。また、実際に導入も盛んで、行政による様々な施策が採られるようになってきている。これらの自動車は走行時にはCO₂を排出しないので、温暖化対策として非常に有効である。最近の動向に注意すること。

浮遊粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素：

これらの大気汚染物質についてはその発生原因とその性状について学ぶ。直径が10 μm (μm=1/1000mm)以下の微粒子は大気中に浮遊しており、浮遊粒子状物質(SPN)と呼ばれる。主にディーゼルエンジンやボイラーなどの不完全燃焼に伴って排出される。肺の奥深く入り込み呼吸困難などの珪肺に似た症状を引き起こす。また、SPNは様々な有害物質を吸着していることが多く、発ガン性などが指摘されている。

一酸化炭素 (CO)：

燃料の不完全燃焼によって生じる。毒性が極めて高く低濃度でも呼吸困難や頭痛などを引き起こす。高濃度では死に至ることがある。都市部の環境中では自動車から排出されるものがほとんどである。

炭化水素 (HC)：

燃料中のHCが未燃焼のまま排出されることによる。HCは光化学反応によって光化学スモッグなどを引き起こす原因物質になる。また、ベンゼンなどは発ガン性が指摘されている。

3. 2 広域大気汚染

大気中に放出された汚染物質の一部は、気温が高い条件下で強い光に晒されて二次的に生成するオゾン(O₃)やPAN(peroxyacetylnitrate)などの酸化性の強い物質(オキシダント、OX)を生じ、目や喉などの粘膜を強く刺激するので、涙が出たり喉が痛くなったりする。時には頭痛やめまいを訴えることもある。これが光化学大気汚染(光化学スモッグ)である。光化学大気汚染には様々な化合物が関与しているがOXの中心はO₃であり、90%以上を占める。大気中に放出された汚染物質からOXが生成される過程は大変複雑で未解明の部分が多いが、O₃の生成にはNO_xが重要な役割を果たしている。即ち、燃焼で生じたNO₂が紫外線によってNOと原子状の酸素(O)に分解され、生じた(O)が酸素分子O₂と反応してオゾンO₃を生成する。(O)は炭化水素を酸化してPANなども生成する。

光化学大気汚染は気象条件に大きく左右される。それは一方で気象条件を注意深く監視すればある程度予測が可能なことを意味する。そこで、光化学大気汚染の発生を事前に予測し注意を促すシステム「光化学緊急時対策」が作られている。「予報」「注意報」「警報」の三段階に分かれ、これらが発令された時には外出や戸外での運動を控えるように呼びかけている。一方で発生源対策として各段階に応じて工場の煙の排

出を押さえるよう要請している。

テキストは関東地方の例を取りあげて、気象条件や地形と光化学大気汚染の発生状況について詳しく解説しているので参考にすること。また光化学大気汚染対策にはNO_xや炭化水素の削減対策と共通する部分が多いことを理解する必要がある。

3. 3 酸性雨

3. 3. 1 地球の酸性化

酸性雨は大気中に放出されたSO_xやNO_x、塩化水素（HCl）などの酸性物質が雨に溶けて酸性の強い雨となって地上に降ってくるもの（湿性降水物）で酸性霧なども含む。pH5.6以下のものを酸性雨と定義しているが、pH5.0以下と定義することもある。大気中の酸性物質はちりなどに付着して地表に降下してくることも多い。これは乾性降水物と呼ばれ、広い意味での酸性雨に含める。乾性降水物の降水量は湿性降水物と同程度である。中部ヨーロッパ～北欧、アメリカやカナダの東部、中国などでは深刻な被害が出ている。日本でもかなり酸性の強い雨が観測されている。ここでは酸性雨の発生の機構、その被害、対策などを学ぶ。

酸性雨の生成機構や被害の現実はテキストに詳しいので、被害の発生の仕組みについて補足する。酸性雨による直接の被害は、酸が直接に植物の葉などにかかることや土中に浸透した酸性の水を植物が吸収することで植物が弱ったり枯れたりすることである。しかし、酸性雨の影響はそれだけにとどまらない。土中に浸透した水は土を酸性化する。土中には多量の微生物が生息している。これらの微生物は土中に戻された動植物を分解して土に栄養分を還元するという物質循環の重要な担い手である。この機能は微生物のうちでも細菌によるところが大きい。しかし、細菌の活動の好適範囲はややアルカリ側にある。土が酸性化すると細菌の活動が弱まり、これに代わってカビ類が目立つようになる。カビ類の分解力は細菌に比べてかなり小さいので、土中には未分解の物質が多くなり土壌はやせていく。そのため、そこに生育する植物の生長が妨げられる。また、土壌が酸性化すると土壌からアルミニウム、鉄などの金属イオンの溶出量が多くなり植物の成長に障害となる。また、溶出したアルミニウムはリン酸イオンと結合して水に不溶性のリン酸アルミニウムとなって沈澱し、リン酸を不溶性にしてしまう。従って酸性化した土壌ではリン酸欠乏症が出やすい。日本の土壌は火山性のものが多くアルミニウム含量が高いので被害が出やすい。

第4章 水質汚濁と汚染物質

4. 1 水 — 不思議な特性をもつ物質

生物の体の大部分は水でできており、水の性質は生命にとって決定的な意味を持っている。水はどこにでも大量に存在し我々にはなじみの深い物質であるため、ごく普通の性質を持った物質と考えやすいが、化学的、物理的な観点から見ると極めて特異な性質を持った物質である。生物は水の特異な性質を巧妙に利用することで生命を維持している。従って水の特性を良く理解しておくことが生命を理解する上で不可欠である。

ここでは沸点が異常に高い、沸点と凝固点の差が大きい、比熱が非常に大きい、温度による密度の変化のようすが一般の物質とは大きく異なるなどの特異な性質とそれ

がもたらす特異な現象について学ぶ。その特異性が、水分子中の水素原子と酸素原子の結合に電荷の偏り（分極）があって、酸素原子がややマイナスに、水素原子がややプラスに帯電しているため、この酸素のマイナスと別の水分子の水素のプラスとの間で電気的な引力による結合（水素結合）が生じることに由来することを正しく理解すること。また、環境中の水の持つ性質の中でもアルカリ性か酸性かは特に重要で、これを数量的に示す指標である pH について理論的な学習をする。

水の沸点の異常についてはテキストに記述されているが、 $C_nH_{2n+1}OH$ で示される一群のアルコール（水HOHは $n=0$ の場合）の沸点を別表1. に示す。この表から予測される水の沸点は40~45℃程度であるが、実際には100℃と異常に高い値を示す。これも水の分子が水素結合によって多数つながって分子の巨大なネットワークを作っているため、これを切断するために大きなエネルギーを必要とするためである。

テキストに記述されているいくつかの事項について、詳しい解説を付け加えるので併せて学習すること。

別表1. $C_nH_{2n+1}OH$ で示される一群のアルコールの沸点

n	化学構造	化合物名	沸点 (°C)
0	HOH	水	100.0
1	CH ₃ OH	メタノール	64.7
2	CH ₃ CH ₂ OH	エタノール	78.3
3	CH ₃ CH ₂ CH ₂ OH	プロパノール	97.2
4	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₂ OH	ブタノール	117.7
5	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₂ CH ₂ OH	ペンタノール	138.0

水の溶解力： 水は様々な種類の物質を溶かすことができる。これも水の分子が分極していることに由来する。「似たものが似たものを溶かす。」という言い方があるが、溶け込んでいく物質がそれを溶かす液体（溶媒）と化学的、物理的性質が似ていると良く溶ける。自然界には分極した物質が多いため、分極した液体である水が多く種類の物質を溶かすことができることになる。例えば海水中には多種類、大量の塩類が含まれているが、これはもともとは岩石や土壤に含まれていたナトリウム、カリウムやカルシウムなどの元素がイオン（Na⁺, K⁺, Ca²⁺など）になって少しずつ水に溶けて海に流れ込み、蒸発によって濃縮されたためである。

pH： 水は分子中で分極しているが、その分極の程度は個々の分子により様々である。これらの分子の内には分極が進みO-Hの結合が切れて水素イオン（H⁺）とヒドロキシイオン（OH⁻）になったものが存在する。この現象を水の電離という。このうちH⁺イオンは酸性の原因となる。純粋な水ではH⁺イオンの濃度とOH⁻イオンの濃度は等しく中性になる。H⁺イオンの濃度がOH⁻イオンの濃度よりも高ければ酸性になる。従ってH⁺イオンの濃度によってその水が酸性かアルカリ性かを表すことができる。但し実際のH⁺イオン濃度の数値は非常に小さいため、H⁺イオンの濃度（[H⁺]）の対数にマイナスを掛けたもの（-log[H⁺]）を水素イオン濃度指数と呼びpHで表す。水の状態を知る上で酸性であるかアルカリ性であるかは極めて重要であるので、pHは非常に良く使われる。pHが7より小さければ酸性、7より大きければ

アルカリ性である。pHの計算方法はテキストに詳しいが、pHの数値は水素イオン濃度の**指数部分**であることに注意すること。すなわち、pHが1違えば水素イオン濃度は10倍、2違えば100倍の差があることになる。テキストにも記載されているが、この点を正しく理解していない例が数多く見受けられるので特に注意しておく。

4. 2 水質汚濁と環境基準

水の汚濁はまず第一に我々の健康に対して直接重大な被害を与える。また、川や湖を見ると何かしらほっとしたのを感じるように、水の存在は我々の生活にとって大変重要な要素である。我々の生活を快適なものにするためにはこのような水をきれいに保っていく努力が必要である。一時期水質の汚濁が著しく進んだが、様々な努力が行われた結果かなり改善されてきた。しかし、まだまだ不十分である。最近では河川や湖沼等の汚濁の半分以上が家庭排水によるものと言われているように、工場等からの排水対策に比べて家庭排水の対策は遅れている。家庭排水の問題は我々ひとりひとりの環境意識によるところが大きい。この章では特に「**自分は何が実行できるか**」ということを念頭に置いて学習すること。

4. 2. 1 - 4. 3 水の特性と水質汚濁、環境基準、有機物による水質汚濁

水には様々な物質が溶け込んでいる。水は極めて高い溶解力を持っているため、かなりの量が溶け込んでも外見上の変化が見られないことが多い。しかし、蒸発によって水量が減少した時や、pHが変化した場合、海水と合流して塩類の濃度があがった場合などには、それまで解けていた物質が沈澱や微粒子として析出し環境悪化の原因となる。また、水中に溶け込んだ物質は微生物の繁殖を助けたり、腐敗したりして水質を著しく悪化させる。

水質汚濁を防止するために環境基準が定められている。環境基準は健康項目と生活環境項目からなっている。健康項目は人の健康を守るための基準で、直接的に人に健康被害を与える有害重金属、シアン、有機塩素系化合物などが規制されている。また、生活環境項目は直ちに健康に被害を与えるというわけではないが、快適な生活を送るためにはこの程度は必要という基準で、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、pH、DO（溶存酸素量）、SS（懸濁物質）などが規定されている。

これらの指標のうちBODは水に溶けている有機物の量を表す指標である。水中の有機物は河川などの水質に最も大きな影響を与えるため、BODは特に重要な指標である。非常によく使われるので次の節で少し詳しく解説する。

水中の有機物は微生物に取り込まれ、呼吸作用によって酸化的に分解されて、最終的には二酸化炭素と水になる。また、有機物中の窒素や硫黄、リンはそれぞれ硝酸イオン (NO_3^-)、硫酸イオン (SO_4^{2-})、リン酸イオン (PO_4^{3-}) になる。これらの物質は一般に無味無臭で水の外観にあまり影響を与えない。この過程で水中の酸素（溶存酸素、DO）が消費される。有機物が少ない間は消費された水中の酸素は空気中から水中に供給されるのでこの反応が進み水質は悪化しない。しかし、有機物が多くなりそれに伴って酸素の消費が多くなると、空気中からの供給が追い付かなくなり酸素の欠乏が生じる。こうなると有機物を酸素を使わないで分解（還元的分解）する細菌の活動によって腐敗が起こり、メタン (CH_4) や硫化水素 (H_2S)、アンモニアなどの悪臭物質が生じ、水質を著しく悪化させる。BODは有機物が微生物の作用で酸素を用いて分

解される過程で消費される酸素の量を測ることによって間接的に水中の有機物の量を示す指標である。環境基準では河川の水のBODの目標値を5mg/Lに定めているが、都市部を中心に達成されていない河川も多い。一般に我々がきれいな水と感じるのはBODが2程度以下であり、5で許容範囲、10を越えると著しく汚れた水とされる。塩類などの存在のためにBODが測定できない場合（海水など）やすぐに結果が必要な場合（水道水など）には、微生物の代わりに過マンガン酸カリウムなどの強力な酸化剤を用いて有機物を酸化するCOD（化学的酸素要求量）を用いる。BOD値とCOD値は一致しないが傾向は一致する。

4. 4 富栄養化と赤潮

水中の窒素やリンなどの植物の生長に必要な栄養塩類が増えることによって、藻類や植物プランクトンなどが増える現象である。これらの栄養塩類は食品工業排水や農業排水、畜産排水、家庭排水などから供給される量が多い。また、有機物の最終分解産物としても水中に供給される。富栄養化は都市部の湖や池では特に深刻で、水道水などの水質悪化を招いている。特に生物の活動が活発になる夏場には臭い水や赤潮などの問題を生じる。赤潮は海水に流入河川から過剰な栄養塩類が供給される事によって発生する。赤潮は養殖など漁業に大きな被害を与える。ここでは被害の実態と対策について学ぶ。特に琵琶湖での取り組みが参考になると思う（インターネットホームページ3、4）。

4. 5 有毒物質による水域の汚染

微量であっても環境に排出されると健康に重大な被害を与える物質には重金属やDDTやPCB、ダイオキシンなどの有機塩素系化合物などがある。重金属の主な排出源は各種の工場であり、家庭からの排出はほとんどない。現在では環境基準によって厳しく規制されており、基本的には新たな問題は発生していないが、時々重金属による汚染事件が報道されている。過去の公害事件はその多くが重金属による健康被害である。ここでは公害問題の原点といわれる足尾銅山鉛毒事件、四大公害裁判の例として知られているイタイイタイ病（富山県）、水俣病（熊本県）について学ぶ。

4. 6 地下水汚染

地下水汚染は最近特に問題になっている事象である。汚染物質はトリクロロエチレンなどハイテク製品の工場などで使用される塩素系洗浄溶剤や重金属であることが多い。地下水は井戸水として利用されることも多く重大な問題である。

4. 7 海洋汚染

海の汚染もまた深刻である。陸地に近いところだけではなく海岸から遠い大洋においても汚染は確実に進行している。海の汚染は普段我々の目に付きにくいだけに関心を持って見ていかなければならない。ここではまず実態を知ることから始める。

海洋油汚染

海洋油汚染は船舶の航路が通っているところで著しい。これは石油タンカーなどが空荷状態になると不安定なために油のタンクに注入された海水（バラスト水）が充分処理されないで海洋に排出されたり、機械室で出た廃油や洗浄に使った海水に油が混じって棄てられたりするケースが多いためである。海洋に棄てられた油は小さな球状の浮遊物となって海面近くを漂流する。これがタールボール（廃油ボール）で直径数

mm程度のものから大きなものではサッカーボール大のものも存在する。特に国際航路にそって帯状に分布している量が多い。これらの油は海底に沈んだり、海岸に漂着したりして生態系に大きな影響を与える。また、タンカー等の海難事故で大量の油が流出して深刻な被害を与えるケースが増えている。

船底塗料による汚染（テキストに追加）

最近、海岸に住む「いぼにし」という巻き貝の雌にペニスができている例が多数報告されている。これはフジツボや海草が船底に付着するのを防ぐために塗られるトリブチル錫（TBT）という船底塗料によると考えられている。現在ではTBTの使用は禁止されている。TBTのように生物の生殖器や生殖行動に大きな影響を与える化学物質（環境ホルモン）は多数あるが、その実態はあまりよく分かっていない。その多くは陸上の河川や湖沼での例であるが、海洋にもこれらの物質が流入している可能性は非常に高く、監視が必要である。

4. 8 水環境を守る

4. 8. 1 水を汚さないための取組み

水質汚濁を防止するための基本は、汚濁物質を水域に流さないことである。そのために、企業などの事業所には排水基準を定めて一定濃度以上の汚濁物質を含んだ排水を流させないようにしている。一般家庭に対しては法律で規制することはできない。各家庭が環境に対する意識を高めることで、排出される汚濁物質の量を減らすことが重要である。また、各家庭で効率的に排水処理を行うことは難しいので、下水管を通じて各家庭からの下水を集めて集中的に処理を行う下水処理施設の整備が行われる。しかし、膨大な費用がかかるため整備がおくれている。ほとんどの下水処理施設では、集められた下水は微生物の分解作用を利用した方法（活性汚泥法）で処理される。

4. 8. 2 自然における水質浄化作用と微生物

自然界において水に溶けた物質がどういう挙動をするかは化学物質の影響を考える上で大変重要である。ここでは特に重要な役割を演じている生物濃縮と自然浄化作用（自浄作用）について学ぶ。

食物連鎖と生物濃縮

生物は小さい生物をより大きい生物が餌として食べるという行為を通じてつながっている。一般に食べるものは食べられるものより数、量ともに少なくなっておりピラミッド型の関係を作っている。これを食物連鎖という。水に溶けた化学物質は食物連鎖を通じて生物の体内に蓄積、濃縮される。食物連鎖の各段階で濃縮が起こるため、一般に上位にいる生物ほど高濃度に蓄積することになる。これを生物濃縮という。水に溶けにくい物質ほど生物濃縮を受けやすいので、水中の濃度が低くても注意が必要である。

自然浄化作用と微生物、排水処理

自然界に排出された物質はある程度の量までは自然に分解浄化される。この機能の中心は細菌、カビ、藻類などの微生物である。特に細菌の働きが大きい。自然界は自浄作用を通じて物質を循環し、適当なバランスを保っている。自浄作用の限界を超えた負荷がかかると環境の悪化が起こる。自浄作用はかなり大きなものがあり、環境対策を行う際には自浄作用が発揮されるような方法も取り入れていくことが必要である。

微生物の浄化作用を積極的に利用しているものに下水道がある。下水道は水質汚濁防止に大きな効果を挙げているが、その中心は微生物の浄化作用を利用して有機物を除去する方法（活性汚泥法）である。

第5章 地球は暖まりつつある

地球は無数に存在する星の中で液体の水（海）を持つほとんど唯一の星である。また酸素を多量に含む大気を持つ星も地球以外には存在しない。これらのおかげで気温は $-50\sim 50^{\circ}\text{C}$ 程度におさまり、温度の変動もごく少ないなど極めて特異な性質を持った星である。しかしながら、現在地球の平均気温は上昇しつつあり、このまま放置すれば異常気象や海面上昇などを招き人類の生存さえ脅かされることになる。そうなる前に我々は地球の温暖化をくい止め、人類が生存できる環境を子孫に伝えていかなければならない。

この章では、地球の温暖化の現状と原因を学び、温暖化をくい止めるための方策を考える。対策には様々なことが考えられるが、この章での学びを通じて各人が抽象的な対策ではなく具体的な対策を考え、実行することが大切である。

なお、テキストの5. 1-5. 3は記述の順序が前後していて内容が少し分かりにくいように思われるので、まずサブテキストを読んで、詳しくはテキストを読むと良いと思う。

5. 1-3 地球環境の特徴、温室効果、人間活動と温室効果ガス

環境に加えられた負荷は、直ちに環境の変化を引き起こすわけではなく、あるレベルまでは自然浄化作用などによって環境の変化を引き起こすことなく処理される。地球はこのような緩衝作用が大きい星であるが、一方で生態系のように、わずかな変化でも大きな変動を引き起こすこともある繊細な面も同時に持ち合わせている。

太陽から光の形で放射されたエネルギーは地球本体に吸収され地球を暖める。暖まった地球は地表面から主として赤外線形で宇宙空間に熱を放出する。この際大気中に二酸化炭素（ CO_2 ）などがあるとこの赤外線を吸収する。その結果大気が暖められる。これが温室効果で、大気中に存在する熱を吸収しやすいガスを温室効果ガス（グリーンハウスガス、GHG）という。温室効果ガスには CO_2 、 CH_4 （メタン）、CFC（フロン）、 N_2O （亜酸化窒素）などがある。

CO_2 は温室効果の主役で、生物の呼吸や海洋からの放出など自然界から発生する場合と、木や化石燃料の燃焼に伴って人為的に発生する場合がある。自然界は植物の光合成や珊瑚などによる海水中の CO_2 の固定によって空気中の CO_2 を除去する（自然浄化力）ので、 CO_2 の排出量が小さかった18世紀中頃までは大気中の CO_2 濃度は約280ppm（0.028%）で安定していた。18世紀後半に産業革命が始まり、機械力の導入によって大量生産、大量消費の社会が到来するにつれて人為的に発生する CO_2 が急増し、大気中の CO_2 濃度が次第に増加してきた。特に、最近の増加は著しく速くなっている。ちなみに CO_2 濃度は1990年頃に350ppmになり2000年には370ppmに達している。このまま何の対策も採らないと2050年頃には700ppmに達するとの予測がなされているほどである。

現在の CO_2 の排出は、大部分が人間の様々な活動に使うエネルギーを生産するため

の化石燃料の燃焼によるものである。テキストには最近数十年間のCO₂の排出量やエネルギー消費の動向推移の具体的な数値が示されているので参考にすること。

5. 4 炭素の循環

地球のCO₂吸収力は森林と海洋が担っている。森林は植物がCO₂を吸収してO₂を放出する作用（光合成）によってCO₂を吸収する。開発に伴って森林が減少し自然のCO₂の吸収力が小さくなってきていることもCO₂濃度の増加につながっている。森林がCO₂を吸収していることは良く知られているが、海洋のCO₂吸収への寄与も非常に大きい。このことは一般には余り良く理解されていないが重要である。

海水には大量（大気中のCO₂の約50倍）のCO₂が溶け込んでおり、溶けたCO₂はさんごや貝類などに取り込まれて炭酸カルシウムの殻や骨になり海水中から取り除かれる。CO₂は気体であるから海水への溶解量は温度に依存し、温度が高くなるほど減少する。従って、地球が温暖化すると海水中に大量に蓄えられていたCO₂が大気中に放出され、ますます温暖化が進行するという悪循環が起こる可能性が心配される。

5. 5 その他の温室効果ガス

温室効果ガスにはCO₂以外にも様々な種類がある。温暖化に対して寄与率の大きいガスにはCO₂、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（亜酸化窒素、N₂O）、クロロフルオロカーボン類（CFC）、ヒドロクロロフルオロカーボン類（HCFC）などがある。それぞれの温室効果ガスの地球温暖化指数、寄与率などについて学ぶ。なお、クロロフルオロカーボン（日本ではフロンと呼ばれることが多い）は強力な温室効果物質であるが、京都議定書では削減対象に入っていない。これは京都議定書が締結された1997年時点では、フロン（特定フロン）は先進国ではすでに全廃されていたためである。個々の温室効果ガスの性状、温室効果への寄与などについて学習しておくこと。

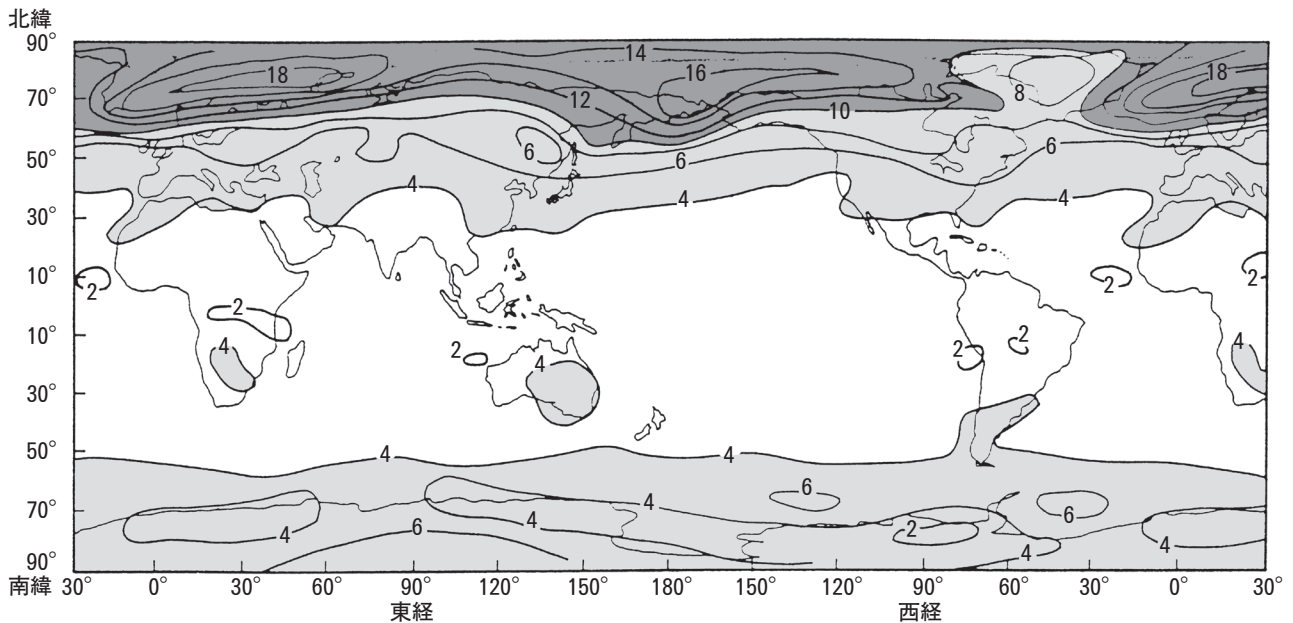
5. 6 ドームふじ氷床コアと地球大気の世界史

南極の氷床に閉じ込められた過去の空気の分析結果から、過去の地球大気中のCO₂濃度の状況が分かる。この節では特に「正のフィードバック効果」ということに注意。

5. 7 温暖化は進行しつつある

地球の温暖化は既に始まっており、様々な形で現実化しつつある。1906～2005年の100年間に全世界の平均気温が0.74℃（日本では約1.0℃）上昇し、海面も10～25cm上昇したと言われている。気温上昇は地球全体で均一におこるわけではなく、極地方ほど大きくなることに注意。気温上昇、海面上昇共に年々その速度が速くなっている。それに伴って、さんごの白化現象、セアカゴケグモなど熱帯性の昆虫の定着など温暖化によると見られる様々な現象が報道されている。本講義の受講者はこれらの報道に注意し、どのような現象が起きているのかを知っておくこと。

これらの影響はこれからさらに深刻になると予測される。実際、2007年11月に出されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書は温暖化による影響は予想よりも速い速度で進んでいることを報告している。インターネット上に要約（日本語）が出ているので、参考にして欲しい（インターネットホームページ1）。第5次報告書では温暖化の進行速度がさらに速まっていることが報告されている（インターネットホームページ2）。以下に少し補足するので併せて学習すること。ただし、予測される数値には前提や条件の設定のしかたによってかなりの幅があることを



4℃以上温度が高くなっている部分に着色してある（米国海洋大気庁・地球流体研究所 GFDL/NOAA のモデルの結果、単位は℃）

別図1. 気候のコンピューターモデルで計算されたCO₂が2倍の大気と現在の大気の下での冬（12, 1, 2月）の気温の差

了解しておくこと。

気温上昇： このまま積極的な対策を採らなかった場合、2050年頃にはCO₂濃度が約700ppmになり、地球の平均気温が2～4℃上昇すると予測されている。気温上昇の程度は地域によって異なり、北極や南極などの高緯度地方ほど温度上昇が大きい。特に北極での冬季の温度上昇は10℃を越える。別図1. を参照すること。

海面の上昇、海水面積の縮小、山岳氷河の後退： 氷が溶けることによる影響以外に、海水温の上昇によって海水の体積が膨張することによる効果も非常に大きく、氷の融解による海面上昇と同程度の影響がある。また、海水温の上昇によって海水中に溶けているCO₂が大気中に放出され、それによって気温の上昇が加速されるという悪循環が起こることにも注意を払う必要がある。地球の人口の1/4以上が海に近い標高の低い地域に住んでいることを考えると海面上昇の影響は重大である。気温、海水温の上昇は氷河の融解を招き、これに依存して生きている生物に重大な影響を与える。最近北極熊が生存の危機にさらされているという報道があった。陸上では山岳氷河の後退が進行中で、観光産業や農業、水の供給などに大きな影響が出つつある。

気候・植生・農業生産、水循環への影響： 気温上昇は当然気候変動を引き起こす。気候の変動の幅が大きくなる。一般的には現在雨量の多い地域ではより降雨が多くなり、豪雨や洪水を引き起こす。逆に乾燥地域ではさらに乾燥化が進む。現在の穀物の大生産地域の大部分はやや寒冷で乾燥した地域であり、乾燥化と気温上昇のために穀物生産に適しなくなり、世界の穀物生産に大きな打撃が及ぶ可能性が高い。乾燥化は水の供給などにも深刻な影響をおよぼす。また、この急激な温度変化に耐えられ

ない多くの生物種の絶滅も予想される。

積雪、永久凍土： 中・高緯度での積雪が減少する。永久凍土が融解し、大規模な地滑りなどが起きる可能性が高い。

健康への被害： 特に、熱帯性の生物が媒介するマラリアやデング熱などの感染症が心配される。現在日本にはマラリアは常在しない。これはマラリアを媒介するハマダラカが冬期の低温のため日本では越冬できないためである。気温が上昇すれば越冬が可能となりマラリアが常在するようになる恐れが大きい。

5. 8 地球温暖化への対策

地球温暖化という問題は不可逆の問題、つまり一度起こってしまうととに戻らない現象であるということ認識することが極めて重要である。気温が上昇すると海水温が上昇し海水中に貯えられたCO₂が放出され、さらに気温が上昇する。海水温が上昇すると深海底にメタンハイドレートとして貯えられていた大量のメタンが放出される。メタンはCO₂に比べ21倍も温室効果が大きいので温暖化に一層拍車がかかるという悪循環が起こる。こうなると我々にはもはや温暖化を食い止める手段はなく、ごく短期間の内に生物が住めないような高温になってしまうと考えられている。現在我々はこの過程の入り口に立っている。ここで真剣に対策を打たないと取り返しのつかないことになってしまう。

地球温暖化の最も大きな原因は大気中のCO₂の増加にある。CO₂は我々がエネルギーを熱や電気として取り出すために燃料を燃やす時に発生する。燃料を燃やせば必ずCO₂が発生する、というよりは燃料を分解してCO₂を発生させる行為がエネルギーを発生させるということである。現在のところ大気中のCO₂を人工的に、かつ大規模に固定する有効な技術を我々は持ち合わせていない。とすれば、エネルギーの使用量を削減することによってCO₂の発生量を削減する以外に方法がない。様々な省エネルギー対策は極めて重要であるが、それ以上にエネルギー多消費の上に成り立っている我々の社会、生活のあり方を根本から見直さなくてはならない。本講義の受講者は大きな視点、社会的な視点を持ってエネルギー使用量の削減策を考えるとともに、自分の生活の中での消費エネルギーの削減も考え、実行することが重要である。

温暖化の問題は地球規模で進行している問題であるから、それぞれの国におけるCO₂の削減対策とともに、国際的な協力が必要である。この意味で1997年に京都で行われた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は極めて重要である。その内容はテキストに詳しく記載されているのでしっかり学習すること。最も重要なポイントは世界全体でCO₂の排出量（温室効果ガスをCO₂量に換算した量、以下この表現に従う）を5%（対1990年比）削減すること、そのためにEU諸国は8%、アメリカは7%、日本、カナダは6%削減を決めたことにある。この削減率は対1990年比であり、かなり大きな数字であることに注意。

京都議定書は批准した国のCO₂排出量の合計が全CO₂排出量の55%を越えないと発効しない。議定書に合意した、世界のCO₂排出量の1/4近くを占めるアメリカが、自国の経済への影響が大きすぎる、世界で2番目にCO₂排出量が多い中国や途上国が規制の対象に含まれていないなどの理由で議定書から抜けることを表明した。また、ロシアも批准には消極的であったことなどから発効が危ぶまれていたが、2004年11月口

シアが批准してようやく発効した。アメリカはオバマ大統領になって世界と協調して環境対策を進めていくことを表明したが、結局、京都議定書には参加しなかった。

京都議定書は妥協の産物であり問題点も多いが、世界が温暖化防止に取り組むことを決め具体的な目標を設定したことに大きな意味がある。テキストに述べられているように、京都会議を通じてCO₂削減対策の方針が明確にされたことも大きな成果である。京都議定書を契機として温暖化防止のための国際的な取り組みが活発に行われるようになった。

京都議定書は2008年～2012年の温室効果ガスの排出量についての取り決めであり、2013年以降については新たな取り決めが必要である。2007年12月にバリ島で開かれた会議（COP13）では、ワーキンググループを設置して2009年までに新たな枠組みを設定することで合意した。この合意の中で特に重要な点は、全ての先進国が参加する長期目標を設定することに合意した点にある。2008年7月には洞爺湖サミットが開かれ、2050年までに世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することが合意された。2009年7月のラクイラサミット（イタリア）では温室効果ガスの世界全体での削減目標を「2050年までに50%削減」と設定し、その大半を先進国が受け持つ（後に80%とされた）ことを宣言した。また、地球上の平均気温を産業革命以前の18世紀よりも2度高い水準に抑制するという目標を、中国、インドなど新興国との共同宣言に記した。2009年9月日本は2020年までに25%（1990年比）削減することを表明した。

2009年12月にはCOP15（コペンハーゲン）が開かれた。COP15の最大の目的は2020年までに達成すべき具体的な中期目標を設定することにあった。しかし、経済発展を妨げるとして、厳しい削減目標や具体的な目標の設定に慎重な中国、インドを始め多くの発展途上国と具体的な数値目標の設定を主張する先進国が鋭く対立し、ほとんど何も決まらなかった。COP15への期待の大きさから、その結果への失望の声が大きい。しかし、これから本格的な交渉が始まる大きな契機になったことは紛れもない事実である。

その後も強制力のある取り決めがされない状態が続いたが、2012年12月（COP18、ドーハ）になってようやく京都議定書をそのまま8年間延長（2013年～2020年）することが決定された。この決定は2020年に発効する新たな国際的枠組みが決まるまでの暫定的な措置である。この決定には大量の温室効果ガスを排出している中国やインドには削減義務がない、もともと京都議定書を批准していない米国が参加していないなど京都議定書の持っていた問題がそのまま受け継がれている。また、日本は参加しなかった。

2016年11月から12月にかけて開かれたCOP21（パリ）では、①将来の気温上昇を2℃（できれば1.5℃）未満に抑えるために、世界全体で21世紀後半には人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、②そのためにすべての国に自主的な削減目標の提出を義務づける、という画期的な決定がなされた。この決定は世界のすべての国が参加する決定であることが極めて重要である。

各国が設定した自主目標の例を以下に示す。基準年や削減比の設定の仕方は様々で、その解釈には注意が必要である。

中国：2030年までにGDP当たりのCO₂排出量を60-65%削減（2005年比）

EU：2030年までに40%削減（1990年比）

インド：2030年までにGDP当たりCO₂排出量を33-35%削減（2005年比）

日本：2030年までに26%削減（2013年比）（2005年比では25.4%削減）

ロシア：2030年までに70-75%に抑制（1990年比）

アメリカ：2025年までに26-28%削減（2005年比）

これらは2030年頃までにという中期目標であるが、究極の目的は2050年までには、気温上昇を2℃（1.5℃）以下に抑えることにある。2050年を目指す長期目標を設定する動きは最近急速に高まってきている。

EUは2019年12月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的に0（カーボンニュートラル）を目指す政策を発表した。また、2020年10月には菅首相が温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする目標を発表した。背景には、国として「脱炭素」に踏み切らなければ経済成長の足かせとなりかねないという状況がある。これを実現するためには多くの困難があるが、経済や社会の大胆な改革と強い意志が必要である。温暖化問題は待ったなしの状況にあり、早急な対策が必要である。今後、具体的な対策を速やかに、強力に推進することが重要である。テレビや新聞等では国際的な動きに関するニュースが連日のように報道されているので本講義の受講者はこれらのニュースを、関心を持って見てほしい。

上記の目標を達成するためには、1）風力発電、太陽光発電、太陽熱発電などのソフトエネルギーの導入や廃熱の利用（エネルギー問題については第7章に詳しく記述されている）、2）省エネルギー技術の普及、3）冷暖房温度などの調節による省エネルギー、4）航空機、鉄道、自動車、船などそれぞれの特性を生かした交通運輸システムの整備、5）リサイクルの推進などがあげられる。これらの推進に当たっては税制や補助金などによる優遇措置や法律による強制などを組み合わせて行くことが重要である。これらのうち注目されている税制の一つとして二酸化炭素税（炭素税、環境税）の導入があげられる。二酸化炭素税はCO₂の排出量に応じて課税しようというもので、実際には燃料の価格に上乘せされることになる。非常に有効な税制とされるが産業界への影響が大きく世界的にも導入はあまり進んでいない。

上記5項目以外の発電方法に、CO₂を出さず、大きな電力が得られる原子力発電がある。しかし、東日本大震災（2011年3月11日）の際に発生した大津波のために、原子力発電所で炉心溶融が起こり、周辺の地域が放射性物質で汚染されるという大事故が起こった。これを契機に原子力発電の是非、原子力に代わる新しいエネルギーが激しく論じられるようになった。これらのことについては7章で扱う。

CO₂の排出量削減には各家庭での省エネルギー対策も重要である。一軒一軒での削減量はごく小さいが全家庭の分を合わせれば大きな量になる。テキスト5. 8. 4は主として日常生活におけるエネルギー利用、省エネルギーについて具体的に数字あげて書いているので、記事を参考にして各自が具体的な方法を考えること。

5. 8. 5ではリサイクルの問題を扱っているが、なんでもリサイクルすれば良いということではなく、リサイクルすることによってエネルギーや資源が節約できるかを考えることが重要である。

例えばガラス瓶のリサイクルについて考えてみよう。ガラス瓶をリサイクルするに

は様々なエネルギーが必要である。使用した瓶を水や洗剤で洗い回収場所に持っていく。トラックで回収場所に集められた瓶を集めて回り、再生工場に運ぶ。再生工場では集められたガラス瓶を高温に加熱して溶かし、新しい瓶に作り直すという過程が必要である。このためには瓶を洗うために使われる水を造るのに必要なエネルギー、排水を浄化するために必要なエネルギー、回収に回るトラックを動かすためのエネルギー、瓶を溶かして再生するためのエネルギーなど様々なエネルギーが必要である。これらのエネルギーの総和が、全く新しく瓶を造るために必要なエネルギーよりも小さくなければリサイクルする意味がない。リサイクルに必要なエネルギーをどのように見積もるかは大変難しく、条件設定によってかなりの差が出る。条件によってはリサイクルに必要なエネルギーの方が大きくなることもある。これがリサイクルについて否定的な意見が出てくる理由である。また、リサイクルの問題を考える際には、エネルギーだけではなく資源の節約という観点も必要である。いずれにしても全体的、比較計量的な観点が不可欠である。

5. 9 われわれの行く道は

環境問題は我々人間が、より快適な生活をおくるために極めて短期間の内に大量の資源・大量のエネルギーを使い、その結果生じる廃棄物を大量に排出し続けてきたことにある。我々はこれを一気に解決する手段を持っていない。環境問題は誰か少数の人々が招いた結果ではなく、我々一人一人の行動の結果であることは明白である。当然、我々一人一人がその責任を負わなければならない。

一人一人でできることはごく小さく、環境問題という巨大な問題に対してはほとんど無力に思える。しかしながら、結局は一人一人の小さな行動が大きな流れを作り出し社会を動かしていく。一人一人が環境問題に対する正しい認識を持ち、実際に行動していくことこそが環境の悪化を食い止める最大の力である。本講義の受講者は自分が何をすべきか、自分は何ができるかを常に念頭において学習してほしい。

第6章 化学物質と環境

我々は様々な化学物質を利用することによって新しい製品を創出し、生活を豊かにしてきた。これらの化学物質を抜きにしては我々の生活は成り立たない。しかし、その一方で化学物質による環境汚染とその影響もまた深刻である。特に残留性の強い化合物は環境中に長く残留し大きな影響を与える。テキストの記述はやや簡単すぎるのでテキストを参考にしながら、サブテキストを中心に学習してほしい。

6. 1-2 残留性化学物質についての警鐘、性状、廃絶

テキストの冒頭の文章はレイチェル・カーソン著「沈黙の春」からの引用である(参考文献3)。塩素系の合成殺虫剤による生態系の破壊を強く警告したもので、化学物質による環境問題を考える時の原点といわれる名著であり、必読の書である。ぜひ読んでほしい。

有機塩素化合物は環境中に長く残留しその被害も大きい化学物質の代表である。有機塩素化合物は化学的、物理的に安定で、微生物による分解も受けにくい。微生物分解を受けにくいのは、もともと自然界には塩素を含む有機化合物がほとんど存在しないため、これを分解する酵素を持つ微生物もほとんど存在しないためである。安定で

あるため使いやすく、これまで広く使われてきた歴史があり、環境中に残留している量も多いだけに早急な対策が必要である。有機塩素化合物は一般に水には極めて溶けにくく、生物濃縮を受けやすいという特性もある。ここでは代表的な有機塩素化合物である塩素系農薬（DDT, HCH）、PCB、ダイオキシンとクロロフルオロカーボン（CFC、フロン）について学ぶ。

DDT, HCH（BHC）： もともとは農業害虫の駆除用に開発された殺虫剤である。その効力は大きい。価格も安く、塩素系化合物の常として残留性（残効性）が高い上に人に対する急性毒性が小さく使いやすい農薬であったため、日本の戦後の食糧難の時代に多用され、食糧供給に大きく貢献した功労者である。DDTは特に衛生昆虫（のみ、しらみ、蚊、蠅など）の駆除に使われ、戦後の混乱した時代のなかで病気の予防に大きな効果を挙げた。しかし、DDTやHCHは肝障害を引き起こし、発ガン性もあるなど健康被害が問題になった。また、DDTやHCHの散布によって農業害虫以外の昆虫も大幅に減少した。それが食物連鎖を通じて鳥などの他の生物の著しい減少を招き、我々の慣れ親しんだ自然の姿を根本的に変えてしまった。日本人の脂肪組織や母乳中のDDT、HCH濃度は欧米人に比べてかなり高く、注意が必要である。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）： 高度の熱安定性や絶縁性のため、間接加熱用の熱媒体や絶縁油、またインク、感圧紙などとして広く利用された。1968年には熱媒体として使われていたPCBが食用油に混入し、この油を食べた人達の間には重い皮膚障害や肝臓障害が起きるといふ事件が起こった（カネミ油症事件）。最近ではPCBの毒性の多くはPCB中に存在するコプラナーPCBによると言われている。コプラナーPCBは完全な平面構造を持つPCBのことで、最近ではダイオキシンの仲間に入れて考えることが多い。

ダイオキシン： 日本のダイオキシンの生成量の90%がゴミの焼却過程（自治体のゴミ焼却炉80%、産業廃棄物焼却炉10%）で副成物として生成するといわれている。約300～700℃の温度でゴミが燃えるとき有機塩素化合物（塩化ビニルなどの塩素系プラスチックなど）があると生成する。そのため、「ダイオキシン問題はゴミ問題」と言われるように、いかにゴミを減らすかが最も重要な問題である。ダイオキシンの毒性は急性毒性、慢性毒性ともに極めて大きく、発ガン性、催奇性、肝障害性などがある。ダイオキシンは環境ホルモンとして生殖器の異常や精子の減少など生殖システムにも大きな影響を与える。

有機塩素化合物は安定で長く残留する。また、一般にごく低い濃度でも毒性が発揮されるため、一度環境中に放出された有機塩素化合物を完全に除去することはかなり難しい。これらの有機塩素農薬やPCBはすでに生産・使用ともほぼ全面的に禁止されている。しかし、日本では環境中の有機塩素化合物はなお高いレベルにある。

なお、ダイオキシンは人間が利用するために作ったものではなく、ゴミ焼却などの際に副成物として生成する。ダイオキシンは高温では分解されるため、炉の温度を850℃以上に保つことで生成を押さえている。

6. 3 フロンによるオゾン層破壊

地球は大気で取り囲まれている。大気は主として窒素と酸素で構成されているが、酸素のごく一部はオゾンとなってオゾン層を作り、太陽から降り注ぐ紫外線の大部分

をカットしている。紫外線は化学作用が強く、特に300nm以下の波長の短い紫外線は生命の根幹物質である遺伝子（DNA）やタンパク質にダメージを与える力が強い。紫外線もごく少量の時はDNAに軽い変化を与え、そのことが突然変異などを引き起こして生物進化の原動力になってきた。しかし紫外線が現在以上に強くなるとDNAやタンパク質に過度の障害を与え、皮膚ガンなどを引き起こす。最近では特に南半球において紫外線の量が増大している。実際にオーストラリアでは皮膚ガンの発生率が上がっており、早急な対策が必要である。

ここではオゾン層が紫外線を遮断するしくみやオゾン層の破壊の実態、これに深く関わっているフロンについて学び、対策について考える。

成層圏オゾンの生成とその役割： 成層圏の酸素分子（ O_2 ）は波長の短い（240nm以下）紫外線の作用で酸素原子（ O ）に分解され、生じた酸素原子と酸素分子が結合してオゾン（ O_3 ）を生じる。生じたオゾンは紫外線などによって分解され、酸素分子と酸素原子を生じる。この酸素原子もオゾンを分解して酸素分子となる。この過程で紫外線のエネルギーの大部分が吸収され、地上に達する紫外線の量は極わずかになる。成層圏のオゾン濃度は高度20～40kmで高くなっておりオゾン層と呼ばれる。この様にオゾン層は広い範囲に分布しているが、オゾン濃度は極めて低く、地上に置いた場合（1気圧ではという意味）数mmの厚さしかない。つまり、成層圏オゾンの量は極めて少ないということである。

CFCとオゾン層の破壊： 30年ほど前からオゾン層の減少が報告されるようになり、1980年頃には南極上空でオゾンホールが確認された。このオゾンホールは急速に拡大し、1984年には南極大陸の面積を超え、2000年頃には2倍近くになった。その後は微減傾向にあるが、現在もオゾン層の破壊が続いている。オゾン層の破壊の主役はクロロフルオロカーボン（CFC、フロン）で、CFCが成層圏で紫外線を受けると分子から塩素が脱離し、この塩素が連鎖反应的にオゾンと反応して多数のオゾン分子を消費する。その結果大気中のオゾン濃度が減少する。

CFCは安定で、他の有機塩素化合物とは異なり人の健康に被害を与えない、不燃性で水に溶けず揮発性が高いなど優れた特性があるため、冷蔵庫やエアコンの冷媒、ICチップなど半導体工業での洗浄剤、発泡剤などに広くかつ大量に使われた。CFCは分子の大きさによって存在状態が違い、分子の小さいものは気体、大きい物は液体であるが、CFCは空気よりもかなり重いので地表に溜まる。上空に上昇するのは、対流圏では主に対流によって、成層圏では主に拡散によるが、現在までにオゾン層に達したCFCは全放出量の10%程度と見積もられている。このことは、今CFCの放出が完全になくなったとしても今後相当長期にわたってオゾン層の破壊が続くということの意味する。

オゾン層の保全： オゾン層の破壊は深刻であり、早急な対策が必要になった。そのためモントリオール議定書が1987年に締結され、オゾン層の破壊力が大きい特定フロン（CFC 11, 12, 113, 114, 115）を1996年までに全廃する事になった。実際には議定書よりも前倒しが必要になり、1995年には全廃された。特定フロンにかわる物質として代替フロンが使われているが、代替フロンも破壊力は弱いがおゾン層を破壊するのでこれも廃止していくことが求められている。しかし、技術的に難しい点が多

くあまり進んでいないのが実状である。具体的な対策として、揮発等で大気中に出ていくCFCを極力回収すること、冷蔵庫やエアコンを廃棄する際にはCFCを回収することが重要である。しかし現実には回収システムの整備は十分ではない。

***時々、オゾン層の破壊が地球温暖化の原因の一つであるというレポートが提出されるが、これは間違いである。**オゾン層は温室効果ガスの一つであり、オゾン層の破壊は温暖化とは逆に気温を下げる方向に働く。しかし、その程度はごく小さく、**地球温暖化に対する影響は殆ど無視できる。**ただし、CFCは強力な温室効果ガスであり、これを削減する事はオゾン層の保護対策として重要であると同時に地球温暖化対策としても重要である。詳しくは（参考文献リスト）〈インターネット〉の5. を参照すること。

6. 4 環境保全を支える化学物質

環境に悪影響を与える化学物質は数限り無く存在する。しかしすべての化学物質が悪者というわけではない。現在では、環境保全を支える様々な化学物質や技術が生み出されている。ここでは生分解性プラスチックや排ガスを浄化する触媒、超臨界流体など新しい物質や技術について学ぶ。科学技術が生み出した化学物質には環境に対して有害なものも多いが、環境保全に寄与する化学物質への期待も大きい。

第7章 資源と環境

資源の開発・利用には必ず環境問題を伴う。従来、資源の開発・利用には環境の汚染や破壊を伴うのは当然のこととされて来たが、今日ではこのような環境に配慮を欠いたやり方は許されない。さらに、我々の利用する資源のほとんどは有限であり、無節制な資源の利用は環境問題に加えて資源の枯渇という問題も引き起こす。持続可能な発展という言葉があるように、我々は資源も限りあるものだとすることをしっかりと理解し、環境に与える影響に配慮しつつできる限り長く利用できるようにしていかなければならない。そういう意味で従来の資源の利用の仕方を見直してできる限り利用効率を高めていくと同時に、環境に対する負荷の小さい資源の開発・導入を進めていかなければならない。

ここでは資源の利用の現状や問題点、新しい資源の開発、導入について学ぶ。何よりも、資源の利用についての基本的な考えを養うことが重要である。この章ではエネルギー資源と水資源、食糧資源を扱う。いずれも人類の生存にとって極めて重要かつ深刻な問題であり、これらの資源を巡ってたびたび戦争が起こってきた問題でもある。本講義の受講者は問題の重要性を深く認識して、資源問題について自分なりの考えが持てるように努力することが必要である。

7. 1 資源問題

資源とそれを開発・利用する技術は表裏一体のものであり、技術が進めばこれまで資源とは見なされていなかったものが重要な資源となることや、その逆も屡々起こる。例えば、数十年前までは資源とみなされていなかった太陽光や風は、発電技術の進歩によって今後重要な資源となるであろう。その際環境に与える影響の大きさが最大のポイントになっていくであろうし、そうしなければならない。資源は有用な金属や石油といったような物質資源（ハードな資源）と利用技術、管理保全を行う人間の能力

などの形を持たない資源（ソフトな資源）があるが、今後ソフトな資源の重要性がますます高まって行くであろう。

7. 2 エネルギー資源の現状

現在利用されているエネルギー資源には薪、炭などの木質資源、石油や石炭などの化石燃料、天然ガスやLPG（液化石油ガス）などの気体資源があるが、これらはそれぞれに程度の差は大きいがいずれも環境に対する負荷が大きい。また、これらの資源は無限ではなくいずれ枯渇する。従って、環境への負荷と同時に資源としての有効利用を考えなければならない。中には、石油のように後数十年しかもたないと予想されているものもある。それぞれの資源の長短や環境に与える影響について整理しておくこと。これらを補うものとして水力、風力、太陽光、太陽熱、地熱などがある。水力は従来から広く利用されているが、ダム建設による環境破壊の問題があり今後の利用増大は難しい。上記の資源以外の大きなエネルギー資源の一つに原子力がある。テキストでは原子力は「化石炭素資源を補うもの」という項で扱われているが、2010年（東日本大震災の前年）には日本の総発電電力量の28.6%（電気事業連合会による）をまかなっており、補助的なものではなくなっている。各国の総発電電力量と電源別構成比については図7・4を参照のこと。

原子力発電はCO₂を出さず、大きな電力が得られるので、これまで多くの国で温暖化対策の重要な手段として推進されてきた。しかし、東日本大震災の際に起こった原子炉の炉心溶融、それによる周辺地域の放射性物質汚染という大事故は原子力発電の安全性について深刻な疑問を投げかけ、日本のすべての原子力発電所は運転を停止した（その後一部の原子力発電所は運転を再開した）。これを契機として、原子力発電の是非、特に安全性が厳しく問われることになった。そのポイントはおよそ以下の点であろう。

1. 放射性物質を100%安全に管理、処理できない以上原子力発電はもうやめるべきではないのか。

2. 温暖化対策に有効な、原子力発電に替わる新しいエネルギー源、発電方法があるのか、可能なのか。

3. そのエネルギーは将来にわたって持続的に利用可能なのか。

1. に関しては意見が大きく分かれている。その背景には原子力発電の安全性への認識と自然エネルギーの可能性へ評価の違いがある。ドイツは安全性を重視して2021年には原子力発電を全廃することを決めた。また、日本政府も脱原発を打ち出したが、最近では原子力発電を維持していく方向に方針転換している。一方フランスは安全性を格段に高めた装置を開発し、利用を続けることにしている。また、開発途上国の多くは原子力発電を導入していく方向である。

2. 3. のポイントに関しては風力、太陽光、太陽熱、地熱などCO₂を出さない自然エネルギー（再生可能エネルギー、ソフトエネルギー）の利用を積極的に推進するという点では大方の意見が一致しているが、発電可能量、安定性、コストなどの点からまだまだ問題が多いとする意見も強い。これらの問題から、自然エネルギーは実用化が始まりつつあると言う段階である。しかし、最近の技術の進歩は著しく、発電可能量、安定性ではすでに十分実用に耐える段階にあるという意見も多い。実際、風

力発電では大規模な発電が可能になりつつあり、自然エネルギーの利用が進んでいるスペインでは風力発電は総発電量の20%を越えている。太陽光発電も太陽電池パネルの性能が良くなり、実用化が進みつつある。事業所等では補助電源装置として、各家庭では小規模に発電する分散型発電装置としての導入が期待される。2012年に導入された、自然エネルギーによって発電された電力を固定価格で買い取る制度（固定価格買い取り制度、家庭用の太陽光発電の余剰電力の買い取りは2009年開始）は大きな効果を持つと期待されている。しかし、当初は全量買い取りであったが、最近では買い取り制限が行われるなど問題点も生じている。また、コストということ言えば、原子力発電は廃炉や使用済核燃料等にかかる費用、事故に対する保険費用などを加えるとかかなり割高であると考えられる。石油・石炭などの化石燃料による発電コストは現時点では自然エネルギーとあまり変わらないが、最近の燃料価格の上昇（背景には資源の枯渇の問題がある）から将来的には自然エネルギーよりも割高になるという意見もある。また、資源の枯渇を考えれば、自然エネルギーの持続的に利用できるという特性は非常に重要である。いずれにしても、自然エネルギーの積極的な利用、開発は急務である。

この講義の受講者は、原子力発電の利点・問題点、自然エネルギーの利点・現状・問題点等について学習し、自分の意見を持つことが必要である。また、テキストには燃料電池などの新しい技術についての詳しい解説もあるので参考にすること。

エネルギーを作り出す方向にだけ目を向けるのではなく、エネルギーの有効利用や省エネルギーも促進しなければならない。それには各種の発電装置の熱効率を上げることが初め、工場等で生産工程を改善することによって消費エネルギーの削減を図る、ボイラーや焼却炉の廃熱の利用、各交通機関の特性を生かした輸送・交通体系の整備、省エネ機器の導入促進、リサイクルの促進など様々なことが考えられる。

家庭でできる省エネルギー対策も重要である。どのようなことが可能か各自考えること。

ソフトエネルギーの導入、エネルギー効率の向上などいずれの対策を採るにしても、当事者の努力だけでは自ずと限界がある。税制上の優遇や補助金、法律による強制など行政の積極的なリーダーシップが欠かせないの言うまでもないことである。

7. 3 水資源

日本に住んでいると水の大切さは実感しにくいだが、中東地域などでは石油以上に重要な資源であり、水を巡る戦争や紛争も数多く起こっている。日本は水の豊かな国ではあるが、最近では水が不足するようになってきている。世界的に見れば不足している国が多く、水の確保は重要な問題である。

世界の水需要は急増しているが、その最大の要因は人口の爆発的な増加である。さらに、生活様式の変化による生活用水の使用量の増加がこれを加速させている。また、産業の発達に伴う工業用水などの水需要の増大も大きな要因である。水資源の基本は降水であるが、降水は地域的な分布の偏りが極めて大きい。また、同じ地域でも季節的な変動が大きい。従って水資源を有効に使うためには貯水施設や灌漑施設などの施設面での整備や水を有効に使う利水技術が欠かせない。

水は一般的には河川や湖沼から得られるが、地下水の利用も大幅に増えている。し

かし、大量の地下水の汲み上げは地下水位の低下を引き起こし農業などに大きな影響をおよぼす。また、地盤沈下を招くことも多く様々な規制が設けられている。

淡水の水が得られにくい乾燥地域にある国々の一部では海水の淡水化も試みられている。海水の淡水化は逆浸透法、電気浸透法、イオン交換法などによって行われるが非常にコストがかかるのが問題である。生活の中での節水について考えること。

水については量だけでなく水質も重要な問題である。我々の生存には安全で清潔な水の確保は必須の問題であり、河川や湖沼の汚染は大きな環境問題を引き起こしている。この点については第4章で学習しているので復習しておくこと。

7. 4 食料資源

食料は人間の生存にとって水と同様不可欠の資源である。地球が生産できる食料はこれから開発できる農地を計算に入れても70~80億人分程度と見積もられている。これは食料の配分が平等に行われた場合の計算である。実際には、食料の配分は先進国と開発途上国の間で偏りが著しく大きいため、現在の地球人口約62億人でもあまり余裕はなく、一部の地域では大規模な飢餓も発生しているほどである。最近では、食糧は戦略資源の一つとして国際政治の重要なツールとなりつつあり、ますますその重要性は高まっている。テキストには日本や世界の食糧事情について解説されているので、その重要性を理解した上で学習すること。

なお、農業は環境保全の力も大きい。この点について、日本の水田農業（稲作）を例にして解説しておく。水田は大量の水を蓄えることで降った雨が一度に流れ去ってしまうのを防ぐ一方、貯まった水を徐々に排出することで周囲に長期にわたり安定して水を供給する。この機能のおかげで様々な昆虫が住む安定した環境ができあがっている。さらに、これらの水生昆虫などを餌に魚や鳥が住むことで豊かな生態系が形成されている。このように水田の作り出す環境は我々の生活に潤いと安らぎを与えている。食糧問題を考える時には食糧の量や価格などが問題にされることが多いが、農業の持つ環境保全の機能についても充分考慮することが必要である。

第8章 都市環境

本講義では取り扱わない。

第9章 環境管理

環境管理とは環境を保全し、将来に向け良い環境を維持していくためのさまざまな活動をいう。現在では、行政的な管理・規制と共に、民間での自主的な環境管理が重要な柱になっている。人間のあらゆる活動が環境に配慮した行動であるかどうかの評価のポイントである。

テキストは行政による環境管理の基本的な方向と様々な制度、それを評価する方法などについて細かく記述している。これらの事項にはテレビや新聞などで良く取り上げられるようになったものや、新しい制度などもあるのでニュース報道などにも注意して学習してほしい。

行政による環境管理は当然、法律による強制力を背景に行われるから大きな力を持つ。我が国の環境管理の方向を決め、その方向に向かって社会を誘導していく責任を

負っているわけであり、行政の積極的な環境管理が極めて重要である。

行政による環境管理は当然のこととして、民間の自主的な環境管理が活発になっていることが最近の環境管理の動きの大きな特徴である。具体的な動きについてはテキストで学んで欲しいが、その背景には企業の環境管理に対する姿勢によって、企業がその企業の製品の消費者である一人一人の市民から評価されるようになってきたことがあげられる。つまり、我々の社会は、環境管理に消極的な企業は消費者から見放され企業として存在できなくなる、環境管理に対する投資はマイナスの投資ではなく企業の売りになるという社会に変わりつつある。これは消費者である我々一人一人の環境に対する意識の変化が大きな力となっている。このことは、地球の環境を守ることに對して我々自身は**一見ほとんど無力であるように見えるが、実は大きな力を持っている**ことを示している点に注意してほしい。

(参考文献リスト)

<書籍>

1. 川合真一郎、山本義和： 明日の環境と人間 ―地球を守る科学の知恵― (第3版)、化学同人 2004年
2. 岡本博司： 環境科学の基礎、東京電気大学出版局、2003年
3. レイチェル・カーソン (青木筑一訳)： 沈黙の春、新潮社、2001年、(原著者、Rachel Carson, 原著名 Silent spring, 1962年)

<インターネット>

1. 環境省： IPCC第4次評価報告書 統合報告書 概要
https://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/syr_spm.pdf
2. 環境省： IPCC第5次評価報告書の概要 ―統合報告書―
https://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/pdf/ar5_syr_overview_presentation.pdf
3. 滋賀県環境生活協同組合： <https://www.econavi.or.jp/ecofile2.html>
4. 水のめぐみ館 アクア琵琶： <https://www.aquabiwa.jp/aqua/env-quality.html>
5. 地球環境研究センター 秋吉英治： Q13 オゾン層破壊が温暖化の原因？
https://www.cger.nies.go.jp/ja/library/qa/9/9-2/qa_9-2-j.html

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

エネルギーの大量消費に伴って発生する環境問題とそれを防止する対策について述べよ。

2. 設題の解説

地球温暖化や酸性雨という環境問題は我々がエネルギーを大量に消費することから発生する。これらエネルギーの大量使用に伴って発生するいろいろな環境問題の現状、発生のメカニズム、防止対策などについて詳しく述べること。特に、対策については

国や自治体で行うべきことと自分の身の回りで実行できることを具体的に述べること。環境問題全般を扱うのではなく、エネルギー消費と関係の深いいろいろな問題について、エネルギー消費との関連を明確にして論述することが必要である。温暖化と酸性雨の問題は必ず取り上げる。時々、特定の問題だけ（例えば温暖化問題だけ）に絞って論述しているレポートが提出されるが、これも不可である。

3. 課題提出様式

- ・できるだけワープロを使用のこと、ワープロの場合は、A4用紙（40字×20行）横書き、5枚。
- ・やむを得ない場合は手書き（ペン書き）でも可。手書き（ペン書き）の場合は、次ページ「環境論Ⅱ」所定のレポート用紙をコピーし使用、横書き。
※レポートセットに同封のレポート用紙は使用不可。所定用紙5枚で作成。レポート用紙の枚数（5枚）を厳守してください。
- ・最終5ページは、用紙の3分の2以上記載すること。最終5ページの記載が3分の2未満の場合は、「再提出」となります。
- ・レポートは、「章立て」や「段落分け」をして、作成してください。

— テキスト『環境の科学（三訂版）』に誤りと思われる箇所があります —

30P 2行目 A重油より硫黄分の少ないC重油
→ C重油より硫黄分の少ないA重油

193P 下から1行目 国際的強調 → 国際的協調

環境論Ⅲ

科目担当者： 岩 崎 敬 二
テキスト： 『さとやま 生物多様性と生態系模様』
 鷺谷 いづみ 著（岩波ジュニア新書）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 教養科目
配 当 年 次： 2～4
科目ナンバリング： A1T204

テーマ

「兎追いし、彼の山、小鮒釣りし、彼の川・・・」

日本人なら誰もが知っている「故郷（ふるさと）」という唱歌の冒頭です。かつての日本人の生活には多くの動物たちが関わっていて、それが懐かしい記憶として定着していたことがこの歌からわかります。かつての日本人の身近な自然であった里山には、深山幽谷の原生的自然には棲まない生物たちが数多く棲みつき、日本人の生活だけでなく文化や産業にも大きな影響を与えてきました。

里山（さとやま、SATOYAMA）の成立過程、歴史、変遷、ヒトとの関わりを学ぶことで、生態系サービスの実態と、私たちの身近に成立している生物多様性を保全することの重要性を知り、その保全のあり方を考えます。

到達目標

- (1)里山の成立過程、歴史、現在の状態を知ることで、日本人と自然との関わりの変化を理解する。
- (2)生物多様性とは何か、生態系サービスとは何かを理解する。
- (3)生物多様性を保全し再生することの意義を学び、持続可能な開発と地域社会のあり方について自身の考えをまとめることができるようになる。

事前・事後学習

事前学習

- (1)子供の頃の自然体験や生物に関する体験がどのようなものであったかを思い出し、それがどのような環境であったか、どのような生物がいたかを考えておいてください。
- (2)新聞・テレビなどのマスメディアやSNSなどで扱われる自然、生物、自然保護、環境保全に関する記事、ニュース、話題などを積極的に読んでおいてください。

事後学習

- (1)この授業で学んだことを基にして、皆さんの身近な場所に成立している自然や半自然のあり方を考えてみてください。
- (2)マスメディア等で取り上げられる環境問題に関する話題を、「生物多様性の保全」や「自然の再生」という視点で、考え直してみてください。

評価方法・基準（レポート）

- (1)テキストの内容をしっかりと理解しているかを評価します。
- (2)テキストに書かれている重要語句（キーワード）の内容をしっかりと理解しているかを評価します。
- (3)的確な言葉が使われているか、わかりやすい文章であるかを評価します。
- (4)段落や句読点の使い方など、日本語表記が適切であるかを評価します。

評価方法・基準（科目修得試験）

- (1)テキストの内容をしっかりと理解しているかを評価します。
- (2)テキストに書かれている重要語句（キーワード）の内容をしっかりと理解しているかを評価します。
- (3)的確な言葉が使われているか、わかりやすい文章であるかを評価します。
- (4)段落や句読点の使い方など、日本語表記が適切であるかを評価します。

授業概要

かつては多くの日本人にとってとても身近な存在だった多くの草花や動物たちが、いま、個体数や棲み場所を大きく減らし、分布が極めて狭くなり、滅多に私たちの前に姿を見せることがなくなっています。その中には絶滅の危機に瀕している種もいます。彼らのすみかであった里山（さとやま）の環境が大きく変貌または減少しているからです。

里山（さとやま）は、ヒトの節度ある自然の利用と管理によって作られた、水田、ため池、茅場（かやば）や雑木林などの環境がパッチワークのような模様で配置された、変化に富んだ半自然です。ヒトの手が加わった、変化に富んだ半自然であるからこそ、そこに多様な生物たちが棲みつき、生物多様性の高い生態系が誕生しました。

指定したテキスト『さとやま 生物多様性と生態系模様』は、日本社会と日本人の生活の近代化によって衰退の危機にある里山の歴史と価値を様々な角度から描き、再生の道を考え、提言しています。この本を読み、設題に答え、科目修得試験を受けていただくことで、身近な自然の保全の重要性と自然との共生の方法を考えていただきます。

I. 学習指導

（はじめに）

現代の自然には、ヒトの影響がわずかな原生的自然だけでなく、人の手が加わった、あるいはヒトの活動の影響が色濃く及んでいる「半自然」または「人為的自然」の2種類が存在します。前者を一次的自然、後者を二次的自然と呼びます。一次的自然は非常に希少であるため、それ自体、保全する価値の高いものですが、1970年代以降、後者の二次的自

然にも、原生的自然とは大きく異なった生態系が成立しており、生物の多様性が高い場所も多いことが知られるようになってきました。

後者の代表が、「里山」です。ヒトが、水田、畑地、ため池、^{かやば}茅場、雑木林などの環境を作り上げ、節度ある利用と管理を行ってきたことで、多少の攪乱に抵抗性のある多くの生物たちの棲み場所となった場所です。日本型の「里山」は、稲作が行われている東アジアや東南アジアに広く分布していますが、ヒトが手を加えることで生物多様性の高い環境を作り上げた「半自然」的環境は、稲作地帯に限らず世界中にあることが、近年、わかってきました。そこで、現代人にとって、原生的自然だけでなく、二次的な自然環境の保全も、自然との共生と生物多様性の保全にとって重要であることが世界的にも認められるようになってきました。

そのきっかけとなったのが、日本の「里山」の存在と、その自然、生物、成立過程、歴史、保全に関する日本人の研究です。この研究の代表的存在とも言える鷺谷いずみ氏の著書『さとやま 生物多様性と生態系模様』をテキストにして学習していただき、身近な自然の保全の重要性と自然との共生の方法を考えていただきます。

(学習の要点)

- (1)まずはテキストをしっかりと読み、その内容を理解し、要点とキーワードをしっかりと覚えてください。
- (2)概念的、抽象的な内容だけでなく、その具体例についてもしっかりと理解しておいてください。
- (3)テキストは、中学生・高校生を対象にして書かれたものですから、この本の内容も表現も平易なものであり、生物学や環境学に関する専門用語などはほとんど出てきません。ただし、もし、わからない言葉や生物があれば、辞書や参考書やネットや図鑑などで調べておいてください。
- (4)「里山」「氾濫原」「攪乱」「生態系模様」「生物多様性」「生態系サービス」「エコロジカル・フットプリント」「自然再生」が、主要なキーワードです。これらの言葉の意味を、しっかりと理解してください。
- (5)上記(4)の8つのキーワードに関わる具体例（具体的な生物や事例）を少なくとも1つ、理解して覚えておくと、科目修得試験の対策となります。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキストの内容を参考としながら、以下の4題の全てに答えてください。それぞれの設題を1つの章として、「(1)里山とは何か、(2)里山の生物多様性の具体例、(3)現代の生物多様性の危機、(4)里山の再生の具体例」のように4つの章題を立てて、レポートをまとめてください。

- (1)里山とは何か、その成立過程と歴史を含めて800字程度でまとめてください。
- (2)里山の生物多様性の具体例を800字程度でまとめてください。

- (3)現代の生物多様性の危機について800字程度でまとめてください。
(4)里山の再生の具体例を800字程度でまとめてください。
(横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度)

2. 設題の解説

4つの設題は、それぞれ、指定したテキストの第1章、第2章、第3章、第4章の内容に相当するものです。各章の要点を、具体例にも言及しながら、的確に抽出して、適切にまとめてください。テキストの内容に沿って解答していただいても結構ですが、テキスト以外の参考文献を調べ、独自に調べていただいた内容や具体例などを基にして答えていただいても結構です。後者の場合、設題の意図をしっかりと把握した上で、解答を記してください。

引用・参考文献は、本文の中でも必ず記してください。レポート末尾にも、必ず、引用・参考文献の必要な情報を記してください。レポート末尾での引用・参考文献の書き方は、以下のようにしてください。

・一冊の本の場合

岩崎敬二 1999『貝のパラダイス：磯の貝たちの行動と生態』東海大学出版会

・一冊の本の中の1つの章の場合

岩崎敬二 2000 原生的自然との共生 奈良大学文学部世界遺産を考える会編
『世界遺産学を学ぶ人のために』 世界思想社 230-242頁

・雑誌の中の論文や文章の場合

岩崎敬二 2018 外来海洋生物の侵入と在来生物・生態系への影響. 環境技術,
47:260-264.

・インターネット上のホームページの場合

「レポート・論文のまとめ方」

<http://www1.joshi.ac.jp/library/jyouhoukensaku/report.htm> (参照日:2021年12月10日)

環境論Ⅳ

科目担当者： 岡 橋 秀 典
テキスト： 『林業がつくる日本の森林』
藤森隆郎 著（築地書館）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 教養科目
配 当 年 次： 2～4
科目ナンバリング： A1T205

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしてしました。調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

森林から見た人間生活と環境との関わり

到達目標

日本における人間生活と森林環境との関わりを林業や森づくりを中心に理解する

事前・事後学習

日頃から、日常生活と森林（山）の関わりを意識し、新聞などにより、両者の関わりの特徴的な事例などを調べておく。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストの内容を理解し、的確にまとめられているかを評価する。テキスト以外の関連の資料などを補足的に活用することが望ましい。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

基本的には、テキストと『サブテキスト』を精読し内容を理解すること。

授業概要

古くから人々は、身のまわりの自然と深い関わりをもって暮らしてきた。そのことによって、まわりにある自然は人々の自然環境として機能してきた。このような自然の代表例が森林である。古くから人々は、森林から得られるさまざまな資源に依存して生活してきたのである。山菜、薪炭、木材などの植物をはじめ、クマなどの狩猟対象の動物、さらに飲用・灌漑用の水などである。日本は森林が国土面積の約7割を占める山国であり、古くから森林は身近な存在であった。多くの日本人が上述した恩恵に浴してきた。しかしながら、都市時代の現在、多くの日本人にとって森林ははるかかなたの存在となっている。その一方で、多くの森林が荒廃の危機に瀕しているとされる。我々は森林にどのように立ち向かえばよいのだろうか。多くの日本の森林は人工林であるため、林業のあり方が大変重要である。林業を通じて日本の森林の問題点を把握し、森と山の将来像を展望してみよう。

I. 学習指導

第1部 日本の森林・林業の現状と問題点

「1 何を問題として問うのか」

「2 木材生産量は減り続け、人工林は劣化している」

(学習の要点)

我々が実現すべき「持続可能な循環型社会」にとって、地球環境問題の解決は重大な意味をもつ。陸上の最大の自然資源が森林である日本にとっては、各地域において森林といかに付き合っていくかが肝要である。それゆえ、日本の林業は大きな役割をもっているが、その実態は多くの問題を抱えている。木材生産量の減少だけでなく、人工林自体も放置され劣化しているのである。

「3 山で働く人が減少し様々な問題が起きている」

「4 ビジョンの見えない森林管理が進んでいる」

(学習の要点)

林業不振は山で働く林業労働者の減少をもたらしている。しかも、林業労働者の減少は、数だけでなく質の問題にも及び、適切な技術によらない間伐が行われていることもある。より長期的な森林ビジョンが求められている。

「5 林業力低下の理由」

(学習の要点)

林業力低下の要因は、第一には木材価格の低下や労賃の上昇があげられるが、それらにとどまらない。国際的な木材価格の水準は長年にわたり大きな変化はなく、世界の国々はその国際価格水準で木材の輸出入を行い、国内林業の振興を図ってきたからである。それは日本に固有の問題が存在することを示唆する。林業側の技術力や経営力、木

材産業のマーケティング力や木材流通システム、建築様式の変化、行政の対応、国民の意識など、多岐にわたる要因が考えられる。

「6 林業関係者に必要なこと」

(学習の要点)

森林所有者は、個人、会社などの私有林から、市町村、県の公有林、国有林まで多様であるが、今後は、私有林については林業適地では林業を重視し、国公有林は公益的機能の発揮に重点がおかれるべきである。他方、自然の制約の強い林業を市場経済だけで成り立たせるのは難しいので、環境保全の機能も評価して、補助金で支えていくことも必要である。日本の場合、現在の補助金政策が有効に機能しているか問題のあるところである。

「7 林業の背景となる日本社会の歩み」

「8 林業の歩み」

(学習の要点)

日本の林業の不振には、明治以降の富国強兵を重視した社会の歩みも底流にある。農山村の軽視、市町村合併、地域に根ざした教育の軽視などであった。江戸時代の藩による森林管理は世界的に見て高い水準に達していたが、明治以降になって規制が弱まり伐採が強化され、森林はむしろ荒廃した。しかし、明治の終わりころから造林運動が展開され人工林が拡大したが、第二次世界大戦中と、戦後の復興の過程で伐採が急増し、大規模な伐採は環境破壊さえもたらした。今日、世界的には「持続可能な森林管理」がうたわれ、それに対応した法制度の変更が行われている国もあるが、日本ではまだこれに見合った法律・制度の改革ができていない。

「9 国産材の供給、販売体制が遅れてきた」

(学習の要点)

戦後の日本では植林に力を入れ、人工林を増やしてきた。それらの林は成長を続け、材木として搬出可能な時期に来ている。しかしながら、木を伐採し、搬出し、販売するしくみは整備が遅れてきた。これに対して、ヨーロッパ諸国では、林業クラスターを形成し、産業の競争力を高めている。

「10 木を使うことの意味」

「11 地域における循環と文化の喪失」

「12 国民と森林との距離が遠すぎる」

(学習の要点)

木材の利用促進のためには、消費者が木材の長所をよく理解することが重要である。また、地域の材を使うことは地域における経済循環を強化し、地域のアイデンティティや文化にもプラスの影響を与える。木の文化の再興など、国民と森林との距離をより近くする方策が必要である。

第2部 問題を解決するために必要なことは何か

「1 目標とする社会の姿」

(学習の要点)

日本は温暖で雨が多く、元来森林をはじめ植物の生育に適している。このような豊かな自然を活かした社会を目指すことが重要である。

「2 目標とする森林の姿」

「3 森林についてよく知ること」

「4 目標林型の求め方」

(学習の要点)

日本の森林が抱える問題を解決するには、森林についてよく知ること、特に森林生態系の構造と機能に関する知識が必要である。2章から4章はこのような知識にもとづいて、持続可能な森林管理のあり方を考える。森林づくりには、生産林（経済林、生活林）と環境林のように、大きな目標に応じて森林をタイプ分けする考えが林野行政の基本に採り入れられるべきである。というのは、それぞれの森林のタイプにより、目標とする森林の構造と管理法が異なるからである。森林生態系は木材生産、水資源の保全、生物多様性の保全など多様な機能（サービス）をもつが、どのような機能を優先するかで、求める森林の構造は異なってくる。また若齢から老齢へと遷移する森林の発達段階によっても機能が変化してくる。これらの生態系の特徴を踏まえると、持続可能な森林管理のために目指すべき森林の姿は、「構造の豊かな森林」であるといえる。

「5 合意形成のプロセスと科学的根拠」

(学習の要点)

生産、環境、文化の絡み合う森林・林業に関する合意形成は難しいが、それゆえにこそ科学的根拠にもとづいて行うことが必要である。その際、持続可能な森林管理のためのフレームワークが有用である。

「6 日本の自然、森林との付き合い方」

(学習の要点)

世界の中での日本の森林の特色を知っておくことは、持続可能な森林管理にとって不可欠である。夏の高温多雨は日本を森林の豊かな国にしているが、林業にとっては下刈り、つる切りなどの初期保育に多くのコストを要することになる。これと対照的なのが、夏に少雨の北米西部や欧州で、生育旺盛なササ、シダ、ススキなどがなく、コスト面で有利となる。それゆえ、日本では短い伐期で皆伐するのではなく、長い伐期で間伐をしながら収穫していく方法が、保育への投入コストを減らすので有利であることになる。

「7 森林を扱う技術者と経営者」

「8 自伐林家と集約化」

(学習の要点)

日本では、欧米に存在するような公の林業技術者、フォレスターが存在しない。また現場の作業技術者を養成する職業訓練教育もなされていない。これは、日本が近代化を急ぐあまり農山村政策を犠牲にしてきたこと、農山村で働く人に対する敬意のようなものを日本国民はもちえていないこととも関係する。日本にも優れた林業技術をもつ民間の林業経営者、林家は多くいるが、そういう人たちの存在は例外的で点的な存在であり、それを広げていく政策が不十分である。そこで森林組合の中には、個々の所有者に代わって、数多くの所有者の森林を集約化して森林管理を進めている事例もある。

「9 林業と木材産業の関係」

「10 木を扱う技術者の育成」

(学習の要点)

林業の状況を改善するには、木材産業側、さらに木材の消費者との関係を強めなければならない。農業が、卸売市場、小売量販店、加工企業などとの結びつきを強めているのと同様である。それゆえ、木材の流通システムの改善が必要であるが、単に大規模な流通だけではなく、地域の製材工場や工務店との関係をもつ地域の小規模流通にも配慮する必要がある。そのためには伝統的な木造住宅と大工職人が再評価されることが求められる。

第3部 新たな森林管理のために必要なこと

「1 森林管理のリーダーであるフォレスターの必要性」

「2 今の制度では技術の専門家は育たない」

「3 研究機関と行政の関係の改善」

「4 『根拠』を問うこと」

(学習の要点)

日本の森林と林業の問題を解決するには、目標とする社会の姿を描き、そのための目標とする森林の姿を地域に応じて描き、その実践のための技術者を養い合理的な管理、経営に努めることが必要とされる。そのためには、多くの林業関係者の中核となる林業技術者が必要である。ヨーロッパの林業国では、これに該当するものとしてレベルの高い森林官（フォレスター）が存在する。ドイツのフォレスターは高いレベルの知識の習得と現場実習・実務を経て、国家試験に合格して認定される。フォレスターは林業に関する作業と経営・管理技術を現場中心に学ぶ。かれらは連邦政府や州政府などの森林管理において重要な役割を果たしている。フォレスターは若者にとって人気のある職業であることにも注意する必要がある。残念ながら日本にはこのフォレスターに近い存在はなく、また今の制度ではこのような技術の専門家を育てられない。ドイツでは、フォレスターの存在は大学の研究や教育にとっても役立っている。

「5 ボトムアップの法律・制度・政策が必要」

「6 ボトムアップのための地域から国へのシステム」

(学習の要点)

ドイツの森林計画は、現場、地域からのボトムアップである。このボトムアップを可能にしているのは、地域に根を下ろした力のあるフォレスターが、林業関係者と市民の声を反映させて森林計画を作っているからである。他方、日本では実質的にはトップダウンの政策になっている。法的にも日本ではボトムアップの体制になっていない。日本では、流域単位でボトムアップのシステムを構築し、そこにフォレスター的な職員を配置することが提唱されている。

「7 森林所有者と市民との関係」

「8 国際的視野に立つこと」

(学習の要点)

ドイツでは、森林は個々の所有者のものであるとしても、公益性の高いものであり、市民、国民のものであるという認識が高い。それゆえ、一般市民が散歩したりハイキングしたりすることを妨げない。これに対して、日本では国公有林でも私有林でも一般市民の立ち入りは禁じられている。このような違いが、国民の国産材利用率の大きな違い（ドイツの100%と日本の30%）を生んでいるのかもしれない。

第4部 豊かな日本の農山村と社会を目指して

「1 地球環境保全と森林との付き合い方」

(学習の要点)

地球環境保全のためには、それぞれの地域で、それぞれの自然生態系に沿った循環型社会を築いていくことが大事である。森林生態系の多面的サービスを適切に持続的に追求すれば、地球温暖化防止を最も低コストで行うことができるだろう。

「2 持続可能な社会のために農山村に必要なこと」

(学習の要点)

グローバルな市場経済の中で、農山村と地域の循環型社会を築くには、地域の自治力を高めていくことが重要である。

「3 技術者が誇りを持てる社会」

(学習の要点)

林業技術は、頭と体を同時に使う非常に高度な技術であり、持続可能な循環型社会を支えるべき大事な技術である。日本ではこのような林業技術者を育成する教育はきわめて不十分であるが、日本の森林を活かしていけるか否かは、林業技術者を育てられるか、かれらが誇りをもって働けるかにかかっている。

「4 日本の森林と社会への決意」

(学習の要点)

日本は近代化の過程で、先進国に追いつくために工業的技術や都市的文明に偏り、自然を相手とする農林業を軽視してきた。欧米諸国で農山村がしっかりとしたアイデン

ティティを維持していることをみると、日本ももっとバランスのとれた社会となるべきである。

Ⅱ. レポート設題

「日本の森林・林業の現状と問題点」についてまとめてください。

* これは、教科書の第1部にあたります。身近な事例や教科書以外の事例なども盛り込んでいただければと思います。

(横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度)

情報基礎・倫理

科目担当者： 吉 田 光 次

テキスト： 『インターネットの光と影 Ver. 6』

情報教育学研究会（I E C）・情報倫理教育研究グループ 編
（北大路書房）

単 位 数： 2単位

科 目 区 分： 教養科目

配 当 年 次： 1～4

科目ナンバリング： A1T107

テーマ

情報社会で生きるために！

到達目標

功罪両面をもつインターネットを、節度をもって利用する知識と倫理観を身につける。

事前・事後学習

インターネットの進歩は著しい。犯罪やトラブルのパターンも変化する。

マスメディアで扱われるインターネットに絡む事件や情報には、注意を払うことが望まれる。

評価方法・基準（レポート）

具体的な事例を含む、実社会で活用が可能な理解を求める。

レポート設題の3つのテーマ全てにバランスよく答えること。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキスト全般にわたる幅広い理解を求める。

設題の意図に沿った具体的記述から、実践的な理解度を判断する。

履修上の注意事項等

PC、インターネットを多少なりとも利用する学生の受講が望ましい。

授業概要

インターネット利用者は年々増加し、日本国内においては老若男女を問わず気軽に利用することが可能になっています。飛行機や列車のチケットを予約したり、オンラインショッピングサイトで買い物したり、ホームページを開設して情報発信したり、我々の生活を文化的により豊かにしています。さらに、LINE やツイッターなどの SNS の普及は、スマートフォンによる情報の受発信を可能にし、PC を使えない人のコミュニケーションの世界を広げています。

一方で、インターネット上で個人情報的大量に流出したり、SNS でトラブルに遭ったり、コンピューターウイルスに感染し PC のデータを喪失したりすることなど、インターネットを利用するリスク（危険性）にも目を向ける必要があります。PC やインターネットの初心者がそのような危険を免れるためには、最低限の知識を身につけ、最低限のコストはかけなければいけません。

また、十分な知識や技術を持っていながら、知的財産権の侵害や匿名掲示板での誹謗・中傷を行う人がいるのも事実であり、モラルの向上と啓蒙活動も欠かせません。

もちろん法律の整備や技術開発によって、インターネット利用者への脅威を取り除く努力も行われていますが、利用者個人の責任は依然として大きいものです。我々は自分自身を守るためと同時に、他者の権利と安全を守るためにも最低限の規範意識と技術を身につける必要があるのです。

I. 学習指導

(はじめに)

情報化という言葉は、コンピューターが登場し会社のオフィスで端末機による電算処理が行われたころから、使用されてきました。しかし、その後も家庭ではパソコンを使い通信をする人はわずかな割合に過ぎず、個人のレベルで情報化を実感することはあまりありませんでした。銀行での ATM の利用が代表的なものでした。

しかし、1993年にそれまで学術研究などの特殊な用途にのみ利用されていたインターネットが、商用に利用されるようになり、事態は大きく変わりました。学術研究などで、主として電子メールや遠隔地の高速コンピューターの利用、データ転送に利用されていたインターネットが、ありとあらゆる目的で利用されるようになったのです。WWW (World Wide Web) は学術研究の成果を世界中の研究者間で共有するために作られたものですが、現在では、検索、広告、自己主張、申し込み受付など、用途はどんどん広がっています。その用途の無制限な拡張は、利用者の爆発的な増加を生みました。広告として利用されるのは、TV、新聞を見る人と同じかそれ以上の人が WWW を見ていると思われているからです。今では、WWW はホームページと呼ばれたり、時には、インターネットと呼ばれたりします。インターネット = WWW と誤解されるほど、WWW (ホームページ) の利用は日常的になっていると言えるでしょう。

さらにスマートフォンの普及は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）という新たなコミュニケーションの場を作り出し、Twitter、Facebook、LINE、Instagramなどが活発に使われるようになりました。これらのサービスもインターネットを利用しているものの、開かれた情報発信の場であったWWWと異なり、知人同士の閉じた空間での会話を楽しむ手段として浸透しています。

しかし、便利な技術は一方で弊害を生み出すものです。個人情報の流出、フィッシングなどによる詐欺行為、コンピューターウイルスによる被害、違法コピーによる知的財産権の侵害、不用意な発言を端緒とするネット上でのバッシング（いわゆる炎上）など、枚挙に暇はありません。法律やコンピューターとインターネットの仕組みに関する知識が不足しているため、初心者が被害にあったり、逆に迷惑をかけたりすることになります。また、インターネットを通じた人と人とのコミュニケーションは、お互い顔を見ながらの会話とは異なりマナーを欠きがちで、挙句に誹謗・中傷や脅迫、ネットストーカーのような問題に発展してしまふことがあります。

このようなインターネットに関するトラブルを耳にすると、インターネットというのは、恐ろしい信頼できないものだ、と思われるかもしれません。確かに、よく知らない業者が運営するホームページでショッピングをしたり、怪しげなホームページの内容を信じたりして、失敗することがあるかもしれません。しかし、新聞・雑誌やTVなどの既存のマスメディアにも怪しげで信憑性の低い情報は見られます。インターネットであれ、マスメディアであれ、情報の絶対的な信頼性はないのです。インターネットから得られる情報に向けられる警戒心や信憑性を見極めるための判断は、既存のマスメディアにも向けられるべきものであることを認識する良い機会です。

我々は、マスメディア同様、インターネットの情報に対しても背を向けるのではなく、知恵を出し合って便利に使いこなす努力をすることを目指すべきです。実際、社会生活を営む上で、インターネットでの情報取得の割合が益々増えており、インターネットを利用する人としらない人との間での得られる情報量の差は広がる一方です（情報格差）。

この科目「情報基礎・倫理」では、インターネット社会で利用者が知っているべき知識を身につけ、インターネット社会での秩序を保つため、一人一人がそれを実践することができるようにしたいと考えます。もちろん、技術は日々進歩していますから、今後、より気軽にインターネットを利用できる日が来るかもしれませんが、あくまで人間と人間とのコミュニケーションが中心になっている限り、守られるべき倫理は存在します。法律と技術の助けを借りながらも、倫理（マナー）を守ることによってインターネット社会の秩序を維持することが、自由さや便利さを享受しながら安心してインターネットを利用する唯一の方法であるといえるでしょう。

（学習の要点）

序章 インターネットと情報社会

インターネットの普及は、社会を大きく変えました。PCが普及し始めた頃にも情報化社会という言葉が聞かれましたが、インターネットのもたらした情報化社会はさらに進化した形態になっています。我々は非常に容易に様々な情報に接することがで

きるようになりました。同時に、我々自身の手で情報を発信することができるようになりました。テレビや新聞と異なり、ウェブサイトでの情報発信には政府の許可や認可は必要ないからです。さらに、SNSの登場は、それに拍車をかけることになりました。それゆえ、数多くのウェブサイトが存在し、第三者のチェックや批判が及ばないサイトも沢山あります。そのため、ウェブサイトに掲載されている情報には、新聞やテレビほどの信憑性はありません。ましてや匿名での電子掲示板の内容やSNSの情報の信憑性は非常に低いと言わざるを得ません。新聞とテレビの情報が絶対に正しいということではありません。新聞とテレビにも間違いや恣意的な表現がありますが、多くの人目に触れるものなので、真偽のチェックや批判にあう機会が多く、比較的情報の信憑性が高く維持されるに過ぎません。インターネットで発信される情報を利用するには、その信憑性を判断する能力もあわせて求められるのです。

IoT (Internet of Things) や AI (人工知能) は、私たちのまわりのサービスにイノベーション (技術革新) をもたらすと言われていています。一方で従来の雇用形態の変化や職業の喪失により不利益を受ける人もいます。IoT を悪用したサイバー攻撃も発生しています。

生活を便利にする「光」だけでなく、社会への悪影響やそれを悪用した犯罪が発生するのは、どのような文明の利器が登場した場合にも必ず起ることです。そのような「影」の部分を最小限に抑えるために人間は新たな知恵を身につけ、ルールを作らなければなりません。情報社会の本格的な到来とともに我々が直面する問題を理解しましょう。

第1章 インターネットと個人情報

近年、新聞、テレビを始めとした報道で個人情報の流出事件が伝えられ、一般の消費者・利用者が不正な利用によって心理的・経済的に不利益を蒙ることが懸念されています。個人情報保護法が制定され、個人情報を管理する民間業者に法的責任が課されることになり、個人情報が公然と売買されることはなくなりましたが、違法なルートで個人情報が流出するケースは絶えません。また、公的機関などに対する情報公開の圧力は増しており、個人情報の扱いは難しい問題を含んでいます。個人情報保護法に関しても、より柔軟な運用を求める意見もあります。

個人情報の取扱いが今後も社会的に重要な課題であることは変わりありません。特に、インターネット社会では、誰でもがアクセスできる空間で個人情報が漏洩するため、一旦流出した情報は、世界中に知れ渡ることを覚悟せねばならず、より知識を身につけて慎重に振舞わねばならないことを認識しなければなりません。

個人情報の分類を通して、社会生活を営む上で流出を防ぐことができない基本的事項と、そうでないものがあることを知りましょう。大量に流出した情報は、主として、業者が経済活動のために利用します。大量の個人情報には経済的価値があり、そのような個人情報を管理する団体は、それが外部から狙われていることを自覚する必要があります。いくつかの個人情報流出事例から、あなた自身とも無縁でないことを知りましょう。(終章にも個人情報流出事例が紹介されているので参考にしましょう。)

新聞に載るような大規模な個人情報漏洩事件とは別に、個人のホームページやブログ、掲示板、SNSで、一個人の情報が洩れることがあります。それは、氏名・住所・電話番号のような個人情報のみでなく、日記に書くような詳細な行動、外部に漏らすことのないような写真など、プライバシーと呼ぶべきものが漏れることが重大な問題です。多くの場合、自分自身で掲載し流出させてしまいます。そのようなケースでは、経済的な活動ではなく、誹謗・中傷などがおこり、被害者は精神的なダメージを受けます。マスコミの注目を浴びることはありませんが、当事者の被害は深刻なものです。今では誰でもがブログを容易に開設することができ、一部のホームページを開設できる特殊な人の問題ではなくなりました。また、SNSが仲間内のやりとりであることに油断して、プライバシーを晒してしまうこともあります。実際には、それは誤解であり、外部にも公開される可能性が高いのです。SNSの公開範囲は、注意を要する問題です。

スマートフォンでは、カメラとSNSの機能が組み合わされることにより、個人のプライベートな写真を公開することが容易になりました。自分自身のものならばよいのですが、他人の写真を掲載するには、その人の許諾が必要です。無断で公開した場合、いわゆる肖像権を侵害することになります。被写体が有名人の場合は、広告など経済価値のあるものも侵害することになり、パブリシティ権の侵害になります。SNSによって、個人情報・プライバシーを侵害する側になってしまう可能性が生じていることを意識しましょう。

第2章 インターネットと知的財産権

知的財産権とは、知的な創作物に対する正当な報酬を、製作者に支払うための仕組みであるといえるでしょう。原材料のように形のある物質ではその対価は分かりやすいですが（原材料費）、アイデアや芸術性にいくら払うべきかについては自明ではありません。そのため、著作権を始めとする知的財産権は文化的に未成熟な社会では軽視されてしまいがちです。しかし、社会の発展のためには斬新なアイデアや発明には十分な報酬を与えること、また、豊かで文化的な生活を享受するために芸術活動を経済的に保護することが不可欠です。

成熟した先進国では、そのような認識は全体としては浸透しており、違法コピー製品の音楽CDや映画のDVD・BDの被害は多くないものの、インターネットを通じた違法コピーの流布は非常に大規模になっています。また、途上国では堂々と違法コピー製品が市場で売られていることがあります。インターネットの普及と同時に、音楽や映画がデジタル化されたことによって、コピー製品が本物と質的に変わらない（劣化しない）ことも違法コピーの氾濫の要因になっていることも押さえておくべきポイントです。アナログ製品はコピーをした場合、必ず本物より画質・音質が悪くなり、コピーからコピーを作ることも実質的にできないので、被害の規模は比較的小さかったのです。デジタル化によって無限にコピーが可能になったソフト（CD/DVD/BD）がインターネットを通じてばら撒かれているのです。

まずは知的財産権にはどのようなものがあり、どのような侵害事例があるかを知って下さい。特に、今や誰でもがホームページやブログを開設でき、安易に画像を使用

し知的財産権の侵害をしてしまうことが懸念されます。実際、他人のホームページを観察していると明らかに知的財産権の侵害をしているものを発見することが多くあります。決して悪意はなく、知的財産権を侵害しているという意識はないと見受けられますが、侵害行為にかわりはありません。皆さんは、そのような場合に、迂闊に他人の権利を侵害する側になってしまわないよう、注意を払う必要があります。自分がウェブサイト運営する立場になったときに間違いを犯さないよう具体的な例を覚えてください。

第3章 インターネットと生活

日常生活の様々な場面でインターネットを活用し、利便性を享受することができます。ブロードバンドとスマートフォンの普及があらゆる種類のサービスを可能にしつつあります。政治・福祉・医療のような生活の中で比重の大きな領域や、電子図書館・電子美術館のような文化的な利用、そして、チケット予約やIP電話、電子書籍、インターネット放送のような商業利用まで、その可能性はさらに広がっています。

それらの利用には、個人情報漏洩問題を始め、不安を感じる人がいることも事実です。配慮すべき問題を技術的にクリアするにはまだ時間がかかるかもしれません。過大な期待をせず、安全性と両立する形で利用していくべきなのです。テキストで紹介されているものはごく一部であり、現在ではより進化したサービスを受けることができるでしょうから、新しい情報にも目を向けてみましょう。

第4章 インターネットとビジネス

ビジネスにおけるインターネットの利用は、3章の生活での利用に分類すべきものもあります。オンラインショッピングやネットバンキングを顧客として利用する側としては、生活での活用に他なりません。

そのような場合であれ、必ず金銭が絡むのがビジネス利用での特徴でしょう。そのため、金銭トラブルや詐欺の被害に遭うこともあり、リスクを伴うことも理解すべきです。マルチ商法やオンラインショッピング（通信販売）は、インターネット登場以前から存在し、同じトラブルがありました。決して、新しいものではありません。便利なことばかりでなく、トラブルもインターネットに進出してくるということに気づくべきでしょう。

インターネットは、これまでの通信手段である郵便や電話に替わる安価な手段です。ビジネスの社会で、インターネットで済ませられるものは、インターネットに置き換わるのは自然の流れです。産業界では、IoTや人工知能、ビッグデータなどがイノベーションを推し進めることは間違いありません。

第5章 インターネットと教育

教育現場でもインターネットが活用されています。教育教材を電子化し、それを遠隔利用すること、即ちe-Learningが最も進んだ教育におけるインターネット利用です。高等教育や生涯学習では、おおいに力を発揮するものと期待されています。

より初歩的な段階の利用としては、WWWでの検索などの「調べもの」が中心となるでしょう。教育現場で一般のWWWを利用する場合には、配慮が必要です。インターネットでは有害な情報や虚偽の情報が混じっています。未熟な子供に見せるべきでない内容を含むサイトにはアクセスさせない工夫が必要です。ひとつの方法として、フィルタリングという技術を使い、性表現や暴力表現、違法な行為へ導く情報を遮断することが行われています。スマートフォンにもフィルタリングを導入し、子供たちを有害情報から守ることができます。学校・保護者による技術的な保護が必要です。また、インターネットに限らず、すべてのメディアの情報は、安易に鵜呑みにして信じてはいけないことを認識させる必要もあります。このメディアリテラシーは子供に限ったことではなく、大人の場合でも情報の信憑性には常に疑問の目を向け、複数の情報源でチェックする必要性を理解しましょう。

第6章 インターネットとコミュニケーション

インターネットの初期の利用は、電子メールとウェブサイトでの情報発信という単純な情報伝達という形の「コミュニケーション」でした。3章や4章で見たデータベースの利用や機械的な返事が返ってくるシステムとは違い、生身の人間とコミュニケーションをしている実感を伴うものでした。ウェブサイトの中には、電子掲示板という公開の場で言葉のやりとりをするものがあり、また最近ではブログという閲覧者のコメントをつけることが可能な日記形式のウェブサイトが誰にでも簡単に、且つ、安価に作成することができるようになりました。人間同士のコミュニケーションがインターネット利用の多くの部分を占めていることに変わりはありません。

人間同士がコミュニケーションする場面では、日常で見られるのと同じ問題が起り得ます。言葉遣いなどの些細なことから感情のもつれを生み、互いに傷つけあう発言をしてしまうことがあります。インターネットの初期からの利用形態であるだけに、このようなトラブルを回避するために利用者それぞれが守るべきマナーとして「ネチケット」と呼ばれるネットワークにおけるエチケットが定着しています。電子掲示板やブログなどコミュニケーションの特徴と起りうるトラブルを知り、守るべきネチケットを知りましょう。

ネチケットの中には倫理規範に属するものもありますが、技術的な理由によるものもあります。その基本は相手の環境を考えることです。相手のPCやインターネットの使用環境が自分と同じであると考えすることは禁物です。倫理に属するネチケットと異なり、コンピューターやインターネット接続についての若干の知識がなければ、技術的な理由によるネチケットを理解できません。テキストに記述してある技術的な理由は、初心者にとっては難しいかもしれませんが、自分のPC利用環境でできることが誰にでも同様にできることを理解してください。

近年、急成長しているのがSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）です。不特定多数とのコミュニケーションではなく、知り合い同士の閉じた世界でのやりとりになり、気安く意見のやりとりをできることが大きなメリットです。一方で、必ず読まなければならない、返事をしなければならない、という義務感を感じ、疲れてしまうこともあります。1章で述べたようなプライバシーの流出の原因になる公開

範囲に留意して利用する必要もあります。SNSは発展中のメディアで、今後、守るべきマナーが形成されるものと考えられます。

第7章 インターネットと犯罪

インターネットに関わる犯罪には、元々インターネット外で行われたものがインターネットに進出してきたものもあります。ポルノや違法な薬品、或いは、麻薬や拳銃の販売はその例です。マルチ商法もその例と考えてよいかもしれません。これらの犯罪は、誰もが閲覧できるウェブサイトで行われている場合、発見そのものは難しくありませんが、どの国の法律が適用され、どの国が摘発するのかという問題があります。日本語で書かれたウェブサイトがアメリカにあるサーバーコンピュータ上にある場合があるからです。インターネットの無国境性が犯罪の摘発の障害になることがあるのです。

詐欺自体は、インターネット以前からある犯罪ですが、インターネット時代特有の詐欺があります。アダルト系サイトや出会い系サイトにアクセスし、年齢確認のボタンをクリックしただけなのに、「登録されました」と画面に表示され、利用料金を請求される「ワンクリック請求詐欺」「ツークリック請求詐欺」はその一つです。アダルト系サイトへアクセスしたことを家族などに言えず相談せずに解決しようとすることで金銭を払わせる手口です。その他に、フィッシング詐欺、ネットオークション詐欺などがあり、新しい手口にも注意しなければなりません。

インターネット社会独特の犯罪も存在します。不正アクセスによって、サーバーコンピュータから極秘の情報を盗んだり、改ざんしたり、破壊したりする行為があります。不正アクセス禁止法が2000年に施行され、徐々に検挙件数が増えています。この法律の施行前は、サーバーコンピュータに不正な手段を用いてアクセスをしても、破壊などの具体的な被害を与えなければ、違法行為として取り締まることはできませんでした。この法律の施行によって、不正にアクセスした段階で検挙が可能になり、被害が発生する前に事件を未然に防ぐことが可能になったのです。ただし、自分のパスワードを教えて、他人に使わせるなどの行為が、不正アクセスを助長する行為として、法律に触れることになったので、パスワードの管理をずさんにすることは、法的にも許されないことになりました。「なりすまし」にあうのは、パスワード管理をおろそかにし身近な人間にパスワードを知られてしまった場合が多いのです。個人的な被害にとどまらず、ハッキングの踏み台として利用されることもあります。些細なことと軽視せず、管理はしっかりしましょう。

第8章 インターネットとセキュリティ

インターネットの利用者が飛躍的に増加したことにより、犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクも増加しています。対人関係によるトラブルは、6章のネチケットを守って回避することができますが、悪意を持ったハッカーなどがもたらす脅威に対しては、セキュリティ意識をもって対応しなければなりません。最近のインターネット接続の方式は、常時接続という、PCに電源が入っている間は接続されている方式です。つまり、インターネットを利用していない時間（例えばワープロや表計算ソフト

を使用している時間)でも、インターネットには接続されており、外部からの脅威にもさらされているのです。

そのためハードウェア、ソフトウェアを含め、技術的に対処しようという努力がされています。ウイルス対策ソフトや暗号化技術、パーソナルファイアウォール、OSやウェブブラウザレベルでのセキュリティ対策が発達して、外部からの脅威を遮断しようとしています。しかし、悪意のある脅威も進化しており、すべてをソフトウェアなどで遮断することはできません。利用者自身が意識をして実行できることは、出来るようにしておかなければなりません。

利用者自身が注意をしなければならない最も重要なものは、パスワードの管理です。認証には、近年、生体認証(バイオメトリックス)が導入されています。指紋や網膜のパターンなどを登録して、認証に用いれば本人確認の確実性が高くなります。銀行のATMには、指紋認証や指静脈認証を利用したシステムが見られるようになりました。しかし、暗証番号との併用であり、生体認証のみで認証しているわけではありません。生体認証は、利用者が管理のための特別な努力をする必要がなく便利です。しかし、技術面・コスト面で課題があり、単独での全面導入には至っていません。従って、パスワードによる認証が今後も主流であることは変わりないでしょう。利用者自身によるセキュリティ対策の第一歩はパスワード管理であるわけです。パスワード管理上の具体的な注意点は必ず記憶しておいてください。

PC初心者にとって最も身近な脅威はコンピューターウイルスへの感染です。コンピューターウイルスに感染すると、PCが起動しなくなったり、データが失われたり、個人情報が出たりするので、対策が必要です。コンピューターウイルスは誰にでも平等に感染する危険性があります。初心者は特に注意が必要です。パスワード管理同様具体的な注意点は記憶し実行してください。また、最近では、標的型攻撃メールやランサムウェア(ファイルを暗号化し、解除のための身代金を要求する)により、組織が攻撃され、社会や産業に大きなダメージを与えたり、IoTデバイス(インターネットに接続されたカメラやTV、レコーダーなど)を乗っ取り、サイバー攻撃を仕掛けたり、個人のレベルを超えた被害が発生する事態になっています。ウイルスに分類されないものもありますが、被害が大きいくだけに注意を怠ることはできません。

より高度な知識として暗号化技術があります。信頼性のある通信をするために必要な技術であることを理解しましょう。

終章 健全な情報社会をめざして

インターネットの普及とともに本格的な情報社会が到来しました。情報通信技術の進歩こそが、我々に「情報」に対してこれまでと異なる接し方を必要とさせたのです。当初、家にいながらにしていろいろな情報を入手し、電子メールで外国にいる人とも簡単に連絡が取り合えるなど、良い面が目に見えていましたが、普及率が高くなり、様々な人が利用しだすと、トラブルも目立ち始めます。個人情報の流出や知的財産権の侵害、電子掲示板やSNSでの誹謗・中傷などを聞いて、インターネットに否定的なイメージを持つ人が増えています。

しかし、インターネットはまだまだ我々の社会や生活を良い方向に「劇的に」変革する可能性を持っており、現段階で目にするマイナス面を理由に利用をやめてしまったり、サービスの研究を縮小したりしてしまうのは適切ではないと考えます。現段階でのマイナス面はインターネット社会がいくつかの面で未成熟であるから、と考えることができるからです。インターネット利用者の増加は近年のことであるため、短期間では対応策が整備できないこともあります。また、我々自身の努力が足りない部分もあります。啓蒙活動を通じてインターネットにおける常識（または非常識）をもっと知ってもらうことで改善される問題もあるでしょう。我々の属する社会の、インターネットを支える姿勢次第で、将来のインターネットの姿も変わってくるでしょう。

成熟したインターネット社会を実現し、より安心して利用するために確立すべき3つの柱が、技術、規制（法律）、倫理です。3つの力を総合的に合わせてインターネットの発展を支えるという考え方です。例えば、技術の力だけで安全性などを確保することもできるのではないかと考えることもできます。非常に厳格な法律を作って規制をし、違反者を厳重に取り締まることで、安全を確保するという選択肢もあるかもしれません。そういった極端な策は、利便性を損なったり、利用料金に跳ね返ってきて、経済的な理由で利用できない人が増えたり、あるいは、言論・表現の自由が脅かされると危惧されたり、別のマイナス面を生み、インターネットの良さを損なってしまうかねません。

現実的にその3つが揃わなければ、秩序維持は難しいという面はもちろんあるものの、3つの柱で支えるほうが社会にとって健全であることも理解できるでしょう。技術や法律は専門家に負うところもあるものの、一般利用者も、操作・遵守するための知識を持つ必要があります。インターネット独特の倫理について知らねばなりません。まず、あなた自身がそれらを具現したインターネット社会人になることが、この科目の目的であったことをもう一度思い出しましょう。

(参考文献)

テキストに随時参考 URL と巻末に参考文献が記載してある。

ほかに、コンピューター初心者向けの図書として、以下のものを挙げる。

「インターネット」村井純 岩波新書

「インターネットⅡ」村井純 岩波新書

「インターネット新世代」村井純 岩波新書

『大人のための「情報」教科書』坂村健 数研出版

「IoT とは何か技術革新から社会革新へ」坂村健 角川新書

「教養のコンピュータサイエンス情報科学入門」小舘香椎子 上川井良太郎 中村克彦 丸善

「個人情報保護法の知識」岡村久道 日本経済新聞出版社

『楽しく学べる「知財」入門』稲穂健市 講談社現代新書

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

以下の①②③すべてに答えること。

- ① インターネットを経由して、一般の消費者・利用者の個人情報が出し利用されるケースを挙げて解説せよ。特に、利用者個人が注意をすれば未然に防止できるポイントについて明確に記せ。
- ② 個人でウェブサイトを開設したり、SNSに投稿したりする際には、知的財産権を侵害しないよう十分な注意が必要である。よく見られる知的財産権の侵害の実例について記せ。
- ③ 家庭でPCを利用している場合に注意しなければならない、インターネットを通じて外部からもたらされる脅威について述べよ。特に、利用者個人での対処法がある場合には、それも記せ。

(①②③あわせて3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

- ①②③の字数に極端な偏りが無いよう、バランスよく書くこと。
- ①について 自分自身がインターネットを利用し、何らかの関わり合いがあるケースがあれば、それについて詳しく書くこと。
- ②について 実際にさまざまなウェブサイト（特に個人で開設しているもの）を閲覧し、自分の目で確かめてみるのが好ましい。
- ③について 対処法は実践することが大事であるから、自分自身を鑑み、あるいはPCを利用している知人などをよく観察して見ることを勧める。

法学概論

科目担当者： 竹 中 浩
テキスト： 『現代法学入門』
伊藤正己・加藤一郎 編（有斐閣）
単位数： 2単位
科目区分： 教養科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： A1T206

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

法学とはどのような学問か。

到達目標

法学の目的と基本的な方法の理解。

事前・事後学習

日頃から法を取り巻く現状に目を向け、よく観察し、思考すること。

評価方法・基準（レポート）

レポートの設題に対し、テキストに述べられていることを整理し、的確にまとめているかどうか、総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

I. 学習指導

(はじめに)

リーガルマインドと呼ばれるように、法律を理解するには、特殊な思考パターンが要求される。しかし、それを会得するのは容易でない。ここでは、テキスト第3章「法の体系」の§1から§5に絞ることにする。説明不要と思われる箇所は省略する。

他の箇所に関心のある方もおられると思うが、それでも、最初は「法の体系」から読むことをお勧めする。

(学習の要点)

§1 法の分類

1 公法と私法

例えば、公法の代表格である刑法は、国家と国民の関係である（処罰するのは国家である）。それに対し、借金は国民と国民の関係である。しかし、実は、話はそれほど単純ではない。例えば、お金を貸したのに返してもらえない場合には、最終的には裁判所に訴え、国家権力の力を借りることになる。そうすると、私法も結局は公法ということになる。

事実そう主張する学説もある。しかし、法治国家である以上、背後に国家が控えているのは当然なので、やはり公法と私法という区別は有益である。

このことを念頭におきながらテキストを読んでほしい。完全に理解しようとする必要はない。分かる範囲内で十分である。分からないのが当然と思うくらいの気持ちで読んでほしい。ただし、精読することは心がけていただきたい。

2 実定法の体系

まず、実体法と実定法とを混同しないように注意してもらいたい。次に、実体法と訴訟法の区別を理解していただきたい。受講者の方は、訴訟法よりも実体法に親しみがあると思われる。訴訟法は、要するに、裁判所での手続を規定した法律なので、受講者の皆さんには馴染みがないように思われる。

ただ現実には、この訴訟法が重要な役割を果たしているので、注意していただきたい。例えば刑法第199条の「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」というのが実体法である。このような法律は受講者の皆さんにも簡単に理解してもらえと思う。

これに対して、誰が誰を殺したのかを捜査したり、証拠を集めたりした上で、裁判所で有罪無罪を争うなどの手続を規定するのが手続法である。逮捕されるとなると人生の一大事であるから、訴訟法は、非常に重要な法律である。

§2 国家と法

1 国家と憲法

ここではまず権力分立を常に念頭におくようにしていただきたい。このことは一見当然のように思われるかもしれないが、現実には、これほど重要なものはない。

2 日本国憲法の基本原理

ここは馴染みのある概念が多いと思われる。一読すればすぐ分かると思う。確認のためと思って精読していただきたい。

§ 3 犯罪と法

1 犯罪と刑法～3 犯罪の成立要件

ここは難解である。最初にこのサブテキストをよく理解していただきたい。

刑法を学習する際、十分意識してほしいのは、刑法は最も厳しい法律であるということである。国家は、刑法によれば、国民の生命さえも合法的に奪うことができる。そして、国民は、一度刑法によって処罰されれば非常に大きな痛手を受けることになる。したがって、刑法の発動については、慎重にならざるを得ない。「刑法は最終手段である」との法格言はこのことを意味している。

学習に際しては、この法格言を念頭におきつつ進めていただきたい。最も難解な犯罪論の概念である、構成要件、違法性、責任について若干説明しておく。構成要件は、時に条文と同一視されるが、それは誤りである。簡単に言うと、例えば刑法199条の「人を殺した者は」が構成要件である。当然のことながら、犬を殺しても、刑法199条の構成要件に当てはまらない。これを「構成要件に該当しない」と表現する。しかし、ここでいう「人」とは一体何なのか。死んだ人を殺すことはできないから、刑法上、死んだ人は「人」ではない。では、脳死はどうか。脳死を死と認めれば、脳死者の体内から心臓などの臓器を摘出することは、殺人罪や傷害罪の構成要件に該当しない。しかし、脳死を死と認めなければ、臓器摘出は殺人罪や傷害罪の構成要件に該当することになる。このように、構成要件該当性は、実は、非常に難しい問題である。

違法性も同じである。単純に言えば、違法なことは悪いことである。しかし、何が悪いかは難しい問題である。安楽死は悪いことなのか。尊厳死は悪いことなのか。

責任はよく責任能力という問題で論じられる。例えば心神喪失者については、責任能力が欠けているという理由で無罪判決が出され、世間を騒がせることがある。

池田小学校事件の宅間元死刑囚は、人格障害はあるが責任能力有りということで死刑となった。凶悪犯罪や、常識では理解し難い犯罪が行われると、この責任能力がよく問題となる。

4 刑事手続

ここでは、どうすれば公平な裁判を行うことができるかという問題の説明に多大な配慮がなされている。このことを念頭におきつつテキストを読んでもらいたい。

§ 4 § 5

ここは比較的分かり易い。テキストを精読すれば理解していただけると思う。

(参考文献)

各法律についての専門書を理解することは必ずしも容易でない。そこで、大学の図書館にも所蔵されており、比較的廉価な法律雑誌を読むことをお勧めする。

1. 法律のひろば

初学者を対象にした雑誌で、比較的薄いものであり、読みやすい。一度図書館で手にとってほしい。

2. ジュリスト

法律家の間では最もポピュラーな雑誌である。但し、全くの初学者には難しいと思われる。

II. レポート設題

1. 設題

犯罪と法について論ぜよ。(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

刑法は難解な法律であるが、昨今の常識では考えられない事件の多さに鑑み、あえてとりあげた。難しいので、理解できたことを整理するだけで十分である。

健康論

科目担当者： 島 本 太香子

テキスト： 『テキスト 健康科学 改訂第2版』

監修：竹内康浩、田中豊穂 編集：佐藤祐造、柴田英治（南江堂）

単位数： 2単位

科目区分： 教養科目

配当年次： 1～4

科目ナンバリング： AIT108

テーマ

現代社会における健康について科学的に理解する。

到達目標

- 1 健康な心身を保つしくみを、生理学的に理解し、生涯を通じて自らの健康を把握・管理・改善する力を養う。
- 2 健康を守り・支えるための社会的基盤としくみについて学び、それらを将来の自らの健康管理のために有効に活用する力を養う。
- 3 様々な健康情報が氾濫する中で、科学的根拠に基づく情報を適切に把握し、正しく判断、行動する力を身につけることを目指す。

事前・事後学習

日頃から健康や医療に関わる情報に注意を払い、科学的な視点からそれらを検証する意識を持つとともに、科学技術の進歩とともに生まれている倫理的な課題についても関心を持つ。

評価方法・基準（レポート）

レポートの課題である「生活習慣病の原因とその予防法」について、生活習慣病の概念、社会的背景、科学的根拠などを整理し、的確にまとめ、考察されているか、総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

それぞれの課題について、テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

特になし。

授業概要

近年、我々を取り巻く環境は著しく変化している。また、高齢化社会となった現代では、主要な健康課題は、がん・高血圧・糖尿病といった、いわゆる生活習慣病である。我々の生活の中に健康を損なっていく要因があれば生活習慣を見直し、各人が健康に関する知識を習得して、健康の保持と増進のために適切に生かしていかなければならない。そのためには、健康を科学的に理解し、考察することは不可欠である。

本科目は、担当者が、医師として臨床現場に携った経験を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報から健康を多角的にとらえることを目標に学習指導する。

I. 学習指導

(はじめに)

本科目の学習対象は、テキストの第1章から第3章までとし、以下に第1章から第3章の内容について整理していく。テキストは、分かり易く記述されており、写真や図表も多く挿入されているので十分に参照して欲しい。

なお、テキストの第4章から第6章は、本科目の学習対象外であるが、流れを掴むために目を通しておくことが望ましい。

(学習の要点)

第1章 現代の健康問題概観

1 統計からみた現代の健康問題

疾病の罹患状況を示す代表的な健康指標である罹患率、有病率や死亡状況に関する代表的な健康指標である死亡率等に沿ってわが国の健康状態について概説する。

2 健康問題の発生要因

科学技術の進歩や市民の価値観の変容等、多岐にわたる健康問題の発生要因について解説する。さらに広域化・グローバル化した健康問題における国際保健の役割について言及する。

3 疾病予防と健康の増進

高齢化の進展により、以前は成人病と呼ばれていた生活習慣病の診療費はさらに増大すると予想される。増え続ける国民医療費の増加を抑制するためには、生活習慣病の予防と管理を強力に推進することが求められる。わが国の健康づくり対策の沿革を学び、健康づくりの今後の課題について言及する。

第2章 人の心身と健康を知る

A 身体と健康

1 身体の構造と機能

人の健康を知るうえで重要な各臓器や系統について、循環器系、腎・尿路系、消化器系、呼吸器系、神経系、内分泌系、免疫系に分けて概説する。

2 健康診断の意義

健康診断や人間ドックで実施されている検査項目の意義とそこから判明する疾患について解説する。

B 心と健康

1 心の健康・不健康とは

公衆衛生的視点から、「疫学的3要因」と「疾病対策の5段階」の考え方を採用して、心の健康・不健康と社会・環境との関係について解説する。

2 心の不健康

心の不健康について、ストレス関連障害、摂食障害、発達障害、うつ病、統合失調症等各論的に述べる。

3 薬物依存

大きな社会問題となっている、覚せい剤を中心とした薬物依存症について解説する。

C 遺伝と健康

1 遺伝のしくみ

生活習慣病の予防には、自身の遺伝的体質を理解したうえで、それに適した食事・運動・環境の整備を行うことが重要である。ここでは遺伝の仕組みについて解説する。

2 遺伝性疾患に対する理解

遺伝性疾患について具体的に解説する。

3 遺伝的素因と疾患

自身の遺伝的素因を知って健康を守るということも現実味を増してきている。遺伝的素因と疾患の関係について言及する。

4 ゲノム研究の潮流

今後急速に解明されると期待される個人の遺伝情報に基づいた健康づくりの可能性について解説する。

D 適応と健康

1 はじめに

自分を取りまくさまざまな環境変化に適応することが、健康維持の基本条件である。

2 適応の原理

適応の原理について、内部環境の恒常性、刺激と適応、ストレス反応に分けて解説する。

3 適応のメカニズム

複雑な適応のメカニズムの中心となる、自律神経系と内分泌系のシステムについて言及する。

4 さまざまな適応

代表的な環境適応の寒冷適応、暑熱適応、高地適応、交差適応のしくみについて解説する。

5 適応不全による病態

熱中症や低体温症などの適応不全による病態について解説する。

6 環境変化と適応の限界

人間は他の生物にない高い知能を使って人工環境をつくり、自らの適応能力の弱さをカバーして発展してきたが、人工環境をつくるために自然環境をこれまでと異質なものに变化させてしまったことは否めない。すなわち温暖化による地球規模の気候変動をもたらした。自ら招いてしまった過酷な環境変化により生まれた新たな疾患が人間の健康を脅かし始めたので、新たな対抗策を講ぜねばならないというジレンマに陥っている。

第3章 健康の基礎

A 環境と健康

1 環境と人間の健康との関係

物理的環境、生物的環境、社会的環境と健康について考えていく。

2 物理的環境と健康

近年、熱中症やヒートショックによる高齢者の事故に注目が集まっている温熱環境と健康の関係や、音・振動・電磁波と健康の関係について言及する。

3 生物的環境と健康

わが国の主要な死因の変遷をみると、戦後までは結核や腸チフス、赤痢といった病原微生物による感染症の克服が課題であったことがよくわかる。近年話題になっ

た主な感染症や世界で問題になる感染症について言及する。

4 社会的環境と健康

人間は社会を形成して、生きていくために様々な活動を行っている。経済的な環境と健康との関係、核家族化の進行による同居世帯の減少と健康の関係、人口の都市集中による過疎地区の地域社会と健康の関係に言及する。また非正規労働者の著しい増加による賃金格差が健康に与える影響にもふれる。

B 栄養と健康

1 栄養素の機能

五大栄養素（糖質、脂質、タンパク質、ビタミン、ミネラル）および食物繊維や水のはたらきと役割について解説する。

2 栄養・健康に関する社会的諸問題

栄養・健康と関係し、近年社会的問題となっている疾患、食品について解説する。

C 運動と健康－運動の効果

1 安静の弊害

近年の安静（運動をしない）時間の増加による弊害について言及する。

2 身体運動とエネルギー代謝

身体運動時に消費されるエネルギー源について解説する。

3 生活習慣病と身体運動－疫学的研究成績

身体運動と生活習慣病の予防、治療の関係性について言及する。

4 生活習慣病に対する運動療法の効果

生活習慣病に対する運動療法の効果について解説する。

5 運動処方の実際

運動療法の適応、運動の種類と方法、運動療法実施上の注意点について解説する。

D 運動と健康－運動による傷害

1 運動器の傷害

運動器の傷害に関し、スポーツの危険性、傷害の分類、損傷の経緯、部位別の傷害について解説する。

2 運動器以外の傷害

運動器以外の傷害に関し、内因性の突然死、過換気症候群、貧血、熱中症、頭部外傷について解説する。

E 生活習慣と健康

1 生活習慣と生活習慣病

健康と疾病にかかわる要因、成人病と生活習慣病の関係、わが国の健康づくり対策について解説する。

2 食と健康

食生活・栄養は、生活習慣病の多くとかがわっており、生活の質との関連も深い。食育の推進について解説する。

3 身体活動と健康

わが国の健康づくりのための「身体活動」推進について解説する。

4 たばこと健康

喫煙は、肺がんをはじめとしたさまざまながんや多くの疾患の危険因子である。さらに本人のみならず、喫煙者の周囲の者の受動喫煙の危険因子でもある。わが国の禁煙対策について解説する。

5 アルコールと健康

飲酒が個人の健康に及ぼす影響や、社会的に引き起こす問題について解説する。

6 睡眠、休養、ストレスと健康

睡眠時無呼吸症候群（SAS）など、自動車運転などに際して生命の危険をきたす睡眠障害に関連する疾患や、休養のあり方、心の健康について解説する。

7 歯磨き行動と歯科保健

歯科保健の分野では80歳になるまで自分の歯を20本以上保つことにより、健全な咀嚼能力を維持することができるとされている。歯科保健対策について解説する。

8 健康寿命を延ばすために

健康寿命を延伸するためには、健康的な生活習慣を実践することが必要である。すべての生活習慣病予防のための健康的な生活習慣①～⑧について解説する。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

生活習慣病の原因とその予防法について論じなさい。

(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

生活習慣病は、がん、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満症、脳卒中、虚血性心疾患などを指した総称です。以前は「成人病」と呼ばれていたのが、1996年、当時の厚生省が生活習慣病と改称しました。現代社会において生活習慣病を生む要因について科学的根拠をもとに多角的にとらえ、自らの健康増進のために実践できることは何かについても考察して下さい。

文化財学講読Ⅰ

科目担当者： 杉 山 智 昭
テキスト： 『文化財保存科学ノート』
 沢田正昭 著（近未来社）
単 位 数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： L2T101

テーマ

文化財の保存科学

到達目標

文化財を守り伝えていくために誕生・発展してきた保存科学および保存処理の実践について理解を深める。

事前・事後学習

屋内・屋外を問わず、日頃から身の回りの文化財に目を向け、その現状を観察しておくこと。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に記載した内容に従って評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの要点、『サブテキスト』の内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』を精読するとともに、その中で提示されている文献を随時参照し、発展的に学習を進めることが望ましい。

授業概要

本科目では、文化財を次世代へ伝えていくための自然科学的研究である「保存科学」について、その基本的な考え方と技術について学びます。現在、展示ケースの中に安置された博物館資料から屋外の遺跡に至るまで、文化財の劣化を抑える手段として、保存科学研究から得られた知見・技術が広く利用されています。しかしながら、文化財という特別な案件を取り扱っている性質上、保存科学に直接関わる人員・機会は限られているため、その実状はあまり知られていません。そこで、本科目においては、保存科学発達の歴史を概観するとともに、木材、金属、土、石という素材に対して適用されてきた保存技術の一端について学習し、文化財の存続を支える保存科学への理解を深めます。

I. 学習指導

(はじめに)

本科目では、文化財を永く守り伝えていくために発展してきた保存科学について学び、貴重な文化財の保存という営為に対する多角的な視点を養ってもらうことを目的とします。

指定のテキストには、さまざまな分析方法や薬剤などについて、やや難解な専門用語も多く出てきますが、学習の方針として、原理の詳細より、まずは、その分析方法で何がわかるのか、どのような場面で役に立つのか、薬剤は何をするために使用するのかという大きな観点から読み進めてください。専門用語の個別詳細についてはテキスト・サブテキストの参考文献、辞典等を参照し、さらに理解を深めてください。特に第3～第6章の保存処理技術については、まず、保存しようとしている対象素材がどのような劣化状態になっているのかについて理解し、保存処理によって素材の状態をどのように改善させるのかについて学習してください。また、保存科学の分野では世界中の研究機関において常に新しい技術開発が進められています。この部分については、テキスト、サブテキストの参考文献等を利用し、学習の幅を広げていただきたい。

(学習の要点)

第1章 保存科学の黎明

この章では、保存科学の成立・発展過程について学習します。章全体を通読し、取り上げた節を中心に理解を深めてください。

§ 1-1 文化財と保存科学

1949年1月26日に発生した法隆寺金堂の火災が契機となり、翌1950年5月に「文化財保護法」が公布され、同年8月29日に施行されました。ここで初めて「文化財」という言葉が正式に登場します。文化財という言葉自体の誕生時期については、それ

以前に文部省で1939年頃には使われていたらしく、経済的用語である物質財に対して、精神文化的な意味合いを有する用語として成立したという説があります。文化財は過去から現在、未来へと受け継がれていくべき人類の貴重な遺産であるとともに、未来を創造していく指針となるものです。したがって、文化財を保存し、広く活用することは新しい文化創造のエネルギーを育む活動につながります。文化財の保存修理とはすなわち、この活動を支援する行為にほかなりません。保存修理にあたっては基本的に、それがつくられているものと同じ材料と技術を用いるのが最も望ましいのですが、伝統的な材料や技術については現代社会の中では失われつつあるのが現実です。このような状況のもと、現代の科学材料や技術が持つ長所を引き出して、文化財の調査や修理に自然科学的手法を応用する研究分野「保存科学（Conservation Science）」が誕生しました。また、保存科学という言葉が最初に使われ始めたのは東京国立文化財研究所に保存科学部が設置された1952年とされています。

この節では、考古学と文化財の自然科学的研究の接点における重要な保存修理上の研究テーマ、文化財の保存科学研究において重要な4項目の方法論についても著述されていますので理解しておいてください。

§ 1-2 金堂壁画と保存科学

日本で最初に行われた文化財の保存科学的研究は法隆寺壁画における調査とされています。岡倉天心からの提唱を経て、1916年4月に文部省が「法隆寺壁画保存方法調査委員会」を設置し、1920年3月には「法隆寺壁画保存方法報告書」が完成しています。ここでは、1934年から開始された法隆寺伽藍の大修理に関わる保存処理の過程について火災後も含めて追跡してください。

§ 1-3 伝統材料と現代科学

文化財の保存修理の現場では、伝統的保存材料の不足のみならず、その材料を正しく扱える修理技術者も少なくなっています。ここでは伝統的保存材料の代替として現代科学材料を使用する場合のメリットおよび注意点について整理してください。また絵画、仏像、および木造建築物の修復における合成樹脂の使用例、伝統的保存材料と現代科学材料（合成樹脂）の状況に応じた使い分けについても学んでください。

第2章 保存科学の研究方法

この章では、保存科学研究における基本原則、よく用いられる調査方法について学習します。章全体を通読し、取り上げた節を中心に理解を深めてください。

§ 2-1 材質を知る

文化財の保存修理や調査研究のためには、まず文化財が何でできているか（材質）を知る必要があります。しかし、ごく小さな部位でも貴重な文化財から資料を切り出し、分析にかけることは文化財にダメージを与えることとなるため、極力、文化財を全く傷つけることのない方法（非破壊分析）が推奨されることを理解してください。

§ 2-2 非破壊分析

物質にX線を照射すると、X線が物質を通り抜けたり（透過）、物質に取り込まれたり（吸収）、物質にぶつかって進む方向を変えたり（散乱）します。その結果、物質を構成する元素に固有のX線（蛍光X線）が物質から発生してきます。物質から発生してきた元素固有のX線の種類を調べることで、X線を照射した物質の元素組成（材質）を知ることができます。この現象を利用した分析方法は「蛍光X線分析法」と呼ばれています。一方、結晶性の物質にX線を照射すると散乱したX線が互いに干渉し回折現象を起こします。この現象を利用した分析方法は「X線回折分析法」と呼ばれ、物質の結晶構造（構造）について知ることができます。

ここでは、X線を使って文化財を傷つけることなく、材質を調べることが可能な方法として「蛍光X線分析法（物質の元素組成を調べる）」、「X線回折分析法（物質の結晶構造を調べる）」という方法があり、保存科学の研究でよく使用されるということについて理解しておいてください。

§ 2-4 見えないところを見る

文化財をバラバラに分解せず、その内部構造や絵画の下絵などの見えない部分を観察する際には、赤外線・可視光線・紫外線・X線・ γ 線など電磁波を利用した調査が行われます。内部構造の調査においてはX線ラジオグラフィ（X線撮影）による透過撮影が良く用いられています。さらに近年では、内部構造をより多角的かつ詳細に観察できる方法として、X線断層写真撮影（CT スキャナー）も使用されるようになってきています。また、文化財に対する赤外線写真撮影は、顔料の剥落などによって劣化し、肉眼では見えにくくなった壁画の図柄解明などに力を発揮します。

§ 2-5 X線ラジオグラフィ

X線は、1895年にドイツのレントゲンによって発見された当初より、文化財（油絵）の調査に利用されています。日本においては、遺物の保存科学的な処理技術が定着した1970年代からX線ラジオグラフィ（X線撮影）による考古遺物の構造調査が本格的に行われるようになりました。X線を利用した透過画像やCT スキャナーによる断層画像は、さびで覆われている鉄製遺物上に施された金銀の象嵌を可視化できるため、適切なさびの除去など、その後の保存処理事業に資する有益な情報をもたらします。

§ 2-8 赤外線・紫外線

赤外線を利用したビデオカメラは木簡や古文書、漆紙文書などに記されている不明瞭な墨書を判読し、劣化した壁画の図柄や絵画の下絵を観察する手段として大きな成果を上げています。また、赤外線を利用して古建築の壁や摩崖仏の表面温度の分布状態を測定し、壁体や岩盤のひび割れを探索することも行われています。紫外線については照射による蛍光現象などを利用して、絵画や陶磁器の補修箇所を検出に用いられるほか、布の材質や染料の種類判定の補助手段としても使用されています。

§ 2-9 保存環境

文化財を良好な状態で永く守り伝えていくためには、文化財が保存されている環境を整えることが、なによりも重要となります。文化財に対する影響が大きい因子としては、温湿度や光の条件、空気中の汚染物質濃度、文化財害虫や菌類の存在があげられます。ここでは劣化要因の除去や環境条件の異なる空間をまたいだ文化財の移動に対するリスク管理をはじめ、数値にとらわれることなく文化財が長期間馴染んできた環境の急激な改変を回避すべき旨が述べられています。このような事項に注意して、文化財にとってより良い保存環境の創出とは何かということについて考えてください。

§ 2-10 保存修復

現在においても、伝世の美術工芸品や建造物を保存修復する際には、昔より受け継がれてきた伝統的な材料や技法を主軸として作業が実施されています。それに対して、考古資料のように自然環境中に埋没しすでに劣化した遺物に対しては現代科学材料・技術を最大限活用した保存処理が必要とされます。遺物の保存処理については修復後の資料外見へのこだわり傾きすぎることなく、むしろ内部に潜んでいる劣化要因を除去、あるいはその活性化を抑えることが重要となります。また、その際に使用する保存材料については、より優れた新しい材料の出現に備えて、これを解除し、保存処理前の状態に戻すことのできる素材を採用することが望まれます。

第3章 木製遺物の保存処理

この章では、地中や水中から発掘された木製遺物の保存処理について学びます。章全体を通読して、水浸け状態にあった木材の性質、処理方法の基本的な考え方、処理後の注意点などについて学習してください。

遺跡の調査では、しばしば大量の木製遺物が出土することがあります。数百年から数千年のもの間、水浸けの状態では地中や水底に埋没していたこのような木製遺物は、水浸出土材（Waterlogged Wood）と呼ばれます。発掘された直後の水浸出土材は、一見したところ驚くほどしっかりとした形を保っているように見えます。顕微鏡で観察しても通常の腐朽していない木材と変わらない、しっかりとした組織が認められるのです。しかし、実際には水分を大量に含み、指で押してもへこんでしまうほど大変やわらかく、脆いものとなっています。これは酸素を必要としない嫌気性菌が還元的な（酸素の少ない）環境で長い時間をかけて木材の成分（セルロース、ヘミセルロース、リグニンなど）をゆっくりと腐らせてきたために起こった現象です。このような水浸出土材をなんの処置もしないまま乾燥させると、原型を全くとどめないほどに、激しく収縮・変形してしまいます。この現象は木材を形づくる細胞壁の成分のかなりの部分が分解された結果、水の存在で辛うじて形を保っていた木材組織が、乾燥にともなう水の表面張力に耐え切れなくなり潰れてしまうためです。このような乾燥にともなう大きな収縮や変形を抑え、文化財として安定的に保存・活用するためには、特別な処理を行う必要があります。まず、本格的な保存処理を実施する前の発掘調査段階において、現場で適宜、1) 散水やポリエチレングリコール（PEG）の水溶

液の散布、2) シートによる被覆などを行って乾燥を抑止し、3) 現場から処理施設へ運ぶため取り上げる際には補強材やウレタン樹脂を使って木製遺物を保護した上で安全に作業を進めていきます。次に、もろくなった木材組織を壊さずに保つためには、乾燥にともなう水の表面張力をなんとかしなくてはなりません。そのため、木材中の水をエーテルなどの表面張力が小さい液体に置き換えてから乾燥したり、真空凍結乾燥（フリーズドライ）技術を用いたりする方法が考案されました。特に真空凍結乾燥法は有効な手段の一つとして現在でも用いられています。この方法は木材中の水分を一旦凍らせ、次いで真空下で昇華させて乾燥する方法です。水分を固体（氷）から直接、気体に変化させるため、液体（水）特有の表面張力による木材組織の破壊が起きません。しかし、真空凍結乾燥法のみでは、形状は保たれてはいるのですが、木材組織はもろいままとなっています。これでは展示や収蔵に耐える文化財として取り扱うことはできません。そこで、発掘された木製遺物の保存においては、木材を薬剤溶液に「漬け込んで」、含まれている水をより安定した物質に置き換えることによって、弱くなった木材組織を強化する作業（保存処理）が行われています。木材に含まれている水を置き換える物質としては、ミョウバンや高級アルコール、天然あるいは合成された樹脂が用いられています。木製遺物の保存処理の歴史は、19世紀なかばにデンマークで発掘されたバイキング船に付随する木製品をミョウバン溶液に浸漬して強化したことから始まりました。その後、色々な改良方法が考案されましたが、特に歯磨き粉や化粧品にも含まれている安全な合成樹脂のポリエチレングリコール（PEG）を含浸させる方法は1960年代のはじめから世界中で広く使われるようになり、縄文時代の木櫛のように小さなものから、巨大な沈没船の保存処理まで幅広い応用実績があります。現在では、人工甘味料として食品に用いられるラクチトール、トレハロースのような糖アルコール溶液による処理法も用いられるようになってきましたが、ここでは代表的な木材保存処理の基本を理解するため、PEG 含浸法についてよく学習しておいてください。

また、保存処理が終わった木製遺物の安定した保存管理に必要とされる条件についても学んでください。

第4章 金属製遺物の保存処理

この章では、遺跡から出土する金属製遺物の保存処理について学びます。章全体を



① 処理前の計測・記録



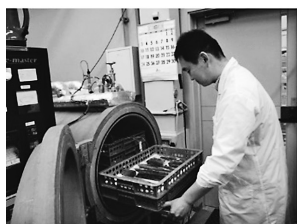
② 表面のクリーニング



③ PEGや糖アルコール溶液への浸漬開始



④ 濃度の高い溶液への移し替え



⑤ 凍結乾燥を用いた残存水分の除去



⑥ 復元・処理後の調査

写真 水浸出土材の保存処理作業例

通読して、主に文化財に生じた「さび」をどのように取扱い、安定した状態にするのかに関して理解を深めてください。

遺跡から出土する金属製遺物について、その材質を調べると鉄・銅・錫・鉛・金・銀など、様々な金属元素からなっていることがわかります。その構成としては、ほぼ一種類の金属を用いて加工した製品（例：福岡県志賀島から出土した金印）、2種類以上の金属を合金として加工した製品（例：島根県加茂岩倉遺跡から出土した青銅製の銅鐸）、あるいは鉄地に金・銀・銅などを埋め込んだ象嵌製品（例：埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣）、銅板に金・銀を水銀アマルガムとしてメッキした製品（例：奈良県藤ノ木古墳出土の金銅装馬具）などがあります。

これらの金属製品は作られた当初、表面に金属光沢があったはずなのですが、純金製品を除いて出土した状況では、さびが発生して光沢と滑らかさが失われているのが一般的です。金属製品は、もともと安定した状態で自然界に存在する原鉱石を製錬（還元）して作られたものです。製錬され光沢を有する製品として生み出された金属の多くは化学的に不安定な状態にあるので、再び元の安定した状態である原鉱石の状態に戻ろうとします。この過程で金属にさび（酸化物、水酸化物、炭酸塩、硫酸塩、硫化物など）が発生します。つまりさびは、自然の法則に従って金属が安定状態に戻ろうとする現象なのです。また、さびの発生は水と酸素と金属の化学反応によって引き起こされるため、化学反応が起こりやすい金属ほど、さびが発生しやすいことになります。化学反応は金属のイオン化傾向が大きいほど起こりやすいため、イオン化傾向の大きい亜鉛や鉄はさびやすく、イオン化傾向の小さい金はさびにくくなっています。ここではさらに、銅や青銅製遺物の保存を考える上で、硬く緻密でそれ以上の腐食を抑制する「良いさび（塩基性炭酸銅）」と腐食を促進させブロンズ病を招く「悪いさび（多様な塩化物のさび）」が存在していることについても学習しておいてください。

実際の金属製遺物の保存処理では不要なさび取りとさび止めをあわせて行うこととなります。さび取りは金属製品に発生したさびや埋没中に付着した異物を除去することで、その考え方については本章の最初の部分にも関連した記述があるので確認しておいてください。一方、さび止めは、遺物がそれ以上腐食しないように安定化することで、金属と反応して腐食を招く塩化物イオンの除去作業（脱塩処理）が重要となります。ここでは、一般的に用いられているアルカリ溶液への浸漬による脱塩処理を始め、他の脱塩処理法についても、その長短所を含め知識を広げてください。また、銅・青銅製遺物については脱塩処理よりも防錆剤を用いた安定化に力点がおかれる理由を確認してください。脱塩もしくは防錆剤による処理が終了した次の段階として、もろい状態にある金属製遺物を強化するため、合成樹脂をしみこませます。この合成樹脂は金属製遺物の表面を外気から遮断し、腐食の進行を抑制する意味もあります。樹脂の含侵が完了したのち、必要に応じて接合や整形を行い仕上げます。以上の一連の保存処理フローについて、事前調査の重要性を含め、テキストをもとに理解を深めてください。

第5章 遺構の保存処理

この章では、遺跡から発掘される建築物跡や土木構造物・施設の痕跡等、その場所から移動することが困難な遺構の保存について学びます。章全体を通読し、発掘後に外環境の大きな変動にさらされることとなる遺構の保存方法とその課題について学んでください。

地上に遺存する遺構は、発掘後そのまま放置すると風化が進み、やがて崩壊し消滅してしまいます。土は含まれる水の量の多寡によって液状・塑性状（ヘドロ状）、固体状に変化するため、土からなる遺構の形態を維持していくためには、水分量を制御することが効果的と考えられます。しかし、遺構を構成する土は常に地下から水分の供給を受け続けるとともに、発掘により露出した表面からその水分が蒸発していくため、安定した含水量を保つことは困難です。遺構に覆屋を架けて保護したとしても、地下から侵入した水分は寒冷地において、遺構の凍結・融解による崩壊や、かび・苔の発生による劣化を引き起こす原因となります。さらに湿潤な状態と乾燥状態が繰り返される環境条件のもとでは、遺構の土や石にしみこんだ水に溶解している塩類が乾燥時に遺構表面に析出し、その結晶が遺構を損壊することもあります。これらの劣化現象を抑えるため、遺構直下の地下水位を低下させる、あるいは地下水を遮断する工法が検討され、採択されてきてはいますが、逆に遺構が過剰に乾燥して崩壊するなどの危険性もはらんでいます。したがって、近年では土や石でできた遺構を恒久的に保存するために、合成樹脂などの薬剤による遺構の硬化処理が実施されるようになっていきます。合成樹脂にはアクリル樹脂などの熱可塑性合成樹脂とエポキシ樹脂などの熱硬化性合成樹脂の2種類があり、同一の遺構においても、土質や地質構造、そして遺構の種類を見極め、使い分ける必要があります。2種類の合成樹脂それぞれの物性についてはテキストに簡潔に記載されているので理解しておいてください。

一方、発掘した遺構について現場で保存することが不可能な場合、次善の措置として遺構を取りあげ（切り取り）、他所に移設し保存することがあります。取りあげられた遺構は室内において時間をかけて精査することができる資料として貴重であるばかりではなく、博物館の効果的な展示物となります。遺構を取りあげる際、現在では石膏やセメントに代えて、発泡スチロールのような硬質ウレタンフォームで遺構を丸ごと包み込み、現状を維持したままで安全に移設する手法が普及しています。また、液状・塑性状（ヘドロ状）の遺構については液体窒素を用いて、対象を凍結した後に取り上げを行います。

第6章 石造文化財の保存修復

この章では、石で造られた文化財の保存修復について学びます。章全体を通読して、一見、堅固な印象を受けやすい石造文化財の劣化機構やその保存修復に関する事項について、テキストで示された国内外の実例をふまえつつ、学習してください。また、身近にある記念碑や像、建物などの石造文化財をよく観察し、テキストに立ち戻ることで、石造文化財が置かれている現況と将来的な保存の展望について考えてみてください。

石造文化財を保存科学の観点からみた場合、1) 建造物・礎石・摩崖仏・洞窟遺跡

のように地盤から切り離すことが困難なもの、2) 石塔や石碑などのように地盤から容易に取り外せるものがあります。保存修理を実施する際、前者については後者と異なり環境の整った空間へ移設することができないため、常に現場での対応が求められます。さらに地盤と接している石造文化財では、地盤から地下水が侵入しやすく、岩石劣化の大きな原因となっています。

石造文化財を構成する岩石の劣化現象は周辺の環境に支配されることが多く、物理的・化学的・生物的な作用に分類されます。物理的作用のうち、特に寒冷地における凍結劣化は、岩石中の水が凍結することにより石造文化財を大きく破壊する現象として知られています。この現象については、テキストの記述にあるように、以前は表面から染み込んだ外部からの水が氷に変化するのにもなう体積膨張によるものと考えられていました。しかし現在では、岩石の表面に近い空隙内で水が凍結すると、岩石内部の水が表面層の凍結部に向かって移動し、それがさらに凍って氷の結晶が徐々に成長した結果、岩石を破壊するものと考えられています。この部分については研究の進展によりテキストと異なる説明となっていますので注意してください。その他、風砂による摩耗、温度変化にもなう熱膨張・収縮の繰り返し、地震や交通事情にもなう振動、人為的毀損なども物理的作用として劣化を引き起こします。化学的作用としては、塩類風化が深刻な劣化を引き起こす現象としてあげられます。自然界においては、雨水や地下水はもとより、岩石を構成する鉱物自体にも様々な塩類が含まれています。これらの塩類は岩石内部に含まれる水に溶けた状態にありますが、外部環境が乾燥すると、岩石の表面から蒸発する水に伴って、内部から表面層に移動し、濃縮され結晶化します。この結晶化した塩類は次第に成長して岩石の表面を破碎（粉状化）します。したがって、その劣化機構は、岩石の表面層での結晶の成長による破壊という点で凍結劣化と同じものと言えます。塩類風化については、さらにパキスタンのモヘンジョダロ遺跡の例についてもテキストで学び、理解を深めてください。その他、大気汚染による酸性雨も化学的作用による劣化要因としてあげられるので、その内容についてよく学習してください。生物的作用については、石造文化財の周辺に生育する木・樹根による岩石の破碎や構造物の崩壊のほか、藻類、苔類、地衣類、微生物による岩石表面の汚染、浸食などがあげられます。

屋外におかれている石造文化財を保存するためには、まず、激しい劣化を引き起こす原因となる凍結劣化、塩類風化を抑えること、すなわち岩石内へ侵入する水を断つことが重要となります。事例として、摩崖仏の保存修復の際、1) 石仏の基底部より低い位置に井戸を設けて地下水をくみ取る、2) 岩盤に水抜き用のストレーナーを設置し排水する、3) 石仏の背後に水抜き用のトンネルを掘る。4) ある程度、石仏が乾燥した時点で合成樹脂を染み込ませ岩石を強化する、5) 石仏の表面に撥水剤を塗布する、6) 覆屋を架けて風雨、直射日光がじかに石仏に及ばないようにするという保存工法がテキストに紹介されています。この工法については、石造文化財の保存修復を考えるうえで、現状におけるひとつの到達点とも言えますので、内容をよく理解しておいてください。

また、石造文化財の保存修復においては、1) 劣化してもろくなった石造品を硬化するための強化材料、2) 破断したものを接合するための接着剤、3) 欠損した部分

を整形して補填するための整形補填材料という3種類の保存材料が必要となります。石造文化財の保存作業を実施する際、1)と2)の保存材料については、処理後に再溶解ができるタイプ(熱可塑性)と再溶解できないタイプ(熱硬化性)の材料を使い分けるなど、岩石の劣化状況やその後の保存環境を見越した選択を行います。その根拠についてテキストから学んでください。3)の整形補填材料に関しては、石に似せた擬土・擬岩の作成方法や物性について学習してください。

《参考文献》

奈良文化財研究所 沢田正昭編『遺物の保存と調査』クバプロ 2003
京都造形芸術大学編『文化財のための保存科学入門』角川書店 2002
馬淵久夫・杉下龍一郎・三輪嘉六・沢田正昭・三浦定俊編『文化財科学の事典(新装版)』朝倉書店 2018

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

- (1) 文化財の保存科学について、その成立過程、研究方法等にふれながら説明しなさい。(概ね1200字)
 - (2) 木製遺物、金属製遺物、遺構、石造文化財のうちから2つを選び、それぞれの素材が有する特徴を踏まえつつ、その保存方法について述べなさい。(概ね2000字)
- ((1)と(2)を合わせて3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)**

2. 設題の解説

- (1) については、テキストの第1、第2章とサブテキストで記述されている内容を基に、要点をまとめて述べてください。
- (2) については、テキストの第3～第6章に記述されている内容を基にしてサブテキストや文献を参考にしつつ、要点をまとめて述べてください。

史料学概論

科目担当者： 吉川敏子
テキスト： 『日本古代史料学』
東野治之 著（岩波書店）
単位数： 4単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： L4T101

テーマ

日本古代史料学の諸問題。

到達目標

文字史料の持つ意義を理解する。

事前・事後学習

小まめに漢和辞典や国語辞典などを引いて文字が持つ意味について考える習慣を身につけること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることを整理し、深く考察し、的確に纏められているかを総合的に評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、その内容を踏まえた論理的な記述ができているかを評価する。

履修上の注意事項等

テキストおよびサブテキストを精読すること。日本古代の時代背景についての予備知識に不安がある場合は、各出版社から通史のシリーズが刊行されているので、該当する時代の巻を予め読むと良い。

I. 学習指導

(はじめに)

古代史料を学ぶには、その原文に親しむことが、何より肝心である。近年では、記紀や正史、律令はもちろん、古文書・木簡まで、書き下し文や注釈、場合によって現代語訳まで付いた出版物があり、近づき易くなっている。時には、興味のある原文を筆写し、独特の文体や用語に慣れるようにしたい。

史料に慣れてくると、自分なりの史料の解釈を試みたくなるのが人情である。しかしその場合、史料から考えられることと、史料から判ることとは、はっきり区別されなければならない。単に史料からこうも考えられるというのではなく、こうしか考えられないことを、傍証を集めて証明するのが研究である。史料から何がどこまでいえるかを実感するには、史料から出発する個別の論文を読んでゆくのが一番であろう。

テキストは、短く簡潔な論文を収録した論文集であり、史料学の論証方法を学ぶのに適している。はじめは難解と感じられるであろうが、じっくりと読み進めれば、著者が根拠をひとつひとつ積み上げ、無理のない結論を導く手順を理解できるはずである。メモを取りながら読み、論文を読み終えるごとに、メモを見ながら論理構成を確認することを勧める。時間はかかるが、これを行うことで、レポートを作成しやすくなり、やがて取り組むことになる卒業論文執筆に必要な論理的思考力が身につくはずである。

(学習の要点)

テキストの序章をよく読んで史料の分野と特色をつかみ、各章の扉裏の説明を参照しながら具体例を学んでほしい。以下に各章の注意点を述べる。

I 編纂物

第1章でとりあげられているのは、『日本書紀』(1・2)、『律令』とその注釈(4・5)、寺院の縁起(3・6)、中国正史(7)である。これらの編纂方針は一律ではないが、それぞれについて、どのような分析方法がとられ、何が明らかにされているかに注意する。

II 古文書

第2章の実例は公的意味の強いものから、さほどでもないものまでであるが、史料価値の検討では、伝来経過が大きな意義をもつ。この観点が分析にどう生かされているかに注目する。

III 木簡と銘識

木簡や銘識の内容は、極めて断片的なものが多い。その断片的記載が、他の史料と併せ考えることによって、どのような広がりをもってくるかに注意する。なお、銘識とは、中国の金石学などで古くから使われた用語で、銘文と識語を指す。

IV 文献史料と文物

古代の文物を考える上に、文献史料は有力な手掛りを提供するが、文物を文献史料から強引に解釈したり、文献史料から導かれる結論を安易に文物に当てはめたりしては、文物がモノとしてもっている史料価値が見失われる。双方のバランスをとる中から生まれる結果や、モノが文献史料を補う場合のあることに注目する。

なお、以上の内容を学習するなかで、特殊な用語にとまどうこともあるかと思われるが、よく使われる専門用語は、下記の参考文献中の辞書や注釈で調べられる。また、漢和辞典などで熟語としてのせられていない言葉も珍しくないが、その場合は、熟語を構成する漢字を1字ずつ調べ、その結果を総合して考えれば意味がわかってくる。このやりかたは、古い文献を読む上に広く応用できる有効な方法なので、面倒がらずに身につけるようにしたい。

(参考文献リスト)

個別のテーマに直接関わるものはテキストに挙がっているので、全体にわたる代表的なものを例示する。個人での購入を前提にしたものではなく、本学の図書館や地域の公共図書館などで、まず手にとって見ることを薦めたい。自宅での学習には、『角川日本史辞典』や親字1万字程度の漢和辞典を手許に置いておくと便利である。また、浜田久美子『日本史を学ぶための図書館活用術－辞典・史料・データベース』（吉川弘文館、2020年）は、日本史の初心者にとって参考になるガイドブックである。

<辞典・索引など>

- 『大漢和辞典』全12巻及び索引 大修館書店
- 『日本国語大辞典』全14巻 小学館（版により巻数は相違）
- 『時代別国語辞典 上代篇』三省堂
- 『異体字解説字典』柏書房
- 『国史大辞典』全15巻 吉川弘文館
- 『日本史大事典』全7巻 平凡社
- 『日本歴史大事典』全4巻 小学館
- 『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館
- 『日本古代人名辞典』全7巻 吉川弘文館
- 『古代地名大辞典』角川書店
- 『望月仏教大辞典』全10巻 世界聖典刊行協会

<史料集>

- 『日本書紀』小学館日本古典全集
- 『古事記』同上
- 『続日本紀』岩波書店新日本古典文学大系
- 『万葉集』同上
- 『律令』岩波書店日本思想大系

<その他>

国立歴史民俗博物館『古代日本 文字のある風景』

東野治之『木簡が語る日本の古代』岩波書店、1983年

同『書の古代史』岩波書店、1994年

同『日本古代金石文の研究』岩波書店、2004年

栄原永遠男『正倉院文書入門』角川学芸出版、2011年

新古代史の会編『テーマで学ぶ日本古代史』（社会・史料編）吉川弘文館、2020年

※インターネット上に公開されているデータベースを例示しておく。

国立情報学研究所 CiNii（NII 学術情報ナビゲータ）…学術論文の情報など

東京大学史料編纂所公開用データベース…日本史に関する史料などの各種情報

奈良文化財研究所「木簡庫」…全国の木簡のデータベース

ジャパナレッジ（有料会員制）…辞書・事典を中心にしたデータベースで

『日本国語大辞典』、『国史大辞典』、『日本歴史地名大系』などの横断的検索が可能

自宅での学習で各種データベースを利用するのは便利であるが、インターネット上の情報を過信せず、検出した情報については、必ず出典の書籍で字句や内容を確認すること。また、ジャパナレッジに収録されているのは、各分野での複数の事典の1つである。他の歴史事典や地名辞典などについても図書館で閲覧し、情報の補充や説明内容の比較検討をして、知識の偏りを補正することが大切である。各情報提供元の利用規程に則って利用しなければならないことは言うまでもない。典拠不明のインターネット上の情報を安易に信用することも厳に慎まねばならない。歴史学を学ぶ者の心得として、これらの事項を留意することができないならば、学習のためのインターネット利用は控える方がよい。

Ⅱ. レポート設題

1 設題

古代の文献史料を用いて解明されることを、具体例を挙げながら述べなさい。

（自筆・ワープロいずれも可、縦書き・横書きいずれも可、6400字程度）

2 設題の解説

テキストの内容に即してまとめることを基本とする。各分野の史料の特徴を理解し、史料の特長だけでなく限界についてもふれること。各章で挙げる具体例は1～2件を目安とする。課題を通し、著者の文献史料へのアプローチ、考証のプロセスを追体験することで、史料学の研究姿勢を学び取るよう努めること。

— テキスト『日本古代史料学』の訂正（増刷の関係で、既に訂正済の場合もごさいます。） —

16P 2行目 皇子尊 → 皇子命

46P 5行目

「・・・。 請事と起請事・請辞が・・・」 → 「請事と起請辞・請辞が・・・」

195P 7行目

「保佐（菩薩）・・・」 → 「保佐知（菩薩）・・・」

297P 11行目

「天智天皇の孫・・・」 → 「天智天皇の曾孫・・・」

考古学概論

科目担当者： 山下 隆 次
テキスト： 『考古学と歴史』
白石太一郎 編著（財放送大学教育振興会）
単位数： 4単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： L4T102

テーマ

考古学とはどのような学問か。

到達目標

考古学の目的と基本的な方法の理解。

事前・事後学習

日頃から身の回りの文化財に目を向け、それを取り巻く現状を観察しておくこと。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることを整理し、的確に纏められているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよびサブテキストを精読すること。

「考古学概論」の『サブテキスト』の記載内容は、テキスト『考古学と歴史』の執筆者であり、以前の科目担当者でもある白石先生が書かれたものを、掲載しております。

『考古学と歴史』は、「考古学概論」の講義を通信教育で実施するテキストとして、最良の内容と考えております。そのため、山下が担当しますが、『サブテキスト』の内容は、白石先生が担当されていた際に、白石先生が執筆されたものを、そのまま掲載・使用させていただいております。

授業概要

この授業は、「考古学」とはどのような学問であるのかを学ぶものです。「概論」という名称から受ける印象は、あまり面白くなさそうと感じられるかも知れません。しかしどのような学問を学ぶにも、その学問（科学といってもよいでしょう）の目的や方法の基本をしっかりと理解しておくことがどうしても必要です。こうした学問の基礎をしっかりと、かつ正しく理解できているかどうかによって、その人の学問のその後の進展が安定したものになるかどうかが決まるといっても過言ではないでしょう。

少なくとも現在の日本では、考古学は文献による歴史学などと共に、歴史学の一つの方法として理解されています。歴史学ではない考古学などがあるのかと思われる方もおられるでしょうが、それについては第1章で学習していただきます。この講義では、こうした「歴史学としての考古学」の立場から、考古学の基本を学ぶのだということをもまず承知しておいて下さい。

本来、「考古学概論」というのは、「考古学」それ自体の成り立ち、その目的、方法などを学ぶものです。ただこの授業では、少しでもこの「考古学概論」に興味深く学んでいただけるように、考古学の目的や方法だけではなく、あわせて考古学の研究が日本の歴史をどのように明らかにしているのかを学ぶことによって、考古学の目的や方法を具体的に理解してもらうことにしています。したがって、この講義は「考古学概論」と「日本考古学概説」を合わせたものと考えていただいでよいでしょう。

本科目は、担当者が自治体の教育委員会文化財保護担当として、文化財行政に携わった経験を踏まえつつ、学習指導します。

I. 学習指導

(はじめに)

(1) テキストとその使用法について

この授業では、以前の科目担当者であった白石が放送大学の考古学のテキストとして編集した『考古学と歴史』を使います。それはこの放送大学の講義が、まさに「考古学」という学問の基本を、日本の歴史研究において考古学が果たしている役割を具体的に学びつつ、正しく理解してもらうことを目的としたもので、本学における「考古学概論」の目的と完全に一致しているからです。またこのテキストでは、日本考古学の具体的な研究成果を、それぞれの分野の研究をリードしておられる5人の研究者の方々に分担執筆いただいでおり、この種のテキストとしては質の高いものと思われるからです。

まずこのテキストの各章を1章ずつ理解できるまでよく読み、さらに必要に応じてテキストやこのサブテキストに紹介されている参考文献などにも目を通して学習して下さい。特に他の研究者の執筆した文献を読むことによって、テキストの執筆者が書いていることが唯一の説ではなく、異なる意見が存在することを学ぶことは大切です。

こうして、それぞれの課題について複数の書物をよむことにより、執筆者の意見を

相対化し、いずれの説がより理解しやすいか、それぞれ自分で考えてみて下さい。学問とは、疑問をもつこと、疑うことから出発するものです。そして、とことん自分で考えることが何よりも大切です。そのためにも、テキスト以外の参考文献をできるだけたくさん読んでいただきたいと思います。

(2) 授業（テキスト）の構成

この授業というか、このテキストは、全部で15の章からなっています。このうち第1章から第3章までが、まさに「考古学概論」にあたるものです。第1章「考古学への招待」と第2章「考古学の方法」では、白石が考古学とはどのような学問であるのか、またその方法を簡単に述べています。さらに第3章「自然科学と考古学」は、最近進展が著しい自然科学と提携した新しい研究法について、自然科学者で炭素14年代測定法の研究を進めておられる国立歴史民俗博物館の今村峯雄先生が書かれたものです。このほか短いものですが、わたくしが書いている「まえがき」も是非とばさずに読んで下さい。

第4章以降は、最近の考古学による日本の歴史研究の到達点を、それぞれの先生方に論じていただいた「日本考古学概説」にあたるものです。第4章「先土器時代から縄文時代へ」と第5章「縄文文化の実像」では、旧石器時代（先土器時代）と縄文時代について東京大学の今村啓爾先生に執筆いただきました。第6章「弥生文化の成立」、第7章「弥生時代の社会と文化」では、弥生時代研究の最新の成果を国際日本文化研究センターの宇野隆夫先生がまとめておられます。

第8章「弥生時代から古墳時代へ」と第9章「古墳時代の社会と文化」では弥生時代から古墳時代への変化と古墳時代の実像を、第10章「古墳時代から飛鳥時代へ」では古墳時代から飛鳥時代への変化を、いずれも白石が書いています。また第11章「律令時代の社会」と第12章「律令時代の産業と文化」では奈良時代から平安時代の前半に相当する律令時代について宇野先生に、第13章「中世の人々と暮らし」と第14章「中世の社会」では中世に関する考古学的研究の成果を国立歴史民俗博物館の小野正敏先生に書いていただきました。さらに第15章「もう二つの日本文化」では、弥生時代以降日本列島の中央の部分とは異なる歴史的展開を遂げた北海道と琉球列島の動向について東京大学名誉教授の藤本強先生に執筆いただいています。

最近では、考古学的研究の射程というか、その範囲も次第に拡大し、近世や近代についても調査・研究が進められています。各地で江戸時代の遺跡の調査・研究が進み、文献史料だけでは明らかにできなかったさまざまな歴史が明らかにされています。ただここでは、採り上げる範囲をあまり広げると散漫になりますので、主として原始・古代に関する研究に焦点をしぼり、最近進展の著しい中世考古学の成果にもふれることにしたものです。ここで日本考古学の概要を学んでいただくのは、あくまでも「考古学」それ自体がどのような学問であるのかを理解いただくためですから、近世やそれ以降についてはふれていないのです。ただ、日本考古学の射程が近世や近代にも広がってきていることについては正しく認識してほしいと思います。考古学的研究の範囲は決して文献史料のない時代、有っても少ない時代に限られるわけではないのです。

さらにこの「日本考古学概説」にあたる部分では、旧石器時代（先土器時代）から

縄文時代へ、縄文時代から弥生時代へ、弥生時代から古墳時代へ、古墳時代から飛鳥時代へといった時代の大きな変化の時期を重視しました。これもまた、考古学による歴史研究の方法とその有効性を理解いただくのに適当と考えたからです。考古学的方法で日本列島に生きた人々の歴史を把握するには、いったい何が時代を変えたのか、それぞれの時代をどのように認識し、どのように区分するのがよいのか。こうした変革期の問題や時代区分の問題についても、それぞれ自分でよく考えていただきたいと思っています。

この授業では、まず第1章から第3章の「考古学概論」にあたる部分を学んで、考古学という学問の目的・役割やその最近の動向とその方法の概略を把握します。そのうえで第4章以下の「日本考古学概説」にあたる部分に進み、日本考古学の最近の成果を学ぶとともに、どのような考古学的資料をどのように組み立てて、それぞれの時代の歴史や社会や文化が復元されているのかを学習して下さい。

(学習の要点)

ここではテキストにしたがって、各章ごとに学習の要点を整理しておきます。第4章以降の「日本考古学概説」にあたる部分は、各課題について各執筆者がいずれも大切な点を簡潔にわかりやすく執筆していただいていますので、わたくしの要点整理はごく簡単にしておきます。ただ、「考古学概論」にあたる部分については、テキストの分量もやや少ないので、少しくわしく解説しておくことにしたいと思います。

第1章 考古学への招待

この章では、考古学とはどのような学問であるのかを学びます。特に、日本では考古学が歴史研究の一つの有効な方法であると認識されていることを学ぶとともに、アメリカのように考古学が必ずしも歴史学とは認識されていない地域もあることを知って下さい。考古学は決して一つではないのです。

またあわせて、考古学の最近の動向や、考古学が文献による歴史学とは異なる特質を持つことを正しく理解して下さい。

(1) 考古学とはどのような学問か

●考古学とは

日本で最初に書かれた考古学概論の書物として著名な『通論考古学』（1922年）のなかで著者の浜田耕作は、考古学を「過去人類の物質的遺物に拠り人類の過去を研究するの学なり」と定義しています。この定義は、この書物が書かれて約100年以上も経過した現在でも、これを訂正する必要はありません。少なくとも日本では考古学は歴史学の一つの方法と認識されているのです。これに対し例えばアメリカ合衆国などでは、考古学はあくまでも人類学の一部門と位置付けられています。なぜそのようなになったのかについては、アメリカ大陸の歴史を振り返っていただければ、わかると思います。

ご承知のようにアメリカ大陸にヨーロッパ人たちが移住する以前には、わたくした

ち日本人とも共通するモンゴロイド系の原住民（ネイティブアメリカン、英語圏ではインディアン、スペイン語・ポルトガル語圏ではインディオとも呼ばれていました）が住んでいました。したがってアメリカ大陸で遺跡の発掘調査を行うと、それはごく一部の新しい時期のものを除き、ほとんど原住民の歴史や文化にかかわるものということになります。それは、アメリカ社会の中核となっているヨーロッパ系住民にとっては、彼らの祖先の歴史と直接には関わりないわけです。したがってアメリカにおける考古学的研究の目的は、人類の社会や文化の形態や動態に関する一般法則を追求するという人類学的な目標に向かったのは当然といえるでしょう。

それに対し、日本をはじめ東アジア諸国やヨーロッパの多くの国々では、考古学は遺跡・遺物などのモノ資料から人間の歴史を明らかにする歴史学の一つの方法と考えられてきました。これは、いずれが正しいかということではなく、それぞれの国々の学問の歴史的展開の中で生じた違いであることを正しく認識して下さい。また後にもふれるように、歴史学の一方法としての日本の考古学も、アメリカ流の人類学的考古学に学ばなければならないところも少なくないのです。

●歴史学としての考古学

考古学が遺跡・遺物などのモノ資料によって人間の歴史を明らかにする学問であり、文献史料によって歴史を研究する文献史学（狭義の歴史学）や、風俗、習慣、儀礼などの伝承資料により歴史を考える民俗学（民俗学も考古学と同じように、歴史的研究をめざすものだけではなく、人類学的、あるいは社会学的な民俗学も存在します）とともに広義の歴史学を構成するものであることをまず理解して下さい。これら、それぞれ資料と方法を異にする歴史研究の成果を総合してはじめて正しい歴史の復元が可能となるのです。

歴史学	{ 文献史学〔狭義の歴史学〕 考古学 民俗学	文献史料による歴史研究
		遺跡・遺物による歴史研究
		伝承資料による歴史研究

●考古学の資料

このように、考古学の研究を進めるための資料は、あくまでも「遺跡」と「遺物」という物質的資料です。文献史料以外のモノ資料といってもよいでしょう。浜田耕作の『通論考古学』でも、考古学の資料は「普通之を別って狭義の遺物と遺跡の二となす」としています。浜田が「狭義の遺物」と言っているのは、さきの考古学の定義で「物質的遺物により人類の過去を研究するの学」とし、「遺物」の中に遺跡をも含ませているからです。浜田に限らず、多くの考古学研究者は、考古学の資料をこの「遺跡」と「遺物」としています。

ただ少し考えてみると、「遺物」が考古資料としてその役割を果たすのは、それがどこの「遺跡」のどの部分から出土しているかがわかってはじめて意味をもつのです。どこから出土したかわからない遺物は単なる参考資料にすぎません。言い換えれば、「遺物」は「遺跡」との関わりではじめてその資料としての価値を発揮するの

です。さらに一つの「遺跡」は、さまざまな建物や溝や土塁などの堤、掘り穴などさまざまな「遺構」によって構成されています。この「遺構」もまたその「遺跡」のなかでの位置付けが判明してはじめて考古学的研究資料としての意味をもつものであることはいうまでもありません。

こうした意味から、わたくしは考古学の資料は「遺構」と「遺物」の組合せからなる「遺跡」であると捉えるのがよいのではないかと考えています。なお、かつては「遺跡」は動かすことのできないもの、「遺物」は動かすことのできるものと説明されてきました。しかしこの移動可能か否かという区分はむしろ「遺構」と「遺物」の区分にあてるのが適当ではないでしょうか。もちろん「遺跡」はその場所にあつてこそ意味をもつものですから、動かすことのできないものであることはいうまでもありません。そうした「遺跡」が、移動することのできない「遺構」と、移動可能な「遺物」から成り立っていると捉えるのです。

(2) 考古学の新しい動向

テキストでは、最近の考古学の動向として特に重要と思われる自然科学的研究法の進展の問題とニュー・アーケオロジー運動を紹介しておきました。このうち自然科学と考古学の提携の必要性は古くから指摘され、また実践されてきました。しかし最近の自然科学の目覚ましい発展の結果、考古資料の年代決定、遺物ないしその原料の産地の決定、さらに多量の資料データの分析にコンピュータによる情報処理法を導入することなど、自然科学との連携なしにはこれからの考古学研究は考えられなくなってきています。そのうち自然科学的年代決定法と産地決定法については、第3章で今村峯雄先生がわかりやすく解説しておられますので、それに学んで下さい。

ニュー・アーケオロジーと呼ばれるプロセス考古学派は、第2次世界大戦後のアメリカで盛んになったものです。これはビンフォード L.R.Binford らが、文化の編年と伝播の研究から一歩も出ないそれまでの考古学研究をきびしく批判し、環境と人間の生活との相互関係や生業と社会構造の相関関係など、人類文化一般に共通する法則性の追求の必要性と、自然科学とも提携した新しい研究の方法を主張したものです。

これはまた「人間の文化や社会は、その環境とともに均衡を保つ一つのシステムを構成する」という考え方や、「考古学は人類学に属する科学であり、自然科学が科学であるように考古学もまた科学でなければならない。そのためには、自然科学が立脚する方法論、すなわち演繹的推論を柱としなければならない」というような主張からも明らかなように、そこでは「法則性の追求」という人類学的な課題が重要視されています。

こうした方向性は、ニュー・アーケオロジー運動が考古学を人類学の一分野と位置付けるアメリカで興ったことから当然と考えられます。それぞれの地域で展開された個々の歴史的事実の復元的研究を重視する日本などの歴史学的考古学からみるとやや違和感がありますが、環境と人間生活との関わりを重視し、また自然科学的方法を重視するその姿勢には日本の考古学が学ばなければならないところも少なくありません。また21世紀の新しい学問体系のなかでは、歴史学それ自体もまた、より人類学に接近する必要があるのではないのでしょうか。

(3) 考古学と現代社会

ここでは、環境問題と考古学、開発と遺跡の保存の問題を取り上げておきましたが、特に環境問題と考古学の関わりは、きわめて重要だと思われます。

最近では日本でも花粉分析の研究が進み、時期を限定できる地層があると、その地層に含まれている花粉の分析を行うことによってその地層が堆積した時期の植物環境が正確に復元できるようになってきています。特定の地域の、特定の時期の植物環境を正確に復元するという事などは、文献史学による研究では考えられなかったことです。

また考古学では、地震などの自然災害の痕跡が追跡できるようになり、災害のあと人々がどのように災害に立ち向かい、復興を成し遂げたかを明らかにした例が少なくありません。群馬県では、古墳時代後期の6世紀に榛名山の二ッ岳が2度にわたって大噴火を起こし、利根川流域など群馬県を中心とする各地に大変な災害をもたらします。しかし人々は、水田の上に厚く堆積した火山灰層の上に新しく畠や水田を再び造成し、復興に立ち上がったことが、発掘調査により明らかにされています。

21世紀、人類はいやおうなしに環境問題と向き合わなければなりません。その際、過去の環境の変化や災害の実態を正しく知り、また人々がそうした環境変化や災害にいかに対応したかを知ることは、きわめて大切なことだと思われます。その意味で、21世紀の環境問題に考古学の果たす役割は決して小さくないのです。こうした文献史学とはまた異なる考古学の特質とその役割を正しく認識してほしいと思います。

《参考文献》

◇考古学とはどのような学問か

浜田耕作『通論考古学』大鏡閣、1922年（復刻版が2016年岩波書店から刊行されている）

近藤義郎・横山浩一ほか編『岩波講座日本考古学』1 研究の方法、岩波書店、1985年

鈴木公雄『考古学入門』東京大学出版会、1988年

◇新しい考古学の動向

C. レンフルー（大貫良夫訳）『文明の誕生』岩波現代選書、1979年

田中 琢・佐原 真『発掘を科学する』岩波新書、1994年

◇考古学と現代社会

辻 誠一郎『考古学と植物学』考古学と自然科学③、同成社、2000年

第2章 考古学の方法

この章では具体的な考古学の研究法の基本について学びます。(1)発掘調査、(2)年代の決め方、(3)考古学による歴史の復元の3節に分けて論述しています。このうち、発掘調査の具体的な方法をマスターするのは、実際に発掘調査に参加しなければ、まず困難でしょう。ここでは、考古学の勉強を進めるために発掘調査の成果を取りまとめた調査報告書などを読んでその意味が理解できるように、その基本についてふれています。

(2)の「年代の決め方」は、考古学が歴史学である以上、まずその資料の年代を決定することが求められます。そのため考古学は長い年月をかけて独自の年代決定法を磨いてきました。考古学の方法の中でもとりわけ重要な部分であり、正しく理解していただきたいと思います。

(3)の「考古学による歴史の復元」もきわめて重要な項目ですが、その方法はそれほど簡単ではありません。日本で刊行されている考古学の方法に関する書物などをみても、その多くは発掘調査の方法や年代決定法など考古学の基礎的な方法に関するもので、そうした基礎的作業を終えた考古学的資料をいかに組み立てて歴史を復元するかというような、高次の方法論を取り上げたものはあまりみられません。これはむしろ皆さんが、それぞれの研究者の個々のすぐれた研究に学びつつ、自分で考えていただかなければならないものかも知れません。テキストでも、考古学による歴史研究の際に大きな問題となる「考古学的研究と文献史料の関係」についてふれているにすぎません。

(1) 発掘調査

先に考古学の資料は基本的には「遺跡」であり、その中での「遺構」や「遺物」のあり方、すなわちそれぞれの関係性を明らかにすることが必要であることを述べました。この一つの遺跡における遺構やそこに含まれる遺物のあり方、すなわち「遺跡」の構造を明らかにする作業が、発掘調査にほかなりません。

したがって発掘調査の進め方は、その遺跡の種類やあり方によって大きく異なります。人間が人為的に構築した古墳などのお墓の場合と、人々の生活の場であった集落や都市などの場合では、発掘の方法が異なるのも当然でしょう。また西アジアなどでは、日乾しレンガによる住居からなる村落跡が何層にも重なって、テル（遺丘）とよばれる小高い丘を形成しています。そこでは異なる時期の村落が上下に何層にも重なって検出されます。一方、日本などではこうした時期を異にする村落などの遺跡が上下に重なって検出されるようなことはまずなく、同一平面における柱穴の切り合い関係などから、個々の住居などの前後関係を判断しなければなりません。村落跡の調査では、同時期に存在した家屋など建物の配置が明らかにされてはじめて、一定時期の村落の構造とその変遷過程を明らかにすることが可能になります。

考古学研究者が発掘調査において、具体的にどのようにして遺構を認識し、その時期を決めているのかについては、各地で実施されている発掘調査の現地説明会などに参加することによってその実際を知ることができます。そうした機会があれば積極的に参加されるようお勧めします。いくつかの発掘調査現場を見学することによって、発掘調査方法の基本を理解することは決して不可能ではないでしょう。

(2) 年代の決め方

これについては、テキストに比較的くわしく書いておきました。考古学的年代決定法には、層位学的方法と型式学的方法があること、またこの二つの方法が相互に補完しあって、考古学的な年代決定が行われていることを正しく認識して下さい。

さらにこうした考古学的方法によって決定された年代は、あくまでも、遺構や遺物

の相対的な前後関係を示す相対年代であり、具体的な暦年代を示す絶対年代ではないこと、またこの相対年代と絶対年代の区別が、実際の考古学的研究においてきわめて適切でかつ有効な区分であることを学んで下さい。

自然科学的年代決定法については次章で学習して下さい。

(3) 考古学による歴史の復元

基礎的な分析を終えた考古資料をどのように組み立てて歴史を復元するのかは、考古学という学問にとってはきわめて大切な問題です。しかし、その方法を具体的に論じた論文や書物は日本では一部をのぞき、あまりみられないのが実情です。

これは、実は文献による歴史学でも同じで、古文書の読み方や史料批判・文献批判の方法など文献による歴史学の基礎的方法に関する書物はありますが、そうした基礎的操作を終えた文献史料をどのように組み立てて歴史を書くのかといった方法を論じた書物はあまり見当りません。あっても、その多くは歴史哲学の分野に属するような高邁な議論で、具体的な方法論ではありません。

さきにもふれたように、これは歴史研究者である考古学研究者や文献史学者がそれぞれ独自に自分の方法をみつけなければならないのかも知れません。ただその際には、これまでの考古学研究者が行ってきた具体的な研究がお手本として有効であることはいうまでもありません。

20世紀前半は、文化伝播論の全盛時代でした。すべての文明の基礎となる農耕文化、すなわち新石器文化は、まず西アジアで成立し、これがヨーロッパ各地やアフリカや東アジアに伝播していったというものです。こうした文化一元論や文化伝播論を突き崩したのは、放射性炭素による年代測定の進展でした。世界各地で西アジアよりはるかに古い土器をともなう文化が発見され、すべての文化や文明の起源を西アジアに求める「伝統的枠組み」を突き崩していったのです。

こうした動向は中国でも認められます。従来は中国でも、まず黄河流域の中原に成立した文化・文明が中国各地に伝播していったという中原一元論がほぼ定説化していました。しかし最近ではそれに代わって、中国各地の複数の地域の文化が相互に影響し合いながら、それぞれ独自の系統として発展してきたとする、蘇秉琦氏の「区系類型論」などが大きな位置をしめるようになってきました。事実、長江流域の初期稲作農耕文化の年代が黄河流域に比べて決して新しくないことが放射性炭素の年代測定によって明らかにされ、中原一元論が成立し難いことが明らかにされています。

こうした伝統的な文化一元論・伝播論の破綻と並行して、こうした文化の編年と伝播の研究から一歩も出ないそれまでの考古学研究に対する批判から、前章でもふれたニュー・アーケオロジーと呼ばれるプロセス考古学などの新しい考古学が提唱されました。それは、それまでの文化伝播というような文化史的な研究に替わって、環境と人間の文化の関わり、生業と人間の社会の相関関係など、人類に普遍的な法則性の追求を重視するものでした。

一方、第1次世界大戦後のドイツでは、グスターフ・コッシナが「居住地考古学」を提唱していました。これは「厳密に地域を限ることのできる考古学上の文化領域は、いつの時代でも特定の民族ないし部族と一致する」という考え方で、コッシナはこの

方法によってゲルマン民族の故地の研究を進めました。この「居住地考古学」は、コッシナの後継者たちによってナチスの侵略に口実を与えることになりました。戦後このコッシナー派やその方法に対するきびしい批判や反省から、考古学的な資料の分布から求められる文化領域は、民族や国家以外にも宗教、交易、戦争、習俗などさまざまな要因によることが明らかにされ、考古資料の分布の解釈には慎重な態度が求められるようになってきています。

こうした文化伝播論、居住地考古学、プロセス考古学といった20世紀以来の考古学の大きな動向を理解しておくことは重要です。さしあたり、文化伝播論についてはイギリスのゴードン・チャイルドの初期の著作を、このチャイルドらの文化伝播論に対する批判についてはC. レンフルーの著作を、コッシナ批判についてはH. J. エガースの著作などをお読みになることをおすすめします。また考古学研究と文献史料の関係については、テキストにわたくしの考えを書いておきましたので、これについても考えていただきたいと思います。

いずれにしても、考古資料をどのように組み立てて歴史を書くのかという方法についてわかりやすく解説した入門書などは、まずないと考えていただいた方がよいと思います。それは、今までの多くの考古学研究者の具体的な仕事から学ぶほかないのです。ただその際にも、欧米を中心とする世界の考古学の大きな流れを把握しておくことは大切なことといえるでしょう。

《参考文献》

◇考古学の方法

浜田耕作『通論考古学』（復刻版）、岩波書店、2016年

G. チャイルド（近藤義郎訳）『考古学の方法』河出書房、1964年

近藤義郎・横山浩一ほか編『岩波講座日本考古学』1 研究の方法、岩波書店、1985年

藤本 強『考古学の方法－調査と分析－』東京大学出版会、2000年

◇考古学による歴史の復元

G. チャイルド（ねずまさし訳）『文明の起源』上・下、岩波新書、1957年

G. チャイルド（今来睦郎・武藤潔訳）『歴史のあけぼの』岩波書店、1958年

C. レンフルー（大貫良夫訳）『文明の誕生』岩波現代選書、1979年

H. J. エガース（田中琢・佐原真訳）『考古学研究入門』岩波書店、1981年

国立歴史民俗博物館編『考古資料と歴史学』吉川弘文館、1999年

白石太一郎『考古学と古代史の間』ちくまプリマーブックス、筑摩書房、2004年

第3章 自然科学と考古学

第2章でもふれたように、最近の考古学研究においては自然科学との連携の必要性がいよいよ高まって来ています。ここでは、そうした自然科学と考古学の共同作業のなかでも、特に大きな成果があがっている年代決定法と産地決定法について学習します。このサブテキストでは、考古学による歴史研究の出発点として重要な年代決定法についてふれておきます。

自然科学的な年代決定法としては、いくつかの方法の研究が進められています。それらの中で大きな成果があげられ、日本でもほぼ実用的段階に達しているのが年輪年代法と炭素14年代法の二つです。

●年輪年代法

このうち年輪年代法は、適切な資料が得られれば、1年単位の確実な年代を知ることのできるきわめて有効な年代決定法です。これは20世紀に入ってアメリカで開発された方法で、暦年代を決定する手がかりがほとんどない、コロンブス以前のアメリカの遺跡や遺物の年代決定に大きな役割を果たしてきました。ただ、日本のように高温多湿で、しかも地域によって自然条件が大きく異なるところでは、適用は無理であろうと言われていました。ところが十数年前から奈良文化財研究所がその研究を進めてみると、日本でもその適用は十分可能であることが知られるようになりました。

その原理や応用例については今村峯雄先生がわかりやすく解説しておられますが、資料に最終年輪が残っていなければ、その樹木の伐採年代を知ることができません。ただ樹木の外皮に近い部分には白太（^{しらた}辺材部）と呼ばれる部分があり、その厚さは3センチ前後とほぼ一定しています。この部分が遺存しておれば外皮に近いことが知られ、おおよそ伐採年代に近い年代が想定できるといわれますが、精度にやや問題が残ることはいうまでもないでしょう。

今一つ、年輪年代法で注意を要することは、たとえ最終年輪が残っている柱材が得られたとしても、それはあくまでもその木材の伐採年代にすぎません。それはその木材を用いた建物の建設年代の上限を示すにすぎないことを理解して下さい。

この方法が、1年単位の確実な年代を知ることのできるすぐれた方法であることは基本的には認めることができます。ただ、一般に7世紀後半のものとされている法隆寺の現存五重塔の心柱の伐採年代が西暦594年前後と測定されているように、すぐには適切な解釈が困難な測定結果も少なくありません。年輪年代法の測定結果の応用についても、他の考古学的、歴史学的な検討結果と総合して慎重に進めなければならないことはいうまでもないでしょう。

●炭素14年代測定法

最近、弥生土器に付着したススをこの方法により分析した結果、弥生時代の始まりが従来の説より500年ほどさかのぼることが明らかされ大きな話題になったことは記憶しておられるでしょう。この問題については、考古学の研究者の中でも大きな議論になっていますが、何よりもまずこの炭素14年代測定法の原理と最近の方法を正しく知っていただきたいと思います。テキストではこの年代測定法の研究を先端に立って進めておられる今村先生が、その原理と方法をわかりやすく解説しておられますので、よく読んで学習して下さい。

弥生時代の始まりが500年もさかのぼったことについて、考古学研究者の中にも、それはこの炭素14年代測定法にAMS法という新しい分析法が用いられた結果であると考えている人が少なくありませんが、これは大きな認識不足です。テキストにもあるように、確かにAMS法を用いるようになって、必要な試料の量も少なくて済むよ

うになり、またその精度もきわめて向上したことは事実です。従来は測定結果に ± 200 年もの誤差が付いていたのが、AMS法を用いるようになった結果、 ± 20 年程度の誤差で納まるようになりました。しかし、測定した年代が何百年もさかのぼるようになったのは、年輪年代法などを用いて炭素14年代の補正、すなわち暦年較正を行うようになった結果にほかなりません。

炭素14年代法は、大気中の炭素14の濃度があらゆる時代を通じて一定であったという大前提に立つものでしたが、最近の研究では大気中の炭素14の濃度は、太陽の活動や地球の磁場の変化などにより変動することが明らかになってきました。このため炭素14年代法独自では、正しい年代はえられないことが知られるようになったのです。そのため年輪年代法などで正しい年代の知られた試料を炭素14年代法によって測定し、その誤差を補正するするようにしたのが、炭素14年代の暦年較正にほかなりません。こうして現在では、少なくとも過去1万2千年前までは炭素14の測定値を相当高い精度で実際の暦年代に置き換えることができるようになったのです。弥生時代の開始年代が500年もさかのぼったのは、まさにこの暦年較正の結果にほかならないのです。

欧米では、過去約2万年前以降の先史時代の考古資料の年代については、もっぱらこの炭素14年代の測定結果を暦年較正する方法が採用されています。今後日本でもこの炭素14年代測定の結果が盛んに用いられるようになることは疑いなくと思います。ただ炭素14年代法の歴史からも明らかなように、この方法自体も大きく訂正、修正されてきました。考古学研究者はその結果を謙虚に受けとめるとともに、あくまでも考古学の立場から考古学的方法によってその正否を検証していかなければならないことはいまでもありません。

《参考文献》

- 光谷拓実「年輪年代法の最新情報」『埋蔵文化財ニュース』99、奈良文化財研究所埋蔵文化財センター、2000年
 光谷拓実『年輪年代法と文化財』日本の美術No.421、至文堂、2001年
 春成秀爾・今村峯雄編『弥生時代の実年代－炭素14年代をめぐる－』学生社、2004年

第4章 先土器時代から縄文時代へ

第4章以降は、考古学が明らかにした日本列島の旧石器時代から中世までの歴史と文化の概要を学習し、考古学研究者が考古資料をどのように使って歴史を復元しているのかを学んでいただきます。

まず第4章では、日本列島の先土器時代（旧石器時代）と先土器時代から縄文時代への転換について学習します。

この章では執筆者の今村啓爾先生が「先土器時代」という時代名称を使っておられることに注意して下さい。これについては、本章の最後に先生が「日本と世界の時代名の整理」というコラムを書いておられますので、まずこれを読んで下さい。ここにいる「先土器時代」というのは、現在の日本では一般に「旧石器時代」と呼んでいる時代のことです。旧石器時代というのには、デンマークのトムセン（1785～1865）の三

時期区分法（石器時代－青銅器時代－鉄器時代）にもとづく石器時代を、イギリスのジョン・ラボック（1834～1913）が提唱した石器時代二分法（旧石器時代－新石器時代）にもとづいて区分した時代名称です。考古学的な時代区分のうち一番古い時代で、基本的には「打製石器だけが用いられた時代」のことです。さらに20世紀になるとジャック・ド・モルガン（1857～1924）によって、旧石器時代と新石器時代の間に中石器時代を置くことが提唱されたりしました。

日本では一般に縄文時代が新石器時代、それ以前の時代が旧石器時代に相当するとされていますが、今村先生は縄文時代でも初期の段階は旧石器・中石器時代的な要素が強く、それ以前を簡単に旧石器時代と呼ぶのは適当ではないというお考えによるものです。確かに東アジアの縁辺に位置する日本列島にヨーロッパででき上がった時代区分をそのまま適用するのは問題が多いといえます。考古学的な時代区分の問題を考える上にも重要な問題提起ですので、みなさんもよく考えてみてください。

(1) 先土器文化研究の進展と遺跡ねつ造事件

ここでは、日本における縄文時代以前の文化に関する研究の進展の歴史を学びます。旧石器遺跡ねつ造事件という忌まわしい事件があったことも、記憶されなければならないでしょう。

(2) 石器の研究

ここでは、先土器時代の主要な研究資料である石器について、その特質と研究法を学びます。石器という考古学研究において重要な遺物の研究法の基本を簡潔に紹介していただいていますので、よく読んで学習して下さい。

(3) 先土器時代の環境と生活

前節における埼玉県砂川遺跡における石器の分析結果や環状ブロック群と呼ばれる遺跡のあり方などから、この時代の人々の遊動生活の実態を復元し、彼らの生活が狩猟を中心とするものであったことを明らかにしておられます。先土器時代の遺跡や遺物のあり方からどのように当時の人々の生活や社会を復元することができるのかを学んで下さい。

(4) 大陸とのつながりと土器の出現

日本列島における土器の出現時の様相に関する研究の現状を簡潔にまとめていただいています。この段階の人々の生活が、基本的には先土器時代と共通のものであったことを学んで下さい。なおここで今村先生が土器の出現年代を1万3千年前としておられるのは炭素14年代によるものですが、暦年較正をしていない年代であり、「較正1万5500年前」とされるのは炭素14年代に暦年較正を施した年代です。

《参考文献》

今村啓爾『縄文の実像を求めて』日本歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、1999年
佐川正敏「日本の旧石器文化」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

第5章 縄文文化の実像

この章では、最近の研究成果にもとづいて今村啓爾先生が想定される縄文文化像が簡潔にまとめられています。その新鮮な縄文文化観とともに、そうした縄文観の前提となる考古資料とその操作方法を学んでほしいと思います。

(1) 縄文文化の成立

先土器時代と縄文時代は、土器の出現をもって区分されています。すなわち土器が出現した段階から縄文時代が始まるわけです。この時期はまた氷河時代が終わり、地球の温暖化へ向けての大きな気候の変化が始まろうとする時期でもあります。今村先生は、縄文文化を、こうした氷河時代以降の完新世の自然環境への対応の結果として成立したものと捉えておられます。また安定した本格的な縄文文化が、日本列島でもまず南九州から始まり、次第に北上したことも、こうした気候の温暖化が縄文文化という新しい文化を生み出したことをはっきりと物語るものでしょう。

(2) 生活の様相

縄文人は、動物や鳥の狩猟、魚の漁労、貝の採取、植物採集などによって食料を獲得していましたが、その具体的なあり方はそれぞれの地域の環境によって大きく異なります。ただ西アジアの新石器文化に始まった穀物生産などは行われず、森林の環境に適応した食料の確保が行われました。このことから今村先生は日本の縄文文化を「森林性新石器文化」と呼んでおられます。そうした自然との共存を特質とする縄文文化の基本的な性格を正しく理解して下さい。

(3) 繁栄と衰退

縄文時代には、非常に大規模で、しかも同心円状を呈するきわめて計画的な集落が東北地方や関東地方には営まれ、また東京湾岸などでは巨大な貝塚が形成されています。この時代が農耕をとまなわないにもかかわらず、採集を基礎とする文化としてはまれにみる安定したものであり、繁栄の時期があったことが知られます。ただこのことから、縄文文化全体を豊かで安定した文化であったと捉えるのは適当ではないようです。

今村先生は、縄文文化が相当広い地域にわたって壊滅的ともいえるような衰退をたびたびこうむっていることから、それが環境変化の影響をただちにこうむり、長期的な安定がみられなかったことにこそ、採集に基礎を置く文化としての大きな限界があったことを的確に指摘しておられます。一部には縄文文明論などを提唱する向きもありますが、縄文文化の実像を正しく認識して下さい。

《参考文献》

今村啓爾『縄文の実像を求めて』日本歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、1999年
 泉 拓良「縄文文化論」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

第6章 弥生文化の成立

この章では、弥生文化の成立を東アジアとの関わりから捉え、その歴史的な意味を

学習します。

(1) 弥生時代の暦年代

執筆者の宇野隆夫先生は、まず最近大きな問題になっている弥生時代の開始年代について、基本的には最近の自然科学的な年代測定（炭素14年代）の結果を認め、そのはじまりを紀元前10世紀前後とする立場をとることを明確にされます。

(2) 海上交通の飛躍

弥生文化が、新しく東アジアから水田稲作農耕を受け入れることによって成立したものであることはいうまでもありません。ここではまず、そうした東アジア世界との交流を質・量ともに飛躍的に拡大させた海上交通の進展の基礎としての船や港の問題を学びます。

(3) 弥生文化の始まり

弥生文化の始まりをどの時点に求めるかについては、さまざまな意見があります。最近の研究では、北部九州では、すでに縄文晩期の後半には水田稲作がはじまり、環濠集落の形成が認められます。この段階を弥生早期と捉える立場と、いずれの時代でもその先駆的な動きはその前段階から始まっているのであり、そうした新しい水田稲作技術の受容ではなく、その結果としての農耕社会が成立をもって弥生時代と捉えるべきであるとする意見があります。宇野先生は前者の立場を採られています。この問題については、後者の意見をとる泉拓良さんの意見なども読んで、皆さんも考えてみて下さい。

ここでは、弥生文化を特徴づける環濠集落、水田稲作、青銅器、鉄器の始まりの実態について学習するとともに、そうした新しい文化がどの程度の数の人々の渡来によってなされたのか。すなわち縄文人と弥生人の関係についても考えます。宇野先生は、この弥生文化成立の契機は、おそらく少数の人々の渡来にあったのであろうとしておられます。最近では、このようにこの時期の渡来人の数はあまり多くなく、縄文人がこの新しい水田稲作などを積極的に取り入れたのであろうとする考え方が支配的です。ただこの問題は、日本文化や日本人の問題を考える上にもきわめて重要な課題ですから、テキストやこのサブテキストにあげられている参考文献に紹介されている諸説についてもよく勉強して下さい。

《参考文献》

泉 拓良「弥生時代はいつ始まったか」『争点日本の歴史』1、新人物往来社、1990年

春成秀爾『弥生時代の始まり』

白石太一郎「倭国誕生」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

中橋孝博「倭人の形成」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

第7章 弥生時代の社会と文化

この章では、最近の考古学研究が明らかにした弥生時代の社会と文化の実像を学び

ます。縄文時代との相違点を確認しながら学習するとともに、どのような考古資料によってそのような結論が導きだされているのかをよく考えて下さい。

(1) 社会の基礎的単位

水田稲作の始まりとともに、社会の基礎的単位としての家族のあり方も大きく変化しました。ここでは水田稲作との関わりから、家族の実態を考えます。

(2) 環濠集落

弥生時代を特徴付けるのは、この時代の各地の拠点的な集落がいずれもそのまわりに環濠をめぐらしていることです。ここではその実態を学ぶとともに、なぜこの時代の集落が環濠をめぐらしていたのかを考えて下さい。集落の環濠の機能にはさまざまなものがありますが、こうした集落を防護するための大規模な施設の存在は、この時代が戦争の時代であったことを何よりも明確に物語っています。戦争との関わりから弥生時代そのものの歴史的な位置が見えてくるのではないかと思います。

(3) 祭り

弥生時代はまた、銅鐸、銅剣、銅矛などの青銅製祭器が盛んにつくられ、これを用いた祭りが行われた時代でもあります。ここでは弥生時代の祭りの実態を学ぶとともに、さまざまな青銅製祭器の分布とその変化の意味を考えます。考古資料から祭りや人々の精神生活を復元するのはなかなかむつかしいのですが、その具体的な研究方法についても学んで下さい。

《参考文献》

- 酒井龍一『弥生の世界』歴史発掘6、講談社、1997年
 岩永省三『金属器登場』歴史発掘7、講談社、1997年
 設楽博己「農業の始まりと地域文化の形成」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

第8章 弥生時代から古墳時代へ

3世紀後半以降、日本列島の各地に巨大な墳丘をもつ古墳が造営されるようになります。この時代を考古学では古墳時代と呼びますが、この時代の人々の生業や人々の生活様式それ自体に弥生時代とは基本的に異なる大きな変化があったわけではありません。ただ社会の仕組みが次第に変化し、政治的世界が日本列島にも形成されるようになります。ここでは古墳という支配者層の特殊なお墓の成立の過程から、古墳時代への社会の変化を学習します。

(1) 弥生時代の大型墳丘墓

古墳は、ある日突然出現したわけではありません。すでに弥生時代の後期に各地で造られるようになっていた大きな墳丘をもつ首長墓を母体として生み出されるのです。ここでは、弥生時代後期の墳丘をもつ首長墓の特質を学ぶとともに、その歴史的な意

味を考えて下さい。

なお、古墳がこうした墳丘をもつ大型の首長墓から出現したことからもおわかりのように、何をもって古墳の成立と考えるかは大きな問題です。わたくしは地域的な特色がなくなり、各地に画一的内容をもつ大型前方後円墳が出現するようになる時期に画期を求めていますか、大きな墳丘をもつお墓が出現すればそれはもう古墳と呼ぶべきだとする考えの研究者もおられます。この問題についても、古墳というものをどのように把握するのがこの時代の歴史を認識するのに適当であるのかという観点から、皆さんもそれぞれ考えて下さい。

(2) 前方後円墳の成立

わたくしは、3世紀中葉すぎと想定される大型前方後円墳の出現をもって古墳の成立ととらえ、その背景に広域の首長連合の成立を考えています。古墳の造営がこうした広域の首長連合の政治秩序と連関するという考え方は、最近の考古学では広く認められています。こうした古墳造営の歴史的な意味を学習して下さい。

なお、定型化した大型前方後円墳の出現を3世紀の中葉すぎとする考えは、最近では多くの研究者の共通認識となりつつあるものと思いますが、研究者の中にはもう少し新しく考える方もおられます。この問題についても、それぞれの説の根拠を自分で検討し、いずれの説が説得性が高いかよく考えてみて下さい。

(3) 古墳出現の歴史的背景

ここでは古墳出現の歴史的な背景を、日本の古代史の流れの中に位置付けて考えるとともに、そうした広域の首長連合の形成の契機についても一つの仮説を提示しています。考古学の立場から日本列島における国家の形成過程をどのように捉えることができるのか、またこの段階をどのように位置付けるのがよいのか、皆さんもそれぞれ他の研究者の説をも読んで、自分で考えてみて下さい。

《参考文献》

近藤義郎『前方後円墳の成立』岩波書店、1998年

近藤義郎『前方後円墳と吉備・大和』吉備人出版、2001年

寺沢 薫『王権誕生』日本の歴史1、講談社、2000年

福永伸哉『邪馬台国から大和政権へ』大阪大学新世紀セミナー、大阪大学出版会、2001年

白石太一郎「倭国誕生」『倭国誕生』日本の時代史1、吉川弘文館、2002年

北条芳隆・溝口孝司・村上恭通『古墳時代像を見なおす』青木書店、2000年

第9章 古墳時代の社会と文化

この章では、古墳時代の社会や文化とその変化について学習します。特に古墳時代の文化については、古墳時代の中ごろの5世紀初頭頃を境に大きな変化が生じます。この時期を境に日本列島に東アジアのさまざまな文化や技術が流入するようになります。その背景や意味を正しく理解して下さい。

(1) 集落と豪族居館

古墳時代と弥生時代の集落にみられる大きな変化は、古墳時代になると環濠集落がみられなくなることで、それまで集落の内部にいた首長層が一般の集落を出て、別にその居館を構えるようになることです。この二つの大きな変化は、古墳時代という時代が広域の首長連合の成立によって戦争の時代が終わり、それなりに安定した時代になったことで、支配する者と支配される者が明確に分離したことを物語っています。このことを正しく理解していただきたいと思います。また集落の構造から、集落を構成する基礎単位が内部に複数の単婚家族を含む大家族であったことが確認されます。

(2) 人々の精神生活

ここでは人々の精神生活について考えます。特に最近相次いで検出されるようになった導水施設をとまなう水の祭祀場とこれを表現した埴輪は、この時代の人々や首長層にとって水の祭りがきわめて重要であったことを示しています。水田稲作に基盤をおく古墳時代における水の祭祀のもつ意味をよく考えてみて下さい。

(3) 産業と新しい文化の波

ここでは、5世紀初頭前後からとうとうと日本列島にもたらされるようになった新しい文化や技術とその受容の意味を学びます。例えばこの時期以前の倭人たちは乗馬の風習をもっていませんでしたが、この時期以降多くの古墳で馬具の副葬が始まり、倭人たちが騎馬文化を受け入れるようになったことが知られます。その理由を説明する仮説として騎馬民族征服王朝説などが提起されたことがあります。今日ではこれを支持する研究者はきわめて少数です。なぜ5世紀以降、騎馬文化をはじめ東アジアのさまざまな文化や技術、さらには学問や思想などが伝えられるようになったのかを考えて下さい。それはすなわち、日本列島の文明化の契機を探ることにほかならないのです。

《参考文献》

- 都出比呂志・佐原 真編『古代史の論点』2、女と男、家と村、小学館、2000年
 佐原 真・金関 恕編『古代史の論点』5、神と祭、小学館、1999年
 白石太一郎『古墳とその時代』日本史リブレット、山川出版社、2002年
 江上波夫『江上波夫の日本古代史』大巧社、1992年

第10章 古墳時代から飛鳥時代へ

この章では古墳時代から飛鳥時代への時代の大きな変化を考古資料としての古墳の変化、都宮の造営の問題、さらに仏教寺院の造営のあり方などから探ります。

(1) 古墳の終末

ここでは、古墳の終末の過程とその意味を考えます。古墳の出現の経過が単純ではなかったのと同じように、古墳の終末もまた複雑です。地域による相違も少なくありません。近畿地方などでは6世紀末～7世紀初頭のことと思われる前方後円墳の造営停

止、7世紀中葉のことと考えられる大王墓の八角墳化、7世紀後半の豪族の古墳の終息や群集墳における顕著な古墳の造営の終息などいくつかの段階をへてその役割を終えていきます。ここではその古墳の終末の過程とその歴史的な意味、すなわちその終末の過程が新しい中央集権的な古代国家の形成過程と表裏の関係にあることを学んで下さい。

(2) 都宮の造営

6世紀やそれ以前の大王の宮の実態はまだわかりませんが、7世紀になると飛鳥地域の諸例をはじめとして、いくつかの都宮の実態が明らかにされつつあります。いままでよくわからなかった推古大王の飛鳥小墾田宮、舒明の岡本宮、皇極の板蓋宮、斉明の後岡本宮、天武の浄御原宮については、その位置や一部ではあるがその構造が明らかにされています。また7世紀における難波宮や藤原宮・藤原京の実態の解明も進んでいます。ここでは、こうした7世紀の都宮の調査研究の現状を学ぶとともに、その構造の変化が何を意味するのかを学習します。

(3) 仏教寺院の造営

日本では本格的な仏教寺院の造営は、6世紀末葉に蘇我氏の氏寺である飛鳥寺の造営が始まり、7世紀になると日本列島の各地に大規模な寺院が数多く造営されます。また7世紀中葉近くには大王家の氏寺とも言うべき百濟大寺の造営も行われます。ここではその研究の現状を学ぶとともに、それが東アジア世界の各国の国家形成とも密接な関わりを持つことを知っていただきたいと思います。

《参考文献》

- 白石太一郎編『古代を考える・終末期古墳と古代国家』吉川弘文館、2005年
 木下正史『飛鳥・藤原の都を掘る』吉川弘文館、1993年
 奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京展』朝日新聞社、2002年
 林部 均『古代宮都形成過程の研究』青木書店、2001年
 小澤 毅「飛鳥の都」『倭国から日本へ』日本の時代史3、吉川弘文館、2002年
 狩野 久編『古代を考える・古代寺院』吉川弘文館、1999年

第11章 律令時代の社会

奈良時代から平安時代の前半期を律令時代と呼びますが、この時代の社会の実像と支配システム、国家システムの整備がどのように進められていたのか、またそれが考古学からどこまで明らかにされているかを学びます。

(1) 交通体系の整備

律令国家とは、中国の律令制度を受容してそれを日本の社会に適応するように変容させた国家組織にほかなりません。したがって、それはまず中国の国家体制や支配制度の受容から始まるわけで、中国との交渉がきわめて重要な意味をもちます。さらに律令制度はきわめて中央集権的な支配システムであり、その支配の貫徹のためには、

国内の交通体系の整備が不可欠です。ここではまず、そうした国内外の交通体系の整備の実態を学びます。

(2) 都城の建設

日本の古代国家は、7世紀後半に藤原京、8世紀はじめには平城京、8世紀末葉には長岡京・平安京を建設します。考古学的な調査によって明らかにされているそれらの都城の実態とその変遷の意味を探ります。

(3) 役所網の編成

律令支配の手段でもある全国的な役所網の整備の実態を、最近の考古学的な調査成果をふまえて学習します。大宰府、多賀城、各地の国府（国衙）、郡家（郡衙）などのあり方、さらにその支配の末端に位置する集落のあり方を学びます。またそうした国家の直接的な支配システムとは異なる私的経営地としての荘園の実態についても考えます。律令制から荘園制への大きな支配システムの変化とその意味についても正しく把握して下さい。

律令国家の解体、変質について、荘園制が果たした役割はきわめて大きなものがありますが、ある意味では土地支配のシステムである荘園制を考古学から捉えるのはきわめて難しい作業です。宇野先生は、そうした荘園制を考古学の立場から捉えようと努力されている数少ない考古学者です。その研究法についてもよく学んでいただきたいと思います。

《参考文献》

- 田辺征夫『平城京を掘る』吉川弘文館、1992年
 阿部義平『官衙』考古学ライブラリー、ニュー・サイエンス社、1989年
 木下 良編『古代を考える・古代道路』吉川弘文館、1996年
 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年
 宇野隆夫『荘園の考古学』青木書店、2001年

第12章 律令時代の産業と文化

律令時代には、新しい国家による支配のシステムが整備されただけでなく、産業の分野においても新たにさまざまな資源が開発され、多様な生産活動が展開されました。またこの時代には仏教・道教が伝統的な神祇信仰とともに国家から庶民に至る各層に広く受け入れられ、その後の日本的な宗教風土の基礎が形づくられます。その後の日本の産業や宗教の特質が形づくられた時代として、この時代が日本の歴史において果たした役割はきわめて大きいといえるでしょう。とくにこうした律令時代の生産や信仰の実態が考古学的な調査研究によって次第に明らかにされてきたことに注目していただきたいと思います。

(1) 律令時代の産業

ここでは、各地での考古学的調査研究の成果を踏まえて、律令時代の手工業生産の

発達や、それをささえた新しい資源の開発のあり方を学びます。とくにそうした産業の振興が単に中央の都だけではなく、日本列島の各地で展開されたことに注意して下さい。また宇野先生は、荘園における生産活動の実態についてもふれておられますが、役所主導の官営工房的生産から在地主導の自立的生産活動への転換に荘園制が果たした役割もまた大きいのではないのでしょうか。こうした歴史の基底にみられる動向を考える上にも考古学的研究の果たす役割が小さくないことを学んでいただきたいと思います。

(2) 律令時代の文化

この時代の文化、とくに精神文化ともいべき宗教や信仰の問題を、考古学研究の成果にもとづいて学習します。この時期の宗教や信仰といえば、東大寺や国分寺の造営が注目されますが、そうした国家仏教の興隆だけではなく、道教など東アジアの民間信仰の影響をうけたさまざまな祭祀や呪術が広く広がったことも重要です。人形、土馬、人面墨書土器などの道教的な祭祀遺物が古墳時代以来の鏡・武器・玉などの伝統的な祭祀遺物とともに出土することは、道教的な信仰と神祇信仰とが同化しつつあったことを示すものでしょう。日本古代の伝統的な神祇信仰の中にも、東アジアの民間信仰の影響が強く及んでいることも注目してほしいと思います。

《参考文献》

- 佐藤 信編『律令国家と天平文化』日本の時代史4、吉川弘文館、2002年
 宇野隆夫『律令社会の考古学的研究－北陸地方を舞台として－』桂書房、1991年
 上原真人『瓦を読む』歴史発掘11、講談社、1997年
 坂詰秀一・森郁夫編『日本歴史考古学を学ぶ』上・中・下、有斐閣、1983～86年

第13章 中世の人々の暮らし

第13章と第14章では、小野正敏先生が、最近の中世考古学の研究成果の一端を紹介して下さい。まず本章では主として福井市の一乗谷朝倉氏遺跡いちじょうだにの調査の成果をもとに、中世都市の構造や景観を概観するとともに、そこに住んだ人々の生活をみてみましょう。

(1) 「中世考古学」は町の発掘から

小野先生は、事実上、日本の中世考古学の調査・研究が1961年から始まった広島県福山市の芦田川河床の草戸千軒町遺跡くさどせんげんちょうの発掘調査に始まるとされます。そこでは単に中世の人々の衣食住にとどまらず、さまざまな職種・階層の人々が活動する場としての町を中心に、政治・経済・文化など中世にかかわるさまざまな問題に対する考古学の立場からのアプローチがはじまったことを紹介しておられます。

(2) 戦国城下町一乗谷にみる景観と人々

一乗谷は、越前一国を支配した戦国大名朝倉氏がその支配の本拠地として営んだ戦国時代の城下町です。その発掘調査の成果にもとづいて、この城下町の空間構造が見

事に復元されます。

(3) もの資料が語る生活

一乗谷から発掘された焼物の分析結果が示されています。ここでは中国製、朝鮮製、日本の瀬戸・美濃焼など遠隔地からの流入品と、土器（かわらけ）や越前焼など地元産のものがそれぞれ機能分担して用いられています。そうした産地別の陶磁器の機能分担は、全国各地の遺跡でもみられるものであり、こうした焼物を素材として中世の生産、消費、流通の実態が明らかにできることを具体的に示しておられます。そうした焼物はまさに商品として流通したものであり、文献から復元される当時の畿内の物価表から当時の都市生活すら体感できるのです。さらにこうした戦国期の各地の焼物の役割分担のなかで、中国陶磁器が大きな役割を果たしていたことに注意していただきたいと思います。

(4) 人々の祈りとまじない

中世遺跡から出土するさまざまなまじないの道具から、この時期のまじないには、道教、仏教、神道などがさまざまに習合していたこと、そうしたさまざまなまじないの道具が中世の人々の不安を救う手助けをしていたことを指摘しておられます。考古学は、こうした中世の人々の祈りとまじないの世界を具体的に物語ってくれるのです。

《参考文献》

小野正敏『戦国城下町の考古学』講談社メチエ、1997年

松下正司編『埋もれた港町 草戸千軒・鞆・尾道』よみがえる中世8、平凡社、1994年

第14章 中世の社会

小野先生は日本中世を、それまでの京都の天皇を中心とする公家政権以外に東国に武家政権が誕生し、二極構造の複雑な政治、経済構造が現出した時代と捉えられます。また国際的には東アジアの海を共有の場とした人・もの・文化が活発に往来する国境をこえた広い世界が成立した時期でもあるとされます。こうした観点から、具体的な都市・町・宿^{しゅく}の景観を示すとともに、武士の活動の場である館^{やかた}と城の問題、さらにアジアとのかかわりの問題を中心に日本の中世社会の実像を示しておられます。中世考古学の成果とその有効性を学んでいただきたいと思います。

(1) 都市・町・宿の景観

ここでは武家政権都市としての鎌倉、国際交易都市としての豊後府内、鎌倉街道の宿としての堂山下遺跡を例に、中世の都市・町・宿の景観を復元されています。考古学が如何にビビッドに中世の人々の生活の場を復元しているかを学んで下さい。

(2) 館と城

武士の活動の拠点としての城館の変遷過程を、12～14世紀の丘陵の裾の館と寺院がセットで点在する「館の時代」から、15世紀中頃から丘陵の上に山城を築く「館と城(山城)」の時代となり、さらに守護所や戦国大名の居館では政庁としての機能を充実させた大型の方形館が出現することを指摘しておられます。そして戦国時代に急速に発展した城郭の到達点が織豊系城郭であり、それは城下町＝都市プランをも包摂した空間の一元的な求心構造を特徴とすることを指摘しておられます。

(3) アジアと日本、拡大する世界

ここでは韓国の新安沖で発見された沈没船を日元貿易のタイムカプセルとして紹介しておられます。そこには、中国産を中心に2万点以上の陶磁器、28トンの中国銭、1000本の紫檀木、錫のインゴット、胡椒などの香料が積み残されていました。また荷札から、元の至治3年(1323)に浙江省慶元(波寧)から博多へ向う途中東シナ海で難破し、新安沖で沈没したものであること、京都の東福寺や博多の箱崎宮や複数の日本人商人らが資本を出しあって仕立てた貿易船であることなどがわかります。こうした新安沖の沈没船のもたらした情報から、中世の日本がアジアの海で結ばれた世界のメンバーであったことを学んでいただきたいと思います。

《参考文献》

- 前川 要『都市考古学の研究——中世から近世への展開——』柏書房、1991年
 千田嘉博『織豊系城郭の形成』東京大学出版会、2000年
 村井章介『中世日本の内と外』ちくまプリマーブックス、筑摩書房、1999年

第15章 もう二つの日本文化

南北に長い日本列島は、多様な自然生態系を含んでいます。そのため、そこに生み出された文化は決して同一のものではありません。特に水田稲作を基礎とする弥生文化以降は、北と南の地域に、この弥生文化を成立させた列島の中央の部分とは全く別個の文化が展開しました。ここでは、この問題を早くから提起してこられた藤本強先生のテキストにしたがって、この「もう二つの日本文化」を学習します。日本文化の多様性を考えるうえからも、きわめて重要な課題です。充分学習して下さい。

(1) 日本文化の多様性

縄文時代に日本列島に住んでいた人々は、「縄文文化」として一括することのできる文化を共有していました。ところが弥生時代以降になると日本列島の文化は、弥生文化を受け入れた「中の文化」と、北海道の漁労を主とする「北の文化」と、琉球列島の初期には漁労を、後には畑作農耕を主とする「南の文化」に分かれ、それぞれ2千年近くもの間、独自の展開をとげます。第6章以降で日本考古学研究の成果として学んできたのは、実はこのうち「中の文化」の展開過程にほかならないのです。またこの「中の文化」と「北の文化」の間には「北のボカシの地域」が、「中の文化」と「南の文化」の間には「南のボカシの地域」が存在したことも注意しなければ

ばなりません。

(2) 「北の文化」

「北の文化」の地域では、「中の文化」の地域に弥生文化が成立して以降も、長く縄文文化と同質の「続縄文文化」が続き、ほぼ1200年前ころから「擦文土器」をともなう「擦文文化」が成立し、それが約700年前ころからアイヌ文化に受け継がれていきます。擦文文化の内容は地域により違いがありますが、基本的には河川漁撈を中心とする川の文化であったと言われます。またこの「擦文文化」と並行して、オホーツク海沿岸には「オホーツク文化」と呼ばれる海の漁撈と海獣狩猟を生業とする文化が成立します。ここではこうした「北の文化」の展開過程を学習します。

(3) 「南の文化」

一方、「南の文化」の地域では、「中の文化」の地域に弥生文化が成立して以降、独自の珊瑚礁漁撈を中心とする「貝塚時代後期」の文化が展開します。およそ千年ほど前から畑作農耕を中心とする文化に移行しますが、それはグスクと呼ばれる一種の城郭をともなうところから、グスク時代と呼ばれます。そしてやがてこの地域では琉球王朝が成立し、「中の文化」の地域の国家とは別個の国家を形成するのです。ここではこうした「南の文化」の展開過程を学習します。

(4) ボカシの地域

「北の文化」と「中の文化」の間、「南の文化」と「中の文化」の間にあった、そのどちらにも属さないボカシの地域について学びます。

(5) グスクとチャシ

「北の文化」を代表する構築物であるチャシと、「南の文化」を代表する構築物であるグスクについて学習します。

《参考文献》

藤本 強『もう二つの日本文化』東京大学出版会、1988年

野村崇・宇田川洋編『北海道の古代』1～3、北海道新聞社、2003年

安里 進『考古学から見た琉球史』上・下、おきなわ文庫、ひるぎ社、1990～91年

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

「考古学概論」で学んだことをもとに、考古学とはどのような学問であるのか、自由に論じなさい。(横書き、自筆・ワープロいずれも可、6400字程度)

2. 設題の解説

「考古学概論」は考古学とはどのような学問であるのか、またその基本的な方法について学ぶ科目です。さらにこの講義では、考古学の本質や方法をより具体的に理解してもらうために、考古学が日本の歴史や文化をどのように復元しているのかを学んでいただきました。これらの学習の結果、考古学をどのような学問であると理解したのか、自由に述べて下さい。

■考古学概論テキスト

『考古学と歴史』の訂正

● P25 図2-5 墓碑の形式別出現頻度の変化 図中

<誤> 脊光五輪塔類



<正> 背光五輪塔類

● P204 注釈の19

<誤> 「寺院の伽藍は、唐（釈迦の…）」



<正> 「寺院の伽藍は、塔（釈迦の…）」

● P205 図12-11 3備前国分寺 図中

<誤> 構造



<正> 講堂

■考古学概論テキスト『考古学と歴史』の留意事項

● P 197 図12-6 平城京長屋王邸宅と出土物 図中

図中、点線（・・・・）で囲んだ鏡は、長屋王邸出土ですが、鎌倉時代以降の和鏡です。律令時代の産物ではありません。図12-6をご覧になられる際、このことに留意してください。

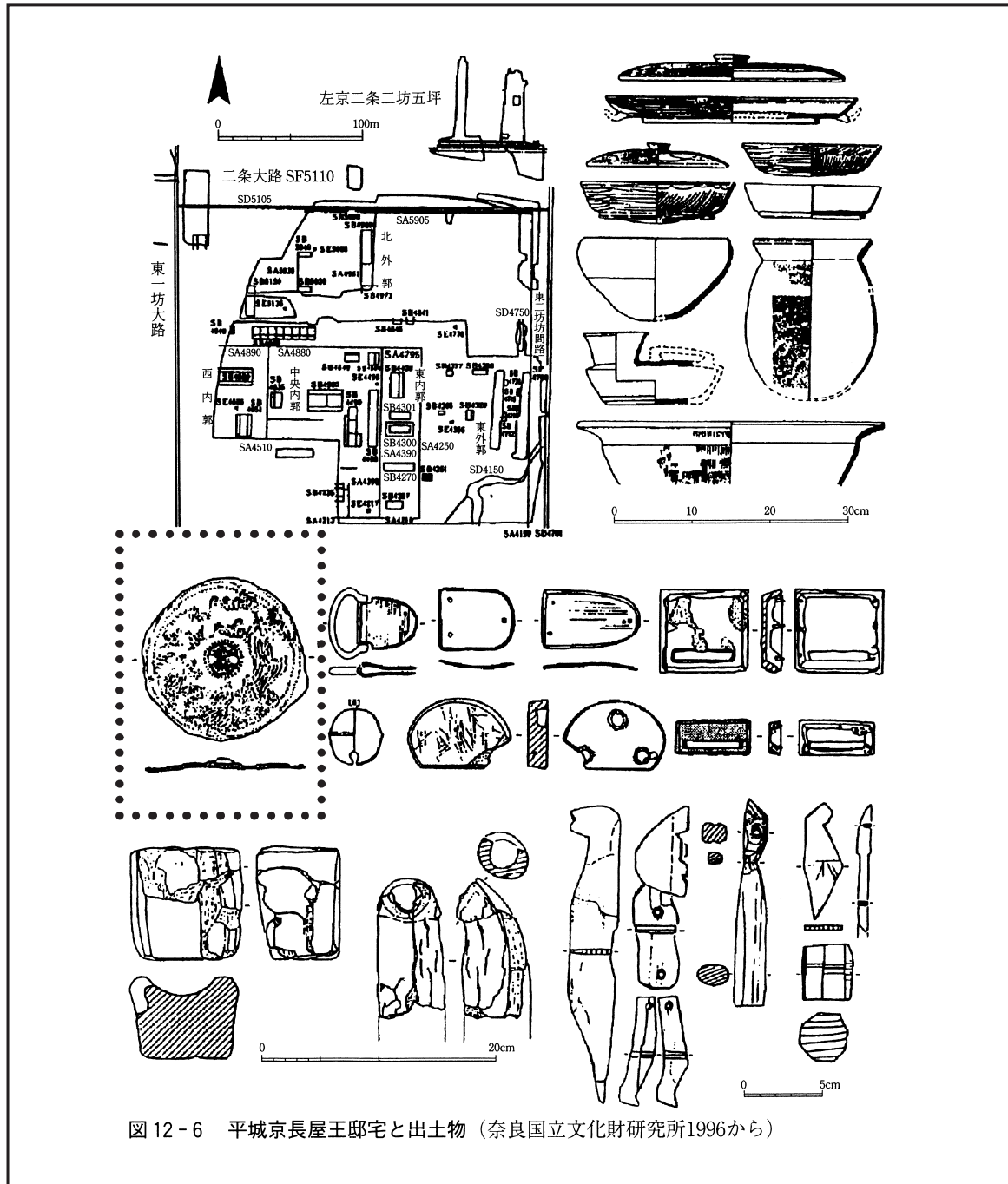


図 12-6 平城京長屋王邸宅と出土物 (奈良国立文化財研究所1996から)

美術史概論

- 科目担当者： 大河内 智 之
テキスト： 『日本仏像史』
水野敬三郎 監修（美術出版社）
単位数： 4単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L4T201

テーマ

- ・美術史とはどのような学問であるのか。
- ・作品（仏像）へのアプローチの仕方にはどのような方法があるのか。

到達目標

- ・日本の彫塑作品（仏像）の歴史的変遷を理解する。
- ・主要作品の造像背景について理解する。
- ・作品を多角的に理解する方法を身につける。
- ・作者や制作工房についての概要を理解する。
- ・作品に現れる時代様式、個人様式について把握する。

事前・事後学習

- ・テキストで学んだ重要作品は、できるだけ実物を見て確認することを心がける。
- ・拝観制限（日時等）のある仏像については事前に公開情報等を調べ、計画を立てながら実見できるように心がける。

評価方法・基準（レポート）

- ・テキストに沿って内容を理解し、記述がなされているか。
 - ・必要に応じて作品を提示しながら、記述がなされているか。
 - ・到達目標を念頭に置いて、記述がなされているか。
- * 以上を総合的に判断し評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

- ・必要に応じて作品を提示しながら、記述がなされているか。
 - ・テキストの十分な理解がなされているか。
 - ・専門用語の使い方や、文字等に誤りがないか。
- * 以上を総合的に評価する。

履修上の注意事項等

- テキストをよく読み、専門用語等の理解を参考文献等で補うこと。
時代様式（各時代における表現の特色）を十分に理解した上で記述すること。

授業概要

「美術史研究」の基礎的な方法を学ぶために、ここでは仏教美術、なかでもその中心をなす仏教彫塑（仏像）を取り上げる。日本美術の流れを概観すると、伝存する中世以前の作品の大半は、仏教の影響下に造られていると言って過言ではない。とくに本学が立地する奈良は、わが国仏教文化発祥の地であり、今日に伝えられた多くの優れた作品は、美術史研究の対象として取り上げられている。美術史という学問を学ぶ上で、それらの作品の十分な理解は不可欠であるといえる。さらに、対象が仏教の信仰に関係しているということは、仏教史や信仰史、もちろん歴史学といった学問分野においても、それらの作品の背景に横たわる様々な事象が極めて有益な情報となりうる。

近年、「学際的」研究という、旧来の学問領域を超えた、いわば他分野の情報を、自らの学問研究に応用することの重要性が説かれている。本来、学問に領域や範囲などというものは無いはずであるが、学問の著しい深化により、その分野の人間でしか理解できないような事象が増加してしまったのも事実である。しかし、深化も必要ではあるが、これまで踏み出せなかった新たな世界に視点を広げることも、それ以上に意義深いことであろう。

この「美術史概論」では、仏教彫塑の理解を通して、美術作品へのアプローチのオーソドックスな方法を学ぶことを第一とするが、それにとどまらず、知識の広範囲にわたる応用も考慮に入れて、受講の皆さんの学習や研究がさらに展開することを期待したい。

I. 学習指導

《基本的な考え方》

「美術史」というものが何かということを書く前に、簡単なたとえ話をしておこう。今、目の前に、一体の仏像がある。これについて書かれた「文字情報」は何もなく、もちろん仏像の裏などに年号や作者等も書いていない。さて、この状態で何かわかることはあるか。あるいは何を知っていれば、その作品から情報を引き出すことができるか。つまり、仏像の鑑定である。

受講者の皆さんは、まずどのような事柄を解明したいと考えるだろうか。おおむね次のような内容が、不可欠な事柄とお考えになるのではなかろうか。

- ①制作年代はいつごろか。
- ②作者は誰か。
- ③どこで造られたのか。
- ④どのように造られているか。
- ⑤何という仏像（尊像）か。
- ⑥なぜこのような仏像が造られたのか。

これらに加え、眼前の仏像を一つの美術的な造形作品として捉えれば、作品として

のできばえを判断していくことも必要となるであろう。つまり、

⑦美術作品として素晴らしいか。

といった、評価の判定である。

作品は、作者によって造り出されるものである。つまりそれは、作者の造形にたいする「心」の反映である。したがって、作者がどのような環境に身を置き、「心」を動かし、制作を行ったのかという背景をも理解しておかなければならない。仏像の場合であれば、その時代の信仰の実態はどのようなものであったのかとともに、造像を作者（仏師）に依頼した注文主（願主）の「心」の周辺も十分に考慮されなければならない。信仰は、もちろん社会的な背景とも緊密に連携する。たとえば願主が貴族であれば、彼らの培った教養や美意識にかなった造形でなければ、彼らの「心」を満たすことはできない。武士階級であれば、かれらの日々置かれる精神環境も重要な要素となる。

仏師は、少なくともそういった願主が望むイメージを裏切ることなく造像しなければならないわけであり、さらに一流の仏師ともなれば、人々の「心」やその時代を読みながら、新たな造形を提案してゆくわけで、外来の新しい造形の流行や、時にはすでにある優れた仏像から造形のヒントを得ることもある。

しかし、仏師に技量、つまり優れた手腕が伴わなければ、求められるイメージ通りの造形を成すことはできない。最良の造形を実現するためには、材料や技法の選択も大切な要素であるし、新技術の考案も出てくるかもしれない。材質・造像技法、そして仏師の技量は、本来一体のものであり、これが結実してはじめて「美」は生成されるのである。

そうした「美」が、当時の人々の「心」に働きかけ、そして今まさにその作品を目にする現代人の「心」にも迫るのである。このような理解を前提として、先に述べた①から⑦を見ておこう。

①は制作時期・制作年代である。まずは目の前の仏像が、古いものであるのかどうか気がかかる。古いものであるならいつ頃に造られたものか。これを解く鍵が「様式」、厳密にいえば「時代様式」という視点である。現代でもそうであるが、時が経てば流行も変化する。造形においては、「表現の特色」が変化する。そうした表現の変化を「ものさし」として捉え、取り上げた作品がその「ものさし」のどの辺に当てはまるかを探すのである。奈良時代なら、おおむねどの仏像にも共通する表現があり、その時代の中でも少しずつ変化してゆく。鎌倉時代なら、やはり鎌倉的な表現があるということである。

②の作者（仏師）についても同様で、今度は一人の仏師の表現の変化を「ものさし」で捉えることである。著名仏師の運慶なら、運慶にしか見られない「表現の特色」、「個性」といったものがある。作者の見当がつかなくても、運慶作品を熟知していれば、たとえ運慶その人の作ではなくても、運慶に近い環境にいた仏師の作であるとか、運慶の作品を手本にして造ったとか、ヒントがつかめるかもしれない。

③は、「地域様式」といって、限定した地域内に共通する特色が認められることがある。これもそうした地域的特色についての知識があれば判別可能である。ただし仏像の場合、制作地から運搬・移動されることが多く、むしろ地域様式よりも、「中央

の様式」をしっかりと把握することで、地方的要素をより鮮明に捉えることができる。

④は、「造像技法」という視点である。つまりその作品がどのような素材を用いて、どのような技法によって造られているか。これにも時代による特色や技法の進化があり、技術史的な視点で捉えることもできる。技術の変遷を学んでおくことによって、制作年代を考えるヒントとすることもできるだろう。

⑤は、仏像がいったい何という「ほとけ様」(尊格)なのかということである。これを解明するのが、「図像学」というものである。仏像の姿は、経典等によって決められている。たとえば右手を挙げて、左手を下げ、親指と人差し指の指先を着けて(OKのような指の結び方)をしていけば、阿弥陀如来であり、しかも阿弥陀如来の中でも「来迎阿弥陀」といって、亡くなった人の魂を極楽へ導いてくれる阿弥陀如来の姿を表していることとなる。

このようなことがわかって来ると、⑥の像が造られた背景(造像背景)について、さらに興味を抱くであろう。仏像の場合、信仰の対象であるから、芸術家が作品を制作するのは少し異なる。その仏像に何を祈ろうとしたのか。つまり作者とは異なる「注文主」、「願主」の事情も作品理解の大きな部分となる。先述の「来迎阿弥陀」の造像となれば、おそらくその時代の背景に、強い阿弥陀如来への信仰があった可能性がある。

ところで、「造像背景」を明らかにするためには、やはり文献資料が必要となる。もちろん仏教史や信仰史、もっと大きくいえば「文化史」の知識も不可欠であり、さらにそういう文化を醸成する「社会史」といった視点も十分に理解しておく必要がある。また仏像以外の、仏画や仏教関係の遺品、さらには文芸なども参考にすべき点が出てくる。まさに広範な歴史の知識を総動員して考えることが求められる。

こうしたいわば歴史や技術といった側面とは別に、⑦に挙げたとおり、作品の美術的な「価値」を判断するという視点も加わる。美術作品としての評価は、「美術史」という分野にとって実は最も重要な視点と言ってもよいであろう。

このように「作品」を前にして、どのような準備ができていけば、その作品についての理解が深まるか。その基本的な知識を学ぶのがこの「美術史概論」のねらいである。

《美術史という科目と美術史の方法》

これまで大雑把に作品理解の仕方を見てきたが、次に、若干重複はあるかもしれないが、あらためて「美術史」の視野で作品を理解する方法を見て行こう。

1、作品を客観的に捉えること

「美術史」では、その作品の本質を捉える、つまりその作品に内在する美の本質を捉えるということが大切である。

しかしこれは極めて難しい作業である。たとえば仏像を前にする時、その場(環境)が常に同じとは限らない。荘重な「仏堂」の中だと、美術館や博物館の中とでは、おそらく「味わい」、「印象」は違って来るだろう。美術史は主観に陥りやすいという批判は、こうした曖昧さに起因するのであるが、しかし実際は、こうした印象の形成には、多くの場合、様々な環境的要因が関与していることが多い。雑念を捨て、常に冷

静に、ひたむきに作品に向き合うことを積み重ねながら、仏像という造形にのみアプローチし、美術作品として、どこが、どのように素晴らしいのか、あるいはどこが、どのように物足りないのかを説明できるように心がけてもらいたい。

これからテキストに基づいて、美術史の方法を学んで頂くわけであるが、そこでもう一点、注意を促しておこう。そもそも美術作品は、造形作品である。ここで対象とする仏像には、絵画的なもの（仏画）も含まれるが、本科目で対象とするのは立体造形としての彫塑像である。したがって、これらの研究を平面で表された「写真」のみを頼りに進めようとするのは、「作品の本質を捉える」という点で相応しいことではない。

学問は主観的な意見を述べるものではない。論文を書いた本人だけが理解できていればよいというものではない。ましてや感想を述べるものでもない。本質や真実を追究するものである。したがって論者が導き、提示した「学説」を検証する作業は、論文に述べられた文章や言葉の一つひとつを、対象とする作品に照らし合わせながら確認し、納得できるかを判断してゆかなければならないから、決して簡単な作業ではないのである。

二つ目として、これも先述の通り、歴史学としての「美術史」の視座がある。「美術史」の「史」の部分、もちろん「歴史」である。先述の①から⑥までの事柄はこの歴史学の方法によって、より明確化、あるいは補強されるであろう。作品の深い理解のためには、文化や社会、政治の状況を知ることも必要となるし、仏像の場合は、様々な仏教思想が、どのようにわが国に移入され、広がって行くのかを突き止めることも有効であろう。そして担い手である皇族、貴族、武士たち、時には国家が施策としてどのように仏教に期待を寄せ、保護に努めたかを知ることが不可欠なことと思われる。

そうした造仏の背景、つまり造像環境を知るためには、もちろん文献・史料を読み、史実を求めて追究しなければならない。時には、公刊された文献・資料ばかりでなく、寺院に伝わる史資料や金石文（金属や石に記された文字のこと。寺院では石碑・墓石・釣鐘等）も参照することになるだろう。

ところで、仏像にはその像自身や光背・台座のどこかに「銘記」がある場合がしばしばある。たとえば飛鳥時代の法隆寺金堂釈迦三尊像には、銅造の舟形光背の裏面に、推古天皇31年（623）に聖徳太子の病氣平癒を願う王子諸臣らの発願で、「鞍作止利」に造らせた旨を記す銘文がある。こうした像自身に記された銘文を「造像銘記」と呼んでいる。このような造像銘記は、文献資料と同様、信憑性に問題がない（後世に記された等）かの検討が必要ではあるものの、信頼できるものであるならば、仏像の造立時期がわかり、さらに作者（仏師）、願主などについても極めて有益な情報を提供してくれるのである。

美術史では、このような銘記によって制作時期が判明・確定できる作品を「基準作（例）」と呼んでいる。また作品自体に銘記はなくても、文献資料によって制作年代が確定できる作品もほぼ同じ扱いができる。そして、これらの作品こそは、後述する「様式研究」（→3）の際の重要な手掛かりとなるものであり、様式の「ものさし」を作る際に基準となるから、作品を十分に観照（鑑賞）するとともに、「様式の変遷」

を理解するよう努めることが大切である。

2、仏教史的な背景

仏教美術研究でもう一つ大事なことは、作品の背景にある仏教の考え方（思想）を理解するということである。とくに仏像の場合は、先にも述べたように、人々（願主）の何らかの願い（願意）があって造立されるものである。この場合、一般的には願意にたいし最もききめ（効験）のある「尊格」が選ばれるのは自明のことである。

たとえば、病氣平癒であれば「薬師如来」、極楽往生であれば「阿弥陀如来」、あるいは広く現世利益を願うなら「観音菩薩」といったように、関係の経典を読むとその仏の得意とする力（効験）が具体的に書かれている。それはちょうど私たちが病状に合わせて服用する「薬」と同じである。しかし、薬は一つだけではない。つまり同じ観音菩薩でも、十一面観音、千手観音、如意輪観音など姿の異なる仏が、それぞれを説く経典とともに存在するのである。しかもそれぞれの観音には、さらに複数の関係経典がある場合がほとんどである。

新しい経典が大陸からもたらされると、その解釈・研究とともに、その経典に説かれる新たな姿の仏像が登場することとなる。また経典の解釈から、仏の効験を最も発揮させるには、どのような法会・儀礼を行えばよいのかも重要な関心事となる。いずれにせよ、飛鳥時代に仏教が伝来して以降、時代の経過とともに新たな仏教思想がわが国にもたらされ、広範囲に展開する中で、仏像をはじめとする仏教美術は基本的に経典の意図するところに従いながら造形化されていくのである。

作品にアプローチする時、関係する仏教経典を探し出し、なぜこのような姿に造られているかを明らかにする。あるいは造像の背景にある、歴史・信仰史的な観点で考察を進めること。こうした作業も、仏像研究において不可欠なのである。

3、「様式」とは

さて、先に「美術史」と言う学問で欠かせない視点として、「様式の変遷」を理解することを挙げたが、ここで「様式」という言葉をもう少し説明しておこう。様式というのは、「表現の特色」と言い換えても、大きく誤りではないだろう。「作風」という言葉もほぼ同義と捉えてよいが、様式が、ある時代・流派の美術作品を特徴づける表現の形式や特色を示すのにたいし、作風は、それ以上に、作品に滲み出てくる作者の特徴となるような表現の傾向や手法といった意味で使われることもあるかと思う。いずれにせよ英語ならば、表現上の様式・形式・手法といった意味を持つスタイル（style）という語にほぼ等しいのであり、本科目ではほぼ同義の言葉としておこう。

「様式」には、先にも少し述べたが、時代様式、個人（流派）様式、地域様式などがある。本科目（「美術史概論」）でその内容を確実に理解して欲しいのは、「時代様式」と「個人様式」である。

時代様式は、ある時代に特徴的な表現の特色である。つまりその時代の多くの作品に共通して認められる特色である。飛鳥時代であれば「神秘的な風貌」とか「正面観を重視した表現」、「図式的な衣文表現」などといった特徴である。こういった特色を確認するには、作品を熟視し、造形をしっかりと捉えなければならない。つまり冷静

に作品に向かい合い、時には、作品を緻密に、分析的に捉える態度が大切となる。

時代はやや降って「天平（奈良時代）様式」はどうであろうか。すでに様式は飛鳥時代と全く違った方向に進んでいる。もちろんこれを理解するには、それぞれの時代の主な仏像を対象に、表現の特色がどのように変化しているかを確認しなければならない。さらに奈良時代より前の時代である飛鳥や白鳳期、そして奈良時代より後の時代である平安時代の仏像にも目を配ることによって、奈良時代の特色がより明らかになってくるだろう。

様式を理解するための最も初歩的なトレーニング方法としては、3～4例の「基準作」や年代がある程度確定できる作例を選択して、その作品間にある表現の違いや変化を見出すことが有効である。つまり様式の「ものさし」を作るのである。テキストではほぼ年代順に作品が挙げてあるから、その作品がいつ頃、どのような事情・背景で造られたのかを理解するとともに、表現の変遷を捉えられるよう心がけたい。

個人（流派）様式も方法は同様であるが、この場合は、仏師Aの作品を対象とするのであれば、仏師Aの作品だけを網羅して見るばかりでなく、仏師Aとは別の仏師の作品と比較することによって、さらに仏師Aの特色が明確になる。さらに仏師Aの作品とはいえないまでも、表現が接近したものであれば、同じ流派の仏師の作である可能性も考慮されるかもしれない。たとえば同じ工房（アトリエ）に所属している仏師達、あるいは師弟関係を有する仏師達といった近似する造像理念をもった仏師達の様式も明らかになるかもしれない。

とくに有力な仏師の作品は、後世の造仏に大きな影響を与える場合がしばしばある。飛鳥時代でいえば止利の作品であり、この影響を強く受けた仏像群を「止利派」とか「止利様式」という言葉で括ったりする。さらにわが国の仏師で最もインパクトがあったのは、おそらく平安時代の定朝と、鎌倉時代の運慶と快慶であろうが、これはそれぞれ「定朝様（式）」、「運慶様（式）」、「安阿弥様（式）」（快慶は自ら「安阿弥陀仏」と名乗ったので「快慶様式」とともに用いられる）である。

しかし、視覚的に作品間の共通点や相違点、あるいは作品各々の表現の特色を認識し、理解することができても、次に難解なのは、それを言葉や文章で表す作業である。太造りの像があったとしよう。これを「太った人間のような体形」、「肥満した体つき」とするよりも、「量感豊かな体躯」、表現によっては「ブロックを積み上げたような構築性」などとする方がおそらく言葉がこなれていると感ずるであろう。つまり、このような「見たこと」をどう言葉で表すか。言葉の選択も極めて重要なことなのである。

II. テキストの学び方

テキストは水野敬三郎監修『日本仏像史』（美術出版社）である。内容は、第1章から第7章までで構成されており、第1～3章で飛鳥時代から平安時代のおおむね「古代」を扱い、第5～6章の途中までで「中世」、以下、第7章で「近世」を対象とする。この他、別章がIおよびII、これに年表と巻末資料が加えられている。

日本の仏像史を通史的に扱った概説書としては、おそらく最も充実したものである。監修者のもとで、各章で異なる筆者が、それぞれにテーマや視点を設定して作品を選

扱し、各時代の仏像史について問題点を提示しつつ概観しているが、各章間でその捉え方に若干の差異があり、文体にも難易があるため、初めて学ぶ者には、難解に感じられる部分も少なくないのではないかと思う。

しかし、テキストに取り上げられた作品は、日本の仏像史を学ぶ者のために必要十分な作例で占められており、着実に作品の理解を進めれば、日本の仏像の流れがどのようなものであるかを概ね理解できるものと思う。

次にテキストを読むにあたっての指針を示しておくが、あくまでも「読み方のヒント」程度に考えて欲しい。ここで「Ⅲ、レポート設題」を先に読んで、どのようなレポートを書くことになるのかについて、一瞥してもらっておいても構わない。

○テキストの通読とまとめの方法

まずテキストの各章を通読して、その時代の社会全体がどのようなものであったかを簡単にまとめてみる。政治や外国との関係、交流のあり方、あるいは一般的な社会や文化の様子などについての理解である。

次に、仏像制作と直結している、その時代の仏教信仰の有様を理解する。こうして作品の背景にある「時代」を大づかみに理解してから、作品への具体的アプローチへ移る。最初に、その章に挙げられている作品（おおむね写真が載っているような作品）を書き出してみる。とくに先に述べた基準作や準基準作を重視して、できるだけ時系列に作品が並べられるように工夫し、作業を進めて行こう。

リストに沿って、様式の流れを考えてみよう。それぞれの作品について記述された様式についてのコメントを書き入れながら、大きな様式の流れをつかむ。その場合に、様式の流れが二系統になったり、あるいは仏師の所属する流派やグループの違いによって、複数の作品リストを作成した方が理解しやすい場合もあろうから、臨機応変に考案するのが肝要である。

いずれにせよ、この作業の目的は、その時代の主たる作品にはどのようなものがあり、どのような制作背景をもっているか。それぞれの作品には、どのような表現の特色が指摘できるか、その特色が全体の流れの中でどのように位置づけられるかを理解するところにある。

ただし、テキストでは、図版の大きさが限られており、また正面の写真しか掲出されていないために、側面観がどうなっているか、あるいは細部の装飾、彩色のようすなど、理解しようのない場合がほとんどである。もちろん実見するのが一番であるが、難しい時にはこれを補うために、重要な作品については、テキストの巻末に記された参考文献の中で、とくに美術全集等の大型図録の積極的な活用をお薦めする。大きな図書館などには、美術全集が1セットくらいは備えてあるので、厭わず利用して頂きたい。テキストの発刊以降に出版された参考文献については、本概要の末尾を参照されたい。

とはいえ、美術史で重要なのは、やはり実物で確かめるということである。

○テキストの確認項目

テキストを読み進めて行く際に、おおまかな時代の概要と確認事項を示しておく。

重複する事項もあるが、各項目について大まかな理解ができていれば問題ない。(□にチェックを入れながら確認するとよい)

(1) 飛鳥時代前期

仏教が公伝し、仏像がはじめて日本で造られる時代である。仏像は、渡来人らによって仏教公伝以前にもたらされており、大陸や朝鮮半島の仏像や仏像様式が徐々にもたらされ受容されていく。公伝以後は、正式に造寺・造仏に携わる技術者（工人）も来朝し、造像が本格化したものと考えられる。百済のほか高句麗・新羅からの影響、あるいは中国の様式の流入も多様なルートであったはずであるが、現存する作品は少なく、制作地を明確にしにくい作品もある。代表的仏師は鞍作止利で、飛鳥寺の釈迦如来像はわが国最初の本格的な丈六像（一丈六尺つまり約480cmの像のこと。坐像の場合は、半分の八尺像をいう）であり、法隆寺金堂中の間の釈迦三尊像は、光背裏面の刻銘によって623年に造立されたことが知られる。正面観を重視した体軀には、厚い衣をまとい、左右対称を基調とした図式的な衣文線が刻まれる。神秘的な相貌とともに、写実とは一線を画した観念的な造形が特徴である。こうした造形を継承する止利派の仏像が主流であるが、法隆寺百済観音像や広隆寺菩薩半跏像（宝冠弥勒）には、止利派とは違った様式の流れが見られる。

どのような時代か 仏教伝来 中国・朝鮮半島との関係 渡来人の果たした役割 代表的仏像と基準作 飛鳥時代前期の仏像様式 止利仏師と止利様式 造像技法（銅造と木造） 木彫像と材質（樹種）

(2) 飛鳥時代後期（白鳳期）

飛鳥時代後期を、美術史では白鳳時代と呼ぶことがある。中央集権の国家体制が整えられて行く中で、従来の朝鮮半島からの文化受容とともに、遣唐使などによって中国からの新しい美術の影響が見えてくる。飛鳥前期の仏像に比べ量感が増し、写実的な志向を強め、一方で童顔童子形と呼ばれる愛らしい仏像を生み出すのもこの時期の特色である。埴仏など一部では早くに認められる唐様式が、丈六像といった本格的な仏像の造形にいつ頃現れるのかの解明が課題であり、唐風が成熟の度を増す薬師寺金堂薬師三尊像の造立年代に関する論争もこの理解に大きく関係する。造像技法では、従来の銅造・木造に加え、乾漆造や塑造といった捻塑的な技法が導入される。

いつから「後期」となるか どのような時代か 中国・朝鮮半島の情勢 遣唐使の派遣 新たな様式の流入 代表的作例と基準作 白鳳期の仏像様式 薬師寺金堂薬師三尊像の制作年代を巡る論争 造像技法（銅造、木造、乾漆造、塑造など）

(3) 奈良（天平）時代前期

仏教を鎮護国家の拠り所として据え、東大寺を中心に、仏教国家としての歩みを着実にする。遣唐使によって種々の文物や技術、さらには仏教思想の裏付けとなる經典

がもたらされた。官の機関である「造東大寺司」では建築・仏像・仏画・工芸などに携わる工人によって造寺・造仏が進められ、比類なき盧舎那大仏が姿を現す。また同寺法華堂造営や興福寺西金堂造営の経緯についても、関係する仏像が多く現存していることもあり、十分に留意する必要がある。とくに法華堂は、近年修理が行われいくつかの新知見があったので、今後の新見解に注意したい。

興福寺阿修羅像に見るように、写実を基調とし、体躯のバランスがよく整った理想美を求めるが如くの造形がこの期の仏像の特徴の一つである。

なお、造像技法に目を転じると、この時期の官寺を中心とする大寺における仏像制作は、現存遺品から推定する限り、金銅造（銅造鍍金）、乾漆造（脱活乾漆）、塑造を重んじ、木彫像の制作を重視していない。それは次に述べる鑑真来朝以降に木彫像の制作が顕著になるまでの期間であるが、いわば「空白期間」のように見える状況には留意しておきたい。

どのような時代か 遣唐使による大陸文化の受容 仏教思想の醸成と国家の仏教庇護 官営工房 代表的作例と基準作 奈良時代前期の仏像様式 造像技法（乾漆造、塑造の定着）

(4) 奈良（天平）時代後期

天平勝宝5年（753）に唐僧鑑真が来朝し、翌年入京すると、これを契機として新たな唐様式が具体化される。捺塑像は引き続き造像されるが、乾漆像では脱活乾漆造から木心乾漆造への展開も見られる。しかし技法の上で顕著なのは、木彫の再評価であり、その後、連綿と続くわが国木彫史の新たな起点と位置付けてもよい。とくに鑑真とともに来朝したと考えられる工人たちの役割・動向に注意したい。また前代にはじめて請来された古密教（雑密）が流布し、尊像として、十一面観音、千手観音、不空罽索観音といった多面多臂像の造像が盛んとなる。十一面観音や薬師如来像では、カヤ材を用い、素木のまま仕上げる檀像風彫刻の作例も増加する。

いつから「後期」となるか どのような時代か 鑑真の来朝と工人の果たした役割 古密教（雑密）の実態 代表的作例と基準作 請来檀像と新たな木彫像の形成 奈良時代後期の仏像様式 木彫像と材質（樹種）

(5) 平安時代前期

テキストでは平安時代を二期に分け、長岡京に遷都される784年から930年までを前期としている。794年の平安京遷都後は、京内に東寺・西寺が造営され、折しも唐より帰朝した空海が真言密教をもたらした。密教では曼荼羅の請来をはじめ、尊像も大日如来を中心として仏・菩薩・天部諸尊に、新たに明王像が加わって尊格の増加を見た。

空海は東寺を賜り、講堂に密教の理念を凝縮する立体曼荼羅を造顕した。曼荼羅を構成する講堂諸像のうち、当初の像である菩薩・明王・天部像は量感に富み、とくに明王像では多面多臂の魁偉な姿に激しい怒りの表情を加え、四天王では身体各部に強

い誇張表現が見られる。技法的には東寺講堂像をはじめ神護寺五大虚空蔵菩薩像、観心寺如意輪観音像といった真言密教系の彫像は、一木造りではあるが一部の塑形に木屎漆（乾漆）を併用し、前代の官営工房で行われていた伝統技法を継承している。

一方、神護寺薬師如来像や元興寺薬師如来像等は、唐招提寺伝薬師如来像などの作風を踏襲した檀像風素木の一木造りの像で、圧倒的なボリューム感と誇張表現に富んだ表現が見られる。また仏像とは別に、神像彫刻が制作されるようになる。

どのような時代か 木彫像の定着 密教像の展開と造像技法 平安時代前期の仏像様式 神仏習合と神像彫刻 一木造りとは

(6) 平安時代後期

テキストでは931年より1184年までを平安後期としている。この時代は、藤原道長・頼通を代表とする摂関政治の時代と、これに続く白河・鳥羽・後鳥羽上皇による院政期に相当し、王朝・貴族文化が開花した時代である。様々な文芸とともに、宮廷や貴族が好む抒情的・耽美的な感覚にあふれ、温和で優美・繊細、また装飾的な造形が志向された。これを完成に導いたのが、道長・頼通父子の造仏に関わった仏師定朝で、彼は仏師として初めて僧綱位（僧位）を得る。

密教とともに法華経信仰や浄土教信仰が高まり、造寺・造仏・写経等の仏教的作善に意が注がれ、貴顕は経済力を背景に、自らの積善のための大規模造仏や大量造仏を企て、これに応ずるために、造像は一木造りから割矧ぎ造り、さらには複数の材を規則的に寄せて造る寄木造りの技法の採用へと展開する。また、造仏需要に応ずるため、私的な工房（仏所）が規模を拡大し、院派・円派・奈良仏師（後の慶派）の三派は有力な系統として後世に継承される。

現存する宇治平等院鳳凰堂の阿弥陀如来像は、堂内の煌びやかな装飾とともにこの時期の典型的な仏像として重要で、とくに定朝仏は「仏の本様（手本）」として支持され、以後はこの様式を継承した「定朝様（式）」が12世紀半ば過ぎまで、仏像表現の基調となる。

12世紀半ばを過ぎると、武家がしだいに台頭する中で、趣向の変化も現れ始め、のちに慶派へとつらなる奈良仏師の中から現実感のある写実を重視する動きが出て、康慶・運慶らの活躍へと展開する。

いつから「後期」となるか どのような時代か 和様彫刻の成立 平安時代後期の仏像様式 密教・法華経・浄土教 大型像の造立と大量造仏 寄木造りの完成 仏師定朝 三派仏師の動向

(7) 鎌倉時代

貴族から武家へと政権が変わり、美術においては写実に裏付けられた力強い、動的な表現が好まれるようになる。とりわけ南都焼き討ちによる東大寺・興福寺の復興は、造像の上で極めて重要で、三派仏師の動向や、東大寺大仏復興に尽力した陳和卿らの動きにも注意を払う必要がある。慶派の中で、成朝や運慶は、東国武士の趣向に応え

て造像を行い、運慶は願成就院や浄楽寺に作品を残すが、25歳前後に造立した円成寺大日如来像に比べて、現実感や力量感において大きな飛躍がある。一方で、快慶は自らも阿弥陀信仰を持ち、運慶らとは別趣の正面観を重視した美しい阿弥陀如来像の造立で顕著な事績を残している。

新たに大陸から流入する宋風の受要も仏師間で差があるが、いずれにしてもこの時期は、鎌倉彫刻としての大きな流れの中に身を置きながらも、一部仏師については、その「個人様式」も見て取れるだけの現存作例が残っていることは幸いである。さらに、西大寺叡尊のもとで造仏を行った善派といった仏師の動向や、禅の導入などに伴って中国よりもたらされる新様式も見落としてはならない。

どのような時代か 鎌倉彫刻の成立 南都焼き討ち後の東大寺・興福寺の復興
慶派仏師の台頭 鎌倉時代の仏像様式 運慶・快慶の個人様式 院派・円派の動向 善派 大陸様式の受容（宋・元様式の影響など） 鎌倉（地方）の仏像 典拠主義（清凉寺式釈如来像、善光寺式阿弥陀三尊像）

(8) 南北朝・室町・桃山時代

鎌倉時代末期以降は、前代以来の表現が形式化して展開するとともに、中国の仏画等を典拠とする「唐様」の作例が増加する。仏像の制作にあたる工房（仏所）は一定の基盤を確立して有力仏師を輩出し、さらに従来に比べ一段と現存作例も多くなって、彼らの様式観を理解するには格好である。また奈良の宿院仏師のように番匠（大工）出身で僧綱位を持たない俗人仏師なども登場する。桃山時代になると奈良の下御門仏師が豊臣家の造像に携わるとともに、七条仏師が鎌倉時代の父祖の様式に学び、近世様式の萌芽が見られる。

どのような時代か 南北朝時代以降の仏像の特色 仏師の動向 日本仏像の退潮期とは

【テキストの補足】

次の点は、本テキストで記述が不足していると思われるので補足する。

1、薬師寺金堂薬師三尊像と薬師寺東院堂聖観音立像の造立年代

テキストでは、27頁と42～45頁に記載がある。薬師寺は、はじめ天武天皇が皇后（後の持統天皇）の病氣平癒を願って藤原京内に造営され、その後、平城遷都に伴って現在地に移った。

現在、薬師寺金堂に安置される銅造薬師三尊像については、藤原京薬師寺（本薬師寺）の本尊が、平城京の薬師寺（平城薬師寺＝現薬師寺）に移転した折に移された（移坐）ものか、それとも平城薬師寺で新たに造られた（新鑄または非移坐）像なのか、どちらにあたるかで説が分かれている。前者であれば、いわゆる飛鳥時代後期（白鳳期）の仏像となるし、後者であれば奈良時代（天平期）の仏像となるわけで、美術史の様式観を理解する上でもきわめて大きな問題である。

このうち移坐説では、まず文献等で本薬師寺において薬師三尊像がいつ完成された

かについての考察が必要である。この場合、像の完成は天武朝ではなかったようで、『日本書紀』には持統天皇2年(688)に薬師寺で「無遮大会(むしゃのだいえ)」が初めて行われたことを記すので、この時まで三尊が完成されていたとする説がまず留意される。さらに、『日本書紀』には、持統天皇11年(697)に薬師寺にて公卿百寮が仏像を造り開眼法会を行ったとする記述を載せるので、これを造立時期と判断する説もある。移坐説ではこの二説が有力である。

一方、『薬師寺縁起』金堂条の記述によれば養老2年(718)に同寺が現在地に移転したとある。しかし本薬師寺は、平城京遷都後も藤原京で存続していたようである。そこで平城薬師寺が移転後も旧本尊はそのまま本薬師寺に残され、平城薬師寺が新設される中で、新たに造られたと見る説が成り立つ。これを平城京移転後の新造であるから新鑄説(または非移坐説)という。

テキストは、新鑄説を支持しているため、薬師寺像について奈良時代の章で解説し、技術的な面や様式から説明を加えているが、先述したように薬師寺像の成立に影響を与えた唐の彫刻様式は、7世紀後半の塙仏や押出仏の表現に現れており、薬師寺像が7世紀後半に制作された可能性は否定できるものではなく、現在でもなお積極的に移坐説を唱える学説も行われている。とくに二説が提唱される理由の一つである前述の『薬師寺縁起』金堂条の記述が、古記に基づく信頼度の高い内容であるとの新説も出されており(内藤榮「薬師寺縁起金堂条における流記引用について」〈『鹿園雑集』15・16号、奈良国立博物館、2015年〉)、「移坐説」は十分に考慮されるべきであろう。

白村江の戦いで敗れた後、遣唐使は一時途絶えるが、しばらくすると新羅との交流が盛んとなる。こうした朝鮮半島を通じての唐様式の流入がどのような状況であったのかもさらに検証すべきであり、また日本国内では、同時期の造立にかかる興福寺銅造仏頭(旧山田寺像)、當麻寺金堂弥勒仏坐像、あるいは蟹満寺銅造釈迦如来坐像などの様式的研究のみならず、造像環境や造像工房がいかなるものであったかについて具体的検討も進める必要がある。

2、テキスト刊行後の重要な発見や見解

とくに注記しておきたいのは、興福寺の木造仏頭が運慶の手になることが判明したことである。本像はかつて西金堂旧像と伝え、仏師成朝に作者を求めることが多かったが、『類聚世要抄』の記述から運慶作に帰せられた。また神奈川・称名寺光明院大威徳明王像も像内納入文書に、鎌倉幕府の源頼家、実朝両將軍の養育係(大弐局)が発願し、運慶に作らせたとの記述があり、その造立の経緯が明らかになっている。

この他にも、テキスト刊行以後、多くの発見や新たな見解が示されているが、テキストの記述を大きく変更するものではなく、ここでの提示は割愛する。ただし、卒業論文等で当該分野を専門に研究する場合は、十分に配慮されるべきであり、その際には、関係論文やその後の書籍類で確認されたい。

なお、インターネット上に開設されている国立情報科学研究所の「CiNii」は、日本の学術論文を探す際に有益なサイトの一つであり、『国華』・『仏教芸術』・『美術研究』・『MUSEUM』・『美術フォーラム21』等の美術史系学術雑誌、博物館や美術館の研究紀要、大学等の研究機関が発刊する学術雑誌にも平時から注意を払っておくこと

が肝要である。

【参考文献等】

必読書ではないが、必要に応じて参照して欲しい。

①大型版の美術全集

『日本美術全集』全20冊（小学館、2013～16年）

『日本美術全集』（講談社、1990～94年）

『日本古寺美術全集』（集英社、1979～82年）など

『日本の古寺美術』全20冊（保育社、1986～87年）

②日本美術（仏像を含む）の概説書

光森正士・岡田健『仏像彫刻の鑑賞基礎知識』（至文堂、1993年）

辻惟雄監修『カラー版日本美術史』（美術出版社、2002年）

辻惟雄『日本美術の歴史』（東京大学出版会、2006年）

副島弘道『仏像の見方がすぐわかる本』（カルチャー図解、主婦と生活社、2008年）

辻惟雄・泉武夫編集『日本美術史ハンドブック』（新書館、2009年）

佐藤道信『日本美術史改訂版』（放送大学教材、放送大学教育振興会、2014年）

山下裕二・高岸輝監修『日本美術史』（美術出版ライブラリー歴史編、美術出版社、2014年）

③奈良の仏像についての専門書

『奈良六大寺大観』全14冊（岩波書店、補訂版1999～2001年）

『大和古寺大観』全7冊（岩波書店、1976～78年）

『奈良の寺』全21冊（岩波書店、1974年）

④平安時代・鎌倉時代の基準作を網羅的に取り上げたもの

『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 造像銘記編』全8冊（中央公論美術出版、1966～77年）、及び『同 平安時代 重要作品編』全5冊（同、1973年）

『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記編』（中央公論美術出版、2003年～）

⑤日本美術関係の事典

石田尚豊・田辺三郎助・辻惟雄・中野政樹監修『日本美術史事典』（平凡社、1987年）

秋山光和編『新潮世界美術辞典』（新潮社、1988年）

⑥仏教美術、図像等の専門的事典

中村元・久野健監修『仏教美術事典』（東京書籍、1978年）

佐和隆研編『仏像図典』（吉川弘文館、1963年）

佐和隆研編『仏像案内』（吉川弘文館、1963年）

久野健編『仏像事典』（東京堂出版、1978年）

関根俊一編『仏尊の事典』（エソテリカ事典シリーズ①、学研、1997年）

三宅久雄『みるみるつながる仏像図鑑』（誠文堂新光社、2019年）

⑦日本美術に関する各論（仏像に関するテーマも多数含む）

月刊雑誌『日本の美術』シリーズ（至文堂・ぎょうせい、1966～2011年）

⑧テキストの刊行以後出版された仏像関係の書籍

紺野敏文『奈良の仏像』（アスキー新書、アスキー書房、2009年）

根立研介『運慶—天下復た彫刻ナシ』（ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、2009年）

長岡龍作『日本の仏像—飛鳥・白鳳・天平の祈りと美』（中公新書、中央公論社、2009年）

根立研介『ほとけを造った人びと：止利仏師から運慶・快慶まで』（歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、2013年）

山本勉『仏像 日本仏像史講義』（別冊太陽スペシャル創刊40周年記念号、平凡社、2013年）など

清水眞澄『仏像の顔——形と表情をよむ』（岩波新書、岩波書店、2013年）

長岡龍作『仏像—祈りと風景』（日本文化 私の最新講義、敬文社、2014年）

山本勉『日本仏像史講義』（平凡社新書、平凡社、2015年）

※巻末に時代別の参考文献一覧があり便利である。

⑨太田博太郎・山根有三・河北倫明監修『原色図典 日本美術史年表』（集英社、1986年

※座右に置いて学習すると便利）

Ⅲ. レポート設題

設題1：7世紀から8世紀の捺塑像（銅像・乾漆像・塑像）の流れを、主たる作品を取り上げながら、その造像背景や様式・技法を踏まえて記しなさい。（2000～3000字）

設題2：8世紀から12世紀の木彫像について、主たる作品を取り上げながら、その造像背景や様式を踏まえて記しなさい。（2000～3000字）

設題3：12世紀末～14世紀に活躍した仏師2人を取り上げ、その活躍の場を考慮しながら、様式的特色を記しなさい。（2人で1600～2000字＝1人につき800～1000字）

* 設題1～3をそれぞれ指定した文字数の範囲内でまとめ、全体で6400字程度とすること。横書き、自筆・ワープロいずれも可とする。主たる作品は、ただ列挙するだけでなく、様式（作風）や造像背景等にも考慮すること。

■美術史概論テキスト

『日本仏像史』の訂正

● P 14の右段7行目

<誤> 「宝冠と光背が金銅」



<正> 「宝冠が金銅」

● P 98の右段1行目

<誤> 「万寿3年 <1126>」



<正> 「万寿3年 <1026>」

東洋史概論

科目担当者： 米 田 健 志
テキスト： 『概説中国史』上巻、下巻
富谷至・森田憲司 編（昭和堂）
単 位 数： 4単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L4T202

テーマ

中国の歴史

到達目標

中国を中心とした歴史の流れを理解する。

事前・事後学習

最低限、高校世界史の教科書及び参考書程度の予備知識を得ておく。興味をもった人物やできごとがあれば、一般向けの本を読む。

評価方法・基準（レポート）

設題の意図を理解し、理論的かつ適切に論述しているかを基準に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を理解し、論理的かつ的確に説明できているかを基準に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』をよく読むこと。

授業概要

この授業は「東洋史」と銘打っていますが、テキストのタイトルが示す通り、扱う対象は中国が中心です。もちろん東洋というのは中国だけではありません。しかし、漢学の伝統や東洋史成立の状況によって、慣習的に東洋史というと中国史を意味することが多いのです。また、扱い方も「概」論、即ちあらましを論ずるものですので、個別テーマを深く掘り下げて考えようとするものではありません。このように書くと、つまらない、やる気がしないと思われるかもしれませんが、しかしちょっと待ってください。概観するということには、個別研究に勝るとも劣らぬ、スケールの大きなおもしろさがあるのです。

「木を見て森を見ず」という言葉をご存知でしょう。1本の木を徹底的に研究することはもちろん大切ですが、それだけでは、なぜそんな葉の形をしているのか、なぜ枝がそんな広がり方をしているのか、より根本的にはなぜその木がそこに生えたのか…といった問題を解くのは難しいでしょう。それにはやはり、木をとりまく森という環境全体とのかかわりにおいて考える必要があります。なぜなら木と森は互いに影響し合っているからです。

隋の煬帝が大運河を建設したのも、科挙が生まれたのも、決して物好きや偶然からではありません。それ以前からの歴史的流れをみれば、むしろ必然的に説明できるものなのです。歴史上の事柄で、何の脈絡もなく突発的に現れるものなどまずないでしょう。

中国の歴史という巨大な生き物が、ある時は大きく手足を広げたり、ある時は身がかがめたり、またある時はジャンプしたりと、古代から現代に至るまで、どのような運動をしてきたのか、この概論を通して皆さんなりに理解していただきたいと思います。それは必ずや個別テーマを学習する上でも役立つはずです。

I. 学習指導

(はじめに)

学習を始めるに当たって、念頭においていただきたいことを述べておきたいと思います。それは時代区分についてです。

中国史の概説書をご覧になると、秦漢・隋唐・明清というように、連続した王朝をひとまとめにしたり、秦漢帝国・明清時代と呼んでいることが多いのに気づかれるでしょう。中国ではいくつもの王朝が交代してきましたので、便宜上、王朝ごとに、あるいは連続する2つの王朝をくっつけて説明することがよくあるのです。ではテキストの目次を見るとどうでしょうか。必ずしも従来の区切りとは同じではありません。例えば、「秦漢」の漢には後漢は含まれませんし、魏は「三国」と「魏晋南北朝」の両方に含まれています。つまり、かなり便宜的要素が入っています。

それにしてもなぜ時代を区切るのでしょうか。単に便利だからというだけではありません。大げさにいえば、歴史観や価値観、主義、主張を示すものなのです。

人々が繰り広げる様々な営みの集積が歴史だとすれば、王朝の交替とともに全く質的に異なった時代が始まるわけではなく、むしろ様々な点で連続しているのは当然です。しかし時としてそうした連続を打ち消すほどの、重大な変化を示すことがあります。それはある王朝と次の王朝との間に見られるかもしれませんが、王朝の継ぎ目を越えた、ゆっくりとした変化として現れるかもしれません。いずれにせよ、こうした大きな変化が見えた時に、時代は区切られるのです。

では何をもって変化したと判断するのでしょうか。それは歴史を評価する上で何を重視し、何に価値を見出すかによります。それは、経済・文化・生産関係などさまざまです。一例をあげると、内藤湖南は文化を基準としました。その結果、後漢中ごろまでを中国文化が形成され、外部に発展した時代（上古）、後漢後半から西晋までを中国文化の外部発展が停滞した時代（第一過渡期）、五胡十六国から唐中期までを外部種族の自覚によってその勢力が中国内部に及んだ時代（中世）、唐末から五代までを外部からの勢力が頂点に達する時代（第二過渡期）、宋元を近世前期、明清を近世後期、としました。もちろんこれ以外の区分も存在します。

このように時代区分とは、ある考え（歴史観や価値観）に基づいた歴史研究の結果、重大な変化が発見されたところで線を引いてできたものです。従ってどこに線を引くかは論者によって異なるでしょう。しかし、各論者の線引きを重ね合わせてみると、全くバラバラということにもなりません。おそらく全てがぴたりと一致する部分もあるでしょう。このように一致した部分は、どんな角度からみてもそこは変革期だといえますし、そうでない部分については、いろんな評価がありうる時期ということになります。私は皆さんに、線を引いて下さいなどと要求するつもりはありません。なぜならそうした重大な変化を発見するには、地道な実証研究の積み重ねが必要だからです。大切なのは、どこに線を引くかということよりも、線を引いてみようという意識をもつこと、即ち中国史全体を見通そうと志向することだと思います。

この概論では個別研究には踏み込みませんが、各論では最新の研究や考古学的成果を随所に盛り込み、各時代の歴史がコンパクトにまとめられています。ですから、今自分が学習しているのは全体のどこなのか、大きな時代の流れを意識しながら、各論を学習していただきたいと思います。

（学習のしかた）

I 手順と方法

ここでは実際に学習を進める手順を述べたいと思います。テキストの「総論」には、中国の政治、文化の特色の解説と中国史の要点が述べられています。ここでごく大まかに中国史のアウトラインをつかんで下さい。

次に各論に進みます。時代順に読み進めて下さい。やや小ぶりながら、森を見渡してから、森の中に入ってゆくわけです。

各論を読む際、できれば座右においていただきたいのが地図です。地形がわかるようなものなら最高ですが、とりあえず普通の地図（といっても歴史地図がよいのですが）で結構です。地名が出てきたら確認するためです。つまらない作業に思えるかもしれませんが、繰り返すうちに、いろんな発見があると思います。戦争になるとよく

出てくる地名、争奪の的となる都市、都が置かれたところの特徴、支配地域の広狭、交易ルート…。一度試してみてください。それから年表。これもできれば結構です。極めて簡単なものはテキストにもついています。高校生が使う世界史年表のようなものでいいと思います。地図も年表もテキストには適宜ついていますので、無理にとはいませんが、手に入れば使ってみてください。

以上のものを準備して、テキストを読んでいきます。次のⅡの項目では参考書にも触れていますが、あくまでも基本はテキストです。いろんな本を読んで知識や理解を深めることは大いに喜ばしいことですが、この授業の目標としては、テキストの範囲で十分です。まず、テキストを理解することに努めて下さい。

Ⅱ 参考書

テキストだけでは物足りない、あるいはよくわからないということがあるかもしれません。歴史事項、人名、地名さらに論文など、どのような本を見ればよいかは、下巻の「中国史研究の手引き」をご覧ください。ここにあげている本を参考に、疑問点を自分なりに調べ、わかった時の喜びは何ものにも代えがたいものがあります。ぜひチャレンジしてみてください。

ここでは、それ以外のことに若干触れておきたいと思います。図書館が近くにないとか、目当ての本が見つかりにくいなど、紹介されている参考書を見ることができない場合もあると思います。特に辞典類がないのは困ります。最近ではインターネットで百科事典が引けるものもありますし、東洋史関係のサイトも充実してきています。興味のある方は、とりあえず山田崇仁氏のサイト「睡人亭」にアクセスしてみてください。「月刊 しにか」(大修館書店2003年7月号)には中国系お役立ちサイトという特集もあります。

テキストだけでは物足りないという方は、中公・岩波・講談社・筑摩などの新書・文庫には東洋史関係のものが多く収められています(講談社には学術文庫や現代新書があります)ので、書店や図書館等で、どんなものがあるのか、御覧下さい。また、山川出版の世界史リブレットや講談社選書メチエなども、東洋史関係のものが豊富です。テキストにも代表的なものは紹介されていますが、まだまだたくさんあります。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキストの目次の全時代・時期について、当該時代・時期の特徴を示すと思われる事項を1つあげ、とりあげた理由がわかるように、その事項について説明しなさい。

2. 設題の解説

「テキストの目次の時代・時期」とは、目次で太字になっている時代を指します(テキストの帯にも並んでいます)。即ち、①先秦、②秦・漢、③後漢・三国鼎立、④魏晋南北朝、⑤隋・唐、⑥五代・契丹・宋・金、⑦元、⑧明、⑨清、⑩民国・現代の10の時代・時期です。複数の時代がセットになっているものも一括して考えてください。例えば隋・唐の場合、隋で1項目、唐で1項目という意味ではありません。ま

た特徴的な事項を取り上げる際、それが唐代のもので、隋代のものでなくてもかまいません。テキストは、隋・唐を何らかの理由で、ひとつにして扱っているのですから、隋・唐時代全体を特徴づけると考えられるならば、隋と唐を区別する必要はありません。

10の時代・時期について、それぞれ事項を選んだら、なぜそれが特徴的だといえるかがわかるように、その事項について説明して下さい。

特定の時代や時期を見ていただけでは特徴はつかめないはずですし、それがなぜ特徴といえるのかもわからないはずです。つねに全体の流れの中で把握するように心がけてください。また、選ぶ事項も一つのジャンルに偏らないよう、文化、社会、政治など、幅広く選んでください。事項の数は1つです。それ以上書かないようにして下さい。

字数ですが、1項目（1時代・時期）につき580～700字以内（厳守）でまとめ、全体で6400字程度としてください。（横書き、自筆（ペン書き指定／鉛筆・シャープペンシル不可）・ワープロいずれも可）

—— テキスト『概説中国史』（上巻）の訂正（増刷の関係で、既に訂正済の場合もございます。） ——

13頁 下から10行目 People → People's

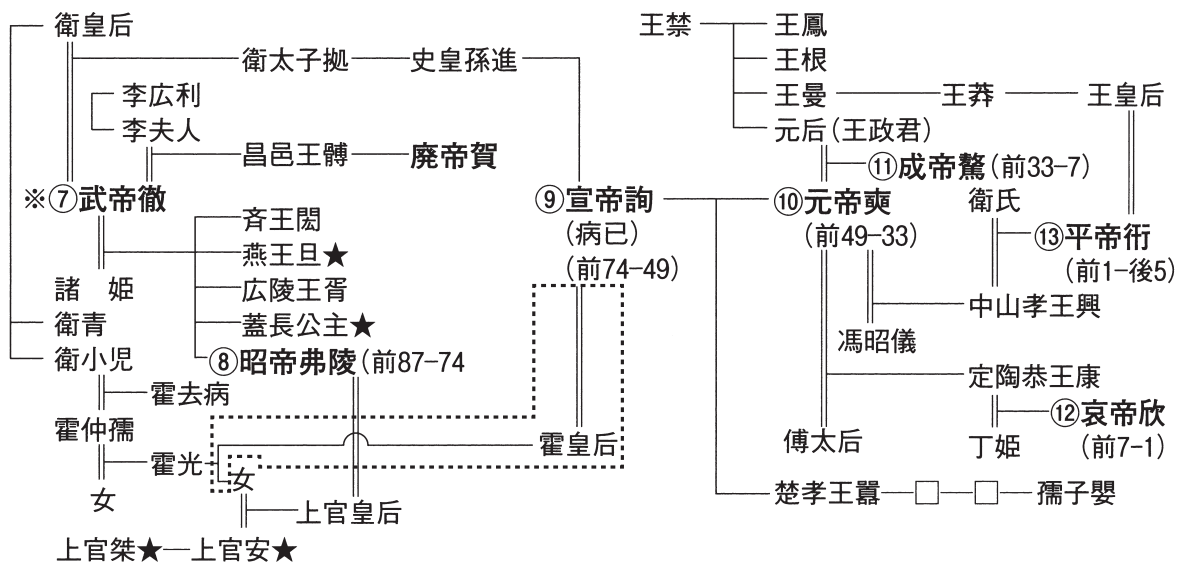
15頁 下から10行目 河北 → 華北

16頁 下から4行目 Wittforgel → Wittfogel

29頁 下から2行目 癸巳30トして → 癸巳トして

29頁 下から1行目 丁酉34に → 丁酉に

70頁 漢王朝宗室関連系図（ の部分を追加）



132頁 下から11行目 王朝交替は宋まで → 王朝交代は北宋まで

147頁 6行目 開立法・開平方 → 開立法・開平法

147頁 下から13行目 天文、歴算 → 天文、曆算

176頁 8行目 平陽一体に → 平陽一帯に

185頁 下から1行目 肅正 → 肅清

193頁 下から5行目 3匹 → 3斤

211頁 参考文献 岡崎文雄 → 岡崎文夫

219頁 下から9行目～220頁 上から4行目

前述の如く、文帝は開皇3年に郡を廃止したが、このとき州県官を中央政府から派遣するように改めた。従来の「辟召制」（州郡長官が現地人を属僚に任命）では、地元の有力貴族が地方政治にしばしば影響力を行使したが、文帝は地方行政機構の改革にことよせて、これにメスをいれた。六朝以来、貴族は「九品官人法」により中央政府に出仕する一方、州郡の属僚として地方に確固たる勢力を有していた。州郡の統廃合により失職した官僚のうち、州郡の辟召による属僚については現職の肩書（「郷官」）を安堵する一方、中央の任命を受けて着任していた者は吏部の人事により異動させた。そして郷官は開皇15年（595）には廃止され、隋の地方統治は、現地とは関わりを持たぬ中央派遣の官僚により担われることとなった。3年ほどの任期で定期的に異動する長官や属僚に代わり、現地採用の下級官吏（胥吏）が地方政治に隠然たる影響力をもつようになるのは、これを契機とする。

→魏晋以来、州刺史は將軍号を帯びることが多く、都督某州諸軍事として州軍を統率したため、州には州府の属僚（州官。刺史が現地の土人を辟召）と軍府の幕僚（府官。原則として中央が任用）が並存していたが、府官はしばしば州官の権限を侵犯した。北齊・北周では州官を漸減し、中央の吏部が任用した府官に州の行政を委ねる施策を始めていたが、隋の文帝は、郡を廃止するとともに地方官の任免権を中央の吏部に回収したのである。現地採用の州官については「郷官」として肩書のみを安堵し、府官の大半を州の官吏に横滑りさせ（州の官職名も府官の名称を採用）、やがて吏部により異動させた。開皇15年（595）に郷官が廃止されると、隋の地方統治は、現地とは関わりを持たぬ中央派遣の官僚により担われることとなった。3年ほどの任期で定期的に異動する長官や属僚に代わり、現地採用の下級吏員（胥吏）が地方政治に隠然たる影響をもつようになるのは、これを契機とする。

227頁 下から5行目 それを甘受する → 諫奏を甘受する

235頁 5～6行目 武周王朝に侵掠 → 武周王朝に対する侵掠

238頁 下から6行目 と在役中一度の辺境防衛（防人） → この文章を削除

238頁 下から1行目

客戸が登録 → 客戸（当時の登録戸数の10%以上に相当する）が登録

239頁 12行目 安史の乱の前年で → 安史の乱の直前で

242頁 下から3～4行目 ウイグル可汗に → ウイグルの^{ほうう}牟羽可汗に

242頁 下から1～2行目 ウイグル可汗は → ウイグルは

258頁 下から1行目～259頁 9行目

で、宦官の専横に不満を抱いており、即位直後に楊復恭を謀反の嫌疑で罪に問い、乾寧元年（894）、李茂貞らにより捕縛させた（長安で公開処刑）。

楊復恭討伐で名を上げた李茂貞は朝廷での発言力を増したが、昭宗はこれを快く思わなかった。景福2年（893）、昭宗は神策軍に李茂貞討伐を命ずるが却って大敗を喫し、勢いづいた李茂貞は、乾寧2年（895）、隣接する節度使の紛争に介入する。ところがこれが河東節度使李克用との対立に発展、急速に南下する李克用軍に恐れをなした昭宗は蒙塵、李茂貞は昭宗に謝罪し、李克用は晋王に冊封され太原に引き上げた。

→で、宦官の専横に不満を抱いており、大順2年（891）、楊復恭を謀反の嫌疑で罪に問うた。楊復恭が漢中（陝西南部）に拠って抵抗すると、昭宗は李茂貞らにこの討伐を命じた。ところが、この討伐戦の過程で発言力を増した李茂貞と昭宗の仲が険悪となり、景福2年（893）、昭宗は神策軍に李茂貞討伐を命じた。しかし、神策軍は李茂貞に大敗を喫し、却って李茂貞を勢いづかせてしまった。乾寧元年（894）に楊復恭を捕縛（長安で公開処刑）した李茂貞は、翌年、隣接する節度使の紛争に介入する。ところが、これが河東節度使李克用との対立に発展してしまい、急速に南下する李克用軍に恐れをなした昭宗は蒙塵、李茂貞は昭宗に謝罪し、李克用は晋王に冊封されて太原に引き上げた。

265頁 10行目 および綿 → および^{まわた}綿

266頁 14行目

と、生涯に一度の防人（辺境勤務。3年間）と → この文章を削除

266頁 下から11行目

臨時の募兵により →

臨時の募兵（当時「兵募」とよばれた。実際には徴兵と大差なかったであろう）により

266頁 下から10～11行目

「行軍」を編成して → 「行軍」、すなわち、臨時の遠征軍を編成して

— テキスト『概説中国史』（下巻）の訂正（増刷の関係で、既に訂正済の場合もございます。） —

2頁 年表 950年 → 951年

5頁 6行目 950年 → 951年

7頁 14行目

都市を拠点に中域ブロック支配をおこなう五京制度など、
→複数の都城を設けた拠点支配（後の五京制度）など、

9頁 コラム5行目 自己同一性 → 自己認識

28頁 8行目ルビ きがろ → きかろ

31頁 下から6行目

1119年に北宋と金のあいだで契丹を挟み撃ちにする密約が成立した。
→1120年までに北宋と金のあいだで契丹挟撃の密約に向けた協議を重ねていく。

66頁 年表 1370 その子アユシリダラ → その子アユルシリダラ

148頁 2行目 1530年代末 → 1450年代末

148頁 下から13行目 正統13年（1548） → 正統13年（1448）

148頁 下から11行目 翌正統14年（1549） → 翌正統14年（1449）

西洋史概論

科目担当者： 足立 広明
テキスト： 『大学で学ぶ西洋史〔古代・中世〕』
服部良久・南川高志・山辺規子 編（ミネルヴァ書房）
単位数： 4単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L4T203

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

西洋古代史を学ぶ。

到達目標

ギリシア・ローマの古典文化とキリスト教について理解を深める。

事前・事後学習

テキストをよく読み、参考文献に挙げられた著書を中心に学習を深めること。

評価方法・基準（レポート）

テキストの理解と設題について明確で一貫した叙述がなされているか。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの理解と到達目標に達しているかどうか。

履修上の注意事項等

レポートではテキスト、参考書を丸写しせず、自分なりの言葉で一貫性を持たせて書くこと。

授業概要

西洋史概論の授業では古代のヨーロッパの歴史を学ぶ。用いるテキストは、各節ごとにそれぞれの分野の現時点における研究第一線に立つ研究者が執筆したもので、少ない頁数のなかで平易でありつつ新しい見解も適時取り入れた内容となるよう随所に工夫が施されている。たとえば、本書では概観の後に現在の学会で焦点となっているテーマが「歴史への扉」として適時紹介されている。これによって、読者はその時代の基礎知識を修得した上で、現在どんなことが問題となっているか展望できるのである。授業はこのテキストを精読の上、テーマをひとつ選んで、テキストを出発点として適時参考文献を読んでレポートを作成することになる。

I. 学習指導

(はじめに)

西洋とは、ギリシア・ローマ古典文化とキリスト教を受容し、それらを自らの文化基盤に据えて発展してきた世界と捉えることができる。本講義では西洋文化の基礎を成す古典文化とキリスト教の誕生した西洋古代史を学ぶ。テキスト後半の中世は、レポート・テーマとしては割愛するが通読することを勧める。また、テキスト（以下本書）ではギリシアに先行する古代エジプトおよびメソポタミア史はあつかわない。

注意する点をひとつ。直接の課題としては出題しないが、総説は本書全体を貫く視点、現在の学界状況を概観しているので、おろそかにせず精読しておいてほしい。たとえば、古代史を例にとると現在では指導者の単なる政治的決断の歴史や、ギリシア・ローマ上層市民の価値観だけに光を当ててきたこれまでの伝統的歴史叙述はさまざまな形で批判されている。それは上述の総説に書いてあるばかりか、個別の各節でも各論的に指摘されている。こうした諸点を理解せずに、小説などから得た主観的な知識に基づいて叙述したレポートにしばしば遭遇するが、その場合はテキスト、ひいては現時点での西洋史研究への理解が足りないものとして評価せざるを得ない。また、テキストの丸写しも認めない。自分なりにどのように消化して論述できているかがポイントである。

(学習の要点)

本書は上記授業概要でも示したように、第一線研究者が現時点における研究を踏まえつつ、それぞれ限られた紙幅内で最小限のポイントを押さえて概観したものである。以下の解説は、あくまで各節で対象とする時代と地域、事項を簡単に列記したに過ぎない。後述する設問との関係からも、学習者は自分が関心を寄せる節を出発点として、内容をより発展させるレポートを書いていただきたい。その際には本書最後の参考文献欄が有益なものとなる。

また、再度注意を喚起するが、本書は現在の第一線の研究者による概説である。大半は高校教科書などと一致するが、学会では常識化していても、まだ一般には十分伝

わっていない解釈も重要なポイントとして盛り込まれている。たとえば、ミュケナイ文化衰亡の原因はドーリア人の侵入であるとする通説などは現在では通用しないものとされているし、担当者の専門分野である古代末期についても、かつてのようなローマ帝国衰亡史観はそのままでは通用しない。かつての通説と現在では何がどのように異なっているか、注意深く読み取った上でレポートを作成していただきたい。

第1章：古代ギリシア

本書ではエーゲ文明からヘレニズム諸国の興亡までの古代ギリシア史をあつかう。

第1節：ギリシア・ポリス世界の誕生と発展

本節ではエーゲ文明と総称される4つの文化について触れた後、暗黒時代を経てギリシア・ポリスが成立するまでが概観される。最初のエーゲ文明についてはキュクラデス文化、ミノア文化、ヘラス文化、トロイア文化と分類されるが、とくにミュケナイを含む幅広い地域と時代の人々をヘラス文化として総称していること、この文化の断絶は必ずしもドーリア人の侵入によるものではないと考えられている点などに注意する必要がある。

第2節：ギリシア・ポリス世界の繁栄

本節は民主政の発展とペルシア戦争からペロポネソス戦争を経て前四世紀に至るまでのアテナイを中心とした歴史が叙述される。西洋古典古代史のなかでも伝統的に最も注目され、近代市民社会の模範ともされてきた「最盛期」である。具体的な事実関係においては変化はないが、本書で注目すべきはペロポネソス戦争以後従来顧みられることの少なかった前四世紀以後のアテナイに光を当て、さまざまな矛盾を抱えつつも、アテナイ市民がローマの覇権が及ぶ直前まで活力を失わなかったことが強調されている点である。

第3節：古代ギリシアの社会と生活

この節は概観ではあるが、近年の歴史学の傾向である社会史の成果が反映されている。すなわち、アテナイ市民のライフ・サイクルと家族史、それに在留外人（メトイコイ）の商業上の役割について展望されている。法廷弁論や墓碑などの史料をもとにした叙述は現在の研究動向を反映したものであり、本節を出発点としつつ、後記の文献目録を参考に各自で学習を深めることができる。

第4節：ヘレニズム時代の諸相

大王と呼ばれるアレクサンドロスのペルシア遠征からローマによる覇権の確立までの時代を描く。通説的にはアレクサンドロスの征服が東西文化をギリシア側から融合した意義が肯定的に描かれる反面、ギリシアそれ自体の文化についてはマケドニアの専制王権の覇権の下でのポリスの衰退期として描かれることが多い。しかし、本節ではアレクサンドロスの遠征の意義を従来のように理想化しない反面、むしろ衰退期とされたポリスやアレクサンドロス以後のヘレニズム諸国の動向に手厚い叙

述を行なっている。

第5節：古代ギリシアの文化と宗教

エーゲ文明からヘレニズム末に至るギリシア文化の変遷を、主に美術史、建築史の視点から論じた節。あまりにも長期の広汎な対象であるため、この節は単独レポートのテーマにはなりにくい。しかし、ギリシア関係の他節を理解する上で不可欠の背景説明が含まれているので目を通しておくことがのぞましい。

第6節：古代オリエント世界とヨーロッパ

本書の特色を成す節のひとつがこれで、ギリシアやローマをそれ以东と峻別して「西洋」とする考えを戒め、広くペルシアなどユーラシア西部との関係性のなかで捉え、そのなかでの西部と東部であるとの視点を展開する。ギリシアの都市国家をメソポタミアのそれとの関連で論じ、アレクサンドロス以前のアケメネス朝や彼の征服以後のパルティアやササン朝の意義について概観することで、地中海域のギリシアやローマに偏らない展望が培われる。

第2章：ローマ帝国

本章では共和政から帝政末期に至るローマ史があつかわれる。

第1節：共和政ローマの発展と変容

本節ではローマがイタリア中部の都市国家から出発して地中海の覇権を握るまでの過程が描かれる。元老院と民会、それにコンスルやプラエトルなどの各種政務官の整備など、国制の中核にからむ部分の説明がここでなされているので、帝政期以後に関心のある者もローマ史の基礎としておろそかにせず、熟読すべき節である。とくに共和政末期の民会の積極的評価などは近年の研究動向を反映させたものである。

第2節：元首政期ローマ帝国の繁栄

オクタウィアヌスがアウグストゥス称号を得た前27年から後235年にセウエルス朝が断絶するまでを叙述する。概観的な政治史叙述が大半を占めるが、アウグストゥス時代を中心とする通説と違って五賢帝期に照準を合わせ、元首政ローマの政治システムがそのころようやく完成し、その体制がセウエルス朝時代まで接続すると見る視点が背景にある。後述文献表から南川高志氏の著作を参照して発展学習するとよい。

第3節：ローマ帝国の社会と生活

ギリシア史第3節と同じく、これも新しい研究動向を反映させたものである。結婚や死への態度といった私生活史は単なる風俗史ではなく、ローマ社会を実態に即して理解するために近年多くの研究が集中してきた分野である。編集者の南川高志氏自身が担当執筆している。ローマの身分制度が概観された後、ローマ人の1日の

生活リズム、娯楽と教養、そして誕生から死に至るライフ・サイクルが描かれる。末尾の「歴史への扉」における、「ローマ化」を巡る今日の論争紹介も、多くの読者にとって刺激となろう。

第4節：後期ローマ帝国の歩み

長らく繁栄を誇ったローマ帝国も、三世紀になると半世紀にわたる混乱に直面する。ただし、本書では最近の研究動向を反映して、五賢帝最後のマルクス・アウレリウスの死（180年）ではなく、セウエルス朝の断絶（235年）まで元首政の下限を引き下げている。また、260年代以降の帝国の回復に力点を置き、ガリエヌス期における機動軍の誕生を重視している。このような帝国の再編の上に誕生したディオクレティアヌス、コンスタンティヌスの体制の確立から西方におけるその解体までが本節の範囲である。

第5節：キリスト教の発展と古代末期の世界

ローマ支配下におけるユダヤ社会を背景にキリスト教が誕生する状況から、帝国がキリスト教化し、イスラームが到来するまでの古代末期の社会があつかわれる。イエスの誕生からパウロの伝道、迫害時代におけるキリスト教の展開を概観した後、従来顧みられることの少なかった古代末期のローマ社会の変容について宗教、経済、社会の各方面から展望している。従来停滞していたとされてきた古代末期において、東地中海では都市と農村が繁栄し、その発展のなかで新しいキリスト教修道運動が成立したと捉えている。

第6節：ローマ法の歴史

ローマが後世に残した文化遺産としてはその優れた建築技術と都市の概念、それに本節であつかわれる法学がある。本節では市民法を中心に、ホルテンシウス法から帝政初期、後期帝政、それに帝国以後のローマ法学の変化と発展について明快な見取り図が示されている。ただ、ローマ史の背景知識として掴むことは有益であるものの、本講義では直接のレポート・テーマとはしない。

(参考文献)

本書末尾の参考文献欄に基本的なものは網羅してある。これにプラスして以下の文献が参考になるだろう。また、単行本だけでなく、入手できるなら学術雑誌の論文を参考にするとよい。学術雑誌へのアプローチは『史学雑誌』で毎年刊行される『回顧と展望』号のギリシア、ローマの欄に昨年度発行の雑誌論文の多くがコメント付で掲載されているので、スクリーニングに来たときなどに検索するとよい。ちなみに、『回顧と展望』は日本史、東洋史、西洋史のあらゆる分野の昨年度の論文を掲載している。このほかに自宅のパソコン検索画面から奈良大学図書館 HP にアクセスし、「蔵書検索・マイライブラリ」をクリック。通常検索を行うと、「本学所蔵」のほか、「他大学所蔵」「CiNii Articles」「国立国会図書館」の各項目が並んで出てくるので、まずは本学、それでなければ順次他のところで調べるとよい。

以下古代ギリシア・ローマ史の最近のもので教科書に出ていないものを中心にいくつかをピックアップしておいた。面白本、小説の類は除外し、専門研究者による定評のあるもののみ一部をピックアップしたものである。

共通

1. 桜井万里子・本村凌二『集中講義！ギリシア・ローマ』ちくま新書、2017
2. 村川堅太郎・長谷川博隆『ギリシア・ローマの盛衰－古典古代の市民たち』講談社学術文庫、1993
3. 金澤周作他編『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房、2020
4. 長谷川岳男編『はじめて学ぶ西洋古代史』ミネルヴァ書房、2022
5. 南川高志、井上文則編『生き方と感情の歴史学－古代ギリシア・ローマ世界の深層を求めて』山川出版社、2021
6. 周藤芳幸編『古代地中海世界と文化的記憶』山川出版社、2022

ギリシア

1. 伊藤貞夫『古代ギリシアの歴史』講談社学術文庫、2004
2. 伊藤貞夫『古典古代の歴史』放送大学教育振興会、2000
3. 桜井万里子『いまに生きる古代ギリシア』日本放送出版協会、2007
4. 桜井万里子『ヘロドトスとトゥキュディデス』山川出版社、2006
5. 桜井万里子『ギリシア史』山川出版社、2005
6. 周藤芳幸『図説ギリシア新装版－エーゲ海文明の歴史を訪ねて』河合書房新社、2007
7. 周藤芳幸『古代ギリシア地中海への展開』京都大学学術出版会、2006
8. 周藤芳幸『古代ギリシア遺跡辞典』東京堂出版、2004
9. 前野弘志『アッティカの碑文文化』広島大学出版会、2007
10. M.I. フィンリー著、柴田平三郎訳『民主主義：古代と現代』講談社学術文庫、2007
11. ジョン・D. マイカルソン著 箕浦恵了訳『古典期アテナイ民衆の宗教』叢書ユニベルシタス、2004
12. 佐藤 昇『民主政アテナイの賄賂言説』山川歴史モノグラフ、2008
13. 桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム』山川出版社、2010
14. 澤田典子『アテネ民主政－命をかけた八人の政治家』講談社選書メチエ、2010
15. 仲手川良雄『古代ギリシアにおける自由と社会』創文社、2014
16. 周藤芳幸『ナイル世界のヘレニズム－エジプトとギリシアの遭遇』名古屋大学出版会、2014
17. 栗原麻子『互酬性と古代民主制－アテナイ民衆法廷における「友愛」と「敵意」』京都大学学術出版会、2020
18. 篠原道法『古代アテナイ社会と外国人』関西学院大学出版会、2020

19. ポール・カートリッジ著 橋場弦訳『古代ギリシア人 自己と他者の肖像』白水社、2019
20. 波部雄一郎『プトレマイオス王国と東地中海世界－ヘレニズム王権とディオニュシズム』関西学院大学出版会、2014
21. 石田真衣『民衆たちの嘆願－ヘレニズム期エジプトの社会秩序』大阪大学出版会、2022
22. 橋場弦『古代ギリシアの民主政』岩波新書、2022

ローマ

1. 小林雅夫『古代ローマの人々－家族・教師・医師』早稲田大学オンデマンド出版、2005.
2. 砂田徹『共和政ローマとトリブス制－拡大する市民団の編成』北海道大学出版会、2006.
3. 名取四郎『地中海都市紀行－古代キリスト教美術を訪ねて』岩波セミナーブックス、2005.
4. 比佐篤『「帝国」としての中期共和政ローマ』晃洋書房、2006.
5. 松本宜郎『キリスト教徒が生きたローマ帝国』日本キリスト教団出版局、2006.
6. 本村凌二『地中海世界とローマ帝国』（興亡の世界史04）講談社、2007.
7. 本村凌二『多神教と一神教』岩波新書、2005.
8. 本村凌二『優雅でみだらなポンペイ－古代ローマ人とグラフィティの世界』講談社、2004.
9. ピーター・ブラウン著、足立広明訳『古代末期の形成』慶應義塾大学出版会、2006.
10. アロイス・リーグル著、井面信行訳『末期ローマの美術工芸』2007.
11. ピーター・ブラウン著、後藤篤子訳『古代から中世へ』山川レクチャーズ、2006.
12. キース・ホプキンス著、小堀響子、中西恭子、木村凌二訳『神々にあふれる世界－古代ローマ宗教史探訪』岩波書店、2003.
13. リーウィウス著、鈴木一州訳『ローマ建国史』上、岩波文庫、2007.
14. 佐藤 育子・栗田 伸子『通商国家カルタゴ』（興亡の世界史03）講談社、2009.
15. 井上 文則『軍人皇帝時代の研究－ローマ帝国の変容』岩波書店、2008.
16. 長谷川宜之『ローマ帝国とアウグスティヌス－古代末期北アフリカの司教』東北大学出版会、2009.
17. 戸田 聡『キリスト教修道制の成立』創文社、2008.
18. A・H・M. ジョーンズ著、戸田聡訳『ヨーロッパの改宗－コンスタンティヌス帝の生涯』教文館、2009.
19. ベルナルド・レミイ著、大清水裕訳『ディオクレティアヌスと四帝統治』文庫クセジュ、白水社、2010.

20. ベルトラン・ランソン著、大清水裕訳『コンスタンティヌス－その生涯と治世』文庫クセジュ、白水社、2012.
21. ベルトラン・ランソン著、大清水裕訳『古代末期－ローマ世界の変容』文庫クセジュ、白水社、2013.
22. 大清水裕著『ディオクレティアヌス帝時代のローマ帝国－ラテン碑文に見る帝国統治の継続と変容』山川出版社、2012.
23. 南川高志著『新・ローマ帝国衰亡史』岩波新書、2013.
24. ブライアン・ウォード＝パーキンス著、南雲泰輔訳『ローマ帝国の崩壊－文明が終わるとのこと』白水社、2014.
25. ジリアン・クラーク著、足立広明訳『古代末期のローマ帝国－多文化の織りなす世界』白水社、2015.
26. 井上文則著『軍人皇帝のローマ－変貌する元老院と帝国の衰亡』講談社、2015.
27. ロバート・クナップ著、西村昌洋、増永理考、山下孝輔訳『古代ローマの庶民たち－歴史からこぼれ落ちた人々の生活』白水社、2015.
28. 南雲泰輔著『ローマ帝国の東西分裂』岩波書店、2016.
29. 新保良明著『古代ローマの帝国官僚と行政－小さな政府と都市』ミネルヴァ書房、2016.
30. 南川高志著『ユリアヌス－逸脱のローマ皇帝』山川世界史リブレット、2015.
31. 田中創著『ローマ史再考－なぜ「首都」コンスタンティノーブルが生まれたのか』NHK ブックス、2020.
32. バーバラ・レヴィック著 マクリン富佐訳『アウグストゥス－虚像と実像』法政大学出版局、2020.

キリスト教

1. 大貫隆『聖書の読み方』岩波新書、2010
2. ピーター・ブラウン著、戸田聡訳『貧者を愛する者－古代末期におけるキリスト教的慈善の誕生』慶應義塾大学出版会、2012
3. 佐藤彰一『禁欲のヨーロッパ－修道院の起源』中公新書、2014
4. 青野太潮『パウロ 十字架の使徒』岩波新書、2016
5. 出村和彦『アウグスティヌス－「心」の哲学者』岩波新書、2017
6. 戸田聡『古代キリスト教研究論集』北海道大学出版会、2021
7. 戸田聡『古代末期・東方キリスト教論集』新教出版社、2022
8. 松本宣郎『初期キリスト教の世界』新教出版社、2022

これ以外にも現在京都大学学術出版会より古代ギリシア・ローマの主要作家の作品が次々と翻訳・刊行されている。個人で購入するには高額であるが、全国の主要図書館で適時揃えつつあるので探訪されるとよい。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

以下のテーマから関心のあるもの一つを選んで自由に論じること。**レポートの最初に必ず、選択したテーマ番号とそのテーマ題目を記載すること**（横書き、自筆・ワープロいずれも可。6400字程度）。自筆の場合は、ペン書き（鉛筆・シャープペンシル不可）。

- ① 古典期アテナイにおける民主政の発展
- ② 古典期アテナイの社会と生活
- ③ ヘレニズム諸国の興亡とその意義
- ④ ローマ共和政の発展とその国制
- ⑤ ローマ元首政と五賢帝
- ⑥ 後期ローマ帝国体制
- ⑦ キリスト教の発展と古代末期の社会

2. 設題の解説

繰り返しになるが、本書をよく読むこと。市井で流行している小説や面白本などから得た一面的でいささか時代遅れとなった見解が疑問なく羅列されている場合は無条件で単位を認定しない（とくにアレクサンドロス大王や五賢帝時代、それに後期ローマ帝国への評価については気をつけること）。また、テキストの丸写しは認めない。レポートの最初に①なぜそのテーマを選んだか、レポートの目的を明確に述べ、②テキストとそれ以外の文献（使用した場合は註をつける。註はレポートの枚数に含まない）を明記しながら、③各種の資料から自分なりに妥当と思われる結論を導く構成をとっていることが評価基準となる。また、レポート合格後も科目修得試験があるので、自分の選んだ箇所だけでなく、全体に目を通しておくこと。

東洋史特殊講義

科目担当者： 山 崎 岳
テキスト： 『東アジア近世近代史研究』
吉田光男 編著（放送大学教育振興会）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 3～4
科目ナンバリング： L5T301

テーマ

東アジア「近世」史

到達目標

歴史学でいう「近世」とはなにか、東アジア史におけるその具体像はどのようなものか、またそれについてどのような議論がなされてきたのか、中国史および朝鮮史に即して理解を深める。

事前・事後学習

指定テキストにあらわれる人名・地名・官職名、そのほかの特殊語彙は、事典等で調べながら読み進めること。また、テキストに挙げられた参考文献も、興味のもてるものがあれば積極的に目を通すことを心がけてほしい。

評価方法・基準（レポート）

課題と内容が対応しているか、構成が練られているか、論述に根拠があるか、日本語表現が適切か、努力の跡がみられるかなどを基準に総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容が十分理解できているか、到達目標に達しているかを基準に、総合的に判断する。

履修上の注意事項等

学習範囲は、テキストの第1章から第9章までとする。東アジア史の基本的な流れは知っておく必要があるため、テキスト科目「東洋史概論」を、できれば先に単位修得（科目修得試験合格）、あるいは同時に履修登録し学習を進めることが望ましい。

レポート作成時は、テキスト以外に三点以上の文献を参照し、レポートの最後に参考文献として明記すること。参考文献が三点以上明記されていないレポートは評価の対象外とする。

I. 学習指導

(はじめに)

この授業では、東アジアの「近世」という時代について学びます。現代の私たちの生活に直接関わるわけではなく、かといってはるか手の届かない昔というほどの昔でもない、中途半端な「近世」という時代。逆にいえば、それは古代・中世という異世界と私たちの生きる現実世界とを結びつける橋渡しのような時代です。

ただ、東アジア規模で「近世」を論ずるのは簡単ではありません。日本史学では16世紀後半の安土桃山から江戸時代にかけてを近世とすることが学界の共通認識です。一方、中国史の時代区分には定説がありません。たとえば「古代」の終わりについては、ある論者は紀元3世紀の漢の終焉を、ある論者は16～17世紀明末清初の社会変動を画期とするなど、実に千数百年のずれがあります。近年では東アジア共通の「近世」を設定する試みも提示されていますが、学界全般の合意にはいたっていません。

この授業では、中国史については比較的多くの学者に支持されている「宋代近世説」を、朝鮮史については朝鮮王朝の成立を一応の画期と定め、それぞれの「近世」とはいかなる時代であったのか、さまざまな側面から見てゆくこととなります。東アジア史の基本的な流れは知っておく必要があるため、テキスト科目「東洋史概論」を、できれば先に単位修得（科目修得試験合格）、あるいは同時に履修登録し学習を進めていただきたいと思います。

以下に、この授業の学習範囲である第1章から第9章までの内容と要点をまとめました。テキストには耳慣れない専門用語が多く現れます。辞書や百科事典などを活用して、外国語を解読するつもりで取り組んでください。朝鮮や中国の歴史地図や年表などが手もとにあるとよいでしょう。また、本文中で挙げられた参考文献にも目を通しておけば、テキストだけを読むよりもかえって理解しやすいかも知れません。ぜひ、意欲をもって読解に努め、本格的な東洋史の世界に腰を据えて取り組んでいただきたいと思います。

(学習の要点)

第1章 東アジア近世近代史を学ぶにあたって

四人のテキスト執筆者が、それぞれの担当部分について簡潔に説明する。とくに学習範囲である夫馬・吉田両氏の執筆箇所について熟読し、内容を把握すること。

第2章 中国近世と科挙

前半で「近世」という概念をめぐる理論的問題が説かれ、後半では科挙制度の「近世」的側面が論じられる。歴史学で中世と近代をつなぐものとして一般に用いられる「近世」という用語は、明治期の日本の特殊事情から生まれた概念であり、中国史は宋代以降を近世とすべきであることが主張される。また、中国社会特有の制度である科挙が、同時代の世界にも類例がない、「近世」中国を特徴づける制度であることが説明される。まずは熟読して「近世」という概念を理解することが課題となる。

第3章 中国近世の官職授与制

中国では帝政期以降、一定の領域を世襲的に支配する封建領主が成長せず、いわゆる封建社会が長期にわたって持続することがなかった。それにかわって政治的な支配階層を形成したのは、皇帝権力の代行者として一定の職権を与えられた官僚である。本章では、マックス・ウェーバーの理論を批判しつつ、それらの官僚にとって、正規の報酬である俸給よりも、彼らが享受した身分的特権に大きな意味があったことが説明される。中国の官僚と現代社会の官僚との相違について注意しながら理解を深めてほしい。

第4章 中国近世の士大夫政治と皇帝専制政治

中国近世の政治文化は宋代に台頭した士大夫階層の存在に特徴づけられる。科挙による官吏登用が制度的に確立されたことで、士大夫と呼ばれる知識人階層が形成され、政治的に大きな影響力をもった。これに対し、明朝の建国者である洪武帝の政治は、これと対極にある皇帝専制政治の極致と位置づけられる。知識人社会が成熟した「近世」において、洪武帝のような極端な専制君主がなぜ出現したのかについて考えを及ぼすことが課題となる。

第5章 中国近世の対外関係

外交政策においても宋と明は際だった対照をなす。宋は政治と商業を分離させることで海外貿易から莫大な利益をあげたが、明は徹底した鎖国政策をとって海外貿易を外交に従属させたことで貿易は縮小の道をたどった。明の外交政策による国際秩序の再編はしばしば「冊封体制」という用語にあてはめて理解されることがある。この概念の妥当性に対する著者の見解は一考に値する。

第6章 中国近世の訴訟と社会

前近代の中国は、法廷での訴訟が頻繁に発生する「訴訟社会」だった。この時代、法律にうとい一般人の訴訟を陰で支えたのが「訟師」と呼ばれる人々である。また、明初洪武帝の訴訟制度の抜本的変革や、寡婦の相続権の理念と現実のありかたなど、中国社会における訴訟の歴史には、現代の訴訟制度や権利問題にも通底するさまざまな側面が見いだせる。現代社会との共通点・相違点を意識しながら理解を深めてほしい。

第7章 高麗から朝鮮への王朝転換

高麗王朝末期から朝鮮王朝前期にかけて朝鮮半島で展開した政治的動向をあとづける。王朝交代に際しては、干渉を強めようとする明との間に緊迫した関係が展開する一方、朝鮮内部でも後継者問題をめぐって武力による政権篡奪が実行されるなど、国際関係と国内問題をあわせて理解する必要がある。朝鮮王朝の政治史を特徴づける「士禍」については「勲旧派」「士林派」という一般的説明を一応は理解した上で、著者の見解に耳を傾けてほしい。

第8章 朝鮮社会と士族

宋代中国で文化的・政治的指導層として士大夫階層が形成されたのと同様に、朱子学

を国学とし科挙を振興した朝鮮王朝でも士（ソンビ）は重要な位置を占めた。士は官僚を輩出する一族を構成し、そうした氏族集団を「士族」と呼ぶ。ここでは「士族」を三類型に分けてそれぞれ事例をあげてその具体像を紹介する。それぞれの類型の氏族が「士族」として存続するためにいかなる手段をとったのかに注目すること。

第9章 朝鮮時代後期の地域社会—良民化と氏族化—

朝鮮時代の在地社会における良賤制や宗族などの諸事象について、時代を通じた変化が述べられる。良賤間の通婚が進むことで両者の割合に生じた変化や、姓や本貫が新たに加わって形成されてゆく氏族制度、そして諸邑を移動する流動的な零細氏族など、一見静態的な朝鮮王朝の農村社会が内包していた変化の契機、そして実際にいかなる変化が起こったのかに留意して読み進んでほしい。

II レポート設題

1. 設題

次の三つの課題から一つを選んでレポートを作成せよ。(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

- ① 明の洪武帝について、その事蹟および歴史的背景をふまえて総合的に評価せよ。
- ② 明朝の建国から滅亡にいたるまでの東アジアの国際関係について、モンゴル・朝鮮（高麗）・日本・琉球を念頭に置きながら通史的に述べよ。
- ③ 中国・朝鮮・日本の近世社会について、「士」「儒教」「身分」「農村」に注目しながら比較検討せよ。

2. 注意点

レポート作成時は、テキスト以外に三点以上の文献を参照し、レポートの最後に参考文献として明記すること。参考文献が三点以上明記されていないレポートは評価の対象外とする。インターネット上の情報は参考文献として認めない。ただし、インターネット上で閲覧できる雑誌論文については、通常の参考文献と同様に書誌情報を記せば可とする。

西洋史特殊講義

科目担当者： 山 口 育 人
テキスト： 『近代イギリスの歴史－16世紀から現代まで』
木畑洋一・秋田 茂 編著（ミネルヴァ書房）
単 位 数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 4
科目ナンバリング： L5T401

テーマ

西洋近現代史上の諸問題

到達目標

西洋近現代史上の政治、経済、社会、文化、地域、ジェンダーに関わる諸問題について理解し、考察ができるようになる。

事前・事後学習

事前学習：現代の西洋世界が抱える政治、経済、社会の課題に関心を持つ。
事後学習：レポートで取り上げたテーマを、他の国・地域や他の時代と比較する。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」の内容に沿って評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの理解度ならびに到達目標の達成度をもって評価する。

履修上の注意事項等

レポート作成の際は、テキスト・『サブテキスト』のほかに、関連文献を参照すること。

授業概要

本講義では、16世紀初頭を起点に近代から現代にかけてのイギリス史（ブリテン諸島史）が学習対象となる。西洋近現代史上の政治、経済、社会、文化、地域、ジェンダーに関わる諸問題について、イギリス史を題材に検討、考察する。また、ヨーロッパとアジア・日本の関係など世界史的視点を取り入れてイギリス史の展開を理解する。

I. 学習指導

(はじめに)

本科目で学習を進める際の留意点として以下2点を示す。

- ① テキストは16の章からなるが、そのうち第十章から第十五章は、イギリス史を学ぶ際に連合王国総体としての歴史的展開に視点が集中してしまうこと、あるいは政治や経済の展開に関心が偏ることをいくらかでも是正するために読んでもらいたい章である。受講生はこの十～十五章のうち少なくとも1つの章を精読してもらいたい。なお、コラムも関心に応じて読んでいただきたいが、第十～十五章とともに科目修得試験での出題範囲には含めない。
- ② 以下、テキストを理解してゆくにあたって、学習の要点を把握できるよう各章ごと2つないし3つの問いを提示する。皆さんはまずもって、それぞれの問いへの答えを見出すことを目指して学習を進めてほしい。

(学習の要点)

第一章 前近代のイギリス

イギリス史研究において常に問題となるのは「イギリス」という表現である。本科目では連合王国（UK）を「イギリス」とするが、第一章では近代以降（およそ16世紀初頭以降）のイギリス史を学ぶ前提として、中世（ここでは11世紀から15世紀にかけてとする）における、ブリテン諸島を形成するイングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドの相互関係、地理的環境、ならびに大陸ヨーロッパとの関係を概括してもらいたい。そのうえで近代イギリスの核となるイングランド王国の統治構造、経済構造、「帝國的構造」（ブリテン諸島の他のネーションとの関係のあり方）について、11世紀から15世紀にかけての展開のおおよそのイメージをつかんでもらいたい。

第二章 近代イギリスの出発

・16世紀を通してのイングランド国教会の確立過程とはいかなるものであったのか？

ヘンリー8世治世下で進められた教会のローマ教皇からの独立過程、続く女王メアリー時代のカトリック教会への復帰、エリザベス1世のもとでの再度のイングランド国教会確立のプロセスを、イングランド政治の流れに位置づけながら概観してほしい。

・エリザベス1世治世下のイングランドは対外関係においていかなる環境に置かれて

いたのか？

エリザベス時代のイングランドにとって対外関係上の最大課題とは、ヨーロッパ全体に広がりつつあったカトリックとプロテスタントとの対立のなかで、いかにスペインと対抗しつつ自立を維持し、さらにブリテン諸島を統合するかであった。同時に、エリザベス時代のイングランドは、北米あるいはアジアへと、ヨーロッパ外に進出を試みたのであった。

・ 「名誉革命体制」とは何であったのか？

ジェームズ2世の亡命とウィリアム3世の即位という名誉革命を通して議会で制定された「権利章典」「軍罰法」「寛容法」によって、17世紀以降のイングランドの国家体制が確立してゆく経緯を確認してほしい。なかでも「議会のなかの国王」という原則がこれ以降、浸透してゆくことになったことをおさえてもらいたい。さらに、1707年のイングランドとスコットランド合同によってグレートブリテン王国が成立、イングランド優位のもとブリテン島における「名誉革命体制」が強化されることとなった。

第三章 名誉革命体制と帝国の再編

・ 「第二次英仏百年戦争」とは何か？ またアメリカ独立革命（戦争）といかなる関連があったのか？

名誉革命体制下の18世紀イギリスは、「第二次英仏百年戦争」とよばれるフランスとの世界的な争いのなかで大西洋世界での覇権を確立していった。またそのなかで、環大西洋経済圏でのイギリスの優位が確立し、「イギリス商業革命」とも呼ばれる貿易の拡大や構造変化が起こったことも確認いただきたい。そして、相次ぐ対外戦争の負担を植民地に課すことがきっかけとなりアメリカ独立革命につながったことも理解してほしい。

・ 18世紀の対外戦争を支えたイギリスの統治機構はいかなるものであったのか？

18世紀を通しての対外戦争を支えたイギリスの統治状況を理解するものとして「財政軍事国家」論という議論がある。世界各地での長期の戦争は、議会主導の国政運営、徴税機構の整備、イングランド銀行による国債発行によって可能となったが、その実態を把握してもらいたい。

・ 18世紀イギリス社会経済の変化はどのようなものであったのか？

「産業革命」、都市化、消費の展開に着目してイギリスの社会経済がいかなる変化を経験したのか整理してほしい。

第四章 貴族政治の黄金時代

・ 19世紀前半のイギリスで取り組まれた（あるいは挫折した）改革とは？

ナポレオン戦争後のイギリスを取り巻く国際政治・経済状況の変化、工業化の進展、労働者階級・大衆の存在が増すなかで、イギリス政治、経済、社会の方向性が模索された。こうした模索のなかで、経済制度をめぐる改革（関税制度など）、カトリック教徒に対する政策の転換、奴隷制度をめぐる改革（これについては第三章を参照）、政党の近代化、選挙法改革などの議論と改革が行われた。こうした改革

の主導者、反対者、背景とねらい、結果を整理してほしい。

・「パクス・ブリタニカ」時代のイギリス外交の特色は？

1851年にロンドンで万国博覧会を開催したイギリスは世界大国としてのすがたを見せつけ、世界は「イギリス流」の価値観、正義、秩序が席卷する「パクス・ブリタニカ」の時代となった。この19世紀半ばを中心に1830年代から帝国主義時代にさしかかる1870年代末までのイギリスの対外関係を、ヨーロッパ政策、アジアへの進出、白人移住植民地の展開、「自由貿易帝国主義」とよばれる国際政治経済政策にそれぞれ区分けして、それらの概要と特徴を整理してほしい。

第五章 帝国主義の時代

・19世紀後半から第一次世界大戦勃発にかけての「アイルランド問題」とは？

アイルランド自治問題はこの時期のイギリス政治の主要課題の1つであった。自由党のアイルランド政策の展開とそれに対する反対を整理しながら、「アイルランド問題」の展開を概観してほしい。

・19世紀末から20世紀初頭にかけてイギリスは帝国をどのように維持しようとしたのか？

帝国主義時代に入りドイツ、アメリカ、ロシア、さらには日本など列強が台頭するなかでイギリス帝国内の軍事的、政治的、経済的関係を制度的に緊密化する「帝国連合」の構想が登場した。これに対する白人定住植民地（のちに自治領あるいはドミニオンと呼ばれる）の反応を含めて、この構想の顛末を確認してもらいたい。また帝国列強が競いあう状況下、「光栄ある孤立」を放棄して帝国防衛をはかろうとしたイギリスの世界政策における転換も確認すること。

・19世紀末以降の大衆社会化状況に直面したイギリスではどのような動きがあったのか？

19世紀末以降、大衆社会化状況に直面したイギリスにおいては、労働者階級を経済・社会システムのなかにかんして安定的に取り込むかが課題となった。こうした課題に対応するための教育、労働、財政、政治制度の諸改革について整理してほしい。

第六章 世界大戦と大恐慌の時代

・第一次世界大戦がイギリス史に与えた影響とは？

初めての「総力戦」たる第一次世界大戦を遂行したイギリス社会はどのような戦時社会となったのか、そこで政治指導者たちはいかに行動したのか整理してもらいたい。また、第一次世界大戦はイギリス帝国のありようを大きく変容させたが、帝国（自治領・植民地）の大戦関与を確認し、そのうえで、インドをはじめとする植民地ナショナリズムの高揚、ならびに1931年のウェストミンスター憲章で法制化される「イギリス本国と対等な」自治領諸国からなるコモンウェルス（英連邦）成立過程を確認してもらいたい。

・1930年代イギリスの経済と外交はいかなるものであったのか？

世界恐慌に直面したイギリス経済の状況と政治の対応を整理してもらいたい。も

う1つは、1930年代ドイツ、イタリア、日本といったファシズム諸国の勢力伸長にイギリス外交がとった対応を確認してもらいたい。この際、宥和政策とは何かを理解しておくこと。

・ 第二次世界大戦がイギリス社会に与えた影響とは？

第二次世界大戦の総動員体制のもとでイギリス社会は、平等化と労働者階級の地位向上（経済的、政治的発言力）へと向かいはじめた。またそこでは、大戦後の「福祉国家」建設につながる社会改革の機運が高まったことを確認してもらいたい。

第七章 戦後社会の模索

・ 「コンセンサス」の政治とは何か？

第二次世界大戦後のイギリスは、「福祉国家」建設がなされ、「コンセンサス」の政治が展開したとされる。こうした戦後イギリスの方向性を定めたアトリー労働党政権の戦後復興への取り組み、経済政策、社会保障制度の整備を理解してもらいたい。そのうえで、チャーチルならびにイーデン保守党政権が、前任のアトリー政権の取り組みをいかに引き継ぎ、「コンセンサス政治」と呼ばれる状況をもたらしたのか確認してほしい。

・ 1950年代末から60年代のイギリスにおいて「豊かさ」と「大国としての地位」はいかに考えられていたのか？

この時代のイギリス人は確実に豊かな生活を享受するようになったが、その一方でイギリスが「衰退している」との認識が広がりはじめていた。先進国のなかでの経済力の「相対的」低下、帝国の解体がこうした認識をもたらす背景にあったことを確認してほしい。また、かかる「衰退」を食い止め、イギリスを「近代化」しようとした1960年代のウィルソン労働党政権の取り組みとその限界も整理すること。

・ 1970年代イギリス社会とは？

この時代は、経済困難と社会的不安定に陥った時代とされる。そして閉塞感を打破するべく、社会、経済の新たなあり方を模索する動きがあったことを確認してほしい。他方で、1960年代以来イギリス社会は、若者文化の登場、「寛容社会」と呼ばれる変化、女性の社会進出、移民流入など大きな変容を遂げていたこともおさえてもらいたい。

第八章 グローバル化のなかのイギリス

・ 「サッチャリズム」とは何であったのか？

第二次世界大戦後の福祉国家のあり方を見直し、市場を重視した経済社会政策をとることがサッチャー政権の基本的方向性であったが、その方向性に沿って行われた労働組合政策、ビックバンと呼ばれる金融政策、社会保障制度の改革がいかなるものであったか具体的に理解してもらいたい。

・ サッチャー時代のヨーロッパ統合に対する姿勢はどういうものであったのか？

アメリカ合衆国との関係重視や「帝国の残滓」たるフォークランド戦争、ローデシア問題への対応にも注意を払いつつ、統合深化に抵抗したサッチャー政権のヨーロッパ政策を把握してほしい。さらにサッチャー後継のメイジャー政権の命運が左

右されたように、ヨーロッパ統合への関わり方が21世紀に入ってもなおイギリス政治において焦点となっていることを理解してほしい。

・ 「ニュー・レイバー」を率いたブレア政権が目指したものは何であったのか？

「ニュー・レイバー」はそれまでの労働党の基本政策・理念の何を変えようとしたのか整理してほしい。そして1997年に政権についたブレアは、目指す21世紀イギリス政治、社会、経済のあり方を「第三の道」という言葉で表現したが、この考え方についてサッチャリズムとの相違点に注意しつつ理解してもらいたい。そのうえでブレア政権の具体的な重要政策であった、イギリス国制の改革（スコットランド・ウェールズへの権限移譲）、北アイルランド紛争終結努力、ヨーロッパ統合に関する政策、アメリカ合衆国との関係について確認すること。

第九章 日英一五〇年の政治外交関係

・ 幕末の日本はイギリスをどのようにみていたのか？

江戸幕末の開国にあたって日英の関係がどのように推移したか確認してもらいたい。その際日本側が、アメリカ合衆国と比較して、イギリスを世界最強国という存在として意識していた点を見逃さないでほしい。

・ 日英同盟はなぜ成立し、なぜ消滅したのか？

まず、19世紀末から20世紀初頭の東アジア国際情勢のなかで日英同盟締結に動いたイギリス側の意図を確認してほしい。また第一次世界大戦後のワシントン会議の結果、同盟の解消が最終的に決まったが、そこでイギリスはアメリカ合衆国との関係を重視したことをおさえてもらいたい。

・ 第二次世界大戦での敵対から戦後の和解までの日英関係の流れはどういうものであったのか？

第二次世界大戦でイギリスは日本と戦うことになったのだが、日英間の戦争は、その戦場の多くが東南アジア・南アジアであり、またオーストラリアやニュージーランドへの脅威があったようにイギリス帝国の存亡にかかわる戦争としての性格を持っていたことを確認してもらいたい。そして、かかる戦争の性格が戦後の日英和解のプロセスに影響を与えたことも理解してもらいたい。

第十六章 社会思想のあゆみ

・ イギリスにおける「自由主義（リベラリズム）」という言葉の用いられ方はどのように変遷したのか？

「自由主義（リベラリズム）」という言葉は最初、19世紀半ばにかけて確立してゆく古典的自由主義、経済的自由主義とよばれる社会思想や主張を示すものとして用いられた。しかし19世紀後半になると「新自由主義（ニュー・リベラリズム）」という思想が登場することになった。これは、社会改良のための積極的な国家介入を求める主張の背景を成し、それまでの自由放任を基調とした「自由主義」から離れるものであった。さらに20世紀末になると、市場機能の重視、「小さな国家」を主張する思想「ネオ・リベラリズム」が登場する。以上のイギリスにおける「自由主義（リベラリズム）」という言葉の歴史的変遷を、社会主義や保守主義思想との

関連を踏まえつつ概観してもらいたい。

(参考文献)

文献を見つける王道は「イモヅル式」とよばれるものであろう。ある文献で紹介されている文献を手にとり、さらにその手にした文献のなかから新たな文献を見つける、というように。もちろん教員やともに学ぶ仲間から紹介されることがあれば幸せであろう。

ほかには、いわゆるレファレンスツールの活用がある。皆さんはまずテキストの各章末尾にある参考文献表に目を通してほしい。またイギリス史の文献を探すための詳細かつ網羅的で、現在のところ最良の案内書が近藤和彦（編）『イギリス史研究入門』（山川出版社、2010年）であろう。ここには参考文献が載っているだけでなく、研究動向の紹介やレファレンスツールの使い方まで見つけることができる。

また、本科目を履修するうえでイギリス史だけに関心を狭めていただきたくない。テキストを読みながら是非、他の西洋地域の状況がどうなっているか関心をもってほしい。その際に手がかりを与えてくれるのが小山哲・上垣豊・山田史郎・杉本淑彦（編著）『大学で学ぶ西洋の歴史〔近現代〕』（ミネルヴァ書房、2011年）である。もちろんここでも参考文献は豊富に紹介されており、「イモヅル式」文献収集の起点となるものである。あわせて、上述した『イギリス史研究入門』と同じシリーズとして『アメリカ史研究入門』（2009年）、『フランス史研究入門』（2011年）、『ドイツ史研究入門』（2014年）が刊行されていることを記したい。

大学で歴史を学ぶ際に、個別テーマに多少なりとも立ち入ることがある。こういう時には、その個別テーマを取り囲むイギリス、ヨーロッパ、そして世界の時代状況を把握するために概説書を参照することが必要となる。地域別、時代別に編まれた世界史の通史・概説書シリーズとして現在のところ定評があるのは中央公論新社の「世界の歴史」シリーズである。また、テーマや地域にフォーカスしつつ通史・概説書としての性格や読みやすさを残したのが、講談社の「興亡の世界史」シリーズである。さらに近年、古代から20世紀末までのブリテン諸島史の概説書であるオックスフォード大学出版局『オックスフォードブリテン諸島の歴史』シリーズの翻訳刊行が行われた。各巻とも、政治、経済、文化、宗教などテーマごとにその分野の第一人者が執筆した論文を集めたという特徴がある。概説書にありがちな平板さとは無縁で、歴史研究の最前線の緊張感やダイナミズムが伝わる良書ばかりである。また邦訳版は年表、参考文献、索引が充実し、原著以上に読者の理解を深めるための工夫がなされている。

最後に、テキストが発刊された2011年以降に出版されたもので（一部、これ以前に発刊されたものも載せる）、当科目に関連して興味深いと思われる文献をいくつか紹介する。

秋田 茂『イギリス帝国の歴史』（中央公論新社、2013年）

秋田 茂・桃木至朗（編著）『グローバルヒストリーと帝国』（大阪大学出版会、2013

年)

- 井野瀬久美恵 (編著) 『イギリス文化史』 (昭和堂、2010年)
- 岩井 淳 (編著) 『複合国家イギリスの宗教と社会—ブリテン国家の創出—』 (ミネルヴァ書房、2012年)
- 梅川正美ほか (編著) 『イギリス現代政治史』 (ミネルヴァ書房、2010年)
- 小川浩之 『英連邦—王冠への忠誠と自由な連合』 (中央公論新社、2012年)
- 金澤周作 (編著) 『海のイギリス史—闘争と共生の世界史』 (昭和堂、2013年)
- 川北 稔 『イギリス近代史講義』 (講談社、2010年)
- 川成 洋 (編著) 『イギリスの歴史を知るための50章』 (明石書店、2016年)
- キース・トーマス (川北稔訳) 『生き甲斐の社会史—近世イギリス人の心性』 (昭和堂、2012年)
- 君塚直隆 『物語 イギリスの歴史 (上)・(下)』 (中央公論新社、2015年)
- 君塚直隆ほか (編著) 『イギリスとアメリカ—世界秩序を築いた四百年』 (勁草書房、2016年)
- 小関 隆 『徴兵制と良心的兵役拒否—イギリスの第一次世界大戦経験』 (人文書院、2010年)
- 小林恭子 『英国メディア史』 (中央公論新社、2011年)
- 櫻井正一郎 『女王陛下は海賊だった—私掠で戦ったイギリス』 (ミネルヴァ書房、2012年)
- 桜井俊彰 『イングランド王国と闘った男—ジェラルド・オヴ・ウェールズの時代』 (吉川弘文館、2012年)
- 指 昭博 (編著) 『ヘンリ8世の迷宮—イギリスのルネサンス君主』 (昭和堂、2012年)
- 指 昭博 (編著) 『はじめて学ぶイギリスの歴史と文化』 (ミネルヴァ書房、2012年)
- 下楠昌哉 (責任編集) 『イギリス文化入門』 (三修社、2010年)
- スティーヴン・ハウ (見市雅俊訳) 『〈1冊でわかる〉帝国』 (岩波書店、2003年)
- 玉木俊明 『近代ヨーロッパの誕生—オランダからイギリスへ』 (講談社、2009年)
- チャールズ・P・キンドルバーガー (中島健二訳) 『経済大国興亡史1500—1900』 (岩波書店、2002年)
- デイヴィッド・アーミテイジ (平田雅博・岩井 淳・菅原秀一・細川道久訳) 『独立宣言の世界史』 (ミネルヴァ書房、2012年)
- 長谷川貴彦 『イギリス現代史』 (岩波書店、2017年)
- パニコス・パナイー (栢木清吾訳) 『フィッシュ・アンド・チップスの歴史—英国の食と移民』 (創元社、2020年)
- 細谷雄一 (編著) 『イギリスとヨーロッパ—孤立と統合の二百年』 (勁草書房、2009年)
- ミカエル・ライリー、ジェイミー・バイロン、クリストファー・カルピン (前川一郎訳) 『イギリスの歴史—帝国の衝撃—』 (世界の教科書シリーズ34) (明石書店、2012年)
- ラリー・ザッカーマン (関口 篤訳) 『じゃがいもが世界を救った—ポテトの文化史』 (青土社、2003年)

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

本講義のテキストで扱っている時代（16世紀初頭から21世紀初め）におけるイギリス政治、経済、文化、社会、対外関係でみられた転換について論じなさい（横書き、3200字程度、自筆（ペン書き指定／鉛筆・シャープペンシル不可）・ワープロいずれも可）。

2. 設題の解説

イギリス史上の政治、経済、文化、社会、対外関係のいずれかでみられた転換（変容）について論じてもらいたい。論じる転換は1つでよい（例えば、政治史上の転換のひとつとして「18世紀末イギリス政治の転換とフランス革命の影響」を論じる。あるいは、社会状況の転換のなかから「第二次世界大戦とイギリス社会の変容」を論じるなど）。いつの時代の、どのような転換を取り上げるかを定めることそれ自体に、本科目の学習成果が表れるとあってよい。レポートでは、①転換（変容）前後の状況がそれぞれ整理され、②その転換の経緯が説明されていることが必要となる。

なお、テキストを十二分に読み込んで課題に取り組むことがまず求められるが、そのうえで関連文献を少なくとも2～3冊参照してレポートを作成してもらいたい。

言語伝承論

科目担当者： 井 上 幸
テキスト： 『万葉挽歌のこころ 夢と死の古代学』
上野 誠 著（角川選書499、角川学芸出版）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 3～4
科目ナンバリング： L5T302

テーマ

『万葉集』の表現を通して、古代語の世界をのぞく。

到達目標

テキストに出てくる『万葉集』の歌の表現をたよりに、古代のことばの背景を深く理解できるようになるとともに、現代語の身近な例も意識的に観察できるようになること。

事前・事後学習

日頃から、自分達の使っている現代語を観察しておくこと。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることが的確にまとめられているか、用例の検索と説明が的確か、又、自分なりのことばで現代語訳ができているか、によって判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解して、的確に記述できているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

歌を声に出してよんでから、テキストを精読すること。

授業概要

このテキストは、『万葉集』という奈良時代に成立した、4500首を収めた歌集の中から、9首の歌を取り上げたものです。この4500首の内容は、自然、季節の風物や恋、旅の歌など多くの部類をもち、歌の時期は、成立時期よりずいぶん以前に詠まれたものや伝説にまつわるものまで、内容的にも時期的にも様々な内容が盛り込まれて、編纂されたものです。テキストは、その中から、タイトルにもあるように、人の死に際してうたわれる「挽歌」という部類に属するもので、天智天皇の死にまつわる9首を取り上げています（9首は、I. 学習指導（はじめに）を参照）。この9首には、天智天皇の病が重くなってゆき、天皇が崩御、山科の御陵に埋葬されて、その奉仕者たちが散会するまでが織り込まれています。

この科目では、次のような二方向の学習を計画しています。一つは、万葉集の世界に浸れるように、このテキストを道しるべとして熟読し、歌の背景となっている歴史や民俗学的知識も取り入れてもらいます（レポート設題1）。そして、もう一つは、この科目の最もめざすところとして、歌の表現により近づいてもらうことにあります。これらの歌の解釈が、より自分のものとなるよう、その表現に注目したレポート設題、科目修得試験設題になっています。表現のひとつひとつをより深く理解し、読後の理解、知識をさらに深めてもらいたいと思います。

もちろん古代語ですので、にわかには、その時点の、その意味をとらえることは難しいです。ひとつの表現を理解するだけでも苦労しますが、その周辺の資料もたよりにしながら、その表現に近づいていきましょう。また、当時のことばも、突然消え入ってしまったわけではなく、私たちの今の日本語に、受け継がれたものもあります。レポートを通して、いくつかの古代のことばの背景の一端を知るとともに、今のことばと同じあるいは似ているところと異なるところを意識して調べていくことによって、私たちの今の日本語にも興味を持ってもらいたいと思います。

I. 学習指導

（はじめに）

テキストは、以下の九首をそれぞれ1章で1首ずつとりあげる形で構成されています。章のタイトルとその歌は、次の通りです。基本的に、テキストを熟読して、その内容を把握しますが、テキストのプロローグの最後に「九首の歌を何度か口ずさみ、できれば暗誦できるようになってから、この選書を読んでいただきたいのです。」とあるように、上記の九首を声に出して、暗誦できるようにしてから熟読してください。口ずさむことによって、散文とは違う、韻文独特の韻律を味わってください。それから、熟読に入ります。

プロローグ（本書のねらい他、このテキストを読んでいく上で重要な内容です。必ず熟読するようにしてください。）

第一章 天皇危篤、その時大后は

①天の原 振り放け見れば 大君の 御寿は長く 天足らしたり (巻2-147)

第二章 遊離魂を見たときと歌うこと

②青旗の 木幡の上を 通ふとは 目には見れども 直に逢はぬかも (巻2-148)

第三章 天智天皇崩御、その時女たちは……

③人はよし 思ひ止むとも 玉かつら 影に見えつつ 忘らえぬかも (巻2-149)

第四章 神と人、生者と死者

④うつせみし 神に堪へねば 離れ居て 朝嘆く君 離り居て 我が恋ふる君
玉ならば 手に巻き持ちて 衣ならば 脱く時もなく 我が恋ふる 君そ昨夜
夢に見えつる (巻2-150)

第五章 大御船のゆくえ

⑤かくあらむの 心知りせば 大御船 泊てし泊まりに 標結はましを
(巻2-151)

第六章 思い出のなかの大御船

⑥やすみしし わご大君の 大御船 待ちか恋ふらむ 志賀の唐崎 (巻2-152)

第七章 船と鳥と恋歌

⑦いさなとり 近江の海を 沖離けて 漕ぎ来る船 辺に付きて 漕ぎ来る船
沖つ櫂 いたくなはねそ 辺つ櫂 いたくなはねそ 若草の 夫の 思ふ鳥立
つ (巻2-153)

第八章 葉狩りの記憶を歌う挽歌

⑧楽浪の 大山守は 誰がためか 山に標結ふ 君もあらなくに (巻2-154)

第九章 墓で泣くこと

⑨やすみしし わご大君の 恐きや 御陵仕ふる 山科の 鏡の山に 夜はも
夜のことごと 昼はも 日のことごと 音のみを 泣きつつありてや ももし
きの 大宮人は 行き別れなむ (巻2-155)

エピローグ**あとがきに代えて****参考文献**

本書を読むための年表

(学習の要点)

まず、このテキストを熟読しますが、著者の解釈の支えとなっている論拠ひとつひとつを丁寧に把握してください。テキストは、平易な表現でわかりやすく述べられています。ただし、一つ一つの論拠を見逃さないように読み進めてください。前半の書き下し文と釈義、語釈の部分からまず読んで、語釈で取り上げられている表現に注目しながら、歌の解釈を進めてください。また、そのあとに続く、さらに深い著者の考察を、一つ一つ丁寧に読み進めてください。その際、本文中の地図や写真などの図版類、巻末の本書をよむための年表にもよく目を通してください。また本文中にでてくる文献については、巻末の参考文献に詳しい情報があります。できるだけ、その文献にあたって読んでみてください。

次は、各歌の特徴的な表現について、テキストの考察内容を、さらに詳しく理解し、下記ABCの手順によって、自分でその意味・用法を調べます。各歌の読解のポイントになるいくつかの表現は、レポート設題、科目修得試験の設題で取り上げている表現です。これらの表現を自分なりに調べることによって、歌の解釈がより自分のものとなることをねらいとしています。これらの表現は、各章全体の読解をすすめるにあたってキーワードになっています。調べて理解が進んだ上で、再度熟読すると、より一層、テキストの内容も把握しやすくなると思います。

この科目で要求する調べ方は、次の三段階です。レポート及び科目修得試験において、「○○○の意味・用法を具体的に」とあるものについては、以下ABCの3点について必ず記述してください。記述の構成は自由ですが、使用した資料は、テキストの記述にならって、必ず明記し、自分の意見や考えと明確に区別できるようにしてください。

- A. (参考文献) に挙げた〈辞典類〉で、古語としての意味を調べる。
- B. (参考文献) に挙げた〈本文・索引類〉で、他の用例を探して本文にあたる。Aの辞典類の記述で紹介されている用例を参考にしてもよいですが、〈本文・注釈書類〉の本文に必ず自分で立ち戻ってください。用例は『万葉集』に限る必要はありません。また、用例の数は1つ以上とします。自分で理解できるものを挙げてください。この科目では、多くの用例よりも、少しでも、確実に自分なりの理解をもった上で、用例として挙げることを要求します。
- C. AおよびBで把握した意味に相当する現代語を探す。その単語を使って、自分で例文を1つ作る。また、同じあるいは似た意味か、相違する点はないかを整理する。

なお、(参考文献) の利用が難しい場合は、類似の文献で代用してもけっこうです。

レポートや科目修得試験の評価では、この3点の作業が適切に行われ学習できたかを重視します。

『万葉集』は、テキストにも原文があるように、漢字だけで日本語(和語)を表現しようとしたものです。このため、後世の研究において、歌の世界をなるべく再現できる

よう、テキストの書き下し文のように、歌の解釈をもとに訓読されてきました。解釈には困難を伴うため、現在でも不明な点がある“難訓歌”とよばれている歌もあるほどです。また、写本による伝世のため、写本間に異同があります。このような事情から、ABの調査の段階で、『万葉集』あるいは他の漢字文献において、手にした資料によってはテキストの原文や書き下し文が異なる場合もあるかもしれませんが、この科目では、テキストによって進めていきます。読後、原文だけ見てみると作品の世界により一層近づけるでしょう。また、『万葉集』は韻文ですので、韻文独特の表現もあります。例えば「枕詞」は、関連の深い、特定の語を、次に引き起こすような定型表現の一種です。この九首にもあります。実質的な意味はとらえにくいものですが、独特な表現として味わってみてください。枕詞は、後世でも使われる表現手法ですが、『万葉集』独特のものもあります。この短い枕詞にこめられた、大きなイメージがつかめるよう、その枕詞とかかかっていく特定の語との関係、由縁にも注目しましょう。テキストに出てくる枕詞以外にもたくさんあります。参考文献〈ハンドブック類〉にもわかりやすく掲載されていますので、枕詞を糸口として、『万葉集』の独特な世界を味わってみるのもよいでしょう。

(参考文献)

テキストの巻末にある参考文献は、難解な文献もありますが、いずれもテキストのさらなる理解を進める為に、専門的な論考にもふれてもらいたいと思います。その他、基本的な文献をここに掲げますので、自分なりに意味・用法を調べたり、『万葉集』について、さらに詳しい情報を収集したりする際に活用してください。

1. 辞典類

『時代別国語大辞典上代編』（三省堂）は、『万葉集』と同時期の、上代の文献における意味・用法が載っています。このテキストを読んだり、レポート・科目修得試験の設題において用例を調べるのに大変役立ちます。

そのほか、『日本国語大辞典』（小学館、第二版）、『角川古語辞典』（角川書店）など、大きな古語辞典もあります。漢字そのものの意味を調べるのは『大漢和辞典』（大修館）が最も詳しいです。

古代の歴史、民俗については、『国史大辞典』（吉川弘文館）、『日本民俗大辞典』（吉川弘文館）などがあります。

2. 本文・索引類

古代の文献について、利用しやすい本文としては、『新編日本古典文学全集』（小学館）や『日本古典文学大系』（岩波書店）、『新日本古典文学大系』（岩波書店、索引もあり）があります。『万葉集』も含まれています。注釈や現代語訳がついたものがありますので、理解の助けになるでしょう。これらには語句索引はついていませんが、各作品には索引が出版されています。各自であたってみてください。『万葉集』については、『萬葉集総索引』（正宗敦夫編、平凡社）、『万葉集索引』（古典

索引刊行会編、塙書房)、『万葉集漢文漢字総索引』(日吉盛幸編、笠間書院)、『万葉集表記別類句索引』(日吉盛幸編、笠間書院)、『万葉集』(本文篇、訳文篇、各句索引、塙書房)があります。歌番号をたよりに検索してみましょう。なお、上記の本文や注釈では、字句が異なる場合もあります。これは、(学習の要点)の後半でふれた、解釈や写本間の異同によって生じるものです。レポートや科目修得試験で記述する場合は、どの出版物を利用したか、出典を明記してください。

3. ハンドブック類

『万葉集』を手にする上で、大変便利なハンドブックです。『万葉集の基礎知識』(上野誠他編、角川選書)、『万葉集事典』(稲岡耕二編、別冊国文学、学燈社)、『万葉集を読むための基礎百科』(神野志隆光編、別冊国文学、学燈社)、『万葉集を学ぶ人のために』(中西進編、世界思想社)、『万葉民俗学を学ぶ人のために』(上野誠編、世界思想社)などがあります。『万葉集』の表現や歴史・文化など、これまでの研究内容などを項目立てて説明しているものもありますので、わからない事柄について探しやすいです。また参考文献などもついていますので、それを手がかりに、新たな文献まで手を広げてみてください。

4. 『万葉集』の注釈書類

それぞれの歌の解釈を自分なりに進めるにあたり、上記2の注釈や現代語訳をさらに深く追究したい場合は、以下のような専門的な注釈書があります。理解がやや難解に示されているものもありますが、先行研究としてどのような解釈があるのかおさえてみることで、テキストで示された理解の特徴もみえるでしょう。『萬葉集釋注』(伊藤博著、集英社)、『萬葉集注釋』(沢瀉久孝著、中央公論社)などがあります。

II. レポート設題

1. 設題(縦書き、自筆・ワープロいずれも可)

設題1 : テキストの第一章から第九章のうち、1つの章を選択し、選択した章について、著者の解釈をまとめなさい。(1000字程度)

設題2 : 古代語の「影」について、著者の解釈をまとめて述べながら、それを補充するような用例を、他の資料で調べ、その例を交えて、自分なりの解釈を説明しなさい。その際、現代語と同じあるいは似ている部分と異なる部分についても、説明してください。(1500字程度)

設題3 : 設題1、2の解釈をそれぞれふまえ、149番歌と150番歌全体について、自分なりの釈義(現代語訳)をしてください。(必要に応じて説明の追加も可)(700字程度)

2. 設題の解説

(1)設題1は、選択した章をレポート冒頭に必ず明記すること。

- (2)設題2の著者の解釈は、数章にわたって記述されています。いずれも見落とさないようにまとめてください。著者の解釈と自分の解釈を明確に区別できるような記述をめざしてください。
- (3)設題2で自分が調べて加える用例は、古代語の場合、テキスト内の書式を参考にして、必ず出典（資料名、引用に使った書籍名等）を明記してください。現代語の用例については、必ず自分で1つ以上、作例をして盛り込んでください。各用例は、わかりやすく読めるよう、改行するなどして、卓立させた形で示してください。
- (4)設題2は、テキスト内に紹介されている他の研究もなるべく参考にしてください。参考、引用する際は、上記(3)の用例の出典と同様に明記してください。資料や他の研究の出典を明記することと自分の考えを述べた部分との区別を明確につけることが肝要です。

江戸文学論

科目担当者： 中 尾 和 昇
テキスト： 『日本永代蔵（新潮日本古典集成）』
村田穆 著（新潮社）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L5T201

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

井原西鶴『日本永代蔵』を読む。

到達目標

1. 井原西鶴『日本永代蔵』の読解を通じて、西鶴の浮世草子作品の面白さを味わう。
2. 1を通じて、元禄町人の暮らしぶりを理解する。
3. 『サブテキスト』や1を通じて、井原西鶴という人物を学び、西鶴の浮世草子作品のテーマについて理解を深める。
4. 当該科目の履修を契機として、江戸文学への関心を高める。

事前・事後学習

事前学習として、『サブテキスト』を熟読した上で、テキストを精読することが求められる。テキストの読解にあたっては、「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に述べられている点に留意すること。

事後学習として、井原西鶴の他作品の読解への挑戦、他の江戸文学作品の読解への挑戦などが望まれる。

評価方法・基準（レポート）

『サブテキスト』に述べられていることを踏まえ、レポート設題に対し、適切な論述がなされているかを評価する。論述内容はもちろん、論理構成・文章構成力・着眼点・引用の的確さ等を総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

『サブテキスト』の内容を十分に理解しているか、それを踏まえて『日本永代蔵』の読解に取り組めているか、出題に対して適切な回答を行っているかについて評価した上で、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

特になし。

授業概要

井原西鶴は、俳諧の芭蕉・演劇の近松と並び、元禄期の上方を代表する浮世草子作者である。西鶴の浮世草子は好色物・武家物・雑話物・町人物の四種に分類されるが、うち町人物の傑作と言われる『日本永代蔵』は「大福新長者教」の副題を付し、町人の経済生活を描いて、幕末に至るロングセラーとなった。この科目では、その『日本永代蔵』を取り上げて原文で読み、西鶴の浮世草子の面白さを味わった上で、元禄町人の暮らしぶりを理解すると共に、この作品のテーマについて考えてみる。

I. 学習指導

（はじめに）

平和な時代が三百年近く続いた近世（江戸時代）には、様々なジャンルの文学作品が生まれていて、おもちゃ箱をひっくり返したような面白さがある。この科目で学ぶことはそのおもちゃ箱のほんの片隅の出来事であるが、これをきっかけに近世文学への関心を高めていただければ幸いである。

なお、『サブテキスト』の内容は、前担当者の永井一彰先生が担当されていた際に、永井先生が執筆されたものを継続して使用させていただいております。

第1章 作者西鶴

浮世草子『日本永代蔵（にっぽんえいたいぐら）』の作者井原西鶴（いはらさいかく）は、俳諧の松尾芭蕉・演劇の近松門左衛門と並び、近世（江戸時代）前期の上方文壇を代表する人物である。が、その知名度のわりに、伝記についてはわからないことのほうが多い。元禄6年（1693）に52歳で没していることから逆算して、寛永19年（1642）の生まれ。出自・家系については、西鶴没後半世紀近く経った元文3年（1738）に成立した伊藤梅宇の随筆『見聞談叢（けんもんだんそう）』に、

平山藤五と言ふ町人あり。有徳（うとく）なるものなれるが…名跡を手代を譲りて、僧にもならず世間を自由にくらし…甚（はなはだ）誹諧（はいかい）をこのみ…後には流義も自己の流義になり、名を西鶴と改め、永代蔵…など言ふ書を作れるものなり。

とあるのが、唯一の手がかりである。これによれば、西鶴は平山藤五という名で有徳(=裕福)な商家であったが、店の権利を手代に譲って、かと言って出家するわけでもなく、自由気ままに暮らし、俳諧にも手を染め、「永代蔵」という本なども書いたということになる。その家庭についても分かっていることは極めて断片的で、西鶴34歳の4月に、妻が3人の子供を残して25歳で亡くなったこと、3人の子供のうち1人は盲目で元禄5年に死んだことぐらいである。同じ時代に活躍した芭蕉の場合、一冊の本になるくらい伝記的な足跡が詳しくわかっているのとは対照的である。

第2章 俳諧師としての西鶴

次に、西鶴の俳諧師としての事跡について簡単に触れておこう。西鶴が俳諧の点者(宗匠ともいう。専門的指導者、つまり先生のこと。)になったのは、寛文2年(1662)21歳の時のことであったと言われている。その後、談林俳諧の中心人物であつた西山宗因とも交渉を持ち、時に「阿蘭陀(オランダ)流」と謗られながらも、談林の俳諧宗匠としての活動を展開して行くのだが、その中でも特に注目すべきものとして「矢数俳諧」が挙げられる。近世前期、「大矢数」と呼ばれる弓の公開競技が行なわれていた。これは、京都東山の三十三間堂で一昼夜の「通し矢」の数を競ったもので、堂の西側南端から北端の的まで六十六間(約120m)を射通すもので、暮れ六つから翌日暮れに終わる。寛文9年5月には尾州藩士星野勘左衛門が八千八本、さらに貞享3年4月には紀州藩士和佐大八が八千三十三本という記録を樹立している。なお、同様の競技は江戸浅草の三十三間堂でも行なわれている。「矢数俳諧」はこの「大矢数」のやり方を俳諧に転用したもので、創始者は西鶴である。延宝5年(1677)3月、36歳の西鶴は大坂生玉本覚寺で一昼夜千六百句を興行し、5月に『俳諧大句数』と題して刊行、自序で「矢数俳諧」の創始を誇り、世人の挑戦を期待している。それに応えるかのように、延宝7年3月には大淀三千風(おおよどみちかぜ)が三千句独吟を成就し、これを託された西鶴は、跋文を添えて8月に『仙台大矢数』と題して刊行する。そして、翌延宝8年には西鶴自身が大坂生玉寺内で四千句の矢数俳諧を成し遂げ、いとも軽々と三千風の記録を破ってしまうのである。なお、これは延宝9年4月に『西鶴大矢数』として刊行されることになる。ちなみに、一昼夜24時間で四千句というと、一句に要する時間は約20秒。俳諧にはさまざまな式目(約束ごと)があり、それらを踏まえながらのしわざで、西鶴の才能がいかに非凡なものであったかを窺わせるに十分な出来事と言えよう。が、西鶴はそれでこと足れりとせず、貞享元年(1684)4月には、住吉神社社頭で一昼夜二万三千五百句の独吟を興行するに至る。こちらは、一句につき要した時間は約3.7秒という計算になり、あまりの速さに執筆(しゅひつ=書記)も書き留めることが出来なかったという。その後も西鶴は俳諧活動を続けていくのだが、注目すべきはこの二万三千五百句という空前絶後の記録を打ち立てたのと相前後して、西鶴の浮世草子の創作が始まるということであろう。

第3章 西鶴の浮世草子

西鶴41歳の天和2年(1682)10月、本屋としては全く無名の大坂荒砥屋孫兵衛(あらとやまごべえ)から出版された西鶴作『好色一代男』は、大富豪の夢介と高名な遊

女との間に生まれた浮世之介（略して世之介）が7歳から60歳までの54年間にわたり、諸国の色里を巡って好色修業をするという内容であるが、厳しい身分制度に縛られ自由恋愛さえ認められないという非人間的な生活を余儀なくされていた当時の町人たちに喝采をもって迎えられ、浮世草子時代の到来を告げる記念碑的作品となった。その人気のほどは、半年も経たぬうちに江戸で海賊版が出ていることから察せられよう。この作品を嚆矢として、以後没するまでの10年余、西鶴は精力的に浮世草子の創作活動を行って行くのである。以下に代表的な作品を列記してみる。

- 貞享元年（1684）4月 『諸艶大鑑（しょえんおおかがみ）』
 一副題「好色二代男」一
- 同 2年（1685）1月 『西鶴諸国ばなし』
 同 2月 『椀久（わんきゅう）一世の物語』
- 同 3年（1686）2月 『好色五人女』
 同 6月 『好色一代女』
 同 11月 『本朝二十不孝』
- 同 4年（1687）1月 『男色大鑑（なんしょくおおかがみ）』
 同 3月 『懷硯（ふところすずり）』
 同 4月 『武道伝来記』
- 同 5年（1688）1月 『日本永代蔵』 一副題「大福新長者教」一
 同 2月 『武家義理物語』
 同 3月 『嵐無常（あらしはむじょう）物語』
 同 6月 『色里三所世帯（いろざとみところぜたい）』
 同 9月以前 『好色盛衰記』
- 元禄元年（9月改元）11月 『新可笑記（しんかしょうき）』
- 同 2年（1689）1月 『一目玉銚（ひとめたまぼこ）』
 同 1月 『本朝桜陰比事（ほんちょうおういんひじ）』
- 同 5年（1692）1月 『世間胸算用（せけんむねざんよう）』
 同 6年（1693）1月 『浮世栄花一代男』
- 〈没後〉
- 元禄6年（1693）冬 『西鶴置土産（おきみやげ）』
 同 7年（1694）3月 『西鶴織留（おりどめ）』
 同 8年（1695）1月 『西鶴俗つれづれ』
 同 9年（1696）1月 『万の文反古（よろづのふみほうぐ）』
 同 12年（1699）4月 『西鶴名残の友』

『好色一代男』を出した天和2年から没年の元禄6年まで、12年ほどの間に出版した浮世草子は20点、没後門人によって出された遺作4点も含めると24点となり、1年に平均2作品を世に出していた計算になる。もっともそれも年によってばらつきがあり、西鶴が矢継ぎ早に作品を出した貞享3年から貞享5年（元禄元年）の3年間に限ってみると、作品数12点、1年平均で4点、三ヶ月に1作のペースで西鶴は作品を仕上

げていったことになる。しかもその間、西鶴はこれら浮世草子のほかに、役者評判記『難波の貞（かお）は伊勢の白粉（おしろい）』（天和3年）、西山宗因追善俳諧集『精進膾（しょうじんなます）』（天和3年）、浄瑠璃『暦（こよみ）』（貞享2年）『凱陣八嶋』（貞享2年）なども発表していることも考えると、実に旺盛な創作活動を展開していたことが知られるのである。一昼夜に二万三千五百句をものした西鶴の才能は、ここでも遺憾なく発揮されていると言えよう。

第4章 西鶴浮世草子のテーマ

さて、上記の西鶴浮世草子はその内容によって、

好色物 『好色一代男』『諸艶大鑑』『好色五人女』『好色一代女』など

武家物 『武道伝来記』『武家義理物語』など

雑話物 『西鶴諸国ばなし』『本朝二十不孝』『懐硯』『本朝桜陰比事』など

町人物 『日本永代蔵』『世間胸算用』など

の4つに分類して考えることが出来、それらを貫くテーマは次の2つがあると考えられる。そのⅠは「封建倫理と人間性」、そのⅡは「人間とは何か」である。

このうちテーマⅠは、主に西鶴前期の作品である好色物・武家物に顕著に表れている。『好色一代男』が、莫大な財力を背景に諸国の色里を巡り好色修行をする主人公世之介を描き、厳しい身分制度に縛られ自由恋愛さえ認められないという非人間的な生活を余儀なくされていた当時の町人たちに喝采をもって迎えられたことは先に述べたとおりである。が、この『好色一代男』は遊里という特殊な世界を舞台とした虚構の主人公による作品で、いわば夢物語である。西鶴は次作『諸艶大鑑』で遊里に生きる遊女たちの厳しい現実を描いた後、市井の實在した女性たちが人間らしく生きようとしたがゆえに悲劇的な結末を迎えざるを得なかった実説に基づき、『好色五人女』を発表するのだが、ここでは「封建倫理と人間性」という問題が明確に見据えられている。そしてその次に、西鶴は『武道伝来記』で、武家社会の慣習として存在した「敵討ち」という習俗に注目し、「敵を討たなければ家を継ぐことは許されない」という決まりのもとで人間らしさを封殺して生きて行かざるを得ない武士たちの苦しみを描いて見せた。『武家義理物語』は『武道伝来記』ほど深刻な内容ではないが、やはり武家の義理と人間性の問題が作品の軸となっている。以上のような「封建倫理と人間性」というテーマⅠから、テーマⅡ「人間とは何か」へと西鶴が重心を移して行く兆しは、『好色五人女』に先行する『西鶴諸国ばなし』に早くも表れている。その序文を次に引用してみよう。なお以下の西鶴浮世草子の引用は、日本古典文学全集『井原西鶴集』3（谷協理史編 小学館 昭和47年刊）による。

世間の広き事、国々を見めぐりて、はなしの種をもとめぬ。熊野の奥には、湯の中にひれふる魚あり。筑前の国には、ひとつをさし荷ひの大蕪（おおかぶら）あり。豊後の大竹は手桶となり、若狭の国に二百余歳の白比丘尼（しろびくに）の住めり。近江の国堅田に、七尺五寸の大女房もあり。丹波に一丈二尺の乾鮭（からさけ）の宮あり。松前に百間つづきの荒和布（あらめ）あり。— 中 略 —
これをおもふに、人はばけもの、世にない物はなし。

この作品は、外題及び序文1行目から明らかなように、諸国の奇譚を集めたもので

ある。注目すべきは序文末の「人はばけもの」という一文で、ここで西鶴が言おうとしているのは、「不思議なのは話そのものではなく、これらの話を生み出した人の心そのものが不思議なのだ」ということである。この『西鶴諸国ばなし』は「人間の不思議さ」を奇譚に託して表現した作品だったのである。現代とは違って魑魅魍魎の存在が信じられていた時代にあって、それらはすべて人の心が生み出したものと看破した西鶴の透徹した人間観には驚くべきものがあるが、ここで西鶴の浮世草子は封建社会という時代の枠を突き抜け、「人間とは何か」という普遍的なテーマを抱え込むことになった。そしてそのテーマは、特に町人物を通じて様々な色合いで表れて来ることになる。

なお、この『西鶴諸国ばなし』の外題（げだい）に端的に表れているように、西鶴の浮世草子は『好色一代男』以来、話の舞台を諸国に求めるという「諸国話的性格」を色濃く持っている。

第5章 『日本永代蔵』のあらまし

さて、この科目のテキストとして取り上げた『日本永代蔵』は、貞享5年1月に大坂森田庄太郎・京都金屋長兵衛・江戸西村梅風軒の相版（あいはん＝共同出版）として出版された。副題の「大福新長者教」は、浮世草子より一昔前に行なわれた仮名草子の『長者教』を意識したネーミングで、「大きな福を手に入れるための新しい長者教」といった意味である。全6巻6冊、各巻5章で全30章からなり、京・大坂・江戸を中心に、北は羽州酒田から南は肥前長崎までを舞台に、致富談を柱として町人たちの盛衰興亡を描いている。そもそも西鶴の浮世草子はすべてがすべてよく売れたわけではない。たとえば、貞享3年出版の『本朝二十不孝』などは、初版の売れ残りと思われる本に「新因果物語」と題簽（だいせん）を貼り付け新版を装った本が残るだけで、再刻・再版された形跡は見当たらない。それは、この『本朝二十不孝』という作品があまり売れなかったことを意味している。「生類憐みの令」で不評を買った五代将軍綱吉の孝道奨励政策を煽る役割を果たした中国の孝子譚『二十四孝』を批判的な観点からパロディ化した外題を備えるこの作品は、「人間とは何か」という西鶴のテーマⅡを考える時、極めて重要な問題を孕んでいるのだが、西鶴の提示があまりにも先鋭的かつ深刻すぎて、読者にとっては「読んで楽しい」小説ではなかったのである。それとは対照的に、『日本永代蔵』には再刻・再版本が数多く残っている。現在知られている版本を以下に列記してみよう。

〈初版森田屋版系統〉

- ・初版から西村梅風軒の名を削除したもの
- ・『大福新長者鑑』と改題した文政7年大坂文栄堂求版二冊本
- ・天保頃の大坂河内屋茂兵衛ほか三都書林版
- ・大坂森田単独在名本

〈西沢版系統〉

- ・貞享5年5月西沢太兵衛版

各話を江戸・大坂・西国・東国・近国・京と分類再編する。

- ・宝暦12年ごろ大坂柏原佐兵衛求版本

- ・ 柏原版を再求版した半紙判六冊本
- ・ 半紙判六冊本の巻序を改め大本仕立てとしたもの

このように再刻・再版本が多く残っているということは、『日本永代蔵』という作品がよく読まれたということに他ならない。『日本永代蔵』はその魅力的な副題に加え、日本の小説史上初めて町人の経済生活を正面から取り上げた内容であったことが大きな要因となり、初版時から文政・天保に至るロングセラーとなって行ったのである。近世初期に出版された作品が近世期を通じてのロングセラーとなったものとしては、他に芭蕉の『おくのほそ道』が挙げられるが、そういった例は実はあまり多くはない。『日本永代蔵』は、近世期を通じて最もよく読まれた作品の一つだったのである。

第6章 『日本永代蔵』のテーマ

① 先述したように、「人間とは何か」という西鶴浮世草子の二つ目のテーマは『西鶴諸国ばなし』に「人間の不思議さ」という形で提示されたあと、町人物にさまざまな色合いで表れてくることになる。では、『日本永代蔵』にそれはどのような色合いで出ているのであろうか。それを見ていくことは、西鶴が『日本永代蔵』で何を描こうとしたのかを考えることにつながる。

これまた先述したように、この作品は京・大坂・江戸を中心に、北は羽州酒田から南は肥前長崎までを舞台に、町人たちの盛衰興亡を描いたもので、「大福新長者教」という副題が象徴しているように、作品の柱になっているのは致富談つまりお金持ちになった人たちのお話である。西鶴は先ず町人にとってお金が如何に大切かを強調して見せる。

- ・ 一生一大事身を過ぐるの業、士農工商の外、出家・神職にかぎらず、始末大明神の御託宣にまかせ、金銀を溜むべし。これ、二親の外に命の親なり。

(巻1の1)

- ・ 世にあるほどの願ひ、何によらず銀徳にて叶はざる事、天が下に五つあり。それより外はなかりき。

(巻1の1)

- ・ 人の家にありたきは梅・桜・松・楓、それよりは金銀米銭ぞかし。(巻1の2)

- ・ 常の町人、金銀の有徳ゆゑ世上に名を知らるる事、これを思へば、若き時よりかせぎて、分限のその名を世に残さぬは口惜し。俗姓・筋目にもかまはず、ただ金銀が町人の氏系図になるぞかし。

(巻6の5)

- ・ よき人は何国にてもよし。いかに利発顔しても、手前のならぬ人の云ふ事は聞く者なし。愚かにても福人のする事はよきに立つなれば、闇からぬ人の身を過ぎかねる、口惜しき事ぞかし。

(巻4の5)

いずれも現代においても納得できるところで、かようなフレーズを鏤め致富談を並べられれば、読者は誰しも長者になることを夢見たに違いない。

② では、長者になるためにどうすればよいと西鶴は言っているのか。『日本永代蔵』に収録されている致富談をタイプによって分類して見ると、次のようになる。

- 1 始末・儉約によって長者になった話…巻1の2・巻2の1・巻4の5・巻5の4・巻6の1 計5話

2 才覚を働かせて長者になった話…巻1の4・巻1の5・巻2の3・巻3の5・
巻4の1・巻4の4・巻5の1・巻5の2・巻5の3・巻6の1・巻6の2
計11話

3 無用のものを有効利用して長者になった話…巻1の3・巻2の4・巻3の1・
巻3の2・巻3の3・巻4の2 計6話

4 幸運により長者になった話…巻6の4 計1話

タイプ3は便宜上分けてみたのだが、大まかにはタイプ2に入れてもよい。この集計によって、西鶴の主張は明らかであろう。西鶴は先ず、幸運によっては長者にはなれないと言っている。西鶴が長者への道として推奨するのは「始末・儉約」を心がけた上で「才覚を働かせる」ことであった。

③ それでは始末・儉約・才覚が揃えば誰もが長者になれるかということ、そうではない。西鶴はまた、次のようにも言う。

・ いかないかな、この広き御城下なれども、日本のかしこき人の寄り合ひ、銭（ぜに）三文あだにはまうけさせず。ただ銀（かね）が銀をためる世の中。

（巻2の3）

・ 「とかく商売に一精（ひとせい）出し見ん」と心は働きながら、手振（てぶり）でかかる事は、今の世の中に、取手（とりで）の師匠か取揚婆々（とりあげばば）より外に銀になる事なし。

（巻3の1）

・ 人皆欲の世なれば、若恵比寿・大黒殿・毘沙門・弁財天に頼みをかけ、鉦（かね）の緒に取り付き元手をねがひしに、世間かしこき時代になりて、この事かなひがたし。

（巻4の1）

・ 人の手代あまたより会ひ、銘々の親方分限（ぶんげん）のなりたてを語りけるに、その種なくて長者になれるは、独りもなかりき。

（巻5の1）

・ 今は銀がかねを儲くる時節なれば、なかなか油断して渡世はなりがたし。

（巻5の4）

・ 親よりゆづりなくては、すぐれて富貴にはなりがたし。

（巻6の2）

上記引用文で西鶴がいうところは、資本が無ければ長者にはなれないということである。さらに『日本永代蔵』をよく読んでみると、ここに取り上げられた長者たちは富を築くまでに長い年月を要したと、作者西鶴が描いていることに気付くのである。以下、該当箇所を抄出してみよう。

・ 十三年目になりて、元一貫の銭八千百九十二貫にかさみ…（巻1の1）

・ 毎年かさみて、二十余年に胞（ほぞ）くり金十二貫五百目になしぬ。（巻1の3）

・ 十カ年たたぬうちに五千両の分限にさされ、一人の才覚者といはれ…（巻2の3）

・ 幾程なく四十年のうちに十万両の内証金（ないしょうきん）…（巻3の1）

・ 三十余年に千貫目といはれける。（巻3の5）

・ 十年たたぬうちに千貫目余の分限とはなりぬ。（巻4の1）

・ 二十一より五十五歳まで三十四年に我とかせぎ出し、金七千両を一子にゆづりぬ。

（巻4の3）

・ 十年も過ぎて八十八石になりぬ。（巻5の3）

・ 三十年余りに千貫目の書置して…（巻5の3）

- ・十五年たたぬうちに三万両の分限になって… (巻6の2)
- ・二十五年がうちに…八百五十貫目の有銀… (巻6の3)

この中で、比較的短いもので10年、長者になるまでに長いものでは30年余りを要している。人生50年と言われた時代にそれは決して短い歳月ではなかろう。しかもその間、始末・儉約をしなければならない。人々が長者を夢見るのはより人間らしい生活をしたいと願うからである。金はその人間らしい生活を保証するのに必要なものである。が、一朝一夕に長者になることはありえない。「人間らしい生活を保障してくれる」金を溜めるためには、「人間らしさ」を犠牲にした始末・儉約生活を20年30年と長期にわたって続けなければならないという、ともすれば金をめぐって人が陥りがちな矛盾を西鶴は見逃してはいない。

- ・今の都に住みながら、四条の橋を東へわたらず…昼は家職を大事につとめ、夜は内を出ずして、若い時ならひ置きし小謡（こうたい）を、それも両隣をはばかりて、地声にして我ひとりの慰みになしける。燈（ともしび）をうけて本見るにはあらず、覚えた通り世の費（つひえ）ひとつもせざりき。この男、一生のうち、草履の鼻緒を踏みきらず、釘（くぎ）の頭に袖をかけて破らず、万（よろづ）に気を付けて、その身一代に二千貫目しこためて、行年八十八歳… (巻1の2)
- ・むかし難波（なには）の今橋筋に、しわき名をとりて分限なる人、その身一代独り暮して、始末からの食養生、残る所なし。この人も男ざかりに、うき世に何の面白い事もなくて果てられ、その跡の金銀御寺へのあがり物、四十八夜を申してから役に立たぬ事なり。 (巻3の4)
- ・たとへば万貫目持ちたればとて、老後までその身をつかひ、気をこらして世を渡る人、一生は夢の世とは知らず、何か益あらじ。 (巻4の1)
- ・これまでは我がはたらきにて分限になり、人のほめ草なびき、歴々の乞聲（こひむこ）にも願ひしに、「一万両よりうちにて女房をよばず。四十まではおそからず」と、当分の物入りを算用して、銀の溜るを慰みに、淋しく年月を送りぬ。 (巻4の4)

西鶴はこれらの文章で金儲けの虚しさを述べている。そもそも『日本永代蔵』は「新長者教」のはずであった。が、西鶴は金の大切さを説き致富談を並べる一方で、資本・時間の必要性を言い、さらには金儲けの虚しさを強調するに至る。

④ では西鶴はこの作品でいったい何を言いたかったのであろうか。この問題を解くキーワードが次の引用文の中にある。

- ・手遠きねがひを捨てて、近道にそれぞれの家職をはげむべし。福德はその身の堅固（けんご）にあり。…この仏に祈誓かけしは、その分際（ぶんざい）ほど富めるを願へり。…「今この娑婆（しゃば）に摑（つか）みどりはなし。我頼むまでもなく、土民は汝（なんじ）に備はる。夫は田打ちて婦は機（はた）織りて、朝暮のいとなみすべし。一切の人、このごとく」 (巻1の1)
- ・古代にかはつて人の風俗次第奢（おご）りになつて、諸事その分際よりは花麗を好み、ことに妻子の衣服、また上もなき事ども、身の程しらず、冥加（みゃうが）おそろしき。 (巻1の4)
- ・世の風儀をみるに、手前よき人、表むき軽う見せるは稀なり。分際より万事を

花麗にする近年の人心、よろしからず。…それぞれに似合ひたる身持（みもち）
するこそ見よけれ。 （巻1の5）

・「我商（あきなひ）に廻れるさきざきにも、世は愁喜（しうき）貧福のわかち
ありて、さりとは思ふままならず。かしこき人は素紙子（すがみこ）きて、愚
かなる人はよき絹を身に累（かさ）ねし。とかく一仕合（ひとしあはせ）は分
別の外ぞかし。…身に応じたる商売をおろそかにせじ」と、一日暮しを楽しみ
ける。 （巻2の2）

・独りも身過（みすぎ）をかへたるは見えず。貧者ひんにて、分限は分限になり
ける。これ程不思議なる事なし…人はしつけたる道を一筋に覚えてよし。
（巻4の3）

・いかに身過なればとて、人外（にんがい）なる手業（てわざ）する事、たまた
ま生を受けて世を送れるかひはなし。その身にそまりては、いかなる悪事も見
えぬものなり。いと口惜しき事なれば、世間にかはらぬ世をわたるこそ人間な
れ。これを思ふに、夢にして五十年の内外（うちそと）、何して暮せばとてな
るまじき事にはあらず。 （巻4の4）

・銘々家業を外になして、諸芸ふかく好める事なかれ。…公家は敷島の道、武士
は弓馬、町人は算用こまやかに、針口の違はぬように手まめに当座帳付くべし。
（巻5の4）

・もつとも、六十年はおくりて六日の事くらしがたし。これを思ふに、それぞれ
の家業油断する事なかれ。 （巻6の2）

・人は、堅固にてその分際相応（ぶんざいさうおう）に世をわたるは、大福長者
にもなほまさりぬ。 （巻6の5）

これらの引用文で西鶴が強調するのは「分際相応」に暮らせということである。副
題に「大福新長者教」と謳い致富談を並べながら、一方ではそれとは正反対の「分際
相応」を強調するのは明らかに矛盾である。が、最終章の巻6の5に「人は、堅固に
てその分際相応に世をわたるは、大福長者にもなほまさりぬ。」と、自らが提示した
「新長者教」という看板をまっこうから否定するフレーズを敢えて入れていることか
ら考えても、西鶴の意図がもともと長者になるための教を説くところになかった事
は明らかである。そのように思わせておいて実は違うことを主張するというやり方は、
西鶴が談林の俳諧に馴染んでいたことと無関係ではない。たとえば談林の中心人物で
あった西山宗因に次のような句がある。

ながむとて花にもいたし頸（くび）の骨

この句は、桜の木の下に立って花が美しく咲いている梢を眺めていたら首の骨が痛
くなってしまったよ、という意味であるが、前書きに「ひねもす（終日）花に暮して、
彼（かの）西行上人の歌をおもふ」とあるように、新古今集収録の西行法師の歌

ながむとて花にもいたくなれば散る別れこそかなしかりけれ

の文句取りである。西行の和歌の「いたく」は大層・大変の意で、桜の花を眺めて大
層馴れ親しんでしまったので花が散るその別れがすごく悲しいということ詠む。宗
因の句の手法は、西行の和歌の文句を取り、「ながむとて花にもいた」で西行詠歌の
美しい情景を読者に予想させておき、首の骨が痛いという俗っぽい世界へ落ち着けて

しまうというやりかたで、談林俳諧の得意とするところであった。『日本永代蔵』で、西鶴が「大福新長者教」と副題を付し読者の気を引いておいて、「分際相応」に落ち着けたのもそれと同じやりかたなのである。

西鶴はそもそも人々に「新長者教」を説くつもりなどさらさら無かった。彼が『日本永代蔵』で描こうとしたのは、「金をめぐる人間の面白さ」だったのである。「人間とは何か」という西鶴浮世草子の二つ目のテーマは、『西鶴諸国ばなし』で「人間の不思議さ」という形で提示されたあと、この『日本永代蔵』では「人間の面白さ」として示されるに至った。その「人間の面白さ」を描くのに、「金」は絶好の素材だったのである。そしてこの後、「人間とは何か」というテーマは、『世間胸算用』では「人間の馬鹿馬鹿しさ・愚かさ」として、『万の文反古』では「人間のつまらなさ」として深められて行くことになるのである。

(参考文献リスト)

○『日本永代蔵』読解のための参考書

西鶴集下（日本古典文学大系） 野間光辰 岩波書店 昭和35

日本永代蔵（角川文庫） 暉峻康隆 角川書店 昭和42 *付現代語訳

新注日本永代蔵 前田金五郎 大修館書店 昭和43

井原西鶴集3（日本古典文学全集） 谷脇理史 小学館 昭和47 *付現代語訳

井原西鶴集3（新編日本古典文学全集） 谷脇理史 小学館 平成8

*付現代語訳

訳註西鶴全集（全13巻） 藤村作 至文堂 昭和22～31

現代語訳西鶴全集（全7巻） 麻生磯次 河出書房 昭和28～29

偽装の商法（新典社新書31） 堀切実 新典社 平成20年

II. レポート設題

1. レポートは、以下の手順で作成すること。

- 指定テキストで『日本永代蔵』を何回か通読する。
- 分かりにくい箇所については参考書などで調べ、理解を深める。
- 『日本永代蔵』全30話の中から、「金をめぐる人間の面白さ」が特に色濃く出ていると思った話を3話選び出す。
- その3話について、西鶴の浮世草子のテーマⅡ「人間とは何か」を踏まえつつ、「金をめぐる人間の面白さ」を論評する。
- その際、このサブテキストに倣って、原文を引用しつつ論を展開することを心掛ける。
- レポートは出来る限りワープロで作成し、A4版横向き・縦書きで提出する。手書きの場合は、所定のレポート用紙を横向き・縦書きで使用する。
- レポート枚数は、ワープロで作成の場合、1ページ40字×20行（800字）で5枚以上。手書きの場合は、所定のレポート用紙で10枚以上とする。

2. 設題の解説

古典文学を学ぶに際して最も大切なことは「原文で読む」ということである。西鶴の浮世草子には、前に挙げたように現代語訳が数多くあるが、そういったもので読んでもそれは古典を学んだことにはならない。レポートを見れば、その人が原文で読んでいるか訳文でよんでいるかは、はっきりと判るものである。よって、まずは指定テキストで原文に挑戦して、その上で分からない部分について注釈書なり現代語訳を参照することをお勧めする。

書誌学

科目担当者： 磯 部 敦
テキスト： 『日本書誌学を学ぶ人のために』
 廣庭基介・長友千代治 著（世界思想社）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L5T203

テーマ

日本歴史・文学史・美術史等の補助学でもある、日本の伝統的書物について、その歴史、姿・形についての研究・調査。

到達目標

日本の伝統的書物に関して、その歴史、形態（装訂・素材・形状など）について基本的知識を得る。

事前・事後学習

日常的には見かけない、日本の図書の歴史や伝統的な装訂等に注意を向け、展覧会や、各図書館・機関がWEB公開している電子展示会等に目を向けること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストや『サブテキスト』に述べられていることを把握し、適確に述べられているか、特に出版史に関わることについては、時代を確実に捉えているか、を判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

各設題について、テキスト・『サブテキスト』で述べられていることを把握し、適確に述べられているかを判断する。特に出版史に関することでは年代、装訂に関することではその特徴を、要領よく簡潔に述べられているかに重きを置く。

履修上の注意事項等

テキスト・『サブテキスト』を精読するとともに、テキスト・『サブテキスト』が万全でないことを知ること。テキスト、『サブテキスト』記載の参考文献も参照すること。

授業概要

本科目では、日本において明治期以前に書写もしくは出版された書物の歴史、形態（装訂、素材、形状など）について学習指導する。特に刊本については、出版が盛んになった江戸時代を中心とし、日本に大きな影響を与えた中国の書物にも言及する。

書誌学とは、書物自体を研究対象とする学問であるが、歴史学、文学、美術史等の補助学としての側面もあり、ここでは、その両面性を認識し、日本の伝統的書物について基礎的知識を身につけるとともに、関連諸学（日本歴史、日本文学、日本美術史等々）で、史料を活用する際の基本を身につける事を目的とする。

I. 学習指導

この書誌学で扱う書物は、国初から明治維新までに成立、書写、出版されたものであり、内容は広範囲にわたっている。これらの書物自体を探求しようとする学問は、江戸時代から存在し、現在に至るまで数多くの研究の積み重ねがある。このテキストはその積み重ねの上の一著作であり、他の側面を展開する研究書も多数存在する。その事を踏まえて、このテキストを参照して欲しい。

しかし、このテキストだけでは、実際の古典籍を目にする機会が少ないものにとっては、難解な事柄が多いと思われる。こうした事に遭遇した場合、参考文献に記した『日本古典籍書誌学辞典』のような辞典や書誌学関連の研究書で確認するとともに、『国史大辞典』（吉川弘文館）や『日本国語大辞典』（小学館）などの一般辞典・事典等を利用することを勧める。

また、最近、古典籍を所蔵する図書館や資料館では実物の古典籍展示会を開催するとともに、インターネット・ホームページで古典籍のバーチャル展示や画像データベース公開している。参考文献に代表的なものをあげておいたので、時に眺めて、古典籍を身近なものにすることを勧める。

なお、岩波書店『日本古典籍書誌学辞典』は、五十音順に事項を配列するが、分類索引を設けている。書誌学が扱う範囲をてっとりばやく知る上で参考になると思われるので、以下に記しておく。

- i 総説（古典籍、古文書、書誌学、書物、典籍、図書学、文献学、本）
- ii 形状（素材、料紙、装飾、装訂、書型、外部、内部）
- iii 内容（性質、校訂、奥書等、題跋等、評点等、文字）
- iv 写本（書写、書式、書風、古筆、絵画、経典、消息、古写本、古筆切）
- v 版本（印刷、刊記等、版式、版種、出版、古版本、書林）
- vi 分類（解題、目録、叢書、分類）
- vii 伝来（伝来、保存、印記、蔵書、蔵書家）
- viii 漢籍（総説、素材、装訂、書型、部分、内容、写本、刊本、分類、蔵書）

(学習の要点)

1. 書誌学とは何か

「書誌」という言葉には、テキストでいうように、二つの異なった意味があり、①は「列挙書誌」「体系書誌」と呼ばれるものであり、「目指す図書に接近し、獲得するための情報を提供してくれる一種の文献探索用具である。

例：『藤村書誌』 伊東一夫編 国書刊行会 1973

：『人物書誌大系』1-39+ 日外アソシエーツ 1982-2008+

②は特定の書物に関する詳細な故事来歴を調査し、分析し、記述する、「記述書誌」、「分析書誌」、「史的書誌」といわれるもので、勿論、本科目で取り扱う「書誌学」は、この②のほうである。

2. 書物の歴史と形態

ここでは、紙の発明以前と以後に分け、書物と歴史と形態について学習する。

I 紙の出現まで

(1) 金石文と漢字

文字の歴史は、BC3500年頃、チグリス・ユーフラテス川流域のメソポタミアで起こった楔形文字、BC3000年頃、ナイル川流域エジプトで起こったヒエログリフ（神聖文字）などに始まるが漢字は少し遅れてBC2000年頃に黄河流域で成立したといわれる。BC1700～BC1200年頃の殷時代の銅器や石器に彫られた絵文字としてその歴史を残している。同時期の甲骨文字（亀甲獣骨文字 きっこうじゅうこつもじ）とともに最古の漢字といわれている。

黄河流域で起こった漢字は、各地で様々な形で発展するが、BC221年に中国統一を遂げた秦の始皇帝（在位 BC246-210）は漢字をも統一した。統一以前の漢字を大篆、統一以後の漢字を小篆というが、秦の後の漢（前漢 BC206-AD 8）時代に、より簡略化された隸書となった。

紙が普及した魏晋南北朝（AD184-589）以後は、筆の発達も伴い、現在我々が眼にするような楷書文字に変化した。

(2)・(3) 竹簡・木簡、縑帛・絹

上記の金石文は銘文、甲骨文字は占卜の経過・結果を記したもので、一定量の連続した内容を伝える書物とは言い難い。中国において書物の始まりは、竹簡・木簡（図版①）であり、紙が普及するまで1000年以上の間、書物の材料として利用された。冊、編、殺青など、現在も書物に関わる言葉は、この竹簡・木簡に由来する。ほぼ同時期、縑帛・絹も書物の素材として利用されたが、高価なため宮廷での使用に限られた。

日本でも木簡は使用され、1988年（昭和63年）奈良市二条大路南の長屋王邸跡で発掘された大量の木簡が著名だが、荷物の送り状など文書的要素が強いといわれてきた。しかし、最近、万葉歌の木簡の発掘が相次いでおり（滋賀県紫香楽宮跡発掘、京都府木津川馬場南遺跡、奈良県石上遺跡）、紙が伝わって以後も紙との併用で木簡が使用されたと考えられる。

II 紙の出現以後

テキストは、中国での紙の出現と、日本への伝来、それ以後の日本の製紙発達につい

て説明している。以下は、日本の書物の素材となった紙の代表的なものを箇条書きしておく。

①斐紙（ひし） 雁皮紙（がんびし）とも、ジンチョウゲ科落葉低木ガンピの皮を原料とする。

i 鳥の子 斐紙のうち、鶏卵のような淡黄色・黄褐色を呈する厚みのある紙

ii 薄様（うすよう） 斐紙を薄く漉いた料紙。

②楮紙（ちょし） 楮（こうぞ）の繊維を原料とする。

i 奉書紙（ほうしょがみ） 厚手の楮紙。縮緬のような皺のあるものを檀紙（だんし）と呼ぶ。

ii 斐楮交漉紙（ひちょませすきがみ）

iii 間似合紙（まにあいがみ） 斐楮交漉紙に石粉や泥土などを混ぜたもの。

③宿紙（しゆくし） 漉返（すきかえし）とも、反故紙を漉き返して作った薄墨色の紙。

④三桎紙（みつまたがみ） 三桎を原料とした紙。江戸時代後期から、広く普及した。

中国では、明版以後、若竹の繊維を原料とする竹紙（ちくし）が多く使用されている。また、書画用材として、宣紙（せんし 画宣紙とも）や、白綿紙などが使われている。紙の種類は、テキストやこの説明だけではわかりづらい。巻末の参考文献に記載する和紙関連の資料は現物を付録とするものが多いので、一度は手にとり現物を手で触って見ることを勧める。

Ⅲ 書物の装訂

「ソウテイ」という字は、現在「装丁」また「装幀」と書くのが一般的だが、「訂」は「まとめる」「とめる」「とじる」という意味があり、「装訂」とするのが妥当という意見が多い。このテキストも「装訂」をとっている。

テキストでは①卷子本②折本③旋風葉（装）、付・一枚物（畳物）④粘葉装⑤胡蝶装（綴葉装、列帖装）⑥袋綴⑦大和綴を説明するが、その他に②の変形で、紙の裏と裏を貼り付けて刷り面を谷折りにした「折帖仕立て」（法帖や画帖に使用）、⑤を変形にした「双葉列帖装」がある。

日本の卷子本では、「巻き刷り」という仕法を用いている事がある。普通は、先ず木版で刷ってから料紙をつなぎ合わせるが、「巻き刷り」は、先に紙をつなぎ合わせてから木版刷りをする方法で、時に文字と紙のつなぎ目が重なっている場合がある。

なお、このテキストでは「胡蝶装」を見出しにたて、別称「綴葉装」「列帖装」としているが、「胡蝶装」を「粘葉装」の別称、日本独自の装訂である「綴葉装」「列帖装」（テキストでいう「胡蝶装」）を「大和綴」、テキストの「大和綴」を「結び綴」としている書誌学の案内書がある。

また、書物の数え方について、袋綴以前の装訂の書物を数えるのに「帖」を用いているのは、袋綴が、室町以後に普及した新しい装訂（中国では明朝以後）であり、それ以前の装訂を旧来にしたがったのである（『源氏物語』五十四帖のごとく）。ただし、図書館や研究機関などでは、「日本目録規則」などの目録規則を書誌記述の原則とし、他の蔵書との関連から、卷子本は、図書の第〇巻と混同しやすいので「軸」、「粘葉装」以下の冊子体のものを「冊」としているところが多い（この説をとる書誌学者もいる）。「畳

物」を数えるには「舗」を用いる。

3. 書物の種類

書物の種類は大きく二つに分類される。書写資料である写本か、出版された刊本かである。ここでは、主に刊本の歴史、種類等について学ぶ。なお、テキストのp115に、日本における著作物の発表形態（写本、刊本）について一覧表があり、手っ取り早く概観できる。

I 写本

中国の最初の写本『三国志』と、明時代の最大類書『永楽大典』（図版②）について説明し、日本の写本として、最古といわれる聖徳太子筆『法華義疏』、その後の奈良時代の写経所・写経司、平安時代における物語から日記への変遷を解説する。

II 刊本

木版で刷った整版と、多くは木製の活字を組み合わせて刷った活字版とに分かれる。

1. 中国の印刷 ここでは、印刷年月が記されている最古の出版物、唐の咸通9年（868）『金剛般若波羅蜜経』、次に宋時代に発明されたという膠泥活字印刷について述べる。
2. 日本の印刷 日本の印刷の歴史について、整版、活字版に分けて解説する。

(1)整版

①奈良時代

イ. 百万塔陀羅尼

テキストに付け加えるに、この『百万塔陀羅尼』は、現在は奉納された十大寺のうち法隆寺にのみ現存し、一部は重要文化財に指定されている。奈良大学でも1基を所蔵し、図書館の展示室に常時展示している。

②平安時代中期

イ. 摺供養（摺経 すりきょう）

『百万塔陀羅尼』から、その200年余の空白期間を経て、摺経が現れる。テキストでは、摺経は天台宗に限り、経典は現存しないとするが、『日本古典籍書誌学辞典』では天台宗に限らず、『百万塔陀羅尼』なども摺経の範囲にいられており、唐招提寺から発見された経典を摺経とする『平安朝摺経の研究』（川瀬一馬著 私家版 1940）もある。

その後の日本の印刷史をたどると以下のようなになる。

ロ. 春日版

③鎌倉時代以後

イ. 奈良版（南都版）ロ. 高野版 ハ. 叡山版 ニ. 浄土経版 ホ. 五山版

④南北朝以後（営利出版、坊刻版、町版）

南北朝以後の出版について、若干説明を加える。

堺版 貿易港として栄えた堺で出版された書物。道祐居士が正平19年（1364）に刊行した『論語集解』（正平版論語）（図版③）、医師阿佐井野宗瑞が大永8年（1528）に刊行した『医書大全』（図版④ 医書出版の嚆矢）がその代表的なもの。

地方版 周防大内氏が出版した大内版、薩摩島津氏が出版した薩摩版などがその代表である。

その他 室町末期より伊呂波引き辞書の刊行が始まり、江戸初期慶長年間まで続いた。江戸時代に多数刊行された実用書の「節用集」に比して「旧本（古本）節用集」と呼ばれる。饅頭屋林宗二刊行「饅頭屋本節用集」などがよく知られる。

⑤は整版の作成技法について解説する。江戸時代は、古活字版の時代を経て整版の技術が一段と進歩する。

(2)活字版

ここでは、近代西洋の活字印刷が輸入された明治以前に存在した活字版について学習する。

①初期の活字版

イ. きりしたん版

キリスト教の宣教師たちが、伝道・布教を第一の目的としつつ、さらに日本の言語・文法をはじめとして、生活・習慣・風俗等の国民性を知るうえから、西洋活字印刷の方法によって出版した書物（一部木活字で補ったものもある）。キリスト教が禁教となったため、現存は32点（『日本古典籍書誌学事典』）のみである。同時代の出版物にはない平仮名交じりの連続（連綿）活字（図版⑥）を使用し平易な表現を試みている。

ロ. 古活字版

豊臣秀吉の文禄元年（1592）、慶長2年（1597）の朝鮮侵攻によってもたらされた主に木活字による印刷方法、テキストは、「古活字版は、木活字であることから木活字本とも言う」と記すが、『日本古典籍書誌学辞典』では「木活字本は近世活字本の呼称」としている。文禄から寛永年間には、この印刷方法が主流になる（参考：慶長勅版『日本書紀神代卷』2巻2冊、図版⑤）。その理由について、テキストでは5項目にまとめているが、要略しておく。

1. 木版を作成するには技術と時間・労力を必要とするが、活字は必要量を作成し、使い廻しをすれば、素人でも版面を作成できる。
2. 新しい活字印刷という方法に、指導者が興味を持った。
3. 板木による仏典印刷を行っていた寺院が、簡略な活字印刷の方法を選んだ。
4. 民間の篤志家が出版に参加した。
5. 活字版は100部程度の出版しかできなかったが、当時の読者・需要者数に合わせて出版できた。

古活字版を刊行者、出版地によって①勅版②官版③寺院版④私版⑤書肆版（坊刻版）のように分類することができる。

この古活字版の分類について説明を加えると、テキストでは②「官版」を、為政者による出版と定義し、徳川家康の「伏見版」「駿河版」をはじめ、豊臣秀頼の『帝鑑図説』、直江兼続の『文選』までもその範囲としている。一般的には、「官版」とは、寛政期（18世紀後半）、徳川幕府の官学「昌平坂学問所」が刊行したものを言い、広義には、家康の「伏見版」「駿河版」を含めて将軍の命により刊行したものをいう。テキストの定義は、より広い範囲である。

また③「寺院版」のなかで、要法寺版を銅活字版の最初としているが、執筆者のな

んらかの思い違いであろう。銅活字版で残存するのは、駿河版の2点のみである（一説には元和勅版『皇朝事宝類苑』を銅活字版とする）。要法寺版は勿論木活字である。また、直江版が寺院版に含まれるような印象を受けるが、直江兼統は周知のとおり上杉家の重臣であり、刊行者によって分類されるので寺院版ではない。要法寺が、兼統の『文選』出版に力を貸したので、関連項目としてこの中に入れたのであろう。

なお、テキストで、古活字版の意義、衰退理由について解説するが、箇条書きにすれば、以下のように考えられる。

意義

1. 様々な分野の人物が出版に参加することにより、商業出版（坊刻本）の道が開かれた。
2. 『日本書紀神代卷』『万葉集』『太平記』『伊勢物語』など、日本の古典が初めて出版され、100部程とはいえ、写本時代とは比較にならないほど、多くの人々が、校訂を経た日本の古典を初めて手にすることが出来た。
3. 大坂冬の陣・夏の陣に題材をとった『大坂物語』のような読者層の興味を引くような創作出版物が現れた。

衰退理由

商業出版の隆盛と読者層の拡大が衰退の理由であるが、

1. 活字版における坊刻本の誕生は、読者層の拡大をもたらし、附訓（送り仮名・返り点）・振り仮名点の必要を生じ、活字版では限界があった。
2. 活字版は上記5に述べるように、少数部数しか発行できなかったため、拡大する読者層に対応出来なかった。
3. 活字版は一旦ばらすと再度組み直すのに手間が掛かり、需要があっても増刷することが出来ず、営利出版には不向きであった。
4. 商業出版が盛んになると、版元は版權を維持したいが、活字版では、版權を維持する事に無理があった。

なお、古活字版は、従来秀吉の朝鮮半島出兵によりもたらされたものという説が主流であるが、朝鮮本系の活字にはない西洋式の高さのある活字を使用、また草書風の連綿活字を使用しているところから、きりしたん版から影響を受けたとする説もある（大内田貞郎「きりしたん版について」『本と活字の歴史事典』所収）。

②近世活字版

古活字版が衰退した寛永以後は整版が主流になるが、目的に従って少部数を簡易に出版できるという特性をもった活字版は、私家版、教材用の藩校出版に利用され、江戸時代を通じて活用された。その殆どは木活字で、明治以後西洋式金属活字出版が主流になってからも、木活字独特の味わい深さを好んで、数種の文芸書が木活字で発行されている。

(3)覆刻版（かぶせ彫）

テキストでは、これ以後は、書物の作成技法と出版の形態、和本と唐本の区別などについて説明する。「かぶせ彫」の解説では、板下の作成を、「敷き写しのみ」のような印象を与えるが、直接元版を利用して板下を作成する場合もある。

書物の作成技法と出版の形態等についての説明は以下の通りである。

- (4)乱版 (5)取合本（とりあわせほん） (6)補刻本 (7)重版・類版 (8)求版本 (9)唐本と

和本 (10)和書と漢籍

Ⅲ 刊本の検討方法

ここでは、1 初印本と後印本の区別、2 整版と活字版の区別、3 原刻版と覆刻版の区別など、版種や、印刷状態による刊本の検討方法について学ぶ。

4. 書物の大きさ

江戸時代刊本の大きさ、美濃判系統と半紙判系統に2分される書型について学ぶ。テキストにも述べるように、単なる書物の大きさだけでなく、書型が書物のジャンルに大きく関わっていることも考える必要がある。

I. 大本系 (1)大本 (2)中本 (3)横中本 (4)大本 (美濃) 三つ切本、四つ切本

II. 半紙本系 (1)半紙本 (2)小本 (3)横小本 (4)半紙三つ切本、四つ切本

III. 横本系

IV. 特大本、特小本、方形本 (枳形本)

5. 書物の各部位の名称

書物の部位と検討に必要な完本かどうかを調査する冊数について学ぶ。

1 冊数、2 綴じ方、3 表紙、4 外題・題簽、5 小口、6 見返、7 遊紙、8 扉、9 口絵・挿絵、10 内題、11 版式 (図版⑨)、12 欄・耳・のど、13 版心、14 奥書・刊記・刊語・奥付、15 識語・校語・付箋、16 広告・蔵版目録、17 蔵書印

表紙、外題、内題、刊記、蔵版目録、蔵書印等々、単なる書物の部位名称だけでなく、江戸時代刊本の検討方法についての解説である。また、実際に書物調査をする場合、表紙を例にとれば、色については和名の色名で書き、紋様は定型の呼び方があることを知っておく必要がある。なお、p164で説明する合巻本の色刷りの続き絵表紙は「刷りつけ表紙」という呼び名もある (図版⑦)。図版⑧は同ページで説明する袋 (書袋ともいう) の例である。P 165の直接表紙に書く「書外題」は、「打ち付け書題」(打ち付け書き) という名称もある。

注：(学習の要点) 以下の見出し項目の数字は、テキストと合わせている。サブテキスト本体の見出し項目数字と紛らわしいかもしれないが、テキストと照合する際の便利を考えてこのようにした。

補足

このテキストでは、江戸時代における書物の歴史については、省略されているが、ここでは、江戸時代の刊本について検討するのが主なので、若干補足しておく。江戸時代の出版時期区分として、川瀬一馬『入門講話日本出版文化史』によれば、①慶長～慶安 ②明暦～元禄 ③宝永～寛政10 ④寛政11～幕末の4区分になる。①は古活字版の時代、②は商業出版の発達期、③商業出版の隆盛期とし、④寛政11年(1799)以後を後期とするのは、昌平坂学問所で出版(官版)が始まった年で、ここで、はっきりと区分できるといっているのである。

(1) 写本

室町時代中期から江戸初期に制作された絵入写本に奈良絵本がある。御伽草子や幸若舞曲などに、極彩色の挿絵を添えたもので、主に上流女性の為に制作されたもので、通

称嫁入本とも言われる。

また、実際に起こった事件や風聞などを小説体に記録した実録物（じつろくもの）も、幕府の禁令に抵触するため、総て写本で流通した。

（2）刊本

古活字本が衰退した後、整版が主流になり、商業出版が盛んになったことは前に述べたが、寛永時代京都に起こり、江戸、大阪と続いた。商業出版が始ってから僅か40年後の寛文6年頃（1666）には、最初の本屋の販売目録『和漢書籍目録』が刊行され（『江戸時代書林書籍目録集成』所収）、その所収は、「経」はじめ内典、外典、曆書、俳諧、往来物等22門2600部にわたる。商業出版の隆盛とともに様々な分野の書物が出版されていたことがわかる。その後、文学のジャンルでは、浮世草子、読本、享保時代の赤本に始まる草双紙類、また錦絵の技法を取り入れた色刷りの絵本なども出版されている。引札、瓦版などの一枚刷り物も多数刊行された。

江戸時代刊本については、ここでは触れなかった初期の丹緑本など、知るべき事は多い。このテキストと合わせて、是非とも中野三敏著『書誌学談義 江戸の板本』を参照することを勧める。

また、ここ10数年来、江戸時代の刊本を調査する上で、板木が重要視されている。奈良大学には、京都の書肆佐々木竹苞書楼旧蔵の板木等膨大なコレクションがあり、今後データ化が進むにあたって注目されている。

（参考文献・追補）

- テキスト p197-195に基本的な参考文献が記されている。その追補である。
- 井上宗雄等編『日本古典籍書誌学辞典』 岩波書店 2004
- 鈴木俊幸編『増補改訂近世書籍研究文献目録』 ペリカン社 2007
- 日本書籍出版協会京都支部編『日本出版文化史展 '96京都－百万塔陀羅尼からマルチメディアへ』 日本書籍出版協会 1996
- 天理大学天理図書館編『開館73周年記念展 近世の文化と活字本－きりしたん版・伏見版・嵯峨本』 天理大学天理図書館 2003
- 後藤憲二編『近世活字版図録』（日本書誌学大系51） 青裳堂書店 1990
- 多治比郁夫・中野三敏共編『近世活字版目録』（日本書誌学体系50） 青裳堂書店 1990
- 慶應大学附属研究所斯道文庫編『江戸時代書林書籍目録集成』 4巻 井上書房 1962－64
- 印刷史研究会編『本と活字の歴史事典』 柏書房 2000
- 張秀民〔等〕著『活字印刷の文化史』 勉誠出版 2009
- 櫛司節男著『宮内庁書陵部書庫（ふみくら）渉獵』 おうふう 2006
- 中野三敏著『書誌学談義 江戸の板本』 岩波書店 1995
- 中野三敏著『和本のすすめ』 岩波新書 2011
- 橋口侯之介著『和本入門』〔正〕続 平凡社 2005, 2007
- 堀川貴司著『書誌学入門』 勉誠出版 2010

永井一彰著「竹筥書樓の板木」(『総合研究所報』第15号所収) 奈良大学総合研究所
2007

『奈良大学博物館企画展 版木さまざま：芭蕉・蕪村・秋成・一茶も勢ぞろい』奈良大
学博物館 2013

(参考ホームページ)

国文学研究資料館 和書のさまざま

<https://www.nijl.ac.jp/~koen/wa-0.htm>

その他「日本古典籍総合目録データベース」「電子資料館」など

国立国会図書館 デジタル貴重書展

<https://www.ndl.go.jp/exhibit/50/index.html>

東京大学 電子版霞亭文庫

<https://133.11.199.8/cgi-bin/KateiIndex/>

同 電子版貴重書コレクション

https://rarebook.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/gazo/cgi-bin/col_cgi.cgi

京都大学電子図書館 貴重資料画像

<https://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/index.html>

早稲田大学図書館 古典籍総合データベース

<https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/about.html>

大阪府立中之島図書館 100周年記念事業「善本百選展－中之島図書館の貴重書」

<https://www.library.pref.osaka.jp/lib/collect/kichosho.html>

同 貴重書画像データベース

<https://rarebooks.library.pref.osaka.jp/>

阪本龍門文庫善本電子画像集

<https://mahoroba.lib.nara-wu.ac.jp/y05/>

印刷博物館

<https://www.printing-museum.org/>

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

- 1 古活字版について、定義、その意義、衰退理由について述べよ。
- 2 江戸時代刊本の外題と内題について説明し、書名決定の方法について述べよ。
(1、2で3200字程度、縦書・横書自由、ワープロ・自筆自由)

2. 設題の解説

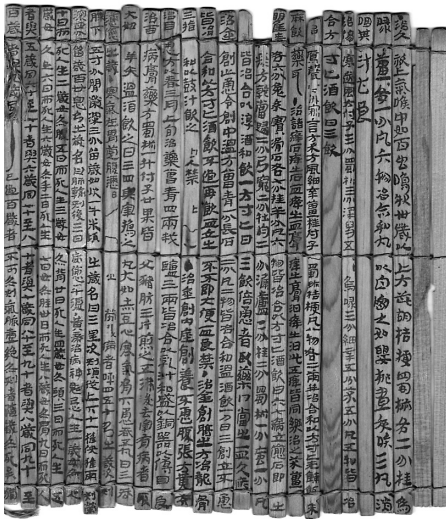
- 1 文禄期から始まる活字印刷は、以後50年間日本の出版の主流となる。それを古活字版というが、その定義(テキストだけではわかりにくいので、参考文献にある辞典などを参考にすること)と、50年間という短い時代であったが以後の日本の出版文化に大きな影響を与えたといわれるその理由と、何故50年間で衰退し、整版時代

に戻ったかの理由について述べる。

- 江戸時代刊本の部位名称については、テキストでも解説するように、単なる部位名称に留まらず、刊本の検討について重要な核となる。特に、調査の基本となる書名を決定するには、どの部分の題をとるかが重要ポイントとなる。刊本のそれぞれの題を外題と内題にわけ、書名を決定するポイントについて検証する。

書誌学 図版

①木簡 (レプリカ)

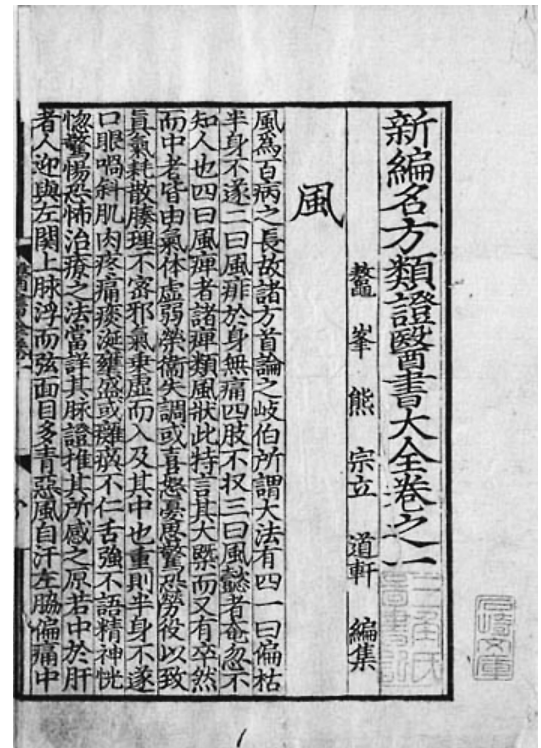
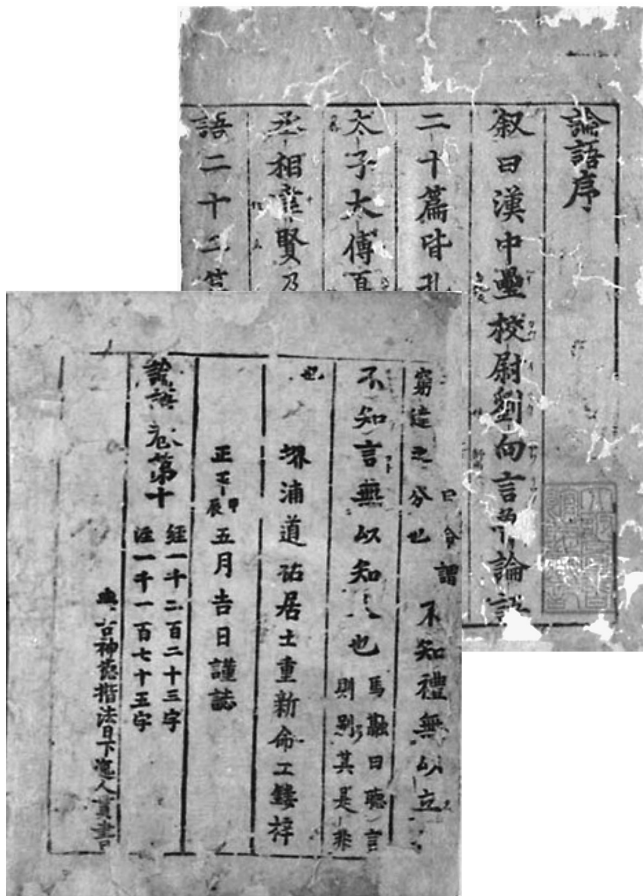


②『永樂大典』 (大阪府立中之島図書館蔵)



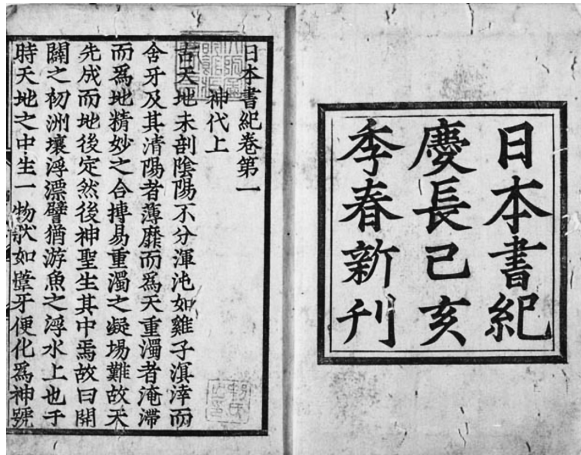
③堺版『正平版論語』 (大阪府立中之島図書館蔵)

④阿佐井野版『医書大全』



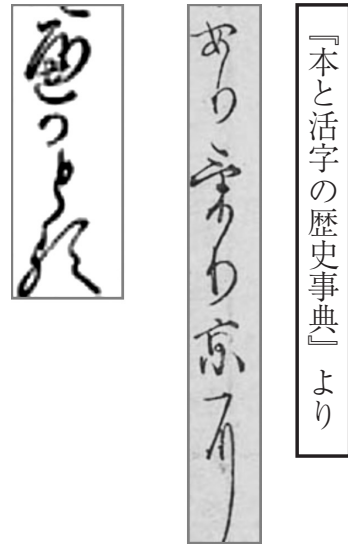
(大阪府立中之島図書館蔵)

⑤慶長勅版『日本書紀』神代卷



(大阪府立中之島図書館蔵)

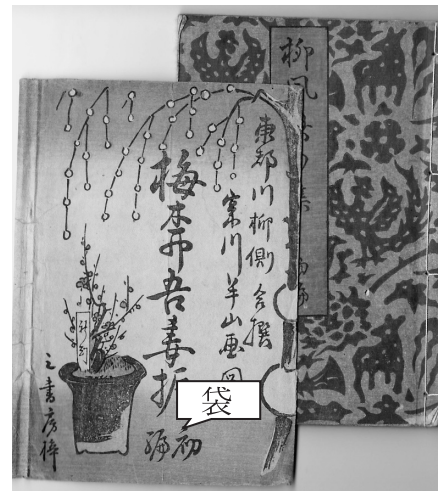
⑥きりしたん版と嗟峨本の連続活字



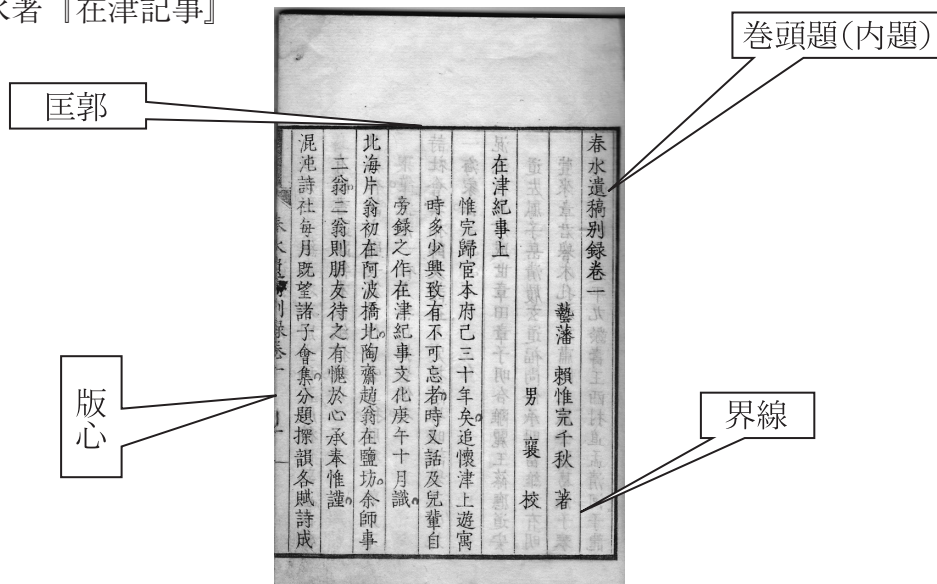
⑦刷りつけ表紙



⑧袋「梅柳吾妻振」



⑨頼春水著『在津記事』



■書誌学テキスト

『日本書誌学を学ぶ人のために』の訂正

- P57 (2箇所)、P59 (1箇所)、P201 (1箇所)

<誤> 縹

↓

<正> 標

- P116 11行目

<誤> 「これ以後十二年間にわたり…」

↓

<正> 「これ以後二十年間にわたり…」

平安文学論

科目担当者： 溝 端 悠 朗
テキスト： 『平安朝の結婚制度と文学』
工藤重矩 著（風間書房）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L5T204

テーマ

平安時代の婚姻制度と文学。

到達目標

歴史資料を踏まえて文学作品を読む方法を身につける。

事前・事後学習

できるだけ多くの作品に接すること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に即し、テキストで述べられていることを原典に基づきながら整理し、的確に纏められているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』を精読すること。

授業概要

平安時代の物語は、基本的に女性読者を想定して書かれており、内容も恋愛・結婚を主とするものがほとんどである。それだけに結婚制度の理解は、物語を正確に読みとるために必須の要件である。本講義では、当時の結婚制度について学び、それに基づいて物語に描かれる男女関係を考える。平安時代の結婚制度は、一般に一夫多妻制とされるが、現在では疑問視され、一夫一妻制であったとの理解が広まりつつある。一夫一妻制という視点でどのように物語が読めるかを最終的には考えることになる。

I. 学習指導

(はじめに)

平安時代の物語には様々な恋愛・結婚が描かれるが、物語はあくまで虚構であり、当時の実態そのままに描かれるのではない。したがって、当時の婚姻制度を知らないままに物語を読むと、あたかも平安時代が一夫多妻制社会であり、男性は幾人もの女性を妻にすることが可能で、女性は複数の妻との争いから勝ち残ってはじめて嫡妻（正妻）となるという意見も出て来る。

しかし、これは虚構に基づいた見解であり、当時の実態とはかけ離れた理解だといわざるを得ない。

平安時代の結婚制度を知るためには、まず法制資料などから結婚・婚姻の制度を確認し、その上で、物語を読むことが必要になる。

各章の概要を以下に記すが、テキストに引用された原典を確認した上で、内容をしっかりと把握すること。その際、著者の立論の根拠となる資料については、必ず原典を確認し、その前後を含めて、読んで理解しておくこと。

(学習の要点)

第1章 平安時代の婚姻制度

1 はじめに

平安時代の婚姻形態は一夫多妻制であると一般的には理解されており、その多妻は同列的であるとされている。この理解が国文学研究者にも受け入れられ、例えば、『かげろふ日記』作者への理解へと及んでいる。しかし、これは誤解である。

2 「戸令」の規定

律令「戸令」の規定を読むことで、婚姻制度が一夫多妻ではないことを述べる。

妾の存在は認められるが、妻（さい）と妾（しょう）とは初めから明確な区別がある。

また、『令集解』によれば、婚姻には「媒人」が必要だとも規定され、『源氏物語』若菜上巻にそれを意識した話もある。

また、「戸婚律」によれば、重婚が禁じられていたので、多妻制ともいえない。

これらの律・令は養老律令の規定であって、平安時代でも生きている。だから、妻と妾の区別は明確であり、重婚禁止である以上、多妻制ともいえない。

3 『玉葉』の記事の解釈

一般に律令の規定は有名無実であるといわれ、その根拠として、『玉葉』の記事と、藤原道長の例があげられるが、まずは『玉葉』の記事から検討する。

『玉葉』には、「嫡妻・妾妻・本妻」の三つの「妻」の存在が記されるが、原典を確認すると、「仮に」と仮定の議論であることが問題であり、それに続く文章は、かえって一妻制であったことを裏付けている。さらに重要なことは、このような妻・妾の差は、子の有無に拠らないことである。

なお、『文保服忌令』によれば、妻は三妻まで許されていたと読めるが、これは「神宮の法」であって、一般に行われたものではない。

4 嫡妻・本妻・妾妻

『玉葉』に仮定の文脈ではあるが出てきた言葉なので、それを検討する。

「嫡妻」はいわゆる正妻。法的には単に「妻」という存在。「本妻」はモトツメの当て字で、前妻のことだが、モトツメは以前からの妻（離別していない）を言うこともある。「妾妻」は、法的には単に「妾」とある存在。

5 継妻・次妻は妾ではない

妾のことを継妻・次妻と表現する研究者がいるが、これらは、資料を検討する限り、後妻の意である。

6 嫡庶の差

藤原道長には、二人の嫡妻がいるという説があるが、これも嫡妻・妾妻の区別は明確である。

嫡妻・妾妻の区別が我々には明らかにできない場合もあるが、それは現在明らかにしえないだけで、当時は明らかであった。そのことは、貴族にとってもっとも切実な官位の叙任に影響するのである。

第2章 一夫一妻制としての平安文学—『かげろふ日記』と『源氏物語』—

1 『かげろふ日記』—道綱母の場合

前章で認めた一夫一妻制という制度に基づき、『かげろふ日記』の作者道綱母について論じる。

道綱母はあくまで妾であるが、夫兼家の嫡妻が、時姫という自分とさほど変わらない身分であったため、「あるいは」という希望の余地があったことが問題である。

兼家との関係は、正式な結婚ではない。この点は、他の妾である、町小路の女、近江も同じで、三日通うなどの習俗としての形式は最低限踏んでいるが、法的には時姫一人が嫡妻である。

時姫死後、兼家には妻はいなかったらしい。道綱母はまだ生存していたが、嫡妻には格上げされなかった。

『かげろふ日記』には、時姫と道綱母との扱いの差異を表す部分が多く描かれている。道綱母はあくまで妾であり、その視点で読み解くことが、時代に即した読解とい

えるだろう。

『かげろふ日記』には、兼家との関係を幸せであったと肯定している側面もある。それは、道綱母の真実でもある。しかし、妾としての立場から書くのであれば、幸せを強調すると、世間からは僭越といわれる。その辺りの事情を踏まえて、日記に描かれる道綱母の心情を読み解くべきである。

2 『源氏物語』と一夫一妻制

『源氏物語』に書かれる女性関係を、婚姻制度を通して見ていく。

光源氏の場合は、嫡妻としては葵上がいる。これは源氏の父帝と、葵上の父左大臣の間で取り決められた。

葵上の生存中に光源氏の恋が繰り広げられるが、六条御息所が忍びの愛人で、空蝉、夕顔は行きずりの関係である。若紫は、葵上生存中には実質的な男女関係はない。ただし、二人の男女関係が葵上の死後に始まることは重要である。

葵上死後、紫上は女君としての実質を持つ。六条御息所、朧月夜尚侍、朝顔齋院など、嫡妻になることが可能な女性は、源氏の周辺から排除されていく。紫上の地位を安泰にするための作者の周到な配慮である。また、藤壺の出家も、(藤壺は源氏の妻とはなれないから)愛情面での排除といえる。

源氏は再び朝顔に求婚するが、この事実は、紫上が嫡妻ではないことを示す。

紫上と源氏の結婚は、家と家との結婚ではなく、異例である。ただし、光源氏の社会的・政治的立場が嫡妻を必要としたため、妾であった紫上は実質的に嫡妻と同じ存在として描かれていく。これは矛盾を生じさせる要因となる。そして、その矛盾を利用して、女三宮と源氏の結婚が描かれる。

作者の周到な配慮は、明石の君の描き方、玉鬘の結婚にも見て取れる。

夕霧には、嫡妻雲居雁がいるが、惟光娘、落葉宮という妾も存在する。落葉宮は夕霧を拒んでいたが、このまま関係を結んでも、妾という立場になるからである。内親王としては名誉に関わる問題である。

3 物語のヒロインは妾の娘

恋物語の設定としては、妾の存在が大きい。物語や女流日記では、男を待つ女が描かれるが、それは彼女らが妾だからである。嫡妻であれば同居する。

なお、物語のヒロイン自身が、妾の娘の場合が多い。これらの女性は、男親の保護がない場合が多く、若い男性を忍び込ませる余地がある。

第3章 若菜巻以降の紫上の妻としての立場

葵上の死後、紫上が妾でありながら嫡妻に等しいものとして扱われていたが、女三宮の降嫁によって、嫡妻が出現したため、紫上の立場に矛盾が生じる可能性があった。作者はいかにその矛盾を避けようとしたのかを論じる。

紫上が妾であることは、源氏の認識においても紛れることはなく、「対の上」という呼称からも紫上は妾である。

妾である紫上が死んだとき、源氏は喪に服している。法制上、夫は嫡妻の喪に服し

た後は、喪に服さないことになっている。源氏は葵上の死後喪に服しているから、葵上の死後喪に服することはできない。先行研究では、源氏の愛情によると考えているが、愛情の問題では片付けられない。どうやら作者は、「喪葬令」を、はじめの嫡妻の死後、再び嫡妻を得れば、嫡妻としての礼を行って良いと解釈し、紫上を、形の上では嫡妻として扱っているらしい。「喪葬令」の規定は嫡妻の喪を三ヶ月と規定しただけだから、後の嫡妻にもそれを適用する余地はある。

しかし、物語ではあったとしても、葬礼において、妾である紫上が嫡妻のように遇されたことが何故可能であったかという問題が残る。

この点は、女三宮の出家が婚姻の解消と理解され、つまり、源氏に嫡妻がいなくなったということから可能になったと考えられる。

物語中、紫上に対しては様々な呼称が使われているが、その使われ方も、妾としての立場を明確にする呼称、あるいは妾という立場が明確にならないような物語的呼称が用いられており、作者は、紫上の妻としての立場を慎重に描いていった。

第4章 『うつほ物語』の結婚に関する描写

『うつほ物語』には、様々な婚姻が、おもしろおかしく、あるいは深刻に描かれている。それを一夫一妻制という視点から読み解く。

〈藤原兼雅の妻妾〉

兼雅には多くの妾がいたが、嫡妻は女三宮であり、そのことは、物語中にきちんと意識されている。兼雅自身は、俊蔭娘にもっとも愛情があるが、妻としてのけじめが見えるように扱っている。

〈源正頼の二人の北の方〉

太政大臣の娘と帝の女一宮と結婚した正頼だが、太政大臣娘がやはり嫡妻となる。ただし、愛情では女一宮が勝っており、嫡妻と全く等しく扱われた妾であるべき内親王の話ということができる。なお、兼雅の嫡妻女三宮と女一宮は姉妹であるが、対の意識を以て設定されている。

〈あて宮をめぐる求婚者たち〉

あて宮をめぐる様々な求婚者が現れるが、嫡妻の座が空いているかどうか、結婚において大きな問題であったことがわかる。ここでも嫡妻という座の意味の重さが窺われる。

『うつほ物語』は、人間の様々な生態を誇張したり、おもしろおかしくあるいは悲しく話す物語であるから、この物語を、婚姻制度を検討する資料として用いるのには、慎重でなくてはならない。しかし、その中でも（正頼の二人の北の方については明確ではないが）、嫡妻・妾妻の違いは見られるのである。

第5章 後期物語における結婚—『狭衣物語』と『夜の寝覚』—

〈狭衣物語〉

男主人公の父堀川関白には、北の方が三人といわれる。しかし、わずかな記述ではあるが、嫡妻は太政大臣の娘だと推測される。

男主人公狭衣の結婚は明瞭で、一品宮が嫡妻、飛鳥井姫君が愛人、中将妹は妾。

〈夜の寢覚〉

女主人公の父太政大臣は、北の方二人がいたが、すでに死去。いずれが嫡妻であったかは不分明。

男主人公は、女主人公の姉・大君と結婚する。嫡妻である。欠巻部分があるので詳細は不明であるが、その後、大君と離婚した上で女一宮と結婚した可能性がある。女一宮が嫡妻となる。

二つの物語ともに、基本的に一夫一妻制で矛盾はない。

第6章 近年の婚姻研究—文学研究の立場からの紹介と批評—

近年の研究史が紹介され、最終節では、著者への批判、それへの再批判もある。

(参考文献)

本テキストには多くの資料が引用されている。各自できる限り資料の原典を確認して、その前後も読んでほしい。その上で、著者の見解に立ち戻り、しっかりと理解するように努めてほしい。なお、注釈書等のない資料については独力で辞書等を参考にして読まなければならない。代表的な辞書・事典・叢書を挙げておく。

▽歴史関係

『国史大辞典』(吉川弘文館)

『平安時代史事典』(角川書店)

『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)

▽辞書・事典

・漢和辞典

『大漢和辞典』(大修館書店)

『新字源』(角川書店)

『大字源』(角川書店)

・古語辞典

『角川古語大辞典』(角川書店)

『日本国語大辞典』(小学館)

・文学史

『日本古典文学大辞典』(岩波書店)

『和歌大辞典』(明治書院)

『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー)

▽古典文学叢書

『日本古典文学大系』(岩波書店)

『新日本古典文学大系』(岩波書店)

『日本古典文学全集』(小学館)

『新編日本古典文学全集』（小学館）
『新潮日本古典集成』（新潮社）
『新注八代集』（和泉書院）

▽平安文学概説

『平安文学研究ハンドブック』（和泉書院）

以下、各章の参考文献を記す（上記にあげた叢書類は除く。注釈と代表的な概説書に限る）。なお、文学作品の多くは上記の叢書類に所収される。各自確認しておくこと。

第1章

律令…井上光貞他『日本思想大系 律令』（岩波書店）
玉葉…『玉葉』（国書刊行会）
伊勢物語…石田穰二『伊勢物語』（角川ソフィア文庫）、竹岡正夫『伊勢物語全評釈』（右文書院）、片桐洋一『伊勢物語全読解』（和泉書院）
かげろふ日記…今西祐一郎『蜻蛉日記』（岩波文庫）、川村裕子『蜻蛉日記』（角川ソフィア文庫）、柿本奨『蜻蛉日記全注釈』（角川書店）
新猿楽記…重松明久『新猿楽記 雲州消息』（現代思潮社）、川口久雄『新猿楽記』（平凡社）

第2章、第3章

かげろふ日記→第1章
源氏物語…玉上琢弥『源氏物語評釈』（角川書店）、玉上琢弥『源氏物語』（角川ソフィア文庫）、鈴木一雄編『源氏物語の鑑賞と基礎知識』（至文堂）、『新源氏物語必携』（学燈社）、『源氏物語講座』（勉誠社）、『人物で読む源氏物語』（勉誠出版）、柳井滋他『源氏物語』（岩波文庫）

第4章

うつほ物語…野口元大『校注古典叢書 うつほ物語』（明治書院）、室城秀之『うつほ物語 全』（おうふう）

Ⅱ. レポート設題

設題

「妻（嫡妻）」、「妾（妾妻）」、「召人」、「行きずり」はどのように定義できるか。法制資料、物語資料を用いて具体的に説明しなさい。

テキストに引用される資料を用いて、筆者が何を根拠に定義しているかを明確にしながらか説明すること。

レポートの体裁は**縦書き**（自筆・ワープロいずれも可）、分量は3200字程度。

観光論

科目担当者： 三 木 理 史
テキスト： 『改訂新版 観光学 -基本と実践-』
溝尾良隆 著（古今書院）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 3～4
科目ナンバリング： L5T303

テーマ

観光の学問的位置づけとは何か。

到達目標

観光学の基礎的知識を整理・修得すると共に、それを踏まえて今後の観光のあり方を展望する。

事前・事後学習

テキストをよく読んだうえで、その参考文献や各種サイトにあたって理解を深めることが求められる。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることを整理し、的確にまとめられているかどうかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容理解と到達目標の達成状況を総合的に判断する。

I. 学習指導

(はじめに)

かつて観光はまさに「遊び」の同義語的に考えられ、研究や事業の対象とは考えられない時代があった。ところが、第二次産業を中心に経済の停滞がつづくなかで第三次産業への期待の高まりや、環境問題との関わりが深いこともあって、観光への社会的まなざしは非常に高まってきている。そうした近年の観光をめぐる動向を踏まえながら、観光学を多角的に概観してみることを本講義の目標にしたい。

このサブテキストでは、教科書の重要事項をまとめる一方で、キーワードを空欄として受講生自らが教科書をもとに書き込んでもらうよう構成した。空欄とした用語は概ね要点に関わるものであり、それを手で書き込むことで記憶も確かなものとなろう。敢えてその解答を提示することはしていないが、各自教科書で確認するようにして頂きたい。

(学習の要点)

第1章 「観光」の基本を理解し、マーケティング力を高める

1.1 「観光」の定義の明確化

1.1.1 「ツーリズム」は「観光」か

日本における用語の混用→中国の()を起源とする観光と英語の()やレクリエーション。

◆ 外国研究者によるツーリズムの定義

ツーリズム…各地を()してまわる→広義には通勤・通学以外のすべての旅行。

レクリエーション…()と区別する必要は少ないが、敢えていえば()的なツーリズムと()的なレクリエーション。

◆ 日本における「観光」の定義と使用

定義…観光とは自己の自由時間(=余暇)の中で、鑑賞、()、体験、活動、()、参加、精神の鼓舞等、生活の変化を求める人間の基本的欲求を充足するための行為(=)のうち、日常生活圏を離れて異なった生活、文化等の環境のもとで行なおうとする一連の行動をいう(観光政策審議会の内閣総理大臣諮問第9号に対する1次答申)

※ 余暇=24時間-生理的要求時間(睡眠、飲食等)-業務時間(勉強・家事・勤務等)

◆ 日本における「観光」用語の使用

観光の語源…「()国之()、利用賓于王」(『易経』)による。

明治~第二次世界大戦…観光よりも()・遊山・漫遊等を頻用していた→1960年代頃から観光が用いられるようになる。

1.1.2 「観光」と旅行・旅行者の関係

◆ 旅行者の観光・旅行に対する意識

観光のイメージは日程の長さより（ ）にもとづいて判断する傾向にある。

◆ 調査上からみた観光と旅行の定義

日本の全国旅行動態調査…1960年から（ ）が約5年間隔で、
宿泊と（ ）に分けて調査を実施。但し2000年第9回調査が最後。
各国による旅行実態調査内容の相違（p11第2表参照）。

1.1.3 観光産業との関係

ツーリズムに含まれる（ ）としての意味→マーケティングにおける旅行（ ）峻別の重要性。

1.2 観光地の三区分

1.2.1 観光地とレクリエーション地との相違

◆ 活動との対応

資源の分類…（ ）との対応からの分類が望ましい。

◆ 資源の顕在性と潜在性の相違

資源の潜在性…観光資源<（ ）資源。

◆ 資源の代替性

観光資源…人間の創造し得ない=（ ）資源+人間の創造した=（ ）資源

◆ 滞在時間と経済効果

観光は（ ）型旅行が多く地域への経済効果が低いが、（ ）活動は同一路を往復し1ヵ所に滞在するため地域への経済効果が高い。

◆ 交通計画の立場から

観光行動…（ ）型行動をとるために多方面への道路整備が求められ、（ ）スペースを十分にとることが必要。

◆ 誘致力と市場との関係

レクリエーション施設の誘致力は施設の（ ）で決まるが、観光資源の誘致力を決定する資源の評価は他事例との（ ）などによらざるをえない。

1.3 観光資源、観光対象、観光施設の定義

1.3.1 観光事業と観光対象、観光施設

観光施設…観光者が快適に旅行するために（ ）、物品販売、（ ）などのサービスを提供するための施設→一部には観光（ ）化しているものもある。

1.3.2 広義の観光資源

狭義の観光資源…すでに（ ）が定まっているもので、将来的な保護、育成が求められるもの。

広義の観光資源…（ ）の努力で創りあげるものや、意味づけにより対象

化するものがある。

第2章 観光産業の特性を生かし、地域の経済・社会効果を大きくする

21世紀初頭には世界最大の産業は（ ）になるだろう→（ ）制度未導入の日本。

2.1 観光産業の特性と地域経済効果

（ ）や産業連関表に存在しない観光産業→観光の総合性。

<観光産業の経済効果>

- ① （ ）が生産地を訪れる→流通経費の節約。
- ② （ ）の高い産業。
- ③ （ ）が多くの業種に波及する可能性→多方面での効果の期待。
- ④ 人に依存する（ ）。
- ⑤ 産業立地が（ ）型的→地域内での優性立地の傾向がある。
- ⑥ 生産＝（ ）の傾向をもつ産業。
- ⑦ 消耗が少なく再利用が可能→あくまで保全が前提。

2.2 観光の社会効果

観光地としての（ ）の向上→生活する地域へのアイデンティティの高まり。

2.3 観光効果を最大にする方策

- ① 観光産業の地域への経済効果を高める方法…地域内の（ ）を高める＋地域への（ ）を高める。
- ② 観光者の（ ）を伸ばす。
- ③ 観光者のさまざまな（ ）への対応範囲の拡大。
- ④ 観光の（ ）を減らす。
- ⑤ 観光者の（ ）への対応。
- ⑥ 観光産業と（ ）との結合度合。

2.4 一次・二次産業の観光産業化

地域内で一次産業＝（ ）・二次産業＝（ ）・三次産業＝（ ）のすべてを扱うことで付加価値が増大。

第3章 国内観光の課題を把握し、観光の動向を読む

3.1 空洞化問題—国内観光の構造変化

国内産業の空洞化に対応した国内観光地の（ ）→安価な（ ）の影響大。

3.1.1 海外旅行との競合

- ・ () …積極性が強く、旅行のオピニオンの存在。
- ・ 国内交通機関の () 的料金体系→交換レートや競合路線の多さに伴う、海外の安く楽しい商品の提供。

3.1.2 成熟期の国内観光

- ・ () に入った国内観光→増減が少なく、全体的には安定している。
- ・ 観光地のライフサイクル… () 期—成長期— () 期—衰退期。

3.1.3 国内観光地間の競争の激化

◆ 観光地数の増大

- ・ 観光地の () にともなう観光地数の増加→ () やスキー場開発。

◆ 高速交通体系の整備

- ・ かつては () から1泊圏に属する100～200km圏内が有利。
- ・ () や高速道路の整備によって距離的優位が揺らぐ傾向。

3.2 低価格指向の構造

- ・ () 経済期における高値指向の営業→低価格指向への変化。

3.3 今後の旅行動向

3.3.1 現在の増加傾向が今後もつづく

◆ 現在の増加傾向が今後もつづく

<高齢者、女性のグループ旅行>

- ・ 時間的に () が効きやすいことを利用したオフシーズン旅行。

<温泉への指向>

- ・ TVの影響による () 入浴指向→露天風呂ブーム。
- ・ ヨーロッパにおける () 型温泉地→日本では本格的療養型温泉は少ない。

<都市観光地の隆盛>

- ・ 都市観光地… () なあこがれの地として、若者の指向が強い。

◆ 現状から脱却する

<スキー場地域>

- ・ 1990年代をピークにしたスキー人口の減少→ () 性の後退。

<海水浴場地域>

- ・ () の利用形態の変化→従来の () の減少の一方で、遊漁、サーフィン、 () などの多様化と通年利用。

<クルーズ産業>

- ・現状は（ ）中心だが、今後長期休暇制度の導入によって年齢層拡大への期待。

<テーマパーク産業>

- ・営業上では（ ）率の向上が要件。

<旅館産業>

- ・泊食分離体系にもとづく、（ ）方式への要請。

◆ 本腰を入れ、発展させる

<グリーンツーリズム>

- ・日本の農林業規模では（ ）に打ち勝てないが、中山間地域では期待が大きい。

<エコツーリズムとエコミュージアム>

- ・観光と自然保護・活用の調和をはかるべく、（ ）や中米で盛ん。

<産業観光と産業遺産観光>

- 二次産業遺産を中心に、産業遺産観光は（ ）ともいう。

<コンベンション産業>

- ・（ ）という用語による活発化。

<リゾート>

- ・近年は逆風、仕切り直しが必要。

第4章 四タイプ観光地の課題の解決を図る

◆ 観光地の四タイプ

- ① （ ）が酷評を受け、省みられなくなったリゾート。
- ② 中山間地域の（ ）。
- ③ （ ）地域の観光。
- ④ 歴史のある（ ）。

4.1 リゾートへの再出発

4.1.1 リゾート事業における問題点の補足

- ・（ ）…1988年に施行され、国土の環境破壊の元凶視される。

<日本の総合開発計画> ※テキストにはないが、インターネットなどで調べよう

- ・（ ）…1960～70年に地域間の（ ）ある発展。
- ・新全国総合開発計画…別名（ ）、1965～85年に豊かな（ ）の創造。
- ・第三次全国総合開発計画…別名（ ）、1977～87年に総合的（ ）の整備。
- ・第四次全国総合開発計画…別名（ ）、1987～2000年に（ ）型国土。→（ ）に根拠を与えるが、中央行政主導、（

）崩壊などが開発の停滞に影響している。

4.1.2 リゾート整備への再出発

- ・日本にリゾートは必要か？
- ・リゾートの整備には地域開発のみならず、（ ）制度の確立等が必要。

4.1.3 イギリスの海浜リゾートの盛衰

4.2 日本のグリーンツーリズムの課題と展望

4.2.1 グリーンツーリズム、登場の背景

- ・大規模なハード的な（ ）開発の批判。
- ・（ ）の先行き不安。

＜グリーンツーリズム、登場の背景＞

- ・発端は1994年の「（ ）」制定（2004年改正）。

4.2.2 日本のグリーンツーリズム事業の課題

＜日本のグリーンツーリズム事業の課題＞

実態は（ ）による日帰り・一泊の農業体験ツアー商品。

【問題点】

- ・農業をしつつ農家民宿を経営するほど、日本農業は（ ）していない。
- ・農家側に（ ）の意向がない場合もある。
- ・（ ）の一部を開放する農家民宿が少ない。
- ・（ ）が美しいとはいえない。
- ・（ ）が未定着のため短期滞在がほとんど。

4.2.3 ヨーロッパ：田園を愛する国民性とグリーンツーリズム

4.2.4 今後の日本の取組み課題

4.2.4.1 既存の施設・事業で対応する

- ・従来の（ ）の活用や民宿の経営指導。

4.2.4.2 自治体の姿勢を改める

- ・中央省庁の政策とそれに関わる（ ）に群がる体質を改める。

4.2.4.3 農村を好むのか

- ・日本人に強い（ ）志向に対応できるか？

4.2.4.4 美しい農村をつくる

- ・元来の日本の農村風景には美観があったが、それが失われてきている。

4.2.4.5 市場との時間距離を考慮する

- ・都市との時間距離が短縮され、() 滞在への志向が生じにくい。

4.3 隆盛の都市観光地

4.3.1 都市観光地への取組み

- ・都市政策への観光産業の組み入れ…1981年の神戸()の成功以後。
- ・1995年4月大阪市に()を新設→海遊館やUSJの開設。

4.3.2 都市の再生

- ・1970年代からの都市()事業での観光の取り入れ→()関連事業の重視との関わり。

4.3.3 マンチェスターにおける集客都市の創造と都市の再生

4.3.4 大都市近郊都市の課題と魅力ある都市の創造—埼玉県日高市を事例に一

4.4 温泉地の活性化方策

4.4.1 温泉好きな日本人

- ・海外における温泉…()の面からの利用が基本。
- ・日本の温泉…日本人の温泉志向の強さ+幕藩体制時の()容認によって拡大。

4.4.2 温泉地低迷の背景

- ・TVの影響による若者や女性の()ブーム。
- ・その一方での大規模()の低迷→秘湯志向の拡大。
- ・()繁栄の反動。
- ・娯楽型温泉の増加による()の破壊。

4.4.3 温泉地の今後の方向

- ・()利用者への対応→車道や駐車場の整備。
- ・()滞在型温泉地への展開…海外観光地との競合への対応。
- ・美しい温泉地づくりを目指す。

第5章 長期休暇時代における観光地の望ましい整備方向

5.1 長期休暇制度の導入促進と旅行の質的变化

5.1.1 急務の長期休暇の導入

- ・国内における（ ）の成立、完全（ ）の実施→人間の身体は1週間休み疲労回復、2週間目から新たな変化。

5.1.2 旅行の質的变化

- ・長期休暇制度導入によって予想される変化
 - ① （ ）への指向の強まり。
 - ② （ ）宿泊施設の敬遠。
 - ③ 長期滞在型観光地への志向の高まり。
 - ④ （ ）から魅力ある観光地の選択。
 - ⑤ （ ）が中心となり、交通機関は（ ）利用へ。

5.2 観光地の取組み課題

5.2.1 旅行者の嗜好変化への対応

＜これまでの旅行者＞

- ・（ ）から1泊の近距離旅行中心。
- ・（ ）が多く、（ ）への依存度が高かった。
- ・観光地の競合は全国から（ ）へ。

＜これからの旅行者＞

- ・（ ）利用の予約が中心となる。
- ・個人手配旅行の増加。
- ・旅行経験の増加によって、逆に居住地周辺での楽しみ方を見出す。

5.2.2 観光地の整備方向

5.2.2.1 豊かで変化のある自然に調和する、美しい集落を

- ・日本列島の（ ）方向の細長さを反映した豊富で変化に富む景観の利用。

5.2.2.2 優れた観光資源を保護、保全する

- ・観光資源の（ ）←→（ ）の関係の調和。

5.2.2.3 車を入れずに、歩行者で賑わう中心地に

- ・観光地における（ ）&ライド方式の導入→環境保全への配慮。

5.2.2.4 観光対象の見せ方を工夫

- ・見せ方の工夫による（ ）の発掘→観光地の長期的維持。

5.2.2.5 見せ方の外国の三好例

5.3 国内観光地と外国観光地との比較

5.3.1 ヨセミテと上高地

5.3.2 ツェルマットと千寿ヶ原

5.3.3 アспен、ムジェーブと日本のスキー場

5.3.4 サンアントニオと東京

5.3.5 ヨーロッパアルプスと富士山

5.4 低廉な国内商品づくりスコットランド・パッケージツアー体験記

5.5 インバウンド観光の促進

5.5.1 日本の真の姿を伝える

5.5.1.1 国際相互理解の増進

- ・（ ）…国土交通省が中心となって訪日外国人の観光客倍増計画を推進→2003年度から（ ）キャンペーンの展開。

5.5.1.2 アジアとの活発な交流を

- ・21世紀の旅行往来の拠点…ヨーロッパ、米国、（ ）。
- ・アジア諸国の海外旅行の（ ）と所得の向上。

5.5.1.3 日本の門戸を開放する

- ・日本の外国人に対する姿勢…（ ）悪化への懸念、大量の外国人入国の不安、外国人への（ ）→日本ヴィザ取得の困難さ。

5.5.2 日本は遠くて、物価が高いか

5.5.2.1 多様な宿泊施設、料理の選択が可能

- ・日本の（ ）や供食施設の幅広さ→多様なニーズへの対応の可能性。

5.5.2.2 海外での宣伝力の弱さ

- ・海外への宣伝不足→日本訪問者の制限。

5.5.2.3 日本へのアクセスの悪さ

- ・（ ）空港整備の遅れ→高額の空港使用料や国内線との接続の悪さ。

5.5.2.4 査証による障壁

5.5.3 市場別情報提供とセールス

5.5.3.1 市場・嗜好に対応した日本情報の提供

5.5.3.2 過密、混沌、怪物の日本

- ・多様なニーズに対応できる細かな情報の提供。

5.5.3.3 東京シティセールスの展開

5.5.4 受け入れ体制の充実

5.5.4.1 国際コンベンションへの積極的な取り組みを

5.5.4.2 ころよく迎え入れる

- ・日本人の（ ）性→外国とのつきあいが苦手。

5.5.4.3 経済の盛衰に左右されない国際観光政策を

5.6 広域連携－観光地間ネットワークの必要性

5.6.1 観光ルートと観光コースの相違

観光ルート…社会資本的に固定したもの。

観光コース…テーマや（ ）別に取り捨選択して組み合わせたもの。

5.6.2 観光ルートの策定と顕在化

5.6.2.1 ルート上の整備状況の把握

5.6.2.2 観光ルートに名称をつける

5.6.2.3 定期観光バスの運行

5.6.2.4 観光ルート上のインフォメーション

5.6.3 観光コース策定上の留意

5.6.3.1 市場別に異なる観光コースを策定する

5.6.3.2 旅行業者との連携方法

5.6.4 広域連携の考え方

第6章 観光政策と観光研究を、高め、強化する

6.1 観光政策の変遷

6.1.1 世界の観光政策—サステイナブル・ツーリズムとプロプアー・ツーリズム

- ・ () …1972年に「ローマクラブ」で現れた考え方→1999年4月の第7回委員会でツーリズムのポテンシャルへの期待を宣言。
- ・ 21世紀以後は観光の持続可能な開発の先導的役割に期待が高まる。

6.1.2 日本の観光政策

- ① 1945～54年… () の担い手として観光産業に積極的法律を立案し、() を設立。
- ② 1955～64年…観光の大量化、() が進行し、63年には() が施行され、() の発表も行われるようになる。
- ③ 1965～74年…旅行の急成長→() が盛んになる。
- ④ 1975～86年…観光と() の関わりが強くなる。
- ⑤ 1987～94年…() の成立によって開発が隆盛を迎える→() べらしのために海外旅行の積極的振興。
- ⑥ 1995年～…() の導入と訪日外国人旅行者の誘致。

6.2 観光行政の取組み課題

6.3 観光による地域振興

6.3.1 産業振興の一翼をになう

6.3.2 山村地域を守り育てる

6.3.3 都市の再生・発展に寄与する

6.4 人的交流を盛んにする

6.4.1 被災地への地域貢献—ボランティア・ツーリズムとダークツーリズム

- ・ () …古くは1991年の雲仙普賢岳火砕流による被災地への集中送客にはじまるとされるが、その後の大規模災害頻発で普及。
- ・ () …1990年代後半以後にヨーロッパから出てきた負の遺産訪問による再発防止への誓い→東日本大震災被災地に適用？

6.5 観光への意識改革

6.5.1 中央省庁・国会議員の観光への理解

- ・ 観光事業…あらゆる省庁が関係をもつ一方で、専門部署をどこに置くかの議論は不在→現在なら() 省への設置を当然視。
- ・ 観光省は話題にものぼらず。

6.5.2 自治体職員は専門家集団に

- ・観光管轄部署の増加の一方で、観光事業専門職員の不在→一般事務職。

6.5.3 観光学体系の確立を

- ・観光学…関連諸科学からの（ ）的研究分野。
- ・1960年には（ ）を組織、日本学術会議に登録。
- ・1967年立教大学社会学部観光学科、74年横浜商科大学貿易観光学科
東洋大学短期大学観光学科・大阪成蹊女子短期大学、その他一部の専門・専修
学校や高校を皮切りに観光専門課程が増加の兆候。

Ⅱ. レポート設題

設題

6章から成る教科書本文の要点を、各章500字程度の文章でまとめなさい（箇条書きは不可）。

総分量：3,200字程度

（書式は横書き、原則としてワープロ使用、やむを得ない場合は自筆でも可）

Ⅲ. その他

「日本の総合開発計画」(4.1.1 リゾート事業における問題点の補足)については、テキストに記載はございません。しかし、学習を進めていただくためには、重要な事項ですので『サブテキスト』に記載させていただきました。インターネットや図書（百科事典など）を活用して、学習を進めてください。

シルクロード学

科目担当者： 市川良文
テキスト： 『西域文化史』
羽田亨 著（平凡社）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： L5T101

テーマ

シルクロードの歴史と文化に関する諸問題。

到達目標

シルクロードの歴史と文化を学ぶなかで、身近にあるシルクロード伝来の文化・文物に関心を持ち、分析・考察するための感性と知識を身につける。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストや参考文献を駆使し、設題内容を整理し、的確にまとめられているかどうか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容をよく理解し、参考文献などを利用しながら、設問の内容についてよく論述できているかどうか総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキスト以外にも参考文献を適宜参照して学習を深めること。

授業概要

「シルクロード」は、中央アジアを通過した古代通商路と点在するオアシスを含めたことばである。このことばを初めて使用したのは、ドイツの地理学者リヒトホーフエン（1833-1905）であった。彼は、旧ソ連領中央アジア（西トルキスタン）及び西北インドから中国にいたる通商路が、絹貿易を媒介としたことを指摘し「ザイデンシュトラセン（絹の道）」と命名したのである。現在では、その概念は拡大され、ときにはローマから日本までを含めて語られることもある。この「シルクロード」地域には、古来多くの民族が興亡し、隣接するインドやイラン、中国とさまざまな形で交流が行われた。こうした交流によって、中央アジアにはさまざまなものが伝播し受容され、そして変容されて、次なる地域へと伝播された。異文化交流の大いなる舞台であったこの地域の歴史と文化を学ぶことは、混迷を深める現代社会にとって一つの指針となるのではないだろうか。

I. 学習指導

（はじめに）

「シルクロード」ということばを聞いて、あなたは何をイメージするだろうか？ 月夜の沙漠？ ラクダを連ねた隊商（キャラバン）？ それともエキゾチックな響きをもつ鼓笛の音色？ あるいは19世紀末から20世紀初頭にかけて行われた、さまざまな人物による探検隊をイメージされるかも知れない。しかし、いずれにしてもそのイメージは、きっと幻想的な世界であることだろう。われわれにとって、「シルクロード」は不思議にロマンティックなイメージを誘うことばとして捉えられているように思われる。しかし、実際にいわゆる「シルクロード」地域を訪れてみると、そこは極度の乾燥と急激な気温変化をもつ、じつに苛酷な自然環境におかれた場所であることを体感することになる。現実の「シルクロード」地域と、われわれの持つイメージとのギャップは、大きくかけ離れているのである。

概要にも示した通り、「シルクロード」という名称を初めて使用したのは、ドイツの地理学者リヒトホーフエン（Ferdinand von Richthofen :1833-1905）である。彼はその著『中国（ヒーナ）－私の旅行の成果とそれに基づく研究－』（Ferdinand von Richthofen, China; Ergebnisse eigener Reisen und darauf gegründeter Studien, 5 Bände mit Atlas, Berlin, 1877-1912.）第1巻10章において、中央アジアを経由する古代通商路が絹交易を媒介としたと指摘し、中国と西トルキスタン及び西北インドを結ぶこの道を「ザイデンシュトラセン（Seidenstrassen：絹の道）」と命名した。その後、同じくドイツの地理学者ヘルマン（Albert Herrmann）は、『中国とシリアの間の古代シルクロード』（Albert Herrmann, Die alten seidenstrassen zwischen China und Syrien, beitrage zur alten geographie Asiens, Berlin, 1910.）において、その概念を西方シリアにまで拡大して使用した。これらリヒトホーフエンやヘルマンの概念規定では、「シルクロード」ということばは中央アジア、特

にパミール高原を中心とした東西に広がるトルキスタンに点在するオアシスを通過する古代通商路、いわゆる「オアシス・ルート」を意味することばとして使用されていた。近年では「シルクロード」は、中央アジアを通る古代通商路と、そのルート上に点在する諸オアシスとを含めた地域を示すことばとして使用されていることもある。さらにまた、オアシス地帯の北方を結ぶ、いわゆる「草原ルート」や海路を使用する「海上ルート」なども、それぞれ「草原のシルクロード」「海のシルクロード」などと表現される場合も見受けられる。こういった概念の拡大によって、現在では、いわゆる「シルクロード」のルートとしての広がり、じつにイタリアのローマから日本の奈良にまで拡大して解釈される場合もあるのである。このように、現在「シルクロード」ということばは、東西を結ぶ幹線路として機能したルートを指す漠然とした概念として使用されているが、本講義で扱うテキストが考察の対象とするのは、いわゆる「オアシス・ルート」上に存在するオアシス地域で展開した歴史と文化である。その地域は東西トルキスタン、すなわち現在の国名でいえばそれは、旧ソ連領中央アジア5カ国（ウズベキスタン、タジキスタン、カザフスタン、クルグスタン、テュルクメニスタン：西トルキスタン）と中国新疆ウイグル自治区（東トルキスタン）にほぼ相当する。テキストの表題に使用される「西域」ということばは、すでに紀元前の昔から中国の人びとによって使用されており、広くは中国以西を指すことばとして、また狭くはトルキスタンを指すことばとして使用された。テキストのいう「西域」は、われわれが一般に使用する「シルクロード」ということばの概念にほぼ相当するのである。

本書の初版は、昭和23年に座右宝刊行会から出版された。世に必読の書物とされる古典的名著は多くあるが、本書もまた日本の中央アジア史研究における古典的名著である。とはいえ、初版刊行からすでに70年が経過しているから、その内容には必ずしも最新の学問的成果が反映されているわけではない。それでもなお、本書をテキストとして選定した理由は、本書が現在でもその学問的価値を失っていないことに加え、テキストを読み解くことによって斯学の学問的成果の回顧と展望を模索する一つの指針になりうると考えたからである。本講義の受講生は、テキストの各章を読み進めながら、以下に示す参考文献によって積極的に近年の学問的成果を検討し、「シルクロード学の現在」に触れていただきたい。リストに挙げた文献は近年刊行の概説書を中心としたが、各自必要に応じて参考文献に引用されるその他の文献も参考にいただきたい。なお本書の巻末には、間野英二氏による的確な解説が付されているから、適宜参照すること。

(学習の要点)

前篇

第1章 緒論

本章では、テキストの扱う「西域」が、どの地域を指すかについて述べられる。今日の用語でいうと、中央アジアということばがこれにあたるが、中央アジアという用語もじつは使い手によってその意味する区域は一定しない。また、内陸アジアとか、

乾燥アジアなどと表現される場合もある。近年、中央ユーラシアという用語で捉えなおそうという試みもみられる。これらの用語については、参考文献リストの〔梅村 1997〕〔江上 1987〕〔小松 2000〕〔保柳 1976〕〔護 1990〕〔森安 2004〕等を参照すること。

第2章 西域の民族

今日、いわゆる中央アジアには、トルコ系の言語を使用する人びとが多く居住する。たとえば先にあげた旧ソ連領中央アジア5カ国のうち、ウズベク族、カザフ族、クルグス族、テュルクメン族の四種族はトルコ系言語の話者であり、ひとりタジク族のみがイラン系言語の話者である。これらトルコ系言語の話者は、歴史的には10世紀以後急速に中央アジアへ広がったと考えられる。それ以前の中央アジアには、実はイラン系言語の話者が多く居住していた。それは、現地出土資料の研究や、比較言語学の成果によって想定されるのである。アーリヤ人といえはインドに侵入したグループが有名だが、いわゆるイラン人もアーリヤ人の一派であった。これらについては、参考文献リストの〔梅村 1997〕〔風間 1993〕〔護 1990〕等を参照すること。

第3章 西域史の曙光

中央アジア、具体的にはソグディアナやバクトリアが歴史上の記録に現れる最初は、アケメネス（ハカーマニシュ）朝ペルシアの碑文である。やや時代は下るが、ヘロドトスの『歴史』やクテシアスの^{いつぶん}佚文にも、アケメネス朝の支配がおよんだ地域としてソグディアナやバクトリアが言及されている。アケメネス朝ペルシアの歴史に関しては、〔伊藤 1974〕〔川瀬 1998〕〔春田 1998〕〔前田 2000〕〔松平 1971〕等を参照すること。

第4章 アレキサンダーの東方経略とバクトリヤ及びパルチヤ

一般に、アレクサンドロス大王の東方遠征によって、アケメネス朝ペルシアの統治下にあった地域にはギリシア文化が移植され、ヘレニズム文化が花開いたとされる。アレクサンドロス大王の東方経略に、アジアのギリシア化という意図があったともいわれる。確かに、たとえばガンダーラ仏教美術にはギリシア的要素が見られるし、西北インドに残るアショーカ王碑文にはギリシア語ギリシア文字で碑刻されたものもある。1965～78年にフランスの研究者によって発掘されたアイハヌム遺跡は、グレコ・バクトリア王国の都市遺跡として名高い。これらの事実は、紀元前3世紀から紀元前後数世紀の時期に、ギリシア系の人びとがバクトリアやガンダーラに一定程度居住していたことを意味すると思われる。しかし、アレクサンドロス大王に東西文化の融合という意図があったかどうかについては、近年の研究では否定的見解が展開されている。これら近年の研究動向については、〔大牟田 1984〕〔森 1998〕〔森谷 1998〕〔森谷 2000a〕〔森谷 2000b〕〔アイ 2001〕〔アイ 2002〕〔アイ 2003〕〔デベボイス 1993〕〔ターン 1987〕〔ブリアン 2003〕等を参照。

第5章 民族の移動

すでに戦国期（B.C.5～B.C.3c）には、中国の北方モンゴル高原には遊牧生活をす
る非漢族が存在していた。戦国期も末頃になると、モンゴル高原には東胡、匈奴、月
氏と呼ばれる遊牧民が現れ、中国の北辺を侵すようになる。このうち、オルドスから
東トルキスタンにかけての地域の覇権を漢王朝と争うことになるのが匈奴である。こ
の匈奴に押し出される形で西方に移住したのが月氏であった。匈奴及び月氏に関して
は、〔内田 1975〕〔沢田 1996〕〔富谷 1994〕〔護 1970〕等を参照すること。

第6章 漢の西域経略

紀元前200年、漢の高祖劉邦が匈奴冒頓单于との戦いに敗れて以降、漢と匈奴との
関係は匈奴優位に推移していた。この状況が一変するのは、前漢七代の皇帝武帝の治
世においてである。武帝は匈奴に対して積極的に戦争を行い、中国西方への拠点とし
て河西回廊に武威、張掖、酒泉、敦煌の四郡を設置する。さらに宣帝の時代には西域
都護が設置されることとなったが、新の篡奪によって西方地域との交渉は断絶する。
後漢期になると西方との交渉は再び行われるようになったが、前漢期ほどの隆盛はみ
ななかった。この時期に西域都護として活躍したのが、史上名高い班超、班勇の父子で
ある。一方、匈奴はその後内紛などで分裂疲弊し、後漢末期には漢に降った南匈奴は
オルドスから華北に流入する。この流れがやがて五胡十六国の成立の背景となり、こ
の動きが隋唐帝国形成に至るのである。〔沢田 1996〕〔富谷 1994〕〔杉山 1997b〕
〔礪波 1997〕〔舩山 1999〕〔護 1970〕等を参照すること。

第7章 貴霜王国

匈奴に圧される形で中央アジアに移動した月氏は、やがてパミール高原の西方バク
トリアの地に落ち着いた。『史記』大宛伝によれば、当時バクトリアには大夏と呼ば
れる国が存在した。この大夏を支配下においた月氏は、やがてその五翁侯の一つ、貴
霜翁侯の丘就卻によって大いに発展することになる。これがいわゆるクシャーン朝で
ある。このクシャーン朝と漢文史料中にみられる大月氏とがいかなる関係にあったか
については、研究者によって議論のわかれるところである。〔江上 1987〕〔小谷
1996〕〔小谷 1999〕〔竺沙 1999b〕〔アイ 2001〕〔アイ 2002〕〔アイ 2003〕等を参
照。

第8章 嚙噠・突厥の活動

西北インドに展開したクシャーン朝は、紀元後3世紀半ばには、サーサーン朝ペル
シアによって大きな打撃を受けた。ただクシャーン朝は地方政権としてその後も存続
したようで、5世紀初めにはキダーラ・クシャーンと呼ばれる王朝が再興した。しか
し、このキダーラ朝もエフタル（嚙噠）と呼ばれる種族によって史上から姿を消すこ
とになった。その後、中央アジアにはトルコ系遊牧民がモンゴル高原より侵入し、強
大な勢力を持つようになる。これらトルコ系遊牧民には幾つかのグループがあって、
中国の史書には高車、鉄勒、突厥などと呼ばれる遊牧民が記されている。このうち、
モンゴル高原から中央アジアに覇権を振るったのは、突厥であった。〔榎 1951〕〔榎

1952〕〔榎 1965〕〔竺沙 1999a〕〔山田 1971〕等を参照すること。

第9章 唐の西域経営と回教勢力の東漸

中央アジアで突厥が強勢を誇っていた7世紀初めころ、中国では隋末唐初の混乱期を迎えていた。この混乱を治めたのが唐の太宗李世民である。当時突厥は東西に分裂していたが、太宗は河西地方を平定した後、630年に東突厥を討ち、さらにトルファンにあった漢人国家高昌国を滅ぼして西域への支配を強めた。その後高宗期には西突厥をも征討して、中央アジアは唐の影響下におかれることとなった。しかしこの体制も長くは続かず、682年には、突厥は再び独立を勝ち取ることになる。これを歴史上突厥第二可汗国と称する。この第二可汗国はやがてモンゴル高原から侵入してきたウイグル（回鶻）によって滅亡（745年）することになる。一方、7世紀初頭以降、急速に発展したイスラーム勢力は、642年にはサーサーン朝ペルシアの東部領土に進出したが、705年以降「マー・ワラー・アンナルフル（アム河以東の地域）」へと勢力を拡張する。8世紀後半以降、中央アジアは急速にイスラーム化していくことになる。近年の研究動向については、〔石田 1979〕〔岩村 1975〕〔小松 2000〕〔竺沙 1999a〕〔竺沙 1999b〕等を参照。

第10章 回鶻の西遷

前述の通り、突厥第二可汗国はウイグルによって滅亡したが、9世紀に至ってウイグルはモンゴル高原の支配力を失い、一部が河西地方に、一部が東トルキスタンに移動した。移動後のウイグルは、当時の中国人によって河西地方に移った一派が甘州回鶻と称され、東トルキスタンに移った一派が西州回鶻、高昌回鶻などと呼ばれていた。東トルキスタンに移動したウイグルは、歴史上、天山ウイグル国とか、西ウイグル国などとも称される。これらウイグル族の移動は、中央アジア史に一つの画期をもたらすことになる。すなわち、ここにいたってウイグル族は、それまでの遊牧生活から定住生活へと移行していくのである。これによって、中央アジアは定住化したトルコ系遊牧民の居住地となり、「トルキスタン（トルコ人の土地）」と称されることになるのである。〔伊原 1997〕〔江上 1987〕〔小松 2000〕〔竺沙 1999b〕等参照。

第11章 蒙古の中亜経略とその以後

ウイグルの西遷以後、モンゴル高原にはモンゴル系のキタイ族とトルコ系の沙陀族を中心とした多極化の時代が訪れた。独眼龍の元祖として名高い李克用は沙陀族の出身である。山西地域を本拠地とする沙陀族は唐末の混乱期に乗じて後唐を建国することになる。一方、キタイ族は耶律阿保機に率いられて遼（契丹）を建国した。しかし、12世紀になるとマンチュリアに女真族が台頭し、新興の女真族国家金によって遼は崩壊した。遼の王室の一人であった耶律大石は西遷して西遼（カラ・キタイ）を樹立する。そして13世紀初頭、モンゴル高原で急速に強大化したモンゴルによって、ユーラシア全域が席卷されることになるのである。14世紀半ばのティムール朝も、15世紀末バーブルによって創始されたムガル朝も、モンゴルの末裔に連なる王朝である。〔北川 1999〕〔久保 1997〕〔濱田 1998〕〔小松 2000〕〔杉山 1997b〕〔竺沙

1999a)〔竺沙 1999b) 等参照のこと。

後篇

第1章 西域と希臘文化

前篇第2章を参照。インドに侵入したアーリヤ人と、いわゆるイラン人とはもともと同一グループを形成して中央アジアのどこかに居住していたと想定しうるとするのは、比較言語学の成果による。ただし、この考え方には批判的な見解もある。これについては〔風間 1993〕〔津田 1990〕を参照。ゾロアスター教については、〔伊藤 1979〕〔大貫 1999〕〔岡田 1982〕〔前田 1997〕〔ヴァンヴェニスト 1996〕〔ボイス 1983〕などによって近年の研究を知ることができる。アレクサンドロス大王の東征及びグレコ・バクトリア王国については前篇第4章を参照のこと。

第2章 ソグド人と商業

シルクロードといえはソグド商人というくらい、古代におけるソグド商人の活動は活発であったと考えられている。漢文史料の中に、具体的に彼らソグド商人を明確に示していると考えられる記述は、そう古くまでは遡ることはできないが、一方でアケメネス朝ペルシアのダレイオスの粘土板文書に、ソグドからもたらされたラピスラズリへの言及がみられるから、ソグド商人は古くから交易に従事していたと思われる。ただ、スタインが漢代の烽台址から発見したいわゆる古代書簡（テキスト p.222）は、現在では4世紀初めころのものと考えられている。〔荒川 1999〕〔森安 1997〕〔吉田 1997〕〔荒川 2003〕等を参照すること。

第3章 ソグド語及び天山南路に行はれたる諸語

前篇第2章、後篇第1章でもふれられる通り、10世紀より以前の中央アジアには、イラン系言語の話者が多く居住していたと考えられる。それは前述の通り、現地出土資料によって裏付けられるのであるが、それらの資料をもたらしたのは、19世紀末から20世紀初頭におけるヨーロッパ各国からの探検隊及び日本からの大谷探検隊の成果によるところが多い。これら現地出土資料や各国の探検隊の活動などについては、たとえば〔吉田 1997〕〔芦屋 1999〕〔芦屋 2003〕〔金子 2002〕〔中村 1975〕〔本多 1994〕〔ヘルマン 1963〕等を参照。

第4章 西域に行はれたる諸宗教とその典籍

西方をイラン世界、南方をインド世界と接する中央アジアには、これらの地域からゾロアスター教やマニ教、仏教、さらにはキリスト教やイスラームが伝播し受容された。ゾロアスター教は、残存する遺跡によってバクトリアやソグドで信仰されていたことが知られるし、ソグドは中央アジアにおけるマニ教信仰のひとつの中心地でもあった。仏教はガンダーラからバクトリア、東トルキスタンにおいて大きな影響力を持ったし、このことは法顕や玄奘などの求法僧の記録によっても知ることができる。これら中央アジアにおける諸宗教の受容については、〔大貫 1999〕〔岡田 1982〕〔中村 1975〕〔前田 1992〕〔森 1998〕〔山本 1998〕〔ヴァンヴェニスト 1996〕〔タルデュー

2002]等を参照すること。

第5章 宗教美術

現在の学界の通説によると、紀元後1世紀、それまでの仏陀^{ブツダ}不表現の伝統は破られ、ガンダーラとマトゥラーではほぼ同時期に仏像制作が始まった。この仏像制作の流れが中央アジアへ伝播し、天山南路においては石窟寺院^{かいさく}の開鑿も盛んとなる。天山南路における石窟寺院の年代は5世紀から7世紀を中心とした時期とされる。そもそも石窟寺院の造営はインドに始まりバーミヤーンにも伝播したが、これら天山南路における石窟とバーミヤーンの石窟との関連は、近年の研究においても指摘されている。天山南路に残る美術資料は、仏教関係のものが多数を占めるが、トルファンの石窟には、その他の宗教美術も残存している。これらについては〔高田 1987〕〔高田 2004〕〔東博 1991〕〔宮治 1996〕〔宮治 1999〕〔宮治 2002〕〔宮治 2004〕〔森安 1991〕等を参照。

第6章 西域と漢文化

中国と西方地域との交流が史書に登場するようになった漢代以降、中国と西方地域との間の文化の流れはある意味一方通行であった。それは、西から東への流れである。しかもこの動きは、西側からの積極的な関わりのもとで成立する動きではなく、むしろ東側から西側への働きかけのもとに成立したものであった。西側から東側への関心は、決して高いものではなかったと考えられるのである。紀元後3世紀～4世紀ごろのものとされる西域南道ニヤ遺跡を中心とした地域から発見されたカローシュティー文書をも、色濃く影響を受けているのは紛れもなく西方の文化である。当該地域から同様に漢文木簡が発見されてはいるけれども、中国文化がこの地域に大きな影響を与えていたとは、とても考えられない。この文化の流れにさざ波が立つのは唐代のことで、クチャの石窟寺院には、漢文化の影響を受けたと考えられる痕跡がみえる。しかし唐代にあっても、影響を受けていたのはやはり中国であって、唐の都長安では、大いに西域文化がもてはやされたのであった。〔荒川 1999〕〔榎 1971〕〔森安 1997〕〔吉田 1997〕〔荒川 2003〕〔石田 1979〕〔関尾 1998〕〔ヘルマン 1963〕等を参照すること。

第7章 回鶻の西遷と西域文化

遊牧文化を定住農耕文化より劣ったものとみる見方は、今日的には是正されねばならない見解であるが、遊牧世界における東西交流は、スキタイと匈奴との文化的共通性を鑑みると、かなり初期の段階から起こっていたと思われる。しかしながら、モンゴリアの遊牧世界においては、やはり中国との南北の交流・対立が基本的な図式であった。この情勢が大きく展開するのは、突厥及びウイグルの中央アジア支配期にその内部で活躍したソグド人の活動による。突厥及びウイグルの東トルキスタン支配によって、漢文化と西方文化の双方が中央アジアで受容されていくのである。一方、8世紀以降、イスラームの東漸によって本拠地ソグドを失ったソグド人たちは、東方東トルキスタンのコロニーにおいてウイグルと同化していく。彼ら東トルキスタンのソグド

人たちこそが、漢訳された仏教経典から重訳されたソグド語訳の仏典を受容し、ウイグルもまた仏教を受容していくのである。彼らウイグルの仏教受容によって、東トルキスタン東部の仏教は14世紀までその命脈を保つのである。〔荒川 1999〕〔梅村 1999〕〔杉山 1997a〕〔林 1998〕〔森安 1997〕〔吉田 1997〕〔荒川 2003〕〔伊原 1997〕〔竺沙 1999a〕〔竺沙 1999b〕〔山田 1971〕等参照。

第8章 トルコ族と回教

前述した通り、中央アジアへのトルコ系遊牧民の展開は、すでに6世紀には始まっており、草原地帯は徐々にトルコ化していったが、この動きがオアシス地域において加速するのは突厥の中央アジア支配期からウイグルの中央アジア西遷の時期である。そしてウイグル期に、彼ら遊牧民がオアシスに定住化することによって東トルキスタンのトルコ化が進む。一方西トルキスタンでは、8世紀後半にバルフ地方のイラン系地主、サーマーン・フダーによってイスラームが受容され、9世紀始めにはサーマーン朝が樹立した。サーマーン朝ではトルコ系の奴隷軍人（マムルーク）を軍事力として採用し、また彼らマムルークたちはアッバース朝カリフのもとにも供給された。サーマーン朝は10世紀末にトルコ系のカラ・ハーン朝によって滅亡するが、カラ・ハーン朝トルコ人たちの定住化が、この地域のトルコ化を決定づけた。こうしてトルキスタンでは、12世紀にはほぼトルコ化が完了し、東トルキスタン東部を除いて、トルコ・イスラーム世界が成立する。13世紀初頭、チンギス・ハーンによってモンゴリアを統一したモンゴルは、その後20年を経て中央アジア全域を支配下においた。チンギス・ハーン亡き後、中央アジアは彼の第二子チャガタイの領するところとなり、14世紀初めにはいわゆるチャガタイ・ハーン国の成立をみる。この時期に中央アジアのモンゴル族は、トルコ・イスラームとの同化と定住化が進み、いわゆる「チャガタイ族」となるのである。〔北川 1999〕〔杉山 1997a〕〔伊原 1997〕〔岩村 1975〕〔小松 2000〕〔杉山 1997b〕〔竺沙 1999a〕等参照。

第9章 ^{ティムール}帖木児王朝とトルコ文化

前述の通り中央アジアに入ったモンゴル族は、やがてトルコ・イスラームと同化し定住化していったが、従来の遊牧生活を捨てることを嫌うものたちもいた。この対立はチャガタイ・ハーン国の内部での対立・抗争を生み、14世紀半ばには分裂が決定的となって、遊牧派のモグーリスタン・ハーン（東チャガタイ・ハーン）国と定住派のチャガタイ・ハーン（西チャガタイ・ハーン）国が成立する。1361年、この両派の対立を収めたのがモグーリスタン・ハーン国のトゥグルク・ティムール・ハーンである。後にティムール朝を建てたティムールは、チャガタイに随ったモンゴルの有力者の家系であったが、彼が生まれた頃にはわずかな従者を持つだけに没落していた。トゥグルク・ティムール・ハーンに帰順したティムールは、トゥグルクによって故郷キシユ地方の統治権を与えられ、10年後にはマー・ワラー・アンナフルの支配者となった。その後ティムールは、モグーリスタン、ホラズム、ホラーサーン、キプチャク草原、ファールス、グルジア、コーカサス、パンジャーブ、小アジアを転戦し、強大な国家を形成した。彼の没後、後継者たちは15世紀末までその命脈を保ったが、16世

紀初頭にはウズベク族のシャイバーン朝によって崩壊した。ティムール朝期、中央アジアは文化的に大きな発展をみた。サマルカンドやヘラートに残る建造物、チャガタイ・トルコ語文学の確立など、トルコ・イスラーム文化の大いなる発展がみられたのである。〔久保 1997〕〔小松 2000〕〔竺沙 1999b〕〔間野 1977〕等を参照のこと。

第10章 その後の概観

ティムールの没後、ティムール朝は常に分裂への傾向をはらんでいた。15世紀半ば、ティムール朝はヘラートを拠点とする政権とサマルカンドを拠点とする政権に完全に分裂することになる。そしてこれら両政権は、ともに16世紀初頭にシャイバーン朝によって滅亡した。後にカーブルに入ってムガール朝を築いていくことになるバーブルは、ティムールの五代のちの子孫である。これ以降、東トルキスタンには1514年にはカーシュガル・ハン国が、西トルキスタンにはブハラ、ヒヴァ、ホーカンドのいわゆる三ハーン国が成立する。この時期、政治的不安定性に加え、いわゆる「地理上の発見」によって、中央アジアは文化的にも経済的にも停滞する。このことが、19世紀から20世紀初頭におけるロシアやイギリス、清朝の中央アジア進出を招き、そしてこの動きがヨーロッパ各国による探検隊派遣へとつながっていくのである。〔濱田 1998〕〔金子 2002〕〔小松 2000〕〔竺沙 1999b〕等参照。

(参考文献)

* [] で括ったのは本文に引用した略号。それぞれの文献の最後には★印を三段階でつけてあるが、★印が多い程より専門的な内容であることを示す。受講生諸君は学習の進展にあわせて文献を読み進めていただきたい。

〈論文〉

- 〔荒川 1999〕 荒川正晴「ソグド人の移住聚落と東方交易活動」(『岩波講座 世界歴史15 商人と市場－ネットワークの中の国家』、岩波書店、1999年) ★★
- 〔梅村 1999〕 梅村坦「草原とオアシスの世界」(『岩波講座 世界歴史9 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999年) ★★
- 〔榎 1971〕 榎一雄「中央アジア・オアシス都市国家の性格」(『岩波講座 世界歴史 古代6』、岩波書店、1971年) ★★
- 〔榎 1951〕 榎一雄「エフタル民族の起源」(『和田博士還暦記念東洋史論叢』、講談社、1951年) ★★★
- 〔榎 1952〕 榎一雄「エフタル民族に於けるイラン的要素」(『史学雑誌』61-1、1952年) ★★★
- 〔榎 1965〕 榎一雄「エフタル民族の人種論について」(『東方学』29、1965年) ★★★
- 〔川瀬 1998〕 川瀬豊子「ハカーマニシュ朝ペルシアの交通・通信システム」(『岩波講座 世界歴史2 オリエン特世界』、岩波書店、1998年) ★★
- 〔北川 1999〕 北川誠一「イスラームとモンゴル」(『岩波講座 世界歴史10 イスラーム世界の発展』、岩波書店、1999年) ★★

- [久保 1997] 久保一之「ティムール朝とその後－ティムール朝の政府・宮廷と中央アジアの動き－」(『岩波講座 世界歴史11 中央ユーラシアの統合』、岩波書店、1997年) ★★
- [杉山 1997a] 杉山正明「中央ユーラシアの歴史構図－世界史をつないだもの－」(『岩波講座 世界歴史11 中央ユーラシアの統合』、岩波書店、1997年) ★★
- [濱田 1998] 濱田正美「モグール・ウルスから新疆へ－東トルキスタンと明清王朝－」(『岩波講座 世界歴史13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成』、岩波書店、1998年) ★★
- [林 1998] 林俊雄「草原遊牧文明論」(『岩波講座 世界歴史3 中華の形成と東方世界』、岩波書店、1998年) ★★
- [春田 1998] 春田晴郎「イラン系王朝の時代」(『岩波講座 世界歴史2 オリエンタル世界』、岩波書店、1998年) ★★
- [森谷 1998] 森谷公俊「アレクサンドロス大王からヘレニズム諸王国へ」(『岩波講座 世界歴史5 帝国と支配－古代の遺産－』、岩波書店、1998年) ★★
- [森安 1997] 森安孝夫「《シルクロード》のウイグル商人－ソグド商人とオルトク商人のあいだ－」(『岩波講座 世界歴史11 中央ユーラシアの統合』、岩波書店、1997年) ★★
- [吉田 1997] 吉田豊「ソグド語資料から見たソグド人の活動」(『岩波講座 世界歴史11 中央ユーラシアの統合』、岩波書店、1997年) ★★
- 〈書籍〉
- [芦屋 1999] 芦屋市立美術博物館『モダニズム再考 二楽荘と大谷探検隊』(芦屋市立美術博物館展覧図録、1999年) ★★
- [芦屋 2003] 芦屋市立美術博物館『モダニズム再考 二楽荘と大谷探検隊Ⅱ』(芦屋市立美術博物館展覧図録、2003年) ★★
- [荒川 2003] 荒川正晴『オアシス国家とキャラヴァン交易』(山川出版社 世界史リブレット62、2003年) ★
- [石田 1979] 石田幹之助『長安の春』(講談社学術文庫403、1979年) ★★
- [伊藤 1974] 伊藤義教『古代ペルシア』(岩波書店、1974年) ★★
- [伊藤 1979] 伊藤義教『ゾロアスター研究』(岩波書店、1979年) ★★
- [伊原 1997] 伊原弘・梅村坦『世界の歴史7 宋と中央ユーラシア』(中央公論社、1997年) ★
- [岩村 1975] 岩村忍編著『世界の歴史5 西域とイスラーム』(中公文庫 H3-5、1975年) ★
- [内田 1975] 内田吟風『北アジア史研究 匈奴篇』(同朋舎出版 東洋史研究叢刊之二十八之一、1975年) ★★
- [梅村 1997] 梅村坦『内陸アジア史の展開』(山川出版社 世界史リブレット11、1997年) ★

- [江上 1987] 江上波夫編『世界各国史16 中央アジア史』(山川出版社、1987年)★★
- [大貫 1999] 大貫隆『グノーシスの宗教』(岩波書店、1999年)★★
- [大牟田 1984] 大牟田章『アレクサンドロス大王－「世界」をめざした巨大な情念－』(清水新書46、1984年)★
- [岡田 1982] 岡田明憲『ゾロアスター教－神々への讃歌－』(平河出版社、1982年)★★
- [風間 1993] 風間喜代三『印欧語の故郷を探る』(岩波新書 赤269、1993年)★
- [金子 2002] 金子民雄『西域 探検の世紀』(岩波新書 赤776、2002年)★
- [小川 1997] 小川英雄・山本由美子『世界の歴史4 オリエント世界の発展』(中央公論社、1997年)★
- [小谷 1996] 小谷仲男『ガンダーラ美術とクシャン王朝』(同朋舎出版 東洋史研究叢刊之五十一、1996年)★★★
- [小谷 1999] 小谷仲男『大月氏－中央アジアに謎の民族を尋ねて－』(東方書店 東方選書34、1999年)★
- [小松 2000] 小松久男編『新版世界各国史4 中央ユーラシア史』(山川出版社、2000年)★
- [沢田 1996] 沢田勲『匈奴－古代遊牧国家の興亡－』(東方書店 東方選書31、1996年)★
- [関尾 1998] 関尾史郎『西域文書からみた中国史』(山川出版社 世界史リブレット10、1998年)★
- [杉山 1997b] 杉山正明『遊牧民から見た世界史－民族も国境もこえて－』(日本経済新聞社、1997年)★★
- [高田 1987] 高田修『仏像の誕生』(岩波新書 黄388、1987年)★
- [高田 2004] 高田修『仏教の説話と美術』(講談社学術文庫1635、2004年)★
- [竺沙 1999a] 竺沙雅章監修・若松寛編『アジアの歴史と文化7 北アジア史』(角川書店、1999年)★★
- [竺沙 1999b] 竺沙雅章監修・間野英二編『アジアの歴史と文化8 中央アジア史』(角川書店、1999年)★★
- [竺沙 2000] 竺沙雅章監修・間野英二編『アジアの歴史と文化9 西アジア史』(角川書店、2000年)★★
- [津田 1990] 津田元一郎『アーリアンとは何か』(人文書院、1990年)★★
- [東博 1991] 東京国立博物館『ドイツ・トゥルファン探検隊 西域美術展』(東京国立博物館展覧図録、1991年)★
- [礪波 1997] 礪波護・武田幸男『世界の歴史6 隋唐帝国と古代朝鮮』(中央公論社、1997年)★
- [富谷 1994] 富谷至『ゴビに生きた男たち－李陵と蘇武－』(白帝社 中国歴史人物選2、1994年)★
- [長沢 1976] 長沢和俊『楼蘭王国』(第三文明社 レグルス文庫64、1976年)★
- [長沢 1993] 長沢和俊『シルクロード』(講談社学術文庫1086、1993年)★

- [中村 1975] 中村元・笠原一男・金岡秀友監修・編集『アジア仏教史 中国編V シルクロードの宗教』（佼成出版社、1975年）★★
- [保柳 1976] 保柳睦美『シルク・ロード地帯の自然の変遷』（古今書院、1976年）★★★
- [本多 1994] 本多隆成『大谷探検隊と本多恵隆』（平凡社、1994年）★
- [前田 1992] 前田耕作『バクトリア王国の興亡－ヘレニズムと仏教の交流の原点－』（第三文明社 レグルス文庫198、1992年）★
- [前田 1997] 前田耕作『宗祖ゾロアスター』（ちくま新書108、1997年）★
- [前田 2000] 前田徹他『歴史学の現在－古代オリエント－』（山川出版社、2000年）★★
- [松平 1971] 松平千秋訳『ヘロドトス 歴史』（岩波文庫 青463,464,465、1971～72年）★
- [間野 1977] 間野英二『中央アジアの歴史－草原とオアシスの世界－』（講談社現代新書458、1977年）★
- [間野 1992] 間野英二他『地域からの世界史6 内陸アジア』（朝日新聞社、1992年）★
- [宮治 1996] 宮治昭『ガンダーラ 仏の不思議』（講談社新書メチエ90、1996年）★
- [宮治 1999] 宮治昭『仏教美術のイコノロジー－インドから日本まで－』（吉川弘文館、1999年）★★
- [宮治 2002] 宮治昭『バーミヤーン、遙かなり－失われた仏教美術の世界－』（NHK ブックス933、2002年）★
- [宮治 2004] 宮治昭『仏像学入門－ほとけたちのルーツを探る－』（春秋社、2004年）★★
- [初山 1999] 初山明『漢帝国と辺境社会－長城の風景－』（中公新書1473、1999年）★
- [森 1998] 森祖道・浪花宣明『ミリンダ王－仏教に帰依したギリシャ人－』（清水書院 人と思想163、1998年）★
- [森谷 1998] 森谷公俊『王妃オリュンピアス－アレクサンドロス大王の母－』（ちくま新書145、1998年）★
- [森谷 2000a] 森谷公俊『王宮炎上－アレクサンドロス大王とペルセポリス－』（吉川弘文館 歴史文化ライブラリー88、2000年）★
- [森谷 2000b] 森谷公俊『アレクサンドロス大王－「世界征服者」の虚像と実像－』（講談社選書メチエ197、2000年）★
- [護 1970] 護雅夫編『漢とローマ』（平凡社 東西文明の交流1、1970年）★
- [護 1990] 護雅夫・岡田英弘編『民族の世界史4 中央ユーラシアの世界』（山川出版社、1990年）★
- [森安 1991] 森安孝夫『ウイグル＝マニ教史の研究』（大阪大学文学部、1991年）★★★

- [森安 2004] 森安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』（朋友書店、2004年）★★★
- [山田 1971] 山田信夫編『ペルシアと唐』（平凡社 東西文明の交流2、1971年）★★★
- [山本 1998] 山本由美子『マニ教とゾロアスター教』（山川出版社 世界史リブレット4、1998年）★
- [アイ 2001] 加藤九祚編『アイハヌム』（東海大学出版会、2001年）★★
- [アイ 2002] 加藤九祚編『アイハヌム』（東海大学出版会、2002年）★★
- [アイ 2003] 加藤九祚編『アイハヌム』（東海大学出版会、2003年）★★
- [シルク 1994] シルクロード学研究センター編『シルクロード学の提唱』（小学館、1994年）★
- [ヘルマン 1963] A・ヘルマン（松田寿男訳）『楼蘭－流砂に埋もれた王都－』（平凡社 東洋文庫1、1963年）★★
- [ヴァンヴェニスト 1996] エミール・ヴァンヴェニスト、ゲラルド・ニヨリ（前田耕作編・監訳）『ゾロアスター教論考』（平凡社 東洋文庫609、1996年）★★★
- [デベボイス 1993] ニールソン・C・デベボイス（小玉新次郎・伊吹寛子訳）『パルティアの歴史』（山川出版社、1993年）★★
- [ブリアン 2003] ピエール・ブリアン（田村孝訳）『アレクサンドロス大王』（白水社 文庫クセジュ859、2003年）★
- [タルデュー 2002] ミシェル・タルデュー（大貫隆・中野千恵美訳）『マニ教』（白水社 文庫クセジュ848、2002年）★
- [ボイス 1983] メアリー・ボイス（山本由美子訳）『ゾロアスター教－三五〇〇年の歴史－』（筑摩書房、1983年）★★
- [ターン 1987] W・W・ターン（角田有智子・中井義明訳）『ヘレニズム文明』（思索社、1987年）★★

(参考ホームページ)

International Dunhuang Project（国際敦煌項目）<http://idp.bl.uk/>

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

19世紀半ばから20世紀初頭にかけての中央アジア探検について
（3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可）

2. 設題の解説

19世紀から20世紀初頭にかけて、中央アジアではロシアとイギリスとの間で「グレート・ゲーム」とか「ビッグ・ゲーム」と呼ばれる勢力拡張競争が繰り広げられていた。いわゆる「地理上の発見」によって、ヨーロッパ世界による地理的知識の拡大は、アジア・アフリカの植民地化とともに世界の一体化をもたらした。当時、ヨーロッパ世

界にとって、残されていた地理上の空白地帯は、中央アジアのみであった。このためイギリス、ロシアを中心としたヨーロッパ各国によって、中央アジアの地理的知識の獲得を目的に多くの調査が行われた。しかし調査が進むにつれて、ヨーロッパ世界の中央アジアに対する関心は変容していく。ヨーロッパ世界の関心がどのように変化していくのかについて、レポートを作成すること。なお、レポート作成にあたっては、参考文献を必ず附記すること。

民俗学

科目担当者： 浦 西 勉
テキスト： 『新版民俗調査ハンドブック』
上野和男 他編（吉川弘文館）
単位数： 2単位
科目区分： 専門科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： L5T205

テーマ

人間集団に残存する民間伝承の研究

到達目標

民俗学の研究対象は多岐にわたるが、①衣・食・住や労働などの技術と文化、②社会組織内に残存する慣習、③祭礼などの表現体系・儀礼・宗教などについて学び、理解を深める。

事前・事後学習

テキストをよく読み、『サブテキスト』の中で紹介した民俗学の書物を参考に学習を深めること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストとサブテキストを基に、関心を持った項目を深く考察し、的確に考えが述べられているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよびサブテキストを精読すること。

I. 学習指導

1章 民俗学（伝承文化に関する研究）へのアプローチ

①はじめに

最初に民俗学とはどのような性質の学問かを学びながら、民俗学への関心を深めるため民俗学ということばと日本民俗学の歴史を学んでゆく。

民俗学は、「民間伝承」を通して生活の変遷の後を尋ね、民族文化を明らかにせんとする学問で、フォクローア (Folk-lore)、の翻訳として使用されている（後にその民俗学史において述べる）。しかし、「民間伝承」と言う言葉は学問の対象としてきわめて難しい概念である。ここで言う「民間伝承」とは、社会生活の間に成立した、伝説・信仰・風俗・慣習などを研究の対象とする学問と考えたほうがよい。たとえば社会生活内で培われた昔話・伝説・方言などの「口頭伝承」、祭礼・迷信などの「民間信仰」、生死・結婚・年中行事及び衣食住などの「儀礼や風俗」、また、社会生活内のしきたりなどの「慣習」、そして、言葉やしぐさによって保存された「劇・音楽・物語り」や祭りの「儀礼」などの民間伝承を対象として行う研究ということができる。

この民俗学は、いかなる学問に属するかについては一定しているわけではない。民俗学は歴史科学として位置し過去の生活の歴史を知るのに役立つ学問であるという立場と、もう一方は、文化人類学の内言語学・考古学・社会心理学などととも前代の文化の残存の研究としての民俗学と位置づけられると言う立場がある。

民俗学の学問として成立する基本的な考え方に、人間は、伝承を欠いた真の存在や文化はありえないし、伝承はあらゆる人間社会に不可欠なものであるという考え方がある。このことから、伝承に関する学問は成り立つのである。この「民間伝承」に関する学として、(1)人間の行為など目に見える伝承対象、(2)五感で感じることができる伝承対象、(3)形而上学的な対象という3つの形態の研究対象が存在していることは、柳田国男の『民間伝承論』や『郷土生活の研究』に詳しい。

②ここでは民俗学の導入として民俗学の視点がうかがえる次の文章を読んでみるとよい。

【参考】「対馬にて」（岩波文庫『忘れられた日本人』所収 宮本常一）

【参考】「遠野物語・山の人生」（岩波文庫『遠野物語・山の人生』 柳田国男）

③民俗学と言うことばについて

民俗学はしばしば英語のフォクローア (Folk-lore)、ドイツ語のフォルクスクンデ (Volks-kuude) の翻訳語として日本では同義語として使われるが、前者は「庶民の知識」を意味し、後者は「庶民に関する知識」を意味する。いずれもその概念・内容を異にする。

ドイツ語の Volks-kuude ということばは、1793年ドイツの歴史哲学者・詩人ヘルデルによってはじめて使用された。ついでオーストリア人ローラーが1798年『チロール人について－オーストリア民族誌への寄与』という具体的内容をもつた記録に、Volks-kuude ということばを用いた。これはこんにちいう民俗学を意味するものではなく、ここにいう民俗誌である。さらに同じオーストリア人クナップルが1813年におこなったシタイエルマルクのユダヤ人の歴史的・統計的調査に、このことばを使っている。この調査はこんにちのドイツ民俗学の内容と傾向とを暗示している。その後、こうした一定地域の調査記録に対して、好んで地誌・民俗誌という用法がしばしばみられるようになった。Volks-kuude ということばは、リールが1858年『科学としての民俗学』という講演で、はじめて科学的

意味に使用した。さらに1890年ワインホルトによって、ドイツに民俗学協会が創立され、ラザルスとシタインタールらの1830年以來の古い歴史をもつ『民族心理学・言語学雑誌』のあとを受けて、1891年、『民俗学協会雑誌』を創刊するに至り、ここに科学の名称として確立されるに至った。

イギリスの Folk-lore は、しばしば紹介されているとおり、ドイツよりはるかに遅れて、従来の古俗・古謡を総称することばとして、トムズが、ドイツのグリムなどの影響のもとに書いたという論文に由来する。1846年のことである。さらにかれによって、1878年、学会が創立された。その協力者にはタイラー、ラング、ホッドン、マーレット、バーン、フレーザーなど、日本にもよく知られている高名な学者の名がみえている。アメリカではこれより10年遅れて、1888年に学会が創立された。これらの学会はいずれも機関誌をもち、こんにちに至り、イギリスの『フォークロア』誌のごときは、今日も続いている。

Folk-lore ということばは、民俗学の名として、ドイツを除く欧米諸国に広くおこなわれている。ドイツでもまた、イギリス流の民俗学をさすばあいには、このことばが使用される。日本に Folk-lore といことばを伝えたのはバチエラーといわれている。

日本において Folk-lore を「民間伝承の学」と「民俗学」と言う訳語が大正時代以降から使われ、戦後広く「民俗学」という語が用いられた。「民俗」という日本語は「人民の風俗。人民の習わし」を意味しその「民俗」の用語としては中国古典語に典拠を持つ。

2章 日本民俗学の歴史と先学達（民俗学の歴史）

（一）民俗学研究の発端（日本民俗学がどのように成立して学として成り立ったか）

（明治17年〔1884〕－大正14年〔1925〕）

1 人類学時代

民俗学研究の端緒は明治時代の人類学研究に求めることができよう。

東京人類学会 明治17年〔1884〕10月、当時東京大学理学部の学生であった坪井正五郎を中心に、白井光太郎、佐藤勇太郎、福永梅太郎らによって人類学会がつくられ、19年〔1886〕9月、東京人類学会と改称した。機関誌として、同年2月『人類学会報告』が創刊されて、民俗学的な調査報告・研究などが発表され、ここに民俗学の研究がはじまった。

東京人類学会は年を追って組織が拡大され、人類学会夏期講習会が東京で開かれ、これを機会に「土俗会」が組織された。以来六回にわたり来会者の報告にもとづいて総合的な討論がおこなわれた。その題目はほとんどこんにちの民俗学的な問題で、

- (1) 日本各地新年の風俗
- (2) 各地贈答風習
- (3) 地方若者の年中楽しみとするところは何か
- (4) 育児習俗
- (5) 日本諸地方の食事に関する事実
- (6) 各地年中行事中特色として誇るに足るべきものは何か

などであった。

『人類学雑誌』に多くの民俗学的研究を発表した人びとの内、南方熊楠などは、日本の

民俗学研究の発展にとって記憶されるべき人である。

また、明治22年〔1889〕には、司法省によって民事慣例の調査がおこなわれ、その結果は『民事慣行類集』として出版され、現在もこの方面の研究にとって貴重な資料となっている。さらに明治32年〔1899〕から41年〔1908〕にかけて、民謡調査などがおこなわれ、『日本歌謡類集』『日本歌謡全集』などの民謡集もみられる。『人類学雑誌』と並行して、明治22年『風俗画報』が刊行され、大正中期までつづいた。この当時注目されるのは神話研究である。明治25年〔1892〕の久米邦武の「神道は祭天の古俗」による筆禍事件ののち、高山樗牛の「古事記・神代卷の神話及歴史」が発表された（契機として、高木敏雄は日本神話の科学的研究が自由になったことをよこび、「文界の新現象」「高山氏の古事記論」を発表した）。高木は日本神話学の組織を提唱し、「日本神話の歴史的概観」、「日本神話学概論」を発表したほか、「羽衣伝説の研究」「浦島伝説の研究」などがあり、日本の神話・伝説・昔話研究の端緒を開くとともに、これらの研究がまた柳田国男との協力による『郷土研究』創刊への契機ともなったのであろう。

2 『郷土研究』時代

郷土会 日本 の諸慣習・民間信仰の科学的研究が、人類学会の創立によってはじまり、その端緒が開かれてから、「郷土」をひとつの場として、研究しようとする郷土研究会が明治40年〔1907〕につくられた。さらにこれが母体として明治43年〔1910〕、新渡戸稲造、柳田国男を中心に「郷土会」に発展した。その会員は柳田をはじめ石黒忠篤、木村修三、正木助次郎、小野武夫、小田内通敏、牧口常三郎らで、『人類学雑誌』の民俗学研究者ではなく、地理、経済、社会、農政学などの学者にして、村落研究に興味をもった人びとであった。郷土会は村落生活の見聞を報告する以外に、埼玉県 の武蔵野新開地、神奈川県 秦野地方、同内郷村などの共同調査がおこなわれている。とくに内郷村の調査はこの当時としては画期的な農村調査であった。郷土会創立と前後して、柳田は『後狩詞記』『石神問答』（明43）、『遠野物語』（同）、『時代と農政』（同）など、の研究を発表した。『後狩詞記』は「日向国那須の山村に於いて今も行はれる狩人の故実」の調査記録である。『遠野物語』は岩手県遠野郷出身の佐々木喜善の話を著者が記録したものである。田の神・家の神・山の神・年中行事など119項の民間伝承が、「今昔物語の如きはその当時にあつてすでに今は昔の話なりしに反し此は目前の出来事」（序）として収録されている。『石神問答』はシヤクジ、サグジと呼ばれる石神を中心とした民間信仰、姥神・山神・荒神などの比較研究であった。氏はシヤクジは延喜式の佐久神に由来すると推論した。さらにいまひとつ『時代と農政』は農林省官吏として産業組合、農会の指導育成に当たった当時の著名の研究である。本書は民俗学的研究ではないが、日本民俗学の内容と発展を考えるに当たって注意すべき研究である。

3 『郷土研究』の発刊

イギリス流の人類学研究の一部として出発した民俗学研究は、大正2年〔1913〕3月、村落の伝統的文化の研究に新しい分野と方法とを示した柳田と、羽衣伝説・浦島伝説その他の研究業績をもつドイツ語学者・神話学者高木敏雄との協力による『郷土研究』の創刊によって、第2の段階に入った。

これまで『人類学雑誌』をその研究発表の機関としていた民俗学的研究は、ここに独立の発表機関をもつに至った。『郷土研究』はこの意味において日本民俗学の礎石というべ

きであろう。すでに述べたとおり、民俗学はドイツでは一定地域の調査研究にしばしば用いられたことばである。リールもまた「ドイツの地誌及び民俗誌の命題」という論文がある。リールによると、ここにいう「民族の有機的全体を、その自然的・民俗誌的基礎に従って規定することであつた」。この地誌・民俗誌はかれの『民族の自然史』の一部をなす土地と人とを意味し、これにつづいて家族論と社会学とによって構成されるものである。

『郷土研究』の目的は、高木の「郷土研究の本領」によると、「日本民族生活のすべての現象の根本的研究である。民族生活の研究に対して材料を提供するものは、すべての文献科学におけると等しく、現在の事実と過去の伝承とである。有形無形の総ての事実と伝承とである。その対象となる日本民族は、この郷土（国土）において発達した民族である。種々の民族要素、文化要素を外部から受け、漸時発達したものである。ここに成長した有形無形の事実と伝承とを比較研究することによつて、日本の郷土に発生したる民族文化の源流と要素と発展とを文献学的に究明し、これによつて日本文献科学に貢献する」と述べている。ここに文献科学とは何を意味するか必ずしも明確ではないが、郷土研究の目的はまた文献科学の樹立にあつた。

『郷土研究』の目的は広範であつたが、とりあげられた問題は民間信仰・伝説などの研究が比較的多かつた。南方熊楠は「郷土研究の記者に与える書」においてこの点を非難し、『郷土研究』には地方経済・地方制度の論考・報告が1つもない。ほとんど民俗学・説話学に関するものばかりである。柳田の意味する郷土研究と、一般の理解するところとはかなりの隔たりがあつたのであろうが、南方の主張するような問題は、むしろ郷土会などでとりあげられ、『郷土研究』では民俗学的研究を主要問題とした。

柳田は南方の批判には直接答えず、いくつかの論文によつて、郷土研究の目的と方法を述べている。これらの論文は初期の日本民俗学の性格を知る上に重要な意味をもつ。「郷土編纂者の用意」（『郷土研究』2ノ2）において、

- (一) 個々の郷土が如何にして今日有るに致したか、又如何なる法則と進路を持ち、如何なる条件の上に存立しているかを明らかにし、その志ある者をして此材料に基いて、どうすれば今後村が幸福に存続して行かれるかを覚らしむるやうに便宜をあへてやらねばならぬ。
- (二) 歴史学は日本の国民性を知り得ない。日本には平民の歴史はなかつた。年代記は事変の記録である。貴人と英傑の列伝を組合せたものが歴史であつた。政治と戦争とは歴史の太い流れで、土民といへども影響を受けないものはない。事実の記事では国民の心持は推定し得ない。平民の記録はあつても粗末に扱はれた。平民は無視されて来た。記録の中からは国民性を見出すことは困難である。
- (三) 平民の思想・生活の変遷を詳にするためには従来の史学の方法から脱し、(1)年代の数字に苦勞せぬこと。(2)固有名詞の詮議に重きをおかぬこと。(3)材料採択の重たる方面を変へること。(4)比較研究に力を用ひることの四点を挙げ、郷土誌は国の歴史ではなく、住民各自の郷土について抱く疑問から出発すると主張した。

さらに「郷土の年代記と英雄」（『郷土研究』2ノ8）、「村の年齢を知ること」（『郷土研究』4ノ1）がある。後者において、古い村は新しい村より早く滅ぶるのがだいたいの法則であり、その歴史は人間のばあいより複雑である。現在の村は昔の時勢に応じてできたと同時にまた新しく時代に適應する。日本においては村は高い所から低い所におり、傾斜

地から平地に移っていった。あるときは川上へ、あるときは空閑地へ移り、村落の成立変化は相違する。郷土誌は生きた研究が必要であり、村の年齢を知ることは困難である。旧記や金石はまとまりがなく、きれぎれである。何ら、かかるもの以外にいずれの村にも適用するものを発見することであると主張した。民俗学研究は現在においても村が出发点である。柳田はすでに村を有機体として観察し、そこに発展の法則をみようとした。

これらの諸論文にみられるごとく、『郷土研究』の目的は庶民の幸福の希求を意図し、記録のほかに伝えられる現実資料によって国民性を探求し、その方法は従来の史学の方法から脱却し、新しい方法を見出すことであった。この経政家的信念と研究方法とは、柳田の諸研究を通じてみられる一貫したものである。

『郷土研究』においては、およそ五つの問題がとり扱われた。

第1は、柳田による「巫女考」「毛坊主考」などの一連の研究にみられるごとく、民間信仰とその信仰の保持者たる巫女ないし毛坊主の問題である。『石神問答』では主として信仰自体が中心となり、その信仰をささえるものはほとんど問題にされなかった。しかしその信仰者が一般農民であったからであろうが、ここでは巫女、毛坊主の社会的役割が問題にされている。

第2は、神降臨の問題である。これは日本の民族信仰の主要な、しかも解決の困難な問題である。柳田のその後の研究もこれを主要課題として発展させた。折口信夫の最初の民俗学的研究論文もまたこれと関係をもつ。

第3は、とくに『郷土研究』後半の柳田の主要課題は、「柱松考」にはじまる一連の樹木信仰の問題である。これも神降臨と関連して追求された。氏の樹木信仰の研究はさらに発展させられ、民俗学研究の重要な課題とされた。

第4は、伝説・昔話の問題である。柳田は主として、七塚、腰掛石のごとき民間信仰、とくに巫女、年占などに関係する問題を取り扱った。高木は日本童話の歴史・桃太郎・早太郎・人身御供の問題などをとりあげた。氏は童話のモチーフの研究は人類学者がやるべきものであり、人身御供は歴史学者・考古学者が研究すべきものであると主張した。さらに伝説は歴史を、童話は伝説を母として生れる。信じられるから伝説であり、信じられなければ童話となるといった。こうして伝説・昔話の発展の段階は19世紀末ヨーロッパで主張され、また現在の日本においてもこの見解が強く支配している。当時は、伝説と昔話の相違は理論的には一応は規定されていたが、伝説・説話・民間説話などのことばが使われ、これらの内容はしばしば混乱があった。

高木は民俗学においては先駆的な役割をはたしたが、のちの研究にはそれほど大きな影響を与えなかった。しかし氏の『日本伝説集』(大11)〔1922〕は良く伝説分類の基準とされたがその後、昔話研究はあまり進展しなかった。

第5は、村落の発生的研究である。柳田は「近年1万2千の町村に合併した17万ばかりの旧村、即ち大字を、(一)新田百姓村。(二)草分(隠田)百姓村。(三)根小屋百姓村。(四)門前百姓村。(五)名田百姓村。(六)班田百姓村の6つに分け、これらは(1)村開拓者たちの最初の要求。(2)労働結合の様式。(3)土地選定の自由。この三者はともに時代々々の大勢に支配せられるいはゆる歴史的事情であつてこの3つを併せて考へてみて、初めて了解し得べきものであり、之を要するに村の成立条件は、昔は勿論今日に至る迄も、常に村民の生活事情に或程度の影響を及ぼしつつある」(『日本農民史』)と考え氏の地名研究

とを総合し、これらの村の類型を設定した。

小野武夫は、(一) 古代成立村。(二) 名田百姓村。(三) 寺百姓村。(四) 豪族百姓村。(五) 隠遁百姓村。(六) 開発百姓村(『歴史地理』大13〔1924〕に分けた。柳田とやや表現は異なるが、基本的にはほぼ同である。『郷土研究』とならんで、柳田は大正3年以降、『甲寅叢書』を刊行した。すべてが民俗学的研究ではないが、このなかに、柳田の「河童駒引」と「馬蹄石」を問題にした『山島民譚集』(一)(大3〔1914])がある。これは、河童を猿とみる信仰と、猿を厩の守護とする慣習とを比較し、河童を水の神の一変形とし、さらに古く馬を水神に供えた儀礼の記憶が、河童と水と馬との密接な関係としてこんにち残ったものであろうと推論した。後篇は、白馬が神降臨の騎馬であるとする信仰、いまでも常人が使用することを忌む風習との関係、馬蹄石・駒形石の伝説などと比較論究した。

4 『土俗と伝説』

『郷土研究』の廃刊について、折口信夫によって「日本の土俗と伝説に関して新しい報告と研究の為に」、大正7年〔1918〕8月『土俗と伝説』が発刊された。この雑誌には、折口をはじめ、柳田、中山太郎、山中笑、南方熊楠、金田一京助、胡桃沢勘内、佐々木喜善の諸氏が執筆している。その重たる論文は民間信仰に関するものが多かったが、翌年1月、4号をもつて廃刊し、民俗学の発展にそれほど寄与することなく短命に終わった。

5 『民族と歴史』

これと時を同じくして、喜田貞吉によって『民族と歴史』が創刊した。この雑誌は大正12年〔1923〕末『歴史地理』と合併したが、まもなく廃刊した。

『民族と歴史』は「我が日本民族の由来沿革を調査し、其の社会組織上の諸現象を明らかにするを目的」とし、「ただに古今文献の調査のみならず、遍く遺物・遺跡・土俗・伝説・言語・信仰其の他人類学上・社会学上の諸研究、並びに資料」を求め、「考古学・人類学・社会学等をも補助科学として、古今、文献の示す所と相俟って、我が古代歴史の真相を主として民族の方面より観察し、我が日本民族の発達を、主として歴史的に考究し、以て幾分にてても我が建国の」出来を明らかにし、「国民の変遷を詳らかにするの彼岸に近づかんことを期し」ている。この雑誌は『郷土研究』よりはるかに広い領域の研究を意図していた。

喜田の「俗法師考」「土師部研究」など、柳田の「毛坊主考」を出発点としている。とくにこの雑誌は特殊部落に関心を示し、その「成立変遷の跡を詳らかにし、同胞解放の資料を供せん」とし、「特殊部落研究号」を出した。そのほか「福神」「長者」「憑物」などの特集号をも出している。この雑誌には中央の民俗学者の執筆はあまりみられなかったが、日本民俗学の歴史的発展にいかに寄与したか改めて検討されるべきであろう。

この時期における柳田の研究は、信仰的伝説に関するものが多く、「うつほと水の神」は魂とその容物を問題とし、「比丘尼石の話」は女性が霊山の境に跡をとめた伝説である。さらに「和泉式部の話」も同様に巫女信仰を問題にしたものであり「女性が水辺や霊山に住居して神の子に仕えたことを論じたものである。

「隠れ里」(大7〔1918])は、鳥居竜蔵が民俗学者を批判したことに対する駁論であり、椀貸伝説が木地物と一般民衆とのあいだに生れた伝説であろうとした。「一つ目小僧」(大7〔1918])はのちの「目一つ五郎」(昭2〔1927])と関係するもので、わが国に広く伝承されている一目一足の、しばしば山の神といわれる怪物に関する伝説によって、古代に

おける神に奉仕する人が、他の犠牲と区別するためにとくに一目あるいは一足としたものではないかと推測した。これは片目の魚などの研究とも関係する問題である。「史料としての伝説」(大14〔1925])は、天皇潜行の伝説が現人神の出現を信ずる民衆の信仰に由来するものではないかと推定し、小椋一族のもつ伝説が主として、木地屋の移動によって伝播したことを問題にした。さらに伝説の運搬の問題に関しては「炭焼小五郎の事」がある。炭焼小五郎の名によって伝えられる伝説の社会的背景とその伝説の運搬に、鋳物師が参与したのではないかと推論した。

柳田はさらに、第一期の『炉辺叢書』によって、山の神の信仰、小野・木地屋を問題にした『神を助けた話』(大9〔1920])、境の神の信仰、頭白上人の伝説と関連して靈魂の所在を論じた『赤子塚の話』(同)をはじめとし、佐々木喜善の東北地方に主として伝承されている『ザシキワラシの話』(同)、早川孝太郎の『おとら狐の話』(同)などを刊行した。『神を助けた話』においてとり扱われた木地屋の問題は、のちに前述の「史料としての伝説」(大14〔1925])に発展した。『赤子塚の話』はまた『石神問答』とも一連の関連をもつ問題である。柳田の郷土会における1つの研究方向を示す「日本農民史」を、大正14年において講義している。この『日本農民史』(昭6〔1931])は農村社会の歴史的研究、社会経済史的研究に多くの影響を与え、その後の1つの研究方法のよりどころとなった。

この間、折口信夫は「日本文学の発生」(大11〔1922])などいくつかの論文を発表し、古代文学研究に民俗学的方法を導入し、文学の発生を論じた。さらに琉球研究の結果は「琉球の宗教」(大12〔1923])として発表している。

この時代が民俗学の理論的発展として、柳田は「大正9年は私一個の為に、最も記念すべき旅行の年であつた、前後3年の紀行を草して東京朝日新聞に載せてある」(『秋風帖』序)と述べているが、これは単に氏一個人の問題でなく、日本民俗学の興隆の一時期を画したものであろう。氏は東北・中部・九州・西南諸島を旅行し、その結果は文学的色彩の濃厚な『海南小記』『雪国の春』『秋風帖』として発表され、氏の代表的な紀行文となっている。

南島研究にはすでに伊波普猷の『古琉球』などがあつたが、柳田の南島調査旅行は民俗学史の著者たちが指摘するように、これを契機として日本民俗学研究に南島研究の重要性を再認識させる結果ともなった。折口もまたその翌年、大正12年〔1923〕に琉球調査旅行を企て、さらに南島研究者によって「南島談話会」が組織されるに至った。

6 アチック・ミュージアム

民俗学研究の目標は何か、どこに置かれるかということは、方法論の問題として論議されるべきであるが、これまでの研究は信仰問題、社会慣習の諸問題に集中されていた。民俗学の研究範囲はきわめて広範であるために、その全領域を1つの方法によって統一することはきわめて困難である。したがって、民俗学の発展にともない、それぞれの分野に分化・専門化すべきもので為ろうが、物質・技術文化の研究もまた民俗学の重要な課題である。こうした方面に注目したのは渋沢敬三であろう。氏は物質文化の研究は「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身辺卑近の道具の研究調査は庶民生活を中心とする文化史の研究上極めて重要な一分科」とし、しかも「科学的研究の足場たらん」として、「急激なる生活様式の変化とともに日を追ふて滅び行く」(『民具蒐集調査要目』序)

貴重な資料を集めて、庶民の歩いて来た道を研究せんがために大正10年〔1921〕にアチック・ミュージアムを創立した。その目的は日本民俗学が意図するところと同じであるが、最初はもちろん趣味的なもので、玩具・だるまなどが収集されている。しかし、しだいに日本のみならず近隣諸民族の民具などが集積され、これが現在の日本民族学協会付属博物館の基礎となった。われわれはこの時期において、現在の民俗学の研究領域・研究方法および諸傾向を看取することができる。

（二）民俗学研究の発展と分化

（大正15年・昭和元〔1926〕－昭和9年）

1 雑誌『民族』時代

大正15年『民族』の創刊によって、日本民俗学は新しい研究段階に入ったといえよう。第一次世界大戦のあとを受けて、欧米諸国においても民族学研究は1つの発展段階にあった。日本民俗学もまた、それ自体の研究の発展、さらに諸外国の影響と相まって、一般的関心も高まり、その研究範囲も拡大され、研究方法も厳密性が要求されるに至った。このとき柳田を中心とする少壮学徒からなる研究グループを主体として、雑誌『民族』は創刊された。この少壮学徒にして『民族』の編集に参画した人びとは、石田幹之助、田辺寿利、奥平武彦、有賀喜左衛門、岡正雄らであった。岡がその編集を担当した。奥平はのちに京城大学に去り、他の人びとは東洋史学・社会学・民族学において独自の方法と理論とをもち、それぞれ指導的位地にあって活躍している幅の広い非アカデミックな鬱然たる大家である。

『民族』においては、問題はこれまでの『郷土研究』におけるよりははるかに広範となり、人類学・考古学・言語学的諸問題・社会制度・原始宗教・中国思想・芸能・物質文化などの諸方面におよび、単に日本の問題にとどまらず、比較民族学的方法によって問題がとりあげられたことがとくに目だっている。このことは一面、柳田の学問的広さと深さ、さらに氏の民俗学理論と関係をもつとともに、編集者たちの専攻領域とも関連するものであろう。

『民族』においてはまた、たえず海外学界の動向に注意し、かつ常に問題が提出され、調査資料も集約的となり、毎号発表される資料には、柳田が解説を加え、問題の所在を明らかにしている。この雑誌が当時の学界に清新の気を醸成したことは想像にかたくない。しかしこの雑誌は、創刊以来3年半、第4巻3号をもって早くも廃刊している。その終刊の辞によると、創刊当時のごとき協同的関心を失い、その結果雑誌の神経が粗くなり、明日の休息の必要を感じたこと、さらに経済的犠牲を4分の1の理由として、休刊している。『民族』もまた、これまでのいくつかの民俗学雑誌と同様の運命をたどり、短命にして終わった。

2 民俗学会

『民族』の廃刊によって「淋しさと感じてゐた人々の間に、誰いふとなく談話会を月々催して、お互の見聞を語り合はうといふ議が持上り」（『民俗学』1ノ1）、「民俗学談話会」がつくられ、折口信夫を中心に金田一京助、松村武雄、宇野円空、松本信広、有賀喜左衛門、秋葉隆、小泉鉄、移川子之蔵、小山栄三らによって「民俗学会」が組織され、『民族』が廃刊されて3ヶ月後、昭和4年〔1929〕7月『民俗学』が刊行された。

『郷土研究』 『土俗と伝説』 から『民族』を経て、ここに『民俗学』ということばが、この種の科学の名称として確立したと多くの民俗学史には述べてあるが、その顔ぶれからすれば決して Folk-lore の民俗学的研究を意図したのではなく、むしろエスノロジイ (Ethnology) の研究が重たる目的であったのではなからうか。この時期を転機として2つの学問は分化していることから推測できる。

この雑誌には折口の「祝詞考」「靈魂の話」「古代人の信仰の基礎」などの古代学的研究、さらに「年中行事」などのすぐれた論文、中山太郎の「神主の持てる秘密」「農業暦」「農民階級と民俗」、南方熊楠の「狐と雨」「千匹狼」「塩茄子の笑話」の伝説・昔話の研究、松本信広の「豊玉姫」の神話研究、「チャチの椰子族と『椰子の実』説話」などの比較民族学的研究、肥後和男の「鞍馬の竹切」「山の神としての素盞鳴尊」、金田一京助の「関東のおしら様」、松村武雄の「祭儀の二面性」「外者款待の民需」「民間伝承と自然環境」「生杖と占杖」「祭る者と祭られる者」などがある。松村はこの時期に『神話学論考』(昭4)、『民俗学論考』(昭5〔1930〕)などを刊行している。このほか『民俗学』には早川孝太郎、桜田勝徳などのすぐれた調査報告、研究などがみられる。

この雑誌には『民族』にみるごとき編集のはつらつさも統一性もなかったが、早くも4年半にしてこれまでの民俗学雑誌がたどったと同一の道を経て廃刊している。

3 民俗芸術の会

『民俗学』の創刊にさきだって、小寺融吉は柳田、折口、今和次郎、金田一らに計り、「目前の豊富なる事実を厳密に記録して、これをなるべく多くの者の共有の知識にし、その材料の整理と比較から、自然に明らかになつて来る共通の理解に基づいて、もしあるならば此世の中の法則といふものを引き出して見たいし考へて」(『民俗芸術』1ノ1)、昭和2年〔1927〕7月「民俗芸術の会」を組織した。翌年1月から従来閑却されていた民間芸能の研究のために『民俗芸術』を地平社、富永董によって刊行した。しかしこの雑誌もまた、昭和7年〔1932〕6巻6号をもって終わっている。

『民俗芸術』と時を同じくして、通俗雑誌『旅と伝説』が、萩原正徳によって刊行された。柳田の「木思石語」という伝説研究がこの雑誌(1ノ8)に発表されて以来、中山、伊波普猷、折口などの論考もみえるようになった。『民俗学』に1つも発表しなかった柳田の多くの画期的な昔話に関する研究は、ほとんどこの雑誌を通じて発表された。さらに地方に散在する民俗学的研究者の調査報告の多くが、この雑誌を通して発表されている。柳田はまた直接間接にこの雑誌を指導し、昔話・婚姻・誕生と葬礼・民間医療・玩具など、いくたの特集号によって貴重な資料を多く記録した。

学会を背景とする民俗学雑誌の興廃常なきに反し、この雑誌は戦争による用紙の統制によって廃刊を余儀なくされるまで、16年間も独力でつづけ、多くの資料を記録した民俗学の普及に役だったことは、高く評価されなければならない。

昭和5年〔1930〕には池上らによって『郷土』が、6年〔1931〕に『方言』が、同年岡村千秋によって『郷土研究』が再刊され、さらに民俗学的な論文がしばしば掲載された『社会経済史学』もこの年に刊行されている。ついで7年〔1932〕に『ドルメン』が、8年〔1933〕に比嘉春潮によって『鳴』が刊行され、それぞれの地方にもまた民俗学的なあるいは郷土誌的な雑誌があいついで創刊され、空前の民俗学研究時代をつくり出した。

4 理論と方法

『民族』は短命に終わったにしても、この雑誌が日本民俗学の発展にはたした役割は決して少なくない。ここに『民族』が創刊されるに至るまでの理論的基礎と、その必然性を述べなければならぬ。

ヨーロッパの進化主義的人類学理論の輸入にはじまった日本の民俗学的研究は、『郷土研究』におけるいくたの実証的研究を経て、柳田は独自の方法を主張し、『民族』創刊と前後してここに郷土研究、いかえれば民俗学は、その概念・目的・研究方法がしだいに明確にされてきた。氏の当時の民俗学理論は、「郷土研究といふこと」によると、郷土研究の目的は「フォークロアのごとく、資料採取の分野を出来るだけ小さく区画し、個々の地方を単位として考察し、それを出来るだけ多く比較することによつて、ある事実、ある法則を明らかにし、民族固有の思想と信仰と感情、これらのなかから生れてくる国の歴史の特殊性を研究することにあつた」（『青年と学問』）「自己民族と他民族との間に甚しき差異があるが、しかし一方多くの一致がある。偶然の一致とは考へられない。これらは人種がもと同一であり、記録を絶した昔に手をわかつた友であり、同胞であつたかも知れない。異国人どうしが近づけば、互に理解しあふことが出来る。これが法則である。これは発見することが出来る。これを深く真底から知るために、各地の独立した研究が必要であつた。ここに歴史といふのは国民の生活誌であつた」。氏が意図した郷土研究は各民族に共通し、民族のなかにひそむ法則の発見にあつた。

5 民間伝承の会

このような流れでできた民俗学の研究は、昭和9年〔1934〕「民間伝承の会」の成立により大きくこの学問が柳田国男自身の周辺に固まることになる。そのころ柳田は、民俗資料総合の手段として、従来の資料を分類・整理した総索引風の語彙集の作成に着手し、「常民婚姻史料」「葬制沿革史料」「山村語彙」「漁村語彙」「年中行事標目」「産育習俗語彙」等を発表し、一方「郷土生活の研究法」「民間伝承論」なる民俗学概説書をも発表した。後者は、氏の口述を後藤興善が筆記しまとめたもので、その口述に際しての集りが、木曜日ごとに氏の書齋でおこなわれ、これが「木曜会」と名づけられた。そしてこの会員十数名が、氏の指導のもとに「郷土生活研究所」の名称をもって、一定の採集手帖をたずさえて、昭和9年〔1934〕より3年間、全国的な山村生活の調査をおこなった。会員が直接踏査した村の数だけでも、52村の多きに及び、ここにあたらしい展開が約束された。そして、さらに同様の方法と組織とをもって、引続き海村調査もおこなわれ、これと併行して、昔話の全国的な採集計画も実施されはじめた。翌10年〔1935〕は氏の還暦祝賀記念として、日本民俗学講習会が、開かれて、全国から集った民俗研究者たちの衆望で、「民間伝承の会」が結成され、月刊誌「民間伝承」の刊行が始まり、以後数年間は、全国的に分布する会員間の連絡が常におこなわれて、調査や啓蒙的な講演会・講習会などの、とくに盛んにおこなわれたときであつた。これらの活動の中心をなしたのは、橋浦泰雄・大間知篤三・守随一・倉田一郎・山口貞夫・大藤時彦・開敬吾・瀬川清子・最上孝敬・杉浦健一・櫻田勝徳などであつた。当時地方では、新潟の「高志路」、飛騨の「ひだびと」などの地方誌が、民俗研究を重視して活動していたが、翌11年〔1936〕には京阪神地方に近畿民俗研究の集りができて、月刊誌「近畿民俗」を発刊し、つづいて「因伯民談」「島根民俗」などの民俗地方誌も生まれたが、戦争がはげしくなるとともに調査研究が出来る状態でなくな

りやんだ。

6 民俗学研究所

昭和22年〔1947〕柳田はその書齋と蔵書とを提供し、ここに民俗学研究所の設立をみ、日本民俗学会もここに事務所をおき、昭和24年〔1949〕以来、定期的に年会をもつようになり、研究所は数冊の年刊誌「民俗学研究」を刊行し、学会は雑誌「民間伝承」とは別に、昭和28年より季刊の「日本民俗学」を刊行している。研究所は『総合日本民俗語彙』のとりまとめをいそぎ、昭和32年その全冊の刊行を終えた。その完成は、言葉を中に、採集の学としての民俗学を唱導してきた、柳田年来の事業の総決算を意味するものとして、注目に値する。上記のごとく、研究所および学会事務所は、終始、氏の邸内にあり、郷土生活研究所時代の人々は多く去って、その中心的活動は大藤時彦・最上孝敬・堀一郎・和歌森太郎らによっておこなわれていた。氏は80歳をこえる高齢にありながら、月々研究会をつづけ、またわが国への稲の伝来に関する研究にうむことなく、さらに国語の正常な発達が、国民生活向上の基礎的要件なりとして、国語教育にも情熱を抱きつづけている。まったく日本民俗研究の主流は、氏の指導・開拓によって展開してきたといえる。

7 戦後の民俗研究の基本動向とその影響

以上のように柳田の活動は地方民間の生活伝承を採集することの急務をつねに説いて、多く民間の日常生活のなかに資料を求め、宗教史、農村史、農業経済、農民生活史、地名・人名および方言の研究、国語史、伝説・音譜・民謡・諺・謎などの研究、年中行事・祭礼、民間芸能など、広汎な研究にわたり、それを通じて、わが国の民俗資料の広い分野を示してきたから、日本を地盤とする文化、および社会の研究に志す他学の人々たちも、氏の影響をうけたものが多く、また直接氏を中心とする集りに参じた人が少なくなかった。また一方氏は、「郷土研究」の発刊以来、氏の学風を郷土研究と呼び、郷土人が郷土について研究することを重視したので、第1次世界大戦を契機とする日本近代の苦悩のなかで、まず郷土を知ろうという提唱は、ひろく共感をよび、町村などの集団経営に任ずる人たちや、郷土に応ずる児童教育のあり方に苦しむ教員などのなかにも、郷土研究に参ずる人が輩出した。それゆえ「民間伝承の会」結成のときの会員などは、きわめて多彩なものであり、一種の社会運動たる観すらも呈したときがあった。

そこで氏が民俗の研究を、いかに考えてきたかをうかがうと、民俗学をまず「資料を並べて見せれば自然に人がそうだと考えるような採集が理想的な採集である」とする帰納の学だとし、演繹法をしりぞけて、資料配列により、自然にその過去の変遷を語らしめ、みずから結論をたてぬという態度を強調してきた。また採集に際しては、「話し言葉」を重要視し、民間信仰などは、村人の言葉にある場合が多いとして、その意義を究めるには、その言葉のままを多く採集して、それを重ねて比較・分類してゆけば、誤らぬ結果が得られるとしてきた。さらに地方的な郷土調査では、その個々の民俗資料の意義を求めることができなくても、日本全土の類似資料との比較により、その意義をあきらかにし得るものとした。そして氏は多くの資料提供者を説得してゆく、魅力ある大先達として、つねにこの関係の中心点に位し、おのずから日本全土にわたる類似民俗の比較総合の一方法たる重出立証法を採る立場を築きあげたといえる。しかし初期の「郷土研究」における論文などは、当時の民間生活のなかに求めた資料よりは、江戸時代などの文献のなかで得た資料の利用が多く、まだ民間で求めた資料は少なかった。そうした条件のもとで、断片的な偶然

記録を主とする資料を、よく位置づけし配列して、多くの人々を民俗研究に参加させる魅力多い先達者となったのは、もちろん、たんなる古い伝承資料の集積のみで、よくなし得たはずはない。つまりは行政官として、史家として、当時卓抜した識見をもった氏が、たえず国内を視察し、また文献を探し、そのなかで片々たる資料を位置づけする総合的な見解を蔵し、その涵養に怠らなかった。そのような氏の総合力とその展開とによって、近代化のすすんだ大正末期から昭和にかけての民間のなかに、何らかの形で伝承されたものの採集資料が、位置づけされてゆくところに、日本民俗学の領域の形成があった。氏の影響で、村々をたずね、その民俗を採集する者の多くなったのは、昭和初期ごろからであり、当時はいうまでもなく、地方生活は古い伝統様式を踏襲し得ぬ状態になっていた。そのころ農村の不況は深刻となり、郷土はいろいろの角度から、問題にとりあげられるときであったればこそ、「郷土研究」への共鳴者はようやく多く、当時の現実事態と取組んでみようとする人たちの、参加もあったであろう。しかし、前代的な伝承の採集が民俗調査の主目的であったから、なるべく崩れていない状態を探し出そうとする意図のもとでは、いきおい老人の古い体験や、その伝聞を知ろうとする努力が多く、ことに古老の死とともに、不明に帰するような、伝承状態の危ない民俗の採集を貴重視した。したがって現実事態よりも、数十年前の過去の生活関係を追求する方が主であり、そのなかから、近代化との対決により、変貌しつつある郷土生活の実態に、迫ってゆく方向は、出てくるはずもなかった。したがって、僻地における古風な風習のあたらしい発見などによって、これと一連する類似民俗の意味を解明しようという興味が、民俗採集を推進するおそらくもっとも大きな力であった。また上記したような、日本全土にわたる生活から遊離した個々の類似民俗資料の重出立証のみを、たてまえとする方法のなかでは、その資料を条件づける事項を有効に処理する手段もなく、したがって、ことなる民俗相互の関係が、いかに構成されて、個々の民俗が、そのなかでそれぞれ位置づけされたかの資料集録はおこなわれず、そこに伝統的な生活体制の全構造を、導き出す実証的な労作を積んでゆく配慮が、十分に認められなかった。つまり、ひとり柳田の学殖深い見識による総合力が、幅のひろい各方面の民俗資料を駆使し、処理してゆくなかで、示唆ふかいろいろの問題を、われわれに教示したが、氏のその総合方式は、重出立証以外は、簡単に後輩に示し得る体のもものではなかったということができえようか。

8 国文学・国史学と民俗研究

しかしこの大先達のあとを追って、民俗研究に着目した人はもちろん多かった。また日本の民俗学は、氏が早くから着目したように、豊富であり、また確固たるものもあり、近代の問題もその理解なしには考え難いものが多い。柳田につづくその主なものを記すと、国文学者であった折口信夫は、大正4年〔1916〕「郷土研究」に「ひげこの話」を發表して以来、柳田の門に参じ、民間にのこる信仰と、古代文献との比較などにより、日本人古来よりの伝統的な思考・感情・信仰の様式の全貌を、みきわめようと努力した。ことに氏は沖繩村落を踏査して、「現在の生活一殊に内部には万葉以前の古さへ窺はれるものも決して少くない。私どもの古代生活の研究に暗示と言ふより其鶴むき出してくれることすら度々あつた」という体験を得てから、沖繩神道が、わが国原始信仰のおもかげを伝えていることを強調し、また常世という異郷意識や、まれびと信仰の変遷など、古代と民間伝承の理解の上に貴重な示唆をもつ多くの論文を發表し、大著『古代研究』などをあらわした。

なお氏は、ながく国学院大学・慶応大学で、民俗に関係する魅力ふかい講義をつづけ、民間信仰や民間芸能の研究に志す多くの人々を養成した。西角井正慶・北野博美・高崎正秀などはそれである。中山太郎も柳田の学恩を早くうけた1人で、氏は多くの文献により、民間伝承を解説しようとし、『日本盲人史』『日本巫女史』『日本民俗学辞典』など、多くの研究書をあらわしたが、研究方法としては民俗学とはやや違った。早川孝太郎も山間僻地をよく探訪し、農耕・狩猟・民間信仰などに関する民俗採集にすぐれた業績をのこし、著書も多いが、なかでも天竜川流域の山間村落にのこった花祭の神事組織、およびその芸能などに関する現地調査は精細であり、その著『花祭』は、現地調査のまださかんでなかった当時の、民俗調査記録としても、画期的な業績である。アイヌ研究の金田一京助、琉球研究の伊波の業績も、また民俗学の一翼につながるものとして注目される。歴史学者の肥後和男は、歴史の発展の意味を理解するには、文化の祖型を探求する要ありと考え、民俗調査に努力した。民俗にも、歴史的展開はあったが、その時間的変化をつうじて不変であるものこそ、民族文化の原型であり、それは民俗のなかに求めねばならないとした。氏はその著『近江における宮座の研究』『宮座の研究』を生出す民俗調査により、この方面の調査進展に寄与した面も大きい。和歌森太郎は氏の薫陶を受け、国史研究と民俗研究との双方をつづけるなかで、『日本民俗学』『中世協同体の研究』などをあらわしている。社会学・経済史と民俗研究との関係は柳田が早く主宰した「郷土会」には、多く農政・農業経済史の研究者が糾合され、それらの人々は、後年その方面にあたらしい分野をひらく、先達として活躍した。もちろん、そこには地方の記録史料を本源とする方法が、堅持されてきたが、あたらしい問題の追求には、大なり小なり、柳田の影響力がみえるようで、中村吉治・古島敏雄などまで、その風は及んでいる。社会学の分野でも、昭和10年〔1935〕ごろから民間信仰の調査を重視するようになった。鈴木藤太郎は村落社会意識共同の具体的標識として、氏子集団をとりあげ、民俗学で信者集団の組織や、それと他集団との関係に注目していないことを指摘して、社会学ではその信仰が、村落の社会構造や社会意識に関連するかぎり、それを間温にする立場をあきらかにした。喜多野清一・及川宏は、共同の祖先をもつという血縁意識のもとで結合する本家・分家の集団である同族団を、村落社会の基本的結合であるとし、同族団の組織、およびその表象と考えられる氏神との関連等を重視して、現地調査をかさね、貴重な研究を発表した。有賀喜左衛門は、はやく柳田の活動に参加したが、昭和13年〔1938〕に「農村社会の研究」をあらわした頃から、民俗学への批判的立場をあきらかにした。氏は文献の少ない農村の社会事象を研究するには、民俗資料を使用せねばならぬとしたが、従来民俗学では資料と個々の村落生活との結びつきに関心をもたず、採集された資料が、村々の生活条件にいかん規制されて存在するかを、追求する努力を欠いていたことを指摘し、このような方法では村落生活の解明は不可能であり、庶民の生活文化を研究対象とするかぎり、村落生活との結びつきを知るのてなければ、深い成果をあげることはできないとした。そして氏は、別にみずから各地の村落実態調査をなして、農村社会の結合の本質をきわめるために、農民の生活行事や氏神・祭などに現われる民間信仰を調査し、その社会的歴史的関係をあきらかにすることによって、その民俗の意義を追求し、『日本家族制度と小作制度』『村落生活』『日本婚姻史論』などをあらわした。同様の立場にたつ竹内利美も、氏子集団その他の信仰集団組織などに関する研究を展開し、戦前の村落社会学は、とくに民間伝承との関連において、注目

すべき多くの業績を残した。このほか柳田の方言研究や民間口承の文芸研究も、それぞれ言語学や文学を専門とする人々にうけつがれたが、氏がなかんづく努力した昔話研究は、関敬吾にうけつがれて、他民族のそれとの比較が、推進されつつある。そのなか、京都にあって同地の宮座や講行事につき、一々現地調査した井上頼寿『京都古習志』『京都民俗志』も、忘れられない業績である。

先に触れた、アチック・ミュージアム・渋澤敬三は大正末期ころ、玩具蒐集のなかで、ダルマ市が江戸文化とは別に、鎌倉との関係で考えらるべき地域分布を示していることに注目してから、しだいに民間生活用具すなわち民具の蒐集をすすめ、ついに戦前氏の邸内のアチック・ミュージアムに、2万点に及ぶ民具をあつめ、この有形文化を通じて、民間生活史にせまろうとした。氏は財界の有力者として、学究をつづけがたい立場にあったが、アチック・ミュージアムを主宰する中で、民具・漁業史の研究に深く入ったばかりでなく、わが国の人類学・考古学・言語学・社会経済史学の発展にも大きな貢献をなしてきた。なかでも民俗の研究は、民間有志の手にゆだねられるのみで、めぐまれぬ状態にあったので、民具の研究にとどまらず、その育成には、深い配慮をなしつつしてきた。また、柳田はとくに文献資料を排して、言語伝承を主とする民俗資料の蒐集に、努力するよう指導してきたのにたいし、氏は、民具のほかに、農・山・漁村に残った古文書史料の保存に留意し、なかでも、古文書の数量が大きくまとまったものに注目して、その記録資料の研究と、それらを保存してきた現地の実態調査を、詳細に併せおこなう方法の発達を、目途していたようである。なお氏は、都市における商工関係の記録・道具類に及ぶ資料をも蒐集し、ひろく産業全般にわたる近代以前の史料の保有に、努力してきた。したがってその着目するところは、民俗にかぎらなかったが、近代のなかで、日に日に消滅してゆく民俗資料蒐集のために、研究員を、一地区に1年の長期にわたって滞在・調査せしめたり、農民・漁民みずからに日記・手記をつけさせるなど、生活実態にせまろうとする画地的な資料採取の方法も、種々こころみだ。したがって戦前百数十冊に及んだアチック・ミュージアムの刊行物は、日本の民衆生活、およびその社会研究の根本資料として、異彩あるものが多かった。アチック・ミュージアムには、いろいろの方面の学者が関係したが、そのメンバーには、経済史・民俗学関係のものが多く、後者のなかには早川孝太郎・高橋文太郎・磯貝勇・岩倉市郎・宮本常一・竹内利美・宮本馨太郎・小川徹・内田武志・櫻田勝徳らがあった。宮本勢助も、民具の一部門をなす民間服飾の研究を長くつづけ、『民間服飾誌履物篇』『山袴の話』などをあらわした。

以上のごとく、柳田が先達した民俗研究の分野は、日本を地盤としたそれぞれの社会・文化諸科学の人々にうけつがれつつあったが、戦後占領軍の日本民主化政策などを口火として、日本社会の実態調査をおこなう研究は、空前の盛況をきたし、歴史研究もまたこれに劣らずさかんになった。しかもこれらの研究は、戦後のきびしいわが国の窮状のなかで展開され、調査地区の困難な実情に、いろいろの方面から迫らねばならぬ、極地的な精密な分析を要するものが多かったゆえ、そのために、あたらしい調査方法を国外から移入し、また自然科学的な技術の応用もめざましいものがある。久しいあいだ、現地資料の採集と、その集積による考察を、研究の主動向としてきた民俗学は、こうしたあたらしい研究方法の導入と相提携して、日本社会の研究に、きわめて有力な役割をはたすべき期待をになうものである。しかし、すくなくとも、その期待は今のところ、充分には実現されていない。

類似民俗資料の重出立証の方法を固守する立場は、精細な極地調査資料との、資料交流さえ困難にしており、他学との共同研究のうちに、妥当な地位を占めるといふ提携の体制さえ、不充分のようである。また、資料の構成方法についても、まだ他学の分析にもたえうる信頼度をもつだけの用意があるとも、認められない。戦後におけるいくつかの共同調査に、こうした点は、しばしば指摘されてきたところである。

戦後昭和35年頃から『日本民俗学大系』と『民俗学辞典』は戦前戦後の民俗学研究のたどり着いた重要な成果である。

それ以後、昭和40年代からの民俗学の歴史についてそれぞれの研究史の中で述べることになる。また同じ「伝承文化」を研究の対象にして柳田と積極的に接触しない研究者の存在することも見逃せない。文化史研究者としての西田直二郎などはその重要な人であり、また関西での民俗研究者に特徴あるものが多い。

次の書物を参考にして民俗学の今を考えてゆくと良い。

鶴見太郎『民俗学の熱き日々』（中公新書1733）

3章 日本民俗学の研究対象（民俗学の分野）

1 はじめに ここでは【参考】とする民俗学の書物を各自読みながら考えを進める。

①日常のくらし 【参考】柳田国男『木綿以前の事』（岩波文庫）

②社会生活 【参考】「古風な村」（『日本風土記近畿』）

③様々な気持ちの表現 祭り

芸能

口頭伝承

宗教

2 民俗学の研究分野

『民俗調査ハンドブック』にそって研究分野の解説を読みながら学んでゆくと良い。

一、民俗学の研究分野（一般）

1 衣・食・住

2 生産・生業（農耕・山樵・漁ろう・狩猟・畜産・染織・手工業・諸職）

3 交通・運輸・通信

4 交易

5 社会生活

6 信仰

7 民俗知識

8 民俗芸能 娯楽・遊戯・競技

9 人の一生（通過儀礼）

10 年中行事

11 口頭伝承 昔話・伝説・民謡・ことわざ

5章 文化科学としての「伝承」の研究

1) 民俗学の研究

2) 民俗学と他学問との関係

主に歴史学・文化史・芸能史・生活史・地域史・文化人類学（民族学）等との関係

【参考】

3) 民俗文化財としての保護

I 民俗文化財の定義

重要有形民俗文化財指定基準

重要無形民俗文化財指定基準

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

II 民俗文化財の特質と保護の必要性

民俗文化財の保存と活用

1 指定

2 選択

3 調査・映像記録の作成

(1) 民俗文化財分布調査

(2) 民俗文化財特定調査・特別調査

(3) 映像記録作成

4 公立歴史民俗資料館の設置

5 民俗芸能大会など

6章 民俗学の研究と可能性

【参考】

①地域文化・生活文化の歴史

②文化史 日本文化史とは何だろう（和辻哲郎）

③文化人類学

④宗教 熊祭りの話（金田一京助全集12）

⑤文学 なめとこ山の熊（宮沢賢治）

⑥環境と人間（自然と人間との関係）

⑦芸能（表象）

⑧歴史学 蘇我馬子の墓（小林秀雄）

⑨仏教民俗学

Ⅱ. レポート設題

テキスト『民俗調査ハンドブック』とサブテキストを基に学習を進め、テキスト（P 25～198）の「民俗調査の方法と基礎知識」にあげている12項目の中から関心を持った項目を1つ選び、その選んだ項目の調査対象の内容と調査方法及び研究の視点について考えたことを述べなさい。

（3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可）

※科目修得試験の出題番号6番～9番の補足説明

出題番号6番～9番については、できれば民俗文化（伝承文化）の具体例を観察して、自分の文章にし、報告してくださいということです。

ただ、このような民俗文化に接する機会は決して多くありませんので、民俗調査をした報告書からとりあげても構いません。

なお、民俗学の基礎的知識や調査方法については、テキストとサブテキストを基に学習を進めてください。

（科目修得試験が「在宅特別科目修得試験」として代替実施となった場合、『設題集2023』の設題からすべて変更となる為、この補足説明は該当しません。）

建築史

科目担当者： 山 岸 常 人
テキスト： 『日本建築史』
後藤 治 著（共立出版）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 専門科目
配 当 年 次： 4
科目ナンバリング： L5T402

テーマ

日本建築はどのように変化してきたか、またそれぞれの時代の建築の特色は何か。何故そのような建築が生まれたのか。

到達目標

日本の建築を見て、その特色を客観的に理解し、それぞれの建物の歴史的・文化的特色や背景を把握する能力を身につける。

事前・事後学習

常に多くの日本建築を観察し、言葉・図面・写真など様々な方法を用いて理性的に理解することに努めること。

評価方法・基準（レポート）

事前学習の成果を具体的にレポートにまとめ、テキストの内容の理解の程度を評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を理解し、その内容を包括的に捉えて、日本建築史の流れを理解しているか総合的に判断する。テキストの丸覚えだけでは不十分である。

履修上の注意事項等

テキストをくり返し読んで理解し、建築史の用語や概念を頭に定着させると共に、建築史関係の参考文献を多数読んで、そのテキストで得られた知識を深め、幅を広げること。

授業概要

日本の建物や都市は中国・朝鮮半島の影響を受けつつ、日本列島の中で変貌を遂げてきた。建物の構造・意匠・空間構成や都市の構造を、時代ごとに、また寺院・神社・住宅・宮殿などの建築類型ごとに、それぞれどのような特質を持っているのかを理解すると共に、建物や都市の構造・空間・意匠の背景となる宗教・政治・経済等の諸現象と関連させて理解することをめざす。

I. 学習指導

(はじめに)

建築史は建物がどのように変化してきたのかを知る学問である。建物がどのように組み立てられ、どのような構造（骨組）と意匠（装飾）、技法（それらを作る方法）をもって作られ、内部にどのような空間が作られているのかを、正確に把握する必要がある。そのための基礎的知識は正確に習得する必要がある。

同時にその建物の歴史的な意味を理解するために歴史の様々な現象についての知識をふまえる必要がある。なぜ構造・意匠・技法が変化してゆくのか、空間はどのように使われたのか、それは社会構造とどのような関係を持っていたのかなど、建物の歴史をめぐる様々な問題を理解し、あるいは解明しようとするならば、歴史学・考古学・民俗学・宗教学などの学問的成果を援用するだけでなく、建物を通して歴史の諸現象を理解しようとする努力も必要である。

奈良及びその周辺には古代以来の各時代の建物が一定数残されているので、それらをじっくり観察する機会を持つことを心がけてほしい。書物だけから得られる知識は限界があるからである。

(学習の要点)

このテキストは各時代ごとに、建物や都市の特徴とその背景の章と、建物の構造・技法・意匠の章とに分かれて記述されている。

1章 先史・古代—建築と都市

2章 先史・古代—技法と構法

この二つの章では先史時代から平安時代までを扱う。特に2章は日本建築の基本的な構成要素やその組み立てが述べられているので、繰り返し学習し、その知識を身につける必要がある。

3章 中世—建築と都市

4章 中世—技法と構法

この二つの章では鎌倉時代から室町時代までを扱う。

5章 近世—建築と都市

6章 近世—技法と構法

この二つの章では戦国時代から江戸時代までを扱う。

7章 近代—建築と都市

8章 近代—技法と構法

この二つの章では明治時代以降を扱う。

9章 歴史的建造物の保存

この章は他とは異質であるが、いわゆる文化財の保護についての章である。古い建物が残っていて初めて建築史の研究が可能となる。また我々の生活空間において、いろいろな時代の建物が大切に使われ続けることが、生活環境の質を向上させる。そのために歴史的建造物、つまり古建築を保存する制度や技術が蓄積されている。それを知るのが目的である。

テキストにも図や写真が挿入されているが、不十分であったり、小さくて見づらい場合もある。以下のような書物を併せて参照して、写真や図面で確認しながら、テキストの記述を丁寧に読むと、理解が深まるであろう。テキストの記述が建物の何をさしているか、どこのことを言っているのか、曖昧なままに読み進むことがないように注意されたい。

『日本建築史図集』（彰国社 平成十一年）

『日本建築史基礎資料集成』既刊分十三巻（中央公論美術出版 昭和四十六年～）

『改訂 伝統のディテール』（彰国社 昭和四十七年）

講談社・小学館・集英社などの美術全集

また、テキストの記述は簡潔である。興味を持った事項があれば、テキスト巻末の参考文献や、以下に記す参考文献を手掛かりに、適切な書物を読むことが必要である。

(参考文献)

テキストの参考文献を補足する文献を以下に掲げる。

・全般にわたるもの

山岸常人『塔と仏堂の旅 寺院建築から歴史を読む』（朝日新聞社 平成十七年）

太田博太郎他『太田博太郎と語る日本建築の歴史と魅力』（彰国社 平成八年）

濱島正士『日本仏塔集成』（中央公論美術出版 平成十三年）

岡田英男『日本建築史の構造と技法』（思文閣出版 平成十七年）

『シリーズ都市・建築・歴史』（東京大学出版会 平成十七年～十八年）

渡辺晶『日本建築技術史の研究—大工道具の発達史—』（中央公論美術出版 平成十六年）

・1章・2章に関するもの

太田博太郎『奈良の寺々 古建築の見方』（岩波ジュニア新書43 昭和五十七年）

川本重雄『寝殿造の空間と儀式』（中央公論美術出版 平成十七年）

藤田勝也『日本古代中世住宅史論』（中央公論美術出版 平成十四年）

飯淵康一『平安時代貴族住宅の研究』（中央公論美術出版 平成十四年）

- ・ 3章・4章に関するもの
 - 山岸常人『中世寺院の僧団・法会・文書』（東京大学出版会 平成十六年）
 - 富島義幸『密教空間史論』（法蔵館 平成十九年）
 - 伊藤毅『都市の空間史』（吉川弘文館 平成十五年）
 - 関口欣也『中世禅宗様建築の研究』（中央公論美術出版 平成二十二年）
 - 浜島一成『中世日本建築工匠史』（相模書房 平成十八年）
- ・ 5章・6章に関するもの
 - 櫻井敏雄『浄土真宗寺院の建築史的研究』（法政大学出版会 平成九年）
 - 宮本雅明『都市空間の近世史研究』（中央公論美術出版 平成十七年）
 - 谷直樹『町に住まう知恵』（平凡社 平成十七年）
 - 日向進『近世京都の町・町家・町家大工』（思文閣出版 平成十年）
 - 平井俊行『近世妙心寺建築の研究』（思文閣出版 平成二十五年）
- ・ 9章に関するもの
 - ユッカ・ヨキレット『建築遺産の保存 その歴史と現在』（アルヒーフ 平成十七年）
 - 清水重敦『建築保存概念の生成史』（中央公論美術出版 平成二十五年）

Ⅱ. レポート設題

あなたの身の回りにある古建築を一棟（建物ひとつだけです！）とりあげて、以下のレポートをまとめなさい。

古建築とは建てられてから50年以上経った建物である。

- ①テキスト及び参考文献で学んだ建築史の学術用語や表現法を用いて、その建物の平面・構造・意匠・空間などについて、できるだけ詳細に叙述しなさい。
- ②その建物の沿革を、文献や聞き取り等によって正確に記述しなさい。
- ③その建物の特徴を述べなさい。

以上を併せて**3200字以上4000字以内**で書くこと。自筆・ワープロいずれも可。縦書き・横書きいずれも可。

なお、その他に、取りあげた建物がどのようなものであるのかが教員にも伝わるように、写真や図面・スケッチなど、必要な資料を必ず添付すること。

また、参考文献（取りあげた建物の修理工事報告書など）を抜粋して書き写すこともやめてください。

[注意事項]

■とりあげる建物は、国宝や重要文化財に指定されていないものを選ぶこと。

■①・②の作業には以下の書物が参考になる。

『建物の見方・しらべ方 江戸時代の寺院と神社』（ぎょうせい 平成六年）

■③の作業のためには類似した建物をいくつか観察することが必要である。

■建物の調査に際しては、しかるべき礼儀を守ること。

■参考文献及び引用文献を明示すること。**参考文献の文章をそのまま写ししてはならない。**

■WEBポータルシステムからのレポート提出は不可とします。必ずレポートの体裁を整えて郵送（窓口提出可）にて提出してください。

■建築史テキスト

『日本建築史』の訂正

● P 153の5行目

<誤> 土壁 (180頁)



<正> 土壁 (181頁)

現代文学論

科目担当者： 木 田 隆 文・光 石 亜由美
テキスト： 『戦争を〈読む〉』
石川 巧・川口隆行 編（ひつじ書房）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 自由選択科目
配 当 年 次： 3～4
科目ナンバリング： E1T301

テーマ

戦争の様々な局面を〈読む〉ことによって、人間や社会や歴史を考える。

到達目標

戦争が描かれた文学作品の特色を理解し、それぞれの作品に描かれた戦争の背景、戦争の描写のされ方、メッセージ性を把握する。

事前・事後学習

指定されたテキストを読むだけでなく、関連する文献も調査し、内容把握に努める。

評価方法・基準（レポート）

選択した文学作品について、①作品の内容を適切に把握しているか、②作者の戦争に対する問題意識を、具体的な作品表現を根拠として論理的に説明できているか、を総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

設題に示された作品について、①設題の意図を理解できているか、②作品の主題や戦争に対する作者の主張が論理的に説明できているか、を総合的に判断する。

履修上の注意事項等

特になし。

授業概要

〈戦争〉の概念は幅広い。戦場で兵士が戦う行為はもちろん、銃後において女性や子供、老人たちが生きてゆくことも戦争だといえるだろう。また戦争はそれが終わったあとにも、人々のなかに心身の傷を残し、引揚げや占領、戦争責任をはじめとするさまざまな問題を生み出して行く。

本講義では、それら戦争をめぐる様々な状況を、文学作品の表現から考えることを目的としている。多様な文学作品を読むことで、戦争が人々に強いたもの、戦争を語るということがいかなることなのかを考察し、同時に〈戦争〉を考える多角的な視点を養ってもらいたい。

I. 学習指導

(はじめに)

日本近代文学の歴史は、日本の戦争の歴史とともにあるといってもよいだろう。戦争を直接体験している世代が少なくなる昨今、戦争を記録、記憶という形で書き留めているのが文学作品である。私たちは戦争を経験していなくても、これらの残された記録によって過去と向き合うことができる。

この講義では、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、アジア・太平洋戦争、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争などを描いた文学作品を対象にし、テキストに従いながら、調査・分析・論述を進めてゆく。

(学習の要点)

①テキストの概要

このテキストは、「第1部 兵士たちの戦争」、「第2部 戦争の日常」、「第3部 記憶としての戦争」で構成され、各部は5つの章で成り立っている。

「第1部 兵士たちの戦争」では、傷痍軍人、従軍、軍隊生活、特攻、引揚げというテーマから、実際に戦場で戦った、もしくは戦地・外地に赴いた人々をめぐる物語を扱っている。

「第2部 戦争の日常」では、銃後、空襲、敗戦、占領、沖縄というテーマから、戦争を内地から支える銃後の生活、また敗戦後の占領という状態を扱っている。

「第3部 記憶としての戦争」では、強制収容、疎開、原爆、従軍慰安婦、難民というテーマから、記憶・記録としての戦争体験を描いた作品、また戦争の被害者たちの物語を扱っている。

それぞれの章は、本章の要点、小説本文（全文、もしくは抄録）、作者紹介、問題編成、研究の手びき、参考文献、関連年表で構成されている。

「本章の要点」……それぞれの作品を読む際の要点、背景の概説、考えるべき問題点が示されている。

「小説本文」……2～3のSCENEに分け、作品本部を掲載している。全文を掲載していないものもあるので、単行本、文庫本、全集などで全文を読むことが望ましい。

「作者紹介」……作家の情報、代表作、作風、受賞歴等の紹介。

「問題編成」……それぞれのSCENEについて、考えるべき問題が示されている。

「研究の手びき」……作品の研究の流れが、主要な先行研究を中心に紹介されている。

「参考文献」……それぞれの章のテーマの、主要な参考文献の紹介。

「関連年表」……それぞれの章のテーマに関連する出来事の年表。

これらをすべて読んだ上で、必要な先行論文・資料の調査をふまえてレポートを作成する。

②調査の方法

●作品本文について

テキストに掲載されている作品は、作品の全部が収録されているものと、抄録になっているものがある。またこのテキストに収録された作品はすでに絶版になったものが多い。

レポート作成にあたり作品全体を読みたい場合は、収録された各作品の本文末尾に所収本が示されているので、それを手掛かりに図書館で探してみるとよい。なお各作家の全集がある場合は、そこに掲載されている場合もある。

●論文について

このテキストには参考となる論文が掲載されている。それを読みたい場合は以下のデータベースを活用し、図書館で探してほしい（自分の利用する図書館にない場合は、図書館窓口で文献複写の依頼を出してもよい）。

- 1) 日本の論文をさがす (CiNii Articles) *リポジトリに登録され、ネット上で閲覧できるものもある。

奈良大学図書館ホームページ→(下の方)「他の図書館の蔵書を検索する」→日本の論文をさがす (CiNii Articles)

- 2) NDL ONLINE (国立国会図書館オンライン) の「雑誌記事」検索

NDL ONLINE (国立国会図書館ホームページ→NDL ONLINE (国立国会図書館オンライン)) を「詳細検索」に設定、「雑誌記事」を指定して検索

●参考書籍について

戦争に関する文学作品を広く読みたい場合は、以下の書籍が便利。

- ・矢野貫一編『近代戦争文学事典』(1～14輯) 和泉書院、1992～2020年
- ・『コレクション戦争×文学』(全20巻+別巻) 集英社、2011～2013年

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキスト『戦争を〈読む〉』に収録されている作品から1つ選び、その作品が〈戦争〉をめぐるいかなる問題を指摘しているのか、表現や設定、描写をもとに考察しなさい。

(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

このレポートは、作品の表現を丹念に読みとき、そこに〈戦争〉をめぐるいかなる問題が描き出されているのかを分析することを目標としている。

テキストにはそれぞれの作品に関する解説がついている。まずはそれを参考に、対象作品の背景事情と、〈戦争〉に関するいかなる課題が存在しているのかを理解する。

そのうえで、作品のはらむ問題意識や作者の表現したかったテーマなどについて、作品の描写を根拠に論じてほしい。また論述に際しては、必要に応じて歴史的背景の調査に取り組んでもよい。

なお本レポートでは、論理的文章としての形式面も重視する。論の冒頭で問題意識（論点）を明示し、最後は必ず結論（まとめ）をつけること。また引用した文献がある場合には必ず出典を示す注記を付けること。

自然地理学

科目担当者： 羽佐田 紘 大
テキスト： 『みわたす・つなげる自然地理学』
小野映介・吉田圭一郎 編（古今書院）
単位数： 2単位
科目区分： 自由選択科目
配当年次： 3～4
科目ナンバリング： E1T302

テーマ

自然地理学の基礎を習得する。

到達目標

地球表層環境の特徴を理解できる。自然と人間とのかかわりを考えることができる。

事前・事後学習

地域の特徴を地図や衛星画像などを利用して把握し、関連した文献・資料にも目を向ける。

評価方法・基準（レポート）

テキストの内容を十分に理解し、具体的な事例を挙げながら検討しているかを総合的に評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解できているかを総合的に評価する。

履修上の注意事項等

日頃からさまざまな地域や場所について、地図や衛星画像などで確認する習慣をつけてほしい。

授業概要

地球上には、気候、地形、水文、植生、土壌、動物、海洋などといった自然のものや現象と、文化、経済、社会、歴史、政治、都市、農業などといった人間が作り出したものがある。地理学は、系統地理学と地誌学（地域研究）に区分し、さらに系統地理学を自然を対象とする自然地理学と、人間を対象とする人文地理学に分けるのが一般的である。しかし、自然環境は人間生活の基盤であり、人間社会と深く関係しながら存在しているため、それぞれを切り分けず、総合的に理解することが重要である。本授業では、さまざまな地域・スケールの諸事象をみることで、自然地理学の基本的な知識を習得するとともに、自然と人間とのかかわりについても考えていく。

I. 学習指導

(はじめに)

自然地理学は、純粋な自然現象だけでなく、自然環境を基盤として生活する人間との関係についても解き明かそうとする学問である。自然と人間とのかかわりを考えるためには、まず、自然環境に関する基本的な事項を学習する必要がある。本授業では、幅広い視野で世界を「みわたし」、そうした視点を「つなげて」世界を考えることをテーマに、教職・教養の講義で地理学を学ぶ学生のための教科書として執筆された「みわたす・つなげる」シリーズ（全3巻）の一冊である『みわたす・つなげる自然地理学』をテキストに用いる。構成は、第1章が導入、第2章から第6章が地形、第7章と第8章が気候、第9章が生物、第10章が水文、第11章と第12章が地球環境変動、第13章と第14章が自然災害、第15章がまとめ、となっている。各章を個々に理解するだけでなく、章と章とのつながりについても考えてほしい。なお、まれではあるが、テキストにはやや不正確な文章表現もみられる。学習が進んで理解度が増せば、不確かさに気づくことができるであろう。テキストはあくまでも入門書であり、自然地理学という学問をカバーできているわけではない。ほかの書籍や論文、資料などを多く参照することで知識が深まっていく楽しさをぜひ体験してもらいたい。

(学習の要点)

第1章 自然地理学とはどんな学問か？

本章はテキストの導入にあたる。ここでは、地理学および自然地理学の位置づけを理解していく。特に、地理学は自然と人間の相互関係をとらえることができる強みがあること、自然地理学はほかの自然科学とは異なり、人間社会との関係を含めて総合的に自然を把握するという独自性があることをつかんでほしい。また、自然地理学における時空間スケールの重要性についても理解を深めてもらいたい。

第2章 内的営力による地形の変化

本章は、地球の内部から作用する内的営力による地形形成について解説している。内的営力によって生じる地形を把握する上で、大陸移動説、プレートテクトニクス、プルームテクトニクスへの理解は欠かせない。また、大地溝帯やヒマラヤ山脈、サンアンドレアス断層について、地図や書籍などで位置やメカニズムを確認してほしい。ところで、第1節においてマンハッタン島を「古い」地形と紹介しているが、「古い」のは地質であり、島そのものは最終氷期に北アメリカ大陸北部に存在したローレンタイド氷床の氷河作用を受けた「新しい」地形であることに注意が必要である。

第3章 火山噴出物と地形

本章では、火山に関する用語を説明するとともに、火山ができる場所とプレートとの関係についても解説している。特に、活火山が分布する地域に限られる要因を深く理解してほしい。火山噴出物の種類や、噴火様式と火山地形との関係についても把握してもらいたい。また、火山と人間との関係について、災害をメインに扱っているが、温泉や地熱といったさまざまな恩恵を受けていることも忘れてはいけない。なお、火山爆発指数（VEI：Volcanic Explosivity Index）は、噴出物の量に基づいて区分される、火山噴火の規模を示す指標である。地震でいうところのマグニチュードに相当する尺度であるが、詳細を知りたい場合はほかの文献をぜひ参照してほしい。

第4章 地表の変化－風化・侵食・土壌化

本章では、外的営力の中でも風化と侵食について解説している。ウェブサイトなどを通して、風化と侵食の具体例を示した写真を確認してみるとよい。なお、第3節には日南海岸（青島）の「波食台」と記しているが、一般的には「波食棚」と紹介されるものである。マスマーブメント（マスウエイスティング）の説明はごくわずかであるものの、斜面形成や土砂災害において重要な現象であるため、ぜひ理解しておいてもらいたい。地すべり、がけ崩れ、土石流などは、マスマーブメントの分類の一つである。さらに、本章では、風化、侵食のほか、運搬、堆積なども作用して生成される、土壌についても説明している。具体的な土壌と気候や地質との関係を把握してほしい。

第5章 段丘・丘陵

本章では、段丘・丘陵の定義や形成過程、地形・地質的特徴について説明している。河成段丘の形成過程は第11章および第12章、海成段丘の形成過程は第13章の内容とそれぞれ並行して理解する必要がある。事例として挙げられている関東平野西部や濃尾平野南東部については、地図や空中写真を活用しながら、地形だけでなく土地利用も確認するとよい。特に丘陵は、高度経済成長期以降の大規模な宅地造成によって地形が改変された場であり、新旧の地形図や空中写真を見比べながら、地域の変遷を考えてもらいたい。

第6章 沖積平野の特徴と形成過程

本章では、沖積平野でみられる地形や沖積平野の形成過程、地形変化について解説している。沖積平野は軟弱地盤であるにもかかわらず、多くの人々が暮らす場として重要な役割を果たしている。沖積平野の代表的な地形である、扇状地、氾濫原、デルタ（三角州）については、河内（大阪）平野のほか、濃尾平野や関東平野（荒川低地、東京低地、中川低地）の地図（特に地形分類図）や空中写真などを閲覧しながら、地形と土地利用との関係を確認してほしい。また、浜堤や砂丘に関する説明はわずかであるため、九十九里平野や越後平野、仙台平野などの海岸平野に関する文献を確認するとよいであろう。

第7章 世界の気候とその成り立ち

本章では、地球規模での気候の成り立ちについて、放射収支や大気大循環（テキストでは大気循環と表記）はもちろん、海陸分布や大地形の影響も踏まえて解説している。ただし、風、気流が発生するメカニズムに関する説明がないため、自ら調べて学習してもらいたい。放射収支や大気大循環などは、各地の気温や降水量などの地域差を生み出す要因となっている。本章の内容を確実に押さえてから第8章を読み進めてもらいたい。

第8章 身近な気候と人々の暮らし

本章では、世界の気候とそれに対応する生活文化について紹介するとともに、日本列島の気候の特徴を概説している。伝統的な家屋や衣服の例の数に対して写真が少ないため、ウェブサイトなどで多くの写真を閲覧してほしい。ユーラシア大陸と太平洋との間の中緯度地域に位置する日本列島では、気温や降水量の季節変化が明瞭に現れる。このメカニズムを理解するには、第7章はもちろんのこと、日本列島付近の海流についてもあらかじめ把握しておく必要がある。冬季における日本海側の積雪には、暖流である対馬海流の存在が深く関係している。

第9章 気候と生物群系

本章では、気候条件が生物の分布の主な支配要因になることを説明している。地球規模の生物分布を類型化したものである生物群系（バイオーム）を用いて、その地理的分布が主に気温と降水量から説明できることを示している。また、本章では、日本列島を例として、気候（特に気温）のみならず、地形やその形成プロセスも植生分布に影響を与える要因であることを解説している。至仏山の例に限らず、近隣の山地や丘陵を見渡せば、尾根部と谷部で植生密度や樹種に違いがあることに気づくであろう。

第10章 水文環境

本章では、資源として水を考える上での基礎的事項、地球に存在する水の特徴を概説している。本章を通して、世界の水資源問題への理解を深めてもらいたい。水不足の要因には人口増加や気候変動が挙げられるが、ネパールの事例のように利用可能水

量が多くても安全な水を得られない地域も多い。ウェブサイトなどで水ストレス（水需給に関する逼迫の程度を表す指標）をぜひ調べてもらいたい。水資源の地域差がいかに大きいかを確認することができるであろう。

第11章 気候変動の環境史

本章では、第四紀、中でも過去数十万年間における気候変動の要因や復原方法について解説している。ミランコビッチサイクルは、氷期－間氷期サイクルの要因として基本的に説明できるが、熱塩循環の変化や太陽活動の変化、火山噴火による日傘効果なども気候変動に影響を与えるため、あくまでも気候変動のペースメーカーという位置づけで理解してもらいたい。ところで、年縞の研究は古気候の復原だけに留まらない。福井県水月湖の年縞は、放射性炭素年代値の暦年較正の精度を飛躍的に高めたことから、考古学や地質学における「世界標準のものさし」として重要な役割を果たしている。放射性炭素年代測定とともに、水月湖の年縞についてもぜひ調べてほしい。

第12章 海面変動

本章では、最終氷期最盛期以降をメインとして、海面変動と海岸線の移動について説明している。用語としてはテキスト内に登場しないが、図12-3はアイソスタシー（地殻均衡）の影響を示したものである。氷床域およびその周辺域を near-field、中程度に離れた地域を intermediate-field（例：オランダ、フランス）、十分に離れた地域を far-field（例：日本、オーストラリア）というが、テキストでは intermediate-field に触れていないため、アイソスタシーの説明がやや不正確となっている。氷床の拡大期には、near-field では氷床の荷重で地殻が沈降して直下のマントルを周囲へと送り出すため、intermediate-field では地殻の高まり（バルジ）が形成する。これに対して氷床の縮小期には、near-field では地殻が隆起、intermediate-field ではバルジが沈降、消滅する。そのため、最終氷期最盛期から現在にかけて、near-field では一様に海面低下（旧氷床域縁辺部では一時的な海面上昇期が存在）するが、intermediate-field では現在が最高海面期となる。これがグレイシオアイソスタシー（氷床の荷重による地殻均衡）とそれに伴う相対的な海面変動である。一方、far-field では、氷床の融解で増加した海水によって海底が圧され、直下のマントルが周囲にゆっくりと送り出されるため、海洋縁辺部は時間をかけて隆起し、緩やかに海面が低下していく。これがハイドロアイソスタシー（海水の荷重による地殻均衡）とそれに伴う相対的な海面変動である。グレイシオアイソスタシーとハイドロアイソスタシーを合わせた一連の現象をグレイシオ・ハイドロアイソスタシーという。なお、far-field では、氷床の融解がほぼ終了した約7000年前の海面の指標が現海面よりも高いところに存在する（図12-8にみられる高海面期）。また、第4節における「海進」と「海退」の不正確な表現にも注意してほしい。テキストには「海面上昇によって海域が拡大して、陸域が浸水することを海進と呼び、海面低下によって海域が縮小して陸域が拡大することを海退と呼ぶ」とあるが、これは正しい表現ではない。「海進」と「海退」は海岸線の移動（それぞれ陸側、海側への移動）を表す用語であり、それぞれ海面上昇、海面低下に必ずしも対応しない。例えば、海面上昇が生じていて

も、海岸付近で活発な土砂堆積があれば海退（海岸線が海側に移動）する。

第13章 地震・津波・火山噴火

本章では、日本で多発する地震のメカニズムを解説するとともに、地震や火山噴火による災害例を紹介している。特に、地震が発生しやすい場所、3つのタイプの違いを確実に押さえてほしい。第4節で津波発生メカニズムが記されているが、津波は地震やそれに伴う海底地すべりだけでなく、火山活動や山体崩壊によっても発生することも知っておいてほしい。例えば、島原大変肥後迷惑を調べてみるとよいであろう。また、津波堆積物や津波石から、古地震や古津波の研究がなされているため、興味があればウェブサイトなどでぜひ確認してもらいたい。

第14章 気象災害

本章では、大雨に起因する災害を中心に過去の事例を概説し、ハード面とソフト面の対策にも言及している。近年の水害は人的被害が減少傾向にある一方、被害額が増加傾向にあるという点が、地理学的に追究できる題材である。テキストに挙げられている災害事例については、地図（特に治水地形分類図）や空中写真などでその地域の地形や土地利用の状況を必ず確認してもらいたい。また、自身が暮らしている自治体のハザードマップを閲覧し、地図や空中写真と見比べてほしい。地図を読む力が身につけば、自然災害のリスクや防災・減災について自ら考察できるようになる。

第15章 自然地理学を学ぶ意義

本章は全体のまとめにあたる。第14章までの内容を振り返るとともに、自然地理学という学問の意義や役割を検討している。テキストのテーマである「みわたす」と「つなげる」とは何かについても考えてもらいたい。

文献

- 池田昌之 2018. 深海成層状チャートの堆積リズムに記録された天文学的周期とその生物地球化学的意義. 地質学雑誌 124 : 1033-1048.
- 海津正倫編 2012. 『沖積低地の地形環境学』古今書院.
- 国土交通省 水資源問題の原因. https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk2_000021.html (最終閲覧日 : 2022年12月12日)
- 西城 潔・藤本 潔・黒木貴一・小岩直人・楳原京子 2020. 『地形でとらえる環境と暮らし』古今書院.
- 斎藤文紀 1989. 海進・海退, 海水準変動と堆積相. 堆積学研究会報 31 : 49-54.
- 中田節也 2022. 我が国の火山活動の状況, 噴火の予測. 消防防災の科学 148 : 5-9.
- 福井県年縞博物館 年縞について. <http://varve-museum.pref.fukui.lg.jp/about> (最終閲覧日 : 2022年12月12日)
- 前空英明 2021. 小野映介・吉田圭一郎編 : 『みわたす・つなげる自然地理学』. 地理科学 76 : 213-215.
- 松倉公憲 2021. 『地形学』朝倉書店.

横山祐典 1998. サンゴ骨格の年代測定と第四紀後期の海面変動. 地質ニュース 527 : 60-65.

横山祐典 2002. 最終氷期のグローバルな氷床量変動と人類の移動. 地学雑誌111 : 883-899.

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキストの2～14章のうち、いずれか一つの章を選び、その章に関連するテーマを自ら設定し、書籍や論文、資料などを参照しながらまとめなさい。可能な限り地図や空中写真、衛星画像などを活用し、その地域の特色がわかるように記述しなさい。

2. 設題の解説

レポートは、横書き、3200字程度（本文のみの字数）にまとめる。レポートの最初に、選んだ章、テーマ、学籍番号、氏名を必ず記す。自筆・ワープロいずれも可とする。文献を引用した場合は、文中に引用箇所を示した上で、文末に文献リストをつける。

<自由選択科目>

人文地理学

科目担当者： 稲垣 稜
テキスト： 『都市の人文地理学』
稲垣 稜 著（古今書院）
単位数： 2単位
科目区分： 自由選択科目
配当年次： 4
科目ナンバリング： E1T401

テーマ

地域は多様な姿を見せているが、そうした様々な地域事象についての人文地理学的な見方を提示する。

到達目標

私たちが生活している「地域」とは、一見、何の規則もなく存在しているように見えるが、その成り立ちにはさまざまな背景がある。そうした点を理解し、授業で得た知識や技能を柔軟に再構成して活用することができるようにする。特に都市地域に着目する。

事前・事後学習

テキストを読み、内容を理解したうえで、特に関心あるテーマを見つけ、新聞、雑誌、書籍などをもとに理解を深める。

評価方法・基準（レポート）

レポートの設題に沿った解答がなされているか、総合的に評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を理解し、人文地理学的な見方ができているかを総合的に評価する。

履修上の注意事項等

なし。

授業概要

地理学とは、地表空間で生じる諸事象を空間的な視点から解明しようとする学問である。地理学は、大きく人文地理学、自然地理学、地誌学に分けることができるが、ここでは人文地理学の立場から、特に都市地域に焦点をあてて考える。日本の全人口の9割以上が都市に住む現在、都市を人文地理学的に考察する意義は大きい。特に、人文地理学が扱ってきた重要と思われるテーマを厳選して論じる。具体的には、都市間の結合関係、内部構造、商業・サービス業、工業、オフィス立地、交通、エスニック集団、大都市圏、住宅、都市問題・都市計画などを取り上げる。

I. 学習指導

(はじめに)

現代の日本において生じている諸事象は、空間的、地域的な視点で考えると理解しやすくなることが多い。例えば、ある事象を日本全体の視点のみで考えてしまうと、地域間の差違に意識が向かなくなってしまうことがある。この場合、自分の生活する地域の実態が、あたかも全国的にも当然のごとくみられる実態と見なしてしまうことにもなりかねない。自分にとって当たり前と思う事象が、実は全国的にはまれなことであるということはよくあることであり、そこに地理学的な考え方を取り入れる重要性がある。ここでは、常に物事に対して地理学的な視点を意識して取り組んでいただきたい。

(学習の要点)

第1章 はじめに—人文地理学における都市

4 大文明発祥の地を起源とする都市は、農耕の発達によって成立したのち、商工業、交通などの発展にともなってより一層成長していくことになった。成立当初の都市は非常にシンプルなものであったが、時代がたつにつれ、都市自身も多様化していった。これにともない、都市を定義したり、都市の範囲を確定したりすることも困難になっていった。こうした事態を受け、都市や都市域を把握する試みがなされるようになった。

人文地理学において、都市を研究対象とするのは、都市地理学と呼ばれる学問分野である。都市地理学は、人文地理学における他の分野と比べるとやや特殊な位置づけにある。経済地理学、社会地理学、政治地理学などは、それぞれ地表上の経済現象、社会現象、政治現象を研究対象とするが、都市地理学はそのような「現象」ではなく、都市という「地域」が研究対象となる。

第2章 都市間の結合関係

どのような地域でも、その地域だけで独立して存在することは不可能であり、他の地域との相互関係によって成立している。このような相互関係は、産業革命を経て

人々の移動範囲が拡大するにつれてより強固なものになってきた。

地理学においては、都市間の結合関係を考える際に都市システムの概念を用いることが多い。都市システムとは、システムを都市間関係に置き換えたものである。何を指標として取り上げるかは、地域スケールによって異なる。狭い範囲を考えるのであれば、通勤流動や購買行動などの日常的な移動が指標として考えられる。これに対し、国家レベル、国際レベルで考えると、日常的な移動で都市システムを把握することはできないので、資本、情報の流れや支所の配置など、国家的、国際的スケールで展開される指標が採用される。

第3章 都市の内部構造

第2章の都市システムは、都市を点とみなし、都市間の結びつきを考察するものであった。これに対し、都市を面とみなし、都市の内部構造を把握する立場もある。アメリカ合衆国を事例に考案された同心円地帯モデルは、その単純化された図式ゆえに理解しやすく、さまざまな都市を説明するために適用される。しかし、日本の大都市に照らし合わせると、果たしてそのモデルが妥当と言えるかどうかという問題もある。特に、大都市の都心構造を考えた場合、アメリカ合衆国の都市にはない独自性がみられる。

大都市の都心周辺部には、その他の地区に比べると経済的、社会的に衰退した地区が形成されやすい。当該地区に立地する卸売や軽工業は、必ずしも労働環境が整っていたわけではなく、失業状況におかれることも珍しくはなかった。こうしたことが、インナーシティが衰退する背景にあった。ただし近年は、インナーシティの再生もみられるようになっており、こうした現象は、ジェントリフィケーションと呼ばれる。

第4章 都市の商業・サービス業

都市には、さまざまな卸売業、小売業が集積している。特に、卸売業は大都市に立地する傾向が強い。広範囲に分布する生産者や小売業者が取引先であるため、取引にともなう移動の拠点として優れている大都市に立地するほうが都合がよいからである。一方、大都市における地価の高騰、交通渋滞の発生などにより、同じ卸売業でも、物流に直接かかわる部門は郊外などへ移転している。

小売業は、卸売業ほど大都市に特化した立地にはならないが、基本的には居住人口に対応するため、都市部に多く立地する傾向がある。しかし、業態によって立地特性は大きく異なる。買回品を中心に扱う百貨店は、広域から人が集まりやすい大都市の都心に立地する傾向が強くなる。総合スーパーは、最寄品を多く扱う特性上、大都市のみならず郊外や地方にも数多く進出している。これら各種業態を総合して、商業地域の類型化がなされている。

モノを扱う小売業に対し、サービスを扱うサービス業の成長が著しい。サービスの多様な性格上、都市の規模によって立地しうるサービスも多様化している。

第5章 都市の工業

世界における近代工業は、広大な植民地を背景にイギリスにおいてはじまった。そ

の発祥地とされるマンチェスターでは、早くも18世紀後半に綿工業における工場制機械工業が発達し、世界最初の工業都市となった。近代工業化の波は、他のヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国へと広がり、19世紀後半に日本に到達した。

第二次世界大戦後、混乱に陥った状況を打開するため、石炭産業、鉄鋼産業に資金、人材、資材を集中して経済復興を図ろうとする傾斜生産方式がとられることになった。これによって恩恵を受けたのが、炭鉱や鉄鋼産業の立地していた都市である。これらの都市の偏った産業構造は、その特定産業の衰退によって地域経済に悪影響をもたらすことにもなった。

主要な工業は、大都市で発展したあと、郊外や地方、国外へと分散していった。近年は、国外から国内、中でも大都市圏への回帰傾向も一部ではあるがみられる。しかし、国内回帰をめぐるのは、一過性のものであるとの指摘もある。製造業が立地するためには、その国・地域の需要や収益性の高さが重要であるが、現在の日本は、人口減少により国内消費市場は伸び悩んでいるためである。

第6章 都市のオフィス立地

対面接触の重要性ゆえにオフィスは都心に集積する傾向が強い。しかし、過度に集積すると、地価のさらなる高騰や交通混雑の発生などの不利益も増えてくる。こうした不利益を避けるため、オフィスを都心以外に移す企業もあらわれてくる。

オフィスの郊外立地は、2000年前後から陰りをみせはじめるようになった。これは、オフィスの都心回帰と呼ばれる。この背景として、バブル経済の崩壊にともなう地価下落が挙げられる。バブル経済期には都心と郊外のオフィス賃貸料格差が非常に大きかったが、バブル経済崩壊後は都心において賃貸料の下落が顕著であった。そのため、都心オフィスが、バブル経済期ほどには手の届かない物件ではなくなってきた。

オフィス供給をめぐる土地の動向も重要である。バブル経済の崩壊やグローバル化にともない、製造業企業においては、所有していた大都市の工場や倉庫を閉鎖し、海外へ生産部門を移転させる動きが活発化した。このように、工場などの跡地が大都市内に大量に発生し、そこがオフィスやマンションに転用される事例が増加している。

第7章 都市の交通

都市（自治体）がどのような交通機関を採用するか、あるいはどのような交通機関が都市内を運行するかは、建設コストや事業運営コストと交通需要の関係で自ずと決まってくる。例えば、既存の道路に車両を走行させるだけで済む路線バスは、都市規模にかかわらず普及している。一方、建設コスト、事業運営コストともに非常に大きくなる地下鉄の場合は、高い交通需要の存在する大都市に限定される。

新たな交通手段も誕生している。高度経済成長期以降、ますます増加する交通需要に対し、公共交通の整備も必要とされた。しかし、地下鉄を建設するには多大なコストがかかる。かといって路線バスを充実させようとするれば、自動車の普及にともなう渋滞により定時性を確保することも困難である。こうした中で登場したのが新交通システムである。一般的には、高架上の専用軌道をゴムタイヤ車輪付の車両を走行させ

るものが該当する。新交通システムも、成功するものばかりではない。地域の実情を踏まえた慎重な導入、運行も重要な課題である。

第8章 都市のエスニック集団

エスニックマイノリティは、特定地区に集住する傾向がある。アメリカ合衆国をはじめ、都心周辺部にはエスニックマイノリティの集住地区が形成されることが多い。

日本においても、大都市や製造業の盛んな地域を中心に、外国人が集住する地域が存在する。外国人労働者の受け入れ拡充により、いっそう外国からの流入が増加しており、エスニックビジネスが成長する都市もある。

一方、外国の都市においても、日本人の集住地区が形成されることもある。戦前における日本からの移民を発祥とするものから、戦後における海外進出企業の駐在員によるコミュニティまで多種多様である。

第9章 大都市圏構造

現在の都市住民にとっては、行政区域を越えた日常的な移動はごくありふれたものであり、特に大都市とその周辺地域の間では活発に移動が繰り返されている。このような、大都市、および大都市と日常的な移動によって結びついている周辺地域（郊外）を合わせて大都市圏と呼ぶ。基本的に大都市圏とは、雇用や消費機能に特化する大都市と、居住機能に特化する郊外によって把握される。

「中心都市＝雇用・消費、郊外＝居住」という機能分化がすすんだ大都市圏であったが、徐々にこの構造に変化がみられるようになる。これは、主として郊外における雇用・消費機能の成長という形で進行し、郊外地域においては、中心都市への日常的な依存度は低下してきた。最も郊外の成長がすすみ、大都市圏の多核化が進展しているとされるのがアメリカ合衆国である。この背景には、日本とは比較にならない程度ですすむモータリゼーションがある。最近の日本の大都市圏では、人口の郊外化の終焉、高齢化などが顕著になっている。これにともない、買い物困難者問題、空き家問題などが郊外における重要な課題となってきている。

第10章 住宅と居住

大都市における雇用機会の増大は、地方から労働者を引きつけるが、大都市においてそれに見合うだけの住宅供給がなされない場合、住宅不足の状況に陥る。20世紀初期の日本は、まさにこのような住宅不足の時代であった。戦前の大都市では、借家の割合が非常に高かった。借家経営者の多くは、個人の家主や零細業者であり、無計画に建設されたものが大半であった。住宅需要の高まりにより、こうした住宅は大都市周辺部にまで広がっていった。このような、無秩序な市街地の拡大のことをスプロール現象と呼ぶ。スプロールがすすむ地域では、街路が非常に狭かったり、上下水道や公共施設が未整備であったりすることも多かった。こうした住宅に居住せざるを得なかったのは、低賃金、長時間労働が要求された工場労働者であった。

スプロールを阻止することを目指して登場したのが戦後のニュータウンであるが、それにも課題は多く存在する。大規模な住宅地には、丘陵地を指向したニュータウン

のほか、埋め立て地、研究開発型ニュータウン、さらには近年の超高層マンションなど多様なものがある。

第11章 都市問題・都市計画

都市には、顧客との近接性、労働力やサービスの調達、整備されたインフラなどを求めて、さまざまな機能が集積する。ひとたび集積がなされると、累積的に新たな機能も都市に集積するようになることが多い。しかし、集積しすぎるとそれにとまらぬ不利益が発生するようになる。交通渋滞、地価高騰、公害などがそれに該当する。都市への過集積の結果生じるこのような問題を総称して都市問題と呼ぶ。都市計画は、都市問題を解決することを意図して制定されている部分が多い。一方で都市計画は、乱開発を抑制するためだけに存在するわけではない。有効な土地利用がなされていない地域においては、開発を促進するために活用されることもある。近年は、コンパクトなまちづくりもすすめられている。

行政域の変更という究極的な都市政策である市町村合併も2000年前後にすすんだ。さらには、合併を伴わない市町村連携についても模索されている状況である。

第12章 都市を歩く

以上の章では、それぞれのテーマに基づいてさまざまな都市を事例として取り上げてきた。本章では、特定の都市に着目し、本章の各テーマに関連づけながらその都市のさまざまな側面を紹介する。ここでは、タイプの異なる4つの都市（横浜市、岐阜市、呉市、田川市）を事例とする。

都市は、さまざまなヒト、モノ、カネが集まる場所であるため、多様な性格を持つ。一つ一つのテーマに分けて考えることも重要であるが、特定の都市を考察しようとする、さまざまなテーマを関連付けることも必要になってくる。実際に特定の都市について理解しようとする場合には、このような姿勢は常に必要である。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

テキストの2章～11章から、いずれか一つの章を選び、その章に関連したテーマを自分で設定し、文献、資料を図書館、新聞、雑誌等で探してまとめなさい。**レポートの最初に必ず、選択した章とタイトルを記載すること**（横書き、自筆・ワープロいずれも可、3200字程度）。

※1章と12章は選ばないでください。

2. 設題の解説

設題の設定は、各人が各章を読んだ後、その章に関連するテーマを自分で見つけ、設定しなさい。

例：第5章を取り上げた場合は、「〇〇市における△△工業の発展と現状について」などが考えられる。

気候学

科目担当者： 木 村 圭 司
テキスト： 『やさしい気候学（第3版）』
仁科淳司 著（古今書院）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 自由選択科目
配 当 年 次： 4
科目ナンバリング： E1T402

テーマ

気候学の基礎的な事項を学ぶ。

到達目標

気候に関する概念について理解する。気温、気圧・風、降水量という気候要素について分布と成因を理解する。その上で、気候の地域分布と時系列変化について理解する。

事前・事後学習

（事前学習）テレビやラジオの天気予報を視聴するように心がけ、天気の推移に加え、気象歳時記についても興味を持って聞くようにする。また、ご自身が子供の頃の気候を思い浮かべ、現在の気候と比較してみる。

（事後学習）気候学を学ぶ前と学んだ後で、気候に対する見方や興味がどのように変わったかを考える。

評価方法・基準（レポート）

テキストで記述されていることに加え、各種の資料・文献を調べることにより、興味のある時期の気候とその変動について、論理性をもって記述されているかを評価基準とする。なお、資料・文献を引用する場合、その箇所に資料・文献名等が明示されていない場合には、大幅な減点となる。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストには多くの図表が示されている。重要な図はテキストやサブテキストを参照して理解を深めておくこと。なお、図表を見ずに本文を読んだだけでは、気候学の理解は不可能である。

授業概要

気候学は、地理学の一分野であり、主に大気にまつわる現象を扱う。気候学は、物理学から生じた地球物理学のうちの気象学と隣接する分野である。近年では、環境科学の一分野として認識されることもある。この授業では、テキストに沿って、気候に関する概念についてまず説明した後、気温、気圧・風、降水量という気候要素について分布と成因を解説していく。その上で、世界・日本の気候を特徴ある地域で区分し、気候の時系列変化とその要因について考えていく。

I. 学習指導

(はじめに)

日本にいと、季節の移り変わりを肌で感じるができる。旅に出ると、住んでいる地域との気候（気温や雨・雪など）の違いを感じる人が多いだろう。また、皆さんが子どもの頃と現在では、なんとなく気候が変わってきた（雪が少なくなった、紅葉が遅くなった、など）気がすることも多いだろう。こうした気候に関する分布、時系列変化を（できるだけ数式を使わず、直感に訴えつつ）科学的に説明をしていきたい。

テキストで挙げられている図は、気候学の教科書には必ず掲載されており、とても重要でじっくり読み取ってほしい図が多い。一方で、一目すれば十分な図や、最近の研究の進展により更新されるべき図もある。これらの図の説明をこの資料で補足し、理解に役立てたい。

本文中には、見慣れない専門用語が突然出てくることがある。この資料では、できるだけ解説を加えたつもりであるが、不足している点は、用語辞典やインターネットなどを通じて調べ、深い理解につなげてほしい。

(学習の要点)

第1章 気候とは

- (1) 気候の定義：気候の定義を知ることにより、この「気候学」を学ぶ目的を明らかにしていく。特に、「天気」「天候」「気象」といった似た言葉との違いを明確にする。
- (2) 気候の表現法：気候の表現には6つの方法がある。①気候要素、②指数、③天気図型（気圧配置型）の出現頻度、④気団の出現頻度、⑤気候の特徴を反映するもの、⑥気候区分によってつけられた地域名、である。①は、気象台などにより観測されたデータを用いるので、わかりやすい。②は、ある目的を持って、気候要素を組み合わせて計算した結果である。③は図6-4に、④は図5-5に、⑤は図6-20に、⑥は表5-4に、それぞれの例が示されている。
- (3) 気候システム：気候システムとは、「大気、海洋、地表面、雪や氷、海洋、生態系などの要素から構成され、それぞれの要素の間でエネルギー、水、その他

の物質をやりとりすることによって複雑に相互作用をする総合的なシステム」(気象庁2007)と示されている。図1-2中に示されている「大気・陸地(陸面)相互作用」「大気・海水(雪氷圏)相互作用」「大気・海洋相互作用」や、図中には無い「大気・生物圏相互作用」「土壌・生物圏相互作用」といった複雑な相互作用をもつシステムである。

コラム① 気候景観：気候によって景観は変化する。表1-3に示されるように、何気ない風景の中にも、気候を読み取ることができる特徴があらわれることは少なくない。

第2章 世界の気温

- (1) 大気上端(地球をおおう大気の外側)で太陽から受容するエネルギー：気候を作り出す基となるエネルギーのほとんどは太陽からやってくる。(地熱・火山・原子力・化石燃料など、地球内部を起源とするエネルギーの総和は、太陽からやってくる全エネルギーと比べると、3,000分の1ほどである。)地球が受けることのできる太陽エネルギーの最大値について、太陽高度(緯度)と日照時間から説明されている。
- (2) 地表で受容する「正味の」エネルギー：太陽からやってきたエネルギーのすべてを地表で受け取れるわけではない。それは、大気中の気体によるエネルギーの吸収・反射、雲による吸収・反射、地表面での反射のためである。図2-7には緯度帯ごとの太陽放射量、図2-8には12月と6月の太陽放射量が世界地図上に示されている。地表で受ける太陽放射(エネルギー)が平均気温の分布を決定する最大の要因である。一方で、図2-9にあるように、地表で受け取る太陽放射により、同時に平均気温の推移につながるわけではない。日本でも、太陽のエネルギーを最も多く受ける夏至(6月21日ごろ)よりも、7月下旬から8月中旬にかけての時期にいちばん暑くなることはみなさんも経験していることであろう。これは、太陽エネルギーは地表面や海表面を温めるのに時間がかかり、そして空気を温めるまで時間差があるためである。
- (3) 世界の気温分布：世界の1月・7月の平均気温を表した世界地図が図2-12である。この図の中には、「熱赤道」とよばれる、もっとも気温の高い地帯を結んだ破線が描かれている(特徴②に説明がある)。この熱赤道の破線は、海上では緯度0度(赤道)を挟んでやや南北に振れる程度であるが、陸上では大きく南北に移動する。これは、海洋と陸地の比熱(暖まりやすさ)の差である。この図から読み取れる特徴は①~⑦に示されている。

世界の気温の年較差は図2-14に示され、大陸内部で大きな値となっている。図中で最大の値となっているのは、(特徴③にも書かれているとおり)シベリア東部にある等値線から、 56°C であると読み取れる。つまり、夏はプラス 20°C を超えるのに対し、冬はマイナス 30°C を下回る。

次に、気温の年較差より日較差の方が大きい地域は低緯度地域に広く広がり図2-15に示されている。年較差と日較差の比較については、緯度や標高との関係から、図2-17および図2-18にも補足となる図があるので、参照のこと。

第3章 世界の気圧・風

- (1) 風の吹き方：なぜ風が吹くのか説明されている。空気の密度の高い方から低い方に、空気は流れるのであるが、熱的循環もあわせて説明されている。また、地球の自転によって、風が曲げられることが説明されている。この「転向力（コリオリのちから）」については、イメージしにくいかもしれない。もし、本文にあげられている投手の例でわからなければ、「地球が回転しているので、（赤道上以外では）風は曲がる。北半球では進行方向右向き、南半球では進行方向左向き」と覚えるしかない。
- (2) 大気の大循環：回転水槽の実験は、気候・気象の分野では有名な実験であるが、「角速度」や「三角関数（sin：サイン）」といった用語が突然出てきて、戸惑うかもしれない。難しい用語を使わずに図3-4を説明するとすれば、(a)【18秒かかって1周回るぐらい】ゆっくり回したとき、(b)【5.3秒ほどかかって1周回るぐらい】少し速く回したとき、(c)【1.25秒ほどで1周回るぐらい】かなり速く回したときには、図3-3の実験でこんな模様ができます、といえる。そして、(a)は低緯度、(b)は中緯度、(c)は高緯度の大気に置き換えると、大気中のジェット気流と同じ動きになっているのである。実際には、回転水槽の実験は、あくまで実験であり、図3-5や図3-7に示されていることの方が、ずっと重要である。特に図3-7は、地表の風系、立体的な子午面（南北）循環、立体的な風速の東西成分が1つの図になっており、やや煩雑であるがぜひ覚えて欲しい図である。【なお、子午面は子午線と同じく、十二支の子（ねずみ＝一番目なので北の方角）と午（うま＝七番目で南の方角）の方角を結ぶ線という意味から、南北を結ぶ面（線）という意味である。】

風の説明については、本文に詳しく書かれているが、熱帯収束帯（Inter-Tropical Convergence Zone の略で ITCZ：アイティーシーゼット）だけが唐突な説明であろうか。風が集まることを「収束する」といい、風が外へ散らばっていくことを「発散する」という。そして、この用語を使って、熱帯で北から北東貿易風が、南から南東貿易風が集まってくる地帯を「熱帯収束帯」とよぶ。さらに、この熱帯収束帯はよく英語で「ITCZ」とよばれるので、本文中にも括弧書きで書かれている。
- (3) 世界の気圧・風の分布：季節風（モンスーン）の吹くメカニズムについて、簡単に説明されている。そして、1月と7月の世界の地上風系について、図3-9をもとに7項目の説明がある。図3-9は、気圧がhPa（ヘクトパスカル）単位で描かれている。1945年から1992年11月まではmb（ミリバール）が気圧の単位として使われていたが、その後、日本の法律「計量法」の改訂にあわせてhPaが使われるようになった。なお、mbで表してもhPaで表しても、数値は同じ値となる。
- (4) 世界の海流：図3-10に示されている主な海流は知っていて欲しい。大洋では（すべてではないが）北半球では右回り、南半球では左回りの海流が卓越しているのは、転向力（コリオリの力）の影響である。海流は周囲の気候へ与える影響が大きいいため、暖流か寒流かはとても重要である。

- (5) 東岸気候と西岸気候：海陸分布と偏西風・海流の組み合わせにより、大陸の東岸と西岸では、同じ緯度でも気候はかなり異なる。その成因について説明されているので、理解してほしい。

研究課題：季節風：第3版第1刷では、図3-13の表題が間違っている。正しくは「図3-13 世界の季節風の出現頻度（参考図書cによる）」である。これは季節風（モンスーン）の分布を示す重要な図である。特にアジアから熱帯アフリカに至る40%以上の地域は、ぜひ知っておいてほしい。

第4章 世界の降水量

- (1) 雨の降り方：飽和水蒸気量曲線は、雨の降り方を説明するためには基本的な図であり、義務教育の中で教えられることが多い。図4-2に示されている地球上の水循環については、ややわかりにくい図であるが、地球上の水の大部分は海水であり、大気中の水蒸気は微々たる量であることを知って欲しい。図4-4の可降水量の分布図は、見慣れないかもしれないが、大気中の水蒸気の分布だと思って見てほしい。ただし、本文にもかかれていますとおり、大気中にいくら水蒸気があっても雨（や雪）が降るとは限らないことに注意が必要である。大気の冷却法に関する記述は、雨を降らせるメカニズムとして重要であり、丁寧に書かれているので、ぜひ理解してほしい。図4-5のハワイ島の降水分布は、車で1日あれば1周できるような狭い範囲でも、貿易風と地形の影響で、125~8,000mmという降水量の大きな違いがでてくるのが興味深い。図4-7の前線帯の季節による移動は、雨の降る地域・降らない地域が南北に移動することを知ってほしい。図4-9の年降水量の分布は、緯度帯や大陸の東西、地形や海流などの複雑な要因により決まっているので、これまでの知識をもとに、じっくりとこの図を読解してもらいたい。
- (2) 世界の降水量分布：図4-9は年合計降水量の分布図であったが、図4-10は北半球で冬と夏にあてはまる季節の降水量分布である。降水量の多い・少ないとその要因について、本文でわかりやすく説明されている。図4-11は仮想大陸における年降水量の分布図である。この仮想大陸について、本文中の説明が少ない。現実の地球上の陸地を緯度ごとに、一つの大陸として集めたものを仮想大陸とよぶ。この仮想大陸では、降水量の東西分布や内陸の様子などを模式化している。なお、この仮想大陸では南極大陸が描かれていない。南極大陸まで描いた仮想大陸は図5-10のような形となる。

第5章 世界の気候区分

- (1) 気候区分とは：似たような気候をグループ分けすることであるが、「世界の気候区分」と、世界から見ると小さな地域である「日本の気候区分」では、区分の精度が異なることとなる。
- (2) 成因的気候区分：風系と気団を基準にした気候区分の例が挙げられている。
- (3) 結果的気候区分：気候要素を階級区分したもの、気候要素から「指数」を作って階級区分したもの、気候の違いを反映する植生を基準にしたもの、という例

が挙げられている。それぞれ、区分方法と地図が示されているので、地図の違いを比較してもらいたい。

これらの中で、もっともよく使われる気候区分は「ケッペンの気候区分」であり、日本をはじめとする多くの国の高校地理で学ばれている。この気候区分は月平均気温と月合計降水量から計算できるので、比較的簡便である。また、植生景観と一致するように設計されているため、私たちのイメージと合致し、わかりやすいという特徴がある。

第6章 日本の気候

- (1) 気温：最初に難しい式が並んでいるが、要するに、現在の地球の平均気温は15℃であるが、もし温室効果がなければマイナス17℃になる、ということである。世界の気候区分の中で、日本は大部分が温帯、北海道は冷帯であり、南西諸島が亜熱帯に分類されることもある、という位置にある。
- (2) 降水量：日本は、世界の平均に比べて雨が多い。気圧配置型と降水強度について説明されている。
- (3) 降水をもたらす要因：季節ごとに、温帯低気圧、梅雨、秋霖（しゅうりん：秋雨前線のこと）・台風、冬の季節風（モンスーン）について説明されている。なお、シベリア高気圧が雨または雪をもたらす、という説明は、低気圧＝雨、高気圧＝晴という基本的な説明に反するので混乱を招きかねない。しかし、図6-16をみると、シベリア高気圧から吹き出す冬の季節風（モンスーン）が、日本海の上で変質し、日本の日本海側で雪を降らせることがわかる。
- (4) 日本の気候区分：本文中では、前島、関口による気候区分が紹介されているが、他にもいくつかの気候区分がある。現在、学校教育ではこれらの気候区分は教えられておらず、小中学校では古典的な福井による気候区分、高校では新しい松本・井上による気候区分が採用されていることが多い。また、河川の比流量の季節変化からみた阪口の区分（図6-20）は、気候を直接表したものではないが、気候（降水量）に関連の深い地域区分である。

第7章 変わってきた気候

- (1) 第四紀の気候変化と氷河性海面変動：過去約260万年の気候をみると、氷河期（氷期）と間氷期（温暖期）が繰り返されていることが知られている。
- (2) 沈水と離水：氷期の時には、大陸氷河（氷床）の氷となって水が陸上に蓄積されるため海の水が減って海面が下がる。反対に間氷期には、大陸氷河（氷床）の氷が溶けて海に流れ込み、海水が熱膨張することもあって、海面が上昇する。地形には、このような海面の上下と、狭い地域で見られる地殻変動（土地の隆起・沈降）の組み合わせによる影響がみられる。
- (3) 最終氷期～後氷期の気候：図7-2に最終氷期でもっとも大陸氷河（氷床）が拡大した時期の大陸氷河（氷床）の分布が描かれている。また、最終氷期以降の気候を知るためには、現在知られている植物と同じ種類の植物がどの地域で見られたかを調べればわかる。幸いなことに、花粉は腐食しにくいいため、湖な

どに年代順に層状にたまっている。これをうまく取り出して、いつの時代にどんな植物の花粉があるかを調べる方法が「花粉分析」である。なお、年代の推定は、本文に書かれているように、特別な炭素の量を量ることによって求められることが知られている。

文章の中で、ヤンガードリアス期、ヒプシサーマル（気候最良期）という用語があるが、それぞれがいつの時代のことか、整理しておこう。

- (4) 歴史時代の気候：最近約1000年分は、日記などの古文書を使って「ある程度の」気候復元が可能であるとされている。

文章中で、日本の平安時代、室町時代、江戸時代の17世紀末以降から江戸時代末までの気候に関して、整理しておこう。

世界の気候復元について、年輪やグリーンランド氷床コアという「代替資料」（観測による値の代替として気候を知ることができる資料）について説明がある。 $\delta^{18}\text{O}$ は「デルタ オー エイティーン」と読み、酸素の同位体量の比を示しており、気温の寒暖の指標となっている。これも、氷床に縞状に閉じ込められた氷の分析によって求めることができる。

世界の8世紀以降の気温変化について整理しておこう。

- (5) 観測時代の気候：ヨーロッパでは17世紀中頃以降、日本では長崎・出島のシーボルトなど、19世紀以降に温度計などの機器を用いた気象観測が行われるようになった。当初は温度計の精度や、観測時刻、観測条件などに問題があると考えられているため、観測データを現在と比較できるようにするには特殊な計算（補正・均質化）が必要となる。

最近120年ほどの地球全体の平均気温が図7-15に示されている。この傾向をみると1970年代末から急激な気温上昇、つまり地球温暖化がみられるが、1998～2012年の間は温暖化が停滞していたと言われた（この時期は「ハイエイタス」とよばれる）。そして、その後、再び気温は上昇している。

コラム② 活断層：気候学とは無関係のため割愛

第8章 異常気象と変わりつつある気候

- (1) 異常気象——エル＝ニーニョ現象を例に：図8-2に示されているように、1997年11月には、赤道太平洋の海面温度が、平年よりも4℃以上高くなった。その結果、図8-4に示されるように、インドネシア付近の降水量が減少し、大規模な森林火災が起こったことが知られている。このときが観測時代でもっとも強かったエル＝ニーニョ現象（本文中では原語のスペイン語が2語からなるため「エル＝ニーニョ現象」と書かれているが、この補足資料では「＝」をつけない）であるが、これ以前に勉強をした人は「1982～83年のエル＝ニーニョ現象が最大だった」と学んだかもしれない。エル＝ニーニョ現象の強度は、図8-3に示される「南方振動」という指数によって定量化されている。

しかし実際は、エル＝ニーニョ現象・ラニーニャ現象は数年に一度、繰り返して起こっており、「異常気象」とよぶには頻繁すぎる。「異常気象」とよばれるには、25～30年以上の間に1回しか起こらない現象である必要がある。

- (2) 地球温暖化：図8-6に温室効果の説明があるが、本当の温室とはメカニズムが異なることがわかるだろうか。考えてみてほしい。

図8-7（図がやや古いので、次の図に差し替えたい）には大気中の二酸化炭素濃度の月ごとの変化と、傾向を示す移動平均が示されている。月ごとの値は、北半球の広大な亜寒帯の森林（タイガ）が活発に光合成をする夏季には二酸化炭素を吸収して濃度が低くなるのに対し、冬季はタイガで光合成がほとんど行われず、むしろ呼吸で酸素を消費するために二酸化炭素濃度が上昇する。このような季節変化を取り除いて傾向を見ると、1960年代以降、順調に二酸化炭素濃度が増加しており、2014年4月にはついに月平均濃度が400ppmを超えた（1958年4月は317.45ppm、2014年4月は401.29ppm）。そして、2015年10月を最後に、月平均濃度が300ppm台に戻ることはなくなった。

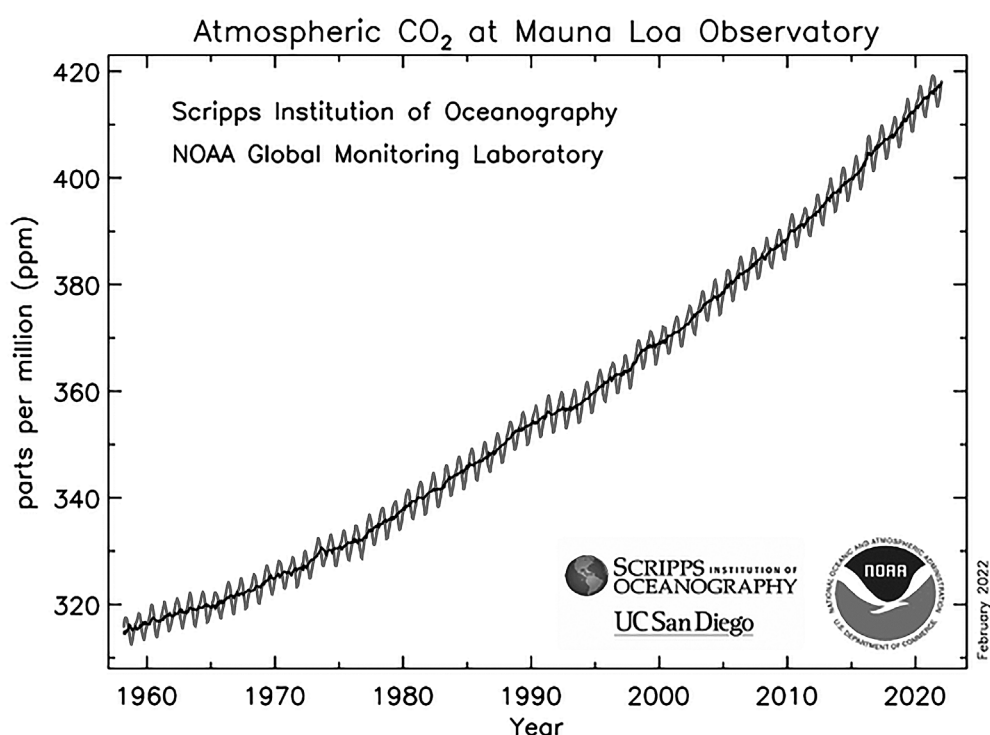


図8-7の差し替え：2022年2月に作成されたマウナロアの二酸化炭素量
(<https://gml.noaa.gov/ccgg/trends/>より)

しかし、この図8-7に示される二酸化炭素濃度の変化と図7-15に示される気温の変化は、期間が重なる1958年以降、全く同じ変化を見せているだろうか？一意に対応していないのはなぜか、考えてもらいたい。

- (3) ヒートアイランド現象：郊外に比べて都市では気温が高い。例えば図8-9に示されるように、東京都心部では周囲と比べて最大7℃（このときもっとも気温が低いのは八王子）も高くなっている。考えられる6つの原因が本文中に述べられている。都心部で島状に気温が高い地域が出現することがわかり、「熱の島」つまり「ヒートアイランド」と名付けられている。ヒートアイランド現象がもっとも顕著に見られるのは、静穏快晴の冬の朝であると言われているが、

熱帯夜の増加もヒートアイランド現象が主な原因である。

- (4) 砂漠化・植生破壊：砂漠化は、土地が砂漠になることをいうのではない。砂漠化は「気候変動と人間生活を含む多様な要因による乾燥・半乾燥および乾燥亜湿潤地域における土地と植生の劣化」が進む状態であると1992年の地球サミットで定義されている。図8-11は古い図であるので、次に示す新しい図に差し替えたい。1990年以降やや降水量が回復したものの、1950年代の水準には及ばない。

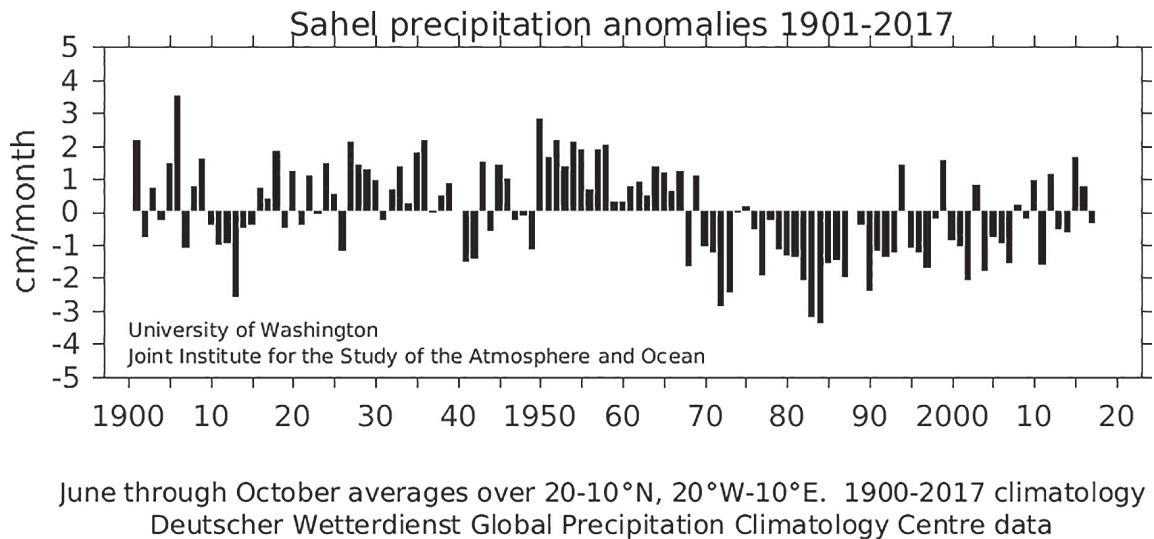


図8-11の差し替え：サヘル降水量の経年変化（1901～2017年）

(<http://research.jisao.washington.edu/data/sahel/>より)

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

気候の変化が人類の歴史に影響を与えた事例を挙げ、①どのような気候の変化があったとされるか、②その証拠、③その結果として歴史はどのように変わったか、について論じなさい。

なお、参考文献（インターネットを含む）を用いた場合には、必ず明記すること。

2. 設題の解説

レポートにはタイトルをつけ、3,200字程度でまとめる。文章は横書きとし、できるだけワープロ等を使用すること。（やむを得ない場合のみ自筆（ペン書き指定／鉛筆・シャープペンシル不可）でも可とする。）

— テキスト『やさしい気候学』の訂正（増刷の関係で、既に訂正済の場合もございます。） —

34P 下から3行目

「・・・、平均的な位置も高緯度側に・・・」

→ 「・・・、平均的な位置も低緯度側に・・・」

38P 下から1行目 ～ 39P 1行目

「・・・南半球では夏は大陸に向かって反時計回りに風が吹き込み、冬は大陸から時計回りに・・・」

→ 「・・・南半球では夏は大陸に向かって時計回りに風が吹き込み、冬は大陸から反時計回りに・・・」

55P 5行目

「・・・、夏（低日季）に多雨、冬（高日季）に少雨・・・」

→ 「・・・、夏（高日季）に多雨、冬（低日季）に少雨・・・」

108P 「表7-1 古日記による降雪日率の変化」

(IV) 「明旦記」 → (IV) 「明月記」

(VI) 「看聞徐記」 → (VI) 「看聞御記」もしくは「看聞日記」

文化人類学

科目担当者： 芹 澤 知 広
テキスト： 『交換の民族誌 -あるいは犬好きのための人類学入門-』
中川 敏 著（世界思想社）
単位数： 2単位
科目区分： 自由選択科目
配当年次： 1～4
科目ナンバリング： E1T101

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしていましたが、調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

文化人類学入門。

到達目標

文化人類学の理論と方法についての基礎的な理解を得る。

事前・事後学習

テキストと『サブテキスト』に紹介されている文献を中心に、文化人類学に関する文献を読んで学習につとめること。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、『サブテキスト』で述べられていることを理解し、的確に表現されているかについて、総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかについて、総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』を精読すること。

授業概要

「交換」をめぐる議論を手がかりにして、文化人類学の理論と方法について基本的な内容を講義する。人類学の諸分野の基本的な内容、フィールドワーク (fieldwork) に基づく民族誌 (ethnography) の作成という人類学者の作業の実際、そして、「イギリス機能主義」、「フランス構造主義」、「アメリカ文化主義」という、近代人類学を構成する3つの基本的な理論の流れを概説する。教科書は、交換と社会関係をめぐる理論的課題と、その具体的な記述 (民族誌の縮約版) に対象が限定されているが、その背景にある著名な理論・事例を、サブテキストを案内にして取りあげる。

I. 学習指導

(はじめに)

「人類学」(anthropology) は、社会学や心理学と同様、実証科学の立場から人間を研究する分野として、近代西欧に成立した学問領域である。ただし、人類学的思考の系譜は、近代より以前に遡ることができ、ヨーロッパにおけるその起源も、異民族の習慣等を記述した古代ギリシア・ローマの歴史家に辿ることが多い。

人類学は一般に、次の4つの分野を含むとされている。1つめには、「自然人類学」あるいは「形質人類学」(physical anthropology) といわれる、人間の身体的特徴を扱う分野。2つめには、「文化人類学」(cultural anthropology) ・「社会人類学」(social anthropology) ・「民族学」(ethnology) などといわれる、諸民族の文化的差異と人間文化の普遍性を扱う分野。3つめには、「考古学」(archaeology) と先史学 (prehistory)。4つめには、「言語学」(linguistics) である。

日本で明治時代に「人類学」という名称の学問分野が成立した当初も、人間文化の諸相を広く扱うことが考えられ、また戦後、アメリカ合衆国の人類学をモデルにして「文化人類学」の専門コースが設けられた時にも、総合科学としての人類学が目指された。しかし、現実には、医学・生物学系統の自然人類学と、人文・社会科学系統の文化人類学は、お互い独立した分野として存在する。

とくに近年、文化人類学・社会人類学の専門コースを大学院で修めた人類学者が各地で活躍し、「文化人類学」という名称が日本でよく知られるようになって、文化人類学分野の学会は、戦前以来の「日本民族学会」という名称を変更し、「日本文化人類学会」という新しい名称を採用した。なお、中心的な研究・教育機関である「国立民族学博物館」(大阪府吹田市) は、「民族学」という名称をそのまま使っている。

その文化人類学にも、社会学・心理学と同様に、さまざまな分野が含まれる。社会・文化的事象への人類学的アプローチを、その対象によって下位分類をしたならば、いわゆる「連字符付き」の人類学がいくつもできることになる。「医療人類学」、「教育人類学」、「仕事の人類学」、「開発人類学」など、現代社会のさまざまな場面において人類学の応用が進み、いくつもの下位分野が独立してきた。

文化人類学入門としては、「家族・親族」、「神話と儀礼」など、文化人類学が長年

扱ってきた基本的な研究分野から、ここ数十年のあいだに展開されている応用的な研究分野まで、広くすべてをカバーすることが考えられる。しかし担当者は、2単位の分量の科目で、それを網羅的に行うことは不可能であろうと考えている。また、次のようなテキストの著者のことばにも共感を覚える。「人類学への入門とは、決して専門用語や学説史を学ぶことにあるのではなく、人類学的に考えることを学ぶことにあるのだ。」[中川 1992: 3]

本科目でテキストとして採用している文化人類学の入門書は、類書のなかでは例外的な書物である。先に引用したような著者の考えを読者に伝えるべく、2つのパートが用意され、個性的な記述が続く。文化人類学の一般的な教科書に見られるような下部領域ごとの章立てや分担執筆は、本書には見られない。

第Ⅰ部は理論篇で、人類学者の理論と人類学者が対象とする人々の理論の両方を含む、人類学的な論理の枠組みについて扱っている。第Ⅱ部は民族誌篇で、人類学者が研究対象とする人々（民族）が行っていることと、人類学者自身が行っていること（フィールドワークと民族誌の作成）の両方について具体的に知り、個別の理論と一般理論の往復運動という人類学の特徴を理解することが目指されている。文化人類学の諸対象を網羅的に扱うのではなく、狭い意味での「経済人類学」の分野に話題が絞られている。しかし、その個別のテーマから、どの対象にもあてはまる人類学者の営為についての一般的な説明が試みられている。

本サブテキストは、この個性的なテキストを一般的な人類学入門書として読むための手がかりの提供を目指している。しかし、個々に行われる注釈は、あくまで執筆者（芹澤）の個性的な読みにすぎない。なかには、テキストの著者の意図に合わない誤読もあろう。「手がかり」は補助に過ぎず、また場合によっては、その補助の必要がないこともある。このテキストの豊かな読みを、個々の読者が行う今後の学習に期待したい。

(学習の要点)

第1講義 けちの経済学から気前のよさの経済学へ —あるいは二つの交換ゲーム—

この章では、経済学的な交換とは異なる人類学的な交換を紹介している。経済学的な交換をわかりやすく説明するため、「けち」という標語をあてて、それに対する人類学的な交換を「気前のよさ」と表現している。経済学の考えに慣れた人にとっては、経済学的な交換に、「けち」という否定的な意味合いのことばが使われることには抵抗があるかも知れない。もちろん、「けち」や「気前のよさ」には価値判断が含まれており、2つの交換が現実に存在するという事実と、その交換の良し悪しとは、いったん切り離しておく必要がある（第3講義参照）。

「気前のよさの経済学」の例として、まず飲酒の習慣があげられる。教科書第1章の学習が行われる時期は、ちょうど大学ではコンパのシーズンなので、この例は学生になじみやすい。オーストラリアのお酒の飲み方は、一般的に「メイトシップ」と呼ばれるもので、オーストラリアの国民文化である平等性を具現化する習慣として有名である。

「気前のよさの経済学」は、酒・タバコなどの嗜好品の消費だけではなく、主食にもあてはまるのが、トロブリアンド諸島やアベラム族・アラペシュ族、シリオノ、！クン・サン（「！」は誤植ではなく、日本では今まで「ブッシュマン」、「コイサンマン」、「サン」という用語を使うことも多かった）、ヌエル族（ヌアー族）の例から指摘される。トロブリアンド諸島については、第2講義で詳しく扱われるが、その他の民族も、著名な人類学者が彼らを対象にして民族誌を書いており、文化人類学の教科書では有名な民族になる。それぞれについて、『世界民族事典』（弘文堂）や『民族問題事典』（平凡社）などの文化人類学分野の事典を参考にして調べてみるのもよい。

これまでの「気前のよさの経済学」が、なじみのない民族の例であったのに対し、自分たちの社会の例として、「近親相姦の禁止（incest taboo）」があげられる。また、これまでは、本物の食べものの例であったのが、「女性を食べる」ということに話題が移り、いささか唐突な印象も与える。しかし、これを社会の根幹に関わる生産（production）と再生産（reproduction）の話だと考えたなら、食べものと女性は自然につながるであろう。社会の維持は出産による次世代の再生産にかかっているが、これを担う女性は必ず社会の外から求めなければならない。多くの社会では、食べものを一人占めにする行為と同様、近親相姦は非人間的な行為であると見なされている。レヴィ＝ストロースは、人間の文化の本質をこの近親相姦の禁止に見て、コミュニケーションとしての女性の交換のモデルを考えた（第7講義参照）。

2つの交換をこのテキストでは、「取り引き交換」と「贈りもの交換」と名付けている。一般に文化人類学では、「市場交換」（market exchange）と「贈与交換」（gift exchange）という対比で、この2つの交換を表現することが多い。それぞれの交換の特徴は、テキストの表1のようにまとめられる。ここで「互酬性」（reciprocity）とは、とくに、やりとりのバランスのことを指している。「互酬性」ということばは、物のやりとりに限らず、2者間の応酬自体のことをしばしば指す。「相互性」という訳語が当てられることもある。

ところで、「2つの経済学」について、文化人類学の分野で話題にしたなら、多くの人々はカール・ポランニー（1886～1964）の「経済的（economic）」ということばの2つの意味についての議論を思い出すであろう。ポランニーによると〔ポランニー1975〕、「経済的」には「実体的（substantive）」な意味と「形式的（formal）」な意味の2つがあるという。「実体的」の意味は、人間が社会を維持するために環境に働きかけ、環境との相互作用のなかで生きていかななくてはならないということである。

「形式的」の意味は、ある目的を達成するための手段の選択状況であり、いわゆる「経済学」のモデルが想定するような、最小の損失で最大の利益を得る選好的行為のことである。この2つの全く異なる意味が、偶然重なっているのが、「市場」（market）のシステムである。ポランニーは、市場が交換の主要な形態となっている社会を「市場社会」と名づけている。「市場社会」では、経済学的な交換を通してのみ生活の糧を得ることができる。私たちが親しんでいるこのシステムは、人間の経済を比較して考えた場合には、じつは特別なものである（第3講義参照）。

第2講義 クラと大地と祖先の墓と —あるいは三つの社会の二つの交換—

この章では、3つの社会の例があげられ、第1講義で紹介された2つの交換が1つの社会に並存しているということが示されている。3つの社会のうち、とくにトロブリアン諸島のクラの例は、文化人類学ではもっとも著名なもののひとつである。

ブロニスラフ・マリノフスキー（1884～1942）は、ポーランドに生まれ、イギリスで教育を受けた人類学者で、独自の機能主義理論に基づく文化の科学的理論の構築など、文化人類学の発展に大きく寄与した。とくに、トロブリアン諸島のクラを扱った『西太平洋の遠洋航海者』は、本格的なフィールドワークに基づく初めての民族誌として、その著作のなかでも有名である。この『西太平洋の遠洋航海者』の出版された1922年は、A. R. ラドクリフ＝ブラウンの『アンダマン島民』の出版された年でもあり、この2つの民族誌に代表される近代イギリスの機能主義人類学が生まれた出来事を「人類学における革命」と呼ぶこともある。

マリノフスキーは、『西太平洋の遠洋航海者』の「序言」のなかで、自身のクラ調査を踏まえて、科学的なフィールドワークの方法を論じている。人類学者の目標は、住民のものの考え方、および、住民と生活との関係を把握し、住民の世界についての住民自身の見方を理解することである。そのために、住民の世界の「骨組み」から始まって、「血肉」、そして「こころ」を理解すべく調査を進めなければならない。マリノフスキーが、「骨組み」と言っているものは、具体的な統計資料（可量部分）であり、「血肉」というものは、参与観察にもとづいて調べられた住民の生活実践（不可量部分）であり、「こころ」というのは、特色ある物語や典型的な発言などにあらわれる住民の思想のことである [マリノフスキー 1967：93]。

第3講義 市場と墓 —あるいは経済のイデオロギー—

「イデオロギー」ということばは、マルクス主義の文脈では、しばしば「虚偽意識」を指すが、ここでは、善悪の判断の基準、価値観を指している。

第2講義では、3つの社会を例として、それぞれの社会に必ず2つの交換があることが示されたが、その時には、この2つの交換に対して個々の社会がどのような価値づけを行っているのかということは論じられなかった。本章では、もう一度3つの社会の例をイデオロギーの観点から見なおし、それを私たちの社会と比較して考えてみる。

第2講義で見た3つの社会では、「贈りもの交換」のほうが本物の交換だと考えられているのに対し、私たちの社会では、「取り引き交換」のほうが本物だと考えられているようだ。私たちの社会を特徴づけることばとして「市場」が使われているが、このことを考えるためには第1講義で触れたポランニーの議論を思い出すとわかりやすい。私たちは市場に依存しなければ個体の生存ができないような経済のシステムを採用している。そのため、「市場」に関わる活動が本物の活動であり、一家の稼ぎ手である男性サラリーマンの活動が尊重され、女性の家事労働が軽んじられることになる。

市場の匿名性・無名性の議論は、カール・マルクスの疎外論を思い浮かべるとわか

りやすい。私たちは、自分の生産物から疎外されているのだ。この章に出てくる私たちの社会の問題は、社会学を勉強している学生には、なじみのある話である。人類学的な考え方としては、自分たちとは全く異なる社会の具体像に照らして（例えば、祖先の墓に関する活動を「本物」とするメリナ族の例）、自分たちの身近な社会を反省することに特色がある。

第4講義 王様の倫理 —あるいは3つめの交換—

3つめの交換の存在が著名なポトラッチの例を中心に示されるが、3つめの交換の存在を考えるきっかけとしてあげられている引用文が興味深い。

どこにでもあるエチケットの本とタキトゥス『年代記』。この2つは恣意的にあげられているようだが、じつは意図的に選ばれていると思われる。エチケットの本は、自分たちの社会の例としてあげられており、『年代記』は自分たちの社会とは異なる社会の例としてとりあげられているのだ。

「エチケット教本」を民族誌の材料とする有名な研究に、アーヴィング・ゴッフマンの『日常生活における自己提示』がある〔ゴッフマン 1974〕。ゴッフマンは、人類学者というべきか、社会学者・社会心理学者というべきかむずかしいが、この初期の代表作は、スコットランドのシェットランド島でのフィールドワークにもとづく民族誌的データとアメリカ合衆国のエチケット教本（アメリカの中産階級の生活を反映したテキストとして位置づける）とを用いて、具体的に人々の行動を論じるもので、文化人類学の儀礼研究における古典のひとつとなっている。

いっぽう、タキトゥスの『年代記』は西洋古典のひとつだが、ここでは西洋古代社会についての民族誌として位置づけられている。有名なマルセル・モース（1872～1950）の『贈与論』（1925）にも、クラヤポトラッチの事例とともにヨーロッパの古代法の事例が出てくる〔モース 1973〕。人類学の対象とする社会と古代社会との比較は、人類学にとって基本的な手段のひとつといえよう。

マリノフスキーやラドクリフ＝ブラウンの理論が登場する以前、とりわけ19世紀に支配的であった進化論にもとづく人類学理論では、西欧から遠く離れた場所の異民族の生活を、西欧から見て「遅れた」、しかも「劣った」ものだと捉えていた。この考え方では、空間的な距離が時間的な距離と同じように考えられたのである。20世紀になって、後述する文化相対主義や、モースからレヴィ＝ストロースへと到る構造主義が影響をもち、進化の階梯にあてはめた人類・諸民族の歴史の再構成は衰退したが、空間的に遠い社会を時間的に遠い社会に重ね、人類社会の始原を求める思考は、依然採用されることが多い。西欧近代から見て、自分たちと同時代に存在し、自分たちの社会とは異なる「未開社会」が、自分たちの輝かしい古代社会を復元する上で何かしら参考になるのではないかと考える人々は、今なお、人類学者だけではなく、歴史学者のなかにもいる。

北西海岸インディアン（現代では「インディアン」ではなく、「先住民」(first nation) というべきか) のポトラッチは、人類学では有名な事例だが、とりわけその研究は、アメリカ人類学の父、フランツ・ボアズ（1858～1942）によって広く知ら

れるようになった。ドイツ出身で、歴史主義的な地理学を学んだボアズは、アメリカへ渡り、「文化」(culture)を中心に据えた人類学を確立した。大きい文化と小さい文化にも優劣はなく、それぞれの文化はそれぞれの歴史・価値観をもつというボアズの「文化相対主義」(cultural relativism)の考え方は、19世紀の進化主義が根強いアメリカの人類学にとって、大きな意味をもった(そして今なお、社会生物学的議論が一定の影響をもつなかで、大きな意味をもち続けている)。

ボアズの弟子、ルース・ベネディクトは、『文化の型』のなかで、北西海岸インディアンのポトラッチを、「われわれの現代の経済のしくみに対するひとつの風刺」と捉え、「彼ら〔クワキウトゥル族〕は、人生を梯子のようなものとみなしている」と書いている[ベネディクト 1973:269]。対等の個人による平等の交換を普通のものともみなす私たちからすると、この章で扱われる「貢賜交換」や、ポトラッチに見られる富の破壊は特別なもののようであるが、じつは私たちの日常生活を思い浮かべてもわかるように、まったく対等の立場で個人間が交換するということを現実に考えるのはとてもむずかしい。むしろ現代の経済学的前提とする「平等的人間」が特別で、人間社会にとっては「階層的人間」が基本的なモデルなのではないか。これは、モースの弟子、ルイ・デュモンが提起したアイデアである[デュモン 2001]。

この章の最後の表4で、今までに出てきた3つの交換が整理されている。3つめの交換を「貢賜交換」という見なれない漢語で名付けたためか(どことなく、前近代東アジアの「朝貢貿易」を思わせる)、その人間関係も「王/家来」という非現代的な用語で説明されている。「王と家来」を、例えば、「リーダーとフォロワー(leaders and followers)」、「パトロン・クライアント関係(patron-client relationship)」など、社会科学一般で使われることばに置きかえると、現代の私たちにはなじみやすいかも知れない。例えば、票田にあたる地元の後援会のためにパーティーや旅行を企画する議員と支持者との関係は、ここでの「王/家来」の関係に似ていないだろうか。

第5講義 人はなぜ贈りものをするのか —あるいは説明の中の交換と関係—

第6講義 敵の敵が味方であるわけ —あるいは説明の中の関係と集団—

この2つの章は、人類学的な説明のための理論を扱っているが、人類学の一般的な理論からではなく、むしろ哲学的な理論に拠っている。この部分は、このテキストを独自のものにしていてとても重要な部分だが、ここでは、重要な人類学理論に重なる部分のみ、とりあげることにしたい。

最初に、命題文や語の使用を吟味する分析哲学の議論を参考にしながら、「説明」とは何かの説明されている。そののち、文化は正統性をあらかず文章によって定義される[中川 1992:84]、人類学の分析対象は社会構造ではなく、社会構造のレトリックである[中川 1992:98]、などの、著者独特の文化観・人類学理論が提示されている。

ここでの理論的展開は、人類学や社会学の教科書的議論に慣れた学生には、抽象的すぎてとっつきにくいかもしれないが、実際に文化や社会を記述しようとしたことのある学生(例えば、参与観察についてのレポートを課された学生)には、「説明する

もの」と「説明されるもの」について著者のあげる例が、とても具体的であるとわかるはずである。それは、授業風景を記述する場合の、「紙のうえで棒が動いている」と「ノートをとっている」とのあいだの違いである。

マリノフスキー以来の「住民の視点」に基づく人類学を推進するクリフォード・ギアツは、その解釈人類学の方法序説にあたる「厚い記述」のなかで、ギルバート・ライルの文章を引用しながら、「薄い記述」と「厚い記述」の違いにまつわる問題は、オックスフォードの哲学者の作り話ではなく、人類学者が調査中によく経験することだと論じている [ギアツ 1987: 8-11]。授業風景の例でいうと、徹底した行動主義の心理学者は、「紙のうえで棒が動いている」という客観的記述を行うかもしれないが、当該文化のもつ固有の意味の問題に深入りする人類学者は、「ノートをとっている」と理解して、そのように記述するであろう。

この著名なギアツの理論を思い起こすと、このテキストで著者が試みていることは、人類学の理論を、分析哲学の議論を参考にして、さらに精緻にしていくような作業であるとわかる。

第7講義 結婚相手の選び方 —あるいは親族理論入門—

親族の研究は、人類学にとって基本的な分野のひとつである。その理由は、人類学が長らく中心的な研究対象としてきた社会が、分業や階層化が未発達であったため、政治・経済・宗教・教育などの各領域を研究するうえでも、親族を中心にみていくことが重要であったからである。まず系図を書いてデータを集めるということの重要性については、マリノフスキーも、リヴァーズの方法に言及して指摘している [マリノフスキー 1967: 82]。

ここでは、出自理論と縁組理論の違いを、属性的分類と関係的 분류の違いの例としてあげるために親族理論がとりあげられている。この2つを結ぶのは、「母方交叉イトコ婚」であり、そのテーマは第Ⅱ部へと続く。なお、「母方」、「交叉」、「イトコ」などの用語については、本章で使われている、いわゆる○（女性）と△（男性）の記号の使い方と同様、ある程度習熟しておかなければ、以下の議論を辿るのに支障をきたすかもしれない。

人類学の学説史上著名な母方交叉イトコ婚について、レヴィ＝ストロースの理論を中心に紹介しておく。レヴィ＝ストロースは、多くの社会において、近親相姦の禁忌という生物学的問題とイトコと結婚するのが望ましいという社会的問題が見られるという難題を、どちらかに起源を求めるような歴史的な問いとしてではなく、同時に解決されるべきものとして提示した。近親相姦の禁忌とイトコ婚は、その根源において同時に成立しているのである。それは、自分の身近な女性を放棄して他人に譲り渡すかわりに、自分は他人から女性を譲り受けるという思想を、社会の成員が共有することで一挙に成立する。レヴィ＝ストロースは、基本的な家族の構造を、兄弟と姉妹、そしてその次の世代の息子と娘という4人のセットとして考える。そして、それを「債権者の男と債務者の男、および獲得される女と譲渡される女」と言っている [レヴィ＝ストロース 1978: 773]。

テキストの図21と図22は、レヴィ＝ストロースの言うところの「限定交換」になる。AとBは、互いに女性を譲り渡し、受け取っている。それに対し、図20は、「一般交換」を示している。女性の交換は2者間で解決するものではなく、女性はA→B→Cと流れて円環は閉じず、全体像は結ばれない。図20は、母方交叉イトコ婚の図であるが、どの世代を見ても女性は同じ方向に流れている。そのため、Bから見て、Aはつねに「嫁を与える者」(wife-giver)、Cは「嫁を受け取る者」(wife-taker)となる。

それでは、テキストにはないが、父方交叉イトコ婚の図を自分で書いてみよう。そして、それを図20と比較する。ある世代で、A→B→C、と女性が流れていたとしたら、次の世代では、A←B←C、と反対方向に流れていることに気がつく。このことから、どのような議論が可能であるか（もちろん純粋に規則のレベルでの議論であり、現実の運用には多くの要因が関係するので理屈どおりにはいかないが）。レヴィ＝ストロースは、多くの社会で、父方交叉イトコ婚ではなく、母方交叉イトコ婚が望ましいと考えられていることの理由を、この違いに結びつける。レヴィ＝ストロースは、父方交叉イトコ婚と母方交叉イトコ婚の対立を、「現金取引に基づく経済が先物取引を行う経済と対立するのに似ている」と述べる〔レヴィ＝ストロース 1978:782〕。より恒常的な関係を求めるためには、すぐに次の世代で負債の返済を迫るような方法（現金取引に似た父方交叉イトコ婚のようなやりかた）は望ましくないのである。

レヴィ＝ストロースの女性の交換というアイデアは、モースの「贈与論」に拠っている。ここでは直接にモースの議論には戻らないが、テキストで繰り返し説明された「取り引き交換」と「贈りもの交換」の対比に遡って、父方交叉イトコ婚と母方交叉イトコ婚の差異を確認しておきたい。すぐその場で返済するような「取り引き交換」のやりかた（時間的・空間的直接性）は、親しい者同士（「贈りもの交換」を行う関係）には向かないのである。

第8講義 ズパドリ村で

第Ⅱ部は、インドネシアのエンデ族の民族誌である。エンデ族は、いわゆる日本族（「日本人」というのか「大和民族」というのか）と比べて人口は少ないが、その居住地を一人の人類学者がくまなく調査するということはできないので、定点観測のできる場所が狭く定められている。それがズパドリ村である。

この章は、どのようにエンデ族にアプローチしていったのか（調査の概要）と、ズパドリ村はどのようなところか（調査地の概要）ということについて書かれた、民族誌の序章にあたる部分である。

このテキストの著者は、1979年の3月にインドネシアへ渡り、ジャカルタでインドネシア語の勉強と調査ビザ取得の手続きをした後、8月にエンデ族の住むフローレス島へ移っている。そして1981年まで滞在した。この2年間の滞在は、「文部省アジア諸国派遣留学生」の奨学金によって可能となった。

日本の多くの人類学者がフィールドワークを行ううえで恩恵を受けた「アジア派遣」の派遣期間が2年間であることが、フィールドワークの期間を決定しているのかもしれないが、一般に文化人類学のフィールドワークを行うための現地滞在は1年以上が

望ましく、2年間の場合には、初めの年に現地語を学び、翌年に本格的な調査を行うことになっている。

1年以上滞在する必要があるのは、年間の行事をすべて観察するのが望ましいからである。とくに、エンデ族などの農民社会では農業暦のサイクルが重要であり、ここで村の一年が紹介されているのもその理由からである。

エンデ族の世界を想像する手がかりとして、隣接するリオ族について紹介した山口昌男の入門書を参照されたい。ここでは、リオ族の家屋に見られるシンボリズムがわかりやすく紹介されている [山口 1982]。この地域は、生活のなかで象徴的二元論が明確にあらわれている社会として有名で、テキストの著者も調査地に入る前から、母方交叉イトコ婚を実際に調べることのできる場所として東インドネシアを選んだと書いている [中川 1992 : 139]。

第9講義 キョウダイとシンセキ —あるいは父系出自と母方交叉イトコ婚—

第10講義 いろいろなキョウダイ —あるいは属性的分類—

第11講義 いろいろなシンセキ —あるいは関係的分類—

第12講義 婚資の与え方ともらい方 —あるいは交換と分類—

この4つの章では、ズパドリ村での調査にもとづき、エンデ族の「交換と社会関係」についての記述・分析が行われている。

読者は、テキストの著者が「はじめに」ですすめるように、ノートを取りながら読みすすめるのがよい。現地語は、慣れない片仮名のことばで煩わしいが、マリノフスキー以来、「住民自身のことば」を重んじる文化人類学では、社会学や心理学がするように国際比較のための一般概念へと安易に置き換えることはできない。そのため、そのことばが何にあたるのかを覚えながら読み進めなければならず、自分で整理する必要が出てくる。簡単な表は、第II部の扉(120頁)にあるが、もっと詳しい表を自分でつくってみると、ここでの具体例と第I部で出てきたいくつかのパターンとの対応が、わかりやすく整理される。

結婚相手としての母方交叉イトコについての謎が解明される部分は、本テキストのクライマックスだが、ここでの結論も、テキストの著者が強引に導いたものではないことは、次のような文章からうかがえる。「そんなある日、……アプさんとピート・センダさんの間にちょっとした論争があったのです。」 [中川 1992 : 194] 人類学者の研究が進むヒントは、調査地の人々が偶然もたらしてくれるものであり、面と向かって行う格式ばったインタビューから生まれてくることはあっても、人類学者が一生懸命に頭からひねり出してくるものではない。おそらく、この論争も、少々退屈な日常のなかで、予想もつかずにあらわれた出来事だったのであろうし、また、この論争の重要性は、後から人類学者が思い出したり、ノートを見なおしたりした時に、突然あらわれたのかもしれない。

このエピソードは、文化人類学のフィールドワークの醍醐味を垣間見せる、とても魅力的なものである。最後に私事になるが、私(サブテキストの著者、芹澤)は、フィールドワークの神秘について、授業中に時折何気なくことばで見せる(話のなかに暗示

する)、学部の指導教授たちに嫉妬のような思いを抱き、大学院に入って自分でもフィールドワークをしたいという願いを徐々に強めていった。フィールドワークに出る前、授業中にある教授が、現地では住民に直接聞くよりも周りで人々が話していることに耳を傾けることで得る情報が意外に多いと言っていたことを、私はたまたま印象深く覚えていた。それが事実であることを私が実感したのは、もちろんフィールドワークを行っている時であり、その思いを強くしたのは、帰国してからデータに基づいた論文を構想する時だった。

フィールドで自分の知りたいことを直接聞くことがいかにむずかしいかについては、例えば、エヴァンズ＝プリチャードの著名なエピソードを読むとよくわかる [エヴァンズ＝プリチャード 1997: 37—38]。この『ヌアー族』という民族誌は、文化人類学の古典のひとつであり、生態学的条件がいかに社会生活を形づくっているのか、そして、父系親族集団がいかに社会—政治的秩序をもたらしているのか、ということテーマとしており、テキストで扱ってきたテーマに重なる部分も大きいので、本科目の受講者には一読を強くすすめたい。

引用文献

- エヴァンズ＝プリチャード、E. E. (向井元子訳)
1997 『ヌアー族 — ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録』、平凡社
(平凡社ライブラリー)
- ギアーツ、クリフォード (吉田禎吾他訳)
1987 『文化の解釈学 I』、岩波書店
- ゴッフマン、E. (石黒毅訳)
1974 『行為と演技 — 日常生活における自己呈示』、誠信書房
- デュモン、ルイ (田中雅一・渡辺公三訳)
2001 『ホモ・ヒエラルキクス — カースト体系とその意味』、みすず書房
- 中川敏
1992 『交換の民族誌 — あるいは犬好きのための人類学入門』、世界思想社
- ベネディクト、R. (米山俊直訳)
1973 『文化の型』、世界思想社
- ポランニー、カール (玉野井芳郎・平野健一郎編訳)
1975 「制度化された過程としての経済」、『経済の文明史』、日本経済新聞社、259—298頁

マリノフスキー（寺田和夫・増田義郎訳）

1967 「西太平洋の遠洋航海者」、泉靖一責任編集『マリノフスキー／レヴィ＝ストロース』、中央公論社（世界の名著）、55－342頁

モース、M.（有地亨・伊藤昌司・山口俊夫訳）

1973 「贈与論－太古の社会における交換の諸形態と契機」、『社会学と人類学Ⅰ』、弘文堂、219－400頁

山口昌男

1982 『文化人類学への招待』、岩波書店（岩波新書）

レヴィ＝ストロース、クロード（馬淵東一・田島節夫監訳）

1978 『親族の基本構造（下）』、番町書房

参考文献

青木保他編

1996—1998 『岩波講座文化人類学』（全13巻）、岩波書店

住原則也・箭内匡・芹澤知広

2001 『異文化の学びかた・描きかた－なぜ、どのように研究するのか』、世界思想社

船曳建夫編

1996 『文化人類学のすすめ』、筑摩書房

渡辺公三

1996 『レヴィ＝ストロース－構造』、講談社（現代思想の冒険者たち）

引用文献・参考文献に関する付記

引用文献として挙げた〔レヴィ＝ストロース 1978〕は、現在入手が困難であるが、近年新訳が刊行されている。また、〔ベネディクト 1973〕〔ポランニー 1975〕〔マリノフスキー 1967〕〔モース 1973〕〔渡辺 1996〕は、最近文庫版が刊行された。以下に書誌情報を記す。

ベネディクト、ルース（米山俊直訳）

2008 『文化の型』、講談社（講談社学術文庫）

ポランニー、カール（玉野井芳郎・平野健一郎編訳）

2003 『経済の文明史』、筑摩書房（ちくま学芸文庫）

マリノフスキ、ブロニスワフ（増田義郎訳）

2010 『西太平洋の遠洋航海者』、講談社（講談社学術文庫）

モース、マルセル（吉田禎吾・江川純一訳）

2009 『贈与論』、筑摩書房（ちくま学芸文庫）

モース、マルセル（森山工訳）

2014 『贈与論他二篇』、岩波書店（岩波文庫）

レヴィ＝ストロース（福井和美訳）

2000 『親族の基本構造』、青弓社

渡辺公三

2020 『レヴィ＝ストロース - 構造』、講談社（講談社学術文庫）

また、近年以下の事典が刊行されている。

国立民族学博物館編

2014 『世界民族百科事典』、丸善出版

小松和彦他編

2004 『文化人類学文献事典』、弘文堂

日本文化人類学会編

2009 『文化人類学事典』、丸善

II. レポート設題

課題1 次のそれぞれについて、親族図式を具体的に描いて説明せよ。

- (1) 父方平行イトコ婚
- (2) 母方平行イトコ婚
- (3) 父方交叉イトコ婚
- (4) 母方交叉イトコ婚

課題2 多くの社会において、父方交叉イトコ婚よりも母方交叉イトコ婚が望ましいとされている理由について、レヴィ＝ストロースの議論を踏まえ、親族図式を具体的に描いて説明せよ。

様式は、横書き（自筆・ワープロいずれも可）。分量は、課題1と課題2を合わせ

て、3200字程度。

引用の形式等については、サブテキストの参考文献としてあげた〔住原・箭内・芹澤 2001〕に従うこと。

生涯学習概論

科目担当者： 大 西 英 人
テキスト： 『新訂 入門・生涯学習政策』
岡本 薫 著（財全日本社会教育連合会）
単位数： 2単位
科目区分： 博物館学芸員資格科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T201

テーマ

生涯学習を考える

到達目標

生涯学習の意義・目的を理解し、実践する意欲・態度を培う。

事前・事後学習

自らの人生を心豊かに、そして生き甲斐の感じられるものとするために、日頃から『まなび』の対象に意識してかかわること。

評価方法・基準（レポート）

以下の点を中心に総合的に判断する。

- ①レポート設題に対し、テキストで述べられていることを適切に整理するとともに理解した内容を的確にまとめているか。
- ②レポートの書式に従い、正しく記述されているか。

評価方法・基準（科目修得試験）

以下の点を中心に総合的に判断する。

- ①テキストの内容を十分に理解し記述されているか、また、その内容が到達目標に達しているか。
- ②設題の趣旨をふまえ、自分の言葉で、且つ適切な表記方法に基づき記述されているか。

履修上の注意事項等

テキスト及び「サブテキスト」を精読すること。

日頃から自己の成長のための『まなび』について、興味・関心を持ち、何事にも意識的にかかわる姿勢を保持すること。

授業概要

現代は「生涯学習社会の時代」といわれています。これまでの積極的な行政施策により、「生涯学習」という用語や概念が普及し、生涯学習の重要性が認識され、学習活動が活発化しています。

そこで、本授業では、「生涯学習」の意味、生涯学習社会を目指す理由や行政の役割など基本的な考え方に関して学習し、さらに発展的学習へとつなげていく内容とします。

具体的な学習項目は次の通りです。

1. 生涯学習とは
2. 日本の生涯学習の特徴
3. 生涯学習の概念整理
4. なぜ、生涯学習社会が必要か
5. 生涯学習と行政の役割
6. 生涯学習と学校の役割
7. 生涯学習行政の課題

I. 学習指導

(はじめに)

生涯学習という考え方は生涯教育の理念から出発しています。1965（昭和40）年12月にパリで開かれたユネスコの「成人教育推進国際委員会」で、ポール・ラングランが、生涯教育という呼び名で提唱されたのが始めであったといわれています。急激に変化する教育体系を構築するための基本理念として編み出されたものでした。

それまでの安定した社会では、学習効率の高い青少年期に集中して教育をするといった学校中心の教育体制であったが、激しく変化する社会では学校で学んだものも陳腐化するとともに、学校卒業後も新しい知識や技術、価値観が必要とされ、生涯にわたってそれらを学ばなければ満足な生活が送れなくなりました。そこで青少年期の学校教育だけでなく、生涯を通じた学習ができるような社会的な仕組みを作る必要がでてきたのです。

この仕組みの理念は、家庭教育、学校教育、社会教育、企業内訓練やスポーツ・文化活動における学習活動も包含して、全ての教育機会・機能を対象として、これらを人々の生涯を通じた学習に役立つように組み立てるという概念です。

「生涯を通じた学習とは」どんなことでしょうか。ユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書「学習：秘められた宝」の序文から「学習の意義」について考えましょう。

①生涯を通じた学習は、「知ることを学ぶ」、「為すことを学ぶ」、「共に生きることを学ぶ」、「人間として生きることを学ぶ」という4本柱を基とする。

②十分に幅の広い教養を持ちながら、特定の課題については深く学習する機会を得ながら「知ることを学ぶ」べきである。このことはまた、教育が生涯を通じて与えてくれるあらゆる可能性を利用することができるように、いかに学ぶかということ学ぶことである。

③単に職業上の技能や資格を得るだけでなく、もっと広く多様な状況に対処して、他者と共に働く能力を涵養するために「為すことを学ぶ」のである。このことはさらに、自分の生活する地域や国において学習と労働を通していかに行動すべきかということの意味するものである。

④「共に生きることを学ぶ」ということは、一つの目的のために共に働き、人間関係を学びながら、多様性の価値と相互理解と平和の精神に基づいて、他者を理解し、相互依存を評価することである。

⑤個人の人格を一層発達させ自律心、判断力、責任感をもって事に当たることができるよう「人間としていかに生きるかを学ぶ」のである。教育はそのために、記憶力、推理力、美的感覚、身体的能力、コミュニケーション能力といった個人の資質のどの側面をも無視してはならない。

⑥ややもすると学校教育制度は、知識の獲得を重視するあまり、他の三つの柱を犠牲にしてしまうきらいがある。今やより包括的な教育のあり方を考えることが肝要である。この見地に立って、将来の教育を改革し、政策を立案しなければならない。

(学習の要点)

この授業で使用するテキストは、第1章～第7章で構成されています。ここではテキストに基づいて、各章ごとに学習のポイントを示しておきますので、テキストを熟読しながら学習を進めてください。

第1章 生涯学習とは？

1-1 生涯学習と生涯学習社会

この項では「生涯学習」という概念について確認します。

「生涯学習とは、生涯学習社会を築いていこうという『考え方』のこと」であり、「生涯学習社会とは、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」とであるとされています。

そして日本では、「生涯学習」という概念は、あらゆる学習を包括するものであり、学校教育、社会教育、家庭教育、企業内教育訓練、職業訓練、各種の研修活動、スポーツ、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動……等、人々の生活の中のほとんどの活動が学習機会であると言われています。

平成2年の中央教育審議会答申では、生涯学習をつぎのように定義しています。

①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的な意志に基づいて行うことを基本とするものである。

- ②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものである。
- ③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われるものである。

平成3年4月に中央教育審議会は「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革」を答申し、「社会のさまざまな教育・学習システムが相互に連携を強化して、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価するような生涯学習社会を築いていくことが望まれるものである。」と述べています。

また、教育基本法（平成18年法律第120号）第3条に、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と謳われている。

このように、生涯学習社会とは、いつでも自由に学習機会を選択できること、いつでも自由に学ぶことができること、さまざまな生涯学習の成果を広く評価すること、の3つの条件を満たす社会です。

注) 学習とは「新しい知識・技能・態度等が結果として習得されること」を意味する。

- 1-2 社会教育は生涯学習という概念の一部ですが、「生涯学習」と「社会教育」の概念の混乱があります。社会教育の定義（社会教育法第2条）も参照しながら、その原因を考察します。

社会教育法 第2条 （社会教育の定義）

この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第一に、生涯学習の「学習者の自発性」の強調です。第二には、「心の豊かさ」や「生きがい」の強調です。第三に、人々の生涯を通じて「種々の学習機会の充実・拡大」のための施策が社会教育分野の施策となってしまうことです。第四に、「行政組織の在り方」の問題です。第五に、行政自身が「社会教育」を「生涯学習」と呼びかえる傾向が強かったことなどを挙げるすることができます。（具体的なことについては、テキスト P10～16を読んでください）

注) テキスト P12～13に掲載されている、文部科学省の「生涯学習政策局」について

平成30年10月、文部科学省は新時代の教育政策実現に向けた大きな組織再編

が行われました。生涯学習政策局は、これまでも教育分野の筆頭局として生涯学習社会の実現の推進を図ってきたところですが、時代の大きな変化も踏まえてより一層強固に取組を推進していくために、総合教育政策局を新たに設置し体制の見直しが図られました。

- 1-3 ここでは、用語を「生涯学習」で統一した理由を見ておきます。1984（昭和59）年に設置された臨時教育審議会は、一貫して「生涯教育」を避けて「生涯学習」という表現を用いています。その考え方は、生涯学習体系への移行にあたり、学習は自由な意思に基づいて自分にあつた手段や方法によって行われるという立場から学習者の視点に立ち「生涯教育」という用語ではなく「生涯学習」という用語を用いたのです。

注) 臨時教育審議会とは、昭和59年、総理府に設置された内閣直属の諮問機関。教育改革を推進する目的で、審議期間を3年に限り、4回の答申を提出して、昭和62年8月20日に満了した。略して臨教審ともいう。

中央教育審議会とは、文部大臣の諮問機関として、昭和27年に設置され、教育・学術・文化について審議し、答申する機関。略して中教審ともいう。

第2章 日本の生涯学習の特徴

この章では、主として他の先進諸国との比較において、日本の生涯学習の特徴を検討します。

- 2-2 第一は、生涯学習という概念に含まれる「学習の範囲」です。「どのような範囲の『学習』を『生涯学習』と言う概念に含めているか」ということです。他の先進諸国では「教育訓練活動（参加者に学習させることを目的とした意図的な活動）」や「学習活動（学習者が学習することを目的として行う意図的な活動）」をいうが、日本ではこれらに加えて「偶発的学習（日常生活の中で結果としてたまたま何かを学ぶ）」ことも含められています。
- 2-3 第二は、生涯学習の「イメージ」です。「一般の人々は、『生涯学習』ということばを聞いたときに、まずどのようなものを連想するか」ということです。他の先進諸国では「労働者の継続教育訓練」といったものに対し、日本では「余暇活動」や「心の豊かさや生きがいのための活動」などのイメージが特徴であると言えるでしょう。
- 2-4 第三は、生涯学習の「振興理由」です。「行政はなぜ生涯学習を『振興』するのか」ということです。他の先進諸国では「労働者の継続的教育訓練」として、人的資源の開発を行い、国の経済をよくすることが中心ですが、日本では「経済への貢献」だけでなく、人々の「心の豊かさ」や「生きがい」が生涯学習振興の理由になっていることに特徴があります。
- 2-5 「投資」としての生涯学習と「消費」としての生涯学習・教育に対する考え方とリカレント教育については、生涯学習について考える上で重要なポ

イントになります。

注) リカレント教育とは、スウェーデンにおいて提唱された概念で、社会に出てからも、学校（教育・訓練機関）に戻り教育の継続を可能にするシステム。

リフレッシュ教育とは、リカレント教育の一種で、大学等が社会人・職業人を対象に知識・技術の刷新や新たな習得を支援するために継続的に行う教育。

（テキスト巻末の（付録）参照）

注) 行政による生涯学習の振興には3つのモデルがあるといわれています。

- ①西欧モデル（労働者の継続教育訓練の推進が中心）
- ②途上国モデル（基礎教育の普及率・修了率の低さを補うことが中心）
- ③日本モデル（精神的な面での生活の質の向上にも重点を置くもの）

第3章 「生涯学習」の概念整理

この章では、「生涯学習」という概念について再度整理することとします。

まず、テキスト P34 [表1]、テキスト P38 [表2]、テキスト P42 [図2] により、学習の分類・性格や生涯学習の範囲を確認してください。

生涯学習における「学習」は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものととらえられていますが、次のことについて注意をしてください。

3-1 生涯学習の概念に含まれる「学習」は、「学習活動における意図的な学習」と「日常生活における偶発的な学習」であり、学習を伴わない余暇活動等は含まれません。

また、3-2 スポーツ・文化活動においても、結果として何も「学習」しなかったもの、3-3 ボランティア活動に参加しても何も学ばなかった場合は生涯学習の概念に含まれません。

第4章 なぜ生涯学習社会が必要か？

この章では、生涯学習社会を必要とした社会的背景について考えましょう。

4-1 生涯学習社会とは、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会をいいます。臨時教育審議会や中央教育審議会の答申では、生涯学習社会を構築すべき理由・目的として、つぎの3点をあげています。テキスト P44~46に、答申の抜粋が記されているので読んでください。

- ①「学歴社会」の弊害の是正
- ②「社会の成熟化」に伴う学習需要の増大への対応
- ③「社会・経済の変化」に対応するための学習の必要

4-2 「学歴社会」の弊害の是正

学歴社会を一言で表現すると「学校を卒業したという事実がものをいう社会」ということになるでしょうか。今日の日本の社会では、より高い学歴や、有名校を目指すことから、①偏差値偏重の人物評価、②企業等にお

いて学歴を中心とした採用が行われるなどの傾向にあります。学歴による人物評価や、学歴が大きな利益をもたらすような制度・システムがあるようです。生涯にわたる「学習」の成果が適切に評価される社会の構築が望まれます。

4-3 「社会の成熟化」に伴う学習需要の増大への対応

所得水準の向上、自由時間の増大、高学歴化、高齢化などの進行を総合的にとらえて「社会の成熟化」といわれています。成熟する社会においては、人々の意識は、物の豊かさよりも心の豊かさを求め、生活の楽しみや生きがいを求める学習への意欲が高まっていると考えられています。

どこまで「公益性」があるのか？では、行政としての学習機会の提供・対象とする学習活動の範囲についても考えてみましょう。

4-4 「社会・経済の変化」に対応するための学習の必要

社会・経済の変化としては、国際化の進展、情報化の進展、科学技術の進歩、産業構造の変化などがあげられます。このような状況下では、既存の知識・技術は急激に陳腐化し、新しい知識・技術習得のための学習需要が増大します。したがって、人生の初期における学校教育のみではこの社会の変化に適応することができず、生涯における学習が求められています。このことは、学校教育と労働などの社会活動が相互に連携するリカレント教育の考え方が要請されています。

第5章 生涯学習と行政の役割

この章では、生涯学習に対して行政としてどのような援助（生涯学習振興施策）をすればよいのかということを考えましょう。通読しながら、つぎに示すポイントに絞って整理を試みてください。

ポイント1 行政の3つの役割

生涯学習社会の構築のための行政の役割について確認してください。

5-2 ①生涯学習について各種の「普及啓発事業」を実施し、人々に生涯学習の意味や重要性を理解してもらうことが必要です。

しかし、普及啓発事業はあくまでも手段であって、目的でなく、学習活動そのものでないことに注意すべきです。

5-3 ②実際に各種の「学習活動」を活発にしていくような施策を展開していくことが必要です。

生涯学習の概念に含まれている「学習」には、(1) 教育訓練活動における学習、(2) 自己学習活動における学習、(3) 日常生活の中で偶発的に起こる学習の3種類があります。生涯学習行政の施策の対象とするのは、(1)と(2)に属するような場合のように「学習することを目的として行う意図的な活動」の部分です。(テキストP34 表1参照)

5-4 ③種々の学習活動が活発化してきた段階で、学歴社会の打破を目指し、人々の能力や学習成果の「評価（測定・表示）システム」を開発・普及するこ

とです。

学歴社会の問題については、「人々の態度や価値観」と「制度やシステム」に原因を見ることができます。(テキスト P48参照) 学歴社会の弊害を是正するため、行政として、人々の意識の改革や、社会の制度やシステムの改善のための施策が求められています。

ポイント2 評価の意味

生涯学習社会は、人々が、生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に「評価」される社会であるといわれています。

そこで「評価」ということばの意味と方法についてまとめてください。

ポイント3 生涯学習とまちづくり

生涯学習とまちづくりということの関連で、生涯学習の振興について3つの側面から考えてみましょう。第一は、街づくりの「手段」としての生涯学習です。第二は、街づくりの「要素」としての生涯学習です。第三は、街づくりの「基盤」としての生涯学習です。テキストの P85~87を参考にして「生涯学習とまちづくりについて」まとめてください。

第6章 生涯学習と学校の役割

この章では生涯学習振興における学校の役割について学ぶこととします。

つぎに示した中央教育審議会答申の内容を読んでからテキスト第6章へと進んでください。

中央教育審議会は、生涯学習における学校の役割について、「人々の生涯学習の基礎を培うこと」と「地域や社会の人々に対してさまざまな学習機会を提供すること」が重要であると指摘しています。前者については、「特に初等中等教育の段階において、生涯にわたって学習を続けていくために必要な基礎的な能力や自ら学ぶ意欲や態度を育成することが重要」であり、「このためには、教育内容を精選して基礎基本を徹底させるとともに、新しい知識を学んだり発見したりすることの楽しさを体験させることが必要」であると述べています。また、後者については「高等学校や大学において、社会人を積極的に受け入れることや社会人や地域のニーズに対応した多様な学習機会を提供することが必要」であると述べています。

生涯学習の振興における学校の役割については、これまで、学校施設の開放や公開講座の実施など、限られた範囲でした。しかし、生涯学習の構築を目指す動きの中で学校が果たす役割を再構築する必要があります。

- 6-1 学習需要の喚起……「自ら学ぶ意欲」を高めることと、生涯にわたって学習を続けていく「自己教育力」の育成を図る役割があります。
- 6-2 学習機会の提供……学校による学習機会の提供のため、①学習内容の改善と学校教育の多様化をすすめる、②成人が学校教育にアクセスしやすいシステムづくり③地域住民に対する、学校のもつ教育機能や施設の活用を図

る役割があります。

- 6-3 学習成果の評価……学校外での学習成果を単位として認定することや、開放講座等での学習成果を積極的に評価することが、学歴社会の弊害を是正することにつながります。

第7章 生涯学習行政の課題

この章では、内容を通読し、生涯学習行政の基本的な課題を把握しましょう。生涯学習振興のための行政課題を3つに絞って考えます。第一は、どのような学習活動を推進するのか。第二は、行政の役割は何か。第三は、学歴社会を打破できるのか。

(参考文献リスト)

1. 生涯学習・社会教育行政研究会 編集
「生涯学習・社会教育行政必携」平成15年発行 第一法規
2. 天城 勲 監訳 「学習：秘められた宝」ユネスコ「21世紀教育国際委員会報告書」
1997年発行 ぎょうせい
3. 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 編集・発行
「生涯学習概論 ハンドブック」平成17年発行
4. 山本 恒夫 編著「生涯学習 ハンドブック」平成2年発行 第一法規

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

「現代社会における生涯学習の意義について」述べてください。
(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

現代は「生涯学習社会」といわれています。生涯学習の意義について、つぎの諸点を内容に入れながら、具体的に述べてください。

- (1)通信教育は、生涯学習の具体的な営みです。この点を踏まえながら、自身の通信教育受講の動機と目的について、生涯学習振興の視点も考えて述べてください。
- (2)生涯学習の定義、生涯学習社会を必要とした社会的背景、生涯学習の今後の課題と展望について、思うことを自由に述べてください。

博物館概論

科目担当者： 杉 山 智 昭
テキスト： 『改訂 博物館概論』
大堀哲監修 博物館学シリーズ1（樹村房）
単位数： 2単位
科目区分： 博物館学芸員資格科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T202

テーマ

博物館に関する基礎的知識の習得。

到達目標

博物館とは何か、博物館の定義・目的、博物館の基本的機能、仕組み、関連法規、博物館発達史等の基礎を学習し、今日の博物館の現状等を整理して博物館のあるべき姿を考える。

事前・事後学習

指定テキストをじっくりと学習し、ノート整理を含めて理解していくことが必要である。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対し、テキストで述べられていることを整理し、的確に纏められているか総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』を精読すること。
博物館に関する関連法規は「現行」の内容を自主的に調べ、確認すること。

I. 学習指導

(はじめに)

博物館概論では、博物館の基本的な知識や内容についてテキストで学習する。博物館とは何か、何をやる所なのかという基本的なところからスタートし、博物館の機能・種類、運営と学芸員の役割、諸規則を理解する。そして、今日の博物館が出来るまでの歴史をひもとく。今日の博物館の役割と期待は大きい。生涯学習機関としての役割とその実践、現代社会とのかかわり方を整理し、今日の博物館活動の多様性と重要性を認識する。

内容は極めて多岐に亘り、それぞれが関連して存在しているため、各項目毎に整理して理解しておく必要がある。単に暗記するだけではなく、内容の理解が必要であり、問題意識を持って取り組む姿勢が大事である。そして、多くの博物館を見学して、実際の博物館活動に触れ、広く学習・体得することが重要である。

博物館に関する関連法規は、テキストでは改正が行われる前の内容となっている。本科目の学修にあたっては、現行の「博物館法」、「博物館法施行規則」、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」、「文化財保護法」、「I C O M規約」、「I C O M職業倫理規定」は各自で調査し、入手しておくこと。

※テキスト内で引用されている各種の法規等については必ず「現行」の内容を調べ確認すること。

(学習の要点)

学習はテキストの章に従って全体的な理解を深める。第1～8章までを必須とし、第9章と特論1・2はレポート合格後に必読することを条件とする。第1～4章は、博物館の基本的な定義や役割、制度や仕組み等を記した学芸員資格科目の入門編である。まず、第1～4章までをしっかりと学習して理解する必要がある。

第5～8章は、博物館利用者を焦点にした内容となり、社会的位置づけや地域博物館の存在、生涯学習としての取り組みが紹介されている。第1～4章までの内容を理解した上で、生涯学習施設・地域博物館の定義や位置づけを学び、生涯学習支援の具体的な活動を整理して学習することが必要である。

第1章 博物館とはなにか

この章では、博物館の基本とも言うべき博物館の定義と法的根拠を国内外の関連法規を整理して理解する。そして、博物館を支え、博物館を探求していく博物館学の定義やその解釈を学ぶ。博物館学は、博物館に関する全ての科学を含み、大きく論理学と実践学に分けられるが、本書では最低限のことが記されている。

博物館の基本機能は、博物館の主要な機能・役割であり、学芸員の実際の仕事でもあるため、根本的な理念や作業内容を整理しておく。続いて、博物館の基本的分類(種類)や特色ある博物館が紹介されており、総合的理解を要する。博物館の運営とあらたな役割、コミュニティとの関わりについても、基本的な知識として必要である。

第2章 博物館の生成と発展

欧米と日本に分けて博物館の発展について書かれている。Museumの起源と語源の学習、ルネサンス・大航海時代のコレクションの始まり、大学博物館の設立、大型博物館の誕生、市民革命や産業革命との関連性を学習し、近代博物館から現代博物館への変遷を時代毎に整理してみる。

我が国の博物館も同じような時代的特性をもつ。古代から江戸時代までの時代毎の特色を整理する。そして、明治時代以降の急激な発展を整理し、戦後から現代へ至る過程を年代順に把握しておかなくてはならない。

第3章 博物館を支えるしくみ

第1章の定義に続いて、基本的な制度や諸規則について知っておかねばならない。国内の関連法規、博物館法の詳細な内容、ICOM等の国際的な規約等を、博物館を支えるしくみの視点から学ぶ。

第4章 博物館を支える人々

入館者を含む博物館に関わる全ての人と博物館の活動について理解する。まず、基本的な博物館組織と、第1章で整理した博物館の基本機能との関係を整理する。つづいて、博物館は入館者から建物の維持管理者まで、多くの人々に支えられて活動していることを学習する。

第5章 社会的存在としての博物館

博物館が今日どのような社会的位置にあるのか、どのような現状なのかを経営を含めた視点から理解する。そして、やや難解ではあるが、博物館を知識創造や情報の拠点として役立てる方向性を探っていく。

第6章 地域施設としての博物館

地域博物館の目的や位置づけについてまず理解し、その基本的な活動内容や連携について整理する。次に、地域史研究での活動例を網羅し、また地域形成の視点から諸活動をまとめて、その意義について考えてみる。地域に密着した博物館活動、生涯学習支援活動の一環として今後の方向性を探る。

第7章 博物館の利用

博物館の利用者について分類し、多方面からその傾向を整理する。特に、利用者の数が最も多い「来館者としての利用」は、博物館が把握しなくてはならない重要項目であるし、館内の行動パターンについても基本的理解が必須である。また、「ボランティアとしての利用」、「共同活動者としての利用」は年々増加傾向にあり、博物館利用形態の多様化傾向や今後の「利用者とともに育む」博物館の方向性を理解しておく必要がある。

第8章 博物館と生涯学習

本章の1～3は生涯学習についての概要が記されており、「生涯学習概論」で学ぶ内容とともに基本的な理解が必要である。今日では、博物館は生涯学習の機関として位置づけられており、4・5では基本的な位置づけとそのあり方が示されている。今後の方向性を考えつつ、博物館での学習支援について整理しておく。

第9章 特論1・2

この章・項目は、博物館学学習・研究の応用編となる。科目修得試験までに必ず熟読し、博物館学や博物館研究の多様性について知っておかなければならない。

II. レポート設題

1. 設題（横書き、自筆・ワープロいずれも可、(1)は1200字程度、(2)は2000字程度）

- (1)博物館の「基本的な4機能」を項目別に重要事項を整理して記述し、次いで各項目（4機能）の相関性について簡潔に記述しなさい。（1200字程度）
- (2)博物館が地域社会に対して果たすべき役割についてまとめるとともに、地域に根ざした特色のある博物館の活動事例、およびその効果（3館以上）について記しなさい。（2000字程度）

2. 設題の解説

レポートの作成は、必ずテキストを基本として行うこと。テキストの内容を項目毎に整理し、設題に沿って見出しをつけてまとめる。個人の見解を持つことは重要であるが、レポートでの記述は最小限に留める。

(1)博物館の「基本的な4機能」は、テキストにある必要事項を200～300字ごとに整理する。欠かすことのできない基本的な理念や方針は必ず記し、不可欠な活動方法や具体的作業を簡潔に記すこと。次いで各項目（4機能）の相関性については、テキスト全体を熟読して整理して200字程度で簡潔に記述する。

3. レポート作成時の留意点

レポート設題(1)（1200字程度）における博物館の「基本的な4機能」では必ず具体例をあげ、一般論だけでレポートを作成しないこと。また、博物館の「基本的な4機能」についての整理だけではなく、相関性についても必ず記述すること。

レポート設題(2)（2000字程度）博物館が地域社会に対して果たすべき役割についてはテキストの内容に基づき記述すること。テキスト以外の資料からの情報を記述する場合は、レポート末に引用文献を必ず明記すること。地域に根ざした特色のある博物館の活動事例と効果については、各博物館の歴史や概要、一般的な事業（展示、展示解説、講演会など）を記載するのではなく、「身近な地域を対象として実施されている（た）具体的な活動事例」を示し、その活動が地域に対してどのような「効果」をもたらしたのかについて記述すること。

博物館経営論

科目担当者： 瀬 口 眞 司・堀 眞 人
テキスト： 『新訂 博物館経営・情報論』
佐々木亨・亀井修・竹内有理 著（放送大学教育振興会）
単位数： 2単位
科目区分： 博物館学芸員資格科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T203

* 2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

博物館における「経営」とは何かを考える。

到達目標

博物館経営を支える理論的基盤、行財政制度、評価法やマーケティング・広報・連携をはじめとする様々な手法、システムなどを学習し、事例を踏まえたうえで博物館経営に関する基本的な考え方、知識、手法の習得を目標とする。

事前・事後学習

テキスト・『サブテキスト』を通読し、参考文献などにも目を通しておく。そのうえで、機会があれば博物館、美術館に足を運び、博物館経営の観点から観覧していただくことを勧める。

評価方法・基準（レポート）

テキスト・『サブテキスト』を読みこんだ上で、設題意図（設題の解説）を理解して、的確にまとめられているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキスト・『サブテキスト』の内容を十分に理解したうえで、設題内容に対する的確に解答できているかを評価する。

履修上の注意事項等

人文系・自然史系の博物館を博物館学的な観点から可能な限り見学・観察すること。

授業概要

博物館経営における現状の大きな課題は、①博物館自身が持つ「経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）」の充実化、②「経営資源」をもとにした「サービスの質や内容」の向上、③博物館を取り巻く社会的な変化への対応である。

この課題を乗り越えるためには、博物館経営におけるパラダイム（物の見方や捉え方）の変換が必要だとされている。

そこで本講義では、博物館経営を支える理論的基盤、行財政制度、評価法やマーケティング・広報・連携をはじめとする諸々の手法とシステムなどに焦点を当てながら、〔Ⅰ〕博物館経営の理念・手法・形態、博物館を取り巻く社会との関わり、〔Ⅱ〕博物館教育の歴史や諸理論、展示手法、学校・地域・ボランティアとの関わり、〔Ⅲ〕経営戦略構築における情報の役割を学び、現代の博物館が抱える課題に応じた考え方の再構築を目指す。

I. 学習指導

(はじめに)

1. 本講の目的

博物館とは何か。誰のためにあるのか。何のために、なぜ必要とされているのだろうか。そして、博物館経営とは何だろうか？

博物館学とは単なる知識ではなく、博物館を活かすための実践の学問である。そしていまや「博物館経営論」は、おそらくその中核に深く関わっている。なぜならば、博物館経営とは、①博物館の顧客や利害関係者（ステークホルダー）が誰であるかを把握し、②それらのニーズに的確に答えながら次のステップに必要な革新を用意し、③状況とバランスを考慮しながら戦略的に事業を推し進めるためのものだからである。現代社会において、その戦略的な実践の必要性はますます高くなってきている。

本講の目的は、その実践に必要な基礎を学ぶところにある。受講者はこれを素材とし、博物館をより活かすためのアイデアを自分なりに育てていって欲しい。

2. 本講の構成とテキスト

本講は12の項目で構成する。メインテキストは佐々木亨・亀井修・竹内有理の各氏が編集・執筆した『新訂 博物館経営・情報論』（放送大学教育振興会2008年）とする。各項目と担当、メインテキストで参照すべき章の関係については以下のとおりである。

項目	担当	関連するメインテキスト
1. 博物館経営の定義・意味	瀬口	第1章
2. 博物館の行動規範	堀	第7章
3. 博物館教育の理論	瀬口	第8章
4. 博物館の経営基盤	瀬口	第2章

5. 経済的側面から見た博物館経営	瀬口	記載なし
6. 指定管理者制度	堀	第5章
7. 事業評価の手法とシステム	堀	第4章
8. 展示評価と学習評価	堀	第9章
9. マーケティングと利用者調査	堀	第3章
10. 博物館の広報活動	堀	記載なし
11. 博物館における連携	瀬口	第6章・第10章
12. 博物館の危機管理	瀬口	記載なし

今回のメインテキストは、通信教育における「博物館経営論」の教材としては、現在のところ最も網羅的で適している。よく読み込んで血肉にして欲しい。サブテキストでは、その参考になるであろう学習のポイントや、補足事項を示している。

ただし、博物館学の中核の1つをなす「博物館経営論」の全てを、1つのメインテキストでカバーすることは難しい。そこで、メインテキストで触れられていない事項については、このサブテキストでなるべく詳細な解説を行った。また、各講で必要な参考文献や引用文献も示しているのので、受講者はそれについても目を通して欲しい。

なお、文部科学省では「博物館の振興」に関する各種調査報告書を多数作製し、ホームページで閲覧できるようにしている。充実したテキスト・学習の素材になるので、これも各自参照を試みることを強く勧める（註1）。

【註】

1. http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1312408.htm

◆ 1. 博物館経営論の定義・意味 ミュージアムマネジメントとは何か？

1. 博物館と経営

本講では、メインテキストの第1章を参照しつつ、まず博物館における「経営・顧客・社会的使命」について学ぶ。以下の2点に留意したい。

(1) 経営とは何か？

学習の第1歩として、経営（マネジメント）とは何かについて自分なりに理解を広めてみよう。テキストでは広辞苑や経営学の入門書での定義が紹介されているが、ここでは「経営学の父」とも呼ばれる P.F. ドラッカーの定義も参照して学びたい（註1）。

ドラッカーが強調するのは「顧客」である。経営の目的は、顧客の創造とその延長線上にある企業の存続であり、そのためにマーケティングとイノベーションの連鎖が重要だと述べている。この場合のマーケティングとは、「顧客の行動を促す仕組み作り」であり、イノベーションとは「顧客の新しい満足感を創造し充足させていくこと」だと定義できよう。

従って、博物館のマネジメントとは、博物館の顧客や利害関係者（ステークホルダー）が誰であるかを把握し、それらのニーズに的確に答えていくこと、そして次のステップに必要な革新を用意しながら、状況とバランスを考慮しつつ、戦略的に

事業を推し進めることだと定義できる。「博物館経営論」とはそのために学び、実践していくべきものである。

(2) ニュー・パブリック・マネジメントの流れ

ニュー・パブリック・マネジメント理論について、テキスト12頁では①業績・成果による統制と②市場における統制の2点が特に重要だと述べられている。しかし、それに劣らず重要なのは③の「顧客主義への転換」である。

博物館経営における「成果」とは、「サービスを受けた利用者にとって意味のある便益である」(14頁6～7行)。従って、③の「顧客主義への転換」を起点に据えながら、①・②を具体的に理解しようとするれば、その実践の意義はより深いものになるし、博物館が導き出すべき本当の「成果」を手に入れる近道を見つけ出せるだろう。

またその姿勢で学び、実践しようとするれば、本講のポイントの1つであるテキスト19頁23行～20頁2行や23頁1～4行の意味の理解も深まるはずである。

学習に際しては、この姿勢をぜひ念頭に置きながら、テキストを読み込んで欲しい。

2. 博物館における使命・資源・ステークホルダー

なぜ、博物館経営において使命が重要なのかといった点について、経営論的な立場から博物館の使命を振り返りながら学びたい。特にポイントとなるのは、テキスト19頁23行～20頁2行や23頁1～4行である。また20頁3～5行も記憶に留めておきたい。これらについては、以下の補足を加えておく。

仕事一般に言えることだが、ゴールが決まらなると、方針や活動はしばしばぶれてしまう。結果、ムダ・ムラが生まれ、挽回のためにムリも生じる。博物館経営における事業の選定・計画・準備においても同様なことが言えるだろう。経営に際しては、何を最終的な目標に置くのかをまず定める必要がある。

また、ゴールの選定に際しては、保有する経営資源、顧客やステークホルダー（従業員・取引先・出資者・地域社会など）のあり方・状態等を十分に念頭に置く必要があり、特にテキスト22頁25行～23頁4行については記憶に留めておくべきである。

なお、他の講でも指摘されているように、現在、博物館には経営の改革が求められている。一般企業でも早くからその必要性が指摘され、実行されてきたが、その完遂はなかなか難しい。その改革が頓挫する原因の一例を、企業コンサルタントからの示唆を借用して以下に示しておくが、効果的で意味のある経営を目指すならば、使命や戦略をステークホルダー（特に内部スタッフ）と共有することは極めて重要で、軽視すべきでないことが理解できるだろう。

「経営改革の取組み姿勢において、経営と現場の連携が不可欠と言えます。経営改革は、トップだけの問題ではありません。トップダウンのみの経営改革は、ミドル以下の現場がやらされ感に陥る危険性があります。経営と現場が連携するとは、言いかえると、「戦略力」と「実行力」の2つの力が噛み合うということです。うまく噛み合わないと経営改革は空回りすることになります。「戦略力」は、トップの役割ですが、企業や事業の目指す事業ドメインや事業モデルの方向を意

味する全体像（ビッグピクチャー）を明示する力です。「実行力」は、ミドル以下の現場が担当しますが、戦略を施策に具体化、徹底実践する力です。（中略）真の経営改革は、経営と現場がうまく連携した改革であり、戦略力と実行力が噛み合った改革と考えられるのです。」（出典：JMAC株式会社日本能率協会コンサルティングホームページ『経営改革の知恵ぶくろ 第5回 真の経営改革に必要なものは』（註2）

【註】

1. 代表的な参考文献は以下の①だが、入門編として②③も参考になるだろう。
 - ① P.F. ドラッカー（上田惇生編訳）2001 『マネジメント——基本と原則（エッセンシャル版）』ダイヤモンド社
 - ② 岩崎夏海2009 『もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら』ダイヤモンド社
 - ③ 永井孝尚2011 『100円のコーラを1000円で売る方法』中経出版
2. <https://www.jmac.co.jp/column/detail/chie005.html>

◆2. 博物館の行動規範

1. 博物館を取り巻く状況

博物館における行動規範とは何か。博物館の歴史を紐解いていくと、それは時代ごとに移り変わってきていることがわかる。その変化の大きな要因は、社会的な状況の変化にある。博物館が日本において作られてから100年以上が経つが、その期間の大半は博物館が担う「文化」というものを経済論理・市場論理の外に位置付けられてきた。しかし、ここ10年ほどの大きな社会変化の中で「文化」をめぐる状況は、経済論理や市場論理とは無縁ではいられない状況となっている。そこで、まずは博物館の担っている役割を考えるにあたり法的根拠をしっかりと理解しておく必要があるだろう。そして、その法令の変遷から博物館に求められている役割がおのずと明らかになってくるはずである。

博物館の設置・運営にかかわる法令等で代表的なものを以下にあげられる。

- ① 博物館法
- ② 博物館法施行規則
- ③ 文化財保護法
- ④ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
- ⑤ 文化芸術基本法
- ⑥ 公立博物館の設置及び運営上望ましい基準
- ⑦ 博物館の整備・運営の在り方（通知）
- ⑧ 文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）

このうち①は博物館を定義付けている法令で、昭和26年（1951年）に制定された。ここでは、博物館を戦後日本における文化的な側面を担う社会教育施設として位置付

けている。

しかし、実は①の制定を前に③が制定されており、日本の博物館の在り方を複雑にしている。③は昭和25年（1950年）の法隆寺の金堂焼失を契機として立法化された。文化財の保護・活用をうたう法令で、①と比較するとより大きな枠組みを提示している。日本の博物館のうち、国立博物館だけはこの中で位置付けがなされており、そのため国立博物館は博物館法の枠内から外れることとなった。このことは、現在においても博物館の在り方について問題を残す要因の1つとなっている。

②は平成21年に改正された。特に博物館法における第5条「学芸員の資格」に関しては大きく見直されている。その改正の目的は、

人々の知的関心に応える「地域文化の中核的拠点」としての博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図り、また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、学芸員資格認定の受験資格等について、所要の整備を行う。（図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）平成21年）

といった点にあり、現在の博物館に求められている人材を端的に表しているだろう。④～⑦は平成2年（1990年）以降の法律および通知であるが、博物館法の細則的なもので、時代の流れを反映して情報公開や地域文化、生涯学習、学校教育等との連携を促すものである。

このように法令上で様々な視点から博物館のあるべき姿が示されているが、一方で、実態とはかけ離れている部分も少なくない。とくに近年の動向は根本法である博物館法が制定された当時と比較して、形態やニーズが多様化している。その結果、法律の枠組みに当てはまる博物館（いわゆる登録博物館）は、全体の2割程度にすぎない。さらにこの状況に拍車をかけているのが設置団体の財政的な環境の悪化である。博物館全体の4分の3が公立であることを考えるとその影響は甚大だろう。さらに、平成16年以降、いわゆる平成の大合併により市町村の合併が促進された結果、同一機能を持った類似施設とみなされた博物館・資料館は統廃合・人員削減が進むこととなった。まさに博物館の基盤を揺るがす状況にあるといえるだろう。

そのような中で、近年、法令等において大きな制定、改正がなされている。

一つは、平成31年4月に施行された文化財保護法の改正である。「地域における文化財の総合的な保存・活用」の視点から、地域において「文化財保存活用地域計画」を策定することができるようになった。これは、過疎化・少子高齢化などを背景に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となりつつあり、地域で文化財を保存・継承していくことを計画的に推進していくことを宣言しているに他ならない。

⑧の文化観光推進法が令和2年5月に制定された。この法律では文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大とおもに国内外からの観光旅客の来訪促進が重要とした。それは中核に文化観光拠点施設（博物館・美術館）を位置づけ、地域における文化観光を推進するため文化観光推進事業者（DM

〇・旅行会社・観光協会等）と連携するために拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めている。

その後、令和4年の博物館法の改正では、博物館法の目的について、従来の社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことが書き込まれた。そのうえで、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。

このように、博物館・美術館を取り巻く環境は大きく変わりつつあるといえる。社会教育施設だけではなく文化観光の拠点として位置づけられ、地域振興の一翼を担っていくことが求められるようになってきている。それは施設の位置づけだけではなく、管理運営する職員（当然学芸員も）の求められる資質や能力が大きく変わりつつあることを意味している。

2. これからの博物館のありかた

ではこれからの博物館が拠って立つべきものとはどのようなものであろうか。博物館の役割を整理してきた伊藤寿朗によれば、第一世代は「保存志向」、第二世代は「公開志向」、そして次に求められる第三世代は「参加志向」だと定義付けている（テキスト表7-1）。この伊藤の考えは1990年代前半に提唱されたもので、現在、この第三世代の博物館の方向性はかなり浸透しつつある。この第三世代の博物館の在りようとは、前述の法令等にもみられるように「博物館教育」というキーワードに行きつくだろう。そして、平成18年に改正された教育基本法が一つの重要なポイントを示している。教育基本法の第3条の新設された（生涯学習の理念）の中で

“国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。”

としている。これは現在の博物館に求められている大きな役割といえるだろう。博物館法に定めている「資料の収集保管、展示による教育、調査研究」を発展させ「集めて-伝える」そしてともに「探求する」「楽しむ」のサイクルの構築が求められてきているといえる。博物館とは決して社会から切り離されたもの、非日常ではなく、社会と日常とともにあるべきもので、それが求められる時代となってきている。

◆3. 博物館教育の理論

1. 前提としての「大きな物語」の終焉

本講では、メインテキスト第8章を参照し、博物館教育の理論的背景について学ぶ。

ここで学びたいポイントの1つは、1970年代に世界規模で起きた「価値観の転換」である。これは、学問レベルだけではなく、教育や博物館経営の考え方・方法にも影響を及ぼした。その点を念頭に置いて、我々は博物館を経営する必要がある。メインテキストの理解に際して、鍵になる要点を以下にまとめておこう。

1970年代に迎えたマルクス主義思想の終焉は、西欧中心主義・西欧近代主義の終焉

をも意味していた。近代を脱するという意味でポストモダン（脱近代）と呼ばれる思想の到来である。これが、マルクス主義思想に支配された「大きな物語」の時代の終焉である。

「大きな物語」の時代は、マルクス主義思想という特定のイデオロギーや権力が「絶対」的唯一の時代だった。それが終焉したことにより、「相対」的で「多様・多元」が重視されるポストモダンの時代へと移行した。まさに「価値観の転換」が起きたのである。

2. 博物館に影響を与えた教育理論とその応用

テキストで解説されているホリスティック教育や構成主義は、「価値観の転換」の結果として出現した。ホリスティック教育（テキスト135～138頁）の解説のうち、136頁11～16行の部分は、この第3講の核心部分に相当するので、特に記憶にとどめておきたい。なお、Holisticとは、ギリシャ語のHolos（全体性）から派生した言葉で、英語におけるWhole（全体・全て）に通じる意味として理解してよいだろう。

教育における客観主義から構成主義への転換も重要である。これは、教える側が唯一無二の解答を「絶対」として教える教育姿勢から、学習者が自らの経験や知識を活かしながら学ぶ姿勢への転換を意味する。構成主義では、学習者ごとに異なる世界が広がることに重きが置かれ、学ばれた世界は「相対」的なものとして位置付けられる。また、相対的な関係の中から新たな知を再生産していくこと（ピアジェ）や、教える立場が上からの目線ではなく協同的に援助する立場であること（ヴィゴツキー）なども重視されてきた。

テキストで解説されているハワード・ガードナー、マッカーシー、フーパーグリーンヒル、フォークとディアキングらの理論・手法は、以上のような新たな教育理論を博物館経営に応用したものであり、いずれも「1人1人の中にある可能性を引き出し、よい物が呼び起こされるような状況を作り、自己成長と自己発見を促す」ことがポイントになっている（テキスト136頁11～15行）。

◆4. 博物館の経営基盤

1. 博物館の人材と組織

本講では、メインテキスト第2章ほかを参照しながら、博物館の経営基盤について学ぶ。法に定める博物館の種類には以下の4つがあるが、最も多いのは③の「博物館類似施設」で全体の8割以上を占めている。

- ① 博物館法を法的根拠とする「登録博物館」
- ② 同法第29条で登録博物館に相当する施設として指定される「博物館相当施設」
- ③ 博物館法の縛りを受けない「博物館類似施設」
- ④ 独立行政法人国立博物館法を法的根拠とする4つの国立博物館（東京・京都・奈良・九州）

このうち、本来的には法的根拠のある施設が望ましい。従って、テキストでは博物

館法に則しながら、各職員の位置づけ（人材と組織）、施設・設備について解説している。

（１）学芸員の役割

博物館法第3条に則し、学芸員が従事すべき博物館の事業として、テキスト27～28頁に①～⑩の項目が挙げられている。補足事項は2つある。第1に、現在の同条には⑧と⑨の間に次の項が含まれている。

9. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第2の補足事項は、経営論的立場から見た「研究」に関する位置付けである。関連する項は、④博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うことと、⑤博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うことの2項目である。

特に公立博物館の場合、その公的役割と「経営」の本来の意味を重視するならば、これらの研究を学芸員の個人的興味のためだけに進めるのは避けるべきで、学芸員はこの点を充分踏まえる必要がある。公立博物館における学芸員の存在意義は、自分のためではなく、顧客のために研究するところであり、事業の企画や経営戦略の策定に際しては、この点を十分に留意することが求められる。長い目で見れば、そのような姿勢の積み重ねが、館そのもののみならず学芸員自身の社会的価値を高めることになるだろう。

（２）館長の役割

テキストでは現代の博物館経営の問題点の1つとして、重要な役割を担うはずの館長が充分経営に関与できていないケースの存在を指摘している。

非常勤館長に限らず、行政事務職系の幹部や学校長、そのOBが経営幹部になった場合、博物館の具体的な戦略を持たないまま運営したり、特定のステークホルダー（例えば出資者である都道府県市町やその首長）の意向だけに縛られて経営するケースがしばしば指摘されている。

現場で実行部隊として働く館職員を含めた多様なステークホルダーや、顧客の存在に目を向けない経営は、結果として経営の頓挫や、館の社会的意義の喪失に繋がってしまう点に注意したい。複眼的な視野をもった「ビッグピクチャー」の提示が求められる。

（３）ボランティアの導入

近年導入が進んでいるボランティア・ガイドについては、問題点も含めてテキストの35頁16行～36頁2行に解説されている。導入してもうまく活用できない場合は、学芸員が板挟みになったり、トラブルの種になる例が見受けられる。それを避けるための一策として、これらのボランティアを博物館に関わるステークホルダー（22～23頁）の一部として明白に取り扱う必要性をあげておく。特に23頁1～4行に示された意見を念頭に置き、博物館の使命・戦略・意志を共有しながら互いに向き合っていく必要があるだろう。

2. 博物館の施設・設備と財政

特に公的博物館の財政について補足する（註1）。

現在、どの自治体も財政は逼迫しており、博物館に振り分けられる予算は大きく減少し続ける傾向にある。

歳入と歳出の差額は、各自治体の単費を運営経費としてあて、予算を組むのが実態だが、その単費分を少しでも減少させるための工夫として、例えば滋賀県立安土城考古博物館では、図録等の販売収入の増加策のほかに、各地の公民館やカルチャーセンターが有料で実施している歴史講座に学芸員を講師として派遣し、その講演料を独自財源として組み込んだり、文化庁や各機関の補助金・助成金を獲得して運営資金の柱の1つにあてている。

ただ、留意すべき点は、補助金・助成金のほとんどは事業費として交付されるもので、制度上、歳出の多くを占める職員人件費に充てることができない点である。そのため、事業費（＝仕事量）は拡大できるが、人件費（＝特に正規職員にかかる人的経費＝労働力）は微増に留まり、学芸員1人あたりの仕事量が許容量を大きく超えてしまう危険も抱える。そのため、経営上のバランス感覚も同時に研ぎ澄ましていく必要がある。

【註】

1. 博物館の経営基盤としては、他にも博物館に関わる行財政制度といった側面から学ぶ必要がある。これらについては、石森秀三編『博物館経営・情報論（改訂版）』（放送大学教育振興会2004年 ISBN-10: 4595237677・ISBN-13: 978-4595237676）に詳しいので参照されたい。

なお、近年特に重要項目になっている「指定管理者制度」については、本講の第6講で詳細を述べる。

◆5. 経済的側面から見た博物館経営

本講についてはメインテキストに記載がない。そこで、以下のサブテキストをベースにしなが、最後に紹介するホームページや参考・引用文献を参照して学ぶこと。

1. なぜ経済的側面がより重視されてきているのか？

国の行政改革の一環として、平成13年度から日本の国立博物館・美術館は独立行政法人化され、企業会計にならって採算を重視した運営が要求されるようになった。

以降、独立行政法人としての国立博物館は、①文部科学大臣から国立博物館の業務運営の指針としての中期目標（5年間）を示され、この目標を達成するための中期計画を策定すること、②この中期計画に対する文部科学大臣の許可を得た上で、さらに年度計画を策定し、年度開始前に文部科学大臣に届出を行った上で事業を実施すること、③実施した事業に対しては実績を報告し、文部科学省の「独立行政法人評価委員会」ならびに総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」の「評価」を受けることになった。

また併せて、①業務運営の効率化、②国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、③財務内容の改善等の3項目もより重視されるようになった。

このような流れの中で、国からの運営費交付金は引き下げられ、反面、自己収入のノルマは大幅に引き上げられて、博物館経営における「経済的側面」がより重視されるようになったわけである。この流れは第二期中期目標（平成18～23年度）のなかでより鮮明になりつつある。

以上の動きに対し、日本学術会議の学術・芸術資料保全体制委員会は「博物館が危ない！ 美術館が危ない！」と題する公開講演会を2006年11月に開催した。この講演会には、2005年に東京国立博物館特任館長に就任した画家の平山郁夫が次のようなメッセージを寄せている（日本学術会議2006）。

「優れた文化を創造し、かつ継承するには、息の長い取り組みと目先の利益にとらわれることのない長期的な展望が必要であり、そのことによって国や地域に計り知れない貢献を果たすのです。ですから、文化芸術を蓄積し、次の世代に継承するための組織であり装置である美術館・博物館は本質的に市場原理や効率性、採算性とは相容れることがないのです。そうであるにもかかわらず、強引に効率性や採算性だけを重視するなら、消費経済のための文化になってしまい、文化が本来的にもつ創造力や影響力を失ってしまうのです。」

このような意見に対して当時の政府は、「教育や文化の面においては、損益計算書の利潤という金額だけでは測れない大切な分野があること」に理解を示しつつ、一方で「苦勞して納められた税金をできるだけ効率的に使う最大限のサービスを国民に提供するんだという意識を持つ」ことが前提であって、「知恵やアイデアを出して、どこまで効率化でき、どこまで新しい事業によって収入を得るかということ」を議論すべきだと論じている（2007年3月27日文教科学委員会「国立博物館法の改正案」について）（註1）。

確かに財政が逼迫した現代日本では、博物館経営における経済的側面は最重要課題である。平成11年度版の「博物館白書」を分析した南夏樹によれば、日本の博物館の年間収入の全体平均は7700万円であり、そのほぼ半分が入場料収入であるという。その支出と収入の差額は設置者が負担することになるが、館種別の経常支出／収入の値は、総合博物館5.96、郷土博物館1.72、美術館2.88、歴史系博物館2.20、自然史系博物館2.28、理工系博物館2.92、動物園0.97、水族館0.98、植物園1.18となり、動物園・水族館・植物園ではほぼ採算がとれているが、それ以外では全く折り合っていないことが示されている（「ミュージアムナウ 日本のミュージアムを概観する（第1回）」（註2）。どのように収入を確保していくかは極めて大きな課題だということが理解できるだろう。

状況や歴史的背景が必ずしも同一でない点には注意を要するが、海外の国公立博物館等では、かなり以前から採算やマーケティングを重視した運営が行われている。たとえばドイツのゼンケンベルク自然史博物館の状況を紹介した本間岳史によれば、当博物館では、ゼンケンベルク協会からの資金とヘッセン州やフランクフルト市などからの補助金で運営されているが、国・欧州などから補助金を得ている隣接する研究所と資金を融通しあい、ゲーテ大学とも連携するなど、運営に工夫が施されてきたという。また、1階の恐竜ホールをディスコ会場に、そして展示室を誕生パーティー会場に有料で貸し出し、良い収入になっていること、10人のグループに対して1回20ユー

口で展示解説を行って収入にしていることなどを紹介している（本間2003）。

このような海外の事例も参考にしながら、日本でも入館料以外に有料化できるところがないかなど、収益増のための模索が始まっている。次節では国の資料等を参照しながら学んでみよう。

2. 集客の方法／各館における事例と模索

本節で参照する資料は文化庁が主催する「国立文化施設等に関する検討会」の第1回の資料（H22.9.24.「机上資料3」）である。この会議の目的は、独立行政法人制度のもとで運営されている国立美術館・国立文化財機構・日本芸術文化振興会及び国立科学博物館に関して、独立行政法人化後の現状と課題を整理するとともに、今後の望ましい運営の在り方を検討する点にある。

ここで紹介する「机上資料3」（註3）は、「各法人の自己収入増大に向けた取り組み」に関するもので、①観客・入館者の増加策、②外部資金の獲得策に主眼を置いて整理されている。これをもとに、各館の取り組みを瞥見してみよう。

（1）国立美術館

東京国立近代美術館・京都国立近代美術館・国立西洋美術館・国立国際美術館・国立新美術館などの運営上の取り組み策は以下のとおりである。

①観客・入館者の増加策 「各館の特色を十分に発揮した」常設展を設けることと、「時宜を得た」企画展を開催することを掲げている。前者は、他では見られない独自性の高いもの——いわゆるキャラの立ったもの——を常設することで集客することを意味し、後者は市民・国民が見たいというもの、その流行を敏感に察知し、提供するという姿勢を意味すると捉えてよいだろう。

②外部資金の獲得策 その一助として、個人を対象とした「友の会」・「賛助会員」や、大学等の学校を対象とした会員制度である「キャンパスメンバーズ」への加入者の増大、展覧会における企業等からの支援（協賛金）の依頼といった努力を講じている。また購入経費の削減も兼ねて美術作品の寄贈受け入れもその一環として試みられているようである。

（2）国立文化財機構

東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館・九州国立博物館の運営上の取り組み策は以下のとおりである。

①観客・入館者の増加策 国立美術館と同様な策のほかに、海外の博物館・美術館との相互的な連携・協力による展覧会の開催を掲げている。他館との連携・協力による巡回展等は、企画・準備・広報のコストを抑えながら、受益者が望む多様な展覧会の提供と効果的な情報発信を目指すものと理解できるだろう。

②外部資金の獲得策 これも国立美術館と同様な策に加え、東京国立博物館では「友の会」・「パスポート」のオンラインによる申し込み受付を平成19年度から実施し、垣根・敷居を低くする努力がなされている。

（3）日本芸術文化振興会

国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館、国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場、国立劇場おきなわなどの運営上の取り組み策は以下のとおりである。

①観客・入館者の増加策 公演制作面と集客面に分けて述べる。

公演制作面で特に注目に値するのは、支持基盤・ファン層の底辺拡大を積極的に目指している点で、質と魅力の維持を前提としながら、「常連の観客に加え新たな観客層を育成を図るため」に以下のような試みを展開している。

A：初心者でも理解しやすい解説を加えた「青少年向け」の鑑賞教室公演の開催

B：帰社後でも見やすいように、遅めの時間に開演する「社会人向け」公演の実施

C：子供でも分かりやすい内容の「親子向け」の公演の実施

日本芸術文化振興会が取り扱う歌舞伎・文楽・能楽・狂言・組踊・オペラ・バレエなどの公演は、鑑賞に際してある程度の知識を要する。そのために、一般の市民・国民にとって取っつきにくいと思われがちな分野といえるかも知れない。以上の試みは、そのようなハンデを取り除くための取り組みだと言える。

翻ってみるならば、博物館も本来の受益者からすれば同様に敷居は高い。ライブであるアミューズメント・エンターテインメントの世界に比べれば、取っつきにくく、支持基盤・ファン層の底辺拡大には苦勞している。底辺拡大ができないということは、要するに収入源が増えないことを意味し、存続に関わる重要な問題に関わってくる。

かつて、日本マクドナルドの創業社長藤田田（ふじたでん）氏は、幼児・ファミリー層にターゲットを置き、ハンバーガーに景品のオモチャをつけたり、遊び場や子ども向けのパーティーコーナーを店舗に作るといった経営戦略を採用した。創業三十年後の今、かつてハンバーガーを食べて育った世代が今度は自分の子どもを連れてマクドナルドを訪れる。

この藤田氏の戦略の核心には、「幼児に味わった経験は長じても継続される」といった人間の習性へのまなざしがある。まさに「三つ子の魂百まで」をうまく活用した経営戦略だったといえるかも知れない。常連を大事にしながら、新規顧客を開拓していく試みは、博物館経営においても大いに参考になる。

一方、集客面として、国立文化財機構は以下のような取り組みも進めている。

A：宣伝広報活動の充実化——テレビ・新聞・ポスター・チラシを活用した従来の手法に加え、ホームページやメールマガジン等の電子媒体を活用した情報発信や動画発信による興味の喚起。

B：各種イベントの充実——伝統芸能各界の著名人を招いて、その世界を語る「伝統芸能サロン」の実施、親しみやすさを生み出すための基礎知識に関する「公開講座」の開催、公演にちなんだ講義や実演を行う「プレ講座」の実施、「公開稽古・リハーサル」・「トークイベント」・「バックステージツアー」等の開催など。

C：会員組織の充実——会員のためのWebサイトの立ち上げや会員限定イベントの開催、チケットの会員割引。会員限定イベントや出演者インタビューの提供といった付加価値を設けた支持基盤の拡大。

以上のうち、特にAについて補足したい。近年、特にホームページ上における

「動画配信」は大きく注目される分野に成長した。例えば歴史・考古系の博物館ならば、修理や調査の過程をコンパクトに編集・発信することで、支持層（特に若年層）の効果的な底辺拡大が期待できるだろう。

②外部資金の獲得策 日本芸術文化振興会は、外部資金の獲得の基盤として基金（芸術文化振興基金）を設け、寄付金増加への呼びかけを積極的に展開している。そのための広報活動として、広報誌・チラシ・ニュースの発行・配布、それを用いた寄付の依頼、ホームページ上での寄付の呼びかけを行っている。また、企業にも呼びかけて「基金支援企業」になってもらい、協賛した企業の広報誌などにも寄付金募集の案内を掲載依頼している。

さらに平成21年12月3日には、国立文楽劇場で「芸術文化支援の新展開 芸術文化振興基金二十周年を迎えて」と題するシンポジウムを開催し、基金設立の経緯・経過、今後の支援のあり方について広報し、併せて会場での募金箱による寄付金活動を実施している。

また信託銀行等と「遺贈信託による協定」をかわし、遺贈による寄付制度を導入している。これは信託銀行と提携し、資産の遺贈（遺言による寄付）を希望される方による寄付の手続きをサポートする制度である。

(4) 国立科学博物館

①観客・入館者の増加策 以下の策が講じられている。

- A：新たな客層やリピーターの拡大を意識した常設展示更新・特別展や企画展の開催。
- B：開館日・開館時間の拡大——正月開館、学校の長期休業期間中の月曜開館、カップルなどの利用促進のための金曜日の夜間開館、GWやお盆期間中の開館時間延長。
- C：女性やカップルの利用促進のための特別展各種割引チケット（曜日限定レディース券、金曜限定ペア得チケット）の設定。
- D：リピーターの発掘を目指したりピーターズパス制度の新設（年間1000円で常設展無料観覧）。
- E：季節に応じたイベントの開催。
- F：マスコミと連携した広報の展開や利用者の目線に立ったホームページの更新、論説委員等のマスコミへの定期的な情報提供。
- G：地域・企業との連携——自然科学になじみの薄い客層をターゲットにしたイベントの実施や、地元の財団との協力・連携により単独では難しいコンサートなどの開催。
- H：大学との連携——大学生の科学リテラシー（科学分野の事象を理解・整理し、活用する能力）の向上のため、大学のとパートナーシップを結び（平成21年度実績53大学）、大学生の利用促進を進めるとともに、進行中の大学等の研究機関における研究の意義や過程、成果を紹介する催しの開催。

以上のうち、Gについて補足したい。この策は、なじみの薄い客層、別の分野とのコラボレーションによって、新規客層に自らの領域になじみを持ってもらう手法として注目すべきだろう。そういった意味で、博物館内で異分野のイベント

(コンサートなど)を行う効果は期待できる。ただし、重要なのは土俵を貸しただけに終わらせない努力である。その機会に新規客層に自らの領域の魅力をいかにアピールするかが最も大事なポイントになるだろう。

同様な考え方は、外部資金の獲得における「施設貸し出し」についても言えるかも知れない。貸し出すことによって資金を獲得すると共に、折角の機会に自館や取り扱っている資料の魅力を積極的にうまくアピールすることで、資金獲得以外のもう一つの効果を生み出していく必要もある。

②**外部資金の獲得策** 他と同様に、賛助会員制度の促進、募金、施設の貸し出しなどを模索している。

(5) そのほかの試み

「国立文化施設等」が試みている以上のような工夫以外にも、全国の博物館で様々な試みが実験されている。例として、以下のものがあげられる。

①**ミュージアムショップの活用** ミュージアムショップは、もともと展覧会図録を販売するスペースだったが、近年は各館独自の魅力を発揮する場として、そして見学者の関心の維持・向上のためにも活用されつつある。また館運営のための収入源として、レストランや喫茶コーナーと並んで重視されており、積極的な開発と活用を進めていく必要がある。

②**メディアとのタイアップ** テレビや映画のロケ収入のほかに、「テレビで放映されると、来館者数や販売が増える。メディアの戦略効果は非常に大きい。」という意見もしばしば聞かれる(平成20年度第1回千葉県博物館協議会議事録(註4))。そういった意味では、各都道府県の商工観光労働部局内等にある「ロケーションオフィス」や「ロケーションサービス」といった機関との連携・協力も積極的に推し進めていく必要があるかも知れない。

3. 現状の問題点・課題

(1) 「制作面のひずみ」に関する危惧

上記②の「メディアとのタイアップ」や、様々な館で試みられている「時宜を得た」展覧会の開催は、確かに効果的である。ただ一方で、テーマが偏ったり、企画自体が他人(メディア)任せになる恐れもあるため、注意が必要である。

例えば、大阪歴史博物館では、平成20年度にNHKの大河ドラマと連携した展覧会として「天璋院篤姫展」を誘致・開催し、当初見込みを上回る実績を残した。また平成15年度の「トルコ三大文明展」のような、幅広い年齢層の方が多数観覧するイベントを開催すれば、有料率、観覧料収入があがることも指摘されている(平成22年度 第4回 大阪市行政評価委員会大規模事業評価部会資料補足資料14「大阪歴史博物館の収支計画と実績について」(註5))。しかし、篤姫やトルコ三大文明の展示から、「大阪の歴史」を掘り下げることができたのか、といった観点からは評価が分かれる。

同様な問題は海外でも起きている。たとえばイギリスでは、運営経費を工面し、広報を担当する資金調達・広報部門と、展示・研究を担当する部門は明確に分離されている。玄人向けのテーマで集客が見込めない場合、資金調達・広報部門から企画にストップがかかり、わかりやすいが面白くない(文化的意義の小さい)展示

ばかりしている館も出現しているという（蔵屋美香・青木淳「美術館の現場から〔3〕」（註6））。

収入・収益の観点からしか発言しないステークホルダーの意見に縛られると、以上のようなことが起こりえる。そのため、先に挙げた大阪歴史博物館でも収入面に拘泥することなく、バランスよく多様なテーマを取り扱っている。極めて難しい問題だが、年に数回ある展示機会をうまく活用し、収益を重視する企画や、館本来の趣旨の1つである学術面を重視した企画などを巧みに織り交ぜていくのも1つの解決策かも知れない。このように長期的な目で見ながら、顧客からの評価を下げない工夫と戦略を講じていく必要があるだろう。

（2）制度面の課題

この課題については、井上洋一の次の指摘（井上2007,pp14）が重要である。

「平成18年度の予算査定において自己収入予算（ノルマ）が一挙に5割アップの約10億5千万円となり、これに伴い運営費交付金の額は大幅に削減されることとなった。このような直近の実績に基づいたノルマの算定方法では、自助努力により収入を上げれば上げるほど運営費交付金が削減されるという結果になってしまう。独立行政法人の経営にとって、インセンティブがあることが極めて重要であり、今後、限られた施設・人員の中で自己収入を増加させてきた法人の努力が正当に評価されるような仕組みの確立が重要な課題である。」

インセンティブ（incentive）とは、モチベーションを誘引するものであり、金銭的報償、社会的評価、自己実現の場の提供などを意味する。逼迫する財政と博物館経営の間で、どのように折り合いを付けていくかが重大な課題となっている。

（3）土壌の違いの克服

日本における国立博物館等の独立行政法人化は、イギリスをモデルにしている。イギリスにおける法人化は、国家財政立て直し策の一環として1980年代のサッチャー政権下で政策化された。日本における独立行政法人化は、その戦略を輸入した形になっているが、イギリスと日本とでは取り巻く背景や文化的・社会的土壌が違い、そのまま輸入してもうまく機能しない。この点に気づき、克服していくことが大きな課題となっている。

蔵谷美香によれば、例えばイギリスでは「お金のある人がチャリティーで社会的な事業に出資する、という独特の伝統」があり、「これが美術館の資金集めを可能にしている側面がある」という。日本ではそうした伝統が弱く、寄附による税制の優遇措置も整備されていない。

さらにイギリスの政府には「お金儲けだけには還元できない美術館の社会的な存在意義をある程度認めようとする姿勢がある」のに対し、日本では「こうした理念的な問題はいまだ置き去りにされたままで、ただ収入増加の掛け声だけが大きくなって」と指摘しており、これらの点の克服が大きな課題となっている（註7）。

また、イギリスではファンレイジング（資金調達）や魅力的なショップ運営により収益をあげ、自己資金の比率を上げるための分野は、専門的なプロフェッショナルの仕事として位置づけられているという。日本でも「外部資金の獲得」を最重要課題としてあげているが、「先行例であるイギリスが苦しみながら現在の状態に

たどりついた」ように、覚悟をもってその分野を成長・熟成させていく必要が指摘されている（註8）。

【註】

1. http://www.inoue-satoshi.com/kokkai/2007_166/bunkyou_070327.html
2. <http://www.tansei.net/column/minami/nol.htm>
3. http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/kokuritsu/01/pdf/kijyo_shiryō_3.pdf
4. <http://www.chiba-muse.or.jp/kyogi/080827gijiroku.pdf>
5. <http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/cmsfiles/contents/0000118/118646/02.pdf>
6. http://10plus1.jp/dialogue/008kuraya/dialogue8_1.html
- 7・8. 上記6に同じ。

【引用文献並びに本文で示したものの以外の参考文献】

- 井上洋一2007 「国立博物館の現状と課題」『学術の動向2007年2月号』
 日本学術会議2006 『公開講演会博物館が危ない！美術館が危ない！－指定管理者制度・公共サービス改革法の落とし穴－』
 本間岳史2003 「ヨーロッパ博物館事情（4）－ゼンケンベルク自然史博物館2－」
 『自然史だより第52号』埼玉県立自然史博物館

◆6. 指定管理者制度

1. 地方自治法の改正

地方自治法第244条の改正が2003年（平成15年）に行われた。第244条とは地方公共団体の設置する施設（図書館・博物館・美術館・公民館・文化ホール・スポーツ施設・公園など：以下公共施設と省略）について定めた条文である。この改定以前には公共施設の管理・運営は、地方公共団体もしくはそれに準ずる団体が担うものと定めていた。準ずる団体とは、地方公共団体が出資する法人（いわゆる外郭団体）・公共団体（土地改良区・商工組合・健康保険組合等）・公共的団体（公団・事業団等）である。

この改正の大きな目的は、民間の経営手法を行政に取り込み、さらなる効率化とサービスの向上を図ることであった。新公共経営（NPM：New Public Management）、小泉政権時代のキーワードとなった「官から民へ」の号令のもと進められた行政改革の一環として位置付けられる。従ってこの第244条改正とは、それまでの管理委託制度から指定管理者制度への移行を意味するものだったといえる。同様の流れの中に「PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法）」や「市場化テスト」などがある。

2. 指定管理者制度の現状

この改正では、3年以内（平成18年9月1日まで）に、管理委託制度を採用している施設の管理方法について、地方公共団体等による直接管理か、指定管理者制度に変更することもあわせて定められた。そのため、公共施設の当初の設立目的に立ち返って検討を重ねた地方公共団体では、管理委託制度から改めて自らが直接管理運営する形へ移行した場合も多くみられた。

最新の平成30年4月1日時点で、76,268施設において指定管理者制度が導入され、そのうちの4割で民間企業等（株式会社・有限会社・NPO法人）が指定管理者となっている（総務省自治行政局調査）。指定管理期間は1年から10年以上と幅広く必要に応じて設置団体が決定することができるが、平成30年調査で指定管理者制度を導入している施設では、約70%の施設で5年、約15%の施設で3年の期間が定められ、導入されている。

3. 指定管理者制度の課題

博物館に限っていえば、指定管理者制度を導入しているのは4,327館中1,308館である（約30% 博物館および博物館類似施設：平成30年社会教育調査 文部科学省）。指定管理者制度導入期に、民間指定管理者として選定された長崎歴史文化博物館（乃村工藝社）や鳥根県立美術館（サントリーパブリシティサービス）（テキスト90頁～94頁（2）・（3）参照）は非常に注目を集めた。以後にも佐賀県立宇宙科学館・青森県立三沢航空科学館・多摩六都科学館・埼玉県立川の博物館・浜松科学館・高浜市やきもの里かわら美術館（以上乃村工藝社および企業連合）、壱岐市立一支国博物館（パブリックビジネスジャパン）、山梨県立美術館・山梨県立文学館・山口県立美術館・山口県立萩美術館・山口県立浦上記念館等（以上サントリーパブリシティサービス）と徐々に増える傾向にあるといえる。

導入状況をみていくと研究・資料保管収集・展示等の専門性の高い学芸部門は従来どおりの直営方式、施設管理業務を主に行う総務部門や広報等を指定管理者の業務範囲とする場合が多いようである。施設管理や広報等は、比較的類似業務を抱える民間企業が多く、指定管理者として応募しやすいことが大きく影響しているともいえる。

現在の状況から今後の指定管理者制度の導入状況を見通すと、指定管理者側の視点で見れば実績とノウハウの蓄積により、経営リスクを最小限に抑えながら大規模に展開することが可能となり、よりスケールメリットを生かせる状況が形成されつつあるといえるだろう。そして、設置団体側から見ると、管理者が実績を積んだことで生じた安心感が大きく作用し、指定管理者をより選定しやすい状況が生じるだろう。今後、設置団体の財政的な状況の悪化を考えると指定管理者制度の利用はより進み、民間団体の参入も促進されていくと予想される。

博物館に指定管理者制度を導入するにあたっては、当然ながらメリット・デメリットがともにある。だからこそ設置者は館の置かれている状況をしっかりと分析したうえで導入の是非、形態を考え、判断を下すべきである。この制度を導入する形態一つをとっても多様であり、博物館の立地する地域の特性や館の成り立ち、今までの実績等を踏まえたうえで、数ある運営形態を検討し、選択していくべきであると思われる。

指定管理者制度のメリットは民間団体の経営的な努力や創意工夫を通じてサービス向上や地方公共団体の財政的な軽減を図れることにあったが、導入状況をみると後者（財政的軽減）の目的がクローズアップされ、前者（サービス向上）のメリットが発揮されていない状況も多くみられる。具体的には指定管理者の撤退による継続的なサービスの停止、コスト削減にとまなうサービスの低下や、適切な人材の確保・育成が困難になったケースなどである。実際、壱岐市立一支国博物館では、開館以来博物館を指定管理者として管理・運営してきた株式会社乃村工藝社が、次期指定管理者に応募しないことが明らかになり、以降の博物館運営に大きな影響をあたえることが問題視された。

このような不具合を起こさないためにも、設置者は博物館が本来維持していかなくてもいけない役割をしっかりと見極め、その中で最大限の効果・効率を追求すべきである。指定管理者制度の課題は、導入の是非にあるのではない。設置者が館の設立目的を理解できているか、博物館の役割を十二分に発揮できる形態が模索できているかといった点こそが問題で、その中の選択肢のひとつとして、指定管理者制度を活用する姿勢が求められているのだろう。

【参考文献】

金山喜昭編2020 『転換期の博物館経営』 同成社

◆7. 事業評価の手法とシステム

博物館における事業評価は、館の存在意味を再確認する機会となる。それは自分たちの向いている方向や、当然のように求められる費用対効果の確認作業である。事業評価とは「どうして必要なのか」を常に自ら問う作業でもあり、社会的・経済的な環境の急激な変化に対応していくためにも欠くことのできない作業ともいえる。

1. 法的な根拠とその意義

平成20年度の博物館法改正に伴い、第9条で「博物館は、当該博物館の運営状況について評価するとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るための必要な措置を講ずるように努めなくてはならない。」としている。また、平成15年に出された「公立博物館の設置および運営上の望ましい基準」の第12条においても「博物館は、事業の水準の維持向上を図り、当該博物館の目的を達成するため、各年度の事業状況について、博物館協議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とある。

博物館の事業評価には、組織的・継続的に改善を行う体制作りを推し進める効果が期待できる。評価は、その基準の策定や自ら設定する目標に対してどれだけ到達できたかを見ていくわけであるから、それを継続することは、計画・実施・点検・改善が常に行われることを意味している。そして、この評価の過程において博物館内部・外部とのコミュニケーションがとられ、事業評価を公表することにより設置者や地域社会に対して説明責任を果たすことにもなる。

2. 事業評価の主体と評価方法

事業評価の形態は大きく二つに分けることができる。それは、博物館が主体となつて行う評価と、設置者が主体となつて行う評価である。

博物館が主体となつて行う事業評価の1つは、館長（博物館の経営責任者）のリーダーシップのもと、職員が中心となつて行う自己評価である。また、外部にその評価をゆだねる方式もある。これは博物館協議会のように学識経験者や地域の代表者等からなる組織や、そのために新たに設置した第三者的な機関によって行われる。

対して、設置者による外部評価には、所管する部局の行政評価（公立博物館の場合）や指定管理者評価（モニタリング）などがある。

評価の方法は数値目標を設定し、その達成度合いを数値で示して分析・判定する定量評価、数値で目標を設定せずに分析・判定する定性評価などがあり、項目ごとにそれらを使い分ける方法もある。そして、評価する区分としては現在の状況を踏まえながら、中長期の目標と年次ごとの短期的な目標を設定する。その際には目標や項目が妥当であるか、計画が実現可能であるかなどを十分に確認する必要がある。

実施後は各機関で項目ごとの目標の達成状況を確認し、成果と課題を明らかにすることが重要である。

3. 評価の実施から改善

事業評価をおこなってもその内容が共有されていなくては効果が半減してしまう。そのためには、評価結果の公表・周知を前提とし、その分析・判定の過程で明らかになった改善点を速やかに次時期の事業計画に反映させるべきであろう。そして、それは当然、予算編成に連動させ実効性を担保しなくては評価制度自体が意味を成さなくなってしまう危険性がある。しかし一方で、評価結果を分析していく上で短期的に改善できる課題、設置者を含めた関係者の理解を得ながら進めていかなくてはならない課題、さらには博物館の基本的な方針にかかわる課題と改善の主体となるレベルにより整理して取り組む必要もある。（なお具体的な評価制度はテキスト67～73頁・79～81頁参照）

事業評価は、あくまでも博物館の質の向上を目指すものであり、評価制度が実効性のないものであったり、評価の意図が不明瞭・不適切であったりすれば、評価業務そのものが負担となり、通常業務に影響がでることもある。一般的に会計的な複数の監査や予算時の査定等、通常業務においても形を変えた事業評価が存在しており、それらとの整合性や連携などを考慮しながら、効果的にそして継続性をもって取り組めるシステムを構築していかなくてはならないだろう。

◆8. 展示評価と学習評価

1. 本講の目的

博物館情報を発信する情報伝達の手法として「展示」と「陳列」がある。

この内、「陳列」は物を並べるという行為に主眼が置かれ、来観者が並べられたモ

ノの持つ力を来観者各々の感性により受け取ることを目的とする。そのため、美術館系の施設においてこの手法が取られることが多い（テキスト147～148頁）。

近年の博物館事業の中で大きな話題を集めた「阿修羅展」が、歴史遺産を扱いながら「陳列」手法を用いた典型的な事例である。また、このような圧倒的な力を持つ歴史遺産の力に頼り、集客を図るといふ博物館経営の手法が、大規模博物館を中心に広まりつつある。

圧倒的な資金力や人的資源に恵まれた施設ならば、このような事業展開も可能だが、多くの博物館施設においては、所謂スターに登場を願って集客を図るような事業展開は困難である。一方、地域に伝えられた、あるいは地域で生み出された隠れた作品に焦点を当て、これを「陳列」する手法は有り得る。しかし、そのためには、その作品の生み出された背景、特色等の情報を同時に提供しなければ、来観者の観覧目的を充足することはできない。ここにおいて、一次資料とともに解説や写真等といった二次的資料（手法）を加え、情報提供を行う必要が生じる。この手法が「展示」である。多くの歴史系、自然系の博物館においてはこの「展示」により情報の発信が行われている。

特に、歴史系展示の場合、資料そのものを見て貰うことも大切であるが、その背景にあるストーリーを知って貰うことが重要であり、来観者の認知的要素が強いことが特徴となる（テキスト148頁）。

今後、多くの博物館経営において、「展示」の持つ意味と機能、さらに効果を認識し、これと社会の要請（観覧者の求めるもの）との整合を図ることが不可欠となる。

2. 展示の文脈性（展示コンセプトと学芸員の意図）

博物館や美術館で展示されているものは、それが本来あった場所から切り離されて、別の空間で、学芸員が再構築した新たな文脈の中に置かれることになる（展示の理解を助けるための具体的な手法と事例についてはテキスト151頁～を参照すること）。

ここで重要になるのが学芸員が伝えようとする文脈が理解できないと、展示そのものが理解できないということである。これが展示の抱える難しさであり、観客の理解を妨げる要因となっている（テキスト149頁）。

学芸員にとって、展示のストーリーを構築することは、その知識、専門性、社会的使命を果たすために不可欠であるが、同時に多くの労力を要する。従って、安易に「陳列的」な展示に流れてしまう場合が多い。このことは、観覧者にとって「ここから何を得たらよいのか解らない。時間と金銭を投じた意味がない。」という評価に繋がりが、博物館離れを起こす大きな要因となる。これは、博物館経営においては致命的な現象であることは謂うまでもない。

反対に、学芸員が示す展示コンセプト、展示ストーリーが専門性あるいは独善に走り、観覧者にとって理解しがたいものとなる場合もある。また、博物館の設置者の意図（博物館の展示に対する基本的な方針）の制約を受ける場合もある。

2011年に滋賀県立安土城考古博物館で「武将が纏った神仏たち」という展示をおこなった。展示では、戦国武将が戦勝の祈願を寄せた仏像、神像をその成立、発展、沈静という過程を実物資料と共に解説したが、その展示ストーリーの最終段階において、

近代の国際戦争における軍人の軍神化をどのように表現するかについて議論があった。すなわち、公立の施設において、特定の主義・主張（それが歴史的に正しいものであるとしても）に与すると受け取られる展示は、避けるべきではないかという考えがあるからである。結果として、展示エピソードで、軍人が軍神となり祀られているという現実を客観的に展示するに留め、この歴史的意義に関する評価は行わなかった。

このように、行政が設置した博物館の場合、そこで働く学芸員は、行政の定めた施策や方針に反して、自らの意見や考えを展示という「公共」の媒体を通して主張できないという制約を抱えていることを理解しなければならないし、経営自体もそのバランスを身につけておかなければならない（テキスト150頁）。

いずれにしても、博物館の展示（学芸員の意図）が、そのまま来観者に伝わるとは限らず、その間にある程度のギャップが生じることは否めない。このギャップが広がると来観者離れに繋がってしまう。

3. 展示評価

この博物館と来観者とのギャップを埋めるための予防措置として「展示評価」があげられる。

展示評価とは、比較的新しい手法で、日本においては2000年に琵琶湖博物館で行われたシンポジウムから注目をあつめるようになった。

展示評価は、通常展示を造る次の三つのプロセスについて行われる。①企画段階評価、②制作途中評価、③総括的評価であり、それぞれの手法についてはテキストを参照されたい（テキスト160頁）。

展示評価は、上記の通り博物館経営上きわめて有効なものであるが、メインテキストの筆者が「日本の博物館においても定着してゆくことが望ましい」と認めているとおり、未だ日本の博物館では定着はしていない。この背景には、評価を行う専門の機関もしくは、博物館と利害関係のない立場の評価者が不足しているためである（倉田・矢島1997、307～312頁）。

博物館内部における評価は、主観に流されるおそれが大きく、身内に甘い評価になる場合が多い。また、否定的な評価が下された場合には、博物館内の人間関係の悪化を招くなど、むしろ弊害が大きい。このために、博物館と直接利害関係を持たない「者」の評価を必要とするが、日本ではそのような機関、人材が育っていないのが現状であり、これに類した行為を行う場合には相当の費用負担が生じる。

このような博物館を取り巻く状況は、社会における博物館の位置付けが確立されていない日本の現状をあらわしている。

4. 学習評価

博物館を経営する上で、情報発信段階での評価（展示評価）に加え、博物館からの情報が、社会に有効に浸透しているか否かについても評価する必要がある。これを学習評価という。

学習評価は、今後の展示計画に重要なヒントを与えてくれるほか、博物館そのものに対する社会的な評価に繋がるものとして重要であると考えられているが、これも、

その具体的な手法は日本では確立していない。イギリスにおける事例がテキストに掲載されているので参照されたい（テキスト161～163頁）

5. まとめ

展示評価、学習評価についてメインテキストでは「展示や教育プログラムはそれを利用する観客がいてはじめて意味を持つ。観客の視点に立った展示づくりと教育プログラムを企画するためには観客の心理的、認知的、情緒的側面など、様々な側面から分析する展示評価や学習評価が欠かせないものであることがわかる。日本の博物館においてもそのような評価に対する理解と実践が定着することを期待したい。」と結んでいる。これらの評価が、博物館展示が社会を構成する要素として認知される上で不可欠であることを認めつつ、それが具現化できないジレンマを感じさせる表現となっている。今後の博物館経営における重要な課題として受け止めておきたい。

【参考文献】

倉田公裕・矢島國雄1997 『新編博物館学』 東京堂出版

◆9. マーケティングと利用者調査

1. マーケティングとは

マーケティングという言葉聞いたことがない人はほとんどいないだろう。しかし、実際にマーケティングの意味を理解している人はあまりいないのではないだろうか。それはマーケティング＝消費者調査と理解している人が多いからである。消費者調査はマーケティングにおいて重要な課題ではあるが、それがすべてではないのである。

ビジネスコンセプトには大きく3つの視点が存在する。その視点の比較によりマーケティングの意味が鮮明になるだろう。一つは「製品コンセプト」、これは「価格が手ごろで、品質が良く、有用性に優れた製品を顧客は求めている」という前提でビジネスをすすめる立場である。次は「販売コンセプト」である。これは製品を購入してもらうにあたって、売り込みとプロモーション努力に頼る立場である。そして最後に「マーケティングコンセプト」である。マーケティングの最終目標は、販売活動が不要になるところまで顧客を知りつくすことである。前2つのコンセプトは内部から外部へアプローチしていくものだが、後者は外部から内部へ還元していくという点で方向性が大きく異なる。つまりマーケティングとは、顧客のニーズを起点として市場の状況を正確に把握し、顧客が満足する手段を内部に促す活動なのである。

2. マーケティングとその利用

このような説明を行うとどうしても企業のような営利企業を想像してしまうが、このマーケティングの考え方は現在、博物館のような非営利組織にも有用なことが理解され、活用されるようになってきている。たとえば、大学である。大学は確かに営利企業的な面がないとはいえないが、教育システムの一端を担い、そのために税制上の優遇も受けている点からみれば非営利組織といえるだろう。近年の少子化の影響で、

今後大学にとっての市場は縮小傾向にあり、学生獲得を巡る競争が激しくなることが予想されている。その中で大学は、教員を高校に出向かせて模擬授業をおこなったり、大学キャンパスを公開して高校生に見学してもらうことを実施している。また授業内容の質の向上のために授業評価をおこなったり、授業料の値引きや学生のニーズのある学部や学科を開設したり、社会人を対象とした専門大学院や夜間部を充実させる試みを実施している。これらは十分にマーケティングに基づく活動といえよう。

マーケティングには「商品」だけではなく、「人」をプロデュースするための活動もある。例えば、政治家を作るのであれば選挙において票を獲得するための、芸能人として成功するのであれば、支持してくれるファン層を拡大するためのマーケティングが必要となる。また、観光地や商店街などの「場所」や何らかのキャンペーン（禁煙や赤い羽根募金、交通安全など）の「アイデア」もその対象となりうる。これらをみれば、博物館においてマーケティングの必要性や重要性が見えてくるのではないだろうか。

3. 調査の前提と実施

マーケティングの根幹を成すのは、自分たちの存在意義を考え、それを明確にすることであろう。つまり、それは「自分たちの事業は何か」「顧客はだれか」「顧客にとっての価値は何か」「自分たちの事業のこれからはどうなのか」「自分たちの事業はどうあるべきなのか」といった問いに対し、組織としての明確な答えを持つことである。これらを組織で共有することにより、個々人のすべき役割が明確になるのである。では博物館における顧客とは誰なのか。博物館には確かに入場料を払って展示をみしてくれる利用者が存在する。しかし、現在、入場料収入のみによって成り立っている博物館は皆無に等しいであろう。では、博物館をささえる顧客として最も上位に位置付けられるのは誰であろう。博物館を支えている財政的な基盤の多くの部分は税金からなる。その意味では利用者を含めた地域が最も大きな顧客であるだろう。そして、博物館が行うべき事業はこの顧客の価値にこたえるべきものでなくてはならないであろう。

博物館の顧客のニーズを把握するための前提として「利用者はどのような動機で博物館を訪れるのか」「競争相手はどこなのか＝同様の性格を持つ施設・イベント等」「マーケットはどこなのか」などにたいして仮説を持っておくことが必要である。この仮説を証明するために様々な手法を使うのである。たとえば、もっとも一般的なマーケティングの手法である利用者のアンケートにおいて、自分たちの知りたいこと（仮説）が明確でなければ、適切な設問を設定することができず、せっかく時間を割き、協力してもらっても、アンケートの効果を得ることはできない。調査を実施する際に最も注意しなくてはならないのが、調査自体が目的ではなく、調査によって得られた顧客の情報を経営に反映させ、顧客に還元していくことを目的としなくてはならない。その意味でも、顧客の立場を考慮した適切な方法を選択し、当然その成果を目に見える形で提示していかなくてはならない。顧客（利用者）の調査方法や具体例はテキストの47～59頁を参照してもらいたい。

最後に博物館のマーケティングにおいて考慮していかなくてはならないことを述べ

ておく。それは自分たちの持つ資源（人・財政・モノ）を正確に把握しておくことである。これを怠れば、最大限顧客のニーズにこたえるために、保有しているもの以上の「無理」をすることとなり、費用対効果やサービスの質、職員の士気の低下を招き、結果として顧客のニーズにこたえられない事態を引き起こしかねない。例えば、営利企業であるならば、顧客のニーズに最大限にこたえるために、価格の値下げや品質の高度化を講じるが、経営資源を見誤ると、利益が生まれなくなる。結果、企業として疲弊し、ニーズに対して継続的に応じることができず、顧客離れを生み出してしまう。このように、自分たちの置かれている環境を正しく把握し、身の丈に合った目標をたて、自分たちの資源を正確に把握する努力は、経営にとって不可欠なものである。

◆10. 博物館の広報活動

1. 広報の目的

通常の生活の中でもっとも目にする広報といったら何であろう。多くの人がテレビCMと答えるに違いない。では、このCMの目的は何であろう。多くは、自社の製品をアピールして購買を促したりすることを目的としていたり、また、直接的な製品の購入ではなく企業イメージの向上を狙ったものもあるだろう。その製品や会社に対する知名度を高め、結果として購買を促すことがその目的である。さらには、多額の費用がかかるテレビCMに経費を割ける企業という印象を消費者に与えられれば、心理的な安定感も演出できるかもしれない。これらは、企業の利益にプラスとなる効果を当然ねらったものであり、かける費用以上のものが還ってくることを前提にしてプロモーションされている。

では、博物館が行う広報活動とは何が目的となるのか？

それは博物館を知ってもらうことに尽きるだろう。博物館でどんなに良い企画や展示を行っていても、博物館の存在を認知してもらっていないければ、興味を持ってもらうことすらかなわず、ましてや足を運んでももらうことなど不可能に近い。

つまり、博物館の存在や企画展や特別展の実施を周知する方法が広報活動なのである。広義の意味での情報公開といえるかもしれない。しかし、営利目的の民間企業とは違い、広報活動を行うことにより金銭的な利益を得るわけではない。それは、大多数の博物館が入館料収入だけで成り立っているわけでないため、入館者も含め、地域社会をはじめとする、より多くの人に利用してもらうことが目的となる。そのためには、やはり周知させることが不可欠なのである。

2. 情報の発信方法・手段

広報の手段としては、大きく三つを挙げることができる。まず一つ目として博物館だけではなく、日常生活で最も目にするいわゆる「広告」を挙げることができるだろう。その身近な様態としては、チラシ、リーフレット、ポスター、新聞等の掲載広告、電車・バスなどの吊り広告などがある。これらの特徴は、自らの意思で時期・方法・内容・体裁を決定することができる媒体だという点にある。従って、戦略的に展開す

ることが可能である。一方で経費的な部分で計画性が求められ、費用対効果の面で方法・場所等をしっかりと検討しなくてはならない。

二つ目には、新聞をはじめとしたマスコミ向けの資料提供（プレスリリース）や記者発表・内見会などである。この方法の特徴は、発信する内容（メディアに掲載される）はあくまでも新聞社等の担当記者が作り上げるものであって、博物館としては情報ソースを提供するに留まる点にある。ポイントとしては担当記者の興味を引くかどうか重要であり、通り一遍の情報だけでなく、企画の面白さや展示の目玉、エピソードを紹介することで、専門的な知識がなくても理解できるような資料を作成することが重視される。また、提供先は地方自治体の記者クラブだけではなく、地域の広報紙、フリーペーパー等の情報誌なども有効である。そのため博物館の個々の特性を踏まえた提供先リストを作成しておくことが必要であろう。つまり、常に博物館の利用者の主たる居住範囲、来館者の年齢層等を正確に把握しておくとともに、開催する展覧会等の内容とマッチする提供先も把握しておかなくてはならない。

三つ目は、近年、情報ツールとして欠かすことができないホームページ（HP）やメールマガジンなどの情報発信方法である。これは、即時性・速報性が高いことが大きな特徴である。現在、多くの博物館で開設されているHPは、利用者が一定の意思をもって（情報の収集や確認等）選択的に閲覧するため、博物館への来館につながる可能性が高い。ただし、顧客が見たい必要な情報を掲載していない場合は、マイナスのイメージを持たれる危険性も孕んでいる。このことから、日常的な情報の更新ときめ細かな情報の発信が不可欠である。

これらの主要な手段以外に、共催や後援等を他団体から受けることにより広報効果を上げる手法もある。後援をマスコミ関係各社からもらうことにより、積極的に記事として扱ってもらえたりする。また、展示のテーマに沿った団体（展示物にかかわる団体など）の後援を受ければより確度の高い広報戦略を展開することも可能となるだろうし、同様の展示企画を実施する博物館との連携を行うことにより、広報範囲を広げることができるだろう。その意味では、事業計画の段階で多方面への接触を行う必要があるだろう。そして、常に情報のアンテナを張り巡らせ、人脈の開拓も仕事の一つとして認識する必要がある。

3. 広報の発信時期

前述の方法・手段では、それぞれのもつ特性により効果的なタイミングがある。チラシやポスターの掲示は、展示が始まってから配布したりしては当然遅いし、一方で展示の開催時期よりかなり早く行ったとしても逆に効果が薄れてしまうこともある。それらの点を勘案すれば、1～2カ月前辺りに行うことが妥当だと考えられる。ただし、それは詳細な内容の広報であり、開催自体の告知は年次計画等で予告したうえで行うことが効果的であろう。また、配布する範囲や規模等は常に関心を払い、最少で最大限の効果を上げることを目指していく必要がある。また、マスコミへの資料提供もマスコミ側が年々取り扱う情報も増えていることもあり、記事として優先的に取り扱ってもらうためには事前に提供予告を行ったうえで実施することが良いだろう。また、内見会（内覧会）などの開催は、展示開幕前日等の資料がすべてそろった時点で、

学芸員が生解説を行いつつ、取材に訪れた担当記者の質問に丁寧に答えながら実施することも重要である。

HPでの情報の発信では、チラシやポスターの扱いと同様に、長期的な告知と短期的な詳細な情報発信を使い分けることが重要であろう。また著作権法に関連する事項にも注意が必要である。チラシやポスターの作製時にも、使用する絵や図柄、写真には使用許可が必要な場合や転載に関する注意事項が伴う場合が多い。印刷枚数などが限定される上記の広報媒体に比べ、HPは不特定多数の閲覧・利用がなされるので、転載等に伴うトラブルが生じやすい。従って、当初からHP上での利用を想定して著作権者などに使用許可等を申請するべきだろう。その上での活用であれば、どこでも、いつでも、だれでも常に見ることができる情報発信ツールとして効果が高く、非常に優れている。

4. 広報における予算・費用

広報を展開するうえでは、予算の確保は重要である。人件費や事業費と比較すると直接的な経費ではないためその獲得も困難が生じやすい。チラシやポスターの印刷費、郵送料、ポスターや吊り広告の掲載費、新聞広告への掲載費等、一定の経費が必要である。また、HPの運営などでは専門的な技術が必要な面もあり、外部委託も含めて人件費（委託料等）が必要となってくる。

近年、財政難のため真っ先に削られる項目として広報関連の費用が挙げられるが、これを行うと必ず来館者の減という形で影響が出て、そのため更に予算を減らさなくてはならなくなるという悪循環に落ちいってしまう。だからといって多くの予算を広報費につぎ込めば、「広報」と「実施する事業」との経費的なバランスが崩れ、本末転倒になりかねない。「広報」と「実施する事業」は両輪で、バランスを取りながら常に試行錯誤を繰り返し、見直していくことが重要である。そして、より少ない予算で最大の効果をあげる方法を見極めなければならない。

5. 広報の効果の検証

周知させるという意味で広報が重要なことは前述のとおりであるが、ルーティーンワークの中でこなしていけばよいものではない。広報する展示の内容によって広報する先やその規模は常に検討し、事業終了後、その効果を検証することが必要である。これは、広報だけではなく利用者調査（アンケート等）や利用者の動向（入館者数やマスコミの反応）を含めた総合的な視点からの検証である。広報の手法等で良かった点（効果があった点）や悪かった点を明らかにすることで次事業に生かすことが可能となる。そして、博物館内でそれらを共有することにより、検証の際の情報の精度の向上や新たな広報戦略を展開することが可能となる。

6. 広報の位置付け

広報はそれ自身が目的ではないが、これを怠れば博物館が存在しないことに等しい。いくら良い博物館作りを行い、良い展示をしても、知られていなければ評価されることはない。そして、根本的に「誰のために博物館が存在するのか」という問いに対し

ても、博物館自体が周知されていないのであれば応えようがないだろう。

そのような理由から、広報を重視して広報専門部門をおく大型の博物館もあるが、多くの博物館ではなかなか難しいであろう。しかし、考え方を変えれば、展示を行うのは学芸員であり、当然、博物館の主たる事業の内容を最も熟知しているのも学芸員である。その意味で、広報部門をおかなくても学芸員ひとりひとりが広報担当であるともいえるのではないだろうか。さらに博物館の職員ひとりひとりが、事業内容に注意を払い、関心をもってあたれば博物館職員全員が広報担当職員として機能することは十分に可能なのであり、それが理想の姿であろう。

博物館の業務の柱は「資料の収集・保管・管理」や「展示・研究」ではあるのだが、それらの業務の情報を発信する手段がなければ自己満足で終わってしまいかねない。情報を発信する「広報」は、文字通り博物館の「看板」である。

【参考文献】

小林克 2009「博物館を運営する－広報」『新博物館学 これからの博物館経営』同成社

山地純 1999「博物館広報」『博物館経営論』加藤有次ほか編 雄山閣出版

◆11. 博物館における連携

1. 学習のポイント

近年に至るまで、博物館の経営に関し、個々の博物館が、展示を中心とした活動を独自にしかも、博物館という枠（殻）の中で行う様態が普通であった。このような状況は、博物館がモノを展示（陳列）する「施設」から脱却できず、本来的には社会の公益に資するための「機関」である、という認識の欠如に由来する。

博物館経営を公益のための機関と位置付ければ、博物館を取り巻く社会との連携が不可欠となることは論を待たない。特に、博物館経営の根幹をなす来観者の確保およびその増加を目指すためには、博物館周辺の住民、学校等との連携を深める必要がある。また、設立数の最も多い公立の博物館の場合、博物館周辺の住民、機関との関係を深め、維持することは、その設立の根幹に関わる問題として、認識しなければならない。

しかし、地域との連携を博物館経営の核に据えている博物館は未だ少数というのが現状であろう。例えば、滋賀県立安土城考古博物館の場合、年間来観者数は6万人前後であるが、博物館が所在する近江八幡市の人口は8万人を超えている。同博物館の場合、来観者の実に7割ほどが県外の人であり、これらの人が、博物館に近接して所在する「特別史跡安土城跡」を訪れる観光客であることは容易に想像できる。とするならば、当館の地域における認知度（地域における有用度）はきわめて低いとしか評価できない。博物館経営の視点に立てば、一定数の来観者が保証されている状況は好ましい状況ではあるが、反面、この博物館が地域から乖離した存在であることも現している。

メインテキストでは、「10. 博物館教育の実践②：地域連携とボランティア」の章

に「学校（小中高）との連携」「地域（個人、団体）との連携」「地域（大学）との連携」「地域（企業）との連携」「ボランティアとの連携」について詳述されているので参照されたい。

2. 滋賀県立安土城考古博物館における連携の事例

このサブテキストでは、滋賀県立安土城考古博物館における具体的な連携事例について紹介し、テキスト理解の一助としたい。

（1）小中高との連携

遠足、修学旅行の受け入れを行っている。特に、勾玉づくり、火起し等の体験メニューを組み合わせた取り組みに需要が多い。

当館は、県内の遺跡から出土した埋蔵文化財の整理施設を併設しており、ここを案内するバックヤードツアーが好評である。

問題点としては、地域に所在する学校の利用が少なく、更には高校生の利用が極端に少ないことがあげられる。学校が博物館に「何」を求めているのかをリサーチし、対応する必要がある。

（2）地域（個人、団体）との連携

この連携に関しては、取り組みが遅れている。冒頭で紹介したように、地域の要素としての博物館の位置付けがなくなる（地域に見放された博物館）恐れが多分にあり、早急に取り組むべき課題である。具体的な方策としては、街作りのグループ・機関の活動に積極的に参加し、そのニーズを把握すると共に、博物館ができることを提案することが考えられる。このためには、博物館の経営方針（社会の公益に資する）を明確にし、これに沿った学芸員の意識改革が求められる。

（3）地域（大学）との連携

博物館学芸員資格取得のための実習の受け入れを行っているが、展示に関する連携には至っていない。近隣にある大学の持つ研究機能、あるいは学生自身の持つマンパワーとの連携を深めてゆく必要がある。

（4）地域（企業）との連携

特別史跡安土城という文化財（＝観光地）に近接して立地する博物館の特性上、地域の観光関係機関との連携は不可欠なものとなっている。隣接する近江八幡市の観光施設「信長の館（安土城の6、7階部分の原寸模型を展示）」との相乗効果をはかるための共通チケットの販売を行うほか、観光協会が行うイベントへの参加、企画する旅行商品への参画等を行っている。

また、琵琶湖をフィールドとする観光企業に対する観光商品の提案、旅行に同行しての文化財解説などを行っている。さらに、観光の要素として博物館を位置付けるため、エージェントに対する商談会などにも積極的に参加している。

（5）ボランティアとの連携

特別史跡安土城を中心に活動するボランティアガイド組織があり、博物館展示を含めたガイド活動を行っている。しかし、あくまでも「ガイド」であり、博物館の運営に関与しているわけではない。今後、博物館運営そのものにボランティアを受け入れる体制の整備が必要である。しかし、テキストでも指摘しているように、ボ

ランティアはあくまでもボランティアであり、無料の労働力ではないことを認識する必要がある。彼らとの連携はあくまでも地域との連携の一環として位置付け、過剰な働きを求めることなく、運営に対する自発的な参加を期待する（誘引する）事に主眼を置くべきであろう。

なお、(1)～(5)で紹介した諸機関、団体等との連携は、言うまでもなく「博物館経営は、博物館自体が地域に認知され、地域に護られる存在でなければならぬ。」という認識からであるが、現実としては、実際にこの実働を行う学芸員の資質、意識の改革を必要とする場面が多いことも事実である。

(6) 博物館相互連携

・博物館連携のメリットとデメリット

メインテキストでは触れられていないが、既存博物館相互連携も今後の博物館経営において重要な要素となる。設置者、設置目的が異なる博物館同士の連携に関しては、多くの問題があるが、連携に関しては以下のメリットが考えられる。

- ①各博物館が持つ弱点を補い合うことができる。
- ②各博物館が持つ資料の相互借用がスムーズとなる。
- ③博物館活動に関する広報をより広範囲に厚く行うことができる。
- ④共通展示が行えれば、来観者の誘致に関する相乗作用が望める。
- ⑤相互講座の開催により、学芸員の能力を幅広く活かすことができる。

デメリットとしては、館の独自性が薄れる可能性がある。とはいえ、以上のメリットを打ち消すものとは考えられない。

現状では、博物館相互の連携は余り進んではいない。その原因には、博物館が持つ独自性を重んじる旧態的な体質があるかもしれない。

安土城考古博物館の事例

安土城考古博物館では、博物館相互の連携も博物館に課せられた使命を果たす重要な要素だとする認識から、徐々にではあるがその輪を広げつつある。

①**弥生博物館・近つ飛鳥博物館との連携**——当博物館の展示テーマの一つである古墳時代、弥生時代の文化と、上記博物館の展示テーマが一致することから、各館の特別展示において、共通するテーマを設定し、同時に広報すると共に、共通券の発行、相互の博物館学芸員による講座の開催を行っている。事例として、2010年は埴輪に関する展示、2011年は銅鐸に関する展示を行っている。

②**琵琶湖博物館との連携**——自然系の博物館である琵琶湖博物館と、歴史系博物館である当館が「琵琶湖」をテーマとして連携事業を行っている。事業としては、(1)相互の学芸員が相互の博物館に赴き、各館の特性に応じた講座を開催すること、(2)相互の博物館による体験学習の開催、(3)相互の博物館による出前博物館の開催などである。

系統の違う博物館同士の連携は、これまで取り込めなかった層の来館者に対し情報を提供できるメリットも勿論生み出すが、文化を重層的に紹介するという、博物館が本来的に持つべき機能を充足させる意味においても有効である。

③**城郭3館連携事業**——滋賀県には「城名」を記した博物館が3館活動してい

る（長浜市立長浜城博物館・彦根市立彦根城博物館・滋賀県立安土城考古博物館）。これらの博物館は、相互に関連しあうことなく活動していたが、滋賀の歴史文化の特徴である「城郭」をより広域に、かつ重層的に情報発信することを目的に、連携事業を模索しつつある。現状では相互の学芸員が、それぞれの博物館でフィールドとする城郭の文化について語る相互講座の開催を実施している。

また、城郭からは離れるが、長浜城博物館と当館との間では、琵琶湖の水運をテーマとした共通特別展示を行い、誘客の相乗効果を目指している。また、共通広報媒体の作成、図録の協同作成等により運営経費の削減も視野に入れている。

メインテキストの113～116頁において、地域の公益に対する博物館の役割が詳述されている。この記述にあるように、博物館の経営は、その設置目的を明確にし、このミッションに基づいて学芸員が行動する機関としての体制整備が、不可欠である。そして、その目的とは、地域社会の公益に資することであることは言うまでもない。

◆12. 博物館の危機管理

本講のメインテキストには表題の項目は解説されていない。そこで、ここでは文部科学省が民間の研究所に委託して作製した「博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究報告書」（株式会社三菱総合研究所2008（註1）・2009（註2））等を参照しながら学んでみよう。おもなポイントについて以下にまとめておく。

1. 博物館をとりまくリスクと本講の対象

リスクマネジメントで最も重要なのは、博物館を取り巻くリスクは何か、どのような災害が起きそうかといった点を想像する力である。博物館を取り巻くリスクは、館種、立地、環境、建築、施設設備、入館者数や職員の規模などで異なるため、それぞれのリスクに対する対応の仕方も異なり、状況に応じた準備と対応を要するが、おもなリスクの種類は以下のとおりである。

- ①自然災害 ：地震・風水害・火山・雪害
- ②故障 ：火災・停電・設備損壊（経年劣化等）
- ③事故・違法行為：不審者・来館者騒動・暴漢者・破壊行為（バンダリズム）
 爆破予告・爆弾騒動・不審危険物・放火・テロ
 個人情報漏洩・盗難・燻蒸時の中毒・ヒューマンエラー
 職員不祥事（セクハラ、パワハラ、飲酒運転）
- ④地理的災害 ：光化学スモッグ・周辺施設の事故（放射性物質拡散、危険物漏洩等）
- ⑤その他 ：感染症・アスベスト・風評被害・食中毒・光や環境変化等による展示収蔵資料の劣化・生物被害（カビ、虫、微生物など）

想定される被害の対象は、来館者や職員、資料、博物館の建物等の施設、電気・空調等である。

2. 博物館におけるリスクマネジメントと危機管理

平時の「リスクマネジメント」と危機発生後の「危機管理」を区別して説明する。

(1) リスクマネジメントとして事前に用意すべきもの

①基本方針の明確化

1) 守るべきものの優先順位決定

- ・第1に来館者・職員・地域住民
- ・第2に資料・地域の文化・施設・ブランド

2) リスク対応の組織設定

- ・正・副責任者の選定
- ・通報連絡班・避難誘導班・消火班・救護班・設備対応班・資料対応班・庶務班等の選定
- ・緊急連絡網・関係者連絡先の整備
- ・勤務時間外の参集条件・閉館判断基準の設定

②リスクの把握と評価

1) 対象とするリスクの洗い出し

- ・館や館周辺で過去に起きた事故・災害の把握、関連情報の把握（地理的特性・施設の特性・過去のヒヤリハット情報・気象情報・地震情報・停電情報・災害時要援護者情報等（註3））
- ・館の建物や資料がもつリスクの洗い出し

2) リスクの評価

- ・想定される発生確率の高低、被害の大小から

3) リスク低減方針の検討

- ・訓練教育・備蓄・破損倒壊防止・盗難防止・マニュアル等の整備

4) その他の対応方針の検討

- ・損害保険でリスクを移転する等の策がある

③リスクへの対応

1) 訓練教育

- ・年に2度以上の実地訓練や机上訓練

2) 各種予防措置

- ・転倒・火災・水損の防止や設備点検
- ・備蓄——非常備蓄品（懐中電灯・ラジオ・拡声器等）
救急医薬品（人工呼吸マスク・担架・AED等）
生活資器材（水や食料等3日分・カセットコンロ等）
資料対応資器材（梱包材・持出用担架等）
消火・警備資器材（消化器・笛・避難誘導用の旗等）
水防資器材（土嚢袋・防水シート・雨具・止水板等）
- ・保険の加入——緊急事態に伴う財務的影響の軽減。発生する費用を心配せずに躊躇なく判断を下しやすくする。

3) 対応マニュアルの整備

- ・起こりえるリスク、応急活動の内容、チェックリストをまとめておく。

- ・ 定期入等に入る携帯カードを作製しておく迅速な初動活動が可能。
- 4) 地域や他館との連携
 - ・ 万一の場合の、他館や他機関との相互応援の方針・方法を定めておく。
 - ・ 地域被災住民や帰宅困難者の受け入れなどの想定
- 5) 消防法等の法令や規則の遵守
 - ・ 火災報知設備のスイッチオフ、避難路に什器を置くなどは厳禁。
 - ・ 犯罪は警察署に、火災はボヤであっても消防署に必ず通報する。

(2) 危機管理として危機発生後に対応すべきもの【3つの重要な留意事項】

危機管理対応とは、既に危機が発生した場合の対応である。留意事項は以下の3つの柱である。

① 来館者最優先の立場の貫徹

- ・ 緊急事態は初期に制圧し、来館者の混乱防止に努めること
- ・ 来館者の生命は経済損失や評判悪化より優先
- ・ 最悪の事態を想定し来館者のことをつねに念頭におくこと
- ・ 来館者には動揺を見せず、毅然と行動すること

② 冷静・迅速な情報処理の貫徹

- ・ 情報の収集・報告の優先順位に留意すること。
緊急時にすべての情報（5W1H：6何原則）を入手することは困難。まずはともあれ何が起きたか what だけでも早く収集・報告する。優先順位は、what>when>where>how>who>whyだと認識すること。
- ・ 過大評価より、過小評価を心配し、疑わしきは行動すること。
- ・ 関係者の責任追及より迅速的確な情報収集に努めること。
- ・ 決断の遅れや判断の放置をしないこと。

③ 誠実・迅速な各種情報発信

- ・ 災害発生時には安全に係る情報等を広く迅速にホームページやメディアを通じて社会への周知を図る。
- ・ 特に人命喪失や多数の負傷者が発生した場合や、非常に貴重な文化財の破損事故等の場合には、一刻も早い報道発表が必要。事実確認や原因等について不明な点があった場合でも、第一報を早く行い、その後、時間を置いて情報を更新していく体制を検討する。
- ・ 記者発表（報道）時の注意事項

A 記者会見実施判断

安全に係る情報を不特定多数に迅速に伝える必要のある場合
記者から取材が殺到し、個別の取材対応では対応しきれない場合
記者クラブから説明を求められている場合 など

B メディア対応時の注意

対応者は一人に一元化しておくこと
発表者は事前に情報を確認し、共通理解の上行なうこと
発表前には管轄官庁や関係団体に状況を報告しておくこと
現状説明を的確かつ正確に行なうこと

「再開は安全対策を万全に行なった後」だと表明すること など

3. 地震や風水害対策のポイント

これらの項目の詳細については、文部科学省の調査研究報告書（株式会社三菱総合研究所2009）を参照されたい（註4）。以下では特に地震対策に関する重要事項をまとめておく。

東日本大震災でも経験したように、強い地震では、博物館の建物や設備の破壊、資料の破損、来館者や職員の身に危険を及ぼす。また火災や津波等にも注意が必要で、停電や断水、物資の不足などの影響が数日から数ヶ月間に及ぶこともある。費用をかけた防災対策に加え、おもな対策のポイントとしては以下の事項がある。

- ・身近なものや立地条件を活用した安全確保
- ・ライフラインの停止に備えた対策
- ・来館者や資料の移動経路の確認、確保
- ・沿岸部に立地している場合の津波対策
高台や、屋上や上層階への避難させるための準備
- ・発災直後の避難住民の受入れの可否の検討
地元自治体等との事前協議、受入れ時のルール策定
- ・夜間や休日の発災時における職員の非常参集方針・方法の策定

事前対策を構築し、実施・策定しておくべきポイントとしては、以下の事項がある。

- ・地震発生時の組織体制の構築
- ・施設の耐震性の調査、危険性が高い場合の耐震補強工事・建て替え
- ・地震対策に関する職員の研修・教育
- ・安全確保・避難誘導方法の確立・避難誘導訓練の実施
- ・初期消火体制の確保
- ・施設内関係者との意識共有と連携
- ・外部関係者との連携確保
- ・地域の中での博物館の役割を踏まえた被災者対策の策定
- ・資料への対応方針の決定
- ・資料の整理、保護
- ・オフィスの什器固定、ガラス飛散防止

応急対応のポイントとしては、以下の事項がある。

- ・揺れがおさまり次第、火災発生の有無の確認
- ・津波や土砂災害のおそれがある場合、速やかに来館者等を安全な場所へ誘導
- ・必要に応じた来館者への対応
屋外誘導や、帰宅困難者への対応、落ち着いて行動するための情報提供
- ・落下しそうなものは下におろす
- ・ミュージアムショップ、レストランの被害確認
- ・被害記録の克明な記録
場合によっては保険の対象となるケースも考えられる
国や都道府県など関係機関への報告材料としても重要

4. 災害時ネットワークの事例

災害時には一館だけでは対応しきれない事項が多いため、外部と連携しながら対応する必要が生じる。どこからどのような支援が必要か、また地域のために何ができるか（地域被災住民や帰宅困難者の受け入れ等）を事前に考慮し、ネットワークを構築しておく必要がある。また、構築したネットワークを研修、事前協定、定期的な活動等により、維持・刷新することも重要となる。

災害時の資料の救出のためのネットワーク事例として、ここでは（社）日本動物園水族館協会における最近の事例を取り上げておこう（註5）。

（社）日本動物園水族館協会は、国際的な視野から自然や貴重な動物を保護するためにできた動物園や水族館の集まりで、正会員153施設（国内の動物園87園、水族館66館）、維持会員53団体で構成されている。平成23年3月の東日本大震災では、被災した動物園や水族館を支援するための取り組みが実行された。具体的には、例えば餌・電力・水の不足に対して、日本動物園水族館協会が情報を集約し、加盟施設に協力を呼びかけ、飼料輸送や動物の保護等の調整にあたり、危機を乗り越えた。同協会は「動物の保全は一つの施設だけではできない。全国の施設はネットワークでつながっており、非常時には同じ目的を持った人たちが動く」必要があるとして緊密な連携の重要性を強調しているが、その重要性は博物館でも変わらない。今後より緊密なネットワークを構築していく必要がある。

【註】

1. http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/002/001.pdf
2. http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1281857.htm
3. 避難誘導時に災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）を優先して避難させるために、目視によりどこを見学しているか確認しておく。
4. 2に同じ。
5. 産経新聞「被災動物園 全国の施設が支援——動物避難させ餌も供給」2011.5.21

【参考文献】

- 株式会社三菱総合研究所2008 『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック 基礎編』（平成19年度 文部科学省委託地域と共に歩む博物館育成事業博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究報告書）
- 株式会社三菱総合研究所2009 『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック 実践編』（平成20年度 文部科学省委託地域と共に歩む博物館育成事業博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究報告書）

II. レポート設題

1. 設題

公立博物館を「経営」する立場から、入館者と外部資金の拡大策を、建設的かつ具

体的に述べてください。(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

経営の目的は、顧客の創造とその延長線上にある企業・機関・組織の存続にあり、そのためにはマーケティングとイノベーションの連鎖が重要となります。この場合のマーケティングとは「顧客の行動を促す仕組み作り」であり、イノベーションとは「顧客の新しい満足感を創造し、充足させていくこと」だと定義できます。

以上の点を念頭に置きながら、博物館の「経営」の一翼を担う学芸員として、入館者と外部資金の拡大策を建設的・具体的に検討し、そのアイデアを詳述してください。ただし、人的資源の消耗についても十分に留意すること。評価のポイントは以下のとおりです。

- ①メインテキスト・サブテキスト全体をよく読み、十分に咀嚼しているか。
- ②具体的か。
- ③建設的か。
- ④実現可能性を帯びているか。
- ⑤将来性のある提案か。
- ⑥独創的なアイデアを含んでいるか。

博物館資料論

科目担当者： 岡 田 健
テキスト： 『現代博物館学入門』
栗田 秀法 編著（ミネルヴァ書房）
単位数： 2単位
科目区分： 博物館学芸員資格科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T204

テーマ

博物館における「資料」の概念と、その管理・調査研究・活用の方法

到達目標

博物館資料の種類や特徴を理解し、管理のための留意点、調査と研究、活用にいたる基礎的な知識を習得する。

事前・事後学習

多くの博物館を実地に見学し、テキストで得た知識について理解を深めるよう努めること。

評価方法・基準（レポート）

テキストの内容を正しく理解し、設題に対して的確な文章によってまとめられているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を正しく理解し、到達目標に達しているか、的確な文章によってまとめられているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストを精読し、その内容を十分に理解すること。関連する他の書籍や資料はあくまでも参考とすべきもので、レポート及び科目修得試験では、テキストの内容を基本として記述すること。

授業概要

この科目では、博物館資料の定義、博物館資料保存管理の原則と方法、博物館資料収集の原則と方法、博物館資料の調査研究と活用のあり方について学びます。博物館の諸活動の基盤は所蔵する資料にあります。社会の変化とともに博物館の使命や経営のあり方も変化を続けています。そのような状況で、博物館資料をどのように捉えるのかを理解し、考える力を身に付けます。

I. 学習指導

(はじめに)

2022年8月、チェコのプラハで第26回 ICOM（国際博物館会議）大会が開催され、博物館について新しく以下のような定義が採択された。「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」（ICOM 日本委員会訳）

博物館資料論では、ここに示された「研究、収集、保存、解釈、展示」という活動を博物館が行うための直接の対象となる有形及び無形の遺産、すなわち博物館資料について学ぶ。博物館資料とは何か、というテーマから出発し、その収集と資料化のプロセスと管理の方法を理解する。さらに資料の調査研究や活用に関する理念を理解する。

内容は多岐にわたるが、それぞれは関連して存在している。このため、まず項目ごとに整理し理解し、次第に相互の関連について思考を巡らせる必要がある。このことは、博物館学芸員資格科目全般について言えることである。博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論はそもそも関連・連動しているので、内容的に重複する部分が多いが、博物館の「研究、収集、保存、解釈、展示」という各種活動を支える収蔵品やコレクション、関連資料こそは、その基盤となるものである。この観点から、博物館資料のあり方について、改めて学習し、他の科目ともつながる広範かつ柔軟な理解を持つことが必要なのである。

(学習の要点)

学習は、テキストである『現代博物館学入門』（栗田秀法編著、ミネルヴァ書房）の第3章「博物館資料論」に示される内容に従って全体的な理解を進める。多くの博物館学芸員資格科目のためのテキストがそうであるように、本書にも博物館・美術館の事例が紹介されている。それらはいずれも個性豊かで参考にすべきものだが、博物

館はそれぞれに設置の理念と経緯、展示や資料収集の方針が異なるため、その事例に示された方法がそのまま他の博物館・美術館に適用できるわけではない。すでに学芸員として働いている人にとっては、自館との対比によってその内容を理解し、自館での活動を改善するための参考にすることは容易かもしれないが、これから学芸員を目指そうとする人にとって、事例を見て、それを「方法」として記憶したとしても、実践の現場でこれがそのまま適用できるということは少ない。テキストは、そこに示す事柄から多くの理念や方法論を正しく抽出し、読み取ることが求めている、そのような学び方が必要である。

以下に、テキストに示された三つの項目について、その要点や注意点を示しておく。

1 博物館資料とは何を指すのか？

この項目は、まず(1)文化財の分類についての紹介から始めている。すなわち、博物館が対象とする資料について、ICOMの「有形、無形の人類の遺産とその環境」という定義を引用し、さらにその幅広さを示すために我が国の文化財保護法（以下、保護法）が示す文化財の分類を示したものである。

ただし、ここに示される内容については、本テキストの記述を補足しておく必要がある。

保護法は昭和25年（1950）の制定以来、次第に文化財の概念を拡大させ、社会の変化に応じ、文化財を人びとの暮らしのなかでどのように捉え、活用するか、ということに注意を払って改正を繰り返してきた。現在保護法が何を文化財と位置付けているか、という認識だけではなく、このように分類自体を変化させ続けてきた保護法改正の意味するところを、正しく理解し、そしてこれからも保護の対象や考え方が常に変化し、増え続けていくものであるという認識を持つことが重要である。それにしても、改正が頻繁に行われるため、保護法を解説する書籍の出版がそれに追いついていない。保護法については常に文化庁のホームページを参照していなければならない。

（なお、本テキストが文化財の種類を「八つ」として見せるのは、独自の示し方であるから注意が必要。）

平成30年（2018）10月改正、翌年4月施行の改正保護法は、新しい時代の「文化財の保存と活用」を謳う中で、改めて文化財の範ちゅうを示した点で重要である。すなわち、改正保護法は地域文化財の保存と活用を図るために都道府県は文化財保存活用大綱を作ることができるとし、これを指針として市町村は文化財保存活用地域計画を作ることができるとしているが、文化庁はその保存活用大綱策定のための「指針」において、**生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、地域にとって重要で、次世代に継承していくべき「文化的所産」も「文化財と同等に扱う視点」をもって見るべきだ**、としている。このような広範な捉え方は、まさに博物館資料の広い捉え方と一致するものであり、現行の保護法が示す文化財の分類だけでは捉えきれないものが博物館資料となり得ることを示している。

なお、本テキストでは博物館施設の中での公開・展示だけではなく、明治村のような建造物を移築した野外博物館、発掘された遺跡の上に建てられてその遺跡をそのま

ま展示している博物館、あるいは「ある地域環境全体を博物館に見立てる」というエコミュージアムやフィールドミュージアムなど、近年の新しい展示形態についても触れている。これは重要な視点である。

つぎの(2)博物館資料の分類では、博物館法が定義する資料について述べている。すなわち博物館が収集・保管・展示する資料は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」であり、「博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む）」とされ、そのうえで「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」としている。

この博物館法も、令和4年（2022）4月に改正された（同5年4月施行）。今回の改正においては、「法律の目的及び博物館の事業の見直し」として、

○博物館法の目的については、**社会教育法に加えて文化芸術基本法**の精神に基づくこと【第1条】

○博物館の事業に**博物館資料のデジタル・アーカイブ化**を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

という内容が追加、明記されている。これは、単に博物館の運営のあり方が変わるということではなく、その活動の基盤となる博物館資料の活用の仕方にもまた、デジタル化が急速に進む現代において、大きな変革が求められることを意味している。

2 博物館資料の収集と管理

このように、博物館資料に関わる社会環境、あるいはそれを規定する法律制度が変わりつつある中で、博物館資料の収集と管理の仕方についての**理念と方法論**を学ぶことが求められる。

本テキストでは、(1)**収蔵品管理の方針**として、ニューヨーク・メトロポリタン美術館の例、(2)**収集方針の決定**として愛知県美術館開設時の例を示している。

メトロポリタン美術館は1870年開館の世界最大級の美術館の一つであり、当然ながら欧米スタイルの組織運営が行われている。このため、スタッフの作業分担の方法も日本とは異なり、この巨大美術館で行われている作業のすべてを日本の博物館に置き換えることには無理がある。テキストは、メトロポリタン美術館における収蔵品管理方針11項目を挙げ、その中から「収蔵品管理方針の目的」「作品取得のための活動と職員の行動指針」「収蔵品の維持管理に関する各部門の責任の所在」「収蔵品の記録と在庫管理」「コレクションとしての重要性を高めるための活動」など、**日本の博物館にとって重要な事項**について述べている。

いっぽうの愛知県美術館は、前身となる1955年開館の愛知県文化会館美術館が1992年10月に愛知芸術文化センターの一翼を担う施設としてリニューアル開館したものであり、その際に作られた「新たな収集方針」について、具体的な経緯、他県の県立美術館との比較などを、テキストでは詳細に記述している。

テキストは続けて(3)**収集後補作品の情報収集と絞り込み**として、学芸スタッフに

よって行われる収集活動の最初の段階での作品取得のための「作品や資料に関する情報収集」の重要性について記述している。そしてこの情報収集と評価をもとに委員会による審議が行われ、作品の取得（寄贈または購入）が決定される。(4)委員会審議の**実際**では、その具体的な決定の様子が示されている。

晴れて博物館資料となった作品や資料は、博物館の列品として管理される。(5)列品**管理**では、再び欧米の博物館における列品管理部門のスタッフであるレジストラ（registrar）という職種を紹介しつつ、日本の博物館で行われている列品管理の実際と注意事項、とりわけ登録・記録、収納・保管とアーカイブ、作品の貸出手順についてまとめている。

3 博物館における調査研究

テキストは最後に、博物館における調査研究の項目を立てている。これは、多くの博物館資料論を講じるテキストに共通する項目であり、作品の取得に至るまでの調査研究と対比する形をとりながら、博物館の資料・コレクションとなった後の継続的な調査研究の重要性を述べるものである。この調査研究を通じて資料・コレクションに関する新たな価値を発見すること、そしてさらには他の関連作品を参照しながら次の新しい展示・展覧会の企画と実現、展覧会に付随するシンポジウムの開催や出版、そして蓄積した各種の情報をアーカイブとして公開し、日常的に専門家のみならず一般の人びとへの情報の提供を行うなどの（その方法は目録の発行のほか、デジタル化した情報をウェブ媒体によって多様な形態で公開するなど、日進月歩の発展を見せている）、「活用」に関する内容が紹介されている。本テキストでは、再びメトロポリタン美術館と愛知県美術館のコレクション公開を中心にその具体的な状況を示している。

いっぽう、本項目の冒頭には「**学芸担当者**」と「**キュレーター**」という職務名称を挙げ、欧米の博物館における各種の職務分担について、少し詳しい説明がなされている。

日本の博物館での職務分担としては、いまでも「学芸部門」と「管理部門」とがあるが、古い時代には、例えば人文科学系博物館の「学芸部門」では歴史学・考古学・美術史学などを大学で学んだ「**専門家**」が「**学芸員**」として採用され、事務職が働く「管理部門」のスタッフと役割分担をして、博物館資料の収蔵・保管・展示という基本活動を行い、さらには普及・教育活動から、展覧会における各種グッズの開発まで、あらゆることを小さな組織構成の中で行っていた。

これに対して、今では次第に欧米の方法がもたらされ、「学芸部門」には教育学を学んだ人材やデザインを学んだ（必ずしも学芸員資格を持っていない）人材がそれぞれに教育担当・展示企画担当という職務を与えられ、さらに展示場や収蔵庫の保管環境、万一資料に故障が起こった場合の応急処置や修復処置などを行う保存担当の学芸員が配置されている博物館が増えている。例えばアメリカでは、早くから歴史学や美術史学の専門家はリサーチャー（researcher）と呼ばれ、展示作業に際してみずから作品に触れることはなく、これはアートハンドラー（art handler）などのスタッフが担当しており、また作品の貸し借り（列品管理）に関してはレジストラ（registrar）、作品の状態管理に関してはコンサバター（conservator）など、かなり

明確な役割分担があった。文化財保護法や博物館法の改正が、明確に地域社会に住む人々の暮らしを豊かにし、地域の振興を図ることを目的として行われている我が国においては、博物館は、普及・啓発などの活動を地域社会との緊密な関係を構築しつつ、さらに子供から大人までの多様な年齢層の人びとを対象とした活動を実現することが求められるが、このためには、多様化する作業の内容についての明確な役割分担が現実的に必要となっている。

そしてこのような活動を、博物館の基盤である博物館資料を活用して行おうとするならば、すべての担当者が、それぞれの専門性と必要性から、博物館資料に対する調査研究を継続的に行い、その活用の方法を考案し実践することが必要になる。

近年、公立の博物館は効率化による人員の削減や、経営不振による指定管理制度の導入などによって、多様なサービスの提供を求められながらそのための調査研究さえままならない、という環境に置かれているところが多い。社会そのものが人びとの暮らしにとって厳しい環境となる中、博物館もまた現実的には現在のシステムといまいる人材によって運営をしていかなければならないが、上に述べた理念を正しく認識し、努力を続け、少しでも改善を実現していくしかない。

II. レポート設題

1. 設題（横書き、自筆・ワープロいずれも可、(1)は2200字程度、(2)は1000字程度）

- (1)博物館資料の収集（事前調査・取得）から列品管理（登録・記録・収納・保管・アーカイブまでのプロセスを簡潔に整理し（2200字程度）。
- (2)博物館資料に関する調査研究と活用の理念についてまとめよ（1000字程度）。

2. 設題の解説

レポートの作成は、必ずテキストを基本として行うこと。他のテキストをただ引用するだけではいけない。個人の見解を持つことは重要であるが、レポートでの記述は最低限に留めること。

- (1)博物館資料の収集から列品管理のまでのプロセスは、博物館としての資料収集の理念、順序について簡潔にまとめる。アメリカ・メトロポリタン美術館や愛知県美術館など、テキストが取り上げている事例を引用するのは良いが、個別の事例紹介に留まることなく、資料収集についての理念が明確に分かるように記述する。
- (2)博物館資料に関する調査研究と活用の理念については、学芸員としての調査研究のあり方とともに、博物館利用者にとっての博物館資料の意味を念頭におき、その活用の方法を整理し記述する。

必ず、項目（見出し）を設定して分かりやすく記述すること。概念論だけにならないように注意する。

博物館資料保存論

科目担当者： 比 佐 陽一郎
テキスト： 『文化財保存環境学』
三浦定俊・佐野千絵・木川りか 著（朝倉書店）
単位数： 2単位
科目区分： 博物館学芸員資格科目
配当年次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T205

テーマ

博物館資料の保存環境

到達目標

博物館資料の展示・収蔵に適切な環境の条件を理解し、その実現と維持の方法を考える。

事前・事後学習

博物館資料の基本的な材質、構造を理解し、博物館を見学して資料の展示のされ方や施設、設備を観察すること。

評価方法・基準（レポート）

レポートの設題に対し、テキストおよび『サブテキスト』で述べられていることを理解し、まとめることができているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキスト、『サブテキスト』の内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

授業概要

この科目では博物館資料の劣化と温湿度、光、空気汚染との関係を理解し、収蔵・展示環境における適切な温湿度の管理や照明、空気環境を実現するための方法を習得するとともに、虫やカビによる被害、IPM (Integrated Pest Management 総合的有害生物防除管理) を中心とした生物被害に対する防除の基本的な考え方とその実践方法、衝撃や災害、盗難など人為的被害への対策を学びます。

I. 学習指導

(はじめに)

博物館法では「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関であり、「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料を指すと定められています。

日本の歴史系博物館の収蔵品では、絵画、彫刻、工芸品といった美術作品や歴史史料、考古遺物、民俗資料等がその多くを占めており、これら資料のほとんどが木や紙、漆、金属、顔料、膠、染料といった複数の材料を組み合わせられています。博物館資料の価値を減ずることなく次世代へ伝えていくためには、資料の材質や技法、構造、劣化要因を正しく理解し、保存のための対策を考えていかなければなりません。博物館資料を収蔵、展示する際に注意すべき点とは何でしょうか。主に環境管理の面から考えてみましょう。

(学習の要点)

1 温度

温度の単位には摂氏 (°C)、華氏 (°F)、絶対温度 (K) があります。摂氏温度はスウェーデンの天文学者セルシウス (A.Celsius 1701-44) が考案したもので、氷の融点を0度、水の沸点を100度とします。摂氏という語はセルシウスの中国語表記「摂爾修」からきています。華氏温度はドイツの物理学者ファーレンハイト (G.D. Fahrenheit 1686-1736) が考案した単位で、水と氷、食塩の混合物の温度を0度、人間の体温を96度としています。英語圏の一部では日常的な温度を表すのに使用される場合も多く、「華氏」という表記はファーレンハイトの中国語表記が「華倫海」であることに由来します。絶対温度はK (ケルビン) という単位で表され、熱力学温度とも呼ばれます。英国の物理学者ケルビン (本名W.トムソン 1824-1907) が提案した単位で、物質の温度の下限を0度とします。絶対温度は第3章「光」で色温度の単位としても出てきます。

博物館資料の劣化と温度は次のような点で関係します。資料の劣化には化学反応に

よって起こるものがありますが、化学反応は温度が高いほど早く進みます。このことだけ考えれば、資料の保存には低温が良いということになるのですが、例えば、10℃の収蔵庫から20℃の展示室へ資料を移動した場合、資料の温度は急激に変化します。大きな温度変化は資料の構成材料の膨張率の違いによる破損や結露の原因になります。このことから、一般に資料の保存は実際に展示する際の温度と近い20℃が望ましいとされています。また、屋外にある石仏や金属製の構造物では低温になると、金属が延性を失って起こる脆性破壊や岩石の表面付近の水が凍結することで起こる凍結破壊の危険があります。

テキストでは温度計測時の注意とともに温度管理に使用する温度計として、8種類の原理が異なる温度計があげられています。中でも水銀温度計、バイメタル温度計、サーミスタ温度計は博物館でよく使われる温度計です。バイメタル温度計は自記温湿度記録計（テキスト写真2.2）として温度のモニタリングに長い間使われてきました。ただ、自記温湿度記録計は狂いが生じやすいので、水銀温度計のアスマン式通風乾湿計（テキスト写真2.1）を使って定期的に補正をします。サーミスタ温度計は近年、多く使われるようになった温度計で、データロガーと呼ばれる電気式温度計（テキスト写真2.4）の多くはこれにあたります。データロガーでは測定間隔を自由に設定し、パソコンでデータを整理することができます。無線LANを使ってデータを自動的に収集するタイプもあります。

2 湿度

湿度の単位には絶対湿度（absolute humidity）と相対湿度（relative humidity, RH）があります。絶対湿度とは1立方メートルあたりの空気に含まれる水蒸気量をあらわしたものです。ただ、空気を含むことのできる水蒸気量（飽和水蒸気量）は温度によって変わります。空気中に含まれる水蒸気量とその温度の飽和水蒸気量との比を百分率で表したものが相対湿度です。通常、湿度という時はほとんどの場合、この相対湿度を指しています。また、空気中の水蒸気が飽和する温度を露点といいます。テキストの図2.1は、絶対湿度と温度、相対湿度の関係を表したものです。温度が低くなると、空気中の水蒸気量（絶対湿度）は同じでも、相対湿度は高くなること、ある温度以下では結露することを確認して下さい。

博物館資料と湿度の関係で見えますと、まず、湿度が高いほど酸化や加水分解といった化学反応が早く進みます。湿度が低いと紙は柔軟性が失われ、破損しやすくなります。湿度が70% RH以上になるとカビが発生する危険があります。また湿度変化によってもものに含まれる水分量も変化し、ものは収縮したり膨張したりします。この比率（収縮率）は材質によって違いますから、湿度変化が繰り返されることによって木彫像の干割れや屏風や襖の破れ、顔料の剥落などが起こります。特に急激な湿度変化は博物館資料に大きなダメージを与えるので避けなければなりません。

テキストに表2.3として、材質に応じた湿度条件があげられています。日本の博物館資料には紙や木、染織品、漆を材料としたものが多くありますので、博物館の収蔵庫や展示ケースでは多くの場合、湿度を60%RHに設定しています。

湿度調節の方法としては、かつては貴重なものは土蔵に保管し、夏や秋に曝涼をす

るという方法がとられていました。土蔵の壁厚は1 m近くあるため、内部は外気の影響を受けにくく、一日の温湿度変化（日較差）が小さいという特徴があります。曝涼はたまった湿気を抜き、カビや虫の発生を防ぐという効果があり、こうした方法は日本の気候に合った伝統的な保存方法といえます。

現在の博物館では空調機による温湿度管理が一般的ですが、空調機を使用する場合は、機械から吹き出す風が直接資料にあたらないようにする、ダクトや吹き出し口の結露を防ぐなどの注意が必要です。除湿器や加湿器を使用する場合は機械内部のカビの発生に気をつけなければなりません。また、機械を使用した空調では、停電や機械のトラブルが発生した場合の対応について日頃から考えておく必要があります。建物の壁を断熱効果の高いものにしたたり、内壁に木や調湿ボードを貼るなど、構造や内装材、保存方法を工夫することで急激な湿度変化や結露を防ぐことができます。調湿剤や保存箱を使うことも有効です。正倉院の宝物を納めていた唐櫃の中では年間を通してほぼ一定の温湿度が保たれており、このことが宝物の保存に大きく寄与したことはよく知られています。

テキストでは湿度の測定機器として、乾湿球湿度計、毛髪湿度計、電気式湿度計、示湿紙があげられています。乾湿球湿度計はアスマン式通風乾湿計、毛髪湿度計は自記記録計、電気式湿度計はデータロガーに使われる方式です。

3 光

光とは電磁波の一種であり、光は波長によって可視光線、紫外線、赤外線に分けられます。可視光線は約400nm～800nmの光です。可視光線よりも波長が短い光を紫外線、波長が長い光を赤外線とよびます。光は波長が短いほどエネルギーが大きく、染料や顔料の褪色の原因となります。また、波長の長い光は物質の温度上昇を招きますので、博物館の照明では、可視光線以外の光－紫外線や赤外線－をできるだけ取り除き、可視光線の量も資料に影響が出ないように適切に管理することが求められます。

光の明るさを示す単位には、ルクス (lx)、ルーメン (lm)、カンデラ (cd) があります。ルクスはある面に当たっている光の量（照度）をあらわし、ルーメンは照明器具から発生する光の量をあらわします。カンデラは光源の明るさを示すものです。また、光源から出る光の色は色温度 (K) であらわします。物体を熱していくと炭火のような赤みを帯びた光から、温度が上がるにつれてガス火のような青白い光を発するようになります。この温度を絶対温度で表示したものが色温度です。一般に赤や橙色を暖色、青や紫色を寒色といいますが、これを色温度であらわすと、色温度が高いほど青や白といった涼しい印象の光となり、むしろ反対の関係になります。

光が博物館資料に及ぼす影響は、光の積算照度（照度×時間）に比例します。ですから、染織品や日本画など光によって劣化しやすい資料は、照度を低くおさえなくても年間の展示期間を制限した方が良い場合があります。テキストの表3.4に照度の推奨値があげられています。日本の博物館や美術館に収蔵される資料の多くは、光に敏感です。染織品や日本画は50lx、木製品や漆器は150lxという値をひとつの目安にするのが良いでしょう。また、展示照明では照度だけでなく、照明の質にも注意を払う必要があります。照度はなるべく均斉のとれたものとし、極端に明るい部分（グレア）の

ないようにします。演色性の高い光源を用いることも大切です。物に照明を当てたとき、その色が自然光で見た場合に近いほど、演色性が良いといえます。演色性は平均演色評価数（Ra）で表され、博物館や美術館の照明ではRaが90以上の最も演色性の高い照明を使用します。

博物館の照明器具は、これまで紫外線を除去した博物館用の蛍光灯や熱線除去したハロゲン電球が主に用いられてきましたが、最近はLED（発光ダイオード Light Emitting Diode）による照明を取り入れる館も増えてきました。LED照明は長寿命で消費電力が少ない上に、紫外線や赤外線を含まない光を簡単に得ることができるという特性があります。また、発熱性も低いため、今後、博物館の照明により広く取り入れられていくと考えられます。

4 空気汚染

空気汚染物質は大気汚染物質と室内汚染物質に分けられます。大気汚染物質は発生原因が屋外にあるもので、人間の活動による自動車や工場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物、自然活動によって発生する火山ガスなどをさします。室内汚染物質は発生原因が屋内にあるもので、建材や内装材から発生するアルカリガス、酢酸類、アルデヒド類、人間が活動することで生じるホコリなどです。

大気汚染物質では硫黄酸化物、窒素酸化物、硫化水素に注意が必要です。硫黄酸化物は酸性雨の原因となり、屋外の石製文化財の汚損や溶解、金属製文化財の腐食の原因となります。窒素酸化物は金属腐食のほか、紙や染織品に脆化をひきおこします。硫化水素は金属との反応性が高く、特に銅や銀の腐食や変色の原因になります。このほか、オゾン是有機物の酸化を促進し、海塩粒子は金属を腐食させたり、ブロンズ病の原因物質となります。また、黄砂は偏西風に乗って大陸から飛来しますが、途中で様々な汚染物質を吸着して日本へ到達することが知られています。

室内汚染物質では、博物館の環境管理上注意すべき物質として、アンモニア、ギ酸、酢酸、VOC（揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds）と呼ばれるアルデヒド類があげられます。アンモニアは新しいコンクリート壁から発生し、アルカリ汚染因子として油絵の変色や緑青の変質の原因となります。ギ酸・酢酸は合板や接着剤から発生して、金属の腐食や鉛系顔料の変色をひきおこします。アルデヒド類は人体への影響が大きく、シックハウス症候群の原因物質としても知られています。展示ケースや内装材、接着剤から発生し、有機物や染料に影響を及ぼします。このほかオゾンや炭酸ガス、殺虫のためのガス燻蒸剤や清掃用のワックスなども資料の変質や変色の原因になります。また、塵埃は汚損や摩耗の原因になるだけでなく、堆積すると空気中のガスを吸着、濃縮して被害の進行を早めたり、カビや虫の温床となって生物被害を誘発します。

博物館において清浄な空気環境を維持するためには、定期的なモニタリングが必要です。建物の竣工後1年以内は1ヶ月に1度、竣工後2～3年の間は6ヶ月に1度程度の調査が推奨されています。検査方法にはどんな物質があるかを調べる定性的検査法と、ある物質がどれくらいあるかを調べる定量的検査法があります。博物館における空気環境の簡易測定法としては、定性的検査法に変色試験紙法、金属板試験、定量

的検査法にパッシブインジケータ法、ガス検知管による測定法があげられます。

変色試験紙法は空気の酸性またはアルカリ性の偏りを調査するもので、試験液をろ紙に含ませ、対象空間に24時間つるして色の変化を見るという方法です。金属板試験では銀、銅、鉛の板を曝露してその錆化を観察して酸性物質の種類を調べる方法です。パッシブインジケータ法では文化財用に空気中の有機酸とアンモニアのおよその濃度を判別するインジケータがあります。インジケータを数日曝露し、色変化から濃度を測定します。ガス検知管では空気中の特定のガスのおよその量を知ることができます。ただし、汚染物質の濃度測定など詳細な分析には十分な専門的知識を備えた環境科学の専門家の協力が必要です。

汚染物質から博物館資料を守るためには、①外部から持ち込まない、②内部での発生を防ぐ、③発生した場合はすみやかに除去する、ことが求められます。汚染物質の流入を防ぐには、外気の取り入れ口にフィルターをつけ、機械換気により内部の気圧を高く保ちます。入口に風除室を備えて出入り口を二重にすることも有効です。発生を防ぐためには、十分なシーズニング（枯らし）期間をとることが重要です。また内装材などに使用する材料を厳選し、汚染物質の放散が少ないものを選びます。汚染物質が発生した場合は、可能であれば発生源を運び出して換気の良い場所で十分に枯らします。移動が難しい場合は、換気や空気清浄機、吸着シートを使用して濃度を下げます。粉塵は拭き掃除を繰り返すことでも除去できます。

5 生物被害とIPM

日本の博物館資料には紙や木、繊維、糊、膠といった虫やカビの害を受けやすい材料が多く使われています。カビは資料の表面に生えて広がり、資料を汚損します。さらに変色や劣化を引き起こし、フォクシングと呼ばれる茶褐色のシミの原因にもなります。また、人間にもアレルギー性疾患やカビ毒による中毒、カビ過敏症といった健康被害を及ぼします。カビの生育には水分が不可欠であり、低温でも湿度条件が整えば生育するものもいます。ただし、湿度が60%RH以下に保たれていれば、カビは増殖することはありません。虫の害としては、食害と排泄物による汚損が主で、博物館資料を直接加害するものを文化財害虫とよびます。テキストの表5.2では、材質別に主要な文化財害虫があげられています。虫にとっての一般的な適湿度は60~80%RHとされ、25~30℃で食害は最大になるといわれます。

こうした博物館資料の生物被害への対処方法として、近年、取り入れられるようになった考え方がIPMです。IPM（Integrated Pest Management 総合的有害生物防除管理）とは、被害の予防に主眼を置いて生物被害の発生しない良好な環境を維持していく方法で、できるだけ薬剤を使わず、生物の成育を妨げる自然の制御要因を複数組み合わせることで生物被害を防ぎます。

具体的にはまず予防措置として、虫や菌の繁殖、害虫の侵入を防ぎ、定期的なモニタリングを行います。塵埃は湿気をため込み、カビや虫の卵の温床になりやすいので、定期的な清掃によって清浄な環境を保ちます。温湿度管理を徹底して多湿な場所を作らないようにすることで菌や虫の生育を抑制し、防虫剤によって虫の加害を防ぎます。また、ドアを二重にしたり、ドアの下にブラシをつけることも虫の侵入を減らすのに

効果的です。モニタリングでは、粘着トラップを使用した調査がよく行われています。粘着シートのついたトンネル状の小さな箱を設置して、捕獲した虫を調べます。

生物被害が発生した場合は、すみやかに対応することが求められます。カビが発生した場合は、風乾やエタノールによる殺菌、薬剤による燻蒸処理を行います。乾燥させることでカビを不活性にはできますが、殺菌はできません。資料に生えたカビを除去する場合は、修理の専門家に相談して適切に対応します。虫害が発見された場合は、その規模や加害された資料の種類によって殺虫方法を決定します。薬剤を使わない殺虫方法には低酸素濃度処理、二酸化炭素処理、低温処理、高温処理があります。低酸素濃度処理は酸欠状態にして殺虫する方法、二酸化炭素処理は二酸化炭素の毒性により殺虫する方法で、低温処理、高温処理は温度変化によって殺虫する方法です。薬剤を使用する場合は、文化財への安全性が確認された認定薬剤を使って燻蒸処理を行います。薬剤を使えば殺菌（殺カビ）も可能ですが、殺菌燻蒸では殺虫の場合よりも多量の薬剤を使用し、燻蒸期間も長くなります。燻蒸剤は人体にも有害で、かつ燻蒸後の予防効果はありませんので、薬剤を使用する場合は必ず文化財専門の燻蒸業者に依頼し、使用目的に合った薬剤を選ばなければなりません。

6 災害

火災、水害、地震といった災害に対しては日頃の備えと、万が一、発生した場合の対処法を検討しておくことが必要です。博物館資料に被害があった場合は、できるだけすみやかに専門家に相談し、適切な処置を行うことが求められます。

火災は早期発見、初期消火が鉄則です。消防隊が到着するまでの初期消火設備は水系消火設備とガス系消火設備に大きく分けられます。水系消火設備には消火栓やスプリンクラー設備、泡消火設備などがあり、ガス系消火設備には粉末消火設備や不活性ガス消火設備があります。中でも不活性ガス消火設備は消火剤による汚損のおそれがないため、博物館で設置している例も多くあります。不活性ガス消火設備では、二酸化炭素、ハロン、窒素、窒素とアルゴンの混合ガスなどが用いられます。二酸化炭素を使用した消火設備では、人体の許容濃度を大きく上回る量の二酸化炭素が放出されるため、設置するには十分な安全対策が必要です。窒素は人体に安全ですが、二酸化炭素よりも多量のガスが必要です。ハロンは「ハロン1301」が主に用いられます。ハロン1301は人体への影響が少なく、低コストで高い消火力があります。しかし、ハロンはフロンとともにオゾン層破壊物質であるため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により1994年1月1日以降は生産が全廃されました。現在はオゾン層を保護するための回収と管理、必要不可欠な用途へのみの再利用（クリティカル・ユース）が行われており、人が出入りする部分で他の消火設備が適当でない場合は、ハロン消火剤を用いる消火設備の設置が認められています。博物館の展示室等はクリティカル・ユースの対象となりますが、資料の種類によってどのような消火設備が適当であるか、十分な検討が必要です。

水害では被災後、どれだけ早く救済措置をとれるかが、その後の資料の保存状態に大きく影響します。中でも紙資料は、被災直後に凍結するか、できるだけ低温に保つことでカビの発生を防ぐことができます。紙資料の乾燥法には、吸水乾燥法、凍結乾

燥法、真空凍結乾燥法があります。吸水乾燥法は吸い取り紙やろ紙などの吸水紙を被災資料に挟み込み、適宜、紙を交換しながら乾燥する方法です。量が少ない場合には早急に、かつ適切に乾燥することができますが、大量の資料には対応が困難で、作業中にカビが発生する危険もあります。凍結乾燥法は氷点下に長時間放置して、徐々に水分をとばして乾燥する方法です。1968年の冬、グリーンランドの図書館火災で消火の水を被った図書や古文書類が自然に凍結し、カビや文字のにじみが被災時のまま保たれたことから、偶然、発見されました。この方法では氷点下の環境があれば、手間も少なく、安価に大量の資料を処理することができます。ただし、処理時間が非常に長くかかるため、効率は良くありません。真空凍結乾燥法は水分を含んだ資料を急速に凍結し、さらに減圧して真空に近づけ、水分を昇華させて乾燥する方法です。処理時間は比較的短くて済みますが、機器を保有する機関に限られるため、一度に大量の資料を処理することはできません。また、津波の被災資料など資料に塩分が含まれている場合は、塩分が残ったままでは、塩に含まれる水分を出し切るのは困難です。このため、真水で洗浄して塩分を抜いてから乾燥します。

被災資料にカビが発生した場合は、応急措置としてエタノールを噴霧して殺菌するという方法もあります。なお、海水を被った資料の場合、濡れたままの状態ですべて殺菌燻蒸すると人体に毒性のある物質が乾燥時よりも多く発生するとの報告があり、注意が必要です。

地震による被害を防ぐには、十分な耐震対策を施すことが重要です。展示室では展示ケースの揺れや傾き、横滑り、転倒を防ぐために、ケースを床にしっかりと固定してできるだけ重心を下げます。展示資料の転倒防止には、砂袋などの錘を使用して重心を下げる、五徳などの支持具を使用する、テグス（ナイロン糸）で固定する、免震台を利用するといった方法があります。免震装置を使用する場合は資料の重量と免震性能が対応していることを確認し、保守管理しやすいものを選択します。免震台は横揺れには強いですが、縦揺れには弱いので、テグスと併用すると高い効果が得られます。また、粘着マットなどの固着材は資料の表面が剥離したり、長期使用による汚損の危険性があり、使用には十分な注意が必要です。

収蔵庫ではマップケースなどの棚は揺れによって飛び出さないよう施錠すること、資料は保存箱に収納すること、絵画用の吊り金具は十分な引っ張り強度があり、かかりの深いものを使用することで被害を小さくすることができます。木製の保存箱は木の棚の上に置くと摩擦力で落下を防ぐことができますが、箱を重ねると落下の危険がありますので、避けなければなりません。

【参考文献】

（文献 2001年以降）

東京国立文化財研究所編『文化財害虫事典』クバプロ 2001

杉山真紀子『博物館の害虫防除ハンドブック』雄山閣 2001

京都造形芸術大学編『文化財のための保存科学入門』角川書店 2006

文化財保存修復学会編『私たちの文化財を救え!!－災害と向きあう』クバプロ 2007

川上祐司・杉山真紀子『博物館・美術館の生物学－カビ・害虫対策のためのIPMの
実践－』雄山閣 2009
佐野千絵・呂俊民・吉田直人・三浦定俊『博物館資料保存論－文化財と空気汚染』み
みずく舎 2010
独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所編『文化財の保存環境』中央公論美術
出版 2011

(雑誌)

『博物館研究』日本博物館協会

『文化財保存修復学会誌 古文化財之科学』文化財保存修復学会

(web サイト)

文部科学省 『カビ対策マニュアル』

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sonota/003/houkoku/1211830_10493.html

東京文化財研究所 『文化財の生物被害防止ガイドブック』(PDF)

<https://www.tobunken.go.jp/~hozon/publications/bunguide.pdf>

東京文化財研究所 『文化財のカビ被害防止チャート』(JPEG)

<https://www.tobunken.go.jp/~hozon/publications/kabichart.jpg>

文化庁 『文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引』

https://www.bunka.go.jp/bunkazai/houkoku/bunkazai_bousai.html

文化庁 『文化財防災ウィール』(PDF)

https://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/pdf/jyoho_03.pdf

文化庁 文化財の防火、防犯、防災対策について

https://www.bunka.go.jp/bunkazai/bouka_bouhan/index.html

文化庁文化財保護部長通知 「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定につ
いて」(庁保美第68号 平成8年7月12日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960712001/t19960712001.html

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

博物館資料の適切な保存環境について述べよ。(3200字程度、横書き、自筆・ワー
プロいずれも可)

2. 設題の解説

博物館資料を適切な環境で収蔵、展示していくためにはどのような点に注意すべき
か、その理由も含めて、温湿度、光、空気汚染、生物被害、災害について、それぞれ
項目を立てて述べて下さい。

博物館展示論

科目担当者： 市 本 芳 三
テキスト： 『展示論 博物館の展示をつくる』
日本展示学会 編（雄山閣）
単 位 数： 2単位
科 目 区 分： 博物館学芸員資格科目
配 当 年 次： 2～4
科目ナンバリング： Q1T206

テーマ

展示を実施するうえでの空間や設備、鑑賞支援の方法等、実践技術について。

到達目標

展示の歴史、展示メディア、展示による教育活動、展示の諸形態等に関する知識・技術を習得し、博物館の展示機能に関する基礎的能力を養う。また、今日の博物館の現状を把握して、あるべき姿を考える。

事前・事後学習

指定テキストを精読し、その内容を整理した上で、実際の博物館・美術館を可能な限り見学すること。見学した施設の具体的な展示の取り組みを把握し、その後、テキストの内容と自らの評価とを比較検討することにより、課題を探し出すことが望ましい。

評価方法・基準（レポート）

『サブテキスト』に記載した「Ⅱ. レポート設題」の「2. 設題の解説」に従って評価する。博物館の概要や展示状況の羅列のみでは、レポートにならない。見学した博物館の展示に対する自らの評価が的確に記載されているか、総合的に評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に把握しているか、到達目標に達しているか、総合的に判断する。

履修上の注意事項等

テキストおよび『サブテキスト』を精読すると共に、レポートする博物館以外にも複数の博物館を見学することにより、明確な自らの評価ができる。

I. 学習指導

(はじめに)

展示は単なる「もの」の陳列ではなく、情報伝達方法であり、コミュニケーションの一形態でもある。

「目的ある陳列」を実施するうえで、展示空間・展示設備、文字・画像・映像・音響等鑑賞支援の方法、実践技術の基礎を学習する。

学習するにあたっては、展示の歴史から今日の展示の多様化を知るとともに、学校教育や生涯学習等の教育的意義も認識する必要がある。近年では、一方的な展示ではなく、来館者との双方向的なつながりが模索されている。また、社会教育施設としての博物館のあり方、生涯学習の拠点としての役割等多様化している中で、現状の展示を評価し、改善・リニューアルに向けた将来の展示も模索しなければならない。

以下は、『展示論 博物館の展示をつくる』記載の各項目を理解する上での指針であるが、生きた展示を学習する必要がある、各自が実際の博物館見学によって、具体的な展示の取り組みを把握し、考察・評価し、課題を探し出すことが望ましい。

(学習の要点)

1章 展示と博物館

1-1 「博物館における展示の役割」

展示の意義・役割を考える。博物館は単なる貯蔵庫ではなく、収蔵すると共に社会に広く公開する役割をもっている。展示は「博物館にとって欠くことのできない必須の機能」と言える。公開するにあたっては、近年では博物館側からの一方的な発信のあり方から、利用者との双方向の展示のあり方が目指されている。

また、博物館は社会教育施設として多様な人々のニーズを受け取り、展示空間が多様化していることを認識しなければならない。

博物館展示における目的理念はコレクションを使った情報の伝達であり、研究機関である博物館の研究成果の発表の場であることを忘れてはいけない。

1-2 「博物館の目的」

モノを集め、眺めて楽しむことから始まり、モノを科学的に探究することの重要性の社会的認識がひろがった。博物館の目的・役割はコレクションを社会の利益と発展のために収集、探究することであり、かつ保管、すなわち、次世代に伝えることである。今日では、展示・教育機能をもたせながら、情報の創出も重要な役割となってきている。

1-3 「博物館の種類」

博物館は収蔵・展示資料の基本的性格や活動の性格から分類される。今日ではコンピュータ画面上やインターネット上で展開される博物館が登場し、博物館活動の幅を飛躍的に拡大させた。

1-4・5・6 「展示、その言葉の起源、意味の起源」「展示の源流と現在」「近代博物館の誕生と展示」

「展示」の歴史をみることにより、社会の受容を読み取ることができる。「展示」を「展示学」として構築し、確立追究が進められていったのが博物館の展示現場から生まれた意味合いは大きい。また、「展示学」「展示学会」の設立には、九州芸術工科大学初代学長の小池新二や国立民族学博物館初代館長の梅棹忠雄の功績が大きい。昭和期、高度成長期に開催された日本万国博覧会（EXPO'70）は、展示という形で新しいコミュニケーションのメディアとして広く社会的に認知された出来事であった。

一方、「展示」は見本市、商店、ショッピングモールといった商取引の場において発展し、「ディスプレイ」という用語にあるように「空間を演出する伝達技術」の産業が、博物館展示の実際において現場を担うことが増えている。

1-7 「現代の博物館展示」

公的施設のあり方として1980年代頃から「開かれた博物館」としての現代化が始まったと言える。一方的な発信から双方向へと変化したことが大きな特徴である。現代化の大きな流れには展示の「デジタル化」や「体験展示」があり、運営においては市民参加や指定管理者制度等の制度により、新しい方向もみられる。2014年に開館した三重県立総合博物館は、開館以前から、県民が参加した事例である。ホームページの情報を参考にすること。<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/MieMu/shinshaku/28799013385.htm> [新博物館（MieMu）整備について]

2章 展示のプロセスと人

2-1・2・3 「展示を発想する」「企画から完成まで」「展示に関わる人々」

博物館づくりのステップを知る。設置者の事務局、準備室、検討委員会等が主体となるが、博物館づくりのノウハウをもつ展示会社が支援し、共同作業で進められるので、そういった関係者との協力体制が重要となる。また、近年の展示づくりには市民協働をうたい、企画初期段階から市民の意見を取り入れていく場合もある。

2-4・5・6・7 「展示と建築」「展示と保存」「展示と資金」「展示と法令」

博物館計画においては、学芸員が扱う展示と設計者立場からの建築の2つの方向を、同じ価値観のもと、融合させていく必要がある。そのためには、開館にいたる各段階での綿密なコミュニケーションが不可欠であり、協働作業の深度にかかっている。

展示物の保存管理は実物だけではなく、模型、レプリカをはじめ、解説パネル、映像機器等定期的なメンテナンスが必要なのはいうまでもなく、展示場の空調、照明、電気、防犯、他、良好な状態の環境を整える必要がある。ランニングコスト、メンテナンス、老朽化による更新も重要な留意点である。

新しい展示製作、展示に対する再投資には、公的な資金の他に新たな資金源泉を獲得していく必要がある。資金獲得には様々な模索が講じられている。

展示のための特別な法令はないが、展示に関わる各分野の法令がある。博物館の根

本となる博物館法、物理的な建築基準法や消防法はもちろんのこと、展示内容に関わる表現行為には軽犯罪法や風営法等の定めに留意しなければならない。

3章 博物館の展示をつくる

3-1 「総合博物館の展示をつくる」

北九州市のいのちのたび博物館を取り上げるにあたり、その成り立ちを知っておかなければならない。この博物館が開館する以前は歴史博物館、自然史博物館、考古博物館の3館があり、これらを統合する形で総合博物館として開館しているのである。つまり、各博物館には活動の実績があり、展示構成はそれぞれの特徴を生かすものが求められた。

本博物館の設計にあたっては、建築設計が先行することなく、まず、展示設計者選考があり、建築設計者選定は展示設計者の意図を吸収し、実現できるかが選考基準のひとつになったということである。双方対等の立場で一体となって計画が進行できたことによって、特徴的な施設と展示を実現できた例といえる。

3-2 「歴史博物館の展示をつくる」

江戸東京博物館の常設展示室では、東西165m、南北65m、高さ26mの大空間の中に、各時代の原寸のまちの景観をつくり、時空を体験することができる。大型の展示資料によって空間環境を構成し、その中にいる来館者が体感することにより、実物資料の展示を身近なものへと導く。

高層展示室での非常時の安全性から幹線通路幅を7.2m、展示を巡る通路は大量動員を予想し3.6mとした。大都市での博物館設計の特徴とも言える。

3-3 「体験型博物館の展示をつくる」

釧路市こども遊学館は、計画段階から市民と行政と設計者が同じテーブルを囲んで博物館のあり方を検討することができた事例である。年数回程度のワークショップで市民の意見を聞くのではなく、市民からの発案の体験施設が多く取り込まれた。

体験装置は類似施設と大きく変わらないが、市民が設計に関わり、その選択、改良が加えられてからの導入である。市民の自主的な活動の場を施設内に積極的につくり、活動する意欲を持つ市民と人材・ソフトに課題をもつ施設が互いに補うことができ、多くのこどもたちに届けることができる。市民の意思をどのように博物館づくりに取り込んでいくか、今後の博物館づくりの大きな課題である。

3-4・5 「企画展をつくる」「新聞社・放送局と連携してつくる」

博物館では常設展示にはない視点のひろがり、専門性の展示が求められ、「企画展・特別展」として開催される。作っていく過程は常設展示と何ら変わることはない。

日本では特別展にメディアが資金面や準備作業に関わる場合が多い。海外からの借用や大がかりな造作、多くの支出を伴い、それに見合った収入を得るためには広報の展開が重要となる。巡回展等、複数の博物館とメディアが共同で予算を拠出し、業務

を分担し、実施する。博物館側の学術的な意義、メディア側の人気重視、この双方の違いを補う合う共同作業が重要である。

4章 博物館展示のコンポーネント

4-1 「展示空間の発想と実現」

展示をいかに空間化・体験化するか、実現するために必要な行動がある。①机上ではなく、現場での印象を体で受け止める。②各分野の連携、互いの領域への越境により、新たな発想、レベルアップになる。③設計はモノ、デザインの外観だけではなく、人とモノとの関わり合いの展示解釈が必要とされる。

展示のデザインでは、様々な伝達技法を把握した上での取捨選択と、その組合せによるデザインが重要である。やみくもに伝達技法を多様に使用することではない。

4-2・3・4・5・6 「展示資料」「演示具」「展示ケース」「照明と展示資料」「音響」

博物館展示資料には大きく「実物」「標本」「複製(レプリカ)」にわけられる。その実例を知る。また、複製品には、例えば出土品のように、錆びだらけの遺物そのものを複製する場合と、使用された当初の形状を複製した「復元複製品」又は「復元模造品」がある。(参考文献：元興寺2020)

展示資料を美しくみせる、効果的にみせるために演示具が必要となるが、「安全性」を優先しつつ、適度な大きさ・材料を求めていかなければならない。例えば、資料を固定する「テグス止め」はどの程度の太さのテグスを選択するか、資料のどの位置に巻きつけるか、強度や見た目のバランスをとらなければならない。免震台の使用も考慮する。

展示ケースの役割は、「資料をありのまま見せること」と同時に「資料を確実に守ること」という相反することを満足させなければならない。ケース本体のガラス板、温湿度変化に対応する気密性能、展示作業時の安全性を考慮した開口部の位置等、考慮すべき項目がある。

また、照明は演出上かかすことのできない設備であるが、変色、劣化を招く要因であり、紫外線カット、熱線カット、照度コントロールが必要とされる。近年は光ファイバーやLED照明の技術進歩がめざましく、今後の活用が期待される。照明は、明るさだけでなく「色温度」、「演色性」が重要である。

音響も情報伝達の手段のひとつである。展示内容を聴覚として伝える、空間を演出する役割がある。音は視覚以上に一方的に入ってくるものなので、十分な配慮が必要である。

4-7・8・9 「特殊造形」「複合演出」「景観模型」

ジオラマ・パノラマ・人形は観客の感覚に訴え、理解と想像力を喚起させる効果をもつ展示手法である。単体の資料を見せるのではなく、上記の特殊造形や照明・音響等を複合化させることによって、情景再現を演出する方法がある。

4-10・11「展示映像」「実験装置」

映像をどういう場面で使用するのか、実物展示等との役割分担を考慮し、来館者に何を働きかけたいのか、絞り込むことが重要である。

科学館としての「実験装置」の実例を知る。ゲームセンター化にならぬように、知識欲求に導き、発展させる仕組みとして展示計画をたてなければならない。

科学館の事例であるが、体験装置の役目は「科学的な思考を育む」キッカケを与える事であり、科学法則を操れる能力をつけるためではない。創造性、感受性、好奇心から思考能力を向上させることが本質的な使命であること。歴史系博物館でも同様であり、例えば、「勾玉づくり」は装飾品の職人になるためではなく、当時の人々がどのような道具や技術をもっていたのか、技術はどこから伝播したのか、装身具がどのような意味をもっていたのか等を考えるキッカケを与えることになる。

4-12・13・14「実演とトーク」「対話型展示」「ハンズオン」

様々な来館者のニーズにあわせた情報を提供する方法として、人間による実演や解説がある。伝えたい情報を資料や解説のみで効果的に伝えるのは容易ではなく、来館者と一体となったコミュニケーションを取り、より深く理解してもらうことができる。

来館者と展示物の間にも双方向のやり取りが行われる展示手法が多くみられる。ゲームとならぬように楽しさから学習につなげていく必要がある。

ハンズオン展示は参加体験型ともほぼ同義でとらえることができ、五感を通じて気づきや学習動機につなげることが期待される。結果以上に結果に至るまでの経験の質が重視される。

4-15・16・17・18「展示グラフィック」「解説文」「サインシステム」「ワークシート」

グラフィックにはふたつの要素がある。展示資料としてのグラフィックは復元図、想像図、イラスト等実物から導き出される資料であり、その出来ばえによって理解度に大いに影響する。解説におけるグラフィックは、情報のどの部分をどの程度まで提供し、どの位置で提示するか工夫が必要である。サインシステムも同様であり、適切なサイン表示が博物館の印象も左右するものである。

解説文は観覧者にすべて読まれるものではなく、興味関心によって選択される。よって、文字数はストレスなく読むことができる長さであること、意図した順番で読まれなくても内容を伝えられるものであること。また、いかに伝えるかということ、いかに読んでもらえるかということが重要となる。1行の文字数、文字間隔、行間隔も重要な要素である。

ワークシートは観察の仕方のヒントを与えるなど、展示資料が観覧者に正確に理解されるように支援することを目的とするものである。また、展示をそのままに、年齢別、学習段階別、興味の選択により、内容を編集することができ、多様な利用者への対応ができるメリットがある。利用の学習効果は知識を増やすことだけではなく、設

問により、利用者同士の対話をも促す。

5章 博物館情報・メディア論

5-1・2・3 「博物館における情報・メディアの意義」「インターネットと情報メディア」「ICT社会の中の博物館」

近年の通信ネットワークの急速な発達、すなわち情報化は実物と学芸員、観覧者を平易に結びつけることができる技術として重要な要素となってきた。

インターネットは新聞、雑誌、ラジオを凌ぐ情報メディアとして存在し、「情報を調べる」から「コンテンツを楽しむ」新たな利用が生じている。こうしたインターネットを取り巻く状況から、情報メディアのひとつである「博物館」がどのように取り組んでいくべきなのか、取り込まれていくのか、検討していかなければならない。

近年の技術革新のハイスピードに、現場の学芸員が対応できていない面もある。専門家との綿密な協力により、より良い方向へ取り組むことができる。

5-4・5・7 「資料整理とデータベース」「情報公開とデジタルアーカイブ」「携帯情報端末による鑑賞支援」

博物館の情報管理としてあった台帳作成の作業がコンピューター上で行われるようになり、その台帳、データベースを閲覧可能とし、資料の基本情報の提供が進んでいる。

これまでの博物館におけるデジタル化は館内情報のデジタル化であったが、これからは利用者へのサービスとしてデジタル化が進められる。

博物館における情報機器はコンピューターの普及により大きく変化した。展示室内の情報機器、インターネットによる館外へのサービス等、展示をより良くするために活用される。

5-6 「博物館における情報機器の活用」

情報機器はアナログからデジタルに移行した。デジタル化は「双方向性」や「インタラクティブ」な機能を可能とした。今後はいかに「モノと人」をつなげて循環させるかが課題である。また、多量のデータ（文化財）が実り多い資源となるか、美しくないデータのゴミとなるのか、十分な吟味を行う必要もある。

6章 博物館教育論

6-1・2・3 「博物館における学びの特性」「博物館と学校教育」「博物館と生涯学習」

博物館は学校や図書館にはない「展示」という教育手段を持っている。展示からどのような学びができるのか、博物館における学びの特性を様々な観点から考える。

また、国の教育施策に社会教育機関が学校教育と連携協働して進める教育活動が、盛り込まれるようになった。学校教育との連携には双方が平等な立場である認識をも

ち、両者の利点や課題を知る必要がある。

博物館は学校教育だけではなく、一般利用者の生涯学習の場としての使命も担っている。生涯学習の拠点として重要な役割を果たす地域に開かれた博物館を目指す必要がある。

6-4 「展示とユニバーサルデザイン」

あらゆる人に開かれた博物館にするにあたって、五感に訴える展示を目指さなければならない。各種の手段を講じることがユニバーサル化された展示として認められる。展示物の高さ、色覚、外国語、高齢者等欠かせない視点であるが、完璧なユニバーサルデザインはあり得ない。たとえば、展示の高さひとつにしても車いす視線の低い位置は、背の高い観覧者にとってはユニバーサル化されていないことになる。

6-5 「展示評価」

展示が来館者にどのように受け止められているか、その効果を測るだけではなく、博物館の機能そのものを確認する手段でもある。実施するにあたっては、博物館が展示を通じて何を伝えたいのかを明確にしておく必要がある。博物館と利用者との関係を見つめなおす良いきっかけにもなる。

6-6 「展示の政治性と社会性」

博物館の展示は「歴史を伝える」「歴史を直視する」メッセージがある。この項目で紹介されている博物館のように負の歴史を展示することにより、その抑止力となりうる。展示は政治性・社会性と切り離すことはできないものであり、来館者に問いかけ、考えてもらう重要な役割となっている。

6-7 「展示と地域再生」

博物館の使命が変化していく中で地域連携の重要さが増している。展示という手法からどのように地域再生の一端を担えるかを考える。

6-9 「展示と知的財産」

展示にあたっては「知的創造物についての権利」「営業標識についての権利」等、不用意に権利侵害を犯さぬように留意しなければならない。最低限の法的知識を身につける。「著作権」「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」等。

7章 展示の現場から

歴史博物館だけではなく、様々なミュージアムが存在し、展示物も多彩である。実際の現場の現状を知り、今後の博物館の展示のありかた、課題を見つけ出す。

(参考文献)

- 青木豊 1997『博物館映像展示論 視聴覚メディアをめぐる』雄山閣出版
加藤有次他編 2000『博物館展示法』新版 博物館学講座第9巻 雄山閣出版
木下史青 2007『博物館へ行こう』岩波ジュニア新書 岩波書店
木下周一 2009『ミュージアムの学びをデザインする』ぎょうせい
田辺三郎助監修 1994『美術工芸品の保存と保管』フジ・テクノシステム
日本展示学会「展示学事典」編集委員会編 2019『展示学事典』丸善出版
(宗)元興寺・(公財)元興寺文化財研究所 2020『もの・わざ・おもいー復元模造
の世界ー』
日本展示学会 学会誌『展示学』
日本博物館協会『博物館研究』月刊誌 展示論に関わる論文が多く掲載されているの
で参考とすること

II. レポート設題

1. 設題

テキスト・サブテキストを熟読した上で、実際の博物館・美術館を見学し、展示の具体的な実際の諸形態を観察し、有効に働いているか、その博物館の現状について、評価しなさい。(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

展示資料をいかにわかりやすく来館者に伝えるか、文章・写真・図表・音声・動画・設置方法・照明等、様々な方法で構成し、学芸員は展示をつくっている。そういった展示の現状を観察し、いかに鑑賞支援の解説活動を実施しているか、読み取ること。また、「常設展示」と「企画展・特別展」との違いもあることだろう。

展示状況のみを記述したレポートではなく、その状況に対する評価をレポートすること。また、博物館全体を総合評価する以上に「展示論」の観点から評価すること。

類似した博物館を2館あるいは3館程度見学し、比較する必要もある。欠点ばかりを追い求めるのではなく、利点をできる限り抜き出すこと。欠点については、その改善策を考察すること。

この数年に開館した博物館、或いはリニューアルした博物館をレポートすることが望ましい。ただし、そういった施設見学が困難な場合は、活発に活動を実施している博物館を見学すること。博物館行事案内や博物館だより、或いはホームページをみれば、活動状況が読み取れると思う。

レポートの内容により、図面・写真・スケッチ等の資料を添付すること。(レポートの文字数には含まない。) また、写真やスケッチをとる時はその博物館職員の了解を得ること。迷惑をかけることなく、礼儀を守ることはいうまでもないことである。

博物館の概要(住所、開館年、見学日時、施設の構造など)の項目を設けてもよいが、レポートの文字数には含めないこと。

博物館教育論

科目担当者： 岡 田 健

テキスト： 小笠原喜康；チルドレンズ・ミュージアム研究会編著『博物館の学びをつくりだす－その実践へのアドバイス』ぎょうせい 2006

単位数： 2単位

科目区分： 博物館学芸員資格科目

配当年次： 2～4

科目ナンバリング： Q1T207

* 昨年度の冊子『サブテキスト2022』において、テキストの変更を2023年4月とお知らせしてしました。調整の末、変更時期が1年延長となり、2024年4月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。

2024年4月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格＝科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

博物館における教育活動

到達目標

博物館における教育活動の意義と理念を理解し、博物館教育の方法に関する知識を習得するとともに学習プログラムの開発および評価を行うための基礎的能力を身につける。

事前・事後学習

博物館を見学し、教育プログラムに参加するなど博物館における教育活動を体験すること。

評価方法・基準（レポート）

テキストを理解した上で自らの立てた目標を達成するワークシートが作られているか、設題に対して的確に説明し、まとめることができているかを総合的に判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

I. 学習指導

(はじめに)

この科目では博物館の教育的機能と現代において博物館が果たすべき社会教育の役割について考えます。テキストでは歴史博物館、美術館、科学博物館、動物園の教育プログラムの事例が紹介されるとともに、具体的なワークシートの作成方法や博物館教育のあり方が示されます。博物館での教育活動は何を目的として、どのように行われるべきなのでしょう。

(学習の要点)

1 博物館における教育

(1) 博物館の教育的役割

2022年8月に開催されたICOM（国際博物館会議）プラハ大会で新たに採択された博物館定義では「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」（ICOM日本委員会訳）（下線筆者）と記されています。欧米では、早くから教育は博物館が提供するサービスの中心に位置づけられており、研究を主に行う「リサーチャー」とは別に、教育を専門に担当する「エデュケーター」とよばれる職員が配置されている館も多くあります。日本でも社会教育法や博物館法等の改正により、博物館の教育的機能が注目されるようになりました。

博物館教育の意義としては、

- ・博物館が持っている資源の社会還元
- ・「生涯学習の理念」の実現
- ・生涯学習の場としての博物館
- ・人材養成の場としての博物館
- ・博物館リテラシーの涵養
- ・地域における博物館の教育機能が

あげられます。

教育基本法には「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とあります。いっぽう「社会教育」に関しては「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」としています。博物館はこの理念の実現の場として、社会に貢献することが期待されます。また、生涯教育活動における指導者的役割を果たす人材を育成するための講座を開催するなどの人材養成や、博物

館利用に関する能力（博物館リテラシー）を養うための活動、学校教育との連携^{（注1）}など地域における教育活動をサポートすることも博物館の主要な教育的役割といえるでしょう。

（2）博物館における学びの特性

それでは、博物館における「教育」あるいは「学び」とはどのようなものなのでしょう。まず、学校教育と比較し、その次に学習理論の立場から考えて見ましょう。

a. 博物館教育と学校教育

博物館教育は学校教育と比較して、次のような特徴があるといわれます。

- ① 実物による学び
- ② 自主的な学び
- ③ 専門性の高い学び
- ④ 生涯学習としての学び

博物館では実物を観察したり、実際に触れてみることによって、資料が持っている情報を直接体験して新たな知識を得たり、興味関心を引き出したりすることができます。また、学校教育では学習指導要領によって定められた目標とすべき学習の到達点があり、それに向けて効率的に学習をすすめることに重きが置かれますが、博物館教育では個人の好奇心や探求心に基づいて行われる自由で自主的な学習を支援することに重点があります。さらに、博物館ではそれぞれの館の特性に基づく、高度で専門的な教育が可能です。自然史系博物館における高校生と研究者の共同研究などがその例にあたるでしょう。そして、博物館における教育はあらゆる世代の、知識や経験、学習目的もさまざまな人を対象としています。これも年齢や知識がほぼ均一な集団を対象とする学校教育とは大きく異なる点といえます。

b. 学習理論

伝統的な考え方では、教育では教える者（教育者）と教えられる者（学習者）、そして教えるべき体系化された知識があることを前提として、教育者はどうすれば学習者に対して知識を効率良く伝達できるのかという点を重要視してきました。

これに対して、近年、博物館教育で採用されるようになった考え方に「構成主義」があります。博物館における構成主義では、学習者は新しい知識や概念を受け入れるとき、過去の経験やすでに持っている知識と関係づけて意味を見出し、自分の知識を再構成していくと考えます。そのため、学習者自身が気づき、疑問を持ったり、発見したり、再認識する過程を手助けするような展示が望ましいとして、学習者にとって身近なことやすでに知っていることと、新しい知識を関係づけるような環境を整えることが重要であるとされます。ハインは『博物館で学ぶ』^{（注2）}の中で次のように述べています。

構造主義の立場に立つ展示は、発見学習に基づいたものと同様に、来館者に

認識を構成する機会を提供することであろう。しかしながら、構成主義の展示の場合はさらに、来館者の結論について、それがキュレーターによって意図されたものと一致するかどうかは関係なしに、その結論の妥当性を認識する何らかの方法を提供するであろう。それゆえ、構成主義の展示は、以下のような特徴を持つであろう。

- ・どこからはじめてもよく、決められた順路や始まりも終わりもない。
- ・さまざまな能動的な学習様式を提供する。
- ・さまざまな見方を提示する。
- ・来館者の人生経験を左右するようなさまざまな活動や体験を通じて、彼らと資料（および考え方）を結びつける。
- ・学校向けプログラムにおいて生徒が実験を行い、推量し、結論を導くような経験と資料を提供する。構成主義の論者が考える展示は、見る人にさまざまな観点を提供し、資料の多様な解釈法を認め、提供された資料に関して異なる見方や異なる「真実」に言及することになるだろう。

また、小川^(注3)は博物館における学びを考えるには、博物館からの「教育」と人びとの自主的な学びという二つの視点が必要であり、展示や教育活動といった博物館からの教育的メッセージと人びとの持つ生活体験、知識等の相互作用により、人びとが新しい意味や価値を見いだす過程が学びであるとしています。そして、博物館教育で重要なことは、「知識のある博物館が知識のない人びとに伝える」というモデルからの脱却であり、社会に根ざし、社会に貢献するために、人びとの知や経験を結合し、新たな知をともに想像し、共有する活動が求められるとしています。

日本の博物館教育において構成主義による展示をどのように取り入れ、発展させていくのか、今後の大きな課題の一つといえるでしょう。

2 博物館教育の実践

以下、テキストの内容について述べます。テキストは「I 実践編」と「II アドバイス編」に分かれています。なお、テキストが執筆された時代に比べ、デジタル技術が飛躍的に発展し、展示手法や教育プログラムのあり方も大きく変化しました。テキストが取り上げる実践例ではこの点の反映が不足していますが、基本的な方法として見ていきましょう。

I 実践編

第1章 古代人はなにを想う

「耳飾り館子ども考古学クラブ」の活動の事例が紹介されています。自然科学系のゲームにヒントを得た「ビンゴ型ワークシート」の開発は、歴史系博物館における新たなワークシートの可能性を示しています。また、歴史系博物館の定番ともいえる体験講座の陥りやすい問題点や目標設定と達成の困難さについても言及しています。

第2章 科学を遊ぶ

科学博物館で開催される、「人が訴えかけ、参加者が体験する」ことで「科学を遊ぶ」イベントが取り上げられています。イベントの計画・実施では、安易な娯楽路線に走らないために館の設立意義やポリシーを確立しておくことの重要性が述べられます。資料に人が積極的に関わる科学館や科学博物館の事例は他の歴史博物館や美術館における教育活動を考える上でも参考になるでしょう。

第3章 美を見つける回路をひらく

展覧会に即して行う教育普及活動の例が紹介されます。館の役割は時代とともに変化する、これは近代美術館に限ったことではなく、どんな博物館にもいえることでしょう。音のワークブック『きょうの はやまに みみをすます』を例とした、教育普及事業の構想、企画、実施にいたる過程では、思索することの大切さが述べられます。また、イベントの開催時における外部団体との連携の例をあげて、公共財としての美術館における教育普及は、美術館の活用法を考え、具体的に支援する活動であると位置づけています。

第4章 動物園での学び

「生きている動物」の展示を介在させた学習について述べられます。ここでは動物園における「学び手」とは来園者および動物園側の人びとであり、「学び」とはリアリティをとまなう真実性の獲得であるとされます。動物園はコミュニケーションの場であり、動物園で出会う人びとが相互に学びあい、何らかの真実性を互いに獲得します。この章では、動物園ならではの教育プログラムとして、いくつかの例が紹介されていますが、その根底にある、物理的・心理的距離を縮める、世界に入り込む、体験を重視する、リテラシーの向上といった目標は、博物館や美術館と共通のものであることに気づくでしょう。

第5章 まちをつくる、まちをあそぶ

子どものまち「ミニさくら」と、美術や美術館とまちや人とのつながりを考える「体感する美術」について語られます。「ミニさくら」にみる子どもの主体性を重んじる姿勢は、博物館の教育プログラムを考える上でも取り入れられるべきでしょう。また、「アートは日常に新たな視点をもたらす」をテーマとして開催された「体感する美術」では、ワークショップを参加者が対等な立場でお互いを刺激しあっておこなわれる創造的な活動ととらえ、館外での活動を美術館とまちや市民との関わりを創出する、より積極的な社会へのアプローチ方法と位置づけています。

Ⅱ アドバイス編

「アドバイス編」は具体的なワークシートのデザインと、子どもや学校とミュージアムとの関係性について述べられています。

第6章 ワークシート デザイン

ここではワークシートは利用者が資料の意味や価値を能動的に見いだすために活

用されるものであり、作成にあたっては、目的、方針を討議してコンセンサスを確立するとともに、運用形態を明確にして、質問、回答の方法を選択することが大切であると述べられています。表6-1に設問・回答方法の留意点がまとめられています。レポート作成の際にはこの表を参考にして下さい。

第7章 子どもの発見

子どもにとってミュージアムは、異世代が居合わせ、出会い、直接体験を共有し、楽しめる場であるとして、家族以外の大人や異年齢の子どもと出会う体験の場、コミュニケーションの場としてのミュージアムの可能性について述べられています。

第8章 博物館と学校のコミュニケーションをひらく

世田谷美術館における美術鑑賞教室の事例から、学校教育との連携を通じて、子どもと教師だけでなく、インターン、鑑賞リーダー、学芸員、家族といったそれぞれが「育つ」として、博物館における「学び」の多様性について述べられています。

第9章 博物館の学びとは

博物館の教育普及の需要の背景と、博物館における「学び」の特性について述べられています。学習原理として、学習者は周りの環境とのインタラクション（相互作用）を通じて能動的に自らの知識を再構成とするハインの「構成主義」に対して、来館者が展示内容とかわるための視点が必要であるとして「反表象主義」の考え方を示しています。

(注1) 小中学校の学習指導要領では、各段階における社会や理科、美術、総合的な学習の時間等で博物館や美術館といった社会教育施設を利用することが明記されています。これにより、博物館側も、自らが作るコンテンツを一方向的に与えるのではなく、学校教育が何を必要としているのかというニーズを知るために、より積極的に学校側との連携を図る必要があると考えられます。これはテキストで取り上げられている事例も学齢児童を対象としたプログラムがほとんどであることから気づくでしょう。また、2023年に施行される改正博物館法は「(博物館は) 地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(「文化資源」)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の連携を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。」としており、高齢者や乳幼児、障がい者等を含むあらゆる人々を対象とした取り組みが求められています。

(注2) ジョージ・E・ハイン著 鷹野光行監訳『博物館で学ぶ』同成社 2010

(注3) 小川義和「博物館における学びの特性」『展示論-博物館の展示をつくる-』雄山閣 2010

(参考文献)

小原巖ほか『博物館展示・教育論(博物館学シリーズ)』樹村房 2000

木下周一『ミュージアムの学びをデザインする－展示グラフィック&学習ツール制作読
本』ぎょうせい 2009

ジョージ・E・ハイン著 鷹野光行監訳『博物館で学ぶ』同成社 2010

全国大学博物館学講座協議会西日本部会編『新時代の博物館学』芙蓉書房出版 2012

栗田秀法編著『現代博物館学入門』ミネルヴァ書房 2019

文部科学省 現行学習指導要領

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

Ⅱ. レポート設題 ※本科目はWEBポータルシステムからのレポート提出は不可です

1. 設題 ワークシートの作成

①任意の博物館を選び、そこで行われている展示に関するワークシートを自分で作成するとともに、②館の概要と対象とした展示の説明、ワークシートのテーマとねらい、対象者、運用形態、工夫した点、予想される成果について書きなさい。

※本科目はWEBポータルシステムからのレポート提出は不可です。必ず①と②の体裁を整え、郵送（窓口提出可）してください。

2. 設題の解説

①のワークシートはA4サイズ1枚とし、両面（表裏）を使用すること。自筆・ワープロいずれでも可。ただし、図や文字を切り貼りした場合は、原本ではなくコピーしたもの（配布できる状態のもの）を提出すること。見やすさや読みやすさ、わかりやすさを念頭に、美しさ、楽しさが感じられて、ミュージアムでの学びの意欲につながるものを作成して下さい。

②はレポートとして、文字数1600字程度、横書き、自筆・ワープロいずれでも可。ワークシートの題材に選んだ展示の見取図や配置図を適宜添付し、作成したワークシートの良さが伝わるよう工夫してください。

博物館情報・メディア論

科目担当者： 高橋平明

テキスト： 『博物館情報学入門』

E.Orna & Ch.Pettitt 編 安澤秀一 監修、水嶋英治 編訳（勉誠出版）

単位数： 2単位

科目区分： 博物館学芸員資格科目

配当年次： 2～4

科目ナンバリング： Q1T208

テーマ

博物館の「情報」とは何か。情報展示とメディアの関連性。

到達目標

博物館における各種情報の特質を理解して、その電子化（デジタル化）により展開する博物館活動の内容とその意義を理解する。

事前・事後学習

1. 博物館での「情報展示」を実際に体験すること。
2. IT技術やマルチメディアによる博物館情報の発信・公開利用の現状を体験しておくこと。

評価方法・基準（レポート）

レポート設題に対して、テキストの内容を踏まえて要点を整理し、論理的に章立てして論述できているかを評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容理解がなされ、到達目標に応じた着眼点、独自性に言及するものであるか否かを判断する。

履修上の注意事項等

『サブテキスト』の精読。

授業概要

本科目では、博物館学芸員として博物館における情報の意義と活用方法、および情報発信の課題や伝達手段としてのメディアとの関係などについて理解し、博物館で扱う情報の提供内容と活用等に関する基礎的な能力の取得を目指す。

博物館における「情報」とは、およそ「博物館の活動に付帯して生み出されるものである」という認識のもとに、本科目では以下の四つの内容を柱としている。

①博物館における情報・メディア

教育の各分野に占める視聴覚教育の役割が大きなものとなっているのは周知のことであり、教育機関である博物館における展示・解説の手法にも、それが応用されるようになり、機器類や関連技術の進歩には目を見張るものがある。これに加えて、国民の情報へのアクセス権の保障にみられるように、利用者側から積極的に情報資源に近づくことを可能とすることを目指す社会においては、各種のメディアを援用して公共財としての博物館等に蓄積された情報の公開・活用を推し進め、より一層社会的な還元をはかることが重要な課題となっていることを学ぶ。

②博物館情報・メディアの理論

博物館の機能として知られる諸活動は、学芸員によって維持されるものであり、その実際的な研究活動やその成果の展示・公開もまた、貴重な博物館資料となり、博物館情報であるという理論的な認識を学ぶ。それを踏まえたうえで、電子情報化（デジタル化）が進展する社会と歩を同じくして、博物館情報の電子化が期待され、その達成によりどのような博物館利用形態が可能になるか、すなわち「情報展示」という概念の進展やこれによって新たに発生する問題点が存在することを学ぶ。

③博物館における情報発信

博物館における情報資源の管理のあり方とデジタルアーカイヴの概念、インターネット社会における蓄積された情報の提供方法や公開利用、展示・解説器材やそれを支える技術のあらましなどについて学ぶ。

④博物館と知的財産

電子化された情報のもつ特性について理解を深め、知的財産権、特に著作権や個人情報（肖像権など）の理論や取り扱いの動向についての現状と課題に関する知識を学ぶ。

I. 学習指導

(はじめに)

情報理論によれば、「情報」の特質として、互いに脈絡なく一見すると断片的・孤立的な記録・記述などであっても、これが開示され閲覧提供されることにより、享受者側での分類や加除結合・連想展開という一連の操作過程の後になされる「解釈」によっては、新たな意味や価値を創造的に産み出す可能性を秘めているものとされている。それゆえに、まず第一義的に重要なことは、「情報」が公開・発信されていることであり、ついでその伝達方法もまた同様に大きな意味を持つことを示しているといえる。つまり、「情報」を媒介するもの、すなわち、メディアの介在なくしては提供できないということである。こうした考え方を現在の博物館のあり方と博物館の持つ情報に焦点をあてて具体的な活用や課題を学ぶことは、公共財となる博物館として、またそこにおいて機能すべき学芸員としても意味あることである。特にコンピュータ技術に支えられて技術的にも進化の著しい視聴覚的な提示手法を社会教育の一翼を担う機関として幅広く博物館活動に応用することは現実的に大いに意義があることと推察されるところであり、一部では成果を上げている。

通信革命が拍車をかけた情報化社会は、いまや世界的規模で諸分野に変革をもたらしており、博物館もいやおうなくその渦中に取り込まれているのが現状である。

もともと、実物資料を中心に収蔵し展示することを主たる活動としていた博物館が、その歴史を重ねるごとに収蔵資料の調査研究が進展し、展示公開が厚みを増してゆくなかで、ついには実物のみならず資料にまつわる知見や画像記録から科学的な分析結果などにまでわたる「情報」は、「博物館資料」のメタデータ (Meta Data) として認識され、蓄積されてゆくのは必至なことであった。したがって、博物館における情報を概観すれば、収蔵資料に係るものだけにとどまることなく、およそ博物館の活動に付随して生起するもの全般を包含するものと拡張的に考えねばならない段階に立ち至っているのであり、博物館のあつかう情報とは何であるか、いかに分類され、かつ、相互に深く関連する多面的なものであるかということを理解しなければならない。

特に電子データベース化やデジタルアーカイブの構築に代表される大量データの処理とその管理運用、さらには拡張されゆく博物館情報を「使える」公開情報として支えるのはコンピュータと通信の技術であるのは周知のことであり、今後のデータ標準化や知的財産権問題など国内のみならず全世界的な広がりを見込める関連知識の修得が迫られていることを理解しなければならない。

(学習の要点)

テキストの『博物館情報学入門』は、原題『Information Management in Museums』として1998年に Elithabeth Orna と Charles Pettitt の共著として刊行されたものの第一部を全訳したものとされる。これより先立つこと18年、1980年には両氏による『Information Handling in Museum 博物館における情報操作』が既に上梓されている。その第二版として本書が刊行された背景のひとつとして、80年代以降の急速なコンピュータ技術の向上とその情報処理への応用が一般的に普及する時宜に及んだことがあるという。その後、本書の内容は、博物館界にとどまらず、21世紀の現在にまでにつづく人間

文化全般に及ぼしている Information Technology (IT) 革命の波動スケールの大きさを予見していたものであったといえよう。

「博物館と情報」というと、一見わかりきった博物館の展覧宣伝に代表されるような実利的な内容にかかわる面とそれに付随した「情報」というやや抽象的な理論の両側面が存在し、どのような関連性を備えているものか、学習目的の具体的な範疇が判然とはしないように思われるであろう。

しかしながら、実のところ本書の射程には、原題が示すとおり、Management in Museum まさに「博物館運営」とのつながりを強く意識したものであることを学習に先立って理解しておくことが肝要である。特に、本書において博物館を「組織体」- Organization (有機体とも訳される) の訳語とみられるわけだが- という語によって表現することが多々みられるのは注意されることであり、それは我が国の博物館とはやや異なる職掌体系と人員配置の存在することを前提としていることに起因している。この点では「学芸員資格」しか存在しない現行の我が国の博物館組織の運営実態に促して理解しようとする、やや違和感や戸惑いがつきまとうことだろう。本書においてわざわざ「組織体」を用いるのは、当該の博物館が各専門家の寄り合い所帯的な意味を含むものと理解されるからである。すなわち、学芸員以外の存在として、保存・展示・管理・修理・研究・教育などといった複数の専門家が存在し、それら諸職が縦割りの的でなく、相互に協力し合いながら博物館を支えてこそ十全に機能するものとなる、という博物館運営の理想的な姿を構想しているものである。そのためには当然、各部門を横に貫いた情報の共有化の必要性が説かれるというわけである。それだけではない。本書における「博物館情報の利用者は誰であるのか?」といった自明的な問いかけもまた、内的・外的な博物館利用の有り方の再考にも直結するものである。ここに至ってはじめて「博物館における情報」を学習する意義があきらかとなってくるのであり、諸種の情報について共有と選択をはかることにより、館内的にはこれらの専門家が相互理解を深めることとなり、博物館機能の一層の充実が図られることとなり、対外的には展示・公開などの博物館の諸活動を通じた博物館のパブリック・アクセス面、すわち「情報公開と奉仕・利用」の推進を果たすことにより、公共社会における博物館の存在意義と使命の確認とに寄与することが最終的な目的とされていることが理解されてくる。多分野の専門資格者から構成される博物館組織が未来的・進歩的であるか否かについては、また別の議論があることはいまでもないが、本書に述べるような博物館情報論が20世紀末に取り沙汰された背景には、そうした専門的・垂直的活動の弊害が過去の博物館運営に存在したことに対する反省と次世紀への展望のあらわれとみることもできよう。翻って我が国の博物館をとりまく事情についても、博物館の公共的な存在意義とその使命の確認・提示とは、組織体の中身が異なろうとも重要な目標点であることに変わりはなく、「博物館情報」の提供は今後の博物館の公的な存在価値を保障するものとして重要な位置を占めるであろうことに気付かなくてはならないだろう。

先にも記したように、訳されなかった原著第二部としてケーススタディがあるという。したがって、本訳部分の第一部は理論編ともいべき内容となるが、それは概していえば、「博物館における情報の意義の理解」ということに尽きるであろう。本書では第1章から第4章までが理論的な内容を中心に述べられている。特に、「情報」というもの

が、「欠くことのできない知識の糧」であり、それを享受した人間によって「知識」へと変換され、それがまた人間社会に「情報」として提供されることで新たな「知識」が創造されるという特質をもつもの、とするところに情報論の核心があるといえ、その生産的なサイクルは学芸員の博物館活動を例にみても、首肯されるどころ多であろう。加えて情報を媒介する手段としての「メディア」の存在が重要なことも忘れてはならない。

一方、情報論は机上的なものだけではなく、あくまで博物館を舞台として実際の運用にかかわる部分があることはいうまでもない。第5章以下は、人員配置やその養成から具体的な運用体制・情報システムの設計方針や未解決の博物館資料の記述方法の標準化問題にまで及ぶもので、どちらかといえば実務的・技術的内容に傾くものであり、学芸員としては活用上の知識として習得が求められるものであろう。

いまや情報処理を支えるコンピュータ技術の世界は日進月歩であり、経時的な陳腐化にともなう情報機器やシステムの上位への移行は、もはや当たり前のこととなっているなかで、博物館における実物資料の保存・保管のみならず、過去に蓄積された知的情報データの移管や保管も、紙媒体資料の問題とともに電子データでも既に問題化しており、関心を寄せられたい。

最後に本書の各章の留意点等を以下に示したので、参考にしていただきたい。

第1章 博物館情報学 序論

- ①「情報」とは何を意味するのか。
- ②博物館環境のなかでの情報の意味するもの。
- ③情報管理の基礎的な意味。
- ④情報の利用者は誰か。何を期待しているのか。
- ⑤情報取扱の組織化と管理。

第2章 博物館情報とは何か？

- ①情報は「欠くことのできない知識の糧」。
- ②情報の知識への変換という意味の理解。
- ③博物館組織内での生産的かつ有機的な情報活用の意味。
- ④「表1.1. 情報論の今と昔」についての考察と理解。
- ⑤社会＝技術システム論を博物館活動に当てはめて理解。
- ⑥情報の定義と特異性や特徴。
- ⑦「表2.1. 目的と知識の包含」についての考察と理解。
- ⑧博物館情報の核心と三重構造。
- ⑨「表2.2. 必要な知識基盤を支援するための情報」についての考察と理解。

第3章 博物館情報の利用者

- ①誰でも潜在的な利用者の可能性。
- ②現代の博物館に必要な情報。
- ③処理量の問題。
- ④コンピュータシステムの利用。

- ⑤情報の付加価値創造。
- ⑥資料の精製と各種・各層の利用者について。
- ⑦博物館情報の目的の明確化と計画策定。

第4章 博物館情報のアクセス管理

- ①基本的情報と利用者・利用目的の把握。
- ②博物館での情報管理の歴史。
- ③情報技術（IT）の影響。

第5章 博物館の情報戦略

- ①情報活動を博物館の目的に関連させること。
- ②情報戦略の展開。

第6章 情報管理における人的資源

- ①人的資源。
- ②博物館知識の維持。

第7章 人的資源を支援する今日的技術の利用

- ①博物館情報の総合的管理。
- ②技術革新による情報範囲の拡大。
- ③著作権問題の理解と対応。
- ④人間と技術の創造的相互作用。

第8章 情報管理システムの調達と設置

- ①データ標準とは。
- ②コンピュータ・システムの実際。

第9章 情報管理システムの編成と稼働

- ①情報システムの編成。
- ②管理システムの実際的構築と運用。
- ③データ保護。

第10章 博物館ドキュメンテーション協会（MDA）

- ①博物館ドキュメンテーション研究の歴史的背景と活動。

解説 博物館情報学の現状と課題 水嶋英治

特に、1. 博物館を取り巻く環境の変化 4. データ標準化に向けては今後の動向を知るうえで重要です。

(補足事項)

博物館情報論における「メタデータ」について

博物館においては「収蔵品」、つまり「コレクション」に関連した情報が最も重要なものといえます。したがって、いずれの博物館でも必ず「収蔵品台帳」が存在し、これに記載されて、はじめて「博物館資料」（1次資料）となります。このとき、台帳にはどのような内容が記述される（ドキュメンテーション）のでしょうか。博物館収蔵品にして共通するものもあれば、各分野ごとに特有なものもあることも、また推察されるでしょうが、およそ一般的な事項の「書式」があり、学芸員が調書に採取した内容を反映しているはずで、例えば、[収蔵番号]・[名称]・[品質・構造]・[法量]・[収蔵年月日]などがあるでしょう。

こうした各事項に対する記述内容は、前述のとおり学芸員の日々の調査・研究活動により博物館資料から抽出された、あるいは創造されたもの、つまり博物館情報（2次資料）であります。これらの情報は、時間の経過とともに継続的に追加されていくという特徴をもちます。博物館では資料に関する情報の蓄積を過去から重ねてきているわけです。これまで紙ベース上に集積されてきた博物館資料の文字列情報をデジタルデータ化して、コンピュータソフトウェア（DataBase Management System）に管理させれば、容易に電子化されたData.Base（以下、D.Bと略記）を構築できます。つまり、博物館情報はD.Bとは親和性が高いといわれることがわかります。特に、「整理された情報」は、調書段階での「規則的な書式」に拠るところが大きいこともわかるでしょう。およそ、1980年代以降にPC（Personal Computer）の普及と能力向上にともない、漢字がデジタルデータとして扱えるようになってから博物館資料の文字列情報のデジタルデータ化が進展しました。

さて、メタデータ Meta Data ですが、文字の意味するところ Meta とは、「派生した」・「後から起こった」というような意味があります。つまり実物 [Data] に関する「データ」、[Data] の「内容データ」となります。「データのデータ」といわれるわけです。（※括弧の表記として [] と 「 」 の違いがあることに注意のこと）

例えば、「木造薬師如来坐像」という実物資料に対して台帳あるいは、調書には
対象実物資料 > [台帳] > [資料番号] > 「彫刻123」
対象実物資料 > [台帳] > [名称] > 「薬師如来坐像」
対象実物資料 > [台帳] > [品質構造] 「木造 彩色仕上」
対象実物資料 > [台帳] > [法量] > [像高] > 「45.6cm」

などと記載されています。前項 [■■■] に対するデータが後項 「□□□」であることがわかります。反対に後項 「□□□」 データからみれば、前項 [■■■] も実物の「データ」であり、Meta の「後に起こった」という意味が理解されるでしょう。上記のような関係は、博物館収蔵品に関わるだけのことでなく、人間の対象認識の方法のひとつでもあるといえるでしょう。人間は、認識方法を「単なる記憶」から、「文字記録」としてきたわけです。「百科事典」は、その最たるものともいえるでしょう。

さらに、Metaに「派生した」という意味があることに注意すれば、

[調書] > [資料番号] > 「彫刻123」 > [画像] > 「全図正面.jpg」

[調書] > [資料番号] > 「彫刻123」 > [赤色部材質分析] > 「蛍光X線分析結果」 > 「Chart 7」 > 「調査所見7」

[台帳] > [資料番号] > 「彫刻123」 > [展示記録] > 「1987年春季企画展」 > [展示解説] > 「第3展示室 西面パネル⑤」

などとも、記述されます。ここでは、データの形式は、「文字列」だけではなく、デジタル化された画像や音声などの「マルチメディア化された情報」にも展開されています。すなわち、対象資料に対する新たな問題意識や調査方法・展示公開方法に拠った情報内容・事項（項目）が派生的に追加されて、時間の経過とともに蓄積されてゆくわけです。

以上からメタデータとは、[Data] の Data である、ということがご理解いただけるかと思います。つまり、[Data] という事項に対する内容が「変数としての Meta Data」を意味しているわけです。D.B 検索機能の前提として Meta Data が存在しており、それは、主として学芸員の博物館資料に対する調査・研究活動にともない生成される博物館情報を豊かなものにするのが Meta Data であります。したがって「Meta Data から D.B」ということになります。Meta Data という特殊な Data があるわけではありません。

(参考文献)

坂井知志編 『博物館情報論』(博物館学シリーズ 5 樹村房 1999年)

全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 『新時代の博物館学』(芙蓉書房 2012年)

※『新時代の博物館学』では、①博物館資料=コレクションの重要性 ②その情報つまりコレクション情報とメタデータとの関係 に留意して、該当記述を精読することが肝要です。

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

博物館における情報の意義について述べなさい。

※必ず「章立て」をすること。

(3200字程度、横書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

レポートの記述にあたっての留意点は、「情報は知識の糧である」ことを踏まえて展示公開技術の有無提示・解説や批判に偏ることなく、博物館情報のもつ多面的な特質に

ついで言及し、公共財としての博物館にとって情報を公開・提供することの意義がいかなるものであり、結論として広い意味での博物館利用やその存在証明ともなることについて言及すること。

異体字

无	承	逃	州	紙	等	事	群	松	秋	トモ	こと
并	乐	遠	森	控	歟	畢	岸	略	和	トシテ	より
焄	壬	斗	最	様	年	靈	寅	養	崎	コト	トキ

水		金		土		火		木	
癸	壬	辛	庚	己	戊	丁	丙	乙	甲
キ みずのと	ジン みずのえ	シン かのと	コウ かのえ	キ つちのと	ボ つちのえ	テイ ひのと	ヘイ ひのえ	オツ きのと (イツ)	コウ きのえ

十干

亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子
がい イ	ジ いぬ ツ	ユ とり	シン さる	ビ ひつじ	ゴ うま	シ み	シ た ン つ	ボ う ウ	イ と ら	チュ う し ウ	シ ね

十二支

十干と十二支は、それぞれを組み合わせる順番を表し、60通りある。
 十干は、木・火・土・金・水の5つがあり、それぞれ「兄」「弟」に分けられる。
 甲子、乙丑、丙寅というように、十干と十二支を1文字ずつ順に組み合わせていき、11番目は甲戌、12番目は乙亥、13番目は丙子、14番目は丁丑、……60番目癸亥となる。

ま	ほ	へ	ふ	ひ
真 萬 末	穂 奉 保	邊 部	布 不	日 非 比
眞 萬 末	穂 奉 保	邊 部	布 不	日 非 比
間 滿 万	寶 本	遍 遍	婦 婦	飛 悲 飛
間 滿 万	寶 本	遍 遍	婦 婦	飛 悲 飛

や	も	め	む	み	ま
也 也 也	母 毛	目 馬 女	舞 武	微 三 美	麻
也 也 也	母 毛	目 馬 女	舞 武	微 三 美	麻
屋	裳 茂	妻 面 免	務 無	民 身 見	摩
屋	裳 茂	妻 面 免	務 無	民 身 見	摩

ぬ		に		な		と		て				
奴 奴 奴 奴 奴	尼 瓦	二 ここ	丹 丹 丹	仁 仁 仁 仁 仁	南 南 南	名 名 名	奈 奈 奈 奈 奈	等 水	止 止 止 止 止	傳 傳 傳	亭 亭 亭 亭 亭	天 天 天 天 天
怒 怒 怒	而 而	兒 兒 兒	耳 耳 耳	尔 尔 尔 尔 尔	菜 菜 菜	難 難 難	那 那 那 那 那	斗 斗 斗	登 登 登	而 而 而	轉 轉 轉	帝 帝 帝 帝 帝

		は		の		ね		ぬ				
羽 羽 羽	半 半 半	破 破 破	盤 盤 盤	波 波 波 波 波	野 野 野	農 農 農	乃 乃 乃 乃 乃	音 音 音	子 子 子	根 根 根	祢 祢 祢 祢 祢	努 努 努 努 努
	婆 婆	葉 葉	八 八 八	者 者 者 者 者	濃 濃 濃	能 能 能	能 能 能	寢 寢 寢	熱 熱 熱	念 念 念	年 年 年	

す	し	さ	こ
寸 寸 寸 寸 寸	之 之 之 之 之	左 左 左 左 左	己 己 己 己 己
須 源 流 須 源	事 事 事 事 事	散 散 散 散 散	許 許 許 許 許
数 数 数 数 数	志 志 志 志 志	差 差 差 差 差	故 故 故 故 故
春 春 春 春 春	師 師 師 師 師	沙 沙 沙 沙 沙	古 古 古 古 古
壽 壽 壽 壽 壽	四 四 四 四 四	乍 乍 乍 乍 乍	期 期 期 期 期
新 新 新 新 新	斯 斯 斯 斯 斯	佐 佐 佐 佐 佐	己 己 己 己 己

つ	ち	た	そ	せ
川 川 川 川 川	知 知 知 知 知	太 太 太 太 太	曾 曾 曾 曾 曾	世 世 世 世 世
都 都 都 都 都	地 地 地 地 地	堂 堂 堂 堂 堂	處 處 處 處 處	勢 勢 勢 勢 勢
頭 頭 頭 頭 頭	當 當 當 當 當	當 當 當 當 當	楚 楚 楚 楚 楚	聲 聲 聲 聲 聲
津 津 津 津 津	馳 馳 馳 馳 馳	多 多 多 多 多	所 所 所 所 所	瀨 瀨 瀨 瀨 瀨
徒 徒 徒 徒 徒	智 智 智 智 智	田 田 田 田 田	所 所 所 所 所	聲 聲 聲 聲 聲
頭 頭 頭 頭 頭	遲 遲 遲 遲 遲	當 當 當 當 當	處 處 處 處 處	勢 勢 勢 勢 勢

変体仮名

か	お	え			う		い		あ			
加	於	盈	縁	延	衣	雲	宇	異	意	以	愛	安
加 加 加 加	於 於 於 於	盈 盈 盈 盈	縁 縁 縁 縁	延 延 延 延	衣 衣 衣 衣	雲 雲 雲 雲	宇 宇 宇 宇	異 異 異 異	意 意 意 意	以 以 以 以	愛 愛 愛 愛	安 安 安 安
可			要	得	江	憂	有		移	伊	悪	阿
可 可 可 可			要 要 要 要	得 得 得 得	江 江 江 江	憂 憂 憂 憂	有 有 有 有		移 移 移 移	伊 伊 伊 伊	悪 悪 悪 悪	阿 阿 阿 阿

け		く		き			か					
気	希	計	求	九	久	記	喜	支	幾	賀	家	閑
気 気 気 気	希 希 希 希	計 計 計 計	求 求 求 求	九 九 九 九	久 久 久 久	記 記 記 記	喜 喜 喜 喜	支 支 支 支	幾 幾 幾 幾	賀 賀 賀 賀	家 家 家 家	閑 閑 閑 閑
稀	遣	介	供		具	季	木	貴	起	哥	嘉	我
稀 稀 稀 稀	遣 遣 遣 遣	介 介 介 介	供 供 供 供		具 具 具 具	季 季 季 季	木 木 木 木	貴 貴 貴 貴	起 起 起 起	哥 哥 哥 哥	嘉 嘉 嘉 嘉	我 我 我 我

Ⅱ. レポート設題

1. 設題

近世の文書・記録などから、近世文書の特徴と江戸時代の社会について述べよ。

(縦書き、手書き・ワープロいずれも可、三二〇〇字程度)

※手書きの場合は、ペン書き(鉛筆・シャープペンシル不可)。

2. 設題の解説

江戸時代に作成された文書には種々さまざまなものがあるが、公的な性格をもったものには、幕府や藩関係の史料と町方や村方の庶民によるものがあり、支配する側とされる側の立場の違いや町や村の自治など庶民生活の実態をみることができる。

江戸時代の社会における文書の役割などを踏まえ、古文書や古記録などを通して、江戸時代の社会について考察を加える。

レポートの論述内容は、江戸時代の概説にとどまらず、テキストに掲載されている近世文書などの具体的な史料から、江戸時代の文書の特徴や社会の実態を読み解くことが必要である。

の実例を見ながら、解読法を学ぶ。

- ・ 公的な文書や記録類（朝廷関係・幕府関係・藩関係・町方関係・地方関係など）は、くずし字も比較的読みやすいものが多く、判読の教材としても適している。ただし、解読にあたっては、特殊な歴史用語も多く、内容を理解する力が必要となる。
- ・ 私的な文書（借用証文や奉公人請状、離縁状など）や書簡・書状は、くせ字など書き手個人の特徴が表れるため、判読しにくいものも多い。しかし、様式については一定のきまりを持ったものもあり、それらの規則性を身につける。

- ・ 近世文書では、特有の用法や用語、慣用的に使用されている文字や語句もたくさんある。これらについても、実際の文書を読みながら学んでいく。

※解読をすすめるにあたっては、一つの文字や言葉にとらわれず、文書の書かれた背景を探るなど、周辺の歴史認識を深めることも重要である。

（参考文献）

〈書籍〉

テキスト一五九〜一六四頁掲載の参考図書を参照。

（参考ホームページ）

1. 国立公文書館 <https://www.archives.go.jp/>
2. 国文学研究資料館 <https://www.nijl.ac.jp/>
3. 新潟県立文書館 <https://www.preflib.niigatanigata.jp/>

（その他参考となる事項）

古文書解読のため、辞書・辞典類を活用すること。国語辞典や漢和辞典、古語辞典などはもちろんであるが、その他手元があれば便利なものをあげておく。

1. 児玉幸多編 『くずし字用例辞典』 東京堂出版
2. 朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編 『新版日本史辞典』 角川書店
3. 阿部猛編 『古文書古記録語辞典』 東京堂出版
4. 吉川弘文館編集部編 『日本史必携』 吉川弘文館

本講義では、近世の文書・記録・出版物等をも総称して「近世文書」と呼ぶこととする。

第2章 古文書の様式

一般的に「古文書学」といった場合、中世以前の文書をおもな学問対象としている。

これは、古代・中世の文書には公式令にのっとった一定の様式が存在すると思われる、近世の文書については、種々の内容・書式のものがあり、公式な名称も明確にされていないため、様式などの点においてはまだまだ議論の余地がある。

しかしながら、近世に作成された文書の数は、それ以前の文書に比すれば膨大なもので、現在日常生活において触れる機会のもっとも多い古文書も近世文書であるといえよう。

テキストでは、実践を踏まえて近世文書を中心に見ていくが、まずは中世以前の古文書の様式・分類について基礎知識を学ぶ。

第3章 近世文書の解説

1. 解説のための基礎知識

近世文書を解説するためには、まずいわゆるくずし字を読む必要があるが、これらのなかには異体字や変体仮名が存在するため、初心者にとっては判読が一層難しく感じられる。これらの文字については、覚えておく必要がある。

・まずは、近世文書に登場する変体仮名について学ぶ。

変体仮名とは、現在使用されているひらがなとは字源の異なった仮名文字をさし、一種類のひらがなに対していくつもの字体が存在する。近世に出版された版本などは、仮名書きのものやふりがなを付したものが多く見られる。これらの版本などで、変体仮名の判読練習を行うのもよいであろう。

なお、おもな変体仮名は別表の通りである。

・異体字について

異体字のなかには、近世文書のくずし字特有の合字や置換文字・略字などが存在する。

これら異体字のうち、頻出のものについては別表に掲げておく。

・干支について

年号のない文書や記録も多く見られるが、その場合干支の記述があれば重要な手がかりとなる。別表参照。

2. 解説演習

近世文書にはさまざまな書式・形態が存在しており、できるだけたくさんの文書に触れて慣れることが肝要である。テキスト

授業概要

歴史学研究に不可欠な史料の扱い方や解読法について学習する。

古文書の種類や様式について理解を深めるとともに、史料を読み解くための基礎的な知識を身につけ、読解力を養う。読解力を養うには、コツコツと学習をすすめていかなければならない。そのためにも、一年間じっくりと学習する必要がある。

また、内容の理解やその史料の歴史的意義についても考察する力を修得することを目的とする。具体的には、古文書としてもっとも身近な近世文書を用いて、いわゆる「くずし字」の解読などの実践的な学習を行う。

I. 学習指導

(はじめに)

古文書を史料として活用しようとする場合、まずその内容を理解しなければならない。史料について正しい検討を加えることが歴史学においてもっとも重要となる。

古文書や古記録を読み解くにあたっては、それらの書かれた歴史的な背景や意義を考える必要がある。いつ、何のために、なぜその文書が作成されたのか、さまざまな角度からの考察が欠かせない。

本講義では、古文書の様式論にとどまらず、近世文書を用いてくずし字の解読など実践的な学習を行うが、単に文字の判読法を学ぶだけでなく、内容を理解し考察するための力を身につけてほしい。そのためにも、テキストの学習にとどまらず、図書館等を利用して、さまざまな史料や文献に触れ、辞典や参考文献を活用して学習をすすめる必要がある。

(学習の要点)

第1章 古文書とは

古文書とはどのようなものをさすのか学ぶ。

古文書とは古い文献資料というように捉えがちであるが、一般には「差出人・受取人・内容を有し、その機能を果たし終えたもの」と定義付けされることが多い。したがって、紙に書かれたもののみを古文書と呼ぶとは限らない。また、文書と記録類をも含めて古文書と称することもある。

古文書学

科目担当者… 安田 真紀子

テキスト… 『古文書入門』

藤本 篤 著（柏書房）

単位数… 2単位

科目区分… 専門科目

配当年次… 3～4

科目ナンバリング… L5T304

テーマ

古文書とは何か。近世文書の解読。

到達目標

古文書の様式と機能について理解し、近世文書の解読法を身につける。

事前・事後学習

さまざまな文書や記録類に接する機会を持ち、くずし字に慣れる努力をすること。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ．レポート設題」の「2．設題の解説」に記載した内容に従って評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

設題に則した解答であるか、テキスト等の学習・理解が到達目標に達しているかを総合的に判断する。

履修上の注意事項等

参考文献や辞典類を活用し、学習を進めること。

次にまとめとして、三曲を通観した場合、世阿弥の特色とは何かを考察するという作業である。

三曲だけで論じること十分可能ではあるが、必要に応じて他作品も考察の対象に使うことは可能である。例えば同じ『源氏物語』の六条御息所を主人公とした〈野宮〉と〈葵上〉を比較するとか、世阿弥作の修羅能〈清経〉〈実盛〉〈忠度〉〈頼政〉も調査するとか、『伊勢物語』関連では〈雲林院〉〈小塩〉〈杜若〉などと比較するなど、行ってみても良い。

なお、本説作品や世阿弥伝書の引用は、使用本文を明記すること。また先行研究や注釈書などを参照している場合は、参照しているところで、個々に必ず出典注を入れて、誰の説を踏まえているのか明らかにしながら論じること。これがきっちりできない場合は、内容の如何に関わらず及第点は与えないので、注意すること。

⑤ 世阿弥・禅竹能楽論研究

- (ア) 世阿弥 禅竹 (表章・岩波書店1974)
- (イ) 新編日本古典文学全集 連歌論集・能楽論集・俳論集 (表章他・小学館2001)
- (ウ) 日本古典文学大系 歌論集・能楽論集 (西尾実他・岩波書店1961)
- (エ) 世阿弥十六部集評釈上・下 (能勢朝次・岩波書店1940・44)
- (オ) 能楽古典世阿弥十六部集 (吉田東伍・能楽会1909)
- (カ) 世阿弥新考・続世阿弥新考・世子参究 (香西精・わんや書店1962・70・79)
- (キ) 岩波講座能・狂言2能楽の伝書と芸論 (表章・竹本幹夫1988)
- (ク) 中世文華論集三『金春禅竹の研究』(伊藤正義・和泉書院2016)

II. レポート設題

1. 設題

能〈葵上〉〈敦盛〉〈井筒〉が、それぞれ本説の物語をどのように利用して作能しているかを、具体的に説明しなさい。それを踏まえ、世阿弥の本説処理法(典拠の物語をどのように利用して能がつくられているか、あるいは利用していないか)の特色をわかりやすくまとめなさい。

(三二〇〇字程度、縦書き、自筆・ワープロいずれも可)

2. 設題の解説

犬王の演じた〈葵上〉は世阿弥書き下ろし作品ではない。一方〈敦盛〉〈井筒〉は世阿弥の代表作である。

それぞれの本説処理法を具体的に例証しながら明らかにすること。その場合、『申楽談儀』に見られる世阿弥の言説にも注意して、世阿弥が各作品をどのように評価していたかにも注意を払う必要がある。

また必ず勉強して欲しいことは、各曲の本説である『源氏物語』葵巻、『平家物語』敦盛最期、『伊勢物語』二十三段と関連段、及び古注釈の内容に関して、実際に本文を読み、それがどのような形で利用されているのかを、比較検討する作業を行っていただきたい。

ここまでで課題の三分の二に相当する。つまりここまでを完璧に行っていれば、これだけで及第点に達することができる。そのくらい大切な作業である。

参考文献一覧

① 研究史・文献目録

- (ア) 『増補国語国文学研究史大成8 謡曲 狂言』(三省堂1977)田中允・金井清光他)
- (イ) 『中世文学研究の三十年』(中世文学会1985)

能楽研究(竹本幹夫)・狂言研究(橋本朝生)がこのときまでの研究史を概観。これ以後の研究史は、年度ごとに法政大学能楽研究所紀要『能楽研究』の「研究展望」を参照。

- (ウ) 国文学研究資料館「国文学論文目録データベース」(キーワードで見たい論文の目録を検索できる)
- ### ② 能楽通史基礎文献

- (ア) 能楽源流考(能勢朝次著・岩波書店1938)
- (イ) 岩波講座能・狂言Ⅰ能楽の歴史(表章・天野文雄・岩波書店1987)
- (ウ) 能楽大事典(小林責・西哲生・羽田昶、筑摩書房2012)

③ 各曲解題・謡曲本文

- (ア) 能・狂言必携所収「作品全覧」(竹本幹夫・橋本朝生編・学燈社1995)
- (イ) 古今謡曲解題(丸岡桂・西野春雄訂・能楽書林再刊1984)
- (ウ) 謡曲大観(佐成謙太郎・明治書院刊1954)
- (エ) 日本古典全書 謡曲集上・中・下(田中允・朝日新聞社1949・53・57)
- (オ) 日本古典文学大系 謡曲集上・下(横道万里雄・表章・岩波書店1960・63)
- (カ) 日本古典集成 謡曲集上・中・下(伊藤正義・新潮社1983・86・88)
- (キ) 新編日本古典文学全集 謡曲集1・2(小山弘志・佐藤健一郎・小学館1997・1998)
- (ク) 未刊謡曲集正31続22(田中允・古典文庫1963～98)

④ 作品研究

- (ア) 能謡新考(香西精・檜書店1972)
- (イ) 観阿弥・世阿弥時代の能楽(竹本幹夫・明治書院1999)
- (ウ) 能の主題と役造型(西村聡・三弥井書店1999)
- (エ) 歌舞能の確立と展開(三宅晶子・ぺりかん社2001)
- (オ) 世阿弥の中世(大谷節子・岩波書店2007)
- (カ) 歌舞能の系譜―世阿弥から禅竹へ(三宅晶子・ぺりかん社2019)
- (キ) 中世文華論集一・二『謡と能の世界』上下(伊藤正義・和泉書院2012～13)

ゐ中わたらひしける人の事とは、阿保親王と有常と大和国に住ける時、春日の里についぢをなして住ける時の事也。○子どもとは、有常が娘と業平と、おさなかりし事也。○井のもとに出てあそびけるといふは、二人の子互いに五歳にして井筒の指出たるに長をくらべて、これよりたかく成たらん時は、夫婦にならむと契りけり。……

同様に十七段・二十四段も紀有常の娘の物語であるという説が書かれている。このように、〈井筒〉は、『伊勢物語』本文からストレートではなく、室町時代の解釈に基づいて作られているのである。面白いのは、前シテ中入の段にある「契りし年は井筒」(テキスト16頁最後の地謡)で、注釈によると結婚の約束をしたのは五歳の時であったとされている。これに基づいての詞章なのである。古注釈が発見される前は、この部分の意味がわからず、様々な苦しい解釈がされていた。以前に出された謡曲集の注釈を比較して見るのも面白いだろう。

『伊勢物語』本文はおろか、古注釈にも一切触れられていないのが、4段「クセ」にある「互いに影を水鏡、面をならべ袖をかけ」(テキスト14頁)にある「水鏡」である。井戸の廻りで遊ぶ子どもならず覗き込むに違いないのだが、不思議とそのことに触れたものは存在しない。これは世阿弥の付加した要素のようである。というのも、この水鏡は後場のクライマックスで、業平になりきって舞を舞うシテが、昔のように水鏡して、そこに業平の面影を見るところ、クライマックスに用いられているのである。女は、懐かしいと思ひ、そう思ったことで、業平との一体感から離脱してしまう。

『伊勢物語』は金春禅竹作の可能性が高い〈小塩〉〈杜若〉でも使用されている。どのような違いがあるか、比較するのも面白いだろう。

- (注) 7 岩波新日本古典文学大系『竹取物語 伊勢物語』(秋山虔1997)
 小学館新編日本古典文学全集『竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語』(片桐洋一他1994)
 新潮日本古典集成『伊勢物語』新装版(渡辺実2017) など
 『伊勢物語全評釈』(竹岡正夫 右文書院1987)
 『伊勢物語全読解』(片桐洋一 和泉書院2013) などの注釈書も参照するとよい。
- 8 岩波日本古典文学大系『竹取物語・伊勢物語・大和物語』(今井源衛・阿部俊子1957)
 小学館新編日本古典文学全集『竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語』(片桐洋一他1994)
 講談社学術文庫『大和物語下』(雨海博洋・岡山美樹2006) など
- 9 『伊勢物語の研究』(片桐洋一 明治書院1969)

【『伊勢物語』二十三段と能〈井筒〉】

まず『伊勢物語』二十三段（注7）と『大和物語』（注8）一四九段を読み比べてみる。

1 この人たちは誰なんだろう。

「田舎わたらひしける人」とは。地方暮らしたが、どういう身分なのか。

2 『伊勢物語』には「井のもとに出でて遊びける」とあるが、何をして遊んだのだろうか。

3 なぜ河内の国高安の女に通うようになったのか。

4 送り出すときの女の気持ちはどう書かれているか。

5 「風吹けば沖つ白波たつた山夜半にや君がひとり越ゆらむ」

どういう意味だろう。なぜ沖つ白波が立つ、竜田山とするのか。

実は「白波」は平安時代には盗賊を意味することばであり竜田山は盗賊が出没することばで有名な危険な場所であったらしい。此歌はとても巧みな「有意の序詞」で作られた、優れた歌であるといえる。

6 「手づから飯匙とりて、けこの器物に」盛り付けるのはなぜだめなのだろう。

『源氏物語』蓬生巻に描かれる末摘花の様子、何もしないでただただ光源氏を待ちわびる生活をしてきたことがこの上もない美徳とされる。

7 河内国高安という場所柄

現代人が読む場合『大和物語』の方がわかりやすい、共感しやすいなどという感想も持たれるが、古典として評価が高いのは断然『伊勢物語』である。鎌倉・室町時代に注釈が多く出され、世阿弥は当時の理解に基づいて能〈井筒〉を作っている。

テキストを精読して欲しい。在原業平は在中将・昔男・まめ男などと様々な渾名で呼ばれる有名人である。相手は紀有常の娘とされ、井筒の女、人待つ女とも呼ばれる。死んでもなお愛し続ける女。業平の形見の装束を身につけ、業平の「移り舞」まねの舞を舞う。室町時代における理想の女性像が誕生した。世阿弥は自ら、〈井筒〉を「上花也」と最上級の評価を下している。

〈井筒〉は『伊勢物語』二十三段を中心とする恋物語を本説として作られているが、実は二十三段だけではなく、十七段と二十四段も利用している。このことをどう解釈するのかについて、鎌倉・室町時代の『伊勢物語』理解の研究が進む以前と以後では、まったく変わってしまった。『伊勢物語』二十三段と一緒に、十七段、二十四段も本文を読んでみてほしい。後シテ登場の段に、十七段・二十四段の和歌が引用されているのである。

ヒロインを紀有常の娘とすることも含めて、『伊勢物語』本文にはどこにもない情報満載の〈井筒〉である。これらは、室町時代の注釈書に書かれている説に基づいている。例として『冷泉流伊勢物語抄』（注9）を紹介しておく。

此能共を以て、新作の本体とすべし。

「修羅」とは修羅道に墜ちて苦しむ武将の亡霊のことである。世阿弥当時の考え方として、命は六道（天・人間・修羅・地獄・餓鬼・畜生）を輪廻する物であり、成仏して極楽へ行く（六道から逃れる）事が無い限り、永遠に輪廻する存在である。「軍体」は、修羅を演技する人体のことで、修羅能は、修羅を演技する軍体がシテとして登場する能のことである。

右の『三道』秀曲例には、傍線部のようにたくさんの軍体の能が上げられており、これらはすべて世阿弥作の能である。『風姿花伝物理学条々』の「修羅」の項目には、源平の名将で、花鳥風月に事寄せて、花やかに作るようにと論じている。また「修羅の狂ひ」、これは身体を細かく使った演技のことを指すが、鬼の演技でも舞の手でもだめであるとしている。そして弓矢・太刀などの武器を使うと書いている。つまり武器をリアルに使って演じるのだということがわかる。さらに実際の修羅能の戦闘シーンは、どの曲でも共通して、一人で演じるので、戦の様子をシテ一人がパントマイム風に演じるのが修羅の演技であるといえる。

『三道』では「平家の物語のままに書くべし」としているが、この「まま」とは具体的にどうということなのか、これを明らかにする必要がある。

さて、このような予備知識を得た上で、〈敦盛〉を取り上げる。

まず寿永三（一一八四）年の源平一の谷合戦について、どのような戦であったのか、理解しておいて欲しい。辞書や、『平家物語』の解説書などで、簡単に見ることができる。その上で、覚一本『平家物語』の敦盛最期（注6）を精読して、その内容をよく理解してほしい。

そして、次にテキストで能〈敦盛〉を精読する。

『平家物語』はどのように利用されているか、考察する。

『三道』秀曲例でわかるように、世阿弥作の修羅能は複数存在する。さらに『平家物語』の利用の仕方も様々なので、他の修羅能も読んでみて、世阿弥の言う「平家の物語のまま」が、実際にはどのような意味を持っているのか、考えてみよう。

（注）6 岩波新日本古典文学大系『平家物語下』（梶原正昭・山下宏明1993）

小学館新編日本古典文学全集『平家物語下』（市古貞次1994）など

新潮日本古典集成『平家物語下』新装版（水原一2016）は覚一本ではないが頭注が参考になる。

他に注釈書として『平家物語全注釈』（富倉徳治郎校注 角川書店1966）なども参照するとよい。

体力碎心。



是者、軍体ながら、寵景之見風残ば、児姿二曲の残花なるべし。力を体にして心を碎く宛てがい、能々心得可為。人形の心体くはしく見明可有也。

三体之人形、已上。自是身動足踏生曲移

『三道』（応永三十（二四二三）年）

一、軍体の能姿。假令、源平の名将の人体の本説ならば、ことにく平家の物語のまゝに書べし。

是又、五段の程らい、音曲の長短を計らふべし。又、入り変りて出る事あらば、後の切れに曲舞などあるべし。しからば、破が急へかゝるべし。かやうなる能は、六段などにもなるべし。又、入り変らねば、四段なるもあり。能によるべし。初めの切れを引き寄せて、短かくと書べし。

軍体の風体、本説によるべきほどに、書やうのかゝり、一偏に定まるべからず。音曲なども短かくと書きて、急をば、修羅がかりの早節にて入べし。人体によりて怒りてよかるべきもあるべし。けなげかる節かゝりにて、揉みくゝとあるべし。

軍体の出物、定めて名のり声あるべし。心得て書すべし。

一、大よそ、三体の能懸、近来押し出だして見えつる世上の風体の数々。

八幡 相老 養老 老松 塩釜 蟻通 如此老体数々。

箱崎 鵜羽 盲打 静 松風村雨 百万 浮船 檜垣の女 小町 如此女体。

通盛 薩摩守 実盛 頼政 清経 敦盛 如此軍体。

丹後物狂 自然居士 高野 逢坂 如此遊狂。

恋の重荷 佐野の船橋 四位の少将 泰山もく 如此碎動風。

参考書として編纂された「源氏寄合」と呼ばれる資料などだろうか、い知ることができる。

次に、能（葵上）をテキストで精読し、能の特色を把握する。これについては受講者が個々に調査・分析・考察してほしい。また同じ六条御息所をシテ（主人公）とする能（野宮）が存在する。こちらは世阿弥の娘婿金春禅竹作と考えられるが、（葵上）で描かれていない六条御息所像を描き出して興味深い。比較しつつ読んで、その特色を理解しておいてほしい。

（注）1 岩波日本思想大系『世阿弥 禅竹』所収『世子六十以後申楽談儀』（参考文献⑤（ア））など参照のこと

2 新潮日本古典集成『源氏物語二』新装版（石田譲二・清水好子2014）所収の本文

岩波新日本古典文学大系『源氏物語一』（鈴木日出男1993）

新編日本古典文学全集『源氏物語二』（阿部秋生他1995）なども参照するとよい。

3 『新・源氏物語必携』（鈴木日出男 学燈社1997）

4 三宅晶子『歌舞能の系譜』五一一「六条御息所の変貌」（参考文献④（カ））参照

5 『源氏物語古注積叢刊』（中野幸一編 武蔵野書院刊2009・10）など

【『平家物語』敦盛最期と能〈敦盛〉】

平敦盛を主人公とする能〈敦盛〉は「修羅能」というジャンルに属する、世阿弥作の名曲である。世阿弥は『風姿花伝』『二曲三体人形図』『二道』などの能楽論の中で、修羅能関連のことを数多く言及している。各自で能楽論を確認してもらいたい。が、一応重要な幾つかの記事を掲載しておく（使用本文は注1（17頁）による）。

『風姿花伝第二物学条々』（応永七（一四〇〇）年）

修羅

これ又、一体の物なり。よくすれども、面白き所稀なり。さのみにはすまじき也。但源平などの名のある人の事を、花鳥風月に作り寄せて、能よければ、何よりもまた面白し。是、ことに花やかなる所ありたし。

これ体なる修羅の狂ひ、や、もすれば、鬼の振舞になる也。又は舞の手にもなる也。それも、曲舞がかりあらば、少し舞がかりの手づかひ、よろしかるべし。弓・箭ぐひを携へて、打物を以て嚴とす。その持ち様・使ひ様をよくくうかがひて、その本意をはたらくべし。相構々、鬼のはたらき、又舞の手になる所を用心すべし。

『二曲三体人形図』（応永二十八（一四二二）年、野上記念法政大学能楽研究所蔵）

軍体

菊のけしきはめる枝に、こきあをにひのかみなるふみつけて、さしをきていにけり。いまめかしうもとて見給へは、宮す所の御てなり。(葵)

5 それを満足させられるだけの経済力がある。

生霊Ⅱそれしか自己表現の方法のない悲しい女の姿

中途半端で弱い性格ゆえに、これしか方法がなかった

こちらが恐れ入るような、りっぱな賢い人という設定ではない

中宮の御は、みやす所なん、さまことに心ふかく、なまめかしたためしには、まつ思ひいてらるれ

源氏が紫の上に語った言葉(若菜下)

結構普通の人Ⅱ万人の共感を得る

『源氏物語』を室町時代、すなわち(葵上)成立時代にはどう読んでいたのだろうか。室町時代にはたくさん『源氏物語』注釈書が書かれ、『源氏物語古注釈叢刊』(注5)などで、確認することができる。今川範政の『源氏物語提要』(永享四年(一四三二)年奥書)では

第六葵卷

賀茂の祭、けふ十二日の事なるに、見物貴賤袖をつらね、……葵上は常さへ物見などには出給はぬに、ましてた、ならぬ御み也。されともいさなひ奉り、俄に車をかさり、花やかに出立見物し給へり。又、六条みやす所も源氏の勅使と聞て物見のために出給ふ。是はしのひ車也。然る所に、みやす所の車をたて給所へ葵上の車を入るとて、さきをはらひ、其車のけよといへとも、のけす。さすか、みやす所の車なれば也。葵上は時の関白の威勢なれば、権威につのりたる若もの共、みやす所の車の長柄をおし折、ひとたまへのかたへをしやられ、隨身なともうちたをしなとせしを、みやす所くちおしく、かなしく思ひて、

かけをのみみたらし川のつれなきに身のうきほとそいと、しらる、

源氏も物見車にて出給へとも、みやす所のかたを見やり給はされは、いよ／＼うらめしく、かく詠して見物せずしてかへり給ふ。賀茂祭の車あらそひとは是也。此うらみはらたち心にあまり、葵上のくわんらくは此みやす所のをんりやうとそ。さる程につゐにとりなをし給はすしてかくれさせ給へり。くるまあらそひのはらたちといひ、源氏にとわれさるうらみといひ、彼是につけての事也。……

六条御息所が生霊と成つて葵上を取り殺す原因は、賀茂の祭りの車争いにあると、断言している。

室町時代の人々には、室町時代特有の『源氏物語』理解の仕方がある。それらは多く現存する注釈書や、連歌を詠むときの

あるということ、ドラマチックで最初に勉強するには適当であること、世阿弥も一部改作しているらしい関連曲であること、世阿弥書き下ろしの能と比較するのにちょうど良いという点で、〈葵上〉を選曲している。

※テキスト以外の注釈書としては、「参考文献」③に掲げた各種謡曲集や、檜書店刊の対訳で楽しむ能のシリーズを適宜参照すると良い。各曲解題や補注も参考になる。

【『源氏物語』葵巻と能〈葵上〉】

近江猿楽の犬王が演じたことを伝える〈葵上〉（『申楽談儀』参照のこと、（注1））は、『源氏物語』葵巻を本説（典拠）にして作られている。光源氏の正妻である葵上に対して、源氏の年上の恋人である六条御息所が、嫉妬し思い悩み、生霊となって葵上を取り殺してしまう物語である。

まず『源氏物語』葵巻における、葵上と六条御息所の確執の場面を読んでいたきたい（注2）。そこに描かれている葵上と六条御息所の物語をよく理解し、それぞれの人物像の特色を把握する。

『源氏物語』年立 葵巻（注3）

源氏二十二〜二十三歳 大将 葵の上二十六歳（没） 六条御息所二十九〜三十歳

*すでに前年、桐壺帝讓位、朱雀帝即位、藤壺中宮腹皇子（冷泉院）東宮となる。

*六条御息所、源氏との仲を苦慮。*葵の上懐妊。

*四月、御息所、葵の上と車争いに恥辱、さまよい出る生霊が葵の上を苦しめる。

*葵の上、男子（夕霧）を出産、まもなく御息所の物の怪に襲われて急死。

*源氏、深刻に無情を思い人間の妄執に恐懼。出家を真剣に考えるが決行できない。

*冬、四十九日が過ぎて葵の上邸を辞去した源氏、やがて紫の上と新枕を交わす。

『源氏物語』の中の六条御息所とはどういう人か（注4）

1 誇り高い（大臣家の息女・前東宮妃・桐壺帝も求愛（葵））

2 物事を思い詰めて考える。

3 世間体を気にする。

4 当代きつての教養人。仮名文字の名手。洗練された趣味。当世風・流行の最先端。

心にく、よしあるきこえありて、むかしより名たかく物し給へは、野の宮の御うつろひのほにも、おかしういまめきたる事おほくしなして、殿上人ともこのまじきなどは、朝夕の露わけありくをその比のやくになむする……（葵）

I. 学習指導

(はじめに)

能は古典文学の宝庫である。能を知ると、その能の典拠としている古典文学、たとえば『古今和歌集』『源氏物語』や『伊勢物語』『平家物語』などにも通じることができ、また能は江戸時代や明治時代の文学にも大きな影響を与えており、特に俳句や浄瑠璃・歌舞伎などには、必ず必要な知識である。能の世界を知ることによって、日本古典文学の代表的な作品を、同時にかなりカバーできるといふ利点もある。

能と狂言を一括して「能楽」という名称は、明治時代以降使用されるようになった言葉である。それ以前は「猿楽」と呼ばれ、遠く奈良時代に唐の「散楽」(宮廷音楽のうち正当の楽である雅楽に対して、娯楽性の強い楽舞)が伝来したのがその始まりである。鎌倉時代になると「さんがく」が転訛した「さるがく」に「猿楽」という字をあてて用いられた。そのころの猿楽の芸が、滑稽な物まねであったことも影響しているらしい。田楽が日本古来の田遊びに端を発しているのは、発生においてまったく性格を異にしている。

猿楽が劇形態として成長すると、芸能という意味の「能」を付けて「猿楽の能」と呼ばれるようになる。同様に田楽は「田楽の能」である。両者は役者の交流も多く、演目も共通していた。しかし田楽は室町時代に廃れ、猿楽は観世座を中心に歴代の足利将軍に贖戻にされて発展する。能という言葉が、世阿弥時代には「猿楽の能」を意味する固有名詞となるのである。

観世座二代目大夫世阿弥元清(一三六三年あるいは翌年一四三六年以降)が十二歳の時、三代将軍足利義満が初めて観世座の猿楽を見物した。観阿弥の芸と世阿弥の美童ぶりを気に入った義満は、以後生涯観世座を庇護する。

観阿弥作の能は現在〈自然居士・通小町・卒都婆小町〉三曲しか伝わっていない。それも世阿弥によって一部改作されている。観阿弥には不明な点が多いが、都に進出する際に、徹底的に貴族階級の趣味嗜好を研究し、彼らが満足する演能を心がけたに違いない。作品の内容を彼らの教養に合わせ、演技は美しく洗練させる。そして息子の世阿弥には貴族的な英才教育を受けさせた。後に世阿弥が古典を題材にし、詩歌の言葉を自在に操って美しい能を数々作り出したのは、少年時の教育と環境に負うところが大きであろう。

世阿弥は応永十五(一四〇八)年に義満が亡くなるまでの約三十年間、義満の育てた北山文化の中に生きた。世阿弥の能には、北山文化が色濃く反映している。北山文化の生んだ最も大きな華が世阿弥の能であるといっても過言ではあるまい。

(学習の要点)

今回取り上げる能は、世阿弥の代表作〈敦盛〉と〈井筒〉に加え、近江猿楽の犬王という、年齢的には観阿弥と世阿弥の間くらいの名手が演じた『申楽談儀』に伝えられている〈葵上〉を取り上げる。なにより『源氏物語』を上手く利用した名作で

評価方法・基準（レポート）

レポート課題を正しく理解していること、論点を的確に把握して調査・分析・考察できていること、能・典拠の古典作品が正しく読解できていること、先行研究・参考文献を踏まえる度に明示すること、自分なりの考えが明確に示されていること。以上を総合して判断する。

評価方法・基準（科目修得試験）

各能の内容・特色、典拠の古典作品の内容を正しく理解しているかを中心に、到達目標などを勘案して総合的に判断する。

履修上の注意事項等

引用本文、及び参照している先行研究や参考書は、踏まえる度に注として明示すること。

授業概要

「歴史文学論」という科目で扱う内容としては、「歴史を題材とした文学」を取り上げるのが一般的な方法なのであろうが、本科目では、ちよつと別の観点からの歴史文学論を取り上げたいと考えている。

たとえば平安時代に成立した『伊勢物語』『源氏物語』などは、長い時を経て現代も古典文学として愛読されているが、実は時代によって作品の形態や、解釈の仕方、楽しみ方など、様々に変化して現代に至っている。古典文学の享受史を確認することによって、古典文学の理解には、時代的特色が色濃く反映するという事実を知ることができる。それを確認した上で、現代人として改めて古典文学を読むと、また違う世界が見えてくる筈である。

『源氏物語』『葵の巻』を典拠とする能（葵上）、『平家物語』『敦盛最期』を典拠とする能（敦盛）、『伊勢物語』二十三段とその関連段を典拠とする能（井筒）を取り上げ、それぞれの典拠とする古典作品が、室町前期にはどのように理解されていたのか、それをどのように利用して能という新しいジャンルの作品を生み出しているのかを明らかにしたい。

それによって、現代人が理解している古典文学の世界が、中世という別の時代にはどのように理解されていたのかも知ることができる。

歴史文学論

科目担当者…	三宅晶子
テキスト…	『対訳でたのしむ 葵上』、『対訳でたのしむ 敦盛』、『対訳でたのしむ 井筒』 三宅晶子 著（檜書店）
単位数…	2単位
科目区分…	専門科目
配当年次…	2～4
科目ナンバリング…	L5T202

* 二〇二四年四月から新テキストに変更（予定）となります。テキストが変更となった場合、レポート設題、科目修得試験設題も変更となります。現在のテキストで単位修得を目指される方は、計画的に学習を進めてください。
二〇二四年四月から新テキストに変更となった場合、学習履歴（レポート合格⇨科目修得試験受験資格）は引き継がれませんので、ご注意ください。

テーマ

古典文学作品の読解を通して文学に関する知見を深めると共に、古典文学史についての様々な問題についての実態を理解する。

到達目標

能〈葵上〉〈敦盛〉〈井筒〉それぞれの作品の特色を把握する。それぞれの典拠としている『源氏物語』葵の巻・『平家物語』敦盛最期・『伊勢物語』一二三段とその関連段について、内容を理解する。それぞれの能では、典拠の作品をどのように利用しているか分析し、その特色を理解する。

事前・事後学習

能について歴史的な流れと能というジャンルの特色を、凡そ理解しておく。

実際に能楽堂に赴き、能を鑑賞する。違う能でもよい。不可能な場合はDVD、あるいはYouTube映像でもよいので、実際の舞台を鑑賞するのが望ましい。

(D) 江戸時代の日記

① 【義演准后日記】
ぎえんじゆこうにっき

文祿五年（一五九六）閏七月十三日

十三日、霽、今夜丑刻大地震、禁中御車寄其廊顛倒、南庭上二敷御座（後陽成天皇）主上行幸云々、京都在家顛倒、死人不知其数、鳥部野煙不断、（中略）伏見事、御城・御門・殿以下大破、或顛倒、大殿守悉崩テ倒了、男女御番衆数多死、未知其数、其外諸大名ノ屋形或顛倒、或雖相残形計也、

② 【隔莫記】
かくめいき

寛永十四年（一六三七）三月廿五日

廿五日、巳刻退出、自廿二日、到今日、於（後水尾上皇）仙洞、三日三夜之御遊興、遊事有拾八色、尤有和漢・詩歌・蹴鞠・楊弓・碁・上懸物・香、其外様々御遊興有、拜領之鬮取、美麗難尽筆頭也、予（風林承章）金子壹步拾、鬮取之拜領也、自前夕、到今晨、御酒宴也、三日三夜、予暫時亦不須眠、三日三夜之間不眠也、五十人余之衆、皆就眠也、

(C) 室町時代の日記

① 【後愚昧記】

永和四年（一三七八）六月七日

七日、雨下、及晚聊晴、今日祇園御輿迎也、（中略）大和猿楽（藤若世阿弥）児童称觀世之猿楽法師子也、被召加大樹（足利義満）棧敷、見物之、件児童、自去比大樹寵愛之、同席伝器、如此散楽者乞食所行也、而賞翫近仕之条、世以傾奇之、連々賜財産与物於此児之人、叶大樹所存、仍大名等競而賞賜之、費及巨万云々、比興事也、

② 【大乘院寺社雜事記】

応仁元年（一四六七）五月十七日

十七日、小雨、

一、京都事外物念、山名（持豊、宗全）入道・畠山（義就）衛門佐・斯波（義廉）治部大輔・土岐（義直）・一色五人同心、一色在所（室町殿）四足前、各会合、今一方畠山（政長）少弼・細川（勝元）・京極（持清）入道以下、自余之大名・近習者云々、又去正月如世改可有之云々、仏法・王法・公臣之道、此時可断歎、可歎々々、

(B) 鎌倉時代の日記

① 【玉葉】

文治元年（一一八五）十一月二十八日

伝聞、頼朝代官北条丸（北条時政）、今夜可謁経房（吉田）云々、定示重事等歟、又聞、件北条丸以下郎従等、相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国、不論庄公、可充催兵糧、段別五升、非啻兵糧之催、惣以可知行田地云々、凡非言語之所及、

② 【岡屋関白記】おかのやかんぱくき

寛元四年（一二四六）六月九日

九日、丙申、晴、此間世間不静、每夜連日回祿、又関東有事云々、入道大納言廻謀察、相触武士等、欲討時頼（北条）、泰時朝臣末子、兄経、時死去之後執權之者也、又令行調伏祈等、此事発覚之間騒動、搦取前兵庫頭定員（藤原）、令拷問之間承伏云々、定員子息焼彼間書状等自殺云々、可謂賢歟、入道被幽閉云々、使者輒不通、仍京都人不知実説、東山辺可有怖畏云々、（藤原道家）

(A) 平安時代の日記

① 【中右記】
ちゆうゆうき

永長元年（一〇九六）六月十二日

此十余日間、京都雜人作田楽互以遊興、就中昨今諸宮・諸家青侍・下部等皆以成此曲、昼則下人、夜又青侍、皆作田楽滿盈道路、高發鼓笛之声、已成往反之妨、未知是非、時之天言所致歟、寄事祇園御靈会、万人田楽不能制止也、

② 【玉葉】
ぎよくよう

治承四年（一一八〇）六月二日

二日、天晴、卯刻、行幸於入道相国福原別業、（平清盛）法皇・上皇（後白河法皇）（高倉上皇）同以渡御、城外之行宮、往古雖有其例、延曆以後、都無此儀、誠可謂希代之勝事歟、敢無知由緒之人、（中略）或説、可有遷都云々、縱雖可然、忽臨幸如何、事体可謂物恠、必有其徵歟、（中略）凡異議紛紜、巷説縱横、緇素貴賤、以仰天為事、只天魔謀滅朝家、可悲々々、

《レポートの書き方の例》

〔後法興院記〕
ごほうこういんき

文正元年（一四六六）九月六日

申刻許、東方有火事、又入夜、乾方有火事、悪党・物取等令乱入酒屋云々、（中略）如今者、京中堪忍難叶者歟、迷惑之外無他、

〈原稿用紙1枚〉

〔釈文〕

申の刻ばかり、東方火事あり、また夜に入り、乾方火事あり、悪党・物取ら酒屋に乱入せしむと云々、（中略）今のごとくんば、京中の堪忍叶い難きものか、迷惑のほか他なし、

〈原稿用紙1枚〉

〔大意〕

申の刻頃（午後四時頃）、東の方角で火事があった。また夜になって乾（北西）の方角でも火事があった。そして、悪党や物取らが酒屋に乱入したということだ。（中略）今のような状態では、京都市中に住む人々も辛抱ができなくなるだろう。途方にくれるしかないありさまだ。

ること。

- ・各日記がどのようなものであるのか、また各年月にどのようなできごとがあったのかなどについて、日本史事典や日本史年表などで確認しておくとか大意をつかむ際に参考となる。
- ・なお、大意を書くというのがむずかしくそうであれば、逐語訳のようにしてみてもよい。ただし、外国語の翻訳と同様、古記録を読解する際にも意識をした方が内容を正確に理解できる場合も多いので、レポート設題では大意ということにした。
- ・**解答以外のことは一切書かないこと。**（質問は、質問票に書くこと。）

※次に、《レポートの書き方の例》を記しておくので、参考としてほしい。（「大意」の部分は、ここでは逐語訳に近いかたちにしていく。）

(参考文献)

テキストと同様にいくつかの文献史料を取りあげつつ、「釈文」(読み下し)や「注解」(解説)などが付された書籍をつぎにくつか紹介するので、これらも参考にして読解の力を養ってほしい。

芥米一志『日本史を学ぶための古文書・古記録訓読法』(吉川弘文館)

高橋秀樹『古記録入門』(東京堂出版)

歴史学研究会編『日本史史料 2 中世』(岩波書店)

なお、古記録全般については、飯倉晴武『日本史小百科 古記録』(東京堂出版)、高橋秀樹『古記録入門』(東京堂出版)が参考となる。

また、語句や歴史用語などについてくわしく調べようとする際は、大学図書館や大きな図書館にある『日本国語大辞典(第二版)』全13巻(小学館)や『国史大辞典』全15巻(吉川弘文館)が参考となる。

II. レポート設題

1. 設題

後述(A)～(D)から、ふたつを選んで、おのの「釈文」(読み下し)を記し、「大意」(内容のあらまし)を記しなさい。

2. 設題の解説

・(A) 平安時代の日記①②、(B) 鎌倉時代の日記①②、(C) 室町時代の日記①②、(D) 江戸時代の日記①②、となっているのです。このなかからふたつを選んでレポートにすること。

・選ぶ際は、たとえば、(A)①②と(C)①②のように、同じアルファベットのなかの①②は分けずに、ともにレポートすること。

・原稿用紙(通信教育部レポート用紙)に縦書きで自筆で記すこと。(レポートは、清書したものを提出するのがルールです。したがって、ボールペン等、インクの出る筆記用具で書くこと)。

・レポートの書き方の順番と原稿用紙の配分は、最初に「釈文」、つぎに「大意」を記すこと。(A)～(D)の中からふたつ選び、「釈文」と「大意」のおのの原稿用紙1枚ずつに記すことになるので、合計8枚となる。

・どの文字をひらがなにするか、あるいは送りがなをどのようにするかなどについては、すべてテキストの「釈文」を参考にす

⑤テキスト科目は、テキストを読み、理解することが授業である。したがって、本科目では、テキストを読まず、①～③の作業をしないでレポートを作成・提出しても学習効果はあがらず、また合格する可能性も少ないことをあらかじめ確認しておいてほしい。

第4章 古記録演習（鎌倉時代の日記） 吾妻鏡／園太暦

ここでは、鎌倉時代の古記録の読解の練習をおこなう。
学習のすすめかたは、第3章の【注意】を参照。

第5章 古記録演習（室町時代の日記） 公定公記／兼見卿記

ここでは、室町時代の古記録の読解の練習をおこなう。
学習のすすめかたは、第3章の【注意】を参照。

第6章 古記録演習（江戸時代の日記） 御湯殿の上の日記／基熙公記

ここでは、江戸時代の古記録の読解の練習をおこなう。
学習のすすめかたは、第3章の【注意】を参照。

第7章 付録

古記録（日記）は、前近代のものであるので、暦や時間、あるいは文字、さらには独特な言葉（「記録語」）などがある。ここでは、それらのうち、基本的なものが示されているので、第3章／第6章の練習などの際に参照としてほしい。

第3章 古記録演習（平安時代の日記） 寛平御記と玉葉

第3章と第6章では、各時代の古記録（日記）の読解を実際に練習する。ここでは、平安時代の古記録の読解の練習をおこなう。

【注意】学習のすすめかた

第3章と第6章では、共通して、つぎの①～④のような点に注意して学習をすすめてほしい。

①テキストでは、各古記録ごとに、最初に「原文の一部」、つぎに「釈文」（読み下し）がならべてある。はじめてテキストを読むときには、初学者では、「原文の一部」からいきなり読んでいくことはむずかしい。

したがって、逆に「釈文」を読んでから「原文の一部」を読んで、どのように読んでいるのかを理解することにつとめる。

②二回目以降に読むときには、実践的に「原文の一部」をどのように読んでいくのか、自分で原稿用紙などに「釈文」（読み下し）を書いてみて、テキストの「釈文」と答え合わせをしていく。

これをくり返すなかで、まちがいが減ってくる、古記録を読む力が増してきたことになる。

③右の②の段階では、あわせてどのような内容が書かれているかを理解することにつとめなければならない。テキストには、「注解」があるが、最低限のものしか載せていないので、これだけでは理解できない場合も多い。

したがって、国語辞典や漢和辞典、あるいは日本史事典などを何度も開いて、語句を増やしその理解を深めていく必要がある。「原文」を読み下すことができ、その内容が理解できるようになって、はじめて読解できたといえるからである。

なお、その年月にどのようなできごとがあったのかを日本史事典や日本史年表で確認しておく、より理解が深まる。

④時代は、かならずしも第3章の平安時代からはじめなければならないということはない。関心のある時代のところからはじめて、範囲をひろげていった方が能率があるだろう。

授業概要

本科目では、日本前近代社会における文献史料のうち、とくに古記録こきろくとよばれる日記の講読をおこなう。古記録は、文献史料では古文書こもんじょについて信頼のおける史料とされているが、実は古文書を読む練習だけでは読めない部分も少なくない。また、日記といっても、現在でいうところの日記とは異なり、後日に他者が読むことを想定して書かれていたりする。本科目では、このような古記録がもつ特徴やその読解のしかたの基本についてまなぶ。

I. 学習指導

(はじめに)

古記録（日記）をふくめた文献史料を読解する力をつけるためには、史料にかかわるさまざまな情報を正確につかむこと、そしてたくさん史料を読んでいくことが必要である。本科目では、そのような文献史料のうち、古記録（日記）を読解する力をつけるために必要な基本的な知識の習得と練習をおこなう。

(学習の要点)

第1章 「一 記録と文書」 ～ 「八 日記の名称と用字・用語および文体」

古記録（日記）が文献史料全体のなかで、どのような位置にあるのか、また文書（古文書）などとの違い、あるいは古記録の特徴がどのようなものであるのかについて、その基本的な知識をまなぶ。

第2章 「九 平安時代の日記概観」 ～ 「二二 江戸時代の日記概観」

古記録（日記）とひとくちにいつても、時代によってそのようなすには大きな違いがある。ここでは、平安時代・鎌倉時代・室町時代・江戸時代における古記録には、どのようなものが具体的に存在するのか、またおのこの時代における古記録にはどのような特徴がみられるのかなどについての基本をまなぶ。

史学講読Ⅰ

科目担当者…	河内将芳 <small>かわうちまさよし</small>
テキスト…	『古記録学概論』 齋木一馬 <small>さいきかずま</small> 編著 (吉川弘文館 <small>よしかわこうぶんかん</small>)
単位数…	2単位
科目区分…	専門科目
配当年次…	1～4
科目ナンバリング…	L1T101

テーマ

古記録とはどのような文献史料か。

到達目標

古記録の読解能力を身につける。

事前・事後学習

日頃接している書物などに引用されている古記録に注意して、読解してみる。

評価方法・基準（レポート）

「Ⅱ、レポート設題」の「2、設題の解説」に記載した内容にしたがって評価する。

評価方法・基準（科目修得試験）

テキストの内容を十分に理解し、到達目標に達しているかを総合的に判断する。

サブテキスト

奈良大学通信教育部補助教材

発行 2023年4月1日

編集 奈良大学通信教育部

印刷 共同精版印刷株式会社



Nara University